文 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案参照条

目次

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)(抄)
資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)(抄)151
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)(抄)150
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)(抄)
保険業法(平成七年法律第百五号)(抄)
行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)
銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)
預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)(抄)
金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)(抄)
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)
労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)(抄)
長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)(抄)86
信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)(抄)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)
協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)(抄)
中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)(抄)67
水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)(抄)55
金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(抄)
農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)(抄)2
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)(抄)
担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)(抄)1
商法(明治三十二年法律第四十八号)(抄)

\bigcirc	匹	\circ	\bigcirc	\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0
金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十二号)(抄)	[号)(抄)	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)(抄)	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)(抄)	証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)(抄)	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)(抄)	会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)(抄)	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)(抄)	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号) (抄)	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)(抄)	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(抄)	確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)(抄)	社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(抄)	金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)(抄)

\bigcirc 商 法 朗 治 三十二 法 律 第 兀 + 八 号

第 ず五 る百万 三名 十組 五合 条契 約 居. 名 組 合 契 約 は、 当 事 者 \mathcal{O} 方 が 相 手 方 0 営 業 0 た め 出 資 を Ļ そ Ō 営 業 カン 5 生 ず る 利 益を 分 配 す るこ とを 約 することに ょ 0 て、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 効 力 を

\bigcirc 担 保 付 社 債 信 託 法 鈅 八 年 法 律 第 五. +

五関 十す 九る 号信)託 第事 十業 条の 及ほ びか、第 十次 -12 条掲 にげ 規る 定業 す務 るを 銀行 行うのこ 業と 務が 並で びき にる 同 法 第 士 一条に 規 定 チ る 銀 行 \mathcal{O} 業 務 同 条に 規 定す う る そ \mathcal{O} 他 0 法 律

マー・カー・ アカリニ ニー五(ニー 険九 る に 条業 兼会条保農労 信(農株そ長よ銀 務 前信営社に険業働に用略林式の期り行信の 各託法等お業協金規金)中会他信銀法託範 央社の用行へ会囲 金商法銀の昭社 庫工律行営和は 法組に法む五 (合よ(業十担 平中り昭務六保 成央長和に年付 法(銀年) 第成の律 九十営第 十九む石 三年業八 律に七 第第限号 条 12 規 定 す る 長 期 信 用 銀 行 \mathcal{O} 業 務 及 び 同 法 第 六 条 \dot{O} 規 定 す る 長 期 信 用 銀 行 \mathcal{O} 業 務 同 条 12 規 定 す

条号 (第第四二 項十 第一 九条 号を記 除 べく。及び Ű に第 規四 定項 す第 る十農号 林を 中除 央く。 金 庫 。 のに 業規 務定 す る 株 式 会 社 商 工 組 合中 坱 金 庫 \mathcal{O} 業

九八七。六五四三 百三 八 (号) 第 五 十三 条 六 項 第六 八号を除 \(\int_{\infty}\) に 規 定 す る 信 用 金 庫 \mathcal{O} 業 務 又 は 同 法 第 五. + 兀 条 五. 項 第 묽 を

号業第のい法同庫定庫 す七(和用和る年昭二金二 十五年律の律 上号法第業第 条、第第百 百 第九十三十 第九第五 九十十十 十八条八 九条(条条)第の 第第七二 一九項(第二項(を除く。 を除く。 八二号を除く。、 除を定し く除すに い。)及び第四人。)及び第四人。)及び第一人。)及び第一人の機業協同組織を持続した。 四第組働 項合金庫が条とは連 第規農合 六定業会 項す協の まる同業 で保組務 並険合 び会連に社合 第の会 百業の 条務業 に又務 規は 定同 す法 る第 外百

も一項 の条に の第規 ほ一定 か項す、にる 政規信 令定託 です務 め信を る託営 業会む 務社金 の融 業機 務関 \mathcal{D} 業

金 融 機 関 0 信 託 業 務 \mathcal{O} 兼 営等 に 関 す る 法 律 昭 和 + 凣 年 法 律 第 兀 十三 号)

営

成銀の

十行認 六そ可

年の、

法他

律の

第金

百融

五機

十関

四一

四号) 第二条(政令で定め)

第る

項の

にに

規限

定る。

る以

信下

託一

業金

及融

び機

次関

にし

掲と

げい

いる業

茶)

が (政 は、

令他

での

定法

め律

るの

も規

の定

をに

除か

くか。わ

以ら

下ず

信内

託閣

業総

務理

と臣

いの

う認。可

_を

を受

営け

むて、

と信

が託

で業

う

大

す

七六五四 三 二一き法元 の る 条 次財会財に財 信信 ° 平 第に産計産限産を託託 三掲ののにるの行受業 号げ取検関。管う益法 理業権第 (務売二) 託い等第 すう業八る。務項 信次(に託条信規 財第託定 産三受す と項益る 同及権信 じびの託 種第売契 類四買約 の項等代 財に

理 産お金業 にい融 つて商 い同品 じ取。引 て、 次 法 項 \mathcal{O} 信 和 託 一 十 二 業務 年 \mathcal{O} 種 法 類 律 第一 及 び方法に 五. 号) 規定 第六 する + 信 五 託 条 財 \mathcal{O} 産 五. 0 第 管 理 項 0 12 方 規 法 定 لح す 同 る ľ 信 方 託 受益 法 に ょ 権 n \mathcal{O} 管 売 理 買 を 行う を

る 遺 言 \mathcal{O} 執

イ にる得査す 掲事 げ項処 るに分 財関又 産すは のる貸 管代借 理理に 事関 務す る 代 理

国九

保十

3ニハロ 債債財 略務権産 ののの 履取整 行立理 て又 は

業 協 同 組 合 + 法 律 第 百

の貸付け には、その農 と を行うことが 業業で

成五条51社二間は写真ののに関案の目のののの下(は 定十第受の号接会のの生福関すに生的共事事貯事こ農 す第一け引及に員事経活祉する関産に同業業金業の業次 る一項を受び構に業済及にる施すす供化又又又節協の 土項の行け第成出に的び関施設るるさそははははに同事 地に規力を三す資附地大す設 施物れの生生定生お組業 設資る他活活期活い合の の土農にに積にて連全 運地業必必金必同合部 搬の労要要の要じ会又 、造働なな受な。には 加成の共物入資 あー 工、効同資れ金のつ部 、改率利の のたてを

の協き

経同る

営組

及合

び連

技合

術会

のを

向直 上接に又

関は

す間

る接

指に

導構

成

す

る

者。

次

項

及

び

第 闻

項

並

び

12

第

+

条

0

Ŧī.

項

及

び

第

九

保良の用供 管若增施給 で し は は に に し に に 医

売管す療 理る又流は 農設老 業 \mathcal{O} 目 的に 供するため \mathcal{O} 土 地 0 売 渡 貸付け 若 しくは交換又は農業水利施 設 0 置若 は

 \mathcal{O}

福

祉

関

す

るも

 \mathcal{O}

を

除

 \mathcal{O}

設

た関

めする

す施

る設

寸

体

協

約

 \mathcal{O}

締

にお定際行号るを帯位化る 作をで併託合 物すきせを(のるる行受以 うけてに 業行出 (協) 協) 高) 農組 組業合 合の^二 は経と `営い 組のう。 合事 員業) のをは、 委併 託せ前 に行項 により、となの事業 次がの にでほ 掲きか げる。 る不 動 産 を貸付 け \mathcal{O} 方 法に ょ ŋ 運 用 す ること又 は 売 n 渡 けこと を

合

員

(農業

協

同

組

合

連

合会に

あ

つて

は、

 σ

農

業

協

同

組

合

連

合

託 栽者 培の を所 耕有 作に に係 該当農 す地 る又 もは の採 林 と草 水 み放 な牧 し地 て(用地 す法 る~ 同昭 法和 第二二十 条七 第一法 項律 に第二 定する一百二十 0 農九 世を (学) を含第 む。)で 又一 託 は項 採に 草規 放定 牧す 地る を農 い地 , う 。同 第法

該 信 を す ること を 相 当 「とす ^る農: 産 省 令 で定 8 るそ 定 に \mathcal{O} か 他 カン \mathcal{O} わ 不 動 らず、 産 で 同 信 託 項 第三 引 一号又 受 î を行う は 第 干 号 際 \mathcal{O} そ 事 $\tilde{\mathcal{O}}$ 業を 委 をす 行うことが る者 \mathcal{O} で 所 き 有 に 係

引号すら地ら若委 のるのののし託第員 事当そ貸そくを一に業該の付のは受項出 を土所け所貸けの資 行地有又有付て事を は該転施転宅のかい 施用設用そ所、組 組設相の相の有次合 合の当売当他にの(員売農渡農の係事以 の渡地し地施る業下 たし等若等設転の-め又のしのを用全非には買く借建相部出 質入は入設当又資 次付れ貸れし農は組 のけ及付及て地一合 事をびけびす等部 業含そをそる(をと のむの含の当農併い 全。買む借該地せう。部)入。入土そ行。又のれ)れ地のう は事にのに又他こは 一業係事係はのと、 る業る当土が第 土 土該地で一 地施でき項 地 の設農るの質の業。規 0 売 付売以 渡 ڒؙؖ け渡外 (当又目 は 該は的 貸 土貸に 付 け 地付供 のけさ 当 区をれ 一つでであることがいることが 該 土 地 \mathcal{O} 変又相 更は当 画 し区と 形 質 画認 を変 又形め は質ら 更 住のれ 宅変るそ更も 又は ののの 他事を 住 の業い 宅そ う。 施 設 Ō を 他 建 下 同 0 施 ľ し

を行うことが

できる

又 は 手 形 \mathcal{O} 引受

引定 にす 該る 当証 す書 るを もも のつ をて 除表 で で っ さ ~_ħ 又る は金 有銭 価債 証権 券に 関該 連当 デす リる バも テの イ及 ブび 取短 引期 (社書債 面等 取を 次ぎ行 行 <u>-</u> 為第た 限号 るの 及 び 第 七 号に お 7 ľ 0 売

保 証 債 下この 一号に お 1 て 玉 債 等 V · う。 \mathcal{O} 引 受 け 出 L \mathcal{O} 目 的 を ŧ 0 てするも 0 を 除 ? ? 又 は 当 該 引 受 け 係

号権記編定他 にを名第社の お信証一債主 い託券章(務 てすに第年 でする係 特信る節短で定託債第期定 社の権一社め 債受並款債る 等益びにを証」権に規除書 一得債図流表 のす権証動示 引る法券化さ、計の平同画る (に成節にも 売限十第おの 目下律規該 的こ第定特) を号におり、第一年の取得又は一年のでは、一年のでは、第一年のではのでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、 すい第式発は るて二所行譲 も同条持に渡 のじ第人よりを。一払り 一他定同る 該債子款も 引に記につ 受準録規では対す にる権す銭 係有をる債る価除そ権 特証くの(定券。他民

譲

物の又大す臣品金は臣るが の銭媒が銀定 他金銭に係るa に限る。) 次号及び第一 次号及び第一 事国 十拠 務銀 ーし 条での外 の行 取の 十二にお 扱業 い務 \mathcal{O} 代 おい 理 いて て銀 又 一行 は 媒介 外法 国(銀昭 であ 行和 0 ー五 と十 五. て、 い六 う年。法 主務省令で定)律 を第 除五 8 るも) 号 の 第二条第二章 \mathcal{O} 限 の項 事に 業規

に該に該す

当まま

る行

も業を

を営

除む

社と以の法

債し下記(等てこ名明

有 価 証 券 関 連 店 頭 デ ij 事金同一テ 業銭じ地イをの。球ブ バ テ 行授一温取 1 う受の暖引 ブ 組を価化に 取 引に 合約格対該 のすそ策当 経るののす営取他推る 該当 の引の進入指標という。 を対しては標準を対している。 はできる。 ではできる。 す る も 性このす除 \mathcal{O} をれ数るく。 を 損に値法 除 な類と律) < $\overline{}$ で れ取ら十 あ が引であって かじめ当ま を表する つ て 主 務省令で 認て事百は め主者十代ら務間七理 れ省で号) たる合う 定 8 Ś ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} Š て主務省令で容別値と将来の八項に規定するので、 第六号 定お一るるめい定算も 事 業に るての定の も「時割 の金期当 当す △融に量 第等おそ ポデける 号リる他

は価代 差券。 金関第 の連十 授店 受頭号 会デの より二 つバの て決済されて決済され れ引当 るにす も係る のるも に有の 限価及 る。次は一般である。次は一般である。次は一般である。 て規め 同じ。) **)**証を で書除 あをする。 あつて、 第表 三示 号さ のれ 二る の金 事銭 業債 に権 該に 当該 す当

掲八証二れば年券十ら る法又八の 方律は条事 法第取第業

取

引

 \mathcal{O}

媒介、

取

次

ぎ

文

代

理

を

行うこと

が

でき

組るし三債第営条十事るバ合もく十券百等第三業事テはのは八の人に二年を業イ 内号受号和有)、容)託に十価第こ をとすよ るり 契行 約う に四引って よ一に回述 が表の遂行 の担 締保 結付 つてする信託といて、当該なりに規定する投資に規定する投資 又社 は債 その関 媒す 介える、信 に行各資限 係う号助度 る同に言に事法定業お 取託 次事 ぎ業 務第め務い 協に関する東端に係る事業 特に係る事業 若 しく は 事項行業事業にう業 代 理 規事 を 流定する ・ ・ 業(前 行う 事 業 信項 託の 前 業規 務定 項 にほよ \mathcal{O} 規 るり 定 事行 業う ょ ŋ 行う 業を 事 業

組

合員

 \mathcal{O}

た

め

に、

保

険

会

社

(保

険

業法

伞

成

七

年

法

(律第

百

五.

号)

第二

一条第

項

12

規

定

す

る

保

険会社を

V 、 う。

以

下

同

を

一号項 で 次口に規 に 座規定 政令で定め て 十債林 に第 六等水 掲簿定す 規百 条一産 る 常と省 カン 定三 カント 一は令 号、で ,若 ナ十 る記る特 号、でに次定 る 要載短定 る九 くは ŧ 件又期短 短条 規にめ のは農期 期の \mathcal{O} す記林社 \mathcal{O} そ 債十 定掲る 貸付 べ録債債 0 すげも 基 てに るるの に
該
り け 本 短もに 財 項 期の限 (前 社をる。 当定 に 産 号に するる \mathcal{O} 規定する そ業にのブ取っぎ 額 定な でれぞれ資産のとなって、 同項などでは、 同項などの債券をいう。 では、 同項などがでいる。 同様ないのでは、 同項などができません。 同様などのでは、 同様などのできません。 同様などのできません。 掲 \mathcal{O} **t t** \mathcal{O} めい か 過 るところによ げ のの 事 るも 半 とさ 短期投資 業を行 か 分 拠 お、第地いの年設つ第の託行券 割 \mathcal{O} い一区。条度並て六規法うの て事項内 ににびは号定そ振私 政業第に おおに、のはの替募 令年二お いけ第主規 で 出 を 払 る うことがで 法取第 外 除 流す第 \mathcal{O} 法 L より、 動る六 化。号 第引十 て 定 玉 11 8 法 次に 条と号 てる一務定適のをい る で度号け 0 が 人 同組項省に用政いう。 第はの 営 関 定に及る 三 な \mathcal{O} 利 めおび農 す \mathcal{O} 発 11 一十二項に るけ第業 る 事 行

を妨げ な 11 限 度 E お 1 て、 定 款 0 定め るところによ り、 組 合員 掲げ 0 を 生産 る資金 割る六事 Ħ 合当項情を該第そ 一する物資 とし $\overline{\mathcal{O}}$ 乗施一の 貸付 じ設号他 な てにのの 0 法 け 得係規経 販 を たる定済 売 す 額組に事 を合よ情

 \mathcal{O}

取

扱

い

を

11

法

令

 \mathcal{O}

適

用

に

当者業もび

該のをのに

事事行に第

業業う限一

年の農る項

度利業。第三に用協り、第三

律

上第二条

第三

第

業

に

は

短

期

社

債

等

に

にれリ

規金バ

定融テ

す商イ

る品ブ

店取取

頭引引

する債

券

(新

株

予

る 物 資 を 苼 産 す る 他 0 組 合 $\bar{\mathcal{O}}$ 組 合 員そ 0 他 0 農 林 水 産 省令 - で定 め る基

又は組場第一適促 す 第 ハ ロ イ の第は当合合一第合進 る組一前 額る 約 機並一組該員に項一すを れ託項金及 にを第又び係受十は第 るけ号定十土、又期八 地当は積項 地でその借入れの際に当該信託の引受けを行は第十二号の事業にあ付金して貸して貸しました。

している

してばり

りの

りの

は

りの

に

な

の

に

の

の

の

に

の

の

に

の<br/ に行あしい 組いつけては、

- ₺ 使事行及 が第 で四 き号 なの い事 。業 \mathcal{O} うち 次に 掲 げ

間

لح

11

· う。

 \mathcal{O}

中

途

に

お

11

て

契

費に 用見 と込 しま てれ 主る務 省の譲 で渡 定対 め価 るの 費額 用に の相 合当 計す

的 とす る 権 利 が 相 手 方に 移 転 す る 旨 0 定 8 が な いこと。

のす の事業の高度な行うことができ 及化又はまその: 当他 該当 農該 業農 協業 同協 組同 合組 連合 合会? の会 利の 用保 者有 のす 利る 便情 の報 向を 上第に三 資者 すに る提

25) を第 行一 7うこと(略) が身 での き事 いを °行 う 農 業 協 同 組合 連 合会 は、 同 項、 第一 項 及び 第 五. 項 0) 規 定 に カン カコ わ らず、 同 号 0 事 業に 附 |帯す る 事 業 及び 第 八 項 0 事 業 \mathcal{O} ほ か、 他 \mathcal{O} 事

②第 し附 ④な帯前一 けす項条 なら含まれる いむ規 °程 じに 並は、び、 に信 同用 条事 第業 六項、 第条 七項一項一 及項 び第 第二号 十及 四び 項第の三 事号 業の を事い業 う。が 以に 下同 同項 じ。四、 〜号 のの 種事 類業 及の びう 事も 業同 の条 実第 施力 法三 に項 関して 主掲 務げ 省るも での 定(こ るれ 事ら 項の を事 記業 載に

第 一て十 行 組 健 運

Š

合

0

信

用

事

業

0

全

立な

営に資す

るため

当

該

組

合が

その

経

営

0)

健

全

性

を

判

断

す

る

た

8

0)

基

準

کے

分のである。 法る他照定第がかのらめ一 が適当であるかどうかがらいかとうかの基準の当該組合の自己を必ずると主務省へらし当該組合の自己をめることができる。 令資 で本 定の め充 る実 特の 殊状 の況 関が 係適 の当 あで るあ 会る 社か での保 有か すの る基資準 産 等に 照 5 当 該 組 合 及 び 当 該 特 殊 \mathcal{O} 関 係 \mathcal{O} あ る会 社 \mathcal{O} 自

か \mathcal{O} 基

対がもは 抗での受前(己 次一 すきと益項略当資当当に条 が、無財しいき林産、い き林産 な水で又て、い産あは、 株省るそ組 式令株の合にで式行又 係定又使はるめはにそ 議る持つの 含をる該がむ除議組有 低低の子会社には、金銭又は のの指は の振替に関する法律 1回を行うことがでは有価証券の信託に は 律若しくは ができるもの に係る信ぎ 十受の託七益に財 条第して発達として 項ででででです。 は使の有 第一世代の 四又林株 十は水式 八そ産又 条の省は 第行令持 一使で分項に定に のつめ係 規いるる 定て議議 に指決決 よ図権権 りを含ま 行者こといる託者にといる。

第十 0 六 + 兀 第 + 条 第 項 第三 号 文は 第 十号 0 事 業を行う農業協 同 組 合 は、 次に 掲げ る業務を専ら 営 む 玉 内 0 会社 (第 号に掲 げ る業務を営む会社 のう

も供

うたも。 しにに を、あ 除そつ かった、他は 特の当 定会該 事社農 業に業 にあ協 相つ同当て組 すは合 る主そ 事との 業し他 を てこ 行当れ い該に、農類 又業す は協る 特同者 定組と 事合し 業のて 代主務省の す業令るので 事た定 業めめ ににる 従そのの (第四元) (第四元) 随営項 しんに、でお 若いい しるて くも-、いの農 関に業 連限協 する同 務をご 営のと

業が行て対又業に、農特な会営を 一号に掲れた後属す げるて業 農は務 業第と 協十し 同条で 組第農 合一林 に項水 あ第産 同第定 条三め 第号る 一文も 項はの 第第一 十十第一号四 のの項 事事及 業業び 素に、それぞれ 素に、次項第二 い次条第一項に れ二に 付号お随にい し、ばて、 又る従 は関連に属業務 す同し る組と 業合になる。 かとして,。) 農は 林同 水条 産第 で第

各号に定 \Diamond る事 事業をいう。

くなるよう、所要の措置を講じな合の子会社となる場合には、適用の事業を行う農業協同組合(第一の事業を行う農業協同組合(第一条の事業を行う農業協同組合(前号)の事業を行う農業協同組合(前号)の事業を行う農業 く合社のの及事 だなければならない。 第一号に掲げる農業協同組合を除い 第一号に掲げる農業協同組合を除い 前号に掲げる農業協同組合を除く 農業協同組合の区分に応じ、そ その子会社とおります。 と株な式

つ又たは 会持 社分 がの 当取 該得事そ 由の の他 生農じた た水 日産 か省 ら令 一で 年定 をめ 経る 過事

別の十を乗じては最し、付随し、付随り

で得た議決権の限し、若しくは関し、若しくは関連を事業会社(特定

の条関定数に連事

をおす業

をいう。以下このおいて同じ。)のする業務を営む会業(前条第二項に

のの会に

条議社規に決を定

お権いす

いにうる 特につ。特

同じ。)

第十一条の六十五 第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又はその子会社が取得してる部ととなる場合には、前項の長業協同組合又はその子会社が取得しておいた目が、対するときは、当該農業協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合には、当該農業協同組合では、当該農業協同組合では、当該農業協同組合では、当該農業協同組合では、当該農業協同組合では、当該農業協同組合では、当該農業協同組合では、当該農業協同組合が第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをした日当該農業協同組合が第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをした日当該農業協同組合が第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをした日当該農業協同組合が第五十条の一第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをした日当該農業協同組合が第五十条の一第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをした日当該農業協同組合が第五十条の一第三項の認可を受けて信用事業の全部ととなる場合において、行政庁は、前項の提定にかかわらず、当該農業協同組合が第五十条の一第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをした日当該農業協同組合が第五十条の一第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の議受けをした日当該農業協同組合が取得し、又は保有することとなった議決権のうち当該百年のの農業協同組合が第六十五条けて当該農業協同組合がの書で受けて信用の書ととなる場合には、同項の規定にかかららず、当該農業協同組合が設定する認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき、当該農業協同組合が取得し、又は保有するものとみなす。 超当は 該適得 はその子会は 農用そ 協な他 励同組合があらかだ はい。ただし、当な 他の農林水産省令で 又を特 は超定 保え業 す部会 じ該で 分の議決に対である め農定 行業め 政協る 庁同事 な権国 の組由 つは内 承合に た議決に含まれ 「認を受け、 により、特・ 権なの た子定場会事 のい議 うも決 ちの権 合社業 っ その 基準 を 合算し な除き、

会社の議場 決議当権決該 権を合算を招 し超定 足さてそのに 総有に た株主等の議決権の 行することができる に有することとなる 他の百分である。 のだ事 五し業十、会 を行社 超政で え庁あ てはる

をし たとき 林 水産 省令で定め る場合に限る。 $\tilde{\mathcal{O}}$ 信用

してそ 性を、同日かな か存続する場へ なされた日 \mathcal{O} 基 準議決権 から五年を経過する日まの子会社が合算してその場合に限る。) その今 数 を超えて 有す まの合で基併 ることとなった に準を 当議し 該決た 行権日 政数 場 庁を 一合に が超 定えて る有 基す \mathcal{O} 準る

小の六

号 0

事

を行

う農業

協

同

組

合連合会は、

次に掲げ

る会社

(国

内

 \mathcal{O}

会

社

限

る。

項

É

お

11

7

子会社対象会社」という。

取

得

又

は

保

有する議

決

権に

0

準用

- 6 -

外の (会社 を子 て は な 5

いの う。二 (資金決 他済 主に 省す 令る で法 定律 める平 業成 務ニを十 ら年 営法 む律 も第 の五 + 号) 第 項 規 定 する資 金 移 業者 0 う 資 金 同 条第 項 定する資 金

以規 下定す この号に対る金融が お商 い品 て仲 同介 じ業者 *∽*∅ のう ほち、 カュ `金 金融 融商 商品 品仲 仲介 介業 業に同 付条 随第 す十 る一 業項 務に ぞ規 の定 他す のる 主金 務融 省商 合ので 定介 め業 るを 業い 務い を 専次 らに 営掲 むげ もる の(以)

金為

融 商 品 市 場 又 は 同 条 第 八 項 第 号 口 規 定 す る外 国 金 融 商 品 市 場 12 お け る 有 価 証 券 \mathcal{O} 売 買 \mathcal{O} 委 託 \mathcal{O} 媒

掲 げ る 行 為 0 委 託 \mathcal{O} 媒

行法為号 為律 の第 い百 ずー れ号か を第 行十 りものに 一条第六 限項 るに。規 以定下す こる の金 号融 にサ おし いじ . て ス 同仲 門じの業者 のの ほう かち、 有有 価価 証証 券券 等等 仲仲 介介 業業 務務 付同 随条 す第 る四

第第第 一 号号号 ににに 掲掲掲 がげる行う行う 為為為 (前 号 口 又 は ハ に 掲 げ る 行為 に 該 当 す るも 0 限 る。

兀 事語 業の ^{未を}行う農い意義は、 農 業当協該. 同各 組号に 連定 合め n会の行う事が るところに 業よ 文る。 前 項 第 号 カュ 6 第 应 号ま らでに 掲げ る会 社 \mathcal{O} 営 む 業務に 従 属す

③ 5 五四三 付関と岩 す又定のるはめ事 業関る業 務連も としている業績をしている。 券 関 連 業 又 は 信 託業 (信 \Diamond る 託 業法 t 第二 条 第 項 に · 規 定 でする信ぎ 託 業を 11 、 う。 第 匹 号 に お

主務 一務省し 合て主 定務 め省 る令 もで の定

`険の

項

第 +

亭

 \mathcal{O}

事

事業を行

ごう農

業

協

同

組

合

連

合会

は、

次に

掲

げげ

る会

社

(第

匹

項

E

お

て

「子会社

対

象会社」

とい

. う。

以

外

 \mathcal{O}

会

を子

に営(条限む保第 業八険 務項業をにを 営規い 定さった。 云 社 る に 少 を あ額行 つ短う て期外 は保国 主業会 と者社 しを てい 当う。 該 農) 業 協 同 組 合 連 合会 \mathcal{O} 行 Š 事 業 又 は そ \mathcal{O} 子 会 社 \mathcal{O} 行 う 業 務 \mathcal{O} た \Diamond にそ

第一項第十号の事業を行う農業各号に掲げる用語の意義は、当予定している会社を含む。)予定している会社を含む。)の経過である会が、合算して、同条第一個企業のでは経営の向上に関拓する会社又は経営の向上に 社(私的活動の一項に関する。 独規げ度 張占禁止法第4 院でする基準業 の名会社で農場 九議林認 条決水め第権産ら 四数省れ項を令る 第超で新 一え定た 有も業 定ての活 なな条件である。 特株会社をいる衆第三項においるのに限る。 °いて て農 一林 で 特水 農 定産 林 子省 会令 水 産 社で 省令で定め 定 とめ いう。ご るも 以当 外該 \mathcal{O} の会 当 子社 該 会の 社議

農業当 協該 同各 組合に 連定 **達合会の行う事業** 業よ 又る は 前 項 第 号 か 5 第一 号 の二までに .揭 げ る会社の \mathcal{O} 行う業務 従 属 する業務と

て

る業務

て

た・号よ八め第⑤にる第第 掲同一十関農 、げ項項一連林 式げ会第条定 又る社三第め は会対項一る 持社象の項も 分の会規第の の株社定十 取式」は号得又と、の そはあ第事 の持る一業 他分の項に 農のはの付 展林水産省令でいる。 は「同項に規定の農業協同組へ の関連を関ロで、関ロの農業協同組へ の関連を関する。 の関係を対し、とは関係を対し、とは関係を対し、とは関係を対し、とは関係を対している。 で同定合関 定項す連連 はなる子になる子になる。 由書社つ務 田を除く。) 音中「当該専 は対なて準用は ないて、 は対して、 はがして、 はがしがしがしで、 はがしで、 一事ニナ林 みあ取の令 替えるとなって定める。 も「あおる と該のての す事は る由一同 田 「取得、 「 条第三 該 農同項 業項中 協の _ 同農第 組業一 合協項 連同一 合会又は は合の そ会はの又「 子は第 会そ十 社の一 に子条 よ会の る社六 同に十

ん第 で四 い項 るの か場 を どうに かお のい 基て、 進 は会、社 主が 務主 大と 臣し がて 定農 め業 る協。同 組 合 連 合会 0 行う 事 業若 L はそ \mathcal{O} 子 社 \mathcal{O} 行 う 業 務 又 は 農 業 協 同 組 合 連 合会 0 行 事

基業

4 3 関い一あの全一はの一準務十 係第て第条る全部項「条条第議又一の一は一の国部又」第にの十決は条 業とで九の六る第は数議にの社子 協みの第は項の五一を決つ数を会 一の一は可る第い内合決い条 で 項と項「対の四てのに権て第第す及第象は項同会おを同一 あるも 0 限 る。 る会社 لح 農 \mathcal{O} 林 議 水 決 権 産 省令 \mathcal{O} 取 で 得 定 又 8 ĺ る 保 る会用事十あ以「 そ従 特 有 第社事業九る下第 十で業の第のこ十 殊 に の属

略一組、船合信行 的員託政 状(規庁 況組程は に合い、関に宅組 すあ地合 るつ等若資で供し 料は給く で組事はあ合業農 つ員実事て又施組 組は規合 合会程法と 石しくは事石しくは事に 農組農当事合業該 組法経組 合法人に関合法人に関合法人に対している。 関て守は 関する行政を対し、1つているから、1つているから 処以を令、 理下知 す同る法 るために述っている。 特役要い に員なて 要使告る な用を行 が人後の事での事での 提業又処 出のは分を分組、 命量合定 ずそ若款 ることが、規約、 が合農 で若事信 きし組用 るく合事。は法業 農人規事に程 組対

り、

その

旨

を

行

政 庁に

届

け

出

な

け

れ

ば

なら

な

はに

九八七六五 四 元八七八五 四 三二一九 認 合お 十 第第第 第 第 可 第 併 い 第 第 第 七 十十十略十を十をて十十十条 条受条し同条条条 条受第一項第一項第十号の 原第一項第一項第十号の 原第一項第十号の 京第一項第十号の 京第一項第十号の 京第一項第十号の 京第一項第十号の 京第十号の 京第一項第十号の 京第十号の 京第十号の 京第十号の 京第十号の 京第十号の 京第十号の 京第一項第十号の 又の又合社又のの各 は全はをとは事事号 第部第除し第業業の 十又十くよ十ををい 号は号。う号行行ず の一の第とのううれ 事部事大きの業との事が当時をできた。 うをういへう済済す 農し農て第農計代る 業た業同五業理理店 協場協じ十協人店のは、 「日本日本」 組を組)の組選設、合除合。二合任置農 一第三項又はない。日本のでは、日本の のくの 子。子 子 会第会 社七社 在対象会社に対象会社に対象会社に対象 は第六十五条第二項の担対象会社(第十一条の六をしようとするとき。 該同該 当じ。古の当ま するで、る子へ の規定になる。 会社 会 社 による物でによる物でである。 が子 が 子 会社対 会社でなく 認項 可に 象会社 を規定 なっ けす , て 信子 に たとき 該 当 用会 L 事社 な 業対 (第五 の象全 11 子会社とな + 部社 条の一 若を しい くう。 第三 つたとき 一次 項 部号 の及 0 規 譲び 定に 受第 け五 による 又号

第 - 九

項項項 第第第 - 号号号 ののの 事事事 業業業 ををを 行行行ううう 農農農 業業業 協協協 同同同 組組組 合合合 連連連 合合合 会会会 がのの 第認子 十可会 一対社 条の六十 十八第一記記当する 項第三会 号社と 又がき は認 第可 四対 号に掲げ げに に該当し L (認い 可対象* 会とな に (同た 回条第四 条第四 項 に規 定 する

0

 \mathcal{O}

除対 象 °を L 十 _ 号に お て 同 を 除 を子 会 社 ようとすると き 六 + Ŧī. 条 第 項 0 規 定 ょ る 認 可 を 受け て合併 を L ようと す んる場 合

る 合の千条 に他条第 該農第一 当林一項 す水項第 る産第十 と省十号 き合号の の事 信事業 用業を 事を行 業行う農 う農 倉農業 荷業協 証協同 券同組 又組合 は合連 第連合 八合会 十会の二の子 条認会 第可社 一対が 項象子 若会会 し社社 に該当れている。 八すな 十るつ 八子た 条会と 第社き 一が 項認 に可 規対 定象 す会 る社 組に 織該 変当 更し にな 関い す子 る会 も社 のと にな つつ いた てと はき。 主務 省 令 で 定

四三二一刑る者行首 を社又う一 二第、十十九律す又電き 条三第一一条のべは子社次 不一の項五条条第規き清決員に 五、項第第一定と算済 、掲 一二は東はていては乗用官 項条第十第十ての認者事に にの八一十二組限定が業は お三項条一条合り特法代 お三項条の又で定人理組 で定人理組 で定人で表 準項六七十に農い用あ者若 用、十第一お事。事る、し 業と特く 電き定は 子は信農決、用事 済そ事組 等の業合 代取電法 行締子人 事役決の 業、済役 業 者会等員 協計代 会参行清 の与業算 理若者人 事し若若、くしし 監はくく 事そはは 若の電第 し職子三 く務決十 はを済七 清行等条 算う代の 人べ行二 はき業第 社者三 五員(項十、特の 万執定規 円行信定 以役用に下、事よ 下 の監業る 過查代監 料役理査に、業を 処理事、特別である会 表業若 そ者電しの、子く 行業決は 為務済そ にを等の つ執代職 い行行務 てす業を

の事 政業 令以 で外 定の め事 る業 登を 記行 をつた るこれ とを 怠 0 たとき

き九十四 五、項第第一定と算済 す第四四のい組 る九条項規で活合銀十の、定準法行二三第に用人 法条第十違すが 第の三一反る行五五項条し場う 十の、のた合こ 二八第四とをと 二条の六十 一しの項のく二、 六は十第 第第九十 一九第一項十二条 若七項のし条、四 し条、四く、第十 は準七八 第用十第 五銀二四 十行条項 三法の 条第三第 第五十二条 の条四の 規の項五 定三、十に十二に十二十二に十第一 よ九七第 る第十四 届一二項 出項条 を若の第 せし三四 ずく十十、は四四 又第第条 は五二第 虚十項四偽三、項 の条第 届第七第 出四十六を項二十 し又条四 たはの条 と第三第

ののの四四四き三十十 三五五十十十 °十七二 九第の 第一規 一項定項に の第よ 規十る 定一行 に条政 違の庁反三の 及して、:: の認可を 共ら受け ·+ 計十な 兀 理一い 条 人条で のの第 第 選三十 任十条 項 手四第 続ま六をで項 せ又第 ず、第一 は 第一 又十の 項 は一二 同条の \mathcal{O} 規 条の事 第三業 定 二十を 項六行 ょ る のかつ 命 農らた 林第と 令 水干き 改 産一 省条 善 計 令の で定十 画 \mathcal{O} 提 め八 るま 出 を 要で 求 件の に規 \otimes るこ 該定 当に とを含 す違 る反者し ţ, でた なと いき に 者 違 を 反 共 L 済 計 理

三五五十十十第十十八二一第十十八二一 項第第一一第 二一項項十 第項項のの一 七、の規規条 十第規定定の 条十定にに五 第一に違違十 条違反反三 項の反しし又 及六したとき。 七第き 条項、 \mathcal{O} 三第 第十 五一 項条 にの お六 い十て三 準第 用二 す項 る又 場は 合第 を四 含十 む八 °条 (i) \mathcal{O} 規第 定一 に項 違(反第 し五 て十 通应 知条 をの す四 ること 第四項 を 怠第 が五十 又应 は条 不の 正五 の第

十十十十十九八 七六五条。十三百五世七て二第三百四三を、二一 に第二五世七て二第三百四三を、二一 に第二入十 ず十準条九及十 し第 第第第選第第第二、条び二第、二用の項び二第第た六第第十十十任十十十項第の第条十若条す三、第条十十と十十十一一し一一、六三七第一しのる及第七第一き四一十条条条条を条条の第十二十五条(二場び七十四条条。条条の四四四十二十五条(二十五条)。 第十に十五条く二場び七十四条条 七五お三項のは十合第十三項の五 十条い条の五記五を七二条の五五 条のて第規十録第含十条第規十十 の三準二定七七三の二 三第用項又第ず項。条三項又第第 第二すには二、の)第にには一二 五項るお第項又規、二おお第項項 項(場い二のは定第項いい二のの 及第合て十規虚に六にてて十規規 る。 (本) では、 (な) では) では、 (な) では) では, (な) では) 四第四含七八は若項場含含七八会 置条の四(第項かの三十第一に がず、その書類が、その書類が、その書類が、その書類が第一項において準用する 若第十項に用る し七条若おす会 く十第しいる社 は三二くて場法 る及を若条百 く場び第しの十 は合第五く二一 に記録すべきない。)#記録すべきない。)#記録のでは第二項(第十二条第二項(第十二条第二項(第十二)#記録のできない。)#記録のできない。)#記録のできない。 事若四項第七く をくに第十二は 記はお七六条第 載第い十条の三

場び第第十条 合第五三三第 を七十項条七 含十八一第項 む三条第一に 条第七項お くに第のて用 はお七三準す 二用のて場法 条す三準合第 のる及用を三 第含十合一第 違十お第の十 反八い三二一 レ条て十第条 ての準六二第 、二用条項四 正第す第一項 当三る十第若 な項場一七し 理(合項十く由第を(二は が七含第条第 な十む七の三

人

通三

知項

六反六十十十十十は十さく 十し十一五四二二第二れは 六た五条第第第第七第た電 第と第の一一三二十一事磁 一き三六項項項項二項項的 °項十若ののの条若を記 又九し規規規のし電録 は第く定定定四く磁に 第一はににに十は的記 五項第違違よ二第方録 項の二反反る第十法さ (規項しし付一一にれ こ定たてた記項条よた れにだ同とをののり事 ら違し項きせ規六提項 でず定十供を 又よ第る林はる一こ水 虚公項と産 偽告の若省 のを規し令 付怠定くで記り、は定 記り、第そのとしている たは十事方と不二項法 き正条をに °のの記よ 公三載り告にし表 をおた示 しい書し たて面たと準のも き用交の °す付の るを閲 会拒覧 社ん若 法だとく 四きは 百 写 九 又 +は 九 条 書 類 \mathcal{O} 項 謄 0 本 若 定 又 は は 第 抄 七 本 + 0 交

の反書に 規しへ規 定た第定 をと十す 第き一る °条子 の会 六社 十対 七象 第会 二社 項以 及外 びの 第第 ++ 条条 のの 六六 十十 九五 第第 項項 にに お規 い定 てす 準る 用特 す定 る事 場業 合会 īを を 含を む子。今 ン社 第し 十た 条き \mathcal{O} 六

+

条の

六十

Ł

第

項

及

び

第

+

条

 \mathcal{O}

六

+

九

第

項

に

お

い

7

準

用

す

る場合を含

 \mathcal{O}

規

規 定に 違 反 て 同 項 に 規 定 す る 社 対 象 会 社 以 外 \mathcal{O} 会 社 を子 会 社 لح

二定四に十十 項に項お八八 後違にい第第 段反規で置っ し定準項項 第たす用のの 七とるす規規 ーき認る定定 一き認る定定 三。可同にに 対象第四に違反し 社項政で にの庁同 限規の項 る定認に でに可規としています。 にる受する 当政な子 す庁い会 るので社 子認同対 会可項象 社をに会と受規社 しけ定以 たなす外 といるの きで認会。第可社 十対を 一象子 条会会 の社社 大きと 八会た 第社と 一とき項し 各と にき 掲又 げは る同 会条 社第 を五当項 該に 各お のて う準 ち用 他す のる 号第

項 に お い 準 用 す る場 合 を含む。 第三 + 兀 条 第八 項 干 凣 条 第 六 項 又 は 第 兀 十三 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 違

選

任

な

カン

0 たと

二を項 三る定 に手す お続る いを者 てしに 準な該 用か当

て虚お 準偽い 用のて す報準る告用 場をす 合しるをた場 すつす るたる る場合を含む。にとき。 む。 又 若 は しく 第 + は 第三 五. 条 項 \mathcal{O} 七 (第 第 加 Ł 士 項 \mathcal{D} 条 規 定 \mathcal{O} 三に に 違 お 反 Ĺ 11 準 理 用 事 んる場 営 管 理 む 員 又

 \mathcal{O} 規 定 又 は 第 + 五. 条 \mathcal{O} 五. 第 五. 項 若 は 第 七 + 条 \mathcal{O} お 11 7 準 甪 す る会

百 兀 十三 条 第一 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 請 求 が あ 0 場 一合に お 11 て、 そ \mathcal{O} 請 求 係 る事 項 を 総 会 0 目 的 لح せ ず

三つこ記項一六る五の五営条五第項四項 第たの録に項第議第規第管の項ーに項の 一と法にお、五案五定二理二の項規の規 項き律記い第項を項に項委第規、定規定 ではれ一囲なりりので一と十事同た記法項示かるた三ず条き二を項 そ録第、をつ会とに、の。条定にのす五第もた社きお又三のす五第もととなっていました。 数き七十こき第 を事条二と。三 欠項第条を 八くことと ポー項の 規 ボ第一項 (t) なず定第きっ、に七。 た場合に大きない。 にはて、四にお記れて、四 い録貸項 て、ず、照気においる。 の又表で選は、準 任虚財用 (偽産す 一の目る 時記録、合 会計監査による 人は簿 の記若) 職録し若務をくし をしはく 行た決は うと算第 べき報七 告告を き 者 作条 \mathcal{O} 選 成の 任 を 含 む れの ら規 \mathcal{O} の定

11 7 準 用 する会 社 法 第 百 兀 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 規 定 定 に 違 ŋ 報 反 Ĺ 告 て、 す る 正 に 当 当 な 理 ŋ 由 が 総 な い 0 対 に 書 虚 面 偽 又 は \mathcal{O} 電 陳 述 磁 的 を 記 録 に 記 は 録さ 事 実 を れ た 隠 事 項 た

四 三 三 三 三三 三 三 三三二二 二 二十十十 十 及む十た十農十き十手十書又十十、十社十組十第十十十し十十掲一十十十十り十十十九八七四六電いび。と九林八。七続六類は五四又三法二合一七一 九八た七六げ条五四三二付一七 十 磁の第)第き 水 を 若第 は 第 にの十 第 と るの し 第第第第第第的に七、四。第産第 第す会し七第第そ第三第あ二二第三第第き第第会六第第(第た第一十十十十一十記)十第十 三省三 三る計く十三三の三百三つ 条三十三三。二十社十十十略十条十項一一一項一録書条四三 十令十 十二監は三十十請十八十て第の十条十十 十九(六一一)一件一又条条条条若条に類の十条 七で七 七と査電条六五求五十五は三十条第条条 一条同第条条 条に条はののののしの記若三三の 条定条 条を人磁第条条に条四条、十七の十第第 条の条六のの の違の第六六六六く六録し第条二 のめの の怠が的四第の係の条の経五第五五十三 第規第項六六 六反六十十十十十は十さく五の、三る三 三つこ記項一六る五の五営条五第項四項 二定四に十十 十二十一五四一一章 141 への三第五 一条の二、 三る三 五の 項四第 第方第 に第四 一法一 おいて準品十三条の日 項に項 によに おりお い表い て示て 用七三 す十第 準し準 用た用 場条項 すもす るのる 合の若 を三と 会の会 社閱社 法覧法 むおは 第又第三は三 °い第 一て四 の準十 百謄百 規用三 九写九 定す条にるの 十を十八担六 条ん条 違場四 第だ第一と二 反合第 べしたとき (こ 項き項 又 $^{\circ}\mathcal{O}$ は ゜゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ 第 又ら はの 項 第規 \mathcal{O} 四定 規 定に 十を 八第 より 条三 の十 意 二八 第条 見 を 二第 項五 述 若項 る し及 くび に . 当 は第 た 第七 四十 り、 項 へ () () () () () () 虚 偽 れ三 \mathcal{O} らに 陳 述 のお 規い を 定て を準 第用 又 は 七す 事 十る 条場 実 第合 を を 隠 項含

7

す

祫

を

含

32 同 五五五 五 五五 五 四 四 四 四四四 四四四 四四 四四 法会共十十十第十く十十き十た十合十き十き十二十十十承若二準十十第社済六五四一三は二一。 と九法八 。七 。六条五四三継し項用二一 又 項 保 第き をくにす 人 京は第第第しはおる第第 五第五五五、一い場四四 百第査第一第の準存準準 清の第 七 士 七 九九人九略九規用を用用 算財七 十定銀せ銀銀 二に行ず、法法 条よ法、法法 十百が十 六七、七 を産業を 十七十十十又部て合十十 結を二 了分条 条 条十第条 の 条 を配の 第六十の のる第又第第 三 \dot{O} に 遅じ三 一の一第第分しる 三条一四 五命五は五五 の令十虚十十九に二偽二二第違条の条条 項に条第 延たに に お の規の五 11 さとお お せきい 規定五項 て 1 定す十に 一反の帳のの 進 ° 7 7 る にる八お 進 進 項し五簿四四 用 目 にた十書十十 甪 す 的 用 る会 で、 す す 常違で五の二人の る会社法 る るの第第七 会社 財規四二項 査第の用 社 第 一及 未四項し第の第にた五二五 第成く定九しはに 七十1 を三期す 潍 法 産定項項及 を定く、(び移建第二第 妨十限る 用 第 法 十た第よ げ五ま会 す 第 第 おと項第項 五. 条 いき若三にている。 た条で社 る と九り 百 五. 兀 転反七れ七 条き十行の。二う したというとして条の二 とのに法 銀 条 て し項お O百 百 き五調第 三に 進 くのい 行 第 八 も第査九 条べ 条 法 五. + 甪 は規て 非出第規条 第定準 第 のき 項 お \mathcal{O} 兀 す 出資二定の 五の百 \mathcal{O} 第項結四 条第 る場 九 五財 \mathcal{O} 規 六に用 Ŧī. 11 資一項を三 組口及第に 規 項違す 一に果十 第 7 定 十 の産 (こ) (こし場 合のび五お 準 合 項おの一 九の 定 又 条 項 項 を含 とい報条 若金第十い 第管 に 用 は \hat{O} 同て告の 12 違 j 第 0 れて合 一理 し額七条で . 公 公 告 合 くを十の準は減三二用 る会社 様準を規 六 お 項を 反 七 規 む。 + + と用し定 11 に行 L 定 $\overline{}$ すすなに 非少条第す て 又 規若む おわ 条第 るるい違 。同と反 出し第四る資、四項場 \mathcal{O} 進 いな 債 は \mathcal{O} 定し。 をく 法 てい 規 用 務 第 第 法きし + 進と 闻 闻 第はの 農信項 `合 す 0 七 定 第もて三 士 事用に第を る 用き 弁 百 項 に 七通規 十知定に対 第 銀 済 に 違 組事お五含 す 九 条 百前条 行 る を +お 反 合業い十む 条す違 八項の 項 法 銀 九 1 \mathcal{O} L 法のて条 第る反 人全準の)に部用四の 十と調 0 第 条 て 兀 て 行 準 -同查 規 五. 法 又 第 士 組 移行し、合併する場合を含め、場合では一部である場合を含め、第四項、第五の規定に違反して、 一項とと \pm は 甪 条様を 合員 定 第 五 に 第と求 第 項 す 第 一条の すめ 違 士 七 0 る 0 お怠き 項る。か \pm 期 項 持 同 いり、 反 分を 六 条 間 \mathcal{O} 7 L 法 十一 条 併部含五し 第 規 準又 0 7 \mathcal{O} 又 所をし、第七-日む。)、第七-日む。)、第七-日か。)、第七-日か。)、第七-日か。)、第七-日か。)、第七-日か。)、第七-五 たと 六十 定 正 Ď は 取 用は 百二 半 0 兀 第 に 得 す不 は き な · 違 + + る正 七 L -六若 士 条 理 \mathcal{O} 第 反 場の 本文 合を告 士 又 由 L 十若七第由 項 条 7 は が L - 条し十三が 第く条項な < 0 Ò \mathcal{O} 破 質 含若 な \mathcal{O} むし 期 条 11 は 規 兀 規 産 権 + 一はの(い 項譲三第の 第 定に 間 定 \mathcal{O} 手 \mathcal{D} · は に違 五. 第 続 目 に 内 若通 名 士 開 のり第七に ょ 的 とし し知 規受五十説 簿 る 債 項 始 反 条 して 定け項三明に、及条を 項 \mathcal{O} 帳 権 \mathcal{O} くを 1 著 てこ 0 期 申 簿 はし 六 書 に 間 組 77. よ共び第し お 覧 第た

合又

は

農

事 た

組

を

不

当

に

定

7

を

怠

0

れ

を

受け

た

لح

七と

項き。

第

五.

+

る済第二な

権事七項か

利業十につ

義の三おた

務全条いと

の部第てき

 \bigcirc 金 融 商 品 取 引 法 (昭 和 +

条定 律 に お 11 て 有

九八七六五四三二-株資協特社資特地国 券産同別債産別方債、 又の組の券のの債証の は流織法へ流法証券法 新動金律相動律券 株化融に互化に予に機よ会によ 約関関り社関り 権すの設のす法 証る優立社る人 券法先さ債法の 律出れ券律発 に資たを(行規に法含平す 定関人む成る すすの。十債 るる発以年券 優法行下法~

規

定

又

第

 \mp

七

0

第

11

7

用

j

る

+

の 二

+

類

0

作

成

若

弁

済

を

た

を

拒

W だ 国(に成化受び投 の昭必十に益投資 者和要八関証資法 日内女八尺間 (1) の六な年す券法人 発年資法る 人に 行法金律法 に関 第こと案債総同表号 及三国い閣るびに金て府証 もす券 十のい、(電子) 大し、(電子) 大し、(電子) 大きでに規 にする十九る。) は電のした。 のる又 外掲融金令券国げ商融で又 のもは す律を第律 関す ほの証 金る品商定は融も市品め証 る第調百に か、 する 書 証十達八規 \mathcal{O} る法 一大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 商の場市る書品にを場もで 流 預 法律 通 託 律人 品市場によらないで銀行業を開設する者の いり。以下この場合の いずる者の はなる者の 配を受け 投適該他権有第利価 性そ に昭 証にめ規特 規和 書規に定定 \mathcal{O} 定二 た者 他 で定発す目 ず十 第す行る的 一るす受信 \mathcal{O} る六 情号十示ま項項 権に九権で第第 を掲年利に十十 投年 受 が 事 なので行うの定り 号抵る益託か当約証の 当 情 者 資法 を 該 そ 証律 証 当げ法に掲六七 $\bar{\mathcal{O}}$ 券 勘 証 ら証束券受 券第 該る律つげ号号 有有第いるにに 第券手発益 九 形行証 限るも に う標おる 他 券 百 る。。) を前 表 新九 又 \mathcal{O} 価価百て有掲掲証証二当価げげ 示され 뭉 は 金 の信券 投十 まで 銭 う託 資八 証 十二項第三号芸のじ。)におい及び方法に従い たの受益 又除項 口号 \mathcal{O} 書 、貸付け、 はく第合。十 る 又 \mathcal{O} 又 予し 約に は は N 発) 号 に きも 投資 行 第 閣証 権規 同 会社 を業 7 $\frac{\pi}{2}$ 府券 証定 者 規 若価いい \mathcal{O} れ 令 券す 号 し格て行 لح 若る 定 及 0 た で \mathcal{O} しくは第四号に掲げる取引格及びこれに基づいて算出て行う取引であつて第二十行う第二十一項第三号に掲 保 し 投資 社 す び 玉 L か 定 る 同 護 以 て 5 \otimes 員 が要規言が十十六号に対する権認ができます。 外 権 項 を 行 前 る は信 玉 第 確 0 う 号 投託 投 $\frac{\widetilde{+}}{-}$ 保 玉 者 ま 資又 資信 でに 法は 利める証めにに す に \mathcal{O} 貸付 号 はら電券る掲掲、れ子がもげげ ること 人外 お 掲 債国 カン 託 11 証る記発のるる 券も録行に有有 げ 6 7 債 券投 \mathcal{O} 受 第 が 又資 発 権 る 引出十掲 を信 又の債さ表価価 証 益 + 必 行 は信 にしーげ 係た項る 証 兀 要 す 券 外託 Ź 託 文 国の

る数第取権値三引

利に号に

(以下「別る。) に掲載る。) るに といる 権利、

オに取

プ係引外

シると国

ョも類金

ンの似融」をの商

と除取品

いく引市

う。(場)金(

一に融第

を係商八

表る品項

す

る

信

託

 \mathcal{O}

受益

権

又

は

類

す

権

利

を

は

証

書

0

性

「質を有り

す

る

Ē

0

(次

号に

掲げ

る

投受

資益

証証

認

 \Diamond

5

れ

る

ŧ

 \mathcal{O}

と

L

政

· 令で・

定

 \Diamond

る

証

券

又

証

券

又

は

証

書

当

該

預

託

を

受け

た

証

券

又

券 号 つまでに に 表 示 掲げ さ れ る る ベ 有 き 価 ŧ 証 券に \mathcal{O} 並 び 表 に 示 ż 同 項 n 第 る +き 号 ŧ

の事該法責年で合有権 い業権律任法前資価利 項対お定十条るも該有各象いす年第もの当す 号事てる法一のにする 価。と乗 証。い組第組 で へこ 合 巻かう合三合 にら。契条契 表生一約第約 示ずがに一

こはし団資

の当た法事年

項該金人業法

号象れ権任十

を事にそ組八

の財の利は百

規産と(有三定のし外限十

に分て国責五よ配政の任条

りを令法事に 有受で令業規

価け定に組定

証券といるるといることがあることがある。

みがのもに名

なでをの関組さき含をす合

げ

号七 に年 又資 規法 は対 拠象 定律 す第 出事 る百 の業 事五 額に 業号) を関 超与 を 行第一 えててる 同条 収場 法第 益合 第一 のと 四項 配し 当て 条に に規 又政 規定 は令 定する 出で 資定 る保 対め 象る事場 組険 合業 とを 業合 締行 にに 係お し者 るけ 財る たが 共保 産当 済険 の該 契者 分出 約と、な 配資 を者 消る 受の 費保 け権 生険 る利 活契 ر ح 協約 が 同 組農 な 合業法協 1 . こと 一同 昭組 を 內 和合 法(昭 |容と しする当 年和 法二 律十 該 第 出 年 資 一年 百法 者 号律 \mathcal{O} 第 権 第百 利 イに 条十 第二項 뭉 掲

表示で以場を第十六 で以場を権力 で下で下に利力

外号同該及価

の及じ権び証 権び。利次券及 利次を項のび

で項の当に性同

あにう該お質項

つおち有いを第てい、価で有十

つに行資にで第得四示は勧発を前利てもう家係あ四勧項さ同誘行確項に 不項一と 券とみ 動に項締 産規第結 同共規済 事済定契業事す約 契業を事水 公 (行業産 同うを業 条同行協 第法う同 資 九第同組 項三法合 者 頃に規定する特例二条に規定する組法第二条に規定する組定する組定する組定する組 \dot{o} 保 護 0 支障 屋を生ず お締結したまる締結したまる締結したまるが ることがな にあつては第三号に掲げる場利(電子記録移転権利を除く。)に限る。以下「電できる財産的価値(電子機器が関係の場定により有価内閣府令で定めるもの(次項権利 も契共二 ものを除く。) 契約又は不動す 共済契約、中・一号)第十一年 · と 認 めら) 産小条 に特企第 れるも 基定業一 づ共等項 場くの電器価値におっている。 を く同協第 権事同十 勘 案 7 利業組二 (法合号 該項る録他とい

項機、関次 限定 第二十七条の無投資家以外の 成る。)なた投資家で を又 いは のの伴 う。以下同じ。)。非居住者(外国為 三者の 一十二の二次の全てに該 並合当 並びに第二十七条の 行にあつては、金融 目するとき(イに関 以替 外及 のび 者外 に国 譲貿 米の三十二番時品に掲げる 渡易 さ法 れの留 四取場 の二におっている。 お和 それ十 お等く。 が四 いて同じ いて同じ いて同じ いて同じ 少年 な法 渡されるおそ い律 同じ。)が二十四条に も第の二 と百 して政 顧規 れ 客定 が 令号で かす 少 な らる 定第め六 の金 い 委融 \$ る条 託商 0 ٤ に品 場第 一に項 よ取 り引又業 7 該第

当がの 該多場 取数合 得の(当社 誘に該 に所有 係有価 るさ証 有れ券 価ると証お種 券そ類 をれを 所が同 有少じ 月することとなる 少ないものとして じくする有価証券 るて券 場政の 合として発行及 てめび 政る勧 令場誘 で合の 定 状 め 況 る 等 場 を 勘 案 L 政令で定め る

その他と 政が 令な でい 定と め認 るめ 金ら 融れ

機る

関も

がの

行と

うし

第て

十政十二令

、取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除い、 にあつては、第十号に掲げるものを除く。) にあつては、第十号に掲げるものを除く。)ででででででいる。)に係る市場デリバティブ取引(以下ででででででででいる。)のいずれかを業として行うことをいう。)そのでででででででででいる。)を記機関(以下「協同組織金融機関」という。)それで等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずるに容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずるに容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずるにない。 (以第 下二 除 <u>_</u>+ 商四 品項 又 関第 は 連三 市号 代 理 場の デ三 ij k バ掲 価 テげ んるも 券 \mathcal{O} 売買 取の 引に限 0 とる

市場 場デ でリ 外バ 国テ にィ 所ブ 在取 はするものなり \mathcal{O} を . う。 下 同 ľ に お ける有価 証 券の 売買又は外国 市 場 %デリ バ テ 1 取

場合を除っとして政の

スティップ くっで同

) 定める

場が

含ま

該れ

当る場

ると

の等バ 引清テ 受算イ け取ブ **(**次取 有ぎ引 又 は そ \mathcal{O} 媒 介 取 次ぎ (有 価 証 券 等 清算 取 次ぎを 除 ₹ . 若 L < は 代 理 议 下 店 頭 デ ij バ テ イブ 取 引等」 لح

に

掲

げ

る į

 \mathcal{O}

0

11

ず

れ

カン

を

行うことを

託

者

指

図

型投

資

信

託

 \mathcal{O}

受益

権

に

係

十 十九八 七 六五四 イ資ニ ロ イ以で一ホニ ハロイ条売 トヘ ホニハロ イ い と 及基価 率び八 下、 公 第買有有有 ニ の 有う有有店引 投し次びづの金そ外条有「不当イ顧表第金競ニ価価価価イ第項イ第第第 第価 °価価頭 資でに時く額融の国第価投特事か客す六融売項格証証証か二の若一一 一証 証証デ 信、掲期投又商他金八証資定者らのる十商買にの券券ののの第2第第 第 の第2 第一次 号に掲 規げ 定る すも 価 るの 証 投に 券 資限 \mathcal{O} 募 信る 託の 集若しくは 受の益募 証集 券又 売 のは 出 う私 L 又 ĺ 私 募若 資信 心くは 託 及 Ű 投資 特定投資家 法 人に 関 向 す け る 売 法 付 律 け 第 勧 二条 誘 等に 第 際 項 に 規 第六項 定 す る 各 委 昘

き第 権十 利六 又号 はに ハ掲 第 元子号に 若げ しる有 掲 は価 げ 二証 に券 掲の げ性 る質 有を 価有 証す 券る

のも

うの

ち

内

閣

府 令で定

 \Diamond

Ś

ŧ

 \mathcal{O}

に

表

示

さ

れ

るべ

権

利

で

あ

つて、

第

価号 証又 券は

たて基以うであるとは、 証該超おて特定 売がる投券組付買開。資の織け 一者種を勧 有設 価す 保類使誘 証る 護等用等 のにしの た照て取めら、扱

券」引 と前 い金 う融。商 に市 つ場 いに て、け 当る 該当 登該 録有 を価 行証 う券 認の 可売 金買 融価 商格 品を 取用 引い 業る 協方 会法 が

適し同い当て時

で取に

な引多

い所数

と金の

認融者

め商を

ら品一

れ市方

る場の

も又当

のは事

と店者

し頭又

て売は

政買各 令有当

で価事

定めるないである。

も場て

の() 次を第に

除六掲

く い し い 七 る

し、特に 相多 手数 方の が者 そに れ販 に売 対す し報酬 券取め 指引る標に基 を支目 (係準有る及 価権び 払的 近うこと 証利方 券又法 のはに を発 価金従 格融い 約行 すさ 若商行 し品う るれ く市第 契る は場二 約も \sim σ 利及十

との を他 約不

類る号るハ国関東 は 、ものも若金連顧く関め 銘の三のし融オ問。しる ないないでする。 類る号るハ国関資除に定 銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法の三に掲げるものにあつては、金融商品市場において算出した数値を配いますがあるに基づいて算出した数値をはいるに基づき、助言を行うこと。
会融商品市場において第出した数値をはいる。)その他の方法により助言を行うこと。
の三に掲げるものにあつては、金融商品市場において金融間契約に基づき、助言を行うこと。
の三に掲げるものにあつては、金融商品市場において金融であっては、金融商品市場において金融であっては、金融商品であっては、金融では、数値を表する。 投 判 断 に 基 づ 11 7 有 つのさ動のる開いたれ向額取設 価 証 券又 ít デ IJ バ は動に テ 行向限 イ うと べい。 う うをる。 ブ きう⁾ デ[°]の 取 引に 係る テ南["] イブ取 でしっ かプシ 権 利 12 引のョ 対 の分ン す る 内析の 容に対

十 2 イ資ニ 約 と 3 松 2 十含、 項。融 に以商 規下品 任 さ金 定同の でで、)価値等 れ融 る商 こ品との 録をの を価 投行分 資法人となるがに基づれ 内值 容等 との す分 る析 締 契に 結 約基 す () () () () る 同 下投「資 法 第 投判資断 百 八 $- \phi$ + 任全 条第 契部 約以 は と一 項 い部 第 う。一 四 号に 任 3 規 れ 定 でする資 るととも 産 0 運 当 用 該 に 投 係 る委 資 剿 断 託 契

口 基

れ金投づイ る融資き掲 権商顧当掲 その契相る の価約手も 他値又方の の等はのの 政の投たほ 令分で定はか、当事 め基契を事 を資結に方有判の必が す断代要 るに理な相 者基又権手 かづは限方 らい媒をか かく 外で 拠て介委ら、 出有 を価受証 け券 た又 金は 銭デリバ 他テ のイ 財ブ 産取 の引 運に 用係 をる 行権 うことが と(第十二号に別対する投資として 掲げ、 る第 行一 為項に第 に該当するもの場合と のる を有 除価 く証 券 しに 。表

七金づ 号銭い にそて 掲の主 げ他と るのし 有財で 価産有 証の価 券運証 (用券 同を又 項行は 第十四日はデリバー |号(ティ 掲げる元 有及に 価び係 証前る 券号権のに利 性掲に 性質を有い対する す為投 るに資と の当し にす 限る。これで)を掲 に除げ に大る を を を さ 利 。そ れ る 0 他

法て第関 法律第七十五号)第二号では同じ。)又は寄託さ第三号又は第五号に規して、顧客から金銭 一さ掲銭、 条れげる 第たる第一商行一 項品為項 ににを各 規関行号 が定する社事では いって発行された。 では掲げる!! 債さあ証 等れつ券 のたて若 振券若り 行しれ証 うくら書たはの又 め証行は に書為電 口のに子 座預関記 の託し録 開をて移設受、転 をけ顧権 を受けて 受るなから うるから うるから うるから うる。 社を商託 債含品を 等む

受 の。第け つざる : +こ を 四と 項(

第二十二 九め 条る の行 規為 定 に ょ ŋ 内 閣 総 玾 大 臣 \mathcal{O} 登 録 を受けた者

212015 1410 9 \hat{O} 売買 又 は 市 場デ IJ バ テ イブ 取 引 を行う 市 場 (商 品 関連 をい 市 場 ‴デリ バ テ イブ 取 引 0 4 を行うも $\bar{\mathcal{O}}$ を

(路) (路) (路) (路) (2000) お 11 て デ IJ バ テ イブ 取 引 لح は、 市 場デ IJ バ テ 1 ブ 取 引 店 頭デリ バ テ 1 ブ 取 引 又 は 外 国 市 場 デリ ノバテ 1 ブ 取 引 を

見 書 (略の) 作 成 及 び 虚 偽 記 載 \mathcal{O} あ る Ħ 論 見 書 等 \mathcal{O} 使 用 禁 止

5 2 第 しつ論 4 三目 たて見何4 三目 も、書人 で電以も、略 を子外の第 十よ図一 七る画項 条情、本 に報音文 い理そ第 てのの二 同用他項 じにの本。供資文 一さ料若 を使用しては すの的第 るを記三 場い録項 場合には、点域の電子的点域を主要の規定を表すの規定を表する。 虚偽の表示又は誤解下同じ。)をもつて作的方式、磁気的方式を規定の適用を受ける方 解作そ有 を成の価 生されたことになった。 せ場知は る合覚既表ににに 示およ開 をいつ示 しててさ ては、認ってはなっては、認っては、認っては、認っている。 らのす価 の電話をいるできる。 記が募 録で集にき又 記なは 録い売 お式しれ式し たでの 情作た 報らめ のれに 内る第 容記一 を録項 表での

(略) 準 用 規 定

類 `い録条価 用載い録正し売 用する第十三条第一項の目論載された方法により当該発行いう。)を除く。)並びに発録書及びその発行登録追補書正発行登録書が提出された後しにより取得させ、又は売り売出しをする者、引受人、金 論行発書後り金 見価行類に付融書格価に、け商 書とみなし、当該発行価格等の公表を第三項 「格等が公表されたときは、第三項において準に価格等を公表する旨及び公表の方法(内閣府)に記載しなければならない事項(発行条件のに)第二十三条の三第一項及び第二項、第二十二分場合において、当該有価証券に係る発行にお取引業者、登録金融機関若しくは金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品 三項において準用する第十五条第「閣府令で定めるものに限る。)を中のうち発行価格その他の内閣府二十三条の四並びに第二十三条の野で登録書及び第二十三条の四がに第二十三条の別でのののでは、1000円では、10 第第を府の当ス 定定書るの録がにに類事規書、

付らか下りて録 とずじこ当のを み、めの該第行

な当交項発二つ

す該付に行十た

書しお登三有

0

提

り親り 、前十親 ま第で会 (報告書を) (報告書を) (報告書を) (報告書を) (報告書 た項、 よる第 届九 提と用 出条 の第 出なを u しなくて、 で 受けない。 日一 以項 後及 当び 該第 も属会 公す社益るが 届十 出条 が第 又事親 そ一の項 は業会投年社 効の 資度等 力規 者のに を定 保直該 生は、すい 護前当 に事す 9ることとなる5親会社等状況却 欠業るけ年こ 十度に係ることとな がるつ ないもとき 日報 前告に書 の等は、と状、 おに いつ ていて し況当 て報該政告親 第準 令書会 五用 でを社定、等 条す 第る め遅に 項こ る滞該 ○ところにより内間でなく、内閣総理→終当することとなる 及び場 第合 十三お 項い のて、 規 閣大つ 定第 総臣た たよる日代七条第 理に会 大提社 臣出は 届 のし 出項 承な内 認け閣 書中 類 _ をれ府 受ば令 と回 けなら定 あ条 たと と な い る る第 \mathcal{O} は、たことこ は項 気から こだろ のしに限いた 会第 限

示あ目

書八十 `のつ二六五二/ 国第八第と国の二項 外者十項十、の四十か第の の二十で八る十項七か用と十三及項場四及条ら規 な、四か七す項五第第 技第条ら条るかの二十 術九の第第。ら二項五 的項二五二二第第一条 ら及条特並第第す二五 のびの定び五二る十の 規第四有に条十場四二 定十の価第第四合条まの五二証十六条を第で 適項第券条項の含八及 なま四社出条第十項の 事で条」書第十四ま七 項ののと提八二条でか は規四あ出項項の 、定のる外中ま四第前 政中四の国「での二条 令 「第は会外及三十ま 外十証のとか二四 国四券はあら十項発 会条届「る第四、行社の出届の十条第者 四書出は九の二が との提書「項四十会 あ七出提会まの四社 る第者出社で四条以 の六一外以の第の外

第一も該で新で、券二(の新取株定株等十発

府し等取に株得予め券」七行令て及引限予さ約る等と条者

がむ買けのよた七節株証予のあ。付る買りめ条に券券約公開

る以け株付行支のお等報権開

、てし、でけが当あ行けの

そ同て取定等なてつ者れ有のじ政引め、いらて以ば価

所係め商等のらのずがい政 有るる品の買れでれ行発令

割株場市買付るあかう行で

自然のようでは、 合券合場付けものに買者又は を等ににけ等のと、当けはる 原株けけを行し当す等特し を表した。

た等株有う者内新も株上(も)が、

の有等証第そ府予は等有下。割の券四の合約、の価で

以合買の号者で権公買証の下、付売にの定が開付券章こそけ買お特め行買け、及

のの等等い別る使付そ流び 項者をにて関もさけの通第

には、
には、

合にれる

につに株

おい準券

けてず等

るはるの質

該内の付

閣を付除もめ)

府有け外のるに

令すに買ともお

でるよけてをて

めがな等政含「

る当い、令み株

にに除準同係のれに他状

°令所る株とれ次外な証 株 予川の休と40以753mm 券 で金株券認るののら券 等に定融券等めもい者なで

閣とけ

当の項え訂親じ該書にる正会と 号のいの出等し に写てと書状と、定し準すの況 めを用る提報 -ば子第読る「親な会社条之記」 なに第はめ届社い送一、る出等 に、条 第一出 こ第 一訂者 れ一 項正一 . ら項 か報と か事いしの のの ら告 `項ると場 書規 第書「

6 5 4 え」で決 必の有あ合 二一類定 三」訂等はと定権前要う価るに第 のに第項と正状、、めの各なち証のお二第第写よーま、届況政「る過項技公券はい十二二しり項で第出報令会会半の術益報「て四十十を親本の十書告で記せる記載を記載する 定は以を定読は書国同第条条の社若定第と の者は」と、前項の株式を所有する 者」と、「密接な の者である場合に も等の条十政同行し会の会条親 の状七の三令号者た社は社第会 と況第三項でので親等 事一社 前項中「外国へ する者」とある な関係を有点 し報一第ま定金あ会状訂状項等 て告項四でめ融る社況正況中状 内書に項のる商有等報報報「況 閣に規の規認品価は告告告届報 府記定規定可取証 書書書出告 国会社でない おるのはの かるのもの 定べ親よ外商 である」とある。この場合になったして政会 のをを証で業 を記い券あ協 るの令に つのは「外国の出資者そのからで定めるものがあるものがあるものがあるものがあるものがあるものがあるものがある。 の他の一 者の「項 すである」 とあるの とあるの は、 説決 - 九いの等 と項てを状 あ中同含況 と第二「を権力を関する。 る「じむ報の、。告 は当一以書「該一下を 替中接半 そ外と、報出する。 のがを有とし有し 一社外書る と報国提場 とするほか、どれている会社以内でいる会社以外のでは、 読告に出合 必「外」要会のと もさ示し準 のれがと用 とて行いす な社者あ さいわう。 でわるないて でいれて こ 技以とる 術外しの 的のては 読者政「

- 16 -

替が令議

は項と国外規六四の者報び第一外に、二(告第二と国あ第第第

公金条公 公開るをを開刊限具付けませた。 開融第開以開買株除超買ける等をに該うお券いに 買機一買下買付券くえ付等。にいお株。け等でお 付関項付こ付け等。なけ(しますが)るの同け けをにけのけにのいが前でる。て等に有株じる にい規に節によ買 範行三あ株以政のよ価券。株 他権る予決て、掲後共所るを特のの者約権同内げに同有者行定 政数で権のじ閣る相し関をい、つ 令の当付数。府割互て係いかつ で合該社を)令合に当、う取多 定計株費を係ったを当該報 付の触り わりし け十商けにけ等の 等二品等つ等は を 第取をいを、し めを券券う係定い該株族 る、等そ。るめう株券関 株つの少取券で一数引 所の でお除等は同に 金者 有当のの以議る °券等係 融に を第取をいを 等競をの所 等をそ る、 期当 商対 記し、 規金に定 を取の 間該 発融よめ 譲得他 市 渡し、若の政令 け方場株品 場公 行商りる 内株 等法合券市の以に等場後外おのに 外告 に券 取品行割 はて者はではるめ、同に、定、期る る総券定お株り、議議等めい券、 得市う合の場場を でに 政等 若しくは 、前三項の規定その他に関付け等の個別でで関付け等の価格(買付け等の価格(買付け等の価格(買付け等の価格(買付け等の価格(買付け等の価格(買付け等の価格(買付け等) 株よ 令の 決決のるてにそ で発 後外合超 にのけ買お 券り 権権買有につの者の付価じいて、 数数け証。で にに、えおお株る お方る付けは法当ける 等株 定行 は譲る の券 め者 買等 るに該等有 譲渡特 る以 けけ券株 るる等券そ株の等 りし別受いの 付の 割外 け買 合の の券買の者等付取 け若関 算の行係合閣に 等付 を者 ることを合意ない。 し者うる計府係 超えそ をけ た及も議を令る数での決している。 所証買の売 行等 ののけ得 つうことなっていますの申込み これ十け均付等のば二等一けの 所買等を 有付に株 るの 有券付と買 にのけし等係売等でに で前を権当定該 株者 除号除の該め株 節な第のの以期 券の にけよ券 意となりません。 にら三代条外間 をみ 等所 係等り等 る買 政準 定な項金件のを 令ず い又 株等 の有 たなりない。 はない。 ないにおいて同れたい。 ないにおいて同れたのは、 でにあった。 でにあった。 でにあった。 でであった。 でであった。 でる うは 買に 券と るところ いの 等し 売 付係 定も る発 者行 ける 等買合け のて めの 合券つた議よ所 等で数決り有 等株 の付に等 株内 ると け 場し 等 を券 券閣 株けあ又 者 に じ他れてわ \mathcal{O} 行等 券につは 等総 合て (売 でのばはない。 政ないけ よる うと株 等よて新 株 所理 に政 付 所るは規有も、発 主 有大 お令 又令ら買れ はでな付ば き券に等 と け 割臣 けで ほ L そ か 割の政行 合が る定 銀定いのではならないのではならないのではならないのではないのではない。 $\tilde{\mathcal{O}}$ を令たの式他 が定三め 合及令取 T お所 株め 行で言めている。 が三角の大学ででは、 \mathcal{O} 他 政 け有 券る る割当合 議 令 分る 等取 \mathcal{O} す(銀行、事務につ のも で定め 決 有 格い の引 そ議を 権そ の除る券 償 該が - 0買に に 一外割等 を(超以 の決勘 準 株三 付よ \mathcal{O} る条 ず を買合の \mathcal{O} 譲 券分 者権案 ける る も 協い 等の ののし 他 渡 超付を発 え下 等株 特数て を 件 同て えけ超行 の券 \bigcirc \mathcal{O} るこ いる当該 別を内関、閣 . 及び る等え者とをるが 権 組は \mathcal{O} 買を 場の 後等 と 付超 合項 利 織 にの を行 係そ府 方 金金 L き除株新 にに お買 けえ

一閣九る 府十と前十公 買令七こ項七開 付で条ろの条買 け定のに規の付 該て該公 買当「公告 付す公開へ 予定と付け、(以下こ 株は届始の のに内次付 期提閣に開 間出総掲始 (前項の公子) 後のに項と 段と提をい のす出記う 規定に、の)をした。 け書行 ょ ŋ れ類つ ば及た 公 告 なび者 に ら内へ お な閣以 11 い府下 °令こ 7 たでのだ定節 明 示 しめに、るお た 内容を含む。 当添い 該付て 提書「 出類公 を以買し以買

な下付ま

れのニ

ば節と

な並い

らびう。

ない第つ。)

日百は

日十内

曜七閣

日条府

そ及令

のびで

他第定

内百め

が九

るところ

係に

該

者の令

`

買付

け

等に

係る受

渡

L

そ

0)

他

 \mathcal{O}

決

び

公

開買

付

届

出

書 0

提

- 17 -

融融

7

等る

にく券た

おお

け付

以

済 公当及 開該び 略買公公 付開開 け買買 の付付 目開者 的始が `公買 公告付 開をけ 買し等付たに 者日付 に以し 関後た すに条 るお件 事いる 項で以 そ当該に 他公の の開節 内買に 閣付お 府けい , 令に で 係 二 定る買 め株付 る券条 事等件 項の等 買一 行と けい 等う。 を 公開 買付けによら で 行う 契約 が かる場が 育に は、

当

該

契

約

0

内

 \mathcal{O} 提 出

4

すること が で き

すること を 請 求す る旨 及 Ű その 理 由 。項 該 \mathcal{O} 規 買 定に 付 け ょ 等 ŋ \mathcal{O} 内 期 間 閣 総 が 理 政 令で 大 臣 -が 当 定 8 該 る 意 期 間 見 表 ょ 明

長ば上れ第ら四 請なのば一な第 求ら不な項い一 公な備らに 告いがな規 °あい定 場るっと 合者公す「「条 にが開る訂と訂第この けあ買。正あ正二の末 日本日 を 。す り、 行 る 0 対 は 間 象者 出の出中合後 当場者 \mathcal{O} 書は書買けいるという。 該合(各に当 末 載 É 日 号は、意 対 \mathcal{O} れ Ĺ あ正あ条てる 캪 百 揭当見 る報る件 内 の告の等同と 期 容 までに、 げ該表 る提明 限 は書はの条が が 」「変第で を 事 株出報 「訂と訂更一き 正、正」項な 券し告 指 実 等て書 ع 政 定 のいを 報同報と中い 相 令 L

書五と定うすに規 項あは るよ定 項項回回総該見正 のの答答理質表報 規規内報大問明告 定定容告臣に報書 ににの書に対告が た付る。場者 場合には、当該

よよ変に提し書提 るる更つ出ての出処処」いし回写さ 分分とてな答しれた とと「用れる送場 ああ訂すば必付合 るる正るな要をにのの届。らが受つ のの届。らが受つはは出こななけい 「同第」場でと公開 一場ではいたで準 第一と合 認開用 第一もに め買 十七るお二条のい 項のはて お第訂同 い十正条 て二報第 そ送 準項告一 の付 理を

提出される。 れめと同 たると答 場者も報 合に送き つ付当を いし該提 てな公出 用れ買た すば付日 るなけに 。 らにお に十一 な係い いるて 券既 等に が当 用に書項 第該 すお一中

規等で写

定のいし

に区るを

よ分者当 りにを該

訂応含対

正報告書が、当該を書き、

が各送該

告条告あっ

区る提

由受

当利 第掲契 光二十号に表がに基が 該を 発行 行使 ににづ 者す のる 掲つき 事業と げい株 るて券 有は等価、の 活が 動で を支る 証同引 券号渡るに請 配権 は限る又 の規求 他定権 自は のする有 的当 閣権す を該 府限る 有議 す決 令を者 る権 で有そ 定すの 者そ

 \mathcal{O}

める他

6 5 4 3 2 あ当 該 い閣す券定数の合 二 一るここ る該株発前う府る等めを他を第 他 有とれ第前場の券をです。 つるいの古一投の金価をに一項 での数取う事む項資権銭証知準項の定を一引。情の一利の券つずの「 め除との以を以「任の信をたる保対 がある。 参ののの条の己じ。 を発間のの数株 のの求しに他。(無数総権た規の)前 を数そ数定もそ項 加又の(すのの各算は他以るに他号 が しこの下信つい該規 たれ政この取 り 数に 数に 数に を で準で章引は券す 除ず定にそ内等る しるめおの閣の権てもるい他府保限 得の権て内令有を たと利「閣での有割しが保府定態す 合て存有令め様る を内在株でるそ場

合の等者のに保のの「 お有保株共 の有株議と 限者券決はりに等権、 で係のそ株 なる発の券 保る使べれ な他を等 すの合の。保意発 ただし、当な 保有者が、株4 見している場合 該式合す 有所お株 者有け券 又関る等 は係当の他に該他に の親他の 保族の保 有関保有 者係有者 のそ者と いのを共 ず他いして ? の 保 で 該 有定 株 券等 株め 券る 等特 を の別 取 数の 得 が関 Ļ 内係 閣に 若しく 府あ 令るで場 は 定合と 譲 渡 るお Ļ 数い 又 以て んは当 下は

る方 法 等 によ る 目 論 見 書 記 載 事 項 0 提 供 等

け二の れ項二前十電ばに十項七子 なお二の条情 らいの規の報 なて二定三処 て準用する。 含む。)に規定する公準用する場合を含む。 の十三第二項又は第五 公员 買のの 付規規 説定に 書よより で、なけれている。 そななのけけ 訂れれ正ばば しななたらら 公なな 開いい 買公書付開面 説買 明書を含む第二十七名 第条項 二の又 十九は 七第第 条一三 の項項 二(十第こ 四二れ の十ら 規七の 定条規 足により交付しな衆の二十二の二第規定を第二十七条

第 縦方、掲覧二七く二、 覧法第げに十条は十名 覧に供したものとみなず に供したものとみなず に供して、 は同項第十二の二第二項に は同項第十二の二第二項に は同項第二十二の二第二項に は同項第二十七次に がは第二十七次に がは第二十七次に がは第二十七次に がは、第二十七次に がならない。 がない。 がない。

衆定定(て閣提にの部す第準府出掲 縦分る二用令子げ 覧を書十すで会る 覧に供した者は、当該書類の写しを書類に出載すべき事項(第二十五条書類に記載すべき事項(第二十五条第二で定める場合を含む。)の規定により公で定める場合を含む。)の規定により公で定める場合を含む。)の規定により公で定める場合を含む。)の規定により公で定める場合を含む。)の規定によりの方法を言う。 を表案ののる項に縦第十し

- ₩ 一め · 二 るこ3十 第金の 第一 .融章/ 条機に略 第関お 八がい項、て 第当 _ 十該投 二行資 号為運 にの用 掲い業げず 為を 業金 企として 融商 て品 行取 17うことを含む以引業のうち、 む すげ うる。行為 0 11 ず れ かを業として行うことを 11 銀 行、 協 同 組 織 金 融 機 関

0

他

<u></u>政令

で

、条

- 19 -

兀 四一 〜 店三の 7 に略条条 第第 八八 項項 第第 ++五四 号号 証 券 にに 翼 掲掲 連 げげ 業 るる 行行

لح 為為 は 撂 げ る 行 為 0 11 ず

れ

カン

を

業とし

て行うこと

を

当 こ思とつ来引 と表有てのの を示価い一う 取当実証期に引事数券に掲 又者値のおげ は間の売いる

取げ出そ令

引るさので

取れ他定

引る政め を金令る

成銭でも立の定の

立させることがの授受を約するである行為をいるを除く。以下の

こができるないできるないでしたときはない。

を権利を相には差金のにおいて

手類授同

者引てび

決そ

済の

す対

る価この

と授

が受

でを

き約す

敢る

引売

買

で

あ

0

 \mathcal{O}

方に付

与

当事

者

 \mathcal{O}

方

がこ

れ

利に

を当

相該

手思方思

が表

当示

事を

者行

のつ

一た

方時

に期

似次い買券 る掲算し政

ホ 付に (2)(1)対 均ら数してが高い で大有思へ で大手定が価表表してができません。 ものとはあるにある。 ものとはあるにある。 の又うがたれ券にげ のはこ当金に指よる ほこと事額対標り取 れ利相約出思 の有り又銭う支価決はを場 払証めこ授合 と券たれ受の あの有にす有 の利車で当該元本行行の利率等者の利率等者の利率等者の利率等者の利率等の利率等の利率等の利率等の利率がある。 取し 引て をあ 成ら 立か さじ せめ る約 定とす がる で数 き値 ると 権現

と化い 本は等 子として、発着しく 定価は め格有 た金額に 発指に 相有標 当価の す証約 る券定 金指し 銭標た 又の期 は約間 有定に 価しお 証たけ 券期る を間変 れ る 授に化 ŧ 受お率 すけに \mathcal{O} るる基づこ変づ

的 性 「質を有 ける 取 引で あ 0 て、 公 益 一又は 投 資者 \mathcal{O} 保 護 を 確 保 す ること が 必 要 認 8 6

は 八前前 委託以 の下 媒一 介有、価 取証 次券 が関連が しずく はバ 代テ 理イ ブ 取 引 لح い 、 う。 0) 媒 介、 取 次 ぎ (有 価 証 券 等 清算1 取 次次ぎを 除 く。 若 しくは 代理又 は 第三号若

十登 九録 条 融 商 品 取 引 業 は、 内 閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 登 |録を受けた者 こでなけ れ ば、 行うこと が でき な

七

虚 偽十登 ロイ 次の九録 の記条の 次~ ず若四否 れたは閣 該記総 当録理 すが大 るあ臣 者り、は、 若登 し録 く申 は請 重者 要が な次 事の 実各 の号 記の 載い 若ず しん くか はに 記該 録当 がす 欠る 八けているとき、 11 る又 とは き登 は録、申 そ請 の書 登若 録をく 拒は 否しれ なに け添 れ付 ばす なべ らき な書 い類 °若

は

雷

的

記

録

 \mathcal{O}

Š

く取項る

(1) 。引の通 目許には 一業規知第の略い載の拒 業条をと一の全をら項当 務の廃の項日部し当、すを四止決のかのた該第る 廃第し定規ら譲者処五者 い取六間条いつつ処はて引十に第もいた分第の所条取一ので目を五 決取の引項 の前し十 定引七所の 決にな七 一 許に取許 当可規引可 定金融高いる 該業定業の 取者する場所 引を場合し 該品の第 者取決三 が引定項 取う合項の 引。にに処 法業をの 人をす規で廃る定 許以該規分 可下当なが、一次で当定に発える。 あ止日に ると、でまる つきは、それの の間に第二十九九 の号旨取行 業及の引政 務び同所手 執次条取続行号の引法 のり五条 業金十の を並規業第 務融条登 執商の録 行品二の を取第取 決引一消 定業項し 関係を の条を した による すに第の る係二処 機る号分に関事、に を号場及がり の業第係 決の六る定全号行 フ。) をしていれて同じ。) をしていからのた日からのた日からのでは、 (2) かんのかん (3) かんのかん (4) かんのか を部又政 いをは手 う承第続 。継七法 ていた者当においた。当時には、1000年のでは、1000年 一さ号第一 をせに十 し、 該五 て又当条 を該係三処除通る十分 いはすの く知取八を 。 。 が引条す た金る規 者融旨定 あ所第る を商のに でつ取八日 、た引号又 除品同よ

他がを の律の品三引五 い整有 か備し

の執行を終わり、又はその執行を終わり、又はその発行等に関する法律、品投資に係る事業の規制、工十二号)、金融機関の なる名称ない者 がを有する者! 、はその刑の執行を受けることがなくなる法律又はこれらに相当する外国の法律(平成十一年法律第三十二号)、金規制に関する法律(平成三年法律第六規制に関する法律(平成三年法律第六年法律第百七十六号)、貸金業法(昭和五十八年法規)の信託業務の兼営等に関する法律(でれな るい か者 を 蕳 わず、 当 該

くなつた日から五年を経過の法令の規定に違反し、罰第六十六号)、不動産特定年法律第三十二号)、特定の法の機関に関係を表して、別別の法令の規定に違反し、別別の法律の規定に違反し、別別の法律のの法律を表して、

過罰関定定の十

し金す共商取三 なのる同品締号 い刑法事等り

法人に対

L

取 締

役、

行役又はこれらに準ずる者と

定案にはハー技のり起の関 会にはハー当資の特位間投 当にい分三該家た例をに資 該係でを条届等日業承第家 こ来のハ 付で六定業六条 き務間条を業の条すに十の はをにのしに間のる係六登 、 密筆エアドレーサー 者る準しの出特前務継六等 が事用な五の例に届し十特 法業すい第日業適出た三条 人のるこ三か務格者に多業 で全第と項らを機ののの あずたのの五年

た、当定い全定規出の出通者又すにも部に定の全を知るよののよとに目部しが 除当にはいる。 譲るよかのたあ 渡届るら譲者つ 業同知 一務項が で、当該は、の規定によるの規定による。 酸届出の日かな 事業の全部のな による届出を しなら当該処な い該かいつつ分 て通らもいたを の知当のて日す 決が該 の前る ら譲し分五渡たを 定あ処 決に日

へつ分

する機関の決っ 特別業務に係る 手の二第一項を が業務の廃止 定るの第の を事規六処い業定号分 う。)をよっている。)をよっている。)をよっていまる。)をよっていまる。 をしていた者を除る の譲渡をし、又は は第七号に該当する イ政手続法第十五名 く適該る条 °格通旨の)機知の規 で関が同定、投あ項に

該全規る出十 者部定届者五 者が法人であるときは部の譲渡をし、分割に足による届出をし、分割に届出又は同条第三項第者(第六十三条第二項第

きは、その業務執行を決定す割により適格機関投資家等特た場合にあつては、当該届出項第二号に該当する旨の同項二項の規定による届出をしたしたがある。 す特出項た分 る例にの者を 機業係規をす 関務る定いる

の決定をいう。)を上知があつた日前に電子に頭デリバテしたことにより第六十までの間に電子店頭デリバテーをの十四第一項の許可 をつデに頭定

を していた者を除く 電子店頭デリバティ バティブ取引等許可 対学の十四第二項 頭デリバティブ取引 くィ可項引分で業に業に) 取者お業係 で引へいる。で引へいる。で引へいる。等同でので、等同でので、等同準同学のでは、 該務に用項手届を規すに続

機該出廃る六 関通に止日十の知係しま条

- 21 -

定金又

(人の業務執行を決定する機関の決定をいう。) をしては、事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務には、前に合併(同項の規定による届出をした者が合併による。可可項の規定による届出をした場合にあつては、当該別が、決定をする日までの間に第五十条の二第一項第三号から決定をする日までの間に第五十条の二第一項第三号から決定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分には、規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分には、 引を通の業がをかに所し知りの合しら係取たがか全げた第る もに継当か通 を業等当定継よ 業可項の で十 執 のつさ該に知いせ届該が ·定める使! 者業に処 行を受けることがなくな の者お分 引場あら部に場七行政手にた年譲りが て、出当あの金にすつ い係り届項ら係たる消出の第る 業(いに務当て係 決融係るた 執該準る 用十 者事滅に規七行 業お日を渡消あで続者けか経を滅つの法 人第の一 行通用行 を知す政 決を表する。決定を表する。 項第一 該介商項当 を承全よ(規当除継部る同定該 るた十第 次号 役渡該条をれ五 機日条十 0 の及 業る業にを 員を合のしか条 関前の五 をにをのつ当届該規 た いび · ず第 れ三 務事者よる でし併三たにのあ、に第法該規 のに七条決解にの 決係るる い該出当定て合にすに 日 渡を一るを カン 6 つ又限一人当定たはる項(すに の併係るよ 行のあ届日 の適をし項届す 定散規規 す取日 か項

をを定定

る引又

決にる旨る

役格したの出る

を全つ出又

資業当でつ十若団 者又す若た号しくに 保はるし日 者資同役会と産種会又す 人定十第定国 がす三二め法 供サー条 護投者くかのはよ の資のはら罪こる の類設はる 遵る条項て人 守デのにいが い者業る六手項役さ係に間条かし用項の条 合の置指場 関ビの 計業会名合 た運あリ五をれ不 すス十 金務社委に すリ五規な第 るの四 ベバ第定い一 法提第 要か行 か行同会つ 律供二に項 号過罰当為 つお ハし金すの 相関に 則をいう。) t の取引等を公式 の場において 適当ない になのる防規い刑外止 当する法律 商 品 定者(国等す)このに 取 引業、 でする法 もる 外律準 の場 れ法関 国第用 型れ一条れ をに種第か の三大き を正て取 と合 に令す つのサをか通号の業速よ項分 た当ーしら知を日の取る第に 者該ビた第が除か全別 第二 してあ 相のる当規法 作か同引 律 控類金十に該当時ではいる。 成円の機能 令八場 \mathcal{O} 規定に 政つて 種 す定律 の条合 有該に保かばいまり個一保 で合ス場七あくら部為を引出号る 、併仲合号つ。五の為をか行 当に介にまた)年譲者しら政 該限業ある。 て滑 一会 るに(外違平 規第を 定三さ 金 ても品にす いににを 融 では、 (当信はず行該用、れない 係る部 なす加い に項む。 商品 算の取規る 定 国反成 異と引える 出し業する たった。 いものることがいることが のし三年 より当(第二) め次 法格当か手 取 るの 令又法には律 分を 引 金い 人付該に続 額政行指 文文い録 業 額ず 該号第 の業届該法 観をいう。)が以今で定めるが で定めるが でまる員会等を 父は はは者申 よ刑第 外を六 業に出当第 にれ 当投で請該資あ者 国除十 満か 務係にす十 執る係る五 る法七 刑を明七 になった条 投資 たに 社内の保持 な該 行事る旨条 運 含治号 いしの い当 0) を業信のの が、公益又は投资の者を含む。)に四の場合にあつては、等をいう。以下同じ 型の一切の規模を てる当か定の場該にに ての二解規十 を解をにする十名と 用 V 法す 決の用同規 業を 「人る 者 ず 則護協う 定全格項定 を関いたと が任を命ば 定により 第二項、 過す継る旨又条 決合届該よ す部付のに れ に法定 定の出当る るの業規よ 行 カゝ 当にする。当該係るが 守す定る 5 機譲者定る するものに業務を ぜり 関渡でに通 該合る旨が法併高のあ 8 ら解第 のをあよ知 投にはに、資限、じ。 決し、た話と れ、そのに第三十二 す 玉 れ任六 者る当、保 。該、 めに他行の限のう っる者又: た若し六 いサス定な価で一件にい証 内に 人に速同つの限取項た 業務 執行 (日から) 護一外を 体る規を記している。 員く条 い併人をた 設 う。一角にしたとした。 ではいる。 ので国置 は 刑若条 け る全 たなのく 政 のしの 整に有要 めい法も 執く三 行を者に当 の職十 行は第 ことでしています。 ここでよる である の である 処 を格当人当 必者令の 備準価な て 処を二 分を受力を受力を受力を にに しず証協 し付該へ該 0 を暴七

終力項

わ行及

か

準限

拠る

てる券会

い内の員

定解つ届分す散た出を

て業通同処

い者知項分

法係たたすの

人る法法る種

以⁴ 及び 前 項 \hat{O} 規定 0 適 用 関し 必 要 な 事 項 に適子社五る国項る第めに項会第行基用会が十方内にこ二るの企社七おづに社そを法のおと百事い全の号うさいながに対する。 8 にる内使 社る規 る のと定 該者閣す 府令で 政 特 子認す りることができな当するよとがなったとがなったとがなったとがなった。 令で 別 する者 会める 、いそ総えよ社てで十がのに株該す 会ての株るるに「き人あ議つ主当る \mathcal{O} 社ら業 者にこの法運営に関する 定 定が でれ務 会では、特別の対象をできる者の、これの対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。一個の対象をできる。 係に 8 めで ある及 \mathcal{O} る者な あ る者び きなるなるなる。 とき る法 あ 同 る者 又い 条 こは、 **第** は者 人 においてにおいてにおいていた。 ・者とし が つの 第と **外** た規 項 当 法 ニし 各号に を定権過行めの半 融 日定 号て 該 国 人 商品 \mathcal{O} て かに 口内 持 法 內 使る過数 同回るをお 対 か閣 ら違 人 株 じる者 。者 うれ 象 す対半を 閣 を 掲 取 五反 ら府 会 スタ議決なることが 年し、 うれ。が 府令 議 引 除 リ令 社 げ か取保決第以ので員 業 を 決 まで る \mathcal{O} し_な で定め 業務 が 権 ら得有権一上百き 又 経罰 で定 主 内価しを項の分な総 現に にい を が権有る は 過金 のめ 要 できるないできるない。 投資 者で 保 いる 株 しの \mathcal{O} 有す る者 主を 用 な刑 ず者 V ず い(こ) れへか心 運 確あ 11 権限を社を 認が行われることに る場合 て 含 用 れ に身 業 11 れ に む。 を ŧ る 該の は有はう。 該当 商 相 当故 ホ 行 当し 当 す障 及 れつ 該で当こ れていないて、]する外 1せず、 該 Ű るに ○議決を○議会社○の場合 の一株及決総他項式び権出 の表額に 同 又 者よ 別 ĺ に でり おけれ \mathcal{O} い外 \mathcal{O} の及等業を資 行 玉 あ株 お カコ 関 外国 のののに 事びの務除者 おうとす 商 0 る主 つ、 の行使についい子会社とみればいて、会社 閣て 号 係 情第振のきの 国の 法 もの を二替方、議勘百に針会決 に 府別 又 法当 令 の権 同 に利 該 あ 令に は 人局 に る者が 案七関の社権 で付 他 限を 事 る ょ (第 場合 る刑 る行。使 業に 定し \mathcal{O} 7 な社 が めた 金 百 \mathcal{O} るところに、価額がある を含い うちに す。び 保有す 指 を除く。 することに 係 融 八 る損 図 閣第律対百 商 +を行って 府二第し七株 令号百て十式 でに四重九会 そ

子三. 会十主 社二要 金 を条株 機 関 いの主 う。四に 0 有 価証 券関 る二定 持条の 連 業 株第準 0 会一用 社項 の多が 止 二第十二 九項 条 の第 四第二 項条 にの 規二 定第 すー る項 持並 株び 会に 社前 を条 い第 う一。項 以の 下規 同定 じは、 株商 主品 又取 は引 出業 資者 (者を) つ会 い社 . て 準第 用二 す十 る九 条 0 兀 第 闻 項 定

定お十要条社

めい七な第に

るて条影三あ

も準第響項つ

の用一をのて

 \mathcal{O}

若

しく

は二

よと

りき

算は、出

うことが

で

該

対

象

する

九

条

第

項

規

定

処

せ

5

次

 \mathcal{O}

11

ず

か

つ

失

0

危

険

0

管

品 取引

業

者

لح

誤

あ

0

て

 託資三 3を運十 す用三 る業条 略者を の行銀 計つ行 には協 おな同 いら組 てな織 有い金 価。融 証た機 券だ関 のしその 売 買有他 若価政 し証令 く券で は関定 有連め 価業る 証に金 券つ融 関い機 連て関 デは、以 バ金下 テ融こ イ機のブ関条 取が 引他次 をの条 行法及 う律び 場の第 合定二はめ百 い、この限りのるところに りにい でよて なり_ い投金 。資融 の機 日関 的をと もい うって、 又は、 は 信有 託価 契証 約券 に関 基連 づ業 い又 ては

約に号第三 をおに八十特 締い掲項四定 結てげ各条投 す「る号 資 る契者に金家 ま約に掲融へ での限げ商の でに、当該特定投資家の種類」という。)に限る。)から受けた世ける行為をいう。以下商品取引業者等(金融の告知義務) 家に場下融 に属合同商 に対し、当該特定投資家属する金融商品取引契約合であつて、当該申込む同じ。)を行うことを内間にの)を行うことを内間品取引業者又は登録へ

家約み内金がをに容融

次過係と機

条に金融を

項該商約う

の特品(。 規定取以以

定投引下下に資契「同

よ家約金じ

るとと融でしている。

出間じ品は

で締融引顧

き結商契客

知しないがの。)ない種とない。

け場類の又

れ合と申はばにし込顧

なはてみ客の

な当閣特た

い該府定め

。申令投に

込で資金

み定家融

に係るものに係るものではある。

金の第引

融

三
行

商以十為

品下一(取こ項第

引の第二

契款四条

信投

ない種)

がで金取

に交けるとしている場合としている場合に、けんな場合に、けんな場合には、はた後にはないなけんには、 者 等に 対 Ļ 契 約 \mathcal{O} 種 ごとに、 当 該 契

成定による申出ることができ 回ることができ は、金融商品 出なのき品 属 す る 金 融 商 品 取 引 契 約 (以下こ \mathcal{O} 条に お 11 て 「対象 契

特

定投資

家

以

下こ

 \mathcal{O}

条

に

お

11

て

申

出

約

 \mathcal{O}

種

15

属

す

える金

者」

とい

、 う。

をす

る

場合に

お

1

て、

当

該

申

出

[者を

特

定

投

資

家以

外

 \mathcal{O}

顧

客として

取

ŋ

扱

用の す交 る付 方に 法代 でえ あて、 つ て政 内令閣で 府定 令め アで定めるところに もに のよ にり、よ、 り申 提出 供者 すの ることが承諾を得 でき る当。該 。該書面は 場に 合記 に載 おす いべ . てき 、事 当項 該を 金電

者交

は、を

定た 投場

資家

以あ

外つ

のて、

客申と出

み者

なが

よか。 に

掲

げ

る

者

で

あ

る場

一合に

お

け

るこ

 \mathcal{O}

法

律

顧

相該書 手申面 方出の

融第し取融の項す対定及 商六た引商締第る象のび 品項場契品結二対契適第 取の合約取に号象約用三 引規にに引関か契のに項 契定は関契しら約締つの 約に、し約て第の結い規 によ相ての申四相のて定 つる手申相出号手勧はにい告方出手者ま方誘いよ て知金者方がでの当る はを融がで前、し商特あ項第 当た品定るの十 該場取投他規号 申合引資の定及出に業家金のび 者は、等外商用 を、等外の品を 特当に耐取 定該対 である。 こ対なれい象容 の象いばて契とおより ら相にる な手基も い方づの °金きに 融当限 商該る。 品申 取出以 引者下 業をこ 者代の 等理項

の利に復を業な 用よ帰承者つ する申諾等た る同出すに場 内政シあ約申 閣令のらに出 府で同か関者 令定意じしが でめをめて適 のにばのび資 承と以外に をするない。 るり 日扱第 そう五 のよ項 他うか の申ら 内し前 閣出項 所令でいること 律約 へに 第基 定が規 二づ十き めで定 るきは る事で 。 適用 九申 条出 を 用 の者 記 五を な 第代 載 L 1 三理 た 項し

を た 場 合 は 同 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る 承 諾 を た 日 苡 後 新たに こ申 を出 が者 第 での きる。 項 0 こ得 規 定に の場、 ょ 合当 に該 ŋ 承 お書 諾 い面 す てに、よ る 当る 日 該同 0 前 金意 日 融を ま 商電 で 品子 0 取情 間 引報 業処

融子

商情

品報

取処

引理

(る)は得にとく特以金以、なよが。定 条取条過なをに引にすら承 融み お契おるな諾 商な い約い日いす 品さ 取れ 引る 期下承内の合限こ諾閣場に 者合 日の日府合には、とに、といったといった。 対 いおい定いら Ļ 当第め、 約 0 と号次 種 しにに 類ごとに、 な規掲 け定げ れする ばる事 な期項 当 ら限を 該 な日記 いは載し 約 \mathcal{O} 種 一書 類 号面 属 にに 規よ す 定すり、 る す 金 る当 融 承該 商 諾申 品 日出 取 引 かを らし 契 起た 算法 で一辺 L 7 年下 自 三を をこ 経の 過条 特

対 象 契 約 V 締 結 \mathcal{O} 勧 誘 又 は 締 結 をす る場合に お い て、 申 出 者 を

又誘なしお等解 は又るてけかし 締はお取るらて 結締そりこ対い を結れ扱の象る すをがわ法契旨 るすあれ律約 場る場合には、 がのの おに そ適勧 いお て、て、 の用誘 知のを 飛識、経 特例の・ 該当 申該 験内又 出申 及なと当 者出 を者 特を 財し該 定特 産て金 投定 の内融 資投 状閣商 家資 況府品 以家 に令取 外と 照で引 ら定業しめ者 のし 顧て てる等 客取 とり 適事に し扱 当項対 てう で 象 取旨 契 は n 約 な

扱う

 \mathcal{O}

申

込

4

を

Ļ

若

しく

は

当

該

金

融

商

品

取

引

11

者

が

特定

投資

家と

取

ŋ

扱

わ

れ

る場場

相つよ 手いる 方て書 は面、に 当よ 該る 申同 出意 者を はし、た 特場 定合 投で 資あ 家つ とて、 み な当 す該 。申 出 者 が 次に げ る

を交なすを業日びなのの商前取は締項ままびをにし付ける受者」前け種規品項引、結第ででこしよたにれ場け等と項れ類定取の契当に二ににの、る 場つば合たにすのばにを引規約該関号締行款か同合いなに後対る規な係適契定に金しか結うをつ意にでいまし、定らる用約に関配するす対除、に のな第す(よし高申第る象く) 適い一る期るて品出四対契。出 用。項。限告申取者号象約)者で に の 日知出引がま の の 日知出引がま 以を者契前で約締規同用 前しが約項、の結定項す にた特のの第相のののる にに特めの第個ののの 締場定相規十手勧適規 結合投手定号方誘用定 すに資方の及のにに るは家で適びも、とあ用第 の当みるを一に該な他受三 限金さのけ号 る融れ金るに 高高旨を記し、一次の一次の一部では、一次の一部である。 つ引告取おる い業知引い代 当当れ(該方法) 申特な項定と 出定らに対を 者対なお象内 を象いい契容特契。て約と 「にする 定約 投に 資基 手づも 家でき 方きの 金当に 融該限 み申 商申る。 な出 し者 品出 で、代を代 取者以 引を引き こ理 者理の のし

0 VI 7 は、 第一 項 中 規 定す る 承 諾 旦 あ る \mathcal{O} は 前 口 \mathcal{O} 期 限 日 \mathcal{O} 꾶 日

規

定

に

ょ

る

申

出

次

項

に

お

11

て

更

新

申

出

とい

う。

をす

る場合に

は

承

諾

日

か

5

起

項象契 の契約 規約に 定の関 に締し よ結て るの自 申勧己 出誘を を又再 しはび た締特 法結定 人の投にい資 対ず家 しれ以、か外 あをの の 行うまで を を を 行うまで 、 に て 前 、取 項当り の該扱 規申う 定出よ にをう よ承申 る諾し 承し出 が 諾をすれること るばが 日なで そらき のなる 他い。

四定 条投 四家 U 次外にの 掲顧 るで 個あ 人る (個人 格が 機特 関定 資資 除み でな 。 さ 一れ はる、場 金合 融 商 品 取引業 不者等に 対 契 約 0 種 類ごとに、 当該 契 約 \mathcal{O} 種 類 属 する金融 商 品 取 引 契 約

項る。

 \mathcal{O}

規

定

E

よる

承

諾

を

L

た

日

以

後

新

たに

第

項

 \mathcal{O}

規

定

によ

る

承

を

す

る

日

 \mathcal{O}

前

日

ま

で

 \mathcal{O}

間

等し項

規て 定取 すり る扱 匿う 名組う 合申 約出 を締に 結と しが たで 営き 業る 者 で あ る 個 人 () 閣 府 令 で、 定 \otimes る ŧ \mathcal{O} を 除 रें 0 他 れ 類 す え も \mathcal{O} L 7 内 閣 府 令 で 定

イ を引てよと受対 受契準ると受財 け約用書もけ たにす面にたの後関るの、場状 最し前交申合況 出び規準各申特 に特定用号出定 係定にすにを投 る投よる掲し資 る個に 者人相 の(当 ず下る れこ者 かのと た条して 当お内 すい閣 のることでは、 を出定 確者め 認しと要 となけれ、 女件に該 ばし は一当 なにす ら対る なし個い人 °前 条 第 項 第 加 묶

5 に 約家承 の以諾 種外を 類のす に顧る 属客日

め並し「「す ま 承項十二れでな前類業規載前か 諾中一と準のけ項に者定し項、 と「は切れてある条次定」申 の第条に同出 のは「第八項まで及び第五項」と、「第二項条第五項」と、「第十個条第二項中「当該申回条第二項中「当該申回条系統計算 び項九び申つ 次の項確出い 条規の認をて 第定規並し 現に定いて 四項にに第一に ではまる。 ではまる。 では、 のののでは、 ののでは、 読諾申項と一 み」出のあ項替とを規るか えあし定のらるたには第 るものとする による承諾」 による承諾」 は「次条第二 は「次条第二 で は第ると項のか二の、に規 、項は同規定 必の「条定は 要規同第す第 安な技術的読芸ではよる項のでは、 読書の知 た 替面規一とに 一一 ここ 電気による でによる でによる でによる 政及るあ第出令び申る四を で確出の項承 定認をは中諾

す と以

るし後金てい

融取つ

商りで

品扱も

約申金

のし融

締出商

結の勧品を引

誘が業

又で者

はき等

締るに対

第

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

い

ず

れ

カン

を

取う い 引 契 う 該

続三人 そ十政 の四令 他条へ このの の五委 款のこ 規の 定款 のに 適定 用め にる 関も しの 必の 要ほ なか 項特 は、投 政資 令家 でが 定特 め定 る投 資 家 以 外 \mathcal{O} 顧 客と み なさ れ る場 合 文は 特 定 投 資家以 外 \mathcal{O} 顧 客 が 特 定 投 資家とみ なさ れ る 合 \mathcal{O} 丰

るに 金付 銭随 のす 貸る 付金 け銭 。 (内貸 閣付 府け 令 で 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} に 限

る又務

業はの

務投範

を資囲

行運

うこと

が行

でう

う者に限

る。

以

下こ

 \mathcal{O}

条に

お

11

て

同

は、

金

融

商

品

取

引

業

 \mathcal{O}

ほ

か

次に

掲

げ

る

る。

号に

掲げ

る

有

価

証

券に

係

る

収

益 金、

還

金

若

L

は

銭

 \mathcal{O}

分

配

払

戻

金

若

しく

は

残

余

 $\dot{+}$

定券定 すそす るのる 投他投 資の資 法資信 人産託 のの委 第二条に会託会社 第係の 一る第 項業二 項業二 第務条 十の第 一代一 号理項に 第 掲げ る 有 価 証 券に 係 る金

株項業取第う理の項有項式に者引八。業代に価に 交規が業項)務理規証規 転投で機掲閣限 式産係録該る客 交のる金当もか 付保も融すのら に管の機るに金関 に関も限銭 限業のるをり務を。預 か 当 該 金 銭 を も融 対 価 の商 を品 کے 除取 く引。業 てあ 5 付 か 随 でする業績 め 定 8 務 た 期 日 0 に 号 お い 規

り、 終を 除 を 除 第含く。 **吾む**、 号に) 揭及 げび る金

す る 相 談に応じ、 又 は れ 6 関 仲 介を行うこと。

十十 十十十十 九八 七 六 五四三二一を三 (五四し三二一 定 当 産 金 業十第 て 投す他有該累の投の投有顧第有と五一 一、おし、ガリバー 資のくテ 運をはイ 用除代ブ 業く理取 (を行) 引 を うの 除 ζ, 金売 融買 $\overline{}$ 商又 に 品は . 関 取そ 引の 連 業媒 す 者介、 る 等 資 が取 産 第次 (四十二) (暗号資 二しく 産を 第は 除 一代 項理 く。 規定 第 + す 五. る権 号 及 利 び 者 次 項 \mathcal{O} た 第六号に め 運 用 を お 行う金 V . ح 同 銭 そ \mathcal{O} 他

項 に 規 定 す る 定 資 産 動 産 そ 0 他 0 政 令 で 定 8 る資 産 を 除

商当ほ法じ 品該か人取顧、に 別客政関の関連を関する。 商当 品該 取顧 引客 業の の同 高意 度を 化得 又て は第 当三 該者 金に 融提 商供 品す 取引こ 業者 のの 利他 用当 者該 の金 利融 便商 の品 向取 上引に業 資者 すの る保 も有 のす (第情 八号に開報を第二 げ者 るに 行提 にす

掲 げ る業務を行うことが できる

す介内 るに閣 宅係府 地る令で で務定と る ŧ \mathcal{O} に 保る 業 務 (前 号に 掲げ る業務 を

は 建 物 0 賃貸に係 る 業

一定ろいた。 一定ろいたでは、 一点がでする。 一点がでする。 一点がでする。 一点がでする。 一点では、 一定では、 一では、 一で 当係他る関項規貸動に業するのもすに定金、規及 するのもすに定金、規及 る権財のる規す業市定が も利産(法定るそ場す前 の以の同律す宅の問る 対業規項定業付利おり として、運用財産の写及び第二号に掲げた品を除く。) の販の商品投資により、 のげ取 運る得又用業(は 用を行う業務(前項第業務に該当するものを(生産を含む。)をしは価格の変動が著しい 第をしい物 五く譲品 号。) 渡若 をし、は 掲 げる行為を行う 使そ 用の を使 し用いに 若よ いり得 業 務 はら 並 び 使れ に 用る 第 を収 さ益 せの

げ る う業務を 行うこととな つたとき は、 内 閣 府令 で 定 め るところに ょ り、 遅 滞 な そ 0 旨 を 内 閣 総 理 大臣 届 け 出 な け れ

第資の金 三者承融 項の認商 の保の品 規護申取 定に請引 に支が業よ障あ並 出る合一たとに項 業認は及び 海の 又ら当第 はれ該二 (第四項の規定の規定の規定の規定に係る数) 規定により承認を受けた業務限り、承認しないことができる業務を行うことが公益に反により行う業務のほか、内閣 来務を廃止 に反すると と と 認臣 めの ら承 れ認 ると受 きた 又業 (は 当を 該行 S業務に係る うことがで るで 損き 失る 0 危 険 \mathcal{O} 管

6 し したとき は、 遅 滞

の四 適項 用の を規 排定 除は す る金 も融 の商 と品 解取 し引て業 は者 なが ら第 なー い項 。各号 若 しく は 第二 項 各 号に 掲 げ る業 務 又 は 第 四 項 \mathcal{O} 承 認 を 受け た 業 務を 行う 婸 合 お

品三 前取十第 項引五二 の業条種 規又の金 定は二融 は投資金助品商品取 融言商引 商・品業 品代取又 品取引業者が同項に担代理業に限る。) のほ取引業者(第二種金融Xは投資助言・代理業 規ほ融業 他の異常う 業務をは著 務を兼業する場合において、を兼業することができる。は投資助言・代理業のみを行の兼業の範囲) 項に t لح

行

う

者

に

限

る。

次

お

1

7

同

ľ

制 該 業 務 に 関 分する 法 律 \mathcal{O} 適 用 を 排 除 す る 0 解 な

第 整三 備十業 し五務 な条管 けの理 れ三体 ば な金の な商備 い品 °取 引 業者 等 は、 \mathcal{O} 行う 金 融 商 品 取 引 業又 は 登 録 金 融 機 関業 務 適 確 に 遂 行 するた ため、 内 閣 府令

を

で

第き 第の整 金定六客 「九おの府関商金す 関等」とは、特定金融商品関連業者等は、当該特定金融商品関連業務(金融商品ではなければならるところにより、当該を受けた者に取り業者等は、当該特定金融商の役員では、当該特定金融商の役員では、当該特定金融商 商そうな融商品及 取他はい商品取び 引の、。品取引使 業政金 関引業用 者令融 連行者人 業務に開発した。 等で商 の定品 総め取 関る者に対 株る引 主者業等を者 る務親対情そ金し のい等 議 う の う 報の融て を他機誠 適の関実 正内等か 有 に閣若つ に管理し、かつ、当該金閣府令で定める業務をい若しくは子金融機関等がつ公正に、その業務を遂 価 証 券 闃 連 業 を 行う 金いが遂 金 融 商 品 取 引業 連係にれ 業る伴ば 務の名の名 者 第 種 状益特 況が定 金 を適切を金融商品 融 商 品 に害品監さ取 取 引 業 視れ引 すること を 行うこ めの又 のなは 体いそ

権

 \mathcal{O}

過

半

数

を保

有

L

7

いる者その

他

 $\overline{\mathcal{O}}$

当

該

特

定

金

融

商

品

取引業者等と密

接

な

関

係

定め 実の当な は、 なく、 施利該い るところによ 金 そ 融 商 0 旨 品 取 を り、 引 内 業 閣 は 業務管 総 (第 理 大 種 臣 理 体 に 金 制 届 を け

- 何する者である者で とのと て子て 政金政 令融令 で機で 定関定 足める者とめる者 日のうち、金配石のうち、金配石のうち、金配石のうち、金配石のうち、金配石の 融融融 商商商 品品品 取取取 引引引 業業業 者者者、等、 銀が銀 行総行、株、 協主協 同等同 組の組 織議織 金決金 融権融 機の機 関過関 そ半その数の 他を他 政保政 令有令 でしで 定める金融で 業の業 を他を 行の行う当う 者該者 を特を い定い う金う。融 商 品 取 引 業者等と密 接 な関
- 2第 | 標識を提 掲品の掲 拘叩ン式 小しては、金融 な等商 ら以品 な外取 いの引 (者等 融は、 商 品営 仲業 介所 業又 米者その: 他の法令の場所ごとに、 \mathcal{O} 規公 定衆 にの よ見 り金さ 融い 商場 品所 取に、引 業内 を閣 行府 うことが でる できる者が に標 限識 る。掲 → 示 はしない 前げ 項れ のば 標な 識ら 又な はい。 れ に 類
- を行われて せのして三の 禁 は な金山 な商 い品 。取 引業 者 等 は、 自 己 \mathcal{O} 名義をも つつて、 他 人に 金 融 商 品 取 引業 **登** 録 金融 機 関に あ つて は、 登 録 金 融 機 関 業 務。 以 下こ 款 に お て
- 2 金融商品取第三十六条の四 取社四理 引債 \mathcal{O} 業管金禁 者理融止 は補商等 他者取 の又引法は業 律担者 の保へ 規付有 わ法連 らず、引受人となることに第二条第一項に規定する。 近業を行う者に限る。次項 が信に できる。において口 の同 受じ。 託 会は、 لح な会 なることが、社法第七 ができない。こ百二条に規 定 す る社 債 管 理 者、 同 法 第 t 百 条
- 第 で三十 定十 こ 三二一で岩(と金 定十広に融当金当め七告 による利益の見込みその他内閣府令部商品取引業者等は、その行う金融当該金融商品取引業者等である旨及び当当該金融商品取引業者等である旨及び当当該金融商品取引業者等の商号、名当該金融商品取引業者等は、その一七条 金融商品取引業者等は、その一七条 金融商品取引業者等は、その一件を 令融融当名項の で商商該称を行 で定める事項にのおりません。 について、著しく事実例とでは、まる事項であり、これのでは、これのでは、これのでは、これのであり、業者等の登録番号 ば引 な業 らの な内 い容。に 0 11 事実に相違するこれに類似するであつて、顧客 て広 出告その るる客 他 表もの 示の判 れ がをし、これをしておりとしており に 類 似 又内響 は閣を いするも 著府及 者しく人を誤認させが令で定める行為な及ぼすこととなる重 \mathcal{O} として 内]閣府令で定 でせるようなものとっている重要なものと める行為をするとき 表はと L を金て し融政 て商令は品で な取定ら引め な行る い為も °をの 閣
- ば相三 な手十取 ら方七引 売商品義 若取務 引業者は 取等 引は、 を成顧 立客 さか せら る有 か価、証 又券 はの 媒売 介買 し又は、は 取店 次ぎし、温頭デリバ 若テ しイブ は取 代引 理に し関 して当該! しくはに 取き 引は を成あ 立ら さか せじ るめ、か 示 のそ 別の を者 明に ら対 かし に自 し己 なが けそ れの
- 第 五四三二一項三 及号ばない 当名ら 該称な金 金又い融商 商氏た品 業住投約 者所資を 者締 等 の結 \mathcal{O} 保し 登 護よ 録 に支き 番 (障を生ずることが)するときは、内閣 な府 い令で 物合として内閣 RC定めるところに 府に 令よ で定り、 足める場合 合じ はめ、 正の限り っでない。 ない。と掲げ
- は 募金第 き配三前前は顧手当金当記七約 若商十各号、客数該融談載条統 に融 つ商 い品て取 金引 利契 約 通に 貨関 のし 価て 格顧、客 金が 融支 商払 品方べ 場き に対 お価 けに る関 相す 場る 断る そ事 にも の項 他で 影の 響の のあ を及ぼり額を上げ 指標に すことと 係閣 る府 変令 動で なれ に定 るが よめ りる 重あ 三要なも 損も 失がが のとし、そ 生ずることとなるおそ ての 内旨 閣 府令 で定 8 れ る事 が
- 政規規取託 るものに限る。)を行う場合には、あ有価証券とみなされる同項各号に掲げ審に関する事項であつて、顧客の判断の他の保証金その他内閣府令で定める あげ らな権 じ利 め、係 当該金 金融 融商 商品 品取 取引 引契 契約 約の に締 係結 るの 第勧 ⁺誘 項の書集 面若 の内く 容は を売 内出 閣し

大臣 に 届 け 出 なけ n ば な 6 な 1 ただ 投資 者 0 保 護 に 支 障 を 生ず ること が な 11 場 合と į て 内 閣 府 令 で 定 8 る 婸 合 0 限 ŋ で

護成三 第のし十契三た、七約 一人とと条続 四支れの結 条障を四時 二生客金の 第ずに融書 四る交商面項こ付品の のとし取交 規がな引付定なけ業) 容閣 石谷府 のの令 限他で りの定 で事め な情る いをと 。 勘き 案は、 L `遅 当滞 該書で 面 を内 顧閣 客府 に令で 付定 しめ いなくても公がるところになっ 益よ 又り、 は 投書 資面 者を 保作

のを顧 はいれ者、とば等 前認なは 項めら のらな金 よのだ取 50とし、 割し、契 善し 量 てそ約 の内のが 交閣金成 付府融立 に令商し つで品た い定取と てめ引き 準る契そ 用場約の す合の他 るは内内

対三 第し十保 三、七証 十直条金 四ちのの 条に五受 \mathcal{O} 二内金に 第閣融係 四府商る 項令品書 ので取面 規定引の 定め業交 はる者付、と等) 前こは、 項ろ のにそ 規よの 定り、う よそ金 るの融 書旨商 面を品 の記取 交載引 付し業 にたに つ書関 い面し てをて 準交顧 用付客 すしが っ るな預 。 け託 れす ばべ なき ら保 な証 い金 內 閣 府令 で定 8 るも \mathcal{O} に 限 る。 を受 領 L したとき は 客

3 2 第 十書 条に のよ 六る 解 、除 略

れ 解他 前を金除の金 各顧融に当融略七面 項客商伴該商 のに品う金品 規返取損融取 定還引害商引 にし業賠品業反な者償取者 すけ等又引等 るれはは契は 特ば、違約 約な第約に第 でら一金関一 不た定を客定利だに請がに 無内品が対品 効閣取で価取 と府引き、引す令契な次契 るで約い項約。定知のに対 め解 お解 る除 い除 てが 金が 額あ 一あ

につ

つた

い場

て合

はに、お

こい

のて、

り当

で該

な金

い融

商

品

取

引

約

に

係

る

対

価

 \mathcal{O}

前

払を

受けて

11

る

き

限

対つ

価た

一場

と合いに

うは、

〜当

の該

額金

と融

し商

内取

閣引

府契

令約

での

定解

め除

るま

金で

額の

を期

超間

えにて相

当当

該す

金る

融手

商数

品料

引報

契酬

約そ

のの

取

。 イ場 。 今 十指 総代理者決機取決者と決はじ決いが同争決該者取契 争理紛等機関引機等又手こ。機う存条解機イ等引約 解業争が関と業関がは続れ、関。在第決関又(業績 決務解投がの務(第こ(にかが以す二等(は登者結機を決資存間を指二れ裁準ら存下る項業指口録等義 関い機助在でい定種に判ずの在こ場に務定に金は務 ら合 第の 四区 号分 まに で応 にじ お い当 て該 同各 じ号 。に)定 がめ 第る 一措 種置 金を 融講 商じ 品な 取け 引れ 業ば るで及い 手あびう をな 続る第 行ら 実も五以 うな 施の章下 者い 基をのこ で 本い四の あ 契うに章 る 約つお及 場 以下にはなび第五章 合 次 第のじ章 0 $^{\circ}\mathcal{O}$ 十号。四三人 イ ∇ 項びがに は

融号を指 商にい定 品おう紛 取い。争 引て以解 業同下決 務じこ機にの関 で で で の 関 を

決客号る手とに権

続の掲利

を紛げ者

い争るを

に第特お

規三定い

定項第で

す第一同

る二種じ

 \Box

に

掲

げ

る

場に

合規

ーす

のる

定

関い機助在でい定種に判ずの在こ場に金は とう関言した。 の間以下で、 の間以下で、 のので、 ・てであ種引てそ者府ので事種お争融に十 ・ にの性切って日内のにずほれて脳にするので令促定す金い解商規六理じつ場融務じ紛あで進める融て決品定条業。て合商に。争る定にる使商同機取すの務)そ 品係)解場め関措用品じ関引る三にでのか取るで決合のは置人取。と業紛してのか取るで決合のは置人取ると業紛 にでの次取るで決合るす置人取。と業紛十 係あ紛の引手あ等。措るをそ引)の務争人 約下別場処締下第げの法及す処 をこが合理結こ二る章律びる理 締の特の措すの種場及第第助措 結号定区置る号金合び百五言置 す及投分及措及融の第五章若へ るび資にび置び商区五十のし顧 措第助応紛 置三言じ争項・、解 第代当決 理該措 号(当い条同第外 号業イ置 に務又 おへは い第ロ て百に)規び条二 同五定 じ一歩 じ条に。の定 定紛の条 六る す争五第 **〜** 三家 条措 る解十一 がの置 認決第項 が十る 存三 在十 存八措 証措三に 在第置 紛置項規 争(第定解顧三す す八 す三 る第 る項

場四

合項

一規

の定

イ

口

口

- 30 -

消合二各ば、紛機務紛者解投下解者理 に 9 男けい 現機間 。機録が業に(資決 完定関で以関金存務 お指運機 第一とと に が 特定 に が を に で が 特に て 紛 を で と 第一 と を 第一 と 第一 で と 第一 で か ま 基合関て機合特基あであ場 基合 大大学 大大学 大大学 大学 大学 大学 大学 である 場合 である 場合 である 場合 である 場合 である 場合 である 場合 である である 場合 である である 大学 である である である 手に といる である から とり である は 関本 は いっぱ いっぱ は いっぱ いっぱ は いっぱ 措関施の争掲関措下決は・ 置業基を解げす置こ等に代 を務本い決るるの業に理 号務掲業 及のげ務 び種るに 第別場関 三が合す項特のる 第定区苦 二投分情 号資に処 に運応理 お用じ措い業、置 て務当及 同気が設ける で百又争の五は解 が十口決 存六に措 在条定置 すのめ る三る 場十措 合八置 第 $-\Xi$ の項 指に 定規 投定 資す

運る

用特

紛定

争投

解資

置を講じた場合には、業務で関する苦情処理基本契約を締結する苦情処理を解決等業務の種別に応じている苦情処理措置及びにない。 項金イ決 第融又措 二機は置号関ロ に業に お務定 いへめ て第る 同百措 が条 存の 在三十 る八 場第 合 行 項 -12 の規

続び

実紛

施争

基解

本決

契措

約置

0

相

手

方で

あ

る指

定

紛

争

解

決

機

関

 \mathcal{O}

商

大一口臣項又

指定

定す

登る

三 ス ス エ 四 イ は をり十項項 がのは 第は金ロ イ ロ イ ロ ス第第講取第第第定規第第一名融 録特 当 決運 当 は五一ずり一五二一め定五一項称商指金定指該指機用指該指第号項る消項号号項るに号項のを品定融登定金定関業定金股五イ第たさのイイ第期よ口一定表記録問金器融資の表資商資 ・講丁るために必要な期間・講丁ることとなったとき、又は指定種別紛争解決機関、同項第三号口、第四号口又は指定種別紛争解決機関、同項第三号は・第三号イ、第四号イ又は 一つ四分 号ロ、第一号に応じ、第一号が 間はるそ紛下号はと第第期の争こイ第 第 は、二第第当 号百五該 し百五間認解のの五 カロ、第三日五十六条の五十六条の第三日五十六条の第三日五十六条の第三日本 可決号一号 又機にのイ は関お指に 取のい定掲 消第て投げ 号のげめ ロ六るる 、十場期 し百「資る の五指助場 時十定言合に大種・に、条別代該 第第合間 四一にに 号項該お 第の紛理当一三争紛し ロの当い 又規して は定ては、第にい、 項十解争で 第九決解い 一第機決た 五よた適号る場用 号一関機場 イ項と関合、のと、に ロ紛合し に争にな 第規総同お 定解おい 第二号イ、第二号イ、第二号イ、第二号イ、第二号イ、第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イの日頃第四号イ め決い る等で 大で、 置務同 をの項 三定のの第 講廃第 号が紛一一 ず止一 イ第争の号 るの号 た認口 第五決定の 四十等投の 号六業 め可、 に又第 必は二 要第号 イ条務運指 又のの用定 な百口 は六廃紛第第十止争一五一が解種 期五、 間と見 し条号 号第第決紛 イー百機争 てのロ 内六、 に項五関解 定の十若決 閣十第 め規六し機 総一四 る定条く関 理第号

て五号 内十口 閣六に 総条掲理のげ 大三る 臣十場 が九合 定第に め一該 る項当 期のし 間規て 定い にた よ場 る台に 定お のい 時て に、 、同 第項 一第 項一 第号 一イ、 뭉 · イ第 第二号 イ第、三 第三十、 异 イ第、四 第号 四イ

け保るなな

て護お

な欠れ

いけの

者るあ るだるこ

るれと

旨がを

及少告

びなげ

当いて

該と金

登認融

録め商

のら品

意れ取

義る引そも契

のの約

他との

のし締

事て結

項内の

と閣勧

し府誘

て令を

内です

閣定る

府め行

令る為

いら

もな

のい

ک[.] °

しただっ

内間し、

府第

令四

で号

定か

めら

る第

も六

の号

をま

除で

掲

げげ

る

行為に

あ

って

は、

いにそ な t \mathcal{O}

として

政令で定

 \Diamond

いるもの

に

限

る。 る。

 \mathcal{O}

締

旨他け他話他契第のしに業人 ののるのをの約六付、対のは 意事意事か事の十与又し信、 思情思情け情締六しは虚用次 である。 であるででを結条た確偽をに 当勘有勘、勘のの信実の失掲 該案無案金案勧二用でこ墜げ 受護を護の護 けをしを締を る図な図結図 希が誘がをが 望必を要なない。 いも行も為要 旨の為の غ ك 7 政 令で定めるも 0 に 限 る。 \mathcal{O} 締 結

締ののの間の融与業判し融し 結内勧内し内商しを断て商く し容誘容又容品た行を、品は なそをそはそ取者う提顧取使 いの受の電の引が者供客引用 の意し 思て を政 含令 む。定で定 しる をる 表も 示の しに た限 にる。 も。) かの わ締 ら結 ずの

報標る

をの目 い算的 う出を にも)関う

供正特 す当定 るな金

行根融

為拠指

を標

な者

算第

出百

基五礎十

報条

(特八の八

定十 金五

融第

指一

標項

のに

算規

出定

のす

基る

礎特

と定

し金

て融

特指

定標

金算

融出

指者

標を

算い

買う。

に以

対下

ての

提号

供に

さお

れい

者

- 31 -

号又

措にのは

置よ六同同

合

九がるものとして政令で八の高速取引行 掲しで行 げて定為 る内め者 も閣るへ の府者金 の令に融 ほで限商 はか、投版品の別点のではない。 資行を業 者為含者 む等 °及 しば 以取 外引 の所 者取 が引 行許 う可 高業 速者 取一 引金 行融 為商に品 係取 る引 有業 価若 証し 券く のは 売登 買録 又金 は融 市機 場関 デ業 リ務 バ又 テは イ取 ブ引 取所 引取 の引 委業 託務 を受けているとして る高 行谏 為取 そ引 の行 他為 る行 こを れ行 にう 準者

客資条 を顧の 勧問二 誘契 す約金る、融 に投商 際資品 し、顧いて、一般では、一人に対し、一人に対し、一人に対し、一人に対しています。 客約者 に若等 対しは れして、場合くは第二人 \mathcal{O} 保 損二行 失条う 護に 欠け、 の第投 全八資 部項助 又第言 若 しく は十: 一二代 一部を補に理業又に は 取 引 て掲は \mathcal{O} んげ投 公 する契運 正 を 旨約用 をの業 約締に 又 束結関 す又し は るはて、 金 融 為約次 商 品 にに 関掲 取 し、どう 引業 偽行 \mathcal{O} 計為 信 を用し 用 を失墜さ いて 、は 又な しせるも はら 暴な 行い 0 若 とし しく は 7 脅迫 閣 をする行為 府令で定め

財第該利又業う格げ 産三顧益は務。がる 上者客がデのあ行 提価指こブ関当定は供証定と取す該めな す券になを法価れな るになる に者つ行律証でい をつにたう第券い 、い対場場して 客たし自つ項バ件 存成している。 ではなり、は、可ないでは、可ないでは、可ないでは、可ないでは、可ないでは、可ないでは、可ないでは、可ないでは、できません。 こ、申し込み、若しくは約束し、又は第三者は一部を補填し、又はこれらについて生じたは、第三者に申し込ませ、若しくは約束させなけ一部を補填し、又は補足するため当該顧と含む。以下この条において同じ。)に損失いないで「有価証券等」という。)についている取引を除く。)又はデリバティブ取引(者たせ顧失いて顧りに顧る客がて顧り申客行又生信客下 しの為はず託(こ込利 第るを信の

者を提に 等又は、で 第な又生 者との記者との記者との記者といる者との記者といる者にいる。 にの 提損 供失 さの せ全部 行若 為し < は を 補 填 又 なこ れ らに 0 1 て 生じ た 顧 客 \mathcal{O} 利益に対 追 加 する た

て取る取る取る利証 当引。引。引き 当、業)業為を等 者 等又 は 第三者と \mathcal{O} 間 で、 前 項 第 二号 \mathcal{O} 約 東を 又 は 第 三者 該 約 東をさ せる行う 約 束 が 自 三が

間

で、

前

項

第

号

0

約

束

をし、

又は

第三者に当

該

約

東をさ

せる行

為

当

該

約

束が

自

三が

Ļ

約者 束等 が又 自は 己第 が三 し者、か 又ら、 は 第前 三項 者第 に三 さ号 せの た提 要供 求に に係 よる る財 と産 き上 及の び利 当益 該を 財受 産け、 F. の又 利は 益第 の三 提者 供に が当 自該 己財 が産 し上の 損全該 又利 失部金 が又融 は益 第を 事は商 者け 故一品 にさ に部取 起を引 させ

内、用はの束う第権は引しなは閣内し、でが者四が、業なる提 閣府令で定めるものを 関府令で定めるとこの 関係を であ事故による には、 であるとして であるとして である場合には、 である場合には、 である場合には、 である場合には、 である場合には、 である場合には、 の対象による は、 の対象には、 のがあるとして のがあるとして のがあるとして のがあると のがなる のがあると のがあると のがある。 のがあると のがあると のがある。 のがる。 のがある。 のがある。 のがある。 のがある。 のがある。 のがある。 のがある。 のがある。 のがある。 のがる。 のがある。 のがなる。 のがな。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがな。 のがなる。 のがな。 のがなる。 のがなる。 のがなる。 のがな。 のがな。 のがな。 のがな。 場あ全資でのの次人合る部信行他提節の 及場又託わ内供に違 び合は、れ閣にお法同に一投る府あい又 項は部資有令つては第一を信価でて同不 三適補託証定はじ当時のしません。 財なる投票合補よでに換えている。 0 利 益 が 品す取 事 取る引 故 引法に 業律係 に ょ 者第る る 等二金 (条銭

元 本に ľ 損 失 0 全 又 は 部 を 填す ,るため. 金 融 商 品 取 引

のを添いるところ えに てよ 内閣、 総そ 理の 大確 臣認 にを 提受 出け しなけれ ばる な事 ら実 なそ いの °他 0 内 閣 府 令で定め る事 項 を記 載 申

匹 二 営 に 十 の前欠金条 反のつ為引しのてに業 、ほおつ者 又は投資者の保持を対して、顧客のの知識を表して、一般を表に関する。 保護に支持の出議、経営の状況を 障しな験況 をたる、が 生顧お財次 ず客そ産のるにれの各 お関が状号 それがある。状況及び金融であること。 も適 商に の正 品該 取当す とな し取 り契約を て扱 内い 閣を 府確 締の 令保 結な です すい るよう 定る めた 的に、 るめ 状の ど 照そ 況措 らの に置 し業 あを る講じ て務不を とて 適行 ٠٧° 当わ とな な 認け 11 لح めれ 認 らば 8 れな るら 5 勧な れ る状 誘い を 行つて 況、 て投資 0 他 業 者 務 0 保 \mathcal{O}

`引 政業 令者 で等 定は、 \otimes るところ有価証券 にの よ売 り、及 最び 良デ のリ 取バ 引テ のイ 条ブ 件取 で引 執へ 行政 す令 るで た定 めめ のる 方も 針の 及を び除 方く。 法 一以 (以下この の条 条にお おい いて て「有 最価 良証 執券 行等 方取 針引等レ ط とい . いう。 う。 - 12 を関

432 第 `う 定す四₂ 不可能的ななななな。 の執引面は引引引な文金針 二行業(、業業業らに融等 第さ者当あ者者なつ商 四れ等該ら等等等いい品 項たは最かははは、の旨、良じ、、、 規を有執め金最内 定内価行、融良閣 は閣証方顧商執府、府券針客品行令 前令等等に取方で 前二項の規定による書面の交等取引に関するところにより説明等を変更した場合にあつてはと対し、内閣府令で定めるとに対して対し、内閣府令でにあるとはがしない。有価証券等取び定めるところにより、最良 で後のの当売を す閣閣を該買を表 る府府記取有執し 。今令載引価行な い、当該顧されるときないるときない。 当該を記載した 客ないで定める。 では、このE したときでしたときで にはなけるではなける。 ら該 ば顧 な注 な客 い文。が らの な注 い文。を 良 た受 だけ

第財る)四(八産も若十分) 第管令第融保二理で二商さ 号す定項品れ 号当を掲等場 か該含げは ら権むる、の に証条で項止 掲券に定第 げにおめ五 る係なる若 為契同のし **海を行つてはならかいに限る。)が、当該外のに限る。)が、当該外のに限る。)についてはないに限る。)についてはないに限る。)については第六号に掲げている。** 当該権 保わ利条 され又第 れて事業の一項第一 るものとれることのとれることのとれることのとれることのとれることでは、これのとれることでは、これのとれることでは、これのとれることでは、これのとれることでは、これのとれることでは、これのとれることでは、 しのして固出掲 | | 内有資 | 閣財さる 府令でなる。有価証券 定他は券 め当拠へ る該出政 も者さ令

ま令同四人 で様十金に定の条銭 掲め経の が る 済 る 済 の 流 の 用 行の性二が はならない。いる場合の条になられる場合のとしてかられる場合の条になる場合の条になる場合の系統の表情をはない。 お政は集い令、等 やいて同じ。) が以今で定める権利は、第二条第二系第二系第二系第二系統 (本語の本語) 言該金銭を立ちませる。)に立ちましくは を充てて行われるまについては、これなくは第六号に掲げる 事らる 業の権 充利又 てには ら関同 れていた。 ないことにおけれ をはる 知拠権 り出利 なれ同じなれ同じなれ同じない。 ら、金箔 第銭五 二号又 第れは第 項類六 場するもれるもれる かのげ らとる 第し権 九て利 号政と

お及つめ四へ そびてる十特 れ第は者条定 が六な以の四次が六な外四次から外四次が六な外四次が六ながのである。 い条い者金向場の。を融け 場合は、この限りでない。、一般投資家に対する勧誘に基づ、一般投資家に対する勧誘に基づ同じ。)を相手方とし、又は一般資家向け有価証券について、一般 づれ般般 つかないで一般投資室れている場合(第四条般投資家のために、築般投資家(特定投資家 にに八該 売規項特 付定第定 けする号資 媒開か家 介示ら向 をが第け 行行四有 うわ号価 り場合その他はおれている場合をひび第4個証券の発行を 世界音を発生を のう掲他保で 護次る閣 に条行府 欠第為令 けーをで る項行定

有 合そ四へ 当価金にの十特 該証融該他条定 行券商当のの投 為に品し政五資 を係取な令 取第特のを業に 引一定内行者関業号投閣が等す 者か資府場はるにち家令合い告 による媒介、RPでは、が行われている等でには、が行の場合のでは、が行われている事では、が行われている。 取又第項相れ 次は三を手てぎ第十告方い 又十一知にる は号項し対場 代に対象して、対象合に対象に対象のでは、のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、 るところり で行うことなれる者を除る に有 よ価 り、当時証券に を契く。 か約つ 容(を と 同か 該つ 特い でする契がら特定 定て、 投 資取 約げ投 家得 そる行家 向勧 け誘 他為向のにけ 有又 価は 契よ有 証売 約る価の特証 券付にけ 内定券 関勧 容投取 又資引 し誘て等 は家契 開を 相向約 示行 手けん がう 行わと 方有特 の価定 特証投 れな 性券資 てく い売 をの家 勘売向 る付

案買け

場け

家

ののれで

で行た定なう金め

け他銭る

れのこれに、業れに、

第にに限

二係類る。 条るす。

大五四 令とに でのご 業四 らこ四つ 三二一投四人 金融第第行二利者 高条条 なんに 第該 め をて 三者特る特締内 なの十の い条条み 一の定事定結閣四保投項投す府 °にの行 よの者処第取のデ り規が理五引七リ お六為 取第第第け金対 `定そ組十の バ 資る令 にる行る産し取つ金産は護二 条護資 いの 引八八八れ融す 業項項項ば商る ポロス のに家 二欠向 て金禁 家まで そにの織八状金テ が向け有価で でに、当ず 定めるも のよ店又条況融イ 同融止 者第第第な品義 価り頭はのに商ブ <u>ー</u>(こ) 第けけ じ商 等十十十ら取務は五四二な引 格電デ他二照品取、子リの及ら取引 四る有項に価 。品 →取 、号号号い業 権ににに。者 数情バ金びし引に の引 のと証 証該の は本券利行関な拠指でしく引いたの者でするを標取くは業 かにの者でするを有又引は取者 、生売又たる条有又引は取者 投じ買は取情件しばを執引等 量報テ融第で業者を処する。 規と券定なの 券特を に定除 委業 利掲掲掲 託者 等 はる取り 関投ぐ。 を受け、 者げげげ は、 他組取取条引

電 お引 にるるる す資 投じ買者の公正を執行役との情性とはオプラニとはオプラニとの情報で、い取引を行役との間におけるでは、かから、当を大きを持て、いないのでは、当のでは、大変とのでは、大変というでは、大変というでは、大変をは、その行う投資運用というでは、その行う投資運用のでは、大変をよると、大変をよりない。 け 前そを 対行行行 権 取織引引のの店子 る家 し為為為、ををを 引を等業十公頭情 の使の者四正デ報 た商と品 情等を 利 項れ行 の規定になった。 者 報にい 善行行行良ううう 提対う。 概用業等第のリ処 き関 次 要に務(一確バ理を供の店項保テ組 供し、以の、以 は連 な業業業 '市 \mathcal{O} 明し用頭にのィ織らたにデおたブのか者供リいめ取使 内次下容にこ 管務務務 各 そ場 ょ そ 号に 理 のデ る \mathcal{O} 書 者同同同 委リ 知 及掲の の号号号 注イにイ にはすべてそ引用するテ同のを義 若部金上者のでを取た取金用 掲 託バ 面 識 びげ項 にテ しを銭のの計の内引運引融業 げ \mathcal{O} 取るに る当電イじ概業務 た該子ブ。要とし め電情取し 意か規又 引事お く補の利損算取容に用を商に 係イ 交 経 る 息をもつて投資からハまでに関えたする有価が入は口に掲げる は填授益失に引と基を行品関
取す受をのおがしづうう取し
引るの提全い権たくうこ引
の場用供部で利運価にと業 るブ 付 業 験 の項い 商取 務 及 特をて に 配情報 にじて に子報引を関する 必情処等行る び 質告同 0 品引 0 X 関等 財 そ知じ でし、 要報理をうるうな処組業場情者 分に応じ 産 7 連へ 資運用がる契約の 市商 準 \mathcal{O} 事理織と合報に項組をしにの限 状 用 のかの 場品 デ関 況 特つ申定、込 す を織使ては迅る公を用行、速。 業権表の 当 リ連 12 照 該 バ市 投当み を利示相 又は 行そさ手 テ場 6 各 資該を 又 用せを わのれ方 号 イデ L 家事初 に ブリ 金 は をるし な他る て 向項め と供し他とした。 行おて うそは 取バ 対 け同権 定 適 けをて ければならない。 でわければならない。 でおければならない。 がおればならなは同様が必要であるとは同様が必要であるとは同様があるとは同様があるという。 引テ 有記受 れ号利 ばにそ 価 \otimes 当 してその受益権が取得ささせること(事故によろ、又は運用財産の運用との取引等を行うこと。 \mathcal{O} これな る者 等イ で 品 価載け 証券に開発した場合に とのらっなな をブ し取 取 額 な規の は ならない。 然定する政会 引 な \mathcal{O} を ٧١ 業 変 V) V) 11 な引 、 う。 者 0 動 4 い又 関面に で、そ を のた が 信 しをは とだ 投交、資付当 利 令で 以 特 用 子こ 用 しし、 で定 自の 定 を失墜さ 足投資家 得よると 定め 己委 者し該 L 内第 める バ 行 7 0 が託 がな申 れ損し 自 る権 款 テ 認け込 う 閣一 その せ イブ 向 失て 己 府号 権利 12 の媒 識れみ るも 若又行 لح 相介、 又 令及 利を お け すばに 欠がして すっこう デリック を内 しはつく当た でび べな係 は 取 を有 有 11 手 定第 方取と次 きらる 有す 7 引 価 0 権 [容と るイ内バ は該取 利 め二 する 同 に 証 重な特 る号 保権引 る者 電ブ閣テ なぎ 者 ľ, 要い定 0 券 。投資 さってし な事 以 もに 11 子取府イ 0 て 有利に の掲 店引令ブ さ者よ 外 取 れとり 頭ので取 閣 運 取く 引を行う場 家 \mathcal{O} をげ 0 項 府令 る金生も融じ デ業定引 引はを代 ٤ 除る 用 第 た 向 リ務めの を 8 閣 け

(運

用

権

限

 \mathcal{O}

委

- で定

の商た

と品権

し取利

て引者

内業の

閣者利

府等益

者

 \mathcal{O}

利

益

を

义

る

に

あ

つて

行

うこ

忠

実

E

投資

運

用

バのるう

アルもち、

ブ供を取

取すい引

吸引るう。 高等電。そ

イにの

成理

立を

さい

せう。

は以

な下

府

令

で

定

 \otimes

ると

て

閣

府

令

で 引

合

当

有

価

証

券

取

- 二一の四 全十 亜融第第第二 商ニニニス条 品条条件 取第第第一三 業項項項を金 者第第第他融 等十十十の商は五四二金品 `号号号融取 前イにイ商引項か規又品業 のら定は取者 規ハすロ引等 運る 用契 業約 をそ 行の う他 者の に法 限律 る行 為 ~ iz そお のい 他て の内 政閣 令府 で令定で め定 るめ 者る に事 委項 託の す定 んることがあ がる で場 き合 るに 。 限 り 権 利 者 0 た め 運 用 を 行 う
- 2 °金 引八八八部 ず権表 すそさ べのれ て他る の同権 運号利用にそ 財規の 産定他 にすの つる政 き、令で定 の定め 運める 用る権 に権利 係利に るに係 権係る 限る契の契約 全約 部そ をの 同他 項の に法 規律 定行 す為 る 政 令で 定 8 る者 委 託 L て は 5
- て金 V 同融金 で商融の品の) 取品 と業引す者業 る等者 · (等 当が 該第 金一 融項 商の 品規 取定 引に 業よ 者り 等委 か託 らを 第し 四た 条に のお 三け 第る 一第 項四 切上の十 規. 流 定 条 に 第 よー り項 委の 託規 を定 受の け適 た用 同に 項つ にい 規て 定は、 す る同 政項 令中 でっ 定金 め融 る商 者品 を取 含む。 次等項」 及と びあ 次る 条の には お、

り、一道の一分別に 用条管 財の理 産四 上と自金 己融 の商 固品 有取 財引 産業 及者 び等 他は、 \mathcal{O} 運そ 用の 財行 産う 屋とを分置投資運 別用 し業 て管理が し条 な第 け八 れ項 ば第 な十 ST. な号 いに 。 掲 げ る行 為 を行う業 条務に限 る。 る。 関 L て、 内 閣 府 令 で 定 め る

為業又掲四へ に者はげ十金よ等当る二銭 るが該行条又取そ金為のは 引の融を五有 の資引務商のた運業に品預 め用者限取託 に業等る引の 必にと。業受 要関密以者入 なし、なときいれた。 は客係条有禁 な第して同じない。 から第四にして行うに 号る関場 までに顧って、 掲客い他げのか政 の金銭名で表記 又し目めはくにる は商品関いてはる場合を 連証を除 市券問く 場をわほ デ預ずか、 リ託、、 バさ顧そ テせ客のイでか行 ではな金銭である。 をな若運 そ行う場合においれているにない。 ただし、 と行しくは有価証券 い当券第 て該の八 金預項 こ融託第 れ商を十 ら品受二 の取け号行引、に

客価四人 に証十金 対券二銭 しの条又 金貸のは 銭付六有 又は有価証券のは 一位証券のは 証媒品貸 券介取付 を、引け 貸取業等 し次者の付ぎ等禁 け若は止 るし、 場くそ 合その行う 他政令で投資運 では用 定な業めらに める場合は、この別らない。ただし、人に関して、顧客に対 限金対 り融し で商金 な品銭 い取若 °引し 業く 者は が有 第価 百証 五券 十を 条し の付 当け、十 应又 第は 一顧 項客 にへ 規の %定する5 信に 用よ 取る 引金 に銭 付若 随し してて 顧有

れのな金交 な融付 ら商 な品 ない。ただし、運叩取引業者等は、 運 用運 報用 告財 書を定 権つ 莉い 者て、 交内 付閣 し府 合で定 もめ 権利者の 保に 護よ 殿に支 6り、 障定 を期 生ずるこれに運用が 記とが、 なを い作 場成 場合としている。 内運 閣用 府財 令産 でに 定係 める る知 場れ 合て いる権 の利 限者

3 2 場を引着の二第一 し総等四 て理は項 内大への 閣臣そ規 府にの定 令届行は でけう 定出投前 めな資項るけ運の 場れ用規 合ば業定 りた八報 りでない。
にだし、一の運用人項第十五号に関 用掲つ 財げい 産る行準 権為用 利をす 者行る のう数業 が務政に 令限 で定め、 るに 数関 以し 下で、 あ第 る場項 合の そ運 の用 他報 投告 資書 (者をの作 保成 護し 支と

四一 十信 二託 条業 の法 八の 適 信用 託除 業外

法 第 兀 章 \mathcal{O} 規 定 は、 金 融 商 品 取 引 業者 等 が 投 運 用 業を 行う 場 一合に 9 11 て は、 適 用 L な

² _ 第 四 を内金を十 容融業三 契引行 条約の締まる 会融商! 結又を品 又はい取 はそう引業 の役同者 勧員項等 誘若には をしお すくい暗 るはて号 に使同資 号そ行務 資のうへ 産行と暗 のうき号 性質を対策を の産閣関 他関府す 内連令る閣業で内 府務定閣 令にめ府 で関る令 定める事で定める事で定める。 項客よ金 にをり融つ相、商 い手暗品 てその顧 問取引行為 認客関に さのすお せたるい るめ説て よに明一 う暗を暗 な号し号 表資な資 示産け産 を関れ関 し連ば連 て行な行 は為ら為 なを行るないと °V

そ回 れ十 が五 あ条 る次も次 のの としてかる号に関 内掲 閣げ 府る で定 定は、 め る当 場該 場合は、 、 こ定 のめ 限者 でが な特 い定 °投 資家で あ る 一合に は 適 用 な ただ 公 益 又 は 特 定 投 資 家 Ó 保 護 \mathcal{O} め 支 障 ず

相 第第手第第 四四方三三 七七 条条 \mathcal{O} 二第 か三 ら十 第八 三条 -十第 七四 条号 のか 六ら ま第 が大学で、号 第ま 四で 十及 条び の第 二回 第十 四条 項第 及一び号 第 四金 十融 三商 _ 条品 の取 四引 業 金者 融等 商が 品行 取う 引金 業融 者商 等品 が取 申引 込契 み約 をの 受締 け結 (D) 又勧 は誘 締の 結相 し手 た方 金融 商 品 取 引 契 約

四三 ++ 条条 のの 五四 か及 らび 第第 四四 ++ 条条 のの 七五 ま で金 融 金商 融品 商取 品引 取業 引者 業等 者が 等締 が結 締し 結た した投資顧問 資問 一契 任約 契の 約相 の手 相方 手 方

に十廃 °者 が 次 0 各 号 \mathcal{O} 11 ず n カコ に 該 当 す ることとな 0 لح き は、 該各号に定 める者 は、 そ \mathcal{O} 日 から $\bar{\Xi}$ + 日 以 内 Ō 旨 を

閣

大

八七六五四三二一臣五人 る証金事金金金金金金届条業 も券融業融融融融融融けの等 略の等商の商商商商商商出二の に仲品全品品品品品品品な 限介取部取取取取取取け金出 る業引又引引引引引引れ融等 。務業は業業業業業業で商 第の者一者者者者等者な品 十種(部等等等等をでら取 一別第をでででで廃あな引 項に一譲ああああ止るい業 じ項者はの続決し個の 。及に個全開定た人相 び限人部始にと 又のよき は決り 一定解そ 部以散の を外し法 承のた人 継理とをさ由き代 せに 表 でよっている。 き解破役 散産員 そし管で のた財あ法と人つ 人き た \mathcal{O}

12係価 を第る。 受十。 た項十 とに一 きお項 当てび 該同第 登じ十 録 文 文 項 は又に 変はお 更同い 登法て 録第同 者一金 項融 のサ 変ー 更ビ 登ス 録の (提 有供 価に 証関 券す 等る 仲法 介律 業第 務十 (T) -種条 別の の登 追録 加一 に有

ブ証五ん 取券十外 引関八国 又連条証 は業の券 は未く業者で 次手業と 大き(有価できる。 伽証券等清算取物の場合(当該外国国内にある者を知る業務) 次ぎを記れる 除業と ぱく。)若れ 者がそのま し店十 く頭八 はデ条 代リ第 理ババ 性を行うに、八項各号 場取に 合引掲 を等げ 除のる く業行。務為 一のを そ用行 のにつ 他供ては 令るな で電ら 定子な め情い る報。 場処た合理だ は組し、 `織 こを金 の使融 限用商 りし品でて取 な特別 い定業。店者 頭の デう テ り ち、 バ テ有

と業除でま又者名号項対めるい適げ業 こ務く政ではに組又に応る。ず格る務 ろ(。)令の第準合は規証も)れ機行 。) やのいずは、 で定めるものを含む、 をで定めるもので定めるものにも で定めるものでででのといる。。) ででは、 をでででないるといるが、 のいずれにもない。) ででは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがな でがは、 でがなが、 でがは、 でがなが、 でがは、 でがは、 でがは、 でがは、 でがなが、 でがは、 でがなが、 でがは、 でがは、 でがなが、 でがなが、 でがなが、 でがなが、 でがなが、 利をで二 を相政十 取手令九 得方で条 すと定及 るしめび 律 るおそれが少なのるもの(そののあるもの(その) 第 第十 一条第二元 への二のに 項 に規 の項政規 定 と第令定 す し五では て号定、政又め適 る 資 産 令はる用 対応 で第数し 定六以な 証券 め号下いるにの。 も掲げる を 11 . う。 にるに 限権限 関う、投資を を 適 資る及 格 者私び 機 関 の募適 R 投 資 保一格 護適機 家以 に格関 支機投 外 障関資 0 を投家生資を 者 ず家等。 が 取 お(そ次以 得 L て れの下 11 がいこ る あずの るれ条 もにに

な業 ろう係 とすと る名 者組 合契 約 (商 法 第 五. 百 Ŧī. 条に 規 定す Ź 匿 名 組 合 契 約 を いう。 適

むな、府業利社に 。い同令者にを関 も一で又対いす ののの定はすうる 運に出め営る。法 運に出め営る業投 をる対者者資 行。象 に事 行。象事 同の業 条みへ 第で同 八あ項 項る第 第も五 十の号 五にに 号限規 にる定 つる げ るを出 行有資 為す対 る象 役適事 資格業 者機を の関い 保投資 に家 支等に 障か係 をらる 生出当 ず資該 るさ権 おれ利 そ、を れ又有 がはす あ拠る る出者 もさが のれ適 とた格 し金機 て銭関 内 、 投

員本 の金 氏の 名額 又又 はは 名出 称資 0

多り、次の

に掲

掲げ

げる

る行

事為

項の

をい

内ず

閣れ

総か

理を

全大臣に

届て

畑け出なけ.

れを

ばい

·なら。

な以

い下。同

ľ

を

行

う

者

融

商

品

取

引

業者

等

を

除

は

ら

イ価

そ他適主業政 に際 - 22 こく六業(に総(のに恰にかられ。条務略係理略他事機るので が、大学とは、1000年)の業関営種は 閣を投業別め 府行資所(る令つ家又前使 でて等は項用 定い特事各人 める例務号が ると業所にあ 事き務の掲る す項はを名がるときなる。 そのでは、行うのできる。 そのできる。 の営び為 事業所にそ 業所在係の の又地る者 業の 種は 類事 務氏 務 の名 種 所 0 别 を 称 及 び 所 在

116 53 「 (ド ・九八七六五四 第臣 三は、 項 各特 号例 に業 揭務 げ届 る出 事者 項(の第 う二項 内の 閣規 府定 令に でよ 定る め届 る出 事を 項し をた 公者 衆を のい 縦い 覧 供条 し第 な三 け項 れ第 ば二 な号 らに な該 。す る 旨 0 同 0 規 定に よる 出 を L た者

を

除

以

下

定四第が に十三適 に係条十格る、七機 第第条関 八四、投 章十第資 及条三家びの十等 第三七特八、条例 章第の業 の四三務二十、を の条第行 規の三う 定三十場 をの七合 を 道二条に 用 のお す第四いる四、て で十第は、 一条、第四十二 二十八条(第一 当該特例業務 条号届の、出 二第者 第号金 四及融 十び商二第品 条九取 の号引四に業 `係者 第ると四部み 十分な二にし 条限で、 条成ので、第一 七。第 第 `節 四第第 十三五三十款 **条九** の条第 六(三)及第十 び四六 第項条 四及第 十ぴー 五第項 条六

で引合 定業 め者 る等 るところにより、中等(第六十三条第 内一 閣項 総各 理号 大の 臣行 に為そを の業 旨し 第て 六行 十三うこ 一条と 第に 二つ 項い 第て 五第 号二 及十 び九 第条 七又 号に見 掲三 げる三十三 事条 項の

一節お替と同い 及一め必号は特第 び項る要及第例三第、規なび八業項 六第定技第項務並 項三は術七」届び 項を除く。)、第四 三十六条の三、第一 一十六条の三、第一 一十六条の三、第一 一十六条の三、第一 一十六条の三、第一 一十六条のは「第六十 でに次条から第六十 令そ六は十 での十「三定他三金条 め内条融の る閣の商六。府三品ま 令第取で で一引の 定項業規 め又者定 るは等は、 事同与 同に十定条お三に 第い条よ 九て第る 項準五届 中用項出

第号一四、項 十第第 -条号号 の及に 四が掲 及第行で 第号行四に為 十二条 の分業七に務 を限 除る第 つ、第 の第二規三款 定十(九第 条三 (第四十六条 項第 及一 び項 第 六第 項三 を十 除六 く条のの 及 次び第四: 四三十十 -条、、 十七 条条 第 除第 四第 く三十 十三 条十 の七 及条 三条 びの 及の 第三、 び三、 第 四第 款第 十三 条十 第十 四七 の七 三条 十条二の のの 条四、 二四 を 第第 除第

5 4 3 2第 七, <u>\f\</u> 成に しは、 た、 んその **会会** 員員に になろう عُ عُ 創 すす る者を <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 総 会 \bar{o} 募以 がり、これの金 議 決に によら れ融 を商 なけ 会品 議取 の引 れ ば 日業 な 時者 及が ら な び発 場起 所人 ととな もら にな そけ のれ 会ば 議な 開ら 催な 目い \mathcal{O} 凋 間 前 までに 公 告 Ĺ て、

創

の起 各員第議基人第創定総発十設 創し十がを上会定程れ及 立出三で含がの款のばび基 総たのきむ出議及承な業金 会金規る事席事び認ら務を の融定 議商は 決品 権取前 は引項 業の開を立 務出会修にの席ま正必 業の 平者創 運営に必要な事項の 等及立 とび総 す発会 る起か 人議」 要権人がの 女にで決 なのにで決 事三対き定 事 とに 読つ 項分しるは の二以の二以上の みい 替て え準 が上の多い人となる! る用 もす のる ىل 金数旨 すこ 計でを るの 画決申 場 をすし さる。 さる。 た む。 お 金 融 11 て \mathcal{O} 商 決 品 同 定 取 条中 引業 は、 第 者 総 七 以 心会員」 于 下こ 九 条 0 の とある 条に 兀 <u>干</u> 0) お 第 は 1 て 項 そ 0 加 Ō 入予定 規 開会ま 定に カン でに カン لح わ 発起 らず、 う。 創 及 立 総 び

11109

産金と特定 (略) 会に 出 席 な 11 加 入予定者は、 書 面 で、 又は 代理 人によ つて議決をすることが

定 の 加入予定 者 との 関係に うい て創立 総会の議決をする場合には、 その 加入予定者 は、 議決権を有しな

席四決 し十権

3 (略) 第七十九条の皿 (会員の議2 な四 いの 会四 見 は、書 合 会員 見面で、この議決は 又権は

員 代理人によつて議、平等とする。 決 をすることが できる。

法融

人商

の品

定会

款員に制

は法

掲立

げす

える 事に

項は

記発

載起

し人が

又定

は款

記を

録作

し成 なし、

れそ

ばの

な全

ら員

なが い署

°名

又は記名押印し

なけ

れ

ば

ならな

を

人 次を設

第方に対して、 所の執っる事項 所の執っる事項 に及び出資にといる。 に及び出資にの法関する。 に及び出資にの法では、 に表する。 に関する。 に関する に関する に関する に関す。 に関する に関する に関する に関する に関す。 に関す。 に関す。 に関する に関する に関する に関する に関す。 に関す。 に関す。 に づく行 項 政 官庁 0

処分若しくは定款その 他 0 規 則又は 取 引 **0** 信義則 0) 遵 守の 状 況 (T) 調 査 に関 す

Ź

事

項

す る事

略い 項制 第九号におり法人が公告 いてこ 同の じ法。律 \mathcal{O} 規 定 によ ŋ 育報に記載する方法により

L

なけ

れば

ならないもの

とされて

いるもの

を除く。

をする方

3 2 第 (2 第八十二 (2 第八十二 (2 第八十二 (2 第一) (2 第一) (2 1 8) (2 1 主額を払いる金が い融

是まなけれる ればならない。

定

0

者

<u></u> 以

下この

条、

次条及び

第八

十八条の六にお

1

7

「加入予定者」

という。

は、

創 立

一総会の

開会 ま

 \bar{O}

32第 八一 (加入予定者) (略) 出 席創議し立決 な総権 い会 加に 八子定者で 加入予 面定 で者、の 又議は決 代権 理は、 人に平 よって芸して

議る

|決をすることが

の代表のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、 出の議 席十決 し九権 な各会員 (は、議 書決 面権 では、 又平 は等 代理す

3 2 第 な 人によつて議決をすることができる。

38 -

自二 主条款 人自 の主 定規 款制 に法 は人を 次設 に立 掲す げる るに 事は、 項 を発 記起 載人 が、定 又款 はを 記作 録成 して な けそ れの ば全 な員 らが な署 い名。し、 又 は 記 名 押 印 な け れ ば なら

十十十十九八七六五四三二 。三二一

る

事 す

る

事

項

第 規業会役経会基事名目主条 百公会委則務議員費員本務称的規の 二告計託ののににのに金所 条方にを作執関関分関及の 不分にを呼り、 の法関受成行すす担すび所 九(すけににるるにる出在 第自るて関関事事関事資地 二主事行すす項項す項に

第制 自事事 主項項 規 制 業 務

13

関

す

る事

項

り

官

報

に

記載

す

る方

法

に

ょ

ŋ

な

け

れ

ば

な 5

な

11

ŧ

0

とさ

れ

7

V

る

ŧ

 \mathcal{O}

を

除

す

る

方

法

略第 九法 号人 にが お公 い告 て(こ じの法 律 \mathcal{O} 規 定 に ょ

業に条 務おの 並い三 びて十 に一人 当特 該定こ 金第の 融一章 商種に 品金お 取融い 引商て 業品口 者取指 の引定 た業紛 め務争 に一解金と決 融は機 商)関 品金니 仲融と 介商は、 業品 者取次 が引条 行業第 う者一 第が項 二行の 条う規 第第定 十二に 一十よ 項八る 第条指 一第定 号一を か項受ら各け 第号た 三に者 号掲を まげい でるう。 掲為 げに る係 行る 為業 に務 係及 るび 業第 務三 を十 い五 う条。第 項 \mathcal{O} 規 定

V

て

定

資

助

言

玾

業

務

は、

金

融

商

品

取

引業

者

が

行

う第二十

八

条

第三

項

各

号に

掲

げ

る

行

為に

係る

業

務

及

びこ

れ

闩

随

す

る

業

務

を

条に資ににう六にびに金にに金品に 、お運おお。条お第お融おお融取お 第解の処は商証に三登 百決四理特品券金十録 五手十手定取金融三金 十続九続証引融商条融 六」に「券業会品の機 条とおと金等社仲八関 百引処引う定券二る録五業理業。第金条特金 一融第定融 種会十金機 金社一融関 融が項商が 商第第品行 品百一取う 取五号引第 引十か業三 業六ら務十 務条第を三、の四い条 特二号うの完ま。二 金項げのに 融第る項係 商号になる。 取引業務、特別の場所をはいて同じ。)ないで同じ。)なりないでは、 定第いを付 投四う行随 資号 。うす 助の 者る が業 言規 7 行務、 定 代に う 理よ 特当 定該 業り 務行 金登 融録 特業 商金 定務 品融 投を 取機 資い 引関 業の 運う 用 務た 並め 業 びに に特

金 融 商 品 取 引 業等 業 務 に関 す る苦 情 を 7. う。 第 百 Ŧī. + 条 \mathcal{O} 兀 + 应 第 百 五 十 六 条

0

十等す等 六業る業 条務手務 の関続関 五連を連 十紛い苦 か争う情 50 第金 百融 五商 十品 六取 条引 の業 五等 十業 二務 まに で関にす おる い紛 て争 同で じ当事)者 にが つ和 い解 てを 訴す 訟る手こ 続と にが よで らき ずる にも 解の 決を をい 図う る

13 1211 10 9 87 6543 2第 い 手第 四 特 当定 よ 百 うこ特ここ続百こ十こ定ここ該金こ(こ(りこ五定 。の定のを五の五の登のの登融の略の略行の十義 次章投章章い十章及章録音章章録音。 ラ章六 第い用いい 百て業てて 条実定解解 の施登決決 四基録等等 十本金業業二契融務務 第約機の当二二関種と 一 関性と項と業別は 十解定紛理 六決証争手 条等券解続 の業金決及 四務融等び 一十の会業を発生を表現した。 びに務係決 第関のる手 百し種特続 五指別定に 十定を第係 六紛い一る 条争う種業の解。金務 五決 融並 十機 商び 六関 品に 第と 取こ 一金 引れ 号融に商 業に 務、随 お品 い取 特す て引 定る 第業 同関 じ。)、 二務 種を 金い ٤_ 融う の金 商 間融 品 で商 取 締品 引 結取 業 務、 さ引 れ業 る者 契等 定 約又 投 資 をは 助 い証 う券 言 金 代 理 業

属百人 す八外 る十国 当九金 該条融 商 の内品 法閣取 律総引 に理規 相大制 当臣当 ゴする外に対しています。 国のす の法る 法律調 令に査 を相協 執当力 行す する る外 た国 めの に法 行令 うを 行執 政行 上す のる 調当 查局 関以 广正 協の 力条 のに 要お 請い がて あっ つ外 た国 場金 合融 に商 お品 い取 て引 **`**規 当制 該当 要局 請 にと 応ずる。 **る**。 とか がら、 相 当そ との 認所

め掌

るに

2 二一 バと 内テき o く 三 二一 バと 5 れ と 内テさ る当認当我閣づい 略そ外ら外国理取当 れ国れ国が大引該 が金る融らしている。 が金を融らは、うに、 あった。 あった。 のでは、うに、 のでは、うに、 のでは、うに、 のでは、うに、 のでは、これでは、 のでは、 取ののそず 引要各のる 規請号他た 制にの関め 当応い係に局ずず人必 のるれ又要 要旨に対象のでは多数では多数では多数では多数では多数では多数である。 基該当人当 づ外すにで き国る対あ 当金場しる該融合てと 該融合で、認 分品は参める が局定き内 我保証がないで、 本いを料当 市とすの該 場できることでは出ると が命あ できない。 で方 を し 7 有 証 券 0 買そ 0 他 取 引

お該め該が総ブ 資な分資

大な悪影 響を 及ぼ Ļ そ \mathcal{O} 他 我 が 玉 \mathcal{O} 利 益 を 害す る

認取

め引

ら規

れ制

ると局

きに

お

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る処

分

ょ

1)

提

出

3

た

報

告

又

は

資

料

 \mathcal{O}

内

- 容が

 $\tilde{\mathcal{O}}$

職

務

 \mathcal{O}

遂

行

に資

す

る

目

的

外

 \mathcal{O}

目

お

そ

れ

が

百一 前九検 項十查 に条職 員 ~ 0 たする各に (略) 証票携

規 定 規定 に j る 検 査 \mathcal{O} 権 限 は、 罪 捜 査 \mathcal{O} た \Diamond に 認 8 6 れ \$ \mathcal{O} لح L は

 \mathcal{O} 対 応

3 2 男百九十会 2 男百九十令 1 はなにに 規定の 道に に 対 で の 違い に 対 定 の 違い に 対 完 欠 等 規反ばしお定の等 定等な出いに三事に事らなてよ に事らなけ、る(発 るがいれ第通略見通、。ば一知)へ な号を らに行 な規つ い定た。す公 こる認 の重会 場大計 合な士に影又 お響は いを監 て防査、止法 当す人 該るは 公た 認め当 会に該 計必通 士要知 又がを はあ行 監るつ 法認日 人めか は、と改ると あき令 ら は で 定 じ内め め閣る、府期 内令間 閣でが 総定経 理め過 大臣に申記した日後 出にな Tをする」 により、こ 6当揭 を該げ 当事る 該項事 特に項 定関の 発すす 行るべ 者意て に見が 書をあ 面内る 通総認

知特 を定 受発 け行 た者 特の 定財 発務 行計 者算 がに `関 同す 項る に書 規類 定の す適 る正 適性 切の な確 措保 置に 昼をとられ な影 い響 こと。 す おそ れ が あ

るのよの二。にり変条 で限運動第 若しくは。

登定と物号 録めを品、の、目若第 申請がおけることは、 あはるそ第 つ内もの五 た閣の使号 場総と用若 合理しにしてよく お臣政りは けが令得第 る命で定める。 水のる収掲 産他も益げ 大のののる臣処に予権 又分該測利 は、当がである。 大めに品商 臣る係の品 ともる取投 のの次得資協にに、に 議限掲生係

届号取 出に扱 を掲い 受げ又 理るは し行私 た為募 場をの 合業取 にと扱 は、当ない 該お 者う にと 係す るる 第者 二に 十つ 九い ス条の二第一 項九 又条 係項 は若 るに規 第し の定 一条の三: 限る。 資 第条 事 業 $-\mathcal{O}$ 項二 有 にの 掲登 責 任 げ録 るを 組 合 事行 項い を、 約 経又 基 済は 産第業三 づ 大十 権 臣一 利 に条 ~ 通第 知一 る若 もし

げげ通げるの行 るる知る行条為 業業るで有資限 有有。行限事責 お責業任 う任有組 と組限合 す合責契 る権任約 者利組に にに合関 つ係権す いるものと 第にい第 第に、 六限う三条 十る。条 条 第 項 \mathcal{O} にす 規 定 基 ぎづく 届 出 を 受 理 た場場 合 は、 該 者に 係 る 同 項

限限 責責 任任 組組 合合 権権 利利 係係 るる \$ 5 のの 限限 るる。

れらに対すれたできるできまった。)を持ちたでする。)を持ちたい。)を持ちたい。)を持ちたい。)を持ちたい。

る合業し関連の

知はに譲る

そ内関渡法

の閣しを律

一切の規(政大に項資規理委 規定第令十限、料定大任) 定に一て名。第0に 定に一て名。第10日 権の第 限規一 (定項 有にの 価よ規 証る定 は命任の 第ずさ法 四るれ律 券権に 項権たに の限よ 売買そのほん (第二条) 元る項すお 条。にるい の限権よ 規定になる権限の方 おもて 第 いの準 + てに用 よった、政を、政 他第第 の四二 項 準限す 4用する! 取十条 第 権長次令 で定というで定め、 引一第 及項三 号 びデリス各号に日十五項 場合を含 を含 カコ 6 価らるる 第三 証行もも 一 券の売買そ のを証券取 のを除く。 バ掲に 号 む っまでに の イるだって行って 規定に \mathcal{O} 取為る そ妨取 引の行 掲 規 のげ引 等公為 定に 他な等を げ ょ の正の る る のい監金 取。視融 公の公 正確正 行 ょ 権 為 る 限 引 委庁 の保の 0 権 又 員長 有 確に確 保係保 公正 限 は 会官 デ (以委 価 (第 にるに IJ \mathcal{O} 証 係規係る定る 確 六 券 バ 下任 十三 保に テ こす \mathcal{O} 認可金融におして政党 イブ 売買 のる 条 係 条 ぶる規 第 取 及 \mathcal{O} 引 てド 商令て 定 項 他 等 次 条に 品で政 کے 各 0 \mathcal{O} 号に 公正 Ū 取定令 取 そ 引めで 引 お 業別の定め 文は 掲げ 政 \mathcal{O} 1 令 確 て デリ 会定る で 保に係る規 る 委員 のに規業関定 定 行 バ 為 8 来務として関する る規 テ 会 \mathcal{O} 公 1 %定とし 定 正 取引等 ての の な し の も \mathcal{O} 関 確 令限の す て 保 で定める。)に限る。 るも \mathcal{O} 令 に 係 公 正 で 委 \mathcal{O} る に

る定のる百の規限に六四 もに規金五に定るよ十十 のよ定融十限に 。る七五 のよこに限による。 を表に商手を表している。 を表している。 をましている。 をもている。 をもて。 をもている。 をもている。 をもている。 をもている。 をもている。 をもて 権引四 限 限所に (有 (又お 外はい 価 国第て 証 市八準 券 場十用 $\hat{\mathcal{O}}$ 取五す 売 引条る 買 の第場 そ 公一合 Ō 正項を 他 のに含確規む \mathcal{O} 取 保定して 引 及び 係るの ラデリ る自規 外主定 国規に バ テ 金制よ 融法る 商人権 ブ 取 品の限 取業へ 引 引務取 等 所と引のし所 \mathcal{O} 公 業て金 務政融 正 \mathcal{O} と令商 確 しで品 保に て定市 係 政め場 令るに る アで定めて業務に 認 定 金 る関有 融 業務に関するもの 商 品 取 関のの 引 すに売 業協 る限買 もる及の。び 会 0 \mathcal{O} に一市 業務 限 場 がとし デ IJ バ 7 テ 政 令で・

規し 定たと よき りは 委 任速 さや れか

るげ権

権な限

限い、前に、前

項

規

定に

ょ

n

委員会に

委

任さ

れ

た

ŧ

 \mathcal{O}

を

除

 \mathcal{O}

うち、

次に

掲

げ

るも

0

を

委員会に委

任

す

る。

係

る

ŧ \mathcal{O}

 \mathcal{O}

に限

る。

財定務令の一規自一務め支で規項定ら項 局る局定定のにその 局長又は財務支局長に委任局長に委任することでは財務支局長に場ですることが、第二項ではより、第二をにより、第一をによる権限(次号に掲げるの規定によりを任された権限をの規定により委任された権限をはない。 任かき一を さらる項行れ第。の使 れ第 た四 権項 限ま にでの る規 事定 務に により し委 て任 はされ 委た 員権 会限 がの 財一 務部 局を 長財 又務 は局 財長 務又 支は 局財 長務 を支 指局 揮長 監に 督委 す任

たに、権

限そ

 $\hat{\sigma}$

(第 二 果

項に

かつ

らい

第て

四金

項融

ま庁

で長の官

規に

定報に告

よす

りる

委も

員の

会に委ぶ

任

さ

れ

たも

 \mathcal{O}

を

二二証合登照第書訂を五七 十十券を録書五(正含条条

用する場合を含む。)、策に報告する場合を含む。)、第二項若しくは第十条の二十三の元、重要を含む。)及びその流行を含む。)及び第五項(これらの規定を含む。)及び第五項を含む。)の規定を含む。 第るのは四をい二二れ書千 一場記第条第で十項ら類万項合載二第二準三(の(円若をの十一十用条こ規第以 七ら合定一に準をれ条のをに項お用受を 定第を に規含よ若いすけ併お定むるしてるる科 を第項 いを。訂く準場届すて同一正は用合出る。 二若 十じ 準条の発第すを書 用第規行二る含の 七く 条は 用する場合を含む。) の場合には、当該届の場合には、当該訂正項の場合には、当該訂正項の場合には、当該訂正項の場合には、当該届 の第 第項 か<u>十</u>(こ 項れ 並ら びん 条録正項のよ届 では発の規る出のお補行規定訂書 に規 第定 規い書登定に正に 定て類録若よ届係 に準(書しる出るよ用当にく発書参

条十

るす該係は行へ照

へ へ へ の 第価場行参条録該類第十

二七報含追類項当届む (

定

る

を非合よ非下来儿前証るのなはの第二に来のる 行ををりをのの条正券特規事第規二のよの八場 つ犯除当犯懲二の発情定定項二る二第合 たしく該し役十規行報証にに十にに第公十十を 者て。有て及三定者(券よつ七よお二告二一含 時)価有び第次に対するようなでである。 二買合十四いてい規の十用る 十付を二のて準て定二二す場 六報含の五準用準を第のる合 十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者・一六第二項の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の二十六第一項で含む。)の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の二十六第一項で書工項において準用する場合を含む。)の規定による訂正報告書、第二十七条の一十二第二項において準用する場合を含む。)の規定による訂正報告書、第二十七条の一十第四項の規定におる第二項(第二十七条の二十二条の二十二の二第二項(第二十七条の二十七条の二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)とおいて準用する場合を含む。)の規定による公開買付届出書、第二十七条の二十七条の二十七条の二十七条の二十七条の二十十二条。)の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による変更報告書を提出しない者・一項の規定による公開買付款による場合を含む。)、第二十三条の八第一項(第二十七条において準用する場はのは、第二十二条の八第一項(第二十七条において準用する場には、1000円では、100 出項八七第第資特価は 又及第第二二家定証、 はび六四十十等投券五 送第項項四四取資の年 証価三一違報該報公虚の公てには二 産 相 を 3 では、 に合項条用二こ誘条万つをににし第れに第円 き含おお、三らつ二以 せ 変 動 のぎ 項場のをるつ 着デリバーの おおむ。 かた者 であるむ。 かた者 さ 取付 せ 引け 文し、 しくは第二項であるものの提供I でものの提供I で、第二-た 相 は か二十七を含む。)、英での一十七を含む。)、英で一十七を含む。)、英での二十二の四第五項、一十四条の二十四条の四十二の世でである。)をびるといった。 場 デ固 12 リ定 出出又 バル、テ ょ がをは n の引又十場 受必こ イ若 て七二届「条を第 理要れ 当 規のは七合 ブし さとを 該 準条十出 の含二 定み公条に 平用する第二-十二条の十一次 一番、第二十-にに表のは、 十む項三。及 れす併 取く - 項届用す第添二の合二る 暗 この第一次 での第一次 でのを での第一次 にの第一次 をの第一次 をの第一次 をの第一次 をの第一次 をの第一次 をの第一次 をの第一次 をの第一次 をの 違係を三 てる科 号 引は 第一次び 資 い適す 等安 `第 産 を定 な格る たの者第特 書四七十第十 項第二 行さ い機 等 一十七条の八第一第三項(第二十七条の八第一第三項(第二十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の八第一十七条の つせ、た (二十 第十七 の関 者で 類項条七三四 一定 にてよる 大量 大量 大量 大量 大二年の と の条項条 異同十にをの に投 項証 係 あ 当資 者当 る場 二七条 十条の 若券 る - (当変 | 三談変 し情 暗 該家 合を く報 募取 뭉 七の二 **資** 集得、有 該動 第お二 条十十 はに 内八四で 密項項準 のに、用を二 ーい十項 罪さ の第二 産 第係 項で七かか準条ら がせ、 - 四の 売価 \mathcal{O} 二る 記お第す第項 売 商 項参 十項三 出証 載い二る二、をて十場十第 買そ 書二項るる条項を 者をの し、労 品又 の照 ら用の第 こか第 第十二四 含三 又項へ訂内にへ含 関は 規情 のら四 はに第正部お第む。 四る十項現場二ま

 \mathcal{O}

連く

市ぎ

定報

二第項

第六に

適般

格勧

し準七合七二

た用条を条十

第お二報統い二

すつ定と関定第若該行特告行るいにきすに三し預す定そののるとて違をる違項くるののる き第反除重反若はい株事他株 く条の人を理 はの二に受大 を百しく要しし第に式項の式 除六た。事たく百応のの当を 電三の金け臣 磁第規融たの 的一定商者登 に第該るい該六条 を受にけ 限一違。て違十の 仮け関る 記項に品 録 録の違取 で る項反 。 のに) 同項の公式 (同項の公式 (規定に違 (規定に違 (対) に規反引 受 装たす者 虚定し業偽にたを す使るの け **)**公よ る用文募 な た人書集 のよ者行 表り 11 表同項反 を(私 で が同 \Diamond 記る わ さ項 が項若し 載届 預 せ かされたことではの伝達を受けれた者(当該党 れの た者 合 使募 若出 融 たこと とした会員のと言いた。 しをせ 11 商 を 品 くはず、 行 取 ずら開きな舞 第十訂よ書含て第よ十条十合に一六正る若む準二る七の四をお と受 若は行 0 員 記 引 とけ項違 なけ し公つ 金以 録若 項第報訂し。用項添条四条含い に二告正く)すの付にののむて 会員 なたの反 る者規が く表たはさ者 るた 融下 をし を 前者 しく 商こ 行 品の ては に文当は 前又定商 金 公れ 0 にはに品 融 取号 こ虚 表て 当同違関 該同 条つで規記五 引に れ偽 をい 商 衆の十一第一項本立 があって、重要関係 をした書類を をした書類を を表する公開買け を表する。 違項 該項反連 品 所お をの しな 反の 違のし市反売た場 提届 取 ない のい に買 役て 出出 引 いの 係付 員同 者に又当 に買者デ 所 しを たし、 係等 (仮理) IJ るけ 0 株等 バ 役 は該 るを テ 券若 特す 員 理 同特 事を 定有こ イブ 等し 若 文七事付そ及 は 条定 しく 第六 第勧 (条項説のび 第のに明写第 係は 価と 取 びる 四誘 十三 二十つ書しれた号 証を る売 引 は 仮に 項等 の対は 監当 買付 券勧 0 事 -七第虚はこれでは、 一七第一条一倍第二公に掲げ 事た 条 等め 業 付け 4 第三 け等 に関 を今、 にら に係るもの 定そ は十く規第合お若添くす第お条 ~ O 第七は定一をいし付はる三いの 等を 係れ 含 十条第に項含てく書第場項で四 む重。要 二た記十衆る十だ載七の書 す 項 発取 又す るた 条の二よのは 第二十る規。用そ、十を第用四 十七対定)すの四四含二寸の 項五条質ににる訂半条む十る一 の第の問よお場正期の。七場 で るあ はるこ 若 売者 行扱 買が 次な 二しの条縦類 者い 付と であ る種 等当 号事 情を けを を該 に項 は 報し る 等勧 類若 おに にた し違 第 規三二回るい合報報五)条合 定項十答意てを告告第、にを同 た反に 場合に 加 係者 をめ いつ -----項十を項た) しく てい しら 項 る たれ 合係 同て 0 に七交へ者の 部 お条付第 る 限 は じ虚 分 の協の 同第 合者 る。 特 定 いのし二

て二た十

準十者七

 \mathcal{O}

公

限

(同当

条百

第六

定

又記

役じて くに七 は関条 五しの 百て三 万行 円わ第 以れ三 下た十 のも八 罰の条 金での にあ二 処る第 し場一 、 合号 又にの は限規 こる定 れ。に れ。) 違 を選供に反 科おし すいた る。は、 そ当 の該 行違 為反 をが し投 た資 金運 融用 商業 品~ 取第 引二 業十 者八 等条 の第 代四 表項 者に、規 代定 理す 一人、と 使資 用運 人用 そ業 のを 他い のう。 従 業以 者下 もは、のき 五章 年に 以お 下い のて 懲同

七年 若以 し下 くの は懲 第役 六若 十し六く 条は の三 五百 行他 十万 の円 わ人 れに 登以 録下 た登 も録 の金 第罰 で融 三金 あ機 十に る関場 一処 条し、 合務 第 四又 限金 項は る。融 のこ 変れ 商 更を 品 登併 仲 介 録科 業 又す はる。 又 は 第 信 五 用 + 格 九 条 付 業 第 を 行 項 わ 第六 せ + 条 第 項

に

八七六六 五四四三三 三 三 二二二二 一百 の 商所 の のの第の六 しののの 若 九 第第二第品又第二第四三五二十第た四三二第し不十 百百 百取は百 八 十 条五者 三く正八九五第五引会一第十第第十第第十第二章 条条報一該条 のの告号違の 十二書ハ反三 四第をのが十 第四交規投四 一項付定資の項にせに運規 の規ず違用定規定、反業に 定す若しに違 しに同 てよ項 内りに 閣当規 総該定 理事す 含 大項る む。 臣を事 の欠項 許いを 可た記 に を提載 お 受供し け若な 7 進 なしい いく報 甪 では告 す る 第虚書 第三 五偽若 十のし 7 九事く 六 条項は 条 第の虚 の 三 一提偽 項供の \mathcal{O} を記 規 第し載 定に 六たを 十者し 違 1: 条 報 反 第 告 7 項 又 を は 交

速を用 取行す 引わる 行せ場 為た合 を者を 行 0 た | 者

又四二規ししにの第十十六又規第に第号号六四六い は第十定くてよ規百六の十は定六お一又の十第十ず第一のには虚り定五の規条第寸十い項は規六一六れ 元項十違監偽発に十規定第六る条での第定条項条か項の六反査の行違五定に一十業第準規六にのの、にの規第し役申す反条に違項条務一用定十違九許第該 裁てに債者又数理定人総条六判内違務 はの大にに理の十 事引臣違高大十条 実受の反速臣四の をけ認し取の第十隠、可て引登一四 蔽払を金行録項第 し込受融為をに二 たみけ商を受規項 会若な品行け定に 云石な品がたたい 員しい市わなすおい 金くで場せいると 融は第をたで業で 商金八開者高務準 品銭十設 取以四し 引外条た 所の第者の財ニ又 役産項は 員のに外 (給規国 仮付定金 理又す融事はる商 及同自品 び条主市 仮第規場 監事を記れる 含掲をる むげ行取。るつ引)事たを

所閣反引 の総し受 命理て業 令大内を に臣閣行 違の総つ 反免理た し許大者 たを臣 者受の け認 な可 いを で受 同け 項な にい 規で 定連 す携 る業融 務商 を品 行債 2つた者 業 務 を 行 0

一と首 が九 項前第相十 の号百当八 規に九で条 定掲十なの にげ七い二 よる条と り財第き次 財産一はに 産の項、掲 を対第こげ 没価五れる収と号を財 すし若没産 でしている。 場たはな没 合財第六とおいれています。 いは若が れ掲第 をげ二 没る項 収財又 す産は るが第 こオ百 とプ九 がシ十 でヨ七 きン条 なその いのこ と他第 きの十 は権三 `利号 そでの のあ罪 価るの額場犯 を合罪 犯に行 人お為 かけに らるよ 追当り 徴該得 す権た る利財。の産 行

 \mathcal{O}

取

得

 \mathcal{O}

状

況、

損

害

賠

償

 \mathcal{O}

履

行

 \mathcal{O}

状

況

そ

0

他

 \mathcal{O}

事

情に

照

5

し、

当

該

財

産

 \mathcal{O}

全

部

又

は

部

を

没

収

す

使

に

ょ

n

得

. た 財

産

従用は百 業業第九 者に五十 又関号八 はし又条 金てはの 融行第三 商わ四 品れ十第取た二三 引も条十 業のの人者で二条 若あ第の しる一二 しる場号、し、一大は合い。 は合 金を第く融除三は 商く書き 語の ・若しくい ・若しくい 業おは条 者い第第 はて六一 以の定れ 下行にら の為違の 懲を反規 没した場合 でした場合 でした場合 く融合六 は商へ十 三品第六 百取三条 万引十の 円業八十 以者条五 下のおり、下のおり、 金く一て には号準 処金の用 し融規す 商定る 又品に場 は仲違合 こ介反を れ業し含 を者たむ 併の場 科代合 す表に る者あ第。、つ四 代て十 理は一人、条 人当の 使該二 用違第 人反-そが号 の投若 他資し の運く

金融ブ百 融商取九 商品引十 品取等八 取引許条 引業可の 清險水者、次、次、 清協業五 関金特の 融例各 証商業号 券品務に 金取届掲 融引出げ 取八融が 引十商あ 情五品つ 報条仲た 蓄第介場 積一業合 機項者に対 若規信い し定用て くす格は はる付 特自業そ 定主者の 金規、行 融制高為 指法速を 標人取し、引た 出金行金 者融為融 の商者商代品、品 表取認取 者引可引 所金業 代持融者 理株商等 人会品、 、社取指 、引定 用外業親 人国会社、 他商し取 の品く引 従取は所 業引第取 者所七引又、十許 は金八可 金融条業 融商第者 商品 品取項電 取引に子 引清規店 業算定頭 者機すデ ·関るリ ・、認バ 例外定テ

百

九

八

条

兀

百

六

条

0

+

第

項

又

は

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

違

反

L

た

者

は、

年

以

下

0

懲

役若

L

は

百

万

円

以

下

 \mathcal{O}

罰

金

処

Ļ

又

はこ

れ

を

併

科

す

業国金イ

前

若項者行

わ

せ

た

者

しに

くつ

はい

検て、

役内

又閣

は総

株理

式大

会臣

金裁

融判

社

査

届 第出 略四者 条融 の商 四品 `仲 第介 四業 十者 条高 の速 二取 第引 一行 項為 若者 し若 くし はく 第は 二特 項定 金 第融 四指 十標三算 条出 の者 二は、 又年 は以 第下 四の 十懲 三役 条若 のし のは 規三 定百 に万 違円 反以 し下 たの と罰 き金 処 し 又 は n を 併 科 す

四 三 二二 の止は条 令の 第九、措第第に二(一・ 毎署一七お 略 条二五第一四て五 三よ十の条規停十 _ 項るの十の定止第 頃るの一のた血界 の停二第四にの一 規止十一によ処項 定の二項おる分若 に処ののい停をし きた停停場禁違 と止止合止反第 き、、を若し五 **。 変更若し、 変更若し、 を含む。) (を含む。) (を含む。) (を表し、 くくの置 は規規(禁禁定役 + ボル 上 、 よ に よ の 解 第 項 第百停任 又 百五止の 五十、命 は 五十 第 十六変令 百 六条更を 五 条の、除 <u>=</u> 未り の十禁く。 条 三七止 十第若 Oこし 五. 第項く第 \mathcal{O} 一若は七 規 項し世九 定に ょ 百第第の る 命 五百百六 十五五の 令 六十十規条六三定 の条条に 五 八ののよ + 十二二る三十の停 t 条 第の規止 0) 一十定若 項四にし 若第よく 第 し二るは く項変措 項 はの更置 \mathcal{O} 第規 規 百定禁第 定 五に止百 に 十よ若五 ょ -六るし十 条停く二 る

百 提項十十 九 第出ま五条第十 三しで、の二八十た、第十十条 八者第百四九の 百六第条六 五条二の項二次 条 六十に第の 条一お一各の、い項号 \mathcal{O} 四第てかの 十百準らい 又五用第ず は十す三れ 反 第五る項か 第百五十六条の六十九条の二、第百五十つ場合を含む。)、頃まで、第三十三条がに該当する者は、 ハユ ニパ 十十 `条 八六第の一 の条六三年規の十一以 定三六第下に、条五の よ第の九後 請十第のし 書六六二く 又条十第は はの六一三 べ百第三罰 き五六項金書十十、に 書類若条の一に処し、 しのの十 く二五条又 は十十のは 的七第一を記、六項併 録第十若科に百七しす 虚五条くる。 偽十のは の六三第 記条、三 載の第項 文二八(は十十こ 記四一れ 録第条らを二、の を二 し項第規 てか百定 こら二を れ第条第 を四の六

条 \mathcal{O} 六 第二 項 (第六 十六 条 \mathcal{O} + 五. に お 11 て 準 用 す んる場 一合を 含 た。 $\overline{}$ \mathcal{O} 規 定 に · 違 反 L た

第

뭉

規

定に

違

L

た者

当

該

違

反

が

投

資

運

用

業に

関

し

て

行

わ

n

た

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

る

場

合を

除

又

ít

第六

+

六

条

 \mathcal{O}

+

兀

第

1

 \mathcal{O}

規

定

12

違

反

L

を条条 せのの ず、第二 又三 は項項 虚 偽第第 の四六 報十十 告九条 を条の しの六 者第第 項十 へ 条 第の 六十 十四 条第 \mathcal{O} 六項 にに おお 1111 てて 用用 すす るる 場場 合合 をを 含含 むむ ン以 、下第二 五の 十号 七に 条お のい 三て 第同 三項又! はに 第お 五い 十て 七準 条用 のす 十る 五場 第合 を 項含 のむ 規。 定

 \mathcal{O} 六 第 項 第 五. + 七 条 0 Ŧī. 第

項

又

は

第

Ŧī.

+

七

条

 \mathcal{O}

+

七

第三

項

 \mathcal{O}

規

定

に

よる

書

面

を

公

衆

 \mathcal{O}

縦

覧

に

供

せ

ず、

又

は

虚

偽

 \mathcal{O}

記

載

を

L

た

書

面

を

公

衆

し十し十く六た六 は条者条 虚の 偽三 の十 公九 表の を規 し定 たに 者よ る 説 明 書 類 を 公 衆 \mathcal{O} 縦 覧 供 せ ず、 若し は 虚 偽 \mathcal{O} 記 載 を L た 説 明 書 に 類 お を 公 進 衆 甪 \mathcal{O} す 縦 る場 覧 合 供 を含 む。 又 は 同 条 \mathcal{O} 六 規 十六 定 12 条 ょ \mathcal{O} る 兀 公

第第第 六四一 項項項 又又若 ははし 第第く 六六は十十第 六六七 条条項 のの 四六第 十十五 第一十 三第七 項一条 の項の 規の十 定規八 に定第 よに二 るよ項 公る 告届第 を出六 せを十 ずせ条、ずの 又、七 は又へ 虚は第 偽虚六 の偽十 公の条 告届の を出十 しを四 たし第 者た 者項

ツ エハエハ 約第十十十十第第第第(条し条 書六六条六条五五五五略のくの の十条の条の十十十十)二は二 の十条の条の十十十十十写三の十の十七七七六し条二二二条条条条の第第第のののの 提九一三一三十二二三 出項項項項項三第第の を又の一の一の二一規 しは規第規第規項項定 た第定六定六定又のに 者十に十に十には規よ 項よ条よ条よ第定る (るのるのる三に命 こ検十報十届項よ令 れ査四告四出のるに らを第若第を規届違 の拒二し二せ定出反 規み項く項ずにをし定、にはに、よせた を妨お資お又るず者 第げい料いは書 六、てのて虚類又 十又準提準偽のは Eは用出用の提虚 条忌すをす届出偽の避るせる出をの む虚むはた 。 偽。 に報に お告お い若い てして 準く準 用は用 す資す る料る 第の第 六提六 十出十 条を条 のしの 十た十 一者一 又 又 は は 第 第 六 六 + + Ξ. Ξ. 条 条 0) \mathcal{O} 第 項 項 に に お お 11 11 て 準 準 用 用

虚者

偽

 \mathcal{O}

書

類

0

提

出

を

た

項 に お い 7 準 用 す る場合 を含 \mathcal{O} 規 定 ょ る契 約 書 0 写 0 提 Ш

を

せ

ず、

又

- 45 -

+++ +++ + +++ 八七七し七七七七七の七七六五 ののくののの虚の記の 第七六は五四三偽二録二第第第 報 ののを 百百百百 八第第告第第第清二作第五五五 成百十十十 十百百書百百百算 八八人を八五五集第し五六六六 条十十提十十十中百た十条条条の七七出七六六等五者六ののの 規条条せ条条条取十 定第第ず第のの引六に一一、一八六情条 0+++ 六九八六 十第のの 三一規規 第項定定 二のにに 項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項、第一項の対象を表する。 をのの虚の項項は第せ規規偽規の、非一 ず定定の定規第清項でにに意にに五年によります。 百よ該た 五る職者 なるままれた はるる書るよ十中第 虚関鑑若関る六等百 偽係定し係届条取五 十命員 六令の 条に質 の人人く人出の引十報にには又を六情六 の違問 六反に 十し対 四たし 第者 7 弁 文 を 違違しす偽はた一 反反たるの第者項 しし者処届百 は せ ぜ、 第百 若 てて、 分出五 五 定 にを十 + しく 物出 違し六 条 は 件頭 反た条 ょ し者の る をせ \mathcal{O} 虚 提ず、出 て、 清 偽 + + 算 0) し鑑 集 答 出 五. 五. 弁を な定 頭 第 中 第 等 かを せ ず、 項 項 つせ 取 Ļ たず、 0 引 0 陳 規 情 規 又 定に 報若 定に 述をせず、 は 又 は 検 による記 ょ 虚 査 しく 偽 る な 報 は 拒 \mathcal{O} 若 告 鑑 非 録 み、 しく を 定 清 0 せ 作 を 妨 算 集中 :成若 は ず、 げ、 虚 偽 又 等 しくは 0 は 取 しく 陳 虚 引 、は忌避 保存をせず、 述 偽 を 0 報 報 \mathcal{O} した 告 提 を 供 を 者 は L 意 た せ 又 ず、 は 見 虚

又

し、又はこれを併科する。、第七十九条の四、第百六条の上、又はこれを併科する。)、第七十九条の四、第百五十六条の三十四の計算、という。)、金融会社、商品取引所の子会社、商品取引所の子会社、海商品取引所の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所の子会社、商品取引所の子会社、第百六条の四、第七十九条の四、第百六条の下、第七十九条の四、第百六条の下、第七十九条の四、第百六条の下、第七十九条の四、第百六条の下、第七十九条の四、第百六条の下、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条。 、人引引引首人の四第の法、所所所五、行、百六 人使参持の十金為第五第 で用加株子六融を百十二 あ従品社十第持融五五準の業取、七一株商十十用て者引商条項会品八三寸 は又清品のに社取若条る、は算取三規、引しの同 そ認機引第定商業く四条 の可関参三す品協はに第 代金若加項る取会第お一 表融し者に指引若百い項者商く、規定所し五工で、、品は金定約、く十準第 代取外融す争商は六用百 理引国商る解品第条す六人業金品子決取七のる条 協融取会機引十八場の 使会商引社関所八十合二 者を清る条蓄融る若五準 一受算有に積商認し十用 はけ参価お機品定く五す た加証い関取金は条る く 蓄有品で清金はの条は二積価取「算融虚十の

三以機証引認機商偽五二百百上関券所可関品の、十九万のとの持金、取報第七十

万のとの持金、取報第七十円段取発株融外引告百(九

以階引行会商国所若五第条下に情者社品金、し十百

下に情者社品金、し十百のわ報、の取融第く六九第

罰た収外子引商八は条条七 金る集国会業品十資のに十 に委契金社協取五料二お五 処託約融、会引条を十い条

しをを商商等清第提のて

か合 (準) 合項条用二罰 定 準含条す をににし第金含おお、三に 又 用む第る は す。三第五の むいい並項処でてび、し 同 項七条準 条) 準準に第 若条に用 場にに条 第 しのおす く八いる 合おお第 又用用こ二又 五. スポース はすすれー 第るるら四こ 二場場の をいいー 項 さてて項 E は第て場 む準準 第十準合 お 第五項 → 五項 ・ 一を含 別用用第 十合合規のを ですし二、六、十 十七条の二十二の紀を併科する。 7 切(これ) 第二十: っる場合: 第第及四 甪 二九び条 十条この す ら七をの る 四第れ四 同 の条含規 の第第第二条第二条第二条 条一らの 条 の項の五 第 五若規第 四七十第十 項条七三四 項 第し定一 二の第訂十二十三 四くを項 の条項条 同十にをの れ 5 条一お除四 第第いくの 八四て 。五 .条七十 十第条七 規 二及三を 項項準 第 定 十び項提 七一に条 **定**で用を三 条項おに を .第若出 の五ししな二項くな `いお お第す第項 第 い二る二、て十場十第 お第てい い二準て +第並はい て十用準 Ł こび第者 準七合七二 準四す用 項に四 用条を条十

十十び及合自をに一十 第二にびを己含お項七 第項条掲又状おす第て 若十七お し四第い く条一て はの項準 第七若用 十第して 第項は第 一(第九項同二条 の条項第 規第(一項) に項れ若 項 よへらし Œ る第のく 訂二規は 正十定第 お 11 報七を十 告条同条 甪 書に条第、お第一 す 四い六項 る 場 半て項 合 期準一第 報用 告 十二 書 る 十四 含

第に定 二おを 十七条 十二の二十二の二十二 第七の 二条二 項の第 に八二 お第項い二に て項お 準かい 用らてす第準 る四用 場項す 合まる をで場合 の規定によってある。)の のよ。 規る) 第八場いの 二第合者二 項十を 第 定訂の に正規 に一含 違報定 お項む いて準 (第二: 反告に し書よ てをる 十 用 十 第 七 二 公提訂 開出正 る条十 買し届 場の七合二条 付な出 説い書 ロを含む。 一十二の二学 木の八第八学 明者又 は 第二十 又 は 第項 訂

違の条のすす又 反規第写るるは し定一し場場同 報規 よ同る る条対 書第質 の定 提に 供よ 類十問 の三回 し訂く正 写項答 し、報の同告 は報 公告 送条書 表をを 付第を に十提 当四出 し提 た項し な出 いし 者な 重い者 又い 要て は者 な準 事用 項す にる つ場 き合 虚を 偽含 がむ あり `又 かは つ第 写十 し七

若る

たは規七の 用用十 者第定第十百に二四 すず七 るる条 五違項第 場場の 十反、一六し第項 条た百若 の者六し むむ第 条く))項 のは 十第 ののに 七四 規規お 第項 定定い ににて $-\mathcal{O}$ 項規 よ違準 若定 る反用 申して計たる しに く違 書者場 は反 合を含 第し 又 は 項者 書 む。 類 第 15 百六条 虚 偽 は \mathcal{O} 記載 第三 \mathcal{O} $\overline{+}$ を 項 L 第 項 第 百 五. +-六条 \mathcal{O} た者 五. \mathcal{O}

五. \mathcal{O} 九 第 項 \mathcal{O} 規 定 よる命 令 に違反した者

表

示

を

そ百 の条 価の 額二 を 追前 す第 る一で四 号 0 場 合 お て、 犯 人又は 情 を 知 0 た第三者が · 受け た財 産 上 0 利 益 は、 没 収 す á。 その 全部 又 は 部 を 没 収 す ることが ^でき き

ŋ

陳

持人取

述二 `引二 前又百 第許百 項は条 百可一 六条者、次の 六業条 の鑑の 罪定三 をを 三電の 犯し第 第子各 した百たと八 一店号 た者が、 項頭に のデ掲 規リげ 審三第判月二 定バる にテ違 よってが 手以項 続上又 認取あ 終十は 可を受けるである。 了年第 前以百 で下八 あの十 け可合 た業に つ懲五 者者お、、、、い て 役 条 、 に の か処四 金金て ²つ、犯 (第三項 融融は、 商商 品品そ 罪 取仲の に 引介行 お \mathcal{O} 所業為 発覚 い 持者を株し て す 準 会認た る前 用 社可金 す Ź 金融 に 第融商 自 民 事 白 百商品 六品取 したとき 訴 条取引 訟 法 の引業 十業者 第二百 c は、 七協等 第会 その 金 項金融 条 刑 第 の融機 規商関 を 減 項 定品 に取第 軽 0 規 よ引五 又 り所十 説、九 ít 定 免除 に ょ 可第条 を八の す 受十規け五定 宣 ることが 誓 した た条に 者第より できる 2参考 *─* り 商項許 品に可 人又は 取規を 引定受 所すけ 鑑 、た者、 定 人 が 品主 取規取 虚 引制引 偽 0 所法所

又

0

規

定

に

よる命

令

反

L

五

当

該

訂

正

特

定

証

券情

報

に

0

き

同

条

者五 十 金六 融条 商の 品五 仲の 介業に 者規 若定 しす くる は主 金要 融株 商主 品を 取い 引う 清 算以 機関に のの 主条 要に 株お 主い

、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関、金融商 た合六条定こそ商 ス は第 第四第 百項百 五に六 十お条 六いの 条で十の準第 六用五 第す項 四る 項場第 の一角である。 五むの 十六条()十七第 の第五 十五項 九十 第九第 四条百 項第六 に二条 おいて第一年

0 第 兀 十一 条の三か 足に違反れている。 5 第四 人して、対別では、 + 条 外規業 務定務 \mathcal{O} 五. 員に及 ま のよび 職る同 で、 職務を行われ 業務の停 発第二項 第 兀 十二 条 せ止各 たの号と処に 0 珏 きった場で 第 四 違業 十二条の六又は第六 し務 た以 た外きの 一務を 行 十六 · 条

の認可を受けないで同項に規定する一の規定に違反したとき。準用する場合を含む。)の規定に違ものに限る。)又は第五十二条の二金融商品取引業並びに同条第一項に る自 主 規 制 法 人に第八 十四四 2条第二 一項に 規定する自 1主規 制業 務 \mathcal{O} 委 託 を

規 定に よる命令に

十第に 七一お 第三項の指列の指列の 規定に対する同様 よお条るい第 承て一 認準項 を用文 受けなり、 ないで第百五十六場合を含む。)の日六条の二十一等 六の第 条規四 の定項二にに 十よお 四るい 第命て 一令準項に用 及び第一次する同様 石と を 五と第 十六条の現の 水の二十 七 第 項各号に 規定する業 務 以 外 0

違

反

L

たとき。

八 第 項 \mathcal{O} 規 定に による認 可 を 受け な V で、 同 項 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 内 閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 認 可 を受けてできることとさ れる行為をしたと

目な 的い とすで、 る取 行引 為所 を金 し融 た商 者品 は、一つにおります。 年はけ 以下の懲役若なる相場(取る し引 く所は金 百融 万商 円品 以市下場 のに 罰お 金け に処金 型融商品 はの 価格又は

三二一十融二 ブ 前六指百 商取金協金項条標二 品引融回融ののを条 先 商組商規規含 物 品織品定定む取 品取引業者又は第三十三条第織金融機関その他政令で定めにない。)により差金の授受を目む。)により差金の授受を目取引についを妨げない。 第め一い 元 項金に では、 規機定適 焼関が一方の とする第一手の が一方の第一手の がある。 行の種。 協事融 同者商 組織金融業品を引業 機頭を 関デ行そりう ての他政力者に限 令で取る。 定引以 める金 下こ \mathcal{O} 融 項 機 に 関 お が 11 媒 7 介、 同じ。 取 次ぎ若 又は しく 第三十三条第 は 代 理 せを行う 項 店 に 規 頭 デ IJ バ テ

取 引業者 又 ĺ 商 品 先物 取 引法 公第三百 兀 +九 条第 項 0 届 出をした者 が 方 0 当 事者となる 取

委託を記している。) は を受けた金融商品取引。 駐在する役員を含む。)若しくは職員、認可の役員(当該金融商品の役員、認可のの役員(当該金融商品の i取引業者の業務に係る職務に限る。)に1む。)若しくは職員が、その職務(金融1行役及び仮監査役を含む。)若しくは職認可金融商品取引業協会若しくは第七十認前の出入業者が外国法人である場合には1商品取引業者が外国法人である場合には1両 引) に融職十は、 関商員八、 路者金融規をの融規を 収役商定代 は 北表若 大表若 大表若 大表若 大 た五に金所 とき第務商駐 は一所品在 項が取す 五のあ引る 年規る所役 以定場の員

前百 条三 第条 三の 項二 罪前 は条 刑一 し、収 法項 第の 又受 二罪 はし 条は、 そた の賄 の 例日 申賂 込は、 に本従国 4 が若こ で う。に に しれ くを は没 7 約収 東す 同 かる。 項 0) たその 罪 を犯 は全、部 三艾 た者に 年は 以一 下部 ŧ -の を 没 役収 又す はる 百と 万が 円で 以き下な のい 罰と 金き には、 処 すそ 追

 \mathcal{O}

科利

する。ただし、率等に基づき算

刑出

法第記

百る

八金

定

る

百四二 五項百 六第条 条七 の十第 二八七 十条十 のの 七七条 又 は第第 第七七 百十十 五八九 十条条 六の又 条八は の第第 七四七 十項十 の又九 規は条 定第の に七十 違十四 反九で し条準 たの用 者は、でする場 一準合 年用を 以す含 下るむ の場 懲合 役を 又含第 はむ七 五. 干〜七 `条 万 円第の 以七. 下十第 の九七 罰条項 金の若 に四し 処十く する、はる、第 る。第八個 八項 十() 条れ のら 八の `規 第定 百を 五第 十七 六十 条七 の条 八の 第第

の用条場びに下 八すに合第は一の第一場ではある第一の第一場ではある。 のむ資項むにをを 三。料、。お含含 項合てむ七準若 かを準。条用し ら含用したすく 第むすにおるは四。るおい場五 兀 四)るおい場立 項)場いて合十 まの合て準を万 で規を準用含円 の定含用すむ以 十の合よ同 規定又は第一次には第一次には、第一次に対して、第一次には、一次には、第 五二をる条 第一項、第一項、第一項、第十三項 第二十二年の規定は 七二に付第 のか第項は 条十違し十 \mathcal{O} + の七反な四 八ら十若こ 第 + 頃 (第二十七 (第二-は第五項 (第二-は第五項 (こ) 項 て E 準 お 用 11 す る場 条十十れ に三三ら 進 用 合を含む。 お条条の す おいて準用する場合な衆第二項(第二十三条系の十二第三項においの規定を第二十三条の る 七 又 条 分は 0 第二 八 第 を条いの されて十 項 む十準二 七 か 二用第

第条二の += 七十 条二 の第 _ 十項 七(第第 項十 又七 は条 第の 省十二十二 丰二 七の 条二 第第 項項 第に三お 号い のて 規準 定用 にす よる る場 検合 査を を含

項の

又二

は第

第二

百項

九に

十お三い

条て

の準

二甪

第す

六る

項場

の合

規を

定含

拒む

売項 出の し規 に定 係に るよ 第る二外 十国 提を 提 七証 出第 供 条券 したた 又は 者六 公 表を 条 の二て、 \mathcal{O} <u>-</u> L 第 な 一重 Ŧī. 11 に 項要 お のな 規事 11 定項 7 にによっ 準 用 るき外虚 す る 場 国偽 合 証の を含 券あ 情る む 報も のの 提の 又 供提 は 又供 第 は又 八 公は 十 表公 五. を表 しを 条 \mathcal{O} てし いた 第 な者 い 項 \mathcal{O} 若 に 当 L 該 外

五. +条 0

十六

第

項

に

お

11

7

準

甪

す

る

婸

合を

含

む。

0

規

定に

ょ

る

届

出

書

若

は 虚 偽 \mathcal{O} 表 示 を し た者

の規は三り面一項にずし規託の四命よ報定第項当を項の規、く定を記項令る 告す百、該交若規定又はを行載(に外をる五第事付し定すは添第わをこ違国 し事十百項しくにる虚付三なしれ反証 た項六三をたは違事偽書十かてらし券者を条条欠者第反項の類二つこのた情 関ののい又三しを届を条たれ規者報 覧五二たは十九表出場の者を定 見五二には十た表面徒の の第提第七者示を出四 る五三供三条 せしし及 こ第項若十の ずたたび と三、 と三、 と三、 におります。 と三、 におります。 と三、 におります。 と三、 におります。 と三、 におります。 におります。 におります。 とこのである。 におります。 にもなります。 にもなり。 にもなります。 にもなり。 にもな が項第く条第 での百はの一 き規六虚三項 る定条偽第の 状にのの二規 態よ三事項定 にる第項、に 置届三の第違 か出項提三反 ずを、世帯を七て、 又ず百し条、 は、六たの書 虚又条者四面 偽はの 第を の虚十 二交 項付 事偽第 項の四 若せ しず、 を届項 閱出及 は若 覧をび すし第 第し る者で 十は 条 七こ が 条れ \mathcal{O} で のら きる状: 五の 第規 应 二定 頃に 項に 態 に規 に 置 お お定 11 11 いす てる 進事 進 用 用項

五項 条に のお ニレ 第 項用 百 若す 五 + く場 は合 条 0 二含 五 項む 0) 0 規 第 定又 項 には 違第 \mathcal{O} 反三 規 し項 定 ての に ょ 報規 告定 る 書に 対 をよ 象 提る 議 出内 決 せ閣 権 ず、令 保 有 若に 届 し違 出 く反 書 はし を 虚た 提 偽者 出 \mathcal{O} せ 記載 ず、 を 又 は た 虚 報告 偽 0 書 記 載を を 提 出 L た 対 又 象 は 議 決

十六 + 第四 百条 六第 十五 五項 条若 第く 百は 六第 十五六 条十 の五 二条 第の 十二五第 項十 又項 はの 第規 百定 六に 十よ 九る 条申 の<u>立</u> 規定に にお 違い 反て し虚 た偽 者の 申 7 て

以二 下百 の五 罰条 金の 尼二 処 す第 る百 ∘五 六 条 \mathcal{O} 兀 + 若 L は 第 百 五. + 条 \mathcal{O} 五 十 第 九 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る 記 録 \mathcal{O} 作 成 若 しく は 保 存 を せず、 又 は 虚 偽 0 記 録 を 成 L た 者 は 百 万 Ш

百 第の各 項五の ののい 認認ず 可可れ を受けれたに該 なな当 いいす 紛金者 争融は 決品五 等債十 (受以) 百をの 五廃罰 十止金六しに 条た処 の者す

ででる 解商

三<u>二</u>二一 第止第第五 百又百百条 五は五五の 十廃十十二六上六六の 条を条条二 のしのの 八た六二次 十者十十の 第の各 一十号 業務万 務引円 三十 八 第十一 項に 規 定 足する紛. 争 解 決 等 業 務 を 、 う。 \mathcal{O} 全部 若 は \mathcal{O}

_ 項 \mathcal{O} 認 可 を 受け な V で 取 引情 報 蓄 積 業 務 \mathcal{O} 全 部若 じく は 部 \mathcal{O} 止 又 は 廃 止 一をした者

次 0 各 号 0 11 ず れ カン に 該 当 ず る者 は、 +万 闩 以 下 \mathcal{O} 罰 金に 処 す

又又十はは三 第第条 六六の 十十四 六六第 条条一 のの項 八八若 第第して <u></u> − < 項項は のの第 規規二 定定項、 違違第 反反六 しし十 てた大 者条 0 六 又 は 第 百 九 + 兀 条 0 規 定 に違

六 条 の二 第 項 又 は 第六十六 条 Ò 八 第 項 0 規 定 に による標 識 又 んはこ に 類 似 す

第十十 十十十九八七 六 五 四三二一二 四三は二一 し簿 第 標 百 虚 第第第名〈等第五第識第第第〈五 第第偽第第七七七五はを五十四を三三三略条七七の七七十十十十記い十七十提上ユー〉の 七七の七七十十十十記い十七十掲十十十 第第定第後の項にびはへ の告付第者出査項六三十 を記に項項条せ録規にのの ず簿定お規十、等すい定四 又をるてに第 類つ査社違でのたには近年を表している。 出 し九たす 法百者る 場 合 を 含 む。 に お VI て 準用 元する 場 の合を含れる。 む。 第 匹 + 凣 条 0

務五 省十 で条第 めー る項 もの の規 を記に 載違 せ反 ず、芸人して、 石しくは 調査記 記録 録簿 学(同 若項 しに く規 は定 虚す 偽る の調 載記 若録

を L た者

告 を L た者

六若書一 十し類項 第くにに 三は虚規 項資偽定、料のす 第の記る 百提載報 五出を告 六又を又 十は提は 一虚出虚 第偽し偽 三のたの項報者報 又告 は若 第し 万百五は 十資六料 条の の提 八出 十二し 第た 二者 項 \mathcal{O} 規 定に違 反 通 知 を せ ぜ、 又

のの 規規 定定 妨資 は 虚 偽 \mathcal{O} 報 告若 しく は 資料 \mathcal{O} 提 出

にに よよ るる 検報 查告 を若 拒し み、は が料の 又提 は出 忌を 避せ 近ず、 た 者又

第一二 百 条条条偽条次 第第第の第の 二一一報一各項項項告項号 又の第を第の は規二し一い 第定号た号ず 百にの者のれ 規か 定に に該当す 事る **仲者** 関は 係人二 又十 は万 参円 考以 人下にの 対罰 す金 るに 処処 分す がる。 違 反 して、 出 頭 せ ず、 陳 述 を

せ

じず、

若

しく

は

虚

偽

 \mathcal{O}

陳

述

を

又

は

報告を

せ

ず

五五七虚七 八よ規 十る定 -五参に 条考よ の人る四に事 第対件 三す関 項る係 に処人 お分に いに対 て違す 準反る 中用するの処分に 民頭違 事訴訟に反して 法陳物 第述件 二をを 百せ提 一ず、 第又な 一はい 項虚者

六五 四三二 第第し第第第若第五 百百な百百百し百条八八い八八七く七の 十十者十十十は十三 の偽 規の 定陳 に述 よを るし 参た 考者 人 又 は 鑑 定 人に 対 す る命 令に 違 反 して

五五. 条条 のの 四三 第第 項項 $\mathcal{O}\mathcal{O}$ 規規 定定 にに よるる 鑑物 定件 人のに所 対するに対けるに 処対 分す に違った。 反分 して達 鑑反 定し たをせ物 ず、を 又提 は出 虚し 偽な のい 鑑者 定 を L た者

融資二 商者百 品保六 取護条 引基 所金次の 金金各 融融号 商商に 品品掲 取取げ 引引る 清所違 算、反 機第が 関八あ 、十つ 外五た 国条場 金第合 融一に 商項お 品にい 取規て 引定は 清す 算るそ 機自の 関主行 、規為 証制を 券法し 金人た融、認 融、認会金可 社融金 商融 取品商 引取品 情引取 報所引 蓄持業 積株協 機会会 関社、第 し第七 一十八条 定の第金三二 融第項 指一に 標項規 算に定 出規す 者定る のす認 代る定 表親金 者商融 品商 代取品 理引取 人所引 八、等業 使、協 用外会 人国 そ金投

六五四三 二 一の 含 二七 他 。 。 第第第第む第の条第の (第一は条項違五項融 。第条は、 百の 条十十 の五万 二に円 十お以 四い下 第ての 一準罰 項用金、すに 第る処 百場す 四合る 十を 九含 条む 第 項 第 (第 第六 百十 五七 十条 三の 条八 の第 四二 に項 お い第 て完 進十 用七 す条 るの 場十 合一、 含第 む八十 又条 はの 百第 五一 十項 六 条第 の八 ++

は第 虚一 偽項 \mathcal{O} 届第 出百 を四 し十 た九 と条 き第 項 前 段 第 百 五 十三 条 0 兀 お て 準 用 す る場場 合

違

十十十九九八七 六五四三 ニー の き 条七七条百十第十条の五七 一九の規十条 項条十定五の 又の七に条十 は五第よの三、 に五第に定二 準定七た届 用に条と出第 用する場合をは、又は、おりのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、 場合を含むて報告 又气九 は又条 第は第 る百二十のの一項の 四報規 条告定 第をに 一しよ 項を合える しき令 は 第三 反 L 項 た \mathcal{O} لح 規 定に違 反 L 7

百百百百 偽 \mathcal{O} 届 出 を L た

の 第二第第第 を百し百百五第五五二 受五た五五十百十十十 サート は十と十十六五六六六 ず六き六六条十条条条 に条。条条の六のの第 一二項十五第に 項項又一十百違の、は又六五反 規第第は条十し定百百第の六て に五五百二条上 違十十五十の場 反六六十の十を し条条六十三廃 てのの条又又止 業七二のははし 務十十二第第た 規七八十百百と 現年を定して、 一日五十六条の一十十二年の十十二年 日五十六条の十十二年 日五十六条の十十二年 日五十六条の十十二年 日五十六条の十十二年 日五十六条の十十二年 日五十十二年 日五十十二年 日五十十二年 日五十十二年 日五十十二年 日五十十二年 日本11年 日本11 若百は項十九 閣の規第第規 総七定三一定 理十に項項に 大八よののよ 臣のる規規る の規届定定届 ず出又をと又、をはせきは マセボ 大はず、のではず、又はず、又はず、のではず、のではず、のではず、又 閣又届は 総は出虚 理虚を偽 大偽しの 臣のた届 の届と出 認出きを 可を をした たとき。 けと ずき

の三変 認 更 可第を第第百 業の 務八 規十 程七 の第 更項 をの し規 た定 とに き違 °反 L 7 務 規 程 を 定 (めず、 若 じく は 内 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 認 可 を受け ず 又 は 同 条 第 項 0 規 定に 違 反 7 É 内 閣 業 総 務 理 規

該用二 各業又 本務は 条又管 のは理 罰財人 金産の 刑に定 を関め 科しのす、あ る次る °のも 各の 号を に含 掲む。 る以 規定に のの 違項 反及 行び 為次 を項 しに たお といきて に同じ。) 行の 為代 者表者 罰又 すは る法 ほ人 か若し、 そく のは 法人 人の に代 対理 行人 7 当使

二第を号 一、十一、 第二く。) 十号、) 十号百は 八及九第 号び十百 の第八九 二十条十 及五の七 び号三条第をかの 十除ら三 -九号を公司 五億1 一音のの 又九五罰 は十ま金 第九で刑 二条 _ 百 三 一二億 条億円 第円以 一以下 号下の 第罰金

1金刑

号刑

兀

号、

第六

号

若

L

は

第

九

号五六 が く 第号 ・ 九若 又一号し かく 第各らは 百本第第 九条十十 十の一五 を除る らく。)、 第号 <u>ー</u>の 直三 五. 条第 か十 ら五 第号二の 置し、 \mp 条第 の十 の号、 ま第

刑のる規二の九十百九九九九定他 事規時定百二十一条十十十十めの法 をを定百及百十金号号五第刑し人表準処の九び一人の一人である。 用罰罪十第条条 の期号又、代間及は第 表にび前四第 者よ第条号十 者よぶ 又る十(__ ' * 。二第第号、 管 理 人が そ 0 訴 訟 は 行 為に 0 きそ 0 寸 の 体 たを代 違 反 行 表 為に す る ほ 0 か、 き法 人又 法 人を は 被告 人又は 罰 金 刑 被 を | 疑者と す る 場

百 執七 行条 役のそ二 $\bar{\mathcal{O}}$ 他第 業百 務九 執七 行条 すの 役第 員十 又二 メー は号、 支 配第 人百に九 滴十 用八 条第五 Ή. 号 又 は 第二 百三条 第 項 に 規 定 す ん者が 法 人 で あ るとき は れ ら 0 規 定 は、 そ Ō 行 為 を L た 取

第び二 に百 第第仮七 百七取条 一十締の 条三役三 の条 八文仮認 には会可 規第計金 定百参融 本条監引 準、査業 備第役協 金百及会 の五び 額十仮金を三執融 計条行商 上の役品 し四を取 なに含引 かおむ所つい。 たて一第 と準は八き用、十 き用、十。す次五 るの条 場場第 合合一 をに項 含おに むい規 て定)はて の、る 規百自 定万主 に円規 よ以制 る下法 命の人 令過又 に料は 違に金 反処融 しす商 たる。取 引 所 持 株 会社 \mathcal{O} 役員 仮 理 事 及 び 仮 監

事

大

程

七六五四三 百 第第第第第 五五二 ___ 条条条条条 スペの 一大の 一大第十十第一 八第一年第一 いんい十十各のだの項項号 規項第一項 に者に及及の、びびい 定の一項又 に規項のは よ定又規第るには定四 第第第ず 第六十十十条 十十十条 十十十条 名違第に項 簿反百よの をして、の記に の条条該 二のの当 第四四す の自十をよる縦主六する 十十十る 項第第者 **夏**芸芸は 覧規第る通に制一こ知 び項項 供委項とを 第にに百 六おお万 す員のをし るの規怠なこ過定つか 十いい円 六てて以 と半にたつ 条準準下 の用用の を数違とた を怠ったいとき。 六社社処 と取 き締議。役事 項法法す に第第る お九九 か録 い百百 らを 選備 て四四 準十十 定え 用六一 デオる会社: 条第三項 条の規定 なか かな つか たとき。 法のに 第規違 九定反 百にし 五違て、 十反、一し同

謄正掲正第第七 写当げ当五五条をなるな十十の 拒理請理条条四 たは就由のの だがをが二二次 者な拒な第第の 百 条 項 又 は 百 五 条 \mathcal{O} 十 項 若 は 第三 項 (同 項 に お 1 条第二項を発の調査を . T 甪 の関わいない。 定のし執基表め、く融 又め役く行金者の外は商 はの員は役の、あ国高品 す 名を 各世求 る 場合を含 又ずめないない。 第又か 九はつ 百虚た 五偽者 十の 出者体商表び引又業外は 者又で品者仮業は務国高 規 五報 定 条告 はは代取で監協管届法速 す 第を `管表引あ事会理出人取 項た 次理者清つを若人者で引 の人又算た含しを若あ行場をは機者むく含しる為 各者

十百第し提四おしる場 五二五な出条いく合 条十項かしのではを 条の八第二項又は第四項又は第四項又は第四項又は第一項であった。 で、第六十六条では第一項又は第三項又は第一項であった。 で、第二項又は第三項である。 で、第二項又は第三項である。 で、第二項又は第三項である。 とき。とき。 お第第第 い四一五 て項項十 準にの九 用お規条すい定の るてに六場準違に 合用反お をしたいたて む。これでは、単用する `)にこ る場 おれ 合 いら ての を含 読規 む。 み定 替を 官えて準 第 甪·七 七 す条 + るに 九 第お 条

は八の 第条、十 五第五 十百に六三お 条十い の四て の十二の三第二項の担外第二項、第百三十八年用する場合を含む 規十む 定五 に条) 違第 、 反二第 人して、1一項、第二次十七年 届百条 出四の を十八息九第 つ条三 た第項 と二後 き項段、 °後

一に報し定準交第違告でに用付

積の

み規

立てで

でず、又による公司

は表

こを れ怠

を 使 、

用又

しは た虚

と偽

きの

°公

表をし

可六 を条 第三項、第七十九条の五選反して通知し、又は公告を怠つたとき。に違反して、準備金を積用する場合を含む。)の付をしなかつたとき。 受の け五 なけ三十二 れの ば規 ならに なよ いる場名 五公 一表三寸 合簿 一第るこ にを お公 項と い衆 て、縦の 文を は怠 そ覧のに 第つ 音をと 認供 配可を受けれること 一き 条第 なを か怠 項 つつ \mathcal{O} ったとき。 規 定に 違 反 して '報告を怠 又

九い

 \mathcal{O}

。提を又 出行は せつ虚がた偽の 又き届 は °出 虚 を 偽 たと 書 を 提 出

の九む偽の 定第第を産 電類若しく、 一類音の事実を 一点である。 一句である。 一句で。 は九項隠 書条 蔽 面の第し 岩七百と と第一と し第一 く一条き は項の電、五 磁第第 的百一 記三項 録十 を九第 備条百 えの三 置十十 が三九 な第条 か二の つ項三

た、第と第一

き百項

又十第

は九百

こ条三

れの十

に十九

不四条

一四第一項 ・第百四第二項 ・第一項(これ) 頃(これらの別で、人間では、一項(第百三十八条の十第一三十八年の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介の規定を紹介していません。 規定項十第定に、九百 を違第条二 を第百二条の三十年の三十九条の三第六項、第六項、第六項、第六項、第六項、第六項、第十六にお 二十六においての十二第二項の十二第二項を引力を てを(条す準す第のる 用する場合を含め、四第五項を 合怠条及む °はに三第 一不お十百 の正い九条 規のて条の 定公準の十に告用五四 違若す第第 反しる六一人 手をむて二続し、準条 のき第る十 省場六 申 三合に十をお <u>\f</u>

品

会

員

制

法

人 $\hat{\mathcal{O}}$

財

産

を分

配

L

たと

7

規 定に 違 反 L T 金 融 商

ロハハ(ハ〇百日 エロニュースでと一の一四 のの第 的面三 る の 。準 記項第第金第第第第 こ三二百第方若十第第第こ第十)用第載又一八融七七七七七 の 三百法し九百百百と百六、す百若は項:商十十十十十 百の第準条しさ十一して 一規一用のくれ九条で現 条定項す三はた条の組制 のにのる第一のである。 の内公。三載令、百を六 規閣表)十しで第三し百 定総をの九た定百十た六 に理怠規条書め三九と十 よ大り定の面る十条き四 る臣、に四の方九の。条 もの又違第交法条三 の認は反五付にの第 のを除く。)をするのを除く。)をするのを除く。)をするにより表示したときの公人を融高といったといったといった。 る法た品九 の第九 の百条 閲三の 覧十四 又九第は条十 の第 組六 | たの二十二項、第 織項 変に 更お 石しくは、岩百三十 又い はて 合準用 抄項九 本の条 をす したといる場合い の規の |交付、五別を表表には、10元のでは、10元 き。含 電反項 磁し いて、正当 第百三十 は 又 事業を営んだと は 記な九 第 百三 録理条 さ由の れが六 九 たな第 条 事い五 \dot{O} 項の項

怠表 つ者 たとさり、 若し は 常 務に 従 事 又

第第第第第第八 百百百百百七条 九九九六六十の 十十十十十九二 三三三二二条 条条条条条の次 のののの第二の のののに条項ず 規規規よ第のれ 定定定る二規か ににに内項定に 違違違閣にに該 反反反府お違当 ししし令い反とで してたとこれでして、 で、 一者違称を である者 涌申 反用者は したする 知出 をを せせ 者場 ずず、 又又 はは 虚虚 偽偽 のの 通申 知出 をを しし たた 者者

合を含め

む

 \mathcal{O}

規 12

定に

違

反

L た者

万

円

以

下

 \mathcal{O}

過

料

処

す

百

六五四三二一 百 八 条 0 第 八 + 凣 条 第三 項 \mathcal{O} 規 定 違 反 L た者 は、 + 万 闬 以 下 \mathcal{O} 過 料 す

百

兀

条

 \mathcal{O}

兀

0

八 第

項

若

は

第一

匝

条

0

五.

 \mathcal{O}

第

項

れ

5

 \mathcal{O}

規

定を

第二十

七

条に

お

11

7

準

甪

する場

湾合を

含

む。

お

1

7

準

用

す

^る第一

兀

条

た項る

者に場 用。条条条のし、ののの各 し、ののの各 、に四十十号 並おの三三の でい二第第いにて第二一ず こ準五項項れれ用項又、か らす、は第に のる第第三該 規第二五項当 定六十項又す を条四(はる第の条こ第者 二規のれ四は 十定四ら項 お確一をら以 い認項第の下 て書及二規の準のび十定過 一用する場合 第二十四名 第二十四名 第二十四名 第二十四名 第二十四名 第二十四名 高第条い七る。 を二の準に 含十五準に に四一場準 おの項合用 い三にをす いて準用する第二 三第二項 (第二 を含む。) の担 を含む。) の担 の条び違の 規のに反規定四こし定 にのれてによ八ら、違 る第の書反訂二規面し 正項定のた 確及を交者 認び第付 書第二十七年 し四条か を条につ 提のおた 出五い者 しのてな二準 か第用 つ二す

+

をに

不合し、 の十条覧条る準の項 四条のに第訂用規定 第の二供二正するに 第の二十 上項確認 第のことを 七出条書同 条しの又条 にな四は第 おかの第四 いつ三二項 てた第十に 準者一四お 用項条い ので第四準 二の用 十八す 七第る 条二場に項合 お若を いし含てくむ 準は 用第 ポニ及る十び 場四第 合条四 をの項 含五に むのお 。) 二 第二 に れ て 準 1 お項用 いてこと 読れ並 みらび 替えて満たった。 準をら 用第の す二規 る十定 第七を 九条第 条に二 第お十 一い七 項て条 若準に し用お くすい はるて 第場準 十合用 条をす 第含る 一む場項。合 項

十九八 七六六 五 た の を のごを四 第第第者第二第公第規に含の 七六六 六 二衆二定おむ二 十十十 十第十の十にい 第 条四七縦五よて一一 項第四な 認第よ第 する 書 を 交 場 付 合 を含 せ ず、 ţ 又 は 0 同 条 規 に規 沈定に違! 定 す 反 á L 事 て 項 書 類 を 記 (第二十 載 L な 11 五. 条 通 知 第 書 項 若 第五 しく は 묽 虚 及 び 偽 第九 0 記 号に 載 を 掲 た げ 通 る 書 知 書を 類 交付 限 る。 0 写

十規に 条定違のに反 十違し 四反て、 第し、二た通 項者知 に お 11 7 準 用 す る 場合を 含 む ` 第六 十五 条 第二 項 又 は 第 六 八十六 条 \mathcal{O} 兀 +第 項 \mathcal{O} 規 定 による 命 令

ポ六十二章 十十二章 条条条 の十五、活第一項若 第はし 百第く 五百は 十八第 六十三 条九項 四項七 又の十 は規九 第定条百にの 五よ十十る第 六報一 条告項 の若の 七十六の規定に の資よ規料る 定の届に提出 違出を 反をせ した者で、又 又は は虚 虚偽 偽の の届 報出 告を 若し した く者 は 資 料 0 提 出 を た

和一 情財と百混 を産い九和 知ら条しつと。のた がの財九収 混う産十等 和ち以八 財当外条 産該のの 一(不)二(第法) 二財モー 百産混項 条(和又の当しは 二該た第 の混場二 規和合百 定にに条に係おの 係る部分に関いて、当時の二の規定 財限該に を を を で に より 没 に より 没 和の産収 し額をす た又没べもは収き の数す財 に量べ産 限にきん 限る。)を取得した提に相当する部分を没収きときは、当該混和に(以下この条、次条等 場収に第 場合も、前により生じ お一項及び 項がた第 とで財ニ 同き産百 様る(九 次条 項の 及四 び第 次一 条項 第に 一お 項い にて おっ て法 一財 混産

とす

前 履益後二 に地行を情百没 当上と提を九収 該権し供知条の権、てすつの要 利抵提べて三件 を当供き当 取権さも該第 得それの不百 しのたに法九た他も限財十 とのるを一人とのるを作り、一人とを権をしている。これにいる。 又が受の混二 はそし時和第 犯のたに財一 の在除約得定 者すくにたたる。係場といる場合ではない。 罪産は債合没 のを、務(収後第当の法は 情百該履令 を九不行上不知十法がの法 ら八財不義財 な条産法務産 いの又財の又で二は産履は 当第混若行混 該一和しと和権項財くし財 利又産はて産 をはが混提が 取第犯和供犯得二人財さ人し百以産れ以 た条外にた外 たときは、たんときは、たんとうは、たんとうによってものを収ります。 さ収での又合 せすあ情はに るるつを契限も場て知約る の合もらんで すおこい権だ るいれで者し、 てをした、、没たお犯 犯収当い人 入す該て以 以る契相外 外こ約当の 者が係財が がでる産、犯き債上犯 罪る務の罪のの利の

こい⁴ 2 第 収 該 応第前と理前の地第第で百第 急一項が由条言上三百一九三 に続を三のは帰るおさ宣者参第属債 いせ告の加二す権 てるし権を百る等 権べな利許条場(利きけがさの合不 を権れそれ二に動 主利ばのてのお産 主利にないてきることができていないて、当該第三者にないてが、当該第三者をときも、並おいていまり、地上をはないのはないのはないといいのはないといいのはないのはないのは、当該第三者を及び動産以外の財産の対している。 産前上者財 き宣 を項権が産没と、被を な告 かが 収同抵告い つな な問題事 す様当事う ると権件 場すその次 たい も没 の収 はの、裁 合るの手条 に °他続第 当判 お のヘー 第の項 該が VI て、 権確 三参及 者加び 利定 にし 前 のを第 権許二 つた 条 第二 いと 利さ百 て、は、 がれ九 項 そて条 \mathcal{O} のいの れ当 規 上な七 を該 にいに 定 存在するにおいて同 によ 存権 続利 さを n せ有 当 該 財没じ るす べる 産収。 権 き者で. 利 を 没裁が 収判被 合自 存 収しようとする埋やすることがでいた人以外の者 続さ に己 該の 当責 せるとき すめ るに 場では、 のす は、 裁る判こ 裁 にな下 をと 判 おいこ $^{\circ}\mathcal{O}$ 請の 所 求で て、 は、 すき 没 当

和項つ 三にた 一規と 八定き 年すは、 法る 律財刑 第産事 百の補 三没償 十収法 八にっ 号関昭 す和 のる二規手十 定続五 をに年 準つ法 用い律 すて第 える。これ一号) のに 法定 律め にる 特処 別分 のさ 定れ めた が没 あ収 る物 もに の係 のる ほ補 か、の 刑例 事に 事よ が件にいい お補 け償 るを 第行 三者 所 有 物 0 没 収 手 関

債

第官百没 十れのれ 七を五た 条処 第分第権 一し百等 項な九の 第け十処 五れ七分 号ば条等 若な第 しら一 くな項 はい第 °É 第六号若 号 若 しく しく は 第六 は 第二 号若 項 第 は 百 九 第 +Ł 項、 条 <u>の</u> 第 百 一第十三 九 + 七 号 条 の 二 又 は 第二 第 十三 百条第 号 文 + は 兀 第 号 百 \mathcal{O} 条 罪 第 関 + L 兀 没 号 収 \mathcal{O} す 罪 べ 関 き 債 L 没 権 \mathcal{O} 収 没 さ 収 れ \mathcal{O} 債 裁 判 権 が 確 は 定

検

条に

お

たとき は 検 察官 は 当 該 債 権 0 債 務 者に 対 没 収 0 裁 判 0 裁 書 \mathcal{O} 抄 本 -を送 付 してそ 0 旨 を 通 知 す る t

嘱制効第 託等力二百没 すにを項九収 る関失、条の もすつ第の裁 のるた百六判 成限の移登 十に二転記 一条の一条に第一条の一条に第一条を登り上げる。 律記号で 第等又登 百若は記 章り号こ 第消のの 一滅罪条 節しに関お 規権しい 定利没て にの収っ よる得る記等 収係判し保るにと 全登基い 一命令若し、一命令若し、 くり、移す 附又転る 帯はの財 保当登産 全該記を 命没等第 令収を百 にに関九 係関係十 るし機七 登て関条 記組に第 等織嘱 が的託項 あなす第 る犯る五 と罪場号 きの合若は処にし 罰おく 併及いは せびて第て犯、六 で犯べた の収収若 抹益にし 消のよく を規りは

特

 $\mathcal{O} = 0$ 執百刑 行九事 に条補 対の償 す七の る 刑第例 事百 補九 償十 法七 に条よ第 る一 補項 償第 の五 内号 容若 にして いは て第 なが、号 同若 法第 四は 条第 第二項、 項 の第 規百 定九 を十 進七 用条 すの る二。第 十三 号 文 は 第二百条第十 匝 뭉 Ō 罪 関 L 没 収 す × , き債 権 等 0 没

水 産 業 協 同 組 合法 韶 和二 年 法 律 第二百 四 十 号)

章 に お 11 て 組 合 لح う。 は、 次 \mathcal{O}

事

業

0

全部

又

は

部

を行うことがで

'きる。

年漁事他活活期活び水以 法礁業のにに積に技産下律そ(生必必金必術動こ 第の漁産要要の要の植の 二他場物なな受な向物章 百組のの共物入資上の及 六合安運同資れ金に増び 十員定搬利のの関殖第 七の的、用供 貸す 四 貸する け指

号漁な加施給 `D

業利工設 第に用 百必関保設 九要係管置 条なの又第設確は 一備保販 項のの売 に設た 規置め \mathcal{O} 組 合員 0 労 働 労力を

定す る沿岸 漁 場 管 理 寸 体とし て 行う同 法 第六 十条第八項 規定する保全活動 そ \mathcal{O} 他 漁 場 \mathcal{O}

利

用

7

行う漁

場

 $\widetilde{\mathcal{O}}$

総

合的

な

利

用

を

促

進

す

るも

 \mathcal{O} を含

救 済 に関 す える事

事組経に福共遭 業合済関利済難 にが的す厚に防 附行地る生関止 帯う位組にす又 す保の合関るは る険改員す事遭 事又善のる業難 業はの知事 漁た識業 ※業共済により 組る団図 -岩体る し協た く約め はのの 漁締教 業結育 及び 組 合員に

対

す

る

般

的

情

報

 \mathcal{O}

提

供

あ

0

せ

が

に

共 済 組 合連合会が 行う 共 済 \mathcal{O}

信及 託び 業第 務四 の号 兼の 営事 等業 にを 関併 すせ る行 法う 律組 合昭は、 和十二十二 八れ 年ら 法の

今三二 一 10 係第4七六五四二 金信る金一 (融託事融項(前漁組組組組組 略商法業機第略各船合合合員 関三 号保員事員員の である。 引成 法十 第八 二年 十法 八律 条第 第百 六八 項号 に対第 定三 一十条 る第 投三 資助に 言掲 業げ 務る に方 律事 係法 第業 いる事業 四の 十遂 -三号) 業つ 7 す る信託 にげ よな りい 行限 係る事務に う度 同に 法お 第い 一て 条 関 第次一に す 項掲 にげ 規る 定事 足する信事業を行 『託業務』 (が以で 下き 信 託 業務」

規

第十 一信 条用 の事 五業 組程 合 は、 第 + 条 第 項 第四 号 \mathcal{O} 事 業を行 おうとするとき は 信用 事 業 規 程 を定 め 行 政 庁 \mathcal{O} 認 可 を受け な け れ

ば

なら

5 4 3 2

第組信 一合用略 項は事及、業 び前規 第項程 三のの 項主変 の務更 認省~ 可令軽 ので微 申定な 請め事 はる項、事そ 申項の 請に他 書係の にる主 主信務 務用省 省事令 令業で で規定 定程め めのる る変事 書更項 類をに をし係 添えているもの しなけれるとは、遅ば、遅ば、 れ滞 ばな なく、は、は なそ廃 いの止 。旨は、 を 行行 政政 庁庁 にの 届認 け可 出を な受 けけ れな ばけ なれ らば、 な いそ $^{\circ}\mathcal{O}$ 効力を生じ

ニーし十(

工務省合い事業を行 で本 行 定の う め充 組 る実 合 特の \mathcal{O} 殊状 信 の況 用 関が 事 業 係適 のある \hat{O} 健 る会会 全 社か 運 の保 営に資するた 有か すの る基準 め 該 組 が そ \mathcal{O} \mathcal{O} 断 んるた

な

当

合

経

営

健

全

を

判

す

 \Diamond

0)

基

社

 \mathcal{O}

自

こきとは 三 二 し十 (とるし受前 () 三 二 て一信 がも 、益項 () 当 当 次条用 での信者の 該本該該にの事 組の組組掲八業合充合合がことに係りません。 き(託が場な主財行合 い務産使に 株省でしお 式令あ、い 剰のび保基務る 余状そ有準大経 金沢のすそ臣営のが子るのはの にでる又て、 係定株は、 るめ式そ組 処適会資他 `健 分のである。 議る又の合 決議は行又 権決持使にその 法る他照を条確がかのら定第保 す及権組有 るびで合す。社、若る カコ 株組は権 \mathcal{O} 式合そに等又のは のは子 振そ会銭 に関する法律第百四十七冬子会社が委託者若しくは受に指図を行うことができる又は有価証券の信託に係る 条受るる 第益も信 第一項又は第百四番者として行使している。) そのに限る。) その託財産として所 産 等に 照ら 1 当 該 条は主る 組 第そ務株一の省式 合 及 項行令又の使では び当 規に定持 該 定つめ分にいるに 特 殊 よて議係り指決る \mathcal{O} 関 発図権議 係 行をを決 者行含権 \mathcal{O} あ に対こな委 る 会

第十七条の十四 第十一条第一項第四号又は第十七条の十四 第十一条第一項第四号及び第十一条第一項の表社にあつては第一の事業に従属する業務を専ら営むものにあつては、次項第一号の規定は、決項第一号に掲げる組合にあっては、決項第一項の規定は、決項第一号の書業を行う報告の子会社となる場合には、適用しない。第十一条第一項第四号及び第十二条第一項第四号及び第十一条第一項第四号及び第十二条第一項第四号及び第十二条第一項第四号及び第十二号の書業を行う報告の子会社となる場合には、適用しない。第十一条第一項第四号及び第十一条第一項第四号及び第十一条第一項第四号及び第十一条第一項第四号及び第十一条第一項第四号及び第十二号の書といる。 条一省特で合の第項令定当そ事 一第で事該の業 一項第十二号の事業該組合の行う事業は相当する事業の他これに類する事業のの他に類する事業ののがある。 はする業務として主務省令(次項第三号に現代の組合にあつては同条第一項第三のに掲げる組合にあつては同条第一項第三のに限る。第三項において「子会社対象ののに限る。第三項において「子会社対象ののに限る。第三項において「組合等」という。)のに発達している。第二項において「組合等」という。)のに対して、

当項号掲行る該のにげう組 組組掲る組合 合合げ組合の は又る合区、は組を信分 になって、その子会社となった。 この子会社の担保をになる。 に同事業又は共済事業分に応じ、それぞれが た権済業業当 該 各 号 に 定 8 る事業を

会の事 社実業 が行 当に 該事が 由株 が式又は た持 日分 から一のの取得 年そ をの 経過する日までに子会他主務省令で定める事 社由 世でなく な当 る該

該株 とをの 十人 承主前な超議前七議 認等項つえ決策のたたでを表示という。 る決しか得そ定五取 と権書らしのは、きのの一、基、 は百場年又準同略の 、分合をは議項 制 当のに超保決の 限 該五おえ有権組 ての子会社が、担保の子会社が、対している。 算保のな議保保 催についていまっていたといま行による 基と象準とに 議なは 決つ 権た第 該合又組には 数議一 を決項 合は持が、分 超権の えていた。 あ適の 取ち豆 ら用取 得当は かし得 し該そ じなそ めいの 行。他 `百の 又分子 7政庁の承認での主務省会 はの会 保五社 有をはずる することとなることとなっておいます。 お当を変 受組定 け合めた又る な分社 場は事 つので た議あ 合そ由 をのに 議決る 決権国 除子よ き、社会の 権は内 の含の その取得をおります。 うま会 ちれ社 そなの のい議 得算業 でして、て社 基も決 準の権 議とを 又そで 決し、算権 はのあ 保基る 数行し 有準国 を政て す議内 ること 設決権 を を 数社 超庁そ えがの

る当総

- 56 -

は象ののな会行う

ら社うち、

いと業信

。い又用

うは事

抗とい託

すがも者

るでの又

二号に掲げま

げ文

るは

組第

合四

に号

4 第一項の組合又はその子 合又はその子会社が、次の合文は表表に、 合文はその子会社が、次の合文は表示を 合文はその子会社が、次の合う。 一 当該組合が第六十九条 三 第一項の組合又はその子会社が、次の 第一項の組合が第六十九条 三 当該組合が第六十九条 三 当該組合が第六十九条 三 当該組合が第六十九条 三 当該組合が第六十九人の表 一 当該組合が第六十九人の表 一 1 日本 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 日 日 1 と合社 部 き又の第分 が取得し、又は保有するものとみ がの子会社は、次の各号に掲げる場合であつても に担条の二第三項の認可を受けてはならない。 に規定する認可をしてはならない。 に規定する認可をしてはならない。 に規定する認可をしてはならない。 に規定する認可を受けて当該組合が合併に がの子会社が、らない。 、当を であつても はならない。 であつても がの子会社が、 がの子会社が、 に規定するときは、 、当を であったり に関げる場合であっても がの子会社が、 に関げる場合であっても がの子会社が、 に関げる場合であっても がの子会社が、 に関げる場合であっても がの子会社が、 に関げる場合であっても がの子会社が、 に関げる場合であっても がの子会社が、 に関げる場合であった。 本のときない。 の子会社が、 に関げる場合であった。 本のときない。 の子会社が、 に関げる場合であった。 ときない。 の子会社が、 に関いる。 に関いる に で日はらあ以、な る後同い。 内当の の該規 会議定社決に の権か 議をか決そわ 権のら を基ず、合準、 算議当 し決該 総超定 株えめ 等保日 の有に 百がと 一分の五十分できる。 五十を超えて有よる。ただし、行政の特定事業会社で : す す る 庁 あ な該の る組会

[条第二] 項に 規 定する信用 事 業 0 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 譲 受け を たとき (主務 省令で定 \otimes る場合に 限 る。

準当をに 一議決権数ない。 部分の議決権を、同日に第一項の組合又はそれた日本の設立された日本 日そ限日

6 分特 十定 から五句の子会が 年社 をがそ 経合の 過算合 すし併 yる日まにてその: で基日 に準 当議 該決 行権 政数 庁を が超 定え めて る有 基す 準る にこ 従と うと てな 処る

位である な国 す内 0 会社 \mathcal{O} 議 決 権を合算 してその 基準 議 決 権 数を 超えて有することとな 0 た場合に は

432第 五 () 十信 二略四用 条事 の業二の 譲 渡 修又は は 譲 受け

規

定

する

信

用

事

業の

全部又

は

部

 \mathcal{O}

譲

酸渡又は

譲受け

に

0

いて

は、

政

政令で定

んめるも

 \mathcal{O}

を除

き

行

政

庁

 \mathcal{O}

認可を受け

なけ

れ

ば、

その

効力を生じ

な

その

超

える

(略)

11 7 「連ク 合会」 لح いう。 は、 次 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 を行うことが で、 **、きる。**

用漁事事貯直すの業 業の共物積に技産合生同資金構術動会 漁産利のの成の植の業物用供受す向物以 衆のの施給入る上の下 安運設 れ者に増こ 定搬の 的、設 な加置 利工、 関保 係管 の又 確は 保販 の売

の導

章

に

お

1

て

所

属

員

ط

総

称

する。

0

事

業又

は生

活

に必

要な

資

金

0)

貸

付

談団必 及体要 びとな 助し設 言て備 行の う設 同置 法第 六十条第八 項 に 規定する保全活

用

た

8

 \mathcal{O}

連

合会を間

接

気に構

成

する者

 \mathcal{O}

労働

力を利用

して行う漁場

0

総合的

な利用

を促

進

するも

動

ぞの

他

漁

場

 \mathcal{O}

管

れ 十十十十十十十十十十九 八七六五四三 に第会八七六五四三二一 含 附一員 海がまが 一 る二員亏保員会員員のの第一 事号をの険ののの意組市、船 業又さ事組経事福遭見織九船 をはせ業合済業利難の、条揚 含第なにが的に厚防代事第場 む四い間行地関生止表 号連帯う位すに又及及項漁 ラ理市ソ位ヶに入及るは の合す保のる関はびびに礁 又事会る険改所す遭会経規そ は業は事又善属る難損に定他 でできず、独たの豊事教石間を でできず、独たの要決互関 漁たの業済互関る所 業め知共に識 に間す沿属関のる岸員 す総調漁の 済すの る合査場漁事調、管業 組る向 合団上 若体を 業整相理に し協図く約る はのた 漁締め 業結の 共 教 済 育 及 組 び 合 連 所 属

員

E

対す

Ź

般

的

情

報

0

提

は

同

項

第

Ŧī.

뭉

 \mathcal{O}

事

業

0

Š

ち次に

掲げ

る

t

0

項、第一前項の 五合規 並項若し、 が定にか く同か は項わ 第のら 六規ず、 項定 のに同 事か項 業か第 のほか、いたのほか、いたのはからず、 合会が 他の事 :行う 業のの 共 を事事 済 を行うことができない事業に附帯する事業芸事業を行うことができ \mathcal{O} あ 0 せ い若き しく な 1

- 57 -

をする は、これらの をする は、これらの でする は、これらの でする は、では、これらの では、これらの では、こ 三にぎ 保の介 め並も 万関又 るだって 護収へ 若する代 預納外 属 金す りそ国 員 外融る く情理 のに \mathcal{O} 他お 国商も た 権のるか約九て は報 又で額らの十次はあ、当解七に 第を 金い 銀品の 8 四当 だ、 銭て 行取を で行う を引除 リる保該除条掲 号該 の所 除法く 次 る外 く第一 事属 0 業員 事国 事 →条又 業 務銀 のの の第は \mathcal{O} 高同 の行 全 使 当のが号全 度意 取の 業一当 扱業 務項該 部 用 該使でにて 化を (第引次十受 リ用きおを 上期ない満 及び 又得 い務 又 は はて \mathcal{O} ・ 号 に 及 に 当第 代 収 ス間いてた 部を 該三 玾 益 物のもっす 連者 件満のりも 又 掲び係 を 会う合当は表に全人に全人の を了で1の は 目 合に げ第る 行 限 為号に 十号 限 会提の供 使のあスに 媒 る十国 うことが 的 度に 事一債 度 三及 介 とする権 つをあ国びおい求つ連助い 業号等ににの _ 条び であ に 掲 利す お げ 第第 お 用る てめて合言て 者事 該掲募 できる。 る 11 11 0 一項第一品 利が て、 て、 有 の業 当げ集 利そ するの 価 次に 次 るも取 相 証 便の 号げる 知が員接を連 券 \mathcal{O} の他 務省令で もの扱 手 和識及び実施である。 はないでも、 掲げ 方に を 要る準をを 各 のにい 向当 へととず使用 としる用用 号に 上談 に連 除 定有 を限 る事 除る。 移 め価 るたもささけるためはせ 掲 定 資合 転 る証 業を のにがい 行券 げ す会 \Diamond す 組構でう。 随合と期事 Ś $\smile_{\mathcal{O}}$ る旨 為並 る るの 色成き。) (同に 有 ŧ 行 金 も保 の私 うする。 用見て間業 うことが 融 \mathcal{O} 代募 0 価 の有 。は、 法政 理の 定 と込主 商 証 す に組 券に しま務以 品 第府 又取 8 よ合る又 取 二が 情 は扱 が てれ省下 主務省を言うで定れるそので できる。 条元 報 引 0 媒い 業者 漁は 第本 を 介 11 場連 規 て、 第 八の 令譲め及 の合 定 0 項償 一務大臣 当 で渡るび定対も同 利会 す 委 第還 る事 用に以 託 該 一及 各号に を受け 号び 提 め価の項 関下 か利 るので第 業 供 0 すこ 0 ら息 す 定 費額あっ 用にる号 の相こに るの ほ て、 第の 定 る 8

る

合当とお計す。い

事

三支

号払

まに

該

 \otimes

る

実務

 \mathcal{O}

経

験を

有

する者

で

林

水

産省令

で

定

め

業項

務に 及お カン

員 又 は 職 員 んを当 該 事 業に 従 事 ż せ な け n ば なら な

 \mathcal{O} 所利 属用 員に関 世す 帯る を前 同項 じただ すし る書の 又規 は定 営の 利適 を用 目に 的としないについては、 法当 仏族に各 対号しに て、定な 8 そる者 貯を 金所 又属 は員 定と 期み 積な 金す を 担 保とし 7 貸し 付 け る場 一合に お け るこ

法

わと世 所同じ 属じくす め者及 営 利を 目 的 とし な

規業 定所属 か属員 か員と ら世帯 ず帯を同 のする にび す る事 業 \mathcal{O} 遂 行を 妨げ な 11 限 度にお 11 て、 定款で定めるところに ょ り、 次に 掲 げ る資 金 \mathcal{O}

関業貸法で会議を対している。 す又であの るは政つ貸 貸境める公 付のをも共っ で 備の団定 の体め がる 主たる。 出 資 者若し くは 構成 員 とな つて 11 る ŧ \mathcal{O} 又 は 地 方 公 共 団 体 いがその 基 本 財 産

 \mathcal{O}

額

 \mathcal{O}

過

半を

拠

た \Diamond に 必 要な資金で 政令で定め るも \mathcal{O} \mathcal{O} 貸 付 け (前 二号に掲 がげるも \mathcal{O} を 除

う業を 十行 一 う 条連 の合 八会は、 項次 にに 規掲 定げ だする会社 会(社国 を内 いの う会社 以に 下こので限る。 条第 及四び項 次に 条お にい おて いて同会 同じ。) 五社対象 家会社」とい ない ならない。 (う。) °以 外 _の 会社を子会

発を専べ二十一. ら年 営法 む律 も第 の五 + 九 号) 第二条第三項 気に規定 でする 資 金 移 動 業者 のうち、 資 金 移 動 (同 条第二項に 規定する資 金

い品

て仲

同介

じ。)

のう

はち

か、金

金融

融商

商品

品仲

仲介

介業 業に同

付条

随第

す十

, る一 業項

務にそ規

の定他

のる

主金

務融

省商

合品で作

定介

め業

るを

業い

務い、を

専次

らに

営掲

むげ

もる の行為

次の

項い

所行 金為 融 商 品 市 又 は 同 条 第 八 項 第 号 П 規 定す る 外 国 金 融 商 品 市 場 Œ お け る 有 価 証 券 0 売 買 \mathcal{O} 委 託 \mathcal{O} 媒

掲 げ る 行 為の 委 託 \mathcal{O} 媒

る年行五 行法為号 為律 の第 い百 ずー れ号 か を第 行十 う一 人ものに に天 限項 る。規 以定 下これ の号に、金融サ おし いビ . てス 同仲 門介業者 のの ほうか、 有有 価価 証証 券券 等等 仲仲 介介 業業 務務 随条 す第 る四

項項項 第第第 三二一号号号 ににに掲掲掲 げげげ るるる行行行 為為為 号 口 又 は ハ に 掲 げ る行為に該

当するも

 \mathcal{O}

に

限

第八十七条の二 前条第一項第四号の事業。 (子会社の範囲等) (子のに限る。 (中のよとは、 (中のよとは、 (本のよとは、 (本のよととし、 (本のよとは、 (本のよとは、 (本のよとは、 (本のよとは、 (本のよとは、 (本のよとは、 (本のよとは、 (本のよとな 業語 をの 行意 う義 連は、 合会当 の該 す又め事 行各 るはる業 う号 事に 業定 又め 価 証 はる 前項第ところ 舅 連 業 一に 文 号よ は かる 信 5 第 託 業 兀 号 信 までに 託 業法第 掲げ る会 一条第 社 \mathcal{O} 営 項 to に規定する信託業を 業務 E 従 属 する業務とし 第四号に て 主 務 省令 で

業に対しています。 随連てし 関しで号連、定の 業関も 務連の有 とする て業 主務 省し 令て で主 定務 め省 もで の定 \otimes る ŧ

- 59 -

おい いて て -っ 連 所合 属会 員 」 と とい 総う。 称 す る。は、) 次 のの にの 必全 要部 な又 資は 金一 の部 貸を うこ が

助く

言は

加

工

 \mathcal{O}

設

備に

対

す

のに 締連 結合 めに必要となる付随悪譲渡するとして主務省令で定いとして主務省令で定該物件を使用させる事きない。 第三 号 Ō 事 業 0 Š É 次に 掲 げ る

会

 \mathcal{O}

事業に

関

す

Ź

所

属

員

 \mathcal{O}

知

識

 \mathcal{O}

向

上

を

义

るた

8

 \mathcal{O}

教

育並

び

に

所

属

員

に

対

す

る

的

情

報

 \mathcal{O}

提

 \mathcal{O}

リる保該で掲五規して険リきげ項定 ースと料ーなる要事か 物。そスい要事か 件 の物も件業か 他件の全はが、 酸関リース物は 関リー期間のと でを満たする で、これら 件満はも業のを事 で使用させるためにできないに基づき、当該物を行うことができないできないできないできないできない。

費に定事

用見め業

と込るしまも

てれの

主るであ

省令で宮田の譲渡されること。

定対

め価

るの

費額

用に

の相

合当 計す

 \mathcal{O} 使 用 及び 収 益を Ĭ 的 کے す る 権 利 が 相 手方にな 移 転 ずる旨 0 定 8 が

次 0 事 業 0 全 部 又 は _ 部を 行うことができる。

を引除 除法く。 く第) ○条又 の第は 業一当 務項該 (第引次十受 号号 に及に 掲び係 げ第る る十国 事一債 業号等ににの

で行係

る外

事国

務銀

の行

取の

扱業

い務

 \mathcal{O}

代

理

文

は

媒介

であ

つて、

主務省令で定め

るも

該掲募

当げ集

するの

るも取

もの扱

のにい

を限

除る。

 $\smile_{\mathcal{O}}$

の私

代募

理の

又取

は扱

媒い

介

(主務大臣

 \mathcal{O}

定

 \Diamond

る

十定号帯行たの 三にのすう当媒 条よ事る第該介 第事せ 一業行号をう ラに掲げる有価記を除く。) を行るり連合会は、これ 号該 証券(同されらの事業 の所 事属 業員 のの 法で業 高同 第一の多 度意 化を °行 又得 は当て を 妨 げ 該三 連者 な 11 合に 限 会提 の供 度 に 利す お 用る 者事 い て、 の業 利での 次 \mathcal{O} の他 各 向当 『上に資する!『該連合会の! 号に 掲 げ á 有 も保 価 の有 証 す 券に る情

条

第

項

第

号

及

び

第

一号に

掲

げ

る有

価 証

券並

び

に

政

府

が

元 本の

償

「還及びご

利

息

0)

支

0

11

て、

「該各号に

定

 \otimes

る

報を第三者に

提

供

す

る事

- 60 -

場項法関併項法項証掲 一資信りはる項号有そ 条助託行、有第及価の 第三にうこ価一び証他 六業係信れ証号第券の 項務る託ら券か四の債 を事例がいたります。 準業する遂定まるる。 である。 る(る第行前。三 な V + 為号 11 る て、 有 項 第 価 証 号に 定め る 行 同 融 商 法 第二 取 引業者 第 \mathcal{O} 項 委託 を受け 号 カン 5

限 度 お 次に げ る事業を

 \mathcal{O} 対の し規 て、の そ適 の用 貯に 金つ 豆い はて 用 定は、期、 す 積当 金該

のおると体金け資しに 項のののる 融る金な対 の事事事事 規業業業業 機産のいす 関業貸法る 定 に基付人資対盤けで金 に所営営利 か属利利用 か員ををにわと目目関 す又であの るは政つ貸 ら世的的す 資生令て付金活で、け ず帯ととる 、をしし前 の環定地で 貸境め方政 所同なな項 付のる公令け整も共で 属じいいた のす人人したる に書 備の団定 たるめ者 の体め がる にす 主も たる。 る 事業 出 者若し 0 遂行 くは !を妨 構 げ 成 な 員 11 とな 限 を各 度に 担号保に つて お と定 11 しめ るも てる 貸者 定 しを \mathcal{O} 款 付所 又 で定 は け属 る場合による場合による 地 めるところに 方 公 共 寸 おす け 体 ドがその るその より、 基 次 本 財 掲 産 げ \mathcal{O}

た

8

必

要な資金で

政

政令で定さ

 \Diamond

るも

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

貸

付

け

(前

号

に掲

げ

るも

 \mathcal{O}

を

除

る資金

 $\overline{\mathcal{O}}$

貸

付

けを

額

半

を

出

5

並

び

に

九

ら十

第人

五一

条種

の別

四組

合にあ

とつ

あて

るは、

 \mathcal{O} は十

項 及 び 五 + 条 0 カ 6 五 + 条 0 兀 ま で 並 び に 第 九 + 条 読 4 が替えるも Ŏ لح す る ほ か 要 な 技 読 え は 政 令

読」七破項」第一項 定第 みと十産にと六と、第め四 替あ七手おあ十あ第六る十 える条続いる八る七十るの中開ての条の十八 もは「始準は第は七条 か条のあ十条」第一六、第四る四第と五条十 必一一の条一あ項並九 要項とは第項るにび条 な第あ「十第のおにの技工る、項二はい第四 令合の定以第おす定第 一会会 九第第二三る条の。十五五と十第第解) 一号項あ四九二散、条をにる条十項及第 の除おの第一のび七 二くいは十条連清十 第。て「項第合算一 二第一項中「組合、漁業生産組合又は連合く。)」と、第九十一条第二項中「第八十八項本文、第十一項及び第十二項」とあるは「所属員(准会員及び第十二項」とある十項本文、第十一項及び第十二項」とある条第一項第一号」と、第六十九条第三項中人の、次条において同じ。)であるが、第七十五、第七十五、第七十五、第七十五、第十一条から第七十四条の二まで、第七十五、十一条から第七十四条の二まで、第七十五、十一条から第七十四条の二まで、第七十五、 連合会」とあるのは「組合連合会」とあるのは「第二十四条第一項第四号の掲げる者を除く。)」と、第六十八条の二第一号に掲げて表づく同項第一号に掲げる者を除く。)」と、第六十八条の二第一条第一項第四、第七十六条第一項、第七十六条 合事げ七十四条一条 又業る十項号の項第 はを事四本又三中一 連行由条文は第「項 合う連と、第一であび第一である。 会連と、及、二中である第一である。 と会第び同号「て三

条事

第一百(前連の業 号合二の 略の会 種) 事を共類 業直済 に接水附又産 帯は業 す間協 る接同 事に組 業構合 成連 合会 る者(以下この、 の章 章に にお おいて て -「所属員」と総称す連合会」という。) る。 は、)次 のの 共済に関 に関する事業で行うことがで できる。

会等)は、

次に 掲げ る会社 第六 、項に お 1 て 子会 社 対 7象会社_ という。 以 外 \mathcal{O} 会社 を子会社として

は

る。)
な者(保証を専らい 営険条 む業第 ひ会社(イに掲げる条法第二条第十八項第一項に規定する5 る項保 業に険 務規業 を定を 対する少ないう。) 社額) にあった。 て険外 は業国、者の 主を会 工として少される。) (当) 該 連 合会 \mathcal{O} 行う事 業 父は らその 子 会 社 0) 営 む 業務 \mathcal{O} ため めにその 業 務

を

とす

る私

的

占禁

止

法

第

九

条

第

兀

項

第

号に

規

定

す

Ź

持株会社で農

林水

で定

8

るも

 \mathcal{O}

(当

該

持

株

会社に

なること

を予

85 43 2 第百条会 四三二十分 2 四三二十分 2 四三二十分 2 四三二十分 2 四三二十分 2 元 本 3 会 2 元 本 5 元 本 5 元 中 7 関 2 元 本 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 元 中 7 と 5 元 か 5 項を に開 お拓 いす て会に 特社定と 子会社と 一林と水 独 い産 とう。) 以定 外め の子会社 社(ソ当 な当該会社 連の 合議 会決 「が、合、 合第 し該 で、同ない連合会の 条の 衆第一項 にの 規う 定ち す前 る基に 準掲 議げ 決る権会 数社 を超農 えれて水 有産 省で いで な定 いめ

子会会社社 文社。のみ 当と 子会社 該は、 連 合連 会合 の会 ーが 若そしの く総 は株二主 以等 上の の議 子決会権 社の が百 . そ分 のの 総五 株十 主を 等超 のえ 議る 決議 権決 の権 百を 分有 のす 五名十会 を社 超を える。 議 決こ 権の を場 有合 すに るお 他い のて、 会 社当 は該 連 当該会 連及 合会 のの

決 権 に 9 1 7 準 用 す

一ののの 項行各規 第一事には、 号業掲 の又げ前 事はる項 業第用の に一語場 付項の合 随第意に 八次 当連 は関連する業務として農林水ら第三号までに掲げる会社の当該各号に定めるところによ連合会又はその子会社が有す 水産省が水産省である。議 令業 で務 定に め従 る属 もする 業務として 林 水 産 省令

で定

 \Diamond

るも

は、第 主六 務項 大の 臣場 が合 定に めお るい 会社 が 主と L て 連 合会 \mathcal{O} 行う 事 業若 は そ \mathcal{O} 子 会 社 \mathcal{O} 営 む 業務 又は 連 合会 0 行 う 事 業 0 た \otimes 従 属 業 務 を で

十告 · Ø 条徴 収 政庁 は 組 合 か 5 当 該 組 合 が 法 令、 法令に立 基 づ 1 てする行 政庁 \mathcal{O} 処 分岩 しく は 定 款、 規 約、 信 用 事 業規 程若 しくは 共済規程を守 っつて いるか

54 3 2 が は、 をるめ知 にか で組第、当前求委るる行関を き合十当該項めました政士知 む。) をいう。ごに用事業受託者ときは、その必要を除く。) が法会の必要にに対している。 以(要令処し、下特の、理、 同定限法すそ でによっての組合にあるためにある。 又業いづに員 大架 は代てい特又 共理、てには 済業当す必会 代者該る要員 理そ組行なん 店の合政も以 に他の庁の下 対信子のの _ し用法処提組 、事人分出合 当業等又を員該に、金銭のでは、日本の 合し会款る総の組社、こ称 業合の他による。 は委組信き) 会託合用る 計の状況を受けれる。 況た経程 に者営若 用 関している。 人 参の配は 考者し共 業 とかて済 0 ならい規 分 る委る程 量 べ託法を そ $\bar{\mathcal{O}}$ 他 組 又上てい 合 はの主る 0 資段務か 料階省ど 般 のに令う 的 提わでか 状 出た定を

除規みし社 上組 の合 子(会漁 社業 又生 は産 当組 該合 組を 合除 のく。 __ 若〜 しが くそ はの 二総 以株 上の等 子の 会議 社決 が権 その の百 総分 株の 主五 等十 のを 議超 決え 権る の議 百決 分権 のを 五有 十す -を 超会 足える議 決策を をこ 有の す場 る合 他に のお 会い 社て

子項 法の 人場 等に 信お 用い 事て 業組 受合 託一 者漁 又業 は生 共産 済組 代合 理を 店除 はく。 正〜 当又 なは 理そ 曲の が子 あ会 る社とが き有 は、る 第議二決 項権 のに 規つ 定い によれて準1 る用 報す 告る 又 は 資 料 \mathcal{O} 提 出 を

十十次ニニの 号号各、、号 第第の 九九い 十十ず三三れ 条条か 第第に 一一該項項当 第第す 六六る 号号と はは農 第第林 百百水 条条産 のの省 二二令 第第で 一一定 項項め 第第る一一と 号号こ ののろ 事事に 業業よ 米を行うになって 組組の 合合旨ががを 共共行 済済政 計代庁 理理に 人店届 をのけ 選設出 任置な レマげ たはれ と廃ば き止ないをら 又しな はよい 共う 済と 計す 理る 人と がき か. 退.

社号合四号除て三準号 の準を十二用含二 一第二項(第二号又は第十二号又は第十二号 第九十六名 条次子第 第号会一三に社項 項お対第 にい象二おて会号 い同社若 るは以六 場第下号合六この を十の二 含九条の に規定する信用専一項(第九十六条等で行う組合が子会社 事第会社 業五社対 の項と象全にし会 部およ社 若いうん してというとは、 (第十 は用る七 一すると条の の場へ十 譲合第四 受を五第 け含十一 又む四項 併の二九

- ポ 二 第 き十 ° 項 十 。 二 の 規号 定文には よ第 る九 認十 可三 を条 受第 けー て項 同第 条二 第号 一若 項し 、 (第 は 九第 十六 六号 条の 第二 三の 項事 に業 おを 行てう 準組 用合 すの 子る場会 合社 を対 (含む。) に該 規当 流定する! 信会 用社 が 事が 業子 子 の会 全社 対 部で 又な

号 又 ĺ 第 九 十三 条 第 項 第二 号 若 L は 第六 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 業 を行 う 組 合 \mathcal{O} 子会 社 対 象会 社 該 当 ず っる子会: 社

を連四の四 と第第項第 し百九の九 日本の三年の規定によることするとまるというという。 と項項認項 きの第二号の時間を受ける。 五は事て事 条第五項は第五項に対象を行うに に掲組項組 おげ合に合 いる認定は の規定 で会認 で会認 で会認 で会 用(対る社)を記象信が る可会用子 第対社事会 六象に業社十会該ので 九社当全な 条第二項はくなった の六社部と 規項がのき 定に認譲(に規可渡第) よ定対を九 るす象し十 認る会た二 可認社場条 い子会社 い子会社 い子会社 ようという。第十七とな 条 第三 る号た 項 場にと に 合おき お をい

一理若者に百 事しまれた。これにおいての監はくて条法事では、 律若の電用次 又清行等合る は算う代を場 他人べ行含合 令合連 のはき業むに 法、社者。は、 注五員 (連合信合会 律五員()、 の十、特の組 用会の 事の子 特万執定規合 業認会 別円行信定の 又可社 の以下 による による による による は対が 倉 有 在 社 社 社 社 に過査代監清 職券に関う にでなく 基料役理査算 づに、業を人 すすな る子だってた 当該組合が行うことができる。ただし、その行為につ、監事、代表者、業務を執特定信用事業電子決済等代会計監査人若しくはその職くは第四十一条の二第三項 の会とに社き つが い認 て可 は対、象 主会 務社 きつ執代職項 省に 令該当 るい行行務へ 事です業を有力 でし 以を社又う十 外科員はベニ 定な めい のす又電き条事べは子社第 る子 場合に該 事業を営んだ。 は清算第代行業 は清算第代行業 が、スペットのです。 は、スペットのでは、スペットのでは、スペットのでは、スペットのでは、スペットのでは、スペットのでは、スペットのでは、スペットのでは、 当つ だ、又行信九とこは業用十 すた ,るとき。 にとき。 きの認者事六 限定が業条 り特法代第 で定人理三 な信で業項 電き定条 子決済な 等の業及 代取電び 行締子第

事役決百 業、済五

者会等条

協計代第

会参行三

の与業項

ることを に一に合十百二百お項違を九条項条 五三八十に条及十項十六お第び 十三 び 二若五条い四第条し条第で項百 を含条 第百 条 む第 のくの四準へ 条 第 六は四項用第第 第 七 十第第、す九一一百二第七十万 す準き又れお二お る用。はらい又い ○項 項 に反 ただだ 場す 第のてはて 違び に 5 十規準第準 反第 合る お L し百た五 0 を場 五定用九用 書 11 規 含合 条をす十す む。)のである。 と条第 の第る七る 定 項むは定条十む九一第第用三いて若るむむ 。虚にの二。号条三九す項で準し場。。 二九場条場 を 用 九 一十二若しくは祭が合を含む。)の祭第三項第七号ののである。)の 第 + す ^る場合: の。 農) 九 項 七 は定五第第十場第九六六合 + 条 林の 第 お 条 1を含 水規 七 11 第 産定 項 第及ののの へただし 進 省に 十び規二規五第定の定 条行第第第項。) 項 用 令違 及 す で反 五第十項項第 ` Ź 75 定し 条百に事に 書 場 の五違業よ 項五一及(百第 ĺ 豆 第 めて の十条び第条十規二第第九第五 合 二条反をる 百 る 第 は を含 要共 十第し行行 + 第 五. 件済に計 定条四百十三条 三一たつ政 条 百 一項とた庁 こにきとの 若の項条六項の 第 む 条 し三若第条及二 か 二 -該理 0 -・ き認 ・ 可 く十し五第び第は九く項五第三 当人 項 + れお 第 に 又 すの らい 七 る選 者任 は のて を 第第はに項百項 お 百一第お及五(二項六いび条第 規準 受 項 第 い ただ 7 百 で手 定用 け 九 十若項で第第九 進 をす + な続 な 一六し、準百三十 条くこ用五項六 のはれす条に条 士 甪 第る いを い L 者せ 九場 で 条 書 す をず、 十六を 条 第 \mathcal{O} る 第 \mathcal{O} 十 規第らる第お第 規 合 項 済又 条含 定五の場五い一 定 に十規合項で項 よ三定をに準及 を 計は 第む 条 12 に 含

理第

違

る項会若 はの十第第項び第二書規一九九に第百項 類定条十十お百条及のにの二六い五第び 社し 法く 謄違二条条て条三第 第は 本反第第準第項 若し二第第三月 本反第第三月 五三月 で項項で でのであるに第第 四第 百十 九七 十条 は正第第第場お百 九の 条十 抄当九九百合い五項 本な十十条をて条にの理二六第含準第お 第三 一第 項一 の項 規定に 若れ 的に第第百五をする記、九百五十含準場録書十条条条む用合 しら くの は規 第定 八を 十第 塚では現場の第一次では、 東京では、 五九 条十 の六 十条 第第 を記条条用十十一十電録第第すー一、三 項項 若及 磁に五五る条項第条 ない第百円 的記項項場の(第十二年)を発生された。 第五 八条 十第 五一 条項 のに 十お こい 第て 一準 若しくはその事項を記載しますで定める方法によりまででである場合を含む。)、第七十七条、第八十六条の三第二項(第八十六条第三項、第七十二条の一条の三第二項(第八十六条第三項、第十十二条第三項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第二項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第二項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条第三項、第九十六条章。 項用 のす 規る 定場 に合 による公式 「告を と し表。二条十項第十た示)第第六、九二 怠の り、マスカーの対象を 書し若三四条第十条 面たし項項第百六第 のもく、、二条条三 は第

七((())) 条第第第 の九九九 ++++ 五六六六 第条条条 一第第第 項項項 第に及及 九おびび 十い第第 六て百百 条準五五 第用条条 一す第第 項る一一 に場項項 お合にに いをおお て含いい 準むてて 用。準準 ず以用用 る下すす 場こるる 合の場場 合きを含される むお含含 。いむむ。 次て 次号においの規規 やした党 てのにに 同規違よ じ定反る。にし付 一違た記 に反とを 規定する。 る十 又 は 特七 虚 定条 偽 事の 業十 0 付 会四 社第 記 をー を 子項 L 会に た 社規 き と定 しす たる

又

後段(三項又) に若 (条に/ 第第とは = ** おし いく 八二き第 ては °Æ. 準第 項 用二 す項 るた 場だ れ Ď 合し \mathcal{O} を書 含〔 規 1む。)、 定 を 第 、七 八 + 第条 七 人の 条の 十三 七第 条_ 第 の項 項 第第 一百 第 項条 九 (第 第一 + 百項 条 条に 第 第お **-**↓\ 項て 項 及 に準 び お用 第 いす てる 百 準場 条 第 用合 すを る含 場む。 項 12 合 お を次 含号 11 むに。お て 準 ~~; 用 す 又て る場合 は同 第じ。 首) 1を含 条 第第 む 一九 項十 \mathcal{O} の六 規 規条

十項、六

条第

第九

-+

項六、条

第第

九二

十項、

条第

第二条

項第

第項

九及

十び

六第

条百

第五

第項

百に

条お

第い

項準

及用

びす

第る

百場

五合

条を

第含

二む

項に、

おの

い規

て定

準に

用違

す反

るし

る場合を含めたとき。

む

7

条該条第 百監百百 条事条条 第に第第 二選二二 項任項項 及し及に びなびお 第か第い 百つ百て 五た五準 条と条用 第き第す 三る 項場 に合 おを い含 てむ 準 甪〜 すの る規 場定 合に を違 含反 むし 以と 下き。 \mathcal{O} 号に お 11 7 同

第て 九準 十用二す 項 条る に 第三 お い |項、含 7 進 第む 用 九 す +~ る 六 ` 場 条第 合 を含 第三 三項 む。 項若、し 第く 百は 規 条第 定 第四 二項 す 項(及こ る 常 びれ 勤 第ら 0 監 百の 五規 事

こ五を項七項二合(二、(るび一た項三項(と項総に条(項に第第第第場第項と(十(第 項規百六又条九条で規。で 成立 の定条条は第十第準定)第 規に第第虚三六三用に若百 定よ三三偽項条項す違し条 にる項項の及第及る反く第よ調及、報び三び場しは三 る査び第告第項第合た第項請を第百を百、百をと五に 求妨百条し五第五含き項お がげ五第た条百条む かり世界に金見金のあた条三と第条第一 つと第項き三第三)たき三及。項三項又 たき三及び場。項び に項には お及お第 いびい四 に第 お百 て第て十 準百準二 い五 て条 準第 用五用条 用三 す条す第 る第る六 す項 場三場項 るに 一項合若 をにをし 場お 合い をて 含お含く 含準 むって。)準には第四 む用。す 次る の用の十 号場 規す規六 及びを 定る定条に場に第 違合違四 第含 一定して、「一定したとこう」できます。 三む 項 12 おの 理)きらって い規 て定

条

項

第

九

+

項

百

条

第

項

及

び

第

百

Ŧi.

条

第

項

に

V

準

用

る場合を含む

合に

お

1

て、

そ

 \mathcal{O}

請

求

に

係

る

事

項

を

総会

 \mathcal{O}

目

的

لح

せ

にき、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十一条の三次 一、第四十二条の三次 一、第四十二条 一、10十二条 一、10十二 条項条し十条準条規二五一第項合合若合の場お用七条き条 (に第く六の用の定第条部三、ををしを二合いす条(。)第 第お一は条三寸二に二第を項第含含く含(をてるの第 五 了条合条 をに員第 遅おの一 延い持項 第に第る第たの録貸五第九 項 ~ さて分_~ 一よ一会一と法せ借項五十第 項り項社項を律ず対、項二九に表に法(。又、照第、条十 せ準を第 八 る用取八 は又表百第第二定は、条九三条 + お示お第第 目す得十 的るし六を会、条 いしい三九 てたて百十準も準四二 款虚財第十項第 も社又第 で偽産五六 第 定の目項条第項 つ法は二て第質項 用の用十条 項第規のを第る済に第すし、し項第。五規九及三定四し六場事お百るてこて、八一十定十 すのす条第 め記録及第九、た載、び五十第 九含第 る関会第三項 第四権 十む五 及三疋四し八場事お日るでこれで 市工でででででは、 で項に第た十合業い条第出れで第十の一条第一の ででででである。 でででは、 ででである。 でである。 ででななである。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる。 -六条第1 そ若会第項六九 のし計百、条十 七百の第 。項 十八目九 九 社又社項 + 七十的十 員く帳五第第六 法は法の第 三第く 条四と 第謄第規九 数は簿条百三条 を記若第条項第 に条し条 項五は 三写三定十 欠録し五第 `十第 百を百に六 お第て第 ににを場いし額第な六規十項第第おお移合てくを八い項定七、八百いい転を準は減十の、に条第項条 五条き十項第。六 第五六 九拒九よ条 て項れ項 項 十ん十り第 八だ六報三 百条項 項第 準のを に三 条 条と条告項 用規受第 お項 い及 九 なき報て第三条 す定け九 三項れ る又た十会はと六 項へら てび 項 + 0 °告準百項第 準第 に 及第の を用五及三 社第き条法八。第 が九規 場 作す条び項 用百 条 お 第十定 百二を 第三 規た第 一合に す条 は 成る第第及 VI 定り、項 る第 第 第十 せ場五百び 五条第 五十二五 項、 ず合項五第、をに条百 項 場三 進 四五 お 十六項条 百条 条第八 合項 用 項 違総及 11 こ含お第五 九の 第 第三十 をに す 第 \mathcal{O} 反会びしに第 三項、条 十十九二 る場 れむい三条 含お 条第第三 百 規 百 て、 対五 正、条 むいて 定に 条 の二九項 条 の一準に三 二第十二第十二年 くく八第定違項三 第三 条第 第 に第第 合 $\tilde{\mathcal{O}}$) 準 [を含 第一 お九二 ょ 選 書又用お項 い十項
て六 項 項 ŋ 当虚第 類はすいに 若第るてお 一項 の用 任 項、第七十二条第三項、第七十二条第三項、第 む。 規す な偽三 項の 及 及 意 準条第 定るに場 十十第条用第十九 し八場準い の規 び 九 U 見 理の項 く十合用準 は六をする用 期定 用第九 を 第 四四四若事五二十 第 時 由陳に す三十る項二 が述お 会計 間に 百 述 百 違合 十七条、は、第九十六年 反と含 第 第第、くの四第条 二二第は全条三第 条 又違 五 五. なをい 九 いし、準 磁第む場する場合の は反 条 場及条 条 る 第三 第三 てむ。 項項九第部の項三 合び第 査 第し 士 のの十五若二、項 記項)を場 項 . 当 に又用 八て を第三 人 公) 項 第第条含 十破 含百項 規規二十し第第 項 た 書はす \mathcal{O} 録に若含合 は、第一、 第三 り、 に 告又 定定条四く一九第 第 九九第む に 職 におしむを 五産 面事る にに第条は項十百 十二八条条、 又実場 記いく。載ては、 お 若は お 務 条手 百 はを合 違違五第一若六条 虚 む。 の続 11 し第 条 1 を し準第、 十開 7 又項十 く六 7 偽 電隠を 行 第第第 第第 三 三 2 磁し含 準 第 準 、用七第一 第始 はに六 は十 \mathcal{O} う 第お条 用 九 項 用 陳 若す十七 - (T) 通九 的たむ 一項、第三 で で 第三 で 第三 で 1しくは1十五十二十五条 述 項申 十 す 記と き す 八い第 知条 出出九規渡第項及 及 記録に記いる。 の立 十て筥 る場 をの 資資十定若二及び 者 てド を る 五準項 場 組組六にし項び第 期て す一 \mathcal{D} る第 合 合合条違く(第百にの第反はこ百五 合 間を 第百項十 選 条用 記法一第四 百 を 録第項一条 を怠 のす第 百条及七 を 又 録 \mathcal{O} 任 \mp と項 ず五(項の六) 規る音 項 条に 係合五し譲れ条条 五第び条 は 不つ 含 条 含 さ を る併項て受ら第第第を、共けの三三 当た 定場条 を怠り 及 条三第の 事 む む 第 れ た。 に合第 び 第項百二 実 た お き七九第第 別九し第済を規項原 十、百事し定にに 一又条業、をおお り、十一 項 三及五第 事 事条十八一項第二十項 定き を 違を三 第 反含項 8 \mathcal{O} 百 に 項び条二 \mathcal{O} 隠 項 て た しむ及 \mathcal{O} 規 又二 条 に第第項 規 を 同 を一条六へ

のの又に会二はお 社第第い を一八て 子項十準 于会社としたとき。
「現(第百条第一項において、条第四項において、 °にい五 おて百 い準条 て用第 準す一 用る項 元する場合会社法院の規定 合第に 日を含む。以下この五百二条の規定に違反して債務の台 のに弁 項違済 に反を おしし いて て組又 同合は じの第一。財人)産十 のを五 規処条 定分のにし十 違た第 反と一 しき項 て。の 期 第 八 間 + 内 に 七 条の 債 権 者 第 に 弁 項 済 を たと 定 す

百十七条第一項において準用り行うべき財産の管理を行わ当する子会社としたとき。する行政庁の認可を受けない可を受けないで同項に規定す規定する子会社対象会社以外 なかで第一次外の会 百可社 条対を の象子 三会会 另一項各号に掲げ 社を子会社とした はとしたとき。 だける会社 をは 当同 該条 各第 号七 の項 うに

ちお 他い のて 号準に用 掲げる る第 会八 社十 (日条

七

- 七令行虚行元によのの 条に法偽法法すい三三 第違第の第第るて第第 一反五帳五五認準六一 項し十簿十十可用項項 にた二書二二対すのの おと条類条条象る規規 いきのをのの会同定定 て。五作四四社条にに 条 第 項 に お 1 7 準 用 する銀 用わ すな 行 るい 法 銀と 第五 行き 法 十 二 第 Ŧī. 条 十二条の六 \dot{O} 六十 十一 0) 十六若 0 <u>+</u> しく の は 規 第五 定に よる 十 二条 帳 簿 \mathcal{O} 六 書 + 類 0 の 二 十 作 成若 凣 しくは 第 項 保 存

準 用 す うる銀行 法第五 十二 条 \mathcal{O} 六 十 の 二 十 一 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 違 反して正 当な 理 由 が な 1 0 に 名 簿 0 縦覧 を拒

十条 七の 条四 の第 八五 第項 二に 項お

(第て 九準 十用六す 条第会 一社 項法 及第 が九 第百 百四 五十 条一 第条 $- \mathcal{O}$ 項規 に定 おに い違 て反 準し 用て す同 る条 場の 合調 <u>|</u>を査を む求。め しな のか . 期 限 た まと でき に 調 査 \mathcal{O} 結 果 0 報告をしな 1 とき

為ては項に を知水の規しり産規定 た得加定す 場た工にる 合秘業よ者 に密協るが い正組査第 同様とする。 同様とする。 の公員又は の名号も、 で 。漏は第項 ら職一に し員項お 、がとい て、同て 文は盗用した。 第八十七条 時後とする。 で準用する同な 法 第 百 八 + 条 第三 項 \mathcal{O} 規 定又 ít 第 兀 + 条 0 第 項 E お V て 甪

おを同調 又 と第 きー は項 `第 五十 サカカリンド・一号若しく! のは 過第 料八 に項 処又 すは る第。九 そ十 の七 者条 が第 役 員項 又第 は七 職号 員に で規 な定 くす なる

1 こ施 の行 法期 律日

施 行 0 期 目 は、 その 公布 \mathcal{O} 日 か 5 起算 きして 7 九 + 日 をこえ な 1 期 間 内に お 11 て、 政 令 でこ れ を定 8

たう。第 2 ~ 症 業 協は、四十四 組当条 合分の (以間第 下、一 · 一第項 信十の 用事業に対して 譲規より 仮組合」といっ同項に規定し うか、る 定制事 合定業 ロ員であつたものなためるところにより来(以下「信用事業 合そと た組う る資質の 格以の を外全 有の部 すもを のである。 とすることがでのつて、信用ではた漁業協同 で事同 業の全部に の下 譲_ 渡信 の用 際事 現業 に譲そ受 の組 譲合 渡 をと

3 前 項 \mathcal{O} 規 党定に ょ n 信 用 事 業 譲 **歐受組合** \mathcal{O} 組 合員とな 0 た 者 に 0 11 て は そ \mathcal{O} 者を第十 凣 条 第 五 項 \mathcal{O} 規定 に よる 組 合員 シみ な L て、 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規 定 を 適 闸 す

4 $\smile_{\mathbb{Z}}$ をは信信 行第用用 う五事事こ十業業 と四譲譲 が条渡渡 での組組 き二合の合うの一合の一合の一合の一合の一个一合の一个一合の一个一 項当用 の分事 規の業 定間、係に、係 よ第る り十事 信一務 用条の 事の受 業規託 の定 全に 部か をか 譲わ りら 受ず、 た主 漁務 業大協臣 同が 組定 合める 合基 会準 のに 委該 託当 をす 受け場 て、に 信限 用り、 事 業定 に款 係の る定 事め 務る の(主務を) 大に臣よ のり 定 あ信 る用 も事 の業 に譲 限受 る組 合

 \bigcirc 中 企 業 等 協 同 組 合 法 (昭 和 十 兀 年 法 律 第百 八 +号)

条信 の用 八協 同 信組 用合

第 九 協 同 組 合 は、 次 0 事 業を行うもの とする

つ調

た査

す

のす期手の 事る積形貸 業事金の付 の業の割け 受引 n 次 事 業 を 併

ほ か、 0 せ 行 うこ لح

が

で

لے لے 1111 うう のの 預預 金金 又の は受 定入 期れ 積

金

受

入

は組ブ規のす等すの 政合取定引る及る他府員引す受資び配営 保のにるけ金配偶利 証た該証への偶者を 債め当書組貸者そ目 (にすを合付等の的) 以するも員けを他と 以下この号において関いているものを除く。)の預金とので表示にするものを除く。)の預金といるを表示される金銭によるものをなる。)の預金とは、以下この質のである。 「閣は銭そむは項こ国府有債の。定にの 債令価権他次期お項 等で証にの条積いに一定券該内第金ておとめ関当閣一の「い

の限テ及めに 引るイびるお 受 ○東類のて け 引社に同 (売 債等のの 出 L 資を の除つ \mathcal{O} 目く的。 目 的 をも を第 七十 つてす つ号 ての す二 るも る及 もび 0 の第 を 又十 は一 除 書号 く。 面に 取お 又 次い んは当 ぎて 行同 該 為じ 別受 け るの 売買 る

金 証 書 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 内 閣 府令 で定 8 る 証 書 を ŧ つて 表 示さ ñ るも \mathcal{O} を含 む。 \mathcal{O} 取 得 又 は 譲 渡

取得

扱又

いは

譲

そ、務 の会の 他社代 の等理 物の又 品金は の銭媒 保の介 護収(りそ国 のに 他お 金い 銭て に行 係う る外 事国 務銀 の行 取の 扱業 い務 \mathcal{D} 代 理 又 は 媒 介で あ 0 て、 閣 府 令 で定 8

取 引 (有 価 証 券関 連デ IJ バ テ イ ブ 取 引

内

閣

府

令で

定

8

るも

 \mathcal{O}

に

限

る。

 \mathcal{O}

媒

介、

松次ぎ又

は

代

に該

当

す

る も

0

を

除

く。

次

号に

お

11

7

同

ľ

で

あ

って

内

閣

府

令

· で 定

め

るも

 \mathcal{O}

(第

+

号

 \mathcal{O}

事

業

る

ŧ

(T)

に

限

る。

等デブ 以リ取 外バ引 のテの もイ媒 もブ介、 あ引取 る場合は次ぎ又 に有は は価代 金関第 の連十 授店六 受頭号 にデの より事 つバ業 って決済! さ取す れ引る るにも も係の のる及に有び 限価内 る証閣 。 炭 炭 炭 炭 炭 ボ ボ ボ ボ ボ に十定 お号め いに

に

見

も 同定の じすを ~証べ。 書 (育) 第を)

で取 差券 七も 号つ のて 事表 業示 にさ 該れ 当る す金 る銭 も債 の権 をに 除該

二二 イレ十十 て一 却ご る十十ハ 事三二 口 額る 約 業 使を金使の契内 有 で組前用対額用解約閣機価 あ合号期価を期除の府械証 用た又後るびリで件の件リ 協当は、こ固一き(のをバー) 同該媒体 組組介しを資物い下め用ィ ス内産件もこにさブ 物容税ののする引のする目のではある。 所る当価るおの約媒有もす額こいにで介 ースと料った物 やその物ず 件の物ず 掲は げ代 る理 他当該リッなものとという。 要件 \mathcal{O} 使 用 0 全て 及 び を満た 収 益を 物の内使 件満閣用 を了府さ 目 す 使の令せ 的 4 لح \mathcal{O} さに定期 す に を基づ る せおめ間 るためではいるにある。 権 利が き、 に渡でこ 相 手 該 必要となることの号において 方 物 É 件 移 を 使 転 付場 用 す て る 随合 さ 旨 費に 使 せ る事 0 用見 用 期 定 と込 業 8 しま 間 が てれ 組 内る な 閣そ 11 11 合 、 う。 府の 員 又 令譲 で渡 は \mathcal{O} 定対 中 め価 れ るの 途 に 費額 に 準 ず 角に お る の相 合当 て 者 計す 契

合合

の員

行に

う関

前す

項る

第情

号を

か当

ら該

第組

三合

号員

まの

で同

の意

事を

業得

のて

高第 度三

化者

又に

は提

当供

該す

信る

用事

協業

同そ

組の

合他

の当

利該

用信

者用

の協

利同

便組

の合

向の

上保

に有

資する

る情

も報

のを

第

者

に

提

供

一報

- 68 -

5 5 同前 同 組各 合 合号 $\mathcal{O}\mathcal{O}$ 前事 項業 第に 項 四附 第 号带 のす 五. 事る 号 \mathcal{O} 業事 事 に業 業に 係 る 預 0 金及 V 7 は、 Ű 定 期 政 積 令 で 金 定 0 合計 るところ 額 は に 当 該 ょ 信 用 第 協 同 項 組 第 合 0 預 及 金 及び び 第 定 号 期 積 Ō 事 金 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 総 遂 額 行 \mathcal{O} を 百 妨げ 分の な 十 VI 限 相当 度 E する金 お VI 7 行 額 を わ な 超 えてて け ば は

6 5 げて、 も次 のの を各 い号 うに 撂 げ る 荊 語 \mathcal{O} 意 義 は 当 該 **終各号に** 定 \otimes るところに ょ

る

でででででででです。 ででででででででででするものなった。 を有するものないででできます。 を有するものないできます。 を有するものないできます。 本の回を等 の総ら除の 示る さ法 れ律 るの ベ規 き定 権に 利よ のり う振 ち、口 次座 に簿 掲の げ記 る載 要又 件は の記 す録 べに てより 該定 欧当するも \$0 あと さ れ る外 国 法 人 0 発 行 す á 債 券

株

子

同の じあ 日つ とた す日 るか 旨ら \mathcal{O} 定年 め未 が満 あの ること。 確 定 期 限 \mathcal{O} 定 \otimes が あ り、 カン 分 割 払 \mathcal{O} 定 \otimes が な

元

本

0

償

還

及

び

利

息

 \mathcal{O}

支

公払に

0

V

て

保

証

て

1

る

社

債そ

 \mathcal{O}

他

0

債

券

を

`項 組及 合が第二 地項 方の 公規 共定 団に 体よ そり の行 他う 内事 閣業 府の 令ほ でか 定、 め第 る一 者項 の第 たー め号 にか 行ら うものの第三号 にま 限で るの °事 →業 をの 行遂 うこを と妨 がげ でな きい る。限度 度 に お 11 て、 次 \mathcal{O} 事 業 五. 号 及

託

令し、明他で、明他 定若治の もは八の の譲年募 渡法集 版することを 出律第五十二月 来又は管理の 平 内号受 容 託 容 台とよ るり 契行 約う の担 締保 結付 又社 は債 そに の関 媒す 介る、信 取託 次事ぎ業 若 L Š は 代 理 な行う 事 業 (第二項 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ っ行う事 業 を

2 の 九八七六五四三二 組業のへ及事保こ及受次 合 たのび業管とび入の 連 め進技 に会れ事 運よ員 送つの、てた 検負め 査うに そ共す の済る他責そ 協任の 同の借 組再入 合共れ 連済

業

 \mathcal{O}

を

行

うこと

が

で

き

る。

合会を 直 接 又 は 間 接 に 構 成 す る者 议 下 所 属 員 لح V · う。

 \mathcal{O}

事

す

Ź

同

事

に出術すのの る円改 団滑善 体化向 協を上 約図又 のるは 締た組 結め合 の事 新業 商に 品関 若す しる く知 は識 新の 技普 術及 のを 研図 究別に 発め 又の は教 需育 要及 のび 開情 拓報 にの 関提 す供 るに 事関 業す る

合会

は、

項

 \mathcal{O}

規

定

に

カン

カン

わ

らず、

同

項

第

뭉

葼

び

第

뭉

 \mathcal{O}

事

業

並

び

帯

す

る

事

業

並

び

第

項

 \mathcal{O}

事

業

 \mathcal{O}

ほ

他

いもよ担会災行なうすののる関購を貸積会 うのり並で等うい協る改分経す買行付金は 。又共びあ共協。同事善野営る、うけの、)は済につ済間はそ事こで組合されている。 はである。 はである。 同所をら五項属行附項属行所を 規た協帯に条は 定る同すおの に組組るい七同 か合合事ての項 かが連業準二の わ共合並用第規 ら済会びす一定 ず事(にる項に、業同第同のか 共を項八条認か 同よ業準可火災共同ででである。 事済組条災を第 業責合の共行三並任連二済う号 びの合第事事のに再会六業業事 こ共を項を協業 これらに附帯する事業並び共済又は再井済責任の再等を除く。)であつてその手類を行うものをいう。以下同協同組合をいう。以下同じ場に、同項第五号の規定によ で行組でしての大変である。 がすののいう災済 るの総。火等事 る (総 第以数 災共業 九下が 共済を 条 ¬政 済組除

69 -

な行又「の計る可除項 いうは協士の一合と。 限協事間の一合と。 一号事業 に組協合第す直る 、又業 に組協合第す直る、又業お合同連一る接の第はを お古町上ではなります。 お連小合項親又は九第三の主組会では、 行会合で、「間第の号こと おはにあ事と、法様のでは、 ないまないます。 りをのしている。 な行にたるこのでおいてのこう。 であるこのである。 であるこのである。 であるこののである。 とののののでは、主致では、 をにたるののでは、 をにたるのでは、 をにたるののでは、 をにたるののでは、 をにたるのでは、 をにたるののでは、 をにたるのでは、 をにたるのででは、 をにたるのでは、 をにたるでは、 をにたるででは、 をにたるでは、 をにたるでは、 をにたるでは、 をにたるでは、 をにたるでは、 をにたるでは、 をにたるで、 での組組中規用ま一務 場条協条七での条 です業にのに九場でけ のる種該九所項合(た事 。に当第属中に第と 属す五員「お七きする項た組い項は る者にる合て及る事にお小員、びこ 第のす業合二事な 八総る者員第業い 条数第及と二協 第が九び生項同 二第条所計中小 項九の属を「組 に条七員一第合

務十、の二第 代号一 理の項 又二第 はの一 媒事号 介業の (及事外び業 大国次を に号行 おの事協 て業同 行に組合 外当連 国す合 銀る会、行も、 のの株 業を式 条務の代理 会社日本 豆の政 は代策 媒理金 介又融 では公 あ媒庫 つ介そ て、内閣の 閣総閣 府理総 令大理 で臣大 定が臣 め定が るめ定 もるめ のもる にの者 限る。) 銀 行 を 除 \mathcal{O} 事業 又

業

に

0

11

7

は

同

項

第

及

び

該し 協た同当 組該 合所 連属 合員に の関 行うる 第情 一報 項を 第当 一該 号所 若属 し員くの は同 第意 を 号得 のて 事第 の者 高に 度提 化供 又す はる 当事 該業 協そ 同の 組他 合当 連該 合協会同 の組 利合 用連 者合 の会 利の 便保 の有 向す 上に情 資報 すを る第 も三 提 供

し及び 若第 し号 はの 譲事 碌渡することをp⇒業 内 容 とす る 契 約 \mathcal{O} 締 結 文は そ \mathcal{O} 媒 介、 取 次ぎ 若 しく は 代 理 を 行う 事 業 (第 号 \mathcal{O} 事 業を 除 で あ つて、 内

る九成第行 の条す九う はのる条協 「六者の同 第ので七組九二あの合 第中規定に 一「模をつ 項共の準い 第済事用で 五事業すは、 芸者であれる。第九 定九るの条に条も場の による共済事業(第九冬条の七の二第一項の認可もの」とあるのは「会員場合において、第九条のの二第二項、第三項、第 条可員の第 のを並二六 七受に所見る 第同属中第 一項員「九 項に規定に規定に規定に規定に規定に対しては対している。 災共業合合 共済者員に 済事及と係事業び生る 業を所計部 素」と読み替え 所属員たる小切 所属員たる小切 でする朝 のののである。) も合の及第のに事び九 とあ業組条 まる まつてと さってと は、 計る ここ、 計る

も百百 の四十六が電路 の四十六が電路 の四十六が電路 る第条、第 る第条、第 る第条、第 な二十り 技項七こ 術の条の的規、法 読定第律 替に九そ えか百の はか五他 わ十の である。 これらの男 の男によれ 規定工芸 五告 とあるのは五十三条及び はび合 「第に 中九つ 小百い 企五て 業十は、 等五 中協同組⁴会社法は 合子第 法公九 六規項 項定のを電 規準子 定用公 にす告 かるの か。中 わこ断 らのご らず、同の場合に 項お百 とて十 き、一 み同条 替法 え第第 る九九

合 等 略の 業 等 0 譲 渡 又 は 譲受 け

~条協

6 5 2 第 • 5 五十七 7 第 4 七 7 年 7 年 項 略の略の同事 業 0 譲 渡 又 は 第 項 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 譲 受け É 0 い 7 は、 政 め令で定 8 るも $\bar{\mathcal{O}}$ を き 行 政 庁 0 認 可 を受け なけ れ ば、 0 効 力を生じ

認

(十 六 件 六 併 条の 組可 合 0 合併に . つ 1 7 は、 行 政庁 0 認可 を受け なけ れ ば、 その 効力を生じな

\bigcirc 協 同 組 合に よる金 融 事 業 K 関 す る 法 律 昭 和 + 兀 年 法 律 第 百 八 十三

資 \mathcal{D}

2第 前条出 政略金

項 \mathcal{O} 令 で定め る は 信 用 協 同 組 合 \mathcal{O} 出 資 0 総 額 15 あ 0 て は 万 色 信 用 協 司 組 合 連 合会 0 出 資 0 総 額 あ 0 É は 円をそ れぞ 口 一つて は

四三二一三 業協大 等同臣 協組の 同合認 組等可

合は、 法 第次 九の 条各 の号 八の 第二ず 項れ 第か - K 号該当 掲す げる ると 事き 業は 同内 法閣 第総 九理 条大の臣 九の 第認 六可 項を の受 規け 定な にけ よれ りば 行な うら 同な 号い。 掲げ る 事 業を含れ む。 を 行 おうとするとき

る事 業を 行 おう とするとき

内法前 条内閣 項業中(中閣府昭(務小略小信総令和同の企)企用理 で五項種業 で定めるところに
五十六年法律第又は方法を変異
種類又は方法を変異 ろにより、受けなければならない第五十九号)第二条第二項(定義る部分に限る。)の規定による認を変更しようとするとき(内閣府法第九条の九第六項の規定により 定国る条す銀場の 1業を営いる。 百む者(同注の委託を受けるときを除るとうとを除る 四旨 条契に掲げ 五約 項の (営手 業方 ので 免あ 許) に国 規定法 す令 るに 銀準 行拠 等し をて 除外 く国。に ン お とて に銀

2 〈二 一四 8 〜ロイい 条信 三 て次の用 中 一に二協 協る用合 同業協の 組務同子 合等」といった。 という。)の行う恵宮む会社(イに掲げ、次に掲げる会社(和に掲げる会社)の行い場が、 事が(国 の業内 た務のめを会 に営社 の会限 業社る務に。 場を営んでいる。 んでいる会ないの条におい 社信い に用て 限協一 る。記名) 合社 そ対 の他これ れにと 類い がする。 ,る者と,。) 以: し外 ての 内会閣社 府令で定さ 足めるもれとして のは (第 ら 八な 項い 12

業 等 協 同 組 合 法 第 九 条 0 八 第 項 第一 号 か 5 第三号までに 掲 げる事業 付 随 Ļ 又 は 関 連 する業務として 内 閣 府令 で定め る

ょ る 議 決 権 \mathcal{O} 取 得 等 \mathcal{O} 制

信用よ 用しる 協な株 間組合が式又は ロがあらか にだし、当 は持分の取 じ該得 め信そ 内用の 閣協他 総同の 理組内 大合閣 臣又府 のは令 承でで記 能子会 受会る け社事 た場合なる を算り、 除し き、その そのの の基会取準社 得議の し決議、権決 又数権 はをを 保超そ 有えの すて基

に協え合うる取用 処同でに一こ得協 分組取お年とし同す合得いをと、組 を条件としなければならなは保給理大臣がすることとなる場合にはいてはならないではならないではならないではならないではならないではないないでは、担保権の実 な基議承い、は実には実に、選権の、議権の、該適に 決の対権う象 数ちに を当は、 超該 え 百 信 て 分用 取の協 得五同 し十組、を合 又超又 はえは 有する語の子会社 ることとなる議決権は会会社が国内の 合含のたま会 議れ社 決なの 権い議 のも決 のとし、は権を合算れ 基内し 選案 準閣そ 議総そ 決理の 権大総 数臣株 をが主 超当等 え該の る承議 部認決

同協件る総略組同と国理

有が、うま定 そす のる 基認 準可 議を 決す 権る 数と をき 超は える当 部該 分各 の号 議に 決定 権め を を 、 日 同に 日信 か用 ら協 五同 年組 を合 経又 過は すそ るの 日子 ま会 で社にが 内合 閣算 総し 理大 臣の が基 定準 め議 る決 基権 準数 にを 従超 つえ てて 権 処保 は 分有 すす るる ここ 当 該

る国 も内 のの と会み社 なの す議 決 権 を合算してその 基準 議 決 権数 を 超 えて保有することとなつた場合に は、 その 超 える 部 分の 議決

を四 子条信 会の用 略社四協 と 同 て用合 は協連 な同合 ら組会 な合の い連子 °合会 会社 はの `範 に等 掲 げ る会 社 国 内 0 会 社 限 る。 第三 項 及 び 第 六 項 並 び に 次 条 第 項 に お い 7 子 会 社 対 象会社」 · う。 以 外 0) 会

移の 動二(を資 い金 う決済 のす 他る 内法 閣律 府 令平 で成 定二め十 る一 業年 務法 を律 専第 ら五 営十 む九 も号の 第 条 第 項 (定 義) に 規 定 す る 資 金 移 動 業 者 0 うち、 資 金移 動 業 同 条 第 項 12 規 定 す る 資

以規 下定 こす のる 号金 に融 お商 い品で仲 同介 じ業。者 *∽*∅ のう ほち カュ ン 金 *** 金融 融商 商品 品仲 仲介 介業 業人 に同 付条 随第 す十 る一 業項 務に そ規 の定 他す のる 内金 閣融 府商 令品 で仲 定介 め業 るを 業い 務い な 専次 らに 営掲 むげ もる の行為 以の 下い

市 又 は 同 条 第 八 項 第 号 口 規 定 す る 外 玉 金 融 商 品 市 場 に お け る 有 価 証 券 \mathcal{O} 売 買 \mathcal{O} 委 託 0 媒

る 行 為 \mathcal{O} 委 託 \mathcal{O} 媒 介

法律第十一条第四項第三号に掲法律第十一条第四項第二号に掲げる行為のを除く。)
「現第三号に掲げる行為で成十二年法律第百一条第四項第二号に掲げる行為で成十二年法律第百一条第四項第一号に掲げる行為でした。) る行 為号の 小第 ず十 れ一 か条 を第 行う項 も(の定 に義 限 る。 。 規 以下この定 号融 にサ おし いど てス 同仲 じ介業 〜着 のの ほう かち、 有有 価価 証証 券券 等等 仲仲 介介 業業 務務

掲掲掲 げげげ るるる 行行行 為為為 뭉 口 又 は ハ に 掲 げ る行 為 に 該 当 す る

兀 ŧ 0)

い業合に

て等連掲

同協合げ

じ同会る

)合行語 又法うの

は第事意

信九業義

託条又は、

_ 九前当

信第項該

託一第各

業項一号

法第号に

第二条符がら第二条符号

来第一項に規定 中しくは第二日 第五号までに 知ところによる

焼一 定号掲る。 すにげる。

る掲る

信げ会託る社

業事の

を業営い、む

う有業 。 価務

第証に

五券従

号関属

に連す

お業るい、業

て保務

同険と

じ業し

。(保内

に険閣

付業府

随法令

し第で

又条め

ス第一も 関一も

連項の

すに

る規

業定

務す

とる

し保

_定

に

限

業のは

組の用

5 六五四三 業業業め四 用次 務務務る号中協の もに小同各 専専専のお企組号 又又付 8 る ŧ

ら保有 託険価 業業証に券 付付関 随随連 し、、に はは随 関関し、 連連 するは 業業関 然務として てて業内内務 閣閣と 府府し 令令で内 定定閣 めめ府 るる令 ももで のの定

8

同四人 組条信 略合の用 連五協 合 同 会信組 及用合 び協連 そ同合 の組会子合に 会連よ 社の集団なる信用協同 を会同 い社組 う。次項は分割の にをグ お子ル い会上 て社プ 同じ。)の経営管理 のる理 経も 営の 管に 理限 なる。) なは、 れ当 ば該 な信 ら用 な協 い同。組 合連 合会の属す Ź 信用 協 同 組 合 連合会グ ル 1

`の額`限六 第責条銀、十任 行 号四定 及章に第四社銀法 及除第一まの義 ジュース (記述) 記者び項等人 (記述) 第ににに、 (記述) 第二規対対第 規対対第 、第項定すす十 第三前するる二 元十段る信信条 十四に事用用の 八条規業のの二 八条(廃業等の公告 条から第三十六条度 展定する事業年度に係る業務 の供与等、特定関係 一(第三項を除く。 台まに報全係 等で係告性者。) (る書のとか)、事説に確した。 第業明係保間第四の書る、の十 十讓類部休取三 十条(免許の取消しによる解散) 譲渡等の場合の債権者の異議の関係の場合の債権者の異議の関係を高分に限る。)(業務報告書等)取引等、銀行の業務に係る禁止に受ける。)(第二項を除く。) 四渡状一条の金 条の況条(利者か公に(資益等)の告関同本のに 第等)、説明ない。 条三書かびめ報ま十類ら利のの で七の第益体提 条縦六準制供 (末版八十字) 清第覧項備整等 第一等ま金備) 人項)での)無

一所のの に属資任 い用提等 れ合ののぞを規監 でれ準用する。とれず用する。)につい規定は、銀行に係監督、清算手続等 い係等 て、もないにおい 銀のけ 行にる 代あ内 理つ閣 業て総 者は理 に信大 係用臣 る協の も同意 のにあつにあった。 てつ第 はい五 信用協力 同属第 組銀一 合行号 代に及 理係び 業る第十二 のにある。 条つ閣 のて総 三は理 第所大三属臣 項信の に用告 規協示 定同 す組並 る合び 信へに 用第第 協六五 同条十 三組合代理・七条の・ 理三七 業項。 者に財 を規務 い定大 うす臣。るへ

略つ信料免

3 2 第 三協 同 信組 用合 協代 同理 組業 合の 代許 理可 業 は、 内 閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 許 可 を受 ゖ た者 っでなけ れ ば、 行うこと が でき

者の貸信同 再付用組 委け協合 託若同代 を受けば、者 る手信(場形用第 合の協一 で割同項 な引組の け又合許 りれば、信用はては為替取引ない。 合信項同 代用各組 理協号合業同に代 を組掲理 行つていた。行うでは、一行のでは、一行の等を行っていた。 てはならない。でいう。以下同じ行為により、同項に規定するほ 委規組 安託を受け、兄兄定する契約に対合代理業をい 又にい はおう 所い 属 て以 信同下 日開協同組合用に、) な 合預を の金行 委若う 乱を受ける。 くけたり。 た期 た 信 積 以 用金下 協の同 同受じ 組入。 合れ

な

に規に六人 あ定第条信 用代の行合 協理六法代 同業十第理 組者一七業 合に第章者 代係一の等 つに用五て ついて、それぞれ準用すにあつては信用協同組合用除外)を除く。)(銀五十二条の三十六第一項ての銀行法の準用) は (銀及びな) 業理第 者業に つ及(かび許 て、五、 所十 属六第 銀条五 行(年) 係十条 る号の もか四 のら十 に第五 お十二号の二(はま銀 所属に代 信係理 用る業 協部者 同分に 組につ 合限い にるって い一金 て(融)、内商 銀閣品 行総取 代理引 理大法 業臣の にの準 係告用 る宗堂も一並 ののび

六 一る 情よ合府金合利協信電報り等令を等用同用子を、にで動預の合門が 加当預定動預の合門済 工該金めさ金保電組等 上院立るせのに決電行代 た用は方る口に決電行 情協定法為座欠済子決 報句はた 報を提供することを含む。)。

「おいいのでは、次に掲げる行為(第一号に規定するが、ののでは、次に掲げる行為(第一号に規定するが、これを当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得し、これを当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得している預金者の委託(二以上の段階にわたるなどが登録)とは、次に掲げる行為(第一号に規定するなどが登録) を組積よ取開る代済登 当託組図る令るな 当該預金者又は積金者に提供するこ
託(二以上の段階にわたる委託を含
図(当該指図の内容のみを含む。) ので定める行為を除く。)のいずれる預金者による特定の者に対する定と。 えこと 一情れ定 の報か期 伝処を的 他

のを

者受

該を業を

指使を目

図用い的 の内容の内容がある方の内容がある。

の法

みに

のよ

伝り、

に当

あ該

を介す、

る電

方子

法情

に報

よ処

り理

提組

供織

すを

る使

れ決に業に六人 事業者協会になる。) (電子をの作成等)、ないのでは電子をのでは電子を表現ではます。) (電子を表現では、またのではでは、またのでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、また 信行十九六銀 用業六(十行 協に条認一法 同つ、定のの組い第電二準 決済等が、第一次 で代行事業者協会について、銀行に係るもに等代行業者に係るものにあつては信用協力十八号までに係る部分に限る。) (内閣:2事業者協会の認定)及び第五十二条の六・五十二条の六十一の十(銀行との契約締 の同総十結 に組理一義あ合大の務 は決告(信済示) 定五 に済が定五 協代の電十 同行規子二組業定決条 合者は済の等に、等か につ電代十 そ定代協へ れ電行会銀 ぞ子業の行

だ事協監十し、同査二 し、同_年 、代組人条 為業決は各 刑す業をれ と清決員る き算済、場 は人等信合に対象に こ又行協は のは業同 限認者組そ り定が合の で信法代行 な用人理為 合と信信 電き用用 電子決済等が 協同組合 が協同組合 代取電等 行締子の 事役決役員、 者執等 協行代参 会役行事の、業者 理会者し 性事、監事芸 日若しくは標 りくは清算-はそ済五清の等条 算職代の 百うへ項 万べ信の 円き用規 以社協定 下の過程である に員、組合は による 料査代監 に役理査処、業を す理者 る事、る 9 小 る事、る 。 、信 計

た監用計

行う

同

号に

掲

げ

第第第 四四二 条条条 五のの略四四略のの第 四二一 第第項 --0項項規 のの定 規規に 定定よ ににる 違違認 反反可 してて 同同け 項項な ににい 規規で 定定同 すす項 るる各 **予子号** 会会に 社社規 対対定 象象す 会会る 社社行 以以為 外外を ののし 会会た 社社と き 第第 四 四 条条 のの 六三 第第 項項 にに 規規 定定 すす るる 国国 内内 のの 会会 社社 をを 除除 く。く。 をを 子子 会会 社社 لح と しし たた لح きき、 又

ののののは はし 第く 五は 項第 こ項 れただ のし 規書 定を第 第四 四条 条の の六 六第 第三 三項 項に にお おい いて · て進 準用 用す する る場 場合 合き c 含む。 む。 \smile χ のは 規第 定四 に条 よの り六 付第 L-た項 条の 件規 に定 違に 反違 し反 たし とた き。き。

2
項 十十十 十十十 十十 十十 九八 七六 六五四四三二二二二の会九八七十六五四に一三二録一 で を の申 ののののの規社 こ よ項 す こ定第第す会二述第(二第第五四三二定法銀銀銀条銀銀(る、第第べ第のめ五五る計 を五略 五五 又第行行行の行行略届第六五き五法る条条こ監第行条)第条条(第第には九法法法六法法)出五条条事条律方ののと査五いの 五のの略四四略第百第第第十第第 、十のの項のに法九九を人条、八 条三二 一条条二二二十 公二五十を十おに第第念がの又第 のの第 のの第十第一 公二五十を十おに第第念がの又第 のの第 のの第十十十の十八 告条の二記一いよ一一つこ八は十 五規一 三三の条二二四二六条 若の九の載第てり項項たの第事項 、定項 第第 一項四四二六条 右の四第規せ二準表ににと法十実の 第にの 第第 第二のの第八第規 く十二定ず項用示おおきき連三を規 五違規 項項四四五第一定 は七項に、又すしいい。又項隠定 条反定 又若項各十十項一項に 掲第若違若はるたてて はに蔽又 のしに はし 水の六又 に違反 はに蔽又 定おしは 款いた第 でてと五 は条し 定準き条め用。の 第にた 条定き 九 第 のす 二る 項 第者 に 二に 項該 お に当 1 7 おす 準 いる 用 て者 準を す る会社 用監 す事 るに 法 会選 社任と 第三百 第な 九 三か + 百つ 十た 八 条 四と 第二 条き \mathcal{O} 項 規 定に違っ \mathcal{O} 規 定に 反 ょ L て正 n 意見 当な か 述 理 ベ 由 るに が な 当 VI た \mathcal{O} り、 に 説 明 通 常 を 総会に L な カン 対 0 た 虚

たそのの 員社 数法 を第 八くこれ と条 な第 つ三 た項 場に 合規に定 おす いる · て、勤 その の監 選事 任を 一選定 時し 会な 計か 監った 人と のき 職 務 を 行 うべ き者 \mathcal{O} 選 任を含れ む。 0)

項の

の規

規定

定に

によ 違り

反報

し告

こする

正に

当当

なた

理り

が総

な会

いに

の対

にし、

面虚

又偽

はの

電申

磁述

的を

記行

録い

記又

録は

さ事

れ実

たを

事隠

項蔽

をし

内た

閣と

府き

手

偽

 \mathcal{O}

書

由

若反る写三三 一百四十条二百四十条 偽計げと条第 の帳たき第三記簿と『二項 載若き 若しくは は貸 記借 録対 を照 し表 たをと作 き成 ゚せ ず、 又 なこ れ 5 \mathcal{O} 書 類 若 しく は 電 磁 的 記 録 記 載 若 しく は

第第

五一

十項、一

一条の六・

ハ十一の

六一

第項

項第

の三

規十

定八

た条、

反第

し五

て十

こ条

れの

ら三

の十

規九

定第

違

芄

第

五

+

条

0

六

+

 \mathcal{O}

+

·六若

L

十た

<u></u> - と

偽のの の四規 届十定 出人又は 公第銀 告五行 若しく はの六 掲六条 示十第 を一一 し 第項 た三 と項第 き若三。し十 く四 は条

む令し。をく 一除は のく銀規。行 元)法 にに第 違違五 **炭**炭十 ししニ てた条 事との 業き五 の。十 \hat{O} 譲 渡 又 は 譲 受け を したとき

項各十十項一項に号九三(項の規定)おおれての銀の規定という。 おいて準用する同法第三若しくは第三十五条第三十五条第三十五条第三十五条第三財政定により行うべき財政による命令(業務を対してという。 三掲六財項務画み 百げ十産にのの立 九る一のお全提て 規百よと合止同 定七るきをの項若 よ六簿 る条書調に類 査規の を定作 を妨げたときも、 足する者が、第五 作成若しくは保存 五存 前条を 項のせ と六ず、同に、 様お又 といは すて虚 る準偽。用の す帳 る簿 同書 法類 第を 三作 百成 八し

玉 為 替 及 び 外 国 |貿易 法 昭 和 + 兀 年 法 律 第二百 二十 八 号)

条定

五四三二 居外本外本 住国邦国邦の者通通」」法 香」とは、本畑 世貨」とは、本州、 とは、本州、 とは、本州、 邦本日以 、法 内邦本外北律 に通円の海に 住貨を地道基 所以単域 又外位を四く 州お をを通 有い貨 及い グびいて、 うをい 財 · う。 務次 省の 令各 • **号** 経に 済掲 産げ 業る 省用 令語 での 定意 め義 るは、 の当 附該 属各 の号に

する自然 人 及 び本 邦 内に 主たる事 務 所 を有 する法 人を いう。 非 居 住 者 \mathcal{O} 本 邦 内 \mathcal{O} 支 店 出 張 所そ \mathcal{O} 他 0 事 務

所

を定

いめ

う。るところによ

人主 いる 務 が に ある場合に お 7 ŧ 住者とみ

通」げそ法器小紙ははあ 貨とるれをそ切幣 では、 ないう。)をいう。 では、 がに掲げるものをいう。 では、 がに掲げるものをいう。) では、 がに掲げるものとして政で でいるものとして政で でいるものとして政で でいるものとして政で でいるものとして政で でいるものとして政で とは、 が国通貨その他通貨の単令 とは、 が国通貨をのからず、 その主 単令政いに郵 位で令るお便の定で財い為 いめ定産で替

· 特)

定に

又電

は磁

多的

数方

の法

者(相電

互子 間的

で方

の法

支払磁

の気

た的

め方

に法

使そ

用の

す他

るの こ人との

が知

で覚

たさるよ

もつて

(記識

のす

使る

用こ

お

て

支

払

 \mathcal{O}

ため

使

用

す っること

 \mathcal{O}

で

かるめ的「及 んもる価証び にのも値票信 かので等用かにあり状 限づと わ る。)不で、不 らず、 国 通 貨 を ŧ って 表 示さ れ 又 í 外 国

金国当発金、に金行、 当お受さ金 座い領れの 座預金、特別当 が同証、利札引加 が合金の地金、 が合金の地金、 知きれ公な 知預金、保険証券及び当たる証券又は外国通貨をれらに類する証券又は外国通貨をがら、社債、株式、出資ない金貨その他金を主たない金貨 当を証資た では書としてする。 を動定表である材料といる材料といる。 高示政公す 並れではなっている。 貸証め株い 借券る式う。 う権 利を . 与 える 債 玉 庫 証

入いの関 入札うをいる その 他 に ょ

生

ず

る金

銭

債

権

で

前

各

掲

当

市場において行われる 下場にの 特」とは、 をは、 においものをいう。 では、 をは、 を期預金、 では、 を加いるの をは、 を加いるの をいるの をいる。 をいる。 をいるの をいる。 をいるの をいる。 をいる。 をいる。 をいるの をいる。 をいるの をいる。 る同じとは、 条 条 条第二十 -第品 項二取 に十引 規二法 定項(すに昭 る規和 市定二 場す一 リ店年 バ頭法 テデ律 ィリ第 ブバニ 取テ十 引ィ五 す引第 る(二取政条 が 引令で、 そ の定十 他め一 こる項 れもに らの規 にを定 類除す なる。市 取 湯 引及デ とびりし同バ て条テ政第イ 令八ブ で項取 定第引 め三 。 一 る 号 口 令 引に規定 係定め るする 契るも 約外の を国を

第貴 七金 号属、 第支 十払 - 号、段 第及 十び 一証 第の 十一一一 号権 及を び化 前体 号にる 規証 定書す以 る外 もの動 を産 含をむい 財う を

地

方

法

(昭

和二十

五. 年

法

律

第

八鉄わの示建規ら部法 又保道年道るのに設定令を律道条 は険府四事輸全係のす和改の府 同契県月業送部る指る五正一県(法約は一にの又建示建年す部は、 第者、日係確は設を設三るを、 十受条三のる事該当全間年成及 八けの十全鉄業営該部に法十び 第て二一部道法業新又、律三日 る条規た産す項部含て法二附に 得十にかる令合等の法にて株旅 し条よわ当でにの全附運「式客 たのりら該定お営部則輸旅会鉄 場三同ず不めい業又第大客社道 合の法、動るて路は六臣会及株 に六附不産も、線一項が社び式 は第則動のの当の部第建等日会
、一第産取が該全の一設」本社 当項一取得当廃部区号のと貨及 該第条得に該止又間に指い物び 月保規い成さ送め当新一一律関

三険定。二れにる該線項日のす 十会す 十た代も指のにか一る

十会す

。 の定 `号絡 一 直取め独 `高道日 9 一等和担小企工是報の第二日 項改元府動マョ府得る立第速府ま 当の正年県産ンン県にも行二道県で 該規法法はのシ敷は対の政号路はに 農定第律、取ョ地、しを法、株、行 展定場構成することは、代刊 用に二第農得ン売マて取人第式東わ 地よ条十地に又却ンは得日四会日れ 等りの二中対は組シーし本号社本た を法強間二と該ン法はハ十四 課第化管条が取ョ律い年成に項式の す四促理第で得ン(°三十供第会規 る条進事四きが建平 月六す一社、に こ第法業項な令替成 三年ご 三年る号、に十法不、中か 一律動第日か 日第産二本わま百で号高ら わ十定は株該 れ二め第式不 た条る四会動 と第もに き一のに、の に項を規西取 限第取定日得 り、号しる事業 七し場業道で 十く合、路は、三は又本株、 条第は州式不 の九独四会動 二号立国社産第に行連、取 一規政絡阪得 定業本路道す に務高株路るかの速式株こ か用道会式とが大きない。 ずす有あ若き、る・つしな こ不債でくい。 れ動務はは ら産返、本 ので済同州 不政機項四 動令構第国 産でが一連

ら第法令 該認ン の定 気 ず一等和道不定シ道取め独 年又年三は法 一九十 日までに気号に規定する。 行す二 わるれる第 たシーとシ項 きョ気 限敷号 り地に、売規 第却定 七事す 十業る 三に施 条よ行 のり、者工、又 第同は 一法同 項第法 の百第 規定に発育十六 か規条 か定に わす規 らず、次定する 当却マ

でに一改定 き規条正す 農にい中 用規う間地定。管 地定で管等すり理 をる附機い農則構 う地第が °利一農 一用条地 を集第中 取積二間 得円号管 し滑に理 た化掲事場団げ業 合体るの にか規推 はら定進 `農のに 第地施関 七中行す 十間のる三管際法 条理現律 の事に等 二業存の 常等である。 の正地改 規法中正 定附間す に則管る か第理法 か三事律 わ条業へ

 \bigcirc 信 用 金 庫 法 (昭 和 年 法 律 第 百 八 号

条人 格 用 金 庫 及び 信 用 金 庫 連 合 以 下 金 庫 総 称す る。

لح

は、

一人とする

第 (区十) 6分一出 ルー出 に条 に ない ない 略じ会 政 政(令信 で用 定金 め庫 る及 金び 額信 以用 上金 で庫 定連 款合 で会 定の め会 めるところに、五員をいう。 よ以 ら下 な同 けじ。 れ ば なは、 5 な出 い資 П 以 Ĺ を 有 カュ ? \mathcal{O} 出 額 は、 第 五. 条第 項に 規定する政令

32第 十二議 7の会(二議 情員略条決 権

432第 11

(他

略通

報は、

信定

の款

技の

術定

をめ

利る

利用するところ

方に

法でな

つ前

て項

内の

閣規

府定

令にている

定る書

る面

もを

のも

をつて

う。な

第議

六決

十権五の

条行

第使二に

項代

第え

十号、

を議

除決

き権

以電

下磁

同的

じ方法

に電

よ子

り情

行報

使処

す理

る組

こ織とを

が使

で用

いきる。カまっ

あ

務 ロイ 金を理役理十役 次庫執事員事二員 の当当の(行のはの条就該該い政す定、定任金金ず令る数総数金 の庫庫れで役の会は庫前ののか定員少の、は 五ううにめて決五、 年ちち該る設く議人役間信信当規立と、以員 間信用の理事をして理事及び監事をは、として理事及びにあっては、として理事をして、として理事をできる。として理事をできる。として理事をできる。として理事及び監事をは、として理事及び監事をは、として理事及び監事を 金庫を除く。) では、会員の理 がは、二人以上 のでは、創力 くにて はつは 職い 員て当 又は言 一な理立上れ のろ事総とば 当当用 監うに会する。 これならない決 該該金 金信庫 庫用の のうち一人以上はいて定款で定数のでまる。 の金会 子庫員 会連又 社合は の取締役、会社の取締役、会社の政統の会員たるに はにの、 次ろ分任 にうとなっている。 計信の だける を 超 参用会 与(会社会員を合う る芸人の選点を 計役法 参員人 い業を ず務定 与又の がは役 れをめ に執た 法職員 も行と該すき 人員若 で以し 当るは、 あ外く るのは , る員 者 の と者使 きで用 有でなけ、数)は、 はあ人 、る以上こ外 のと。者 れれ ればならない会員又は今 あ ない。ない。ない。 0)

職務

を行う

ベ

き

社

員

若

業

76 -

で定

8

理事又は監書 (略) には執行役件 の若 理し 事く 文は は使 支用 (配人その) 他つ Eの重要な使品でたこと。 用 人 0 配 間偶者 又は二親等 以 内 0 親 族 以 外 0 者

監事 Ď うち、 $\overline{\mathcal{O}}$ 定 数 の三分の を 超えるも $\bar{\mathcal{O}}$ が 欠けたときは、 三月以 公内に補力 充 しなけ れば なら

4・5(略)4・5(略) 任りの請求に 事員の の全員又は、そのは、そのは、 又は監事の全品の連署をもつ! 全員に 役員 0 11 て、 0 解 同 任 時にしなけ を請 求することができるものとし、 れ ば なら な V) ただし、 その 法令又は定款に違反したことを理 請求に 0 き総会に お 11 て出 席 由とし 者 0 過 7 数 任

解 任 . の 理 由 を記載した書 面を金庫に 提出 ī てし なけ れ ばなら な

一十世 六事 条会 0 権 (権) と 等

5 2 第 次に に掲げる 事 項 Ê Ō 他 0) 重 要 な業務 執行 0 決定を 理 事に委任 することが

でき な

五一 五 一 女理 理事 (略) うの職的 の職的 の職的 以務 下の 同執 じ行が ○法 から成る集団 団に の適 の業務の適正を改過合することを改 確保するために確保するための 必体 要なもの のとし で内閣が 府並令び で定当 足める体質 制及 のび 整そ 備の 子 会 社 一十二条第六 、項に 規 定 する子会

2 第 〈四 4 十支 配 条人 (略) \mathcal{O} 会解員任 は、 総会員 0 + 分 \mathcal{O} 以 上 0) 連署をもつ て、 理 事に 対 Ļ 支配 人 0 解 任 を 請 求することが できる

2第 その会計員にいる。 請求のあつた日か二条 (略)二条 (略) か分 らの = -週以 間上 以の 内同 に意 臨を 時得 総へ 会を会 招議 集の ず 目 べ的 きことを 決及び な招 け集 れの ば理 な由 らを な記 い載 $^{\circ}$ $^{\cup}$ た書 面 を理 事 に 提 出 L て、 総 会 0 招集を請 求 L たとき 事会

対しそのる場合 通合 知に をあ を発しなけいつては、 りればならな当該会員。 な 心以 下この 条にお 1 7 同 ľ は、 総 会を 招集する場 ※合に は 次に掲 げ る

五四三二一項四 を行使することができることとするとき るは きそ はのに $\overline{\mathcal{O}}$

一号

(総会招集の手続)

(総会招集の手続)

(総会招集の手続)

(総会招集の手続) *_{売*, わらず、 第一 『} 員項 項に 各号に関 のを 同記 意録 掲事 がし あな げ項 るけれ , る 事定 きば 項め なは、は、け はなら 理れ 招な 集い 事ば 会な のら 決な 議い によ いつて 定め いなけ れ なら

は この限りでない。総会は、会員の全員の項各号に掲げる事項 \mathcal{O} 手 続を経ることなく開 催 しすることができる。 第 項

を行うことが

のそ除表にほこ項 に府有銭の務て第 お令価権の付い。 で定券に関する でででである。 ででである。 ででである。 ででは、 ででである。 でである。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 で 国る連当府るをげ

と限りのめりとのいるイ及るるが遂 う。でいるでも業で行 。 取短の務きを 資等で業 目除 務 的く。 を行うこと を も第 つ五て号 でするもの二及 が でき のび 又第 は書 面に 取お

限 度に

お

11

地

方

公

共

寸

体

機

関

他

一会員

以

外

0

者

次いぎて

行同

為に限()

るの

引

。売

(有

価

 \mathcal{O} 引 受 け (売 出 L \mathcal{O} 目 的 をも 0 7 す る t \mathcal{O} を 又 は

なとして 以下この は当て内の に無記載者 に無記載者 引閣号名券債る受府に証、を証 受けに係る特定社債等の所令で定めるもの(以下において同じ。)又は金証券)に規定する無記名式所を除き、資産流動化計画を除き、資産流動化計画 の下金名所画る募こ銭証持にも 募集の取扱い この号を信託する信託の 芸債権を信託する信託の 時人払証券)に規定する において当該特定社債の の取扱び次条第四項第の の取得又 第の電るの又五受子記発は 号益記名行譲の権録式に渡 二の債所よにみ権持り おを法人得 おいて「特定社会人払証券、同窓は、「本人」のでは、「本人」には、「本人」 社の年節を 債に法第も等限律三つ の号二記民 引に条名法

掲第庫 保の介 る項の 護収へ 預納外 業第他 衆六号に該場所の関係に りそ国 のに 他お 金い 当お理 すって「大臣 銭て で行う も同が の及び、定めるな る外 事国 務銀 が次条第1の者(外1の の行 取の 扱業 い務 四者国 項(の法) \mathcal{O} 理又 七法令 号第に の二に第四条第 は 媒 介 であ 掲五げる

る業務が国にお

をのい

除免て

の代理する。

又る法

は銀第

対策等を発

內除二

閣総理一項(定

大臣が定義等)に

め銀規

る行す

のとる

にい銀

0

て、

| 閣府

令

定

8

限

連デ

IJ

バ

テ

イブ

取

引

該

当

す

るも

 \mathcal{O}

を

除

次

発に

お

11

て

同

ľ

 $\overline{}$

で

あ

って

閣

府

令

で

定

め

るも

 \mathcal{O}

五. 芽に

掲

げ

る業

業バ現定

務テ実割

にィの当

を受の地る。 な約格温の おるの化媒 そ取他対介 れ引の策 が又指の取 なは標推次 いこの進ぎとれ数に又 認に値関は め類とす代ら似しる理 れすて法 るるあ律 取引ので、平(平成) しあめ十 てつ当年 内て事法 閣内者律 府閣間第 令府で百 で令約十 定で定七 もるた第 のも数二 への値条 第一と第 五次将六 号号来項 及にの(定 第十一一時に 号金期規 に融に定 掲等おす げデける るリる算

もブ介のブ介、 で取 あ引取 る(次場当ぎ の
言
な
こ
合
該
又 に有は は価代 差券 金関第 の連十 授店 受頭号 にデに よリ掲 つバげ て決済で さ取に れ引該るに当 も係すのるる に有も 限価の る証及 。 券び 次が内 号第閣 に五府 において規令で規定 同定め じるも 証の 書を 第を除 もく。 号つ にて 掲表 げ示 るさ 業れ 務る に金 該銭 当債 す権 るに も該 の当

取

引

0

媒

介

取

次次ぎ

又

は

代理

受お第証第

けい一券三

 $^{\circ}$ 7 次 E 掲 げ る 要 件 0 全 てを 満 たす t 0 に 基 づ き 当 該 物 件 を 使 用 さ せせ る 業 務 員 又 は れ ず る 者と L 7

リる保該を項ーこ険リす第 ース物件 との: との: との: との: との: 他件がに \mathcal{O} 当のでお 使 用 該使きい 及び リ用なて 一期いし ス間もリ 収 物のの1 益 件満でス を を了あ物 Ĭ 使用させるのではおいることという。 的 لح しする るいはう。 権 利が め譲れ に渡にを 相 手方に 必す準使 必要となりでするとしているとも 移 なる付随費B とた場合に ものとして 転 ける 旨 用見内以 0 定 と込閣下 8 しま府こ が てれ令の 内るで号閣そ定及 な 1 府のめび 令譲る同 で渡も項定対の第 め価で十 るのあ七 費額る号 用にこに 用にこれ の相とお 今当。い 計す

る法律う用条規げす介容税のお号のを は律う用条規げす介物容税のお号の は第。語第定る 件とに取い号のの の人は業情 のす相得で及に 昭十 意項る務報 所る当価契びである。 和方 義第証を をおりなる。 我の書できる は一書をうち 当がも事会 該らつ業員各第でのの に号権用に よかの金提 るらう庫供 。第ちのす 十有利る 号価用業 ま証者務 はで(定義)に掲げるの他当該信用の利便の向上に次格その他当該信用の 掲げる行為を行う業務ものについて、同項第に資するもの 務第 報 を五 含号 を 第三

むの

も三のに

と掲すげ

える。業

務

に

短

期

一者に

提

供

いする

業務

で

あ

二十六十六 年号 法(律権 第利 百の 九帰 十属 (号)規 第定 石三十 九期 条社 の債 + 第 _ 項 (短 期 投 資 法 人 債 に係 る特 例 規 定する短 期 投

本の回を等法平五す さ法第五の き定る条件の発生を表している。 のり第八期 う振一項社 ち替項(信 次座短義係に簿期る 掲の農に特 げ記林規例 る載債定
要又のすに 件は発る規の記行特定 いすべてにご記録に規定を短期社会では、 該定す債社 当まる するも期 もの農 のと林 さ債 れ る外

じあ 日つ とた す日 るか 旨ら \mathcal{O} 定年 め未 が満 あの る日と こと。る 確 定 期 限 \mathcal{O} 定 8 が あ بر فر فر カン つ、 割 払 \mathcal{O} 定 8 が な

本 \mathcal{O} 償 還 及 び 利 息 \mathcal{O} 支 払 に 0 11 7 保 証 し て 11 る 社 債そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 債 券 を う。

て当社又(関略業は略替、量債は平の)務、)業 は、第 式 等 会三 員項 \mathcal{O} 、 ま 地 で 振 一替に 方の 関 公規 はする法 共定 団に 体よ そり 律 の行 第一 他う 内業 条 閣務 第 府の 兀 令ほ 項 でか 定 定 ` め第 義) る一 者項 \mathcal{O} の各 П た号に 座 管 理 に掲 行げ 機 うる業 関として の務 にの 行う 限遂 る行 。 を 振)妨げ 替 業を 行な つうことがない限度 がに でお きる。 次 掲 げ

る

業務

五.

뭉

及び

つ庫略つ割付債法機 定若治の律兼 めし三債第営るく十券百等 もは八の八に の譲年募号関渡法集 す律又第る を二の三よ 信う 託同 の法 方第 (法) に記 掲一 げ項 る(兼 法営にの よ認 つ可 すに る規 信定 託す にる 係信 る託事業 務務 関 す る

とに すよ るり 契行 約う の担 締保 結付 又社 は債 そに の関 媒す 介えるに 取託 次業 が務 若 しく は 代 理 を 行う 業 務 (第 項 0 規 定に ょ ŋ 〜 行う業 を

は第、六 政項 令第 で四 定号 めか るら るところに、第六号ま よで りに 掲 会げ 社 る 又業 は務 銀に 行関 とし みて なは °信 こ記 の業 場法 一一(平 お成 11 て六 は年、法 信律 託第 業百 法五 第十 十四 -四号) 条 第 二担 項保 ただした。 書信 (託 商法 号その の他 規の 定政 は令 で 適定 用め しる な法 い。令

信 用 金 庫 連 合会の

国法

人

 \mathcal{O}

発

行

する債

券

予

は、 次に 掲 げ る 業務を行うことが で

八(次号) にげ おる い業 て務 〜を 国併 等せ ず」といって

. う。

Ŀ

が

で

のき

預る

金

 \mathcal{O}

受

するものを除く。) するものを除く。) 又は有価をといて表をの内閣府令で定める証書をもつて表をして表して表して表して表しまな。 当れりにへった。次 するに限テのめるに限 引も係るイブびも がしまる。ブブも がしまる。ブブも がしまる。ブブも がしまる。ブブも がしまる。ブブも がしまる。ブブも がしまる。ブブも がしまる。ブブも がしまる。ブブ 受のる。ブびも掲閣 けを国)取短のげ総 引期にる理 社限業臣の投資の 資等。その認 他可 目除 の業 的く。 を

も第

元五て号

すの

る二も及

のび

| 又は書面|

取お 次い

ぎて

行同

為じ。

るの

°売

膖

務け

をな

行け

うれば

とな

がら

でな

きい

に係る特別に係る特別の場合は、 定の集 社取の 債得取 等又扱 のはい 募譲 集渡 \mathcal{O}

に項合会臣臣 係の会のがが る契の子定定 事約子会めめ務の会社るる の締社でも者 しを 契の行 約業の に務業 係の務 る代の 第理代 八又理 十は又五人は、

除

 \mathcal{O}

業

務

(前

条

第

項

第

七

묽

 \mathcal{O}

三に

掲

げ

る

業

務

及 び

次号に

掲

げ

る業

務

扱

条介媒

ので介

八あつ当

ででででででです。

の内用基閣金

準府庫

の令連

作で合成定会

なが行う場:

の合に

るお。け

る当

該

代

理

(有 価 証 券 舅 連 デリ バ テ イブ 取 引に 該 当 「する もの を 除 か く。 次号に お いて

同

ľ

 $\overline{}$

であ

って

内閣府令

で定

とめるも

 \mathcal{O}

五. 房に

掲

げ

.る業

金算の府 庫出価令 連さ格で 合れ、定 世合会の経営の でれる金銭の 経、算定割当場 性約格をする) 損るのの な財他媒介、 お又指 そは標取れこの次 れがないと認め数値としてなり数値としてないという。 めるあ ら取ら れ引か るでじ 取あめ 引つ当 とて事し内者 て閣間 内府で 閣令約 府で定合 でめれ 定るためも数 るの値 も (と) と の 次 将 (号来 第にの 五お一 号い定 及び第金牌の時期 十融に 一一号における 掲バ現 げテ実 るイの 業ブ当

のテの もイ媒 もず介、 で取 あ引取 る場合は当該に に有は は価代 差券。 金関第 の連十 授店 介頭号 にデに より掲 つバげ て決済で さ取に れ引該 るに当 も係すのるる に有も 限価の る証及。券び 次が内 号第閣 に五府 同定め じるも 一証の (第二号)を除く。 一号になっても 掲表 げ示 るさ 業れ 務る に金 該銭 当債 す権

領額でにの物頭す及、おの件デ るびリいたをリ こ固してめ使バ と定ス契に用テ を資物約すさイ 内産件のるせブ 容税の解もる取 とに取除の契引 い当が 次次 る保該で にぎ こ険リき 掲又 と料しない げは そスい の物も る代 要理 他件の 当ので \mathcal{O} 該使あ 全 以ース物のこと又 て を 満 たす 件満は を了こ t 使のれ \mathcal{O} 用させお に準ず に 基 づ るためれるもの き、 に渡と 該 必すし 物 必要となって内閣 件 :を使 るた府付場令 用 さ 随合で せ 費に定 る 用見め 業 ど込る 務 しまも **会** てれの 内るる 員又 つはこ 府令で宮田の譲渡されること。 れ 定対 . 準ず め価 るの 費額

用に

の相

合当

計す

L

るに

も該

の当

あ

 \mathcal{O} 有 権 又 は IJ 1 ス 物 件 \mathcal{O} 使 用 及び 収 益を Ĭ 的 とす る 権 利 が 相 手 方に 移 転 す る 旨 0 定 8 が 1

項項に第関媒ス 各(よーす介物 号通り項る 件 機規務掲当 関定のげ該 のすほる顧 有るか業客価投、務の 証資第を同 券助一行意 関言項うを 連業各事得 業務号業での 掲高三 げ度者 る化に 業又提 務は供 の当す 遂該る 行信業 を用務 妨金そ げ庫の な連他 い合当限会該 度の信 に利用 お用金 い者庫 て、利益 次便会 にのの 掲向保 げ上有 る業資る 務す情 物を行うことが りるもの これを第三者に 一者に提 こがで きる。 供 する

禁 止 等) 掲 げ る 有 価 証 券 又 は 取 別に 0 11 当 該 **略各号に**・ 定 める行為を行う業 務

つ同 て法 す第 る一 信条 託第 係項 る(事兼 務営にの 関認 す可 á^つ 業に 務規 定 す る 信 託

渡付集ですせる をする受法により容信託に行 と託 よう同 る務 契 約 \mathcal{O} 締 結 心又はそ $\tilde{\mathcal{O}}$ 媒 介、 取 次ぎ若 しく は

第五七るし行債託営く条条の合顧理 六項項もくう券の等。第第規会客又リ 号中かのは担の方に 二六定のには まっら 譲保募法関 のあの 次はは 五項用 第項つ 替中の 「えるもの場合に 代理 の項お のとするほか、**頃第七号」とあるおいて、同条第5 を行う業 (前 必る四 要の項 項 なは中 \mathcal{O} 規 定 読第第 ŋ 行う業務 がを除

学」と 一十一会社 という。)の行う業務のた務を専ら営む会社(イに堪信用金庫は、次に掲げる社の範囲等) まで」とあるの「前二項」とより第九項までの のために別る会社 そ業のの はる規一の定 業を内 務を営む会社 条「 第前信 ん社に 五項第四号から符項及び次条第四項の金庫連合会に でに限 いある。 るて以 社は、こ に限る。ごの条に 第六号まで」と読み舞唄」と、同条第八項中ついて準用する。この ○ 開お 金い 庫て そってその子 他会 こ社 対象会 《する者として内閣(社」という。) 以 府外 令ので会 技一一 術次前 的条項 定社 めを る子 も会社 替四五え項号 んは、政境第七号の上とあり (第 と し 八て 受令で定しる このは 項は になら いな め同っ てい る条次

三条 第一 項 各号に 掲げ うる業務を行う 事業に付 随 Ļ 又は 関連する業務とし て 内 閣 府令で定めるも

該は実信、行 用適に 金用よ 庫しる がな株 あい式 ら[°]又 ただし、 閣当取 総該得 理信そ 大用の 臣金他 の庫の 承又内 「閣府令」 「関府令」 け子で た会定 場社め 合はる事 除合由 き算に、しよ そっている。 取の国 得基内 心準の 、議会 又決社 は権の 保数議 有を決 す超権 るえをこてそ と取の と得基 なし、議

7 6 54 3 2第 5金 条な 権る百 た又決 五(9庫信件る内(をと分前日は権前十信 が用と国閣略速きの項か保数項四用 °議議項 決決の 権権承 数の認 を超れる方式 え当象て該に 東京は、 又十金 はを庫 保超又 介するいれている。 子会社の子会社の な決が つ権国 たは内 議含の 決まれ社 のなの うい議 ちも決 その権 でとし、 議内し 決閣で権総そ 数理の を大総 超臣株 だえがいまる当等 部該の 分承議 の認決 議を権 決すの

取金し内総 略得庫なの理 し又け会大 はれ社臣 又そばのは、はのな議、 保子ら決前有会な権項す社いの各 るが、うちに そ規 の定 基す 進る 議認 決可 権を 数す 部(分当 の該 議各 決場と を、と、 同る 日日 かに ら信 五用 年金 を庫 経又 過は すそ るの 日子ま会 で社 にが 内合 閣算 総し 理て 大そ 臣の が基 定準 め議 る決 基権 準数 にを 従超 つえ てて 処保 分有 える ここ とと をと

の国 と内 みの な会せ社 $^{\circ}$ \mathcal{O} 決 権 を合算 てその 基 準 議 決 権 数 を 超 しえて 保 有することとなっ 場 一合に は その 超 える 部 分 0 議 決 権

該

信

用 金 庫 連合会の 子会 社 0 範 囲

 $^{\circ}+$ 兀 条 の 二 十三 用 金 庫 連 合会 次 E 掲げ る会 下この 条 及 び 次 条 第 項 12 お 11 て 子 会社 対 象 社 لح V . う。 以 外 0 会 社 を 子 会 لح L て は

動に 業関 (す 同る 条法 第律 項軍 に成 規二 定十 ナー る年 資法 金律 移第 動五 業十 を九 いう。)) その: 他三 内項 閣府定 令義 でご 定に め規 る定 業す 務る を資 専金 ら移 営動 む業 も者 の(第 六 号 に 掲げ る会 社 該 当す プるも \mathcal{O} を除

以規 下定 こす のる 号金に融 お商 い品 て仲 同介 じ業者 ~ (n) のう にち、 か、金 金融 融商 商品 品仲 仲介 介業 業に同 付条 随第 す十 るー 業項 務に そ規 の定 他す のる 内金 閣融 府商 令品 で仲 定介 め業 るを 業い 務い を、 専次 らに 営掲 むげ もる の行 (為 以の 下い

引る 金為

取げ 所行 融 商 品 市 又 は 同 条 第 八 項 第 号 口 規 定 す る外 国 金 融 商 品 市 場 12 お け る 有 価 証 券 売 \mathcal{O} 委 託 \mathcal{O}

げ る 行 為 \mathcal{O} 委 託 \mathcal{O} 媒

へへの他にはいいにはいる。 ののの他する法法為法法社行第 提提提のるの第第に第第一う二 供供供内有提二二該二二とも条 ににに関西には第一本第第三に 関関関府証に第八す第第うに十 すすす令券関十条る十十。限二 るるるで等す一第も七一)る。項 法法法定仲る項八の項項 律律律め介法第項をに第 第第第る業律三第除規一 十十十業務(号三く定号)一一一務を平に号。すに 条条条をい成掲又しる掲 第第第専い十げは四四四ら、二る第 る百行 25号の 小第 ず十 れー か条 を行うの も(の定)に限る。 足義)に規 以定 下す ÷る の金 号融にサ おし いじ てス 同仲 じ。業者 のの ほう かち 有有 価価 証証 券券

等等

仲仲

介介

業業

務務

ににに 掲掲掲 げげげ るるる 行行行 為為為 号 口 又 は ハ に 掲 げ る行 為に 該

二二む会 条条外社 当す つるも \mathcal{O} に 限

業業業外 法法を国 第第営の 第第国 $-- \mathcal{O}$ 項項会 にに社 規定する!は(前号に 信保掲 託険げ 業業る をを会 いい社 う。。該 以以当 下下同同る じ。) を をを除 営営く Lむ。 外外。 国国 のの 会会 社社 第第 六六 号号 にに 掲掲

用次 第金の 五庫各 十連号 四合に条会掲 第のげ 一行る 項う用 各業語号務の に文意 掲は義 げ前は る項 業第当 務一該 を号各 行か号 うらに 事第定 *業、有価証券がおります。 券掲に 対関連業、はおいまでは、 保の 険営 業む 又業 は務 信に 託従 業属 にす 付る 随業 し務 ع 又し はて 関内 連閣 す府 る業で 務定 とめ しる て ŧ 内の 閣 府 令

業業業 務務務 専専専 555 信保有 託険価 業業証 にに券 付付関 随随連 しし、、、に 又又付 はは随 関関し、 連連 すす又 るるは 業業関 務務連 として てて業 内内務 閣閣と 府府し 令令で内でで内 定定閣 めめ府 るる令 ももで のの定 8 る ŧ

ょ 信 用 金 庫 連 全合会グ ル Ì プ

 \mathcal{O}

経

営

管

前信信信項四用 三用用用の条金 号金金金「の庫 に庫庫庫経二連 掲連連連営十合 げ合合合管四会により ある会会がググー(よ のルルルと略る のーーは、かのにの次 `業属経に 信務す営掲 用のるのげ 金執信基る 庫行用本も 連が金方の ル適会他 一合及こ プすびれ の業務に準ずる のを互る 健確の方 全保利針 かす益と つるためにして内にして内に なにす閣 運必る府 営要場令 のな合で 確もに定 保のおめ にとける 資しるも すて必の る内要の も閣な策 の府調定 内め 関る 府体 令制 での 定整 め備 る ŧ

 \mathcal{O}

適

正

な

実

施

 \mathcal{O}

確

五,_ 十事 八業 条の 譲 渡

げげ

る会社

にに

該該

当当

すす

るる

もも

のの

をを

除除

く、く。

で

定

8

八十七 条等 のの 略

あに

のつては、当により、当

内該

閣口

府座

令に

で係

定る

して行う

同

号に

掲

げ

る

提子

供情

す報

が処理組

及織 びを

当使

該用

情す

報る

を方

加法

届き

け

出

け

なら

再のう。

託入以

れ、資金のなりで同じ。) い

合貸は、 合で付、

なけ所

け若属

れし信ばく用

委受

前 項 0 条 件 等 \mathcal{O} 趣 旨 関い 又 ĺ 認 可 等 に 係 る 事 項 0 確 実 な 実 施 を 図 るた X 必 要 最 小限 0 t 0 でな げ れ なら

する金 事庫 項は を 掲公 載告 方法 日と 刊し 新て、 聞 紙金 に庫 掲の 載事 す務 る所 方の 法店 頭 に 掲 示 する方法に 加 次に 掲げ る方法 \mathcal{O} ず れ か を定 款 で定 め なけ れ ば なら

の第 他二 一号むい を掲 得げ なる い方 事法 由を に公 よ告 つ方 て法 電と 子す 公告に よ定 る款 公で 告定 をすることがでめる場合には、 きそ なの い定 場款 合に のは 公 告電 方法として て、告 同方 項法 第と 一す 号に掲げる旨を定 るめ 方れ 法ば を足 定り 款でき めの る場 ご合とに がお でい

とめる期間の 間の事 内公務 に告所 異をの 議し店 をな頭 述けに べれ掲 へることができる旨のればならない。 掲示する方法又は電ヱ 0 公 告 該 期 間 を経過 す

子

公

当告によ

り公告をする場合に

は、

次

 \mathcal{O}

各号に掲げる区分に応じ、

それぞれ当該各号に定

んめる日

掲 げ Ź 公 以 外 0 公告 該 公告 \mathcal{O} 開 始 後 月 を 経 過 する日

旧財界で 原用界の 全大監条第二なの を大監条第二なの を大監条第二なの では、同条の では、同条の では、同条の では、同条の では、同条の では、同条の にない。 にな、 にない。 にない。 にない。 にない。 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 で議手の場と、 で議手一、 で議手一、 にでは、 で議手一、 にでは、 ででは、 ででは、 ででは、 でででででででいる。 ででは、 代理業者に係るものにあつに第三号並び第二項に規定する財際二項に規定する事員を開発を受ける事業を受ける事業を受ける事業を受ける事業を受ける事業を受ける事業を受ける事業を受ける事業を受ける事業を受ける。 第十四条業員との禁止)、第十二条業員との禁止)、第十二条 は限第場務等の定を て閣らの状一保間で、総第異況条、の(

業用五 (番につき) (一十二条) いをの いて、所属銀行な除く。)(銀行の三十六第一項及 も業二の に及(あび許 のつては、新可)、加 所六第 属条五 信用金庫・十二条の日 にか四 について、銀行代理業に係1:ら第十二号までに係る部1十五の二(銀行代理業者 るものに にあっていての金融に は規商 信定品 用は取金、引 庫銀法 代行の 理代準 業理用 業について、それ 埋業者に係るもの 用)並びに第五-れの十

丁決済等代行式 知いて、電子が 一十二条の六十二条の六十二条の五(第五十二条の五) 事業者等の 者協会について、銀行等代行業者に係るもの第五十六条(第十三号の十九(認定電子決済をの六十一の二(登録 歌行に係る。 一号から第一 にある第一 である第一 もて十事五 のにおり、大学業者協会 つ金で会の て庫にの六 は電係認十 れにの条契 ぞつ規の約 れて、一条に対象を 用する。一の二十(認定電子決済等)、第二 済代定五 等行電十 代業子二 行に決条 事係済の 業る等六者も代十 協の行一 会に事のにあ業十 保るもは、 の信の行 に用業に あ金務よ つ庫ごる て電を基 は子除準 認決くの

第九十 て、第七条 略他八 で 人に金庫 (略) 次の各号 \bigcirc Ď 事項、業 V ず を第 れ 行三 カコ に わ項 せべ 該 当する者 た第 者五 項、 は、 第 t 項 文は 年以 第 下 九項 \mathcal{O} 懲 役若 Œ お 11 しくは三 .て準 甪 する銀行法 百 万円以 下 0 (以下 罰 金 第九 に 処 + Ļ 兀 又はこれ 条までに を併 お 7 科 す 銀 行 法」と 、 う。 九 条

Ď

規

定

- 84 -

電る金合子と庫に 決き代は 済は理 等、業そ 代そ者の行 事取信為 業締用を 者役金した 会執電金の行子庫 理事、許の役員、 監計代 事参行支 若与業配 し若者人 くし若若 はくしし 清はくく 算そはは 人の電清 は職子算 、務決人、 百を済 万行等第 円う代三 以べ行十 下き業人 の社者条 過員への 料、信二

法つが

公第三百十 かできる事

以

外

 \mathcal{O}

事業を

行

0 たと

条

第

六

項

百

+

条 / 第三

項

又

は

第

百

士

~条

第

加

項

 \mathcal{O}

規定

に

違

反

して、

書

面

又

は

電

磁

的

記

録

を

備

え

に監用第

処査金三

す役庫項る、代の

る 11、 。理理規 ※定

た事業定にという。

による監督による監督による監督による監督による監督による監督によるという。

の代金査

行表庫を

為者、業権である。

い務済計

てを等監

行

たと

き

員 0 持 . 分を 取 得 Ļ 又 は 質 権 \mathcal{O} 目 的 لح L てこ れ を 受

録産く一四 を目は項人 し録第一条 と作項六十 き成の十三。世規三条 ず定条に、又にお 又はおい は第いて はこれられて準用する の条する書にる場 類お場合 若しくなった。 は用む。) 電す 職な 一級 の会 、規 記社第定 録法四に に第十違 記四八反 載百条し は一一由 記項第が 録若六な すし十いべく三の きは条に 事第に説項三お明 を項いを 記のてし 載規準な せ定用か ずにすった。 若反場と しし合き

た 款で定 で定 で定 お四員て 八 い条の同 てに補項 条 不の三に 準お充に 用いの規 すてた定 る準めす お 11 場用にる 合を含める て 準 甪 ける会 おいるでは、 又むと者 は。らを 社 は。らな監 法第三 三のか事 百 十規つに 九定た選 九 十八 条にと任 の違きし 条第 四反 第し 四た 項 項と のき \mathcal{O} 規 規 定に 定に より 違 反 して、 意 見 を 理 述 ベ 事 る 会 に当 文は 清算 た り、 人 会に 通 常

°な

か

9

たと

め用 たす そる の会 員社 数法 を第 欠三 入くこと一百九十 と条 項の の規 な第 規定 つ三 た項 定によ 場に 合規に定 違り 反報 し告 おす て、る いる て、勤 正に 当当 その なた の監 理り 選事 任を 由 が総 (選 な会いに 一定 時し 会な計か の対 にし、 監査を 面虚 人と 又偽 はの のき 電申 職 磁述 務 的を を 行う 記行 録い、 に、記又 × き 者 録は 書さ \mathcal{O} れ実 選 たを 任 |を含 事隠 項蔽 む をし 内た 閣と \mathcal{O} 府き

を

す

ることを

怠

0

たとき

し第く六

く五は十

は項第一

護の六条 受規十、

++

三十五条第三項におこの日本の一条第三百九十六条第三項の日本の一条の三第明末の一条の三第明末の一条の三第明末の十一条の三第三項の日本の一条の三項の日本の一条の三項の日本の一条第三項の日本の一条第三項の日本の一条第三項の日本の一条第三項の日本の一条第三項の日本の一級の目的によって、 準若若に違規 用しし違反定すくく反しに るははしたよる場第第でとる 合六三出き開を十項資。示 含一か一 立条ら口。の第の 一四五金 の第項額 規五まを 定項で減に、少 にに 違お第し、 反い六 して十又て準一は 事用条第 業すの五 のる四十 全第第八 部五一条 若十項第し二若三 一条は二項、第一二項、第一 部項第六 の若三十

規反又の六三条定しは四条、の にた虚十第第二 出五第条 十三第第:二十三六 告条四項十 通六第第条 知十一八の 元 岩一項十三 し第、五第 く三第条七 は項三の項 掲若十十及 示し六一び をく条第第 しは第二六 た第一項十 たった。 安五項若一 を十二第一 である。 条三は四 の十第第 六八八五 十条十項 一、七に の第条お 六五のい 第十規で 一二定準項条、用 のの第す 規二六名 定の十場 し五おむ て十い。 こ条準、 れの用第 規九会四 定第社条 に一法の よ項第二る、四第 届第百二 出五九項

総会に

対

虚

偽

報

告

せ

ず、

又

は

くてをは、含

記議む

行 L たとき

し五第項第第 た十一又二一 と四項は項項 き条の第又の 一し十規し 項で四定で の同のに全 規項規違国 定に規定した。 同会と 項社き に対規象 定会社 る子外 会の社会 対社 象第二 社五 以十 外四 の条 会の 社(第二十二 (第 五第 +-· 四項 条に の規 二定 十す 五る 第国 一内 項の に会 規社 定を す除 える。 玉 内 のを 会子

一一一 と第第第五 一一 く。 一一 と と 四四四四 十 と 十一 四一 と 条条の 一一 と 子 マ の 一 一 会。 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 \pm \pm 第三 第 項 項 文は 若 L 第 < 五 は 第一 項 \widehat{z} 項 へただ ゎ 5 \mathcal{O} し 規 書 定 (第 を 第 Ŧī. 五. + + 匝 兀 条 条 \mathcal{O} 三十 Ď 五. 第 五. 第 項 項 に に お お 11 11 7 準 7 準 甪 用 する場合を含 でする場合を含 む。 た。 又 \mathcal{O} は 規 第 沈定によ 五. + 兀 ŋ 条 の 二 付 た条 + 五. 作に 第 項 \mathcal{O} 反 規

いい延五ててさ十 準準せ七 用用る条 すす目の うる会社は対象に 法法第違 第第六反 第五百三条 五百三条 二二二条 条第にき の一お 規項い 定のて に規準 違定用 反にす し違て 金庫の記せる社法第 財務四 産の百 を弁九 分済十 配を九 しし条 たた第 とと一 きき項。。の 期 間 を 不当に定

め

ったとき。

- 八一条条十十条第 条項のの二八第四 の各四四条第一項 三号十十の一項に に若九三二項のお おし若ののの規い おいて準用する同法第三百とはは第二項各号に掲げるの規定により行うべき財産の規定による命令(業務の対する場別では、よる報告書手の規定に違反して改善計画のが、で準用する会社法第九百年を持続がある。 用三項の規定による。 不可規定による。 不可規定による。。 不可規定による。。 不可規定による。。 不可規定に違反して を注述の表すした。 での規定に違反して での規定に違反して の規定に違反して 又令して はをく同 虚除は条 偽の報告がの調査を 若違五求 石しくは資料の場所によるでは、これによっては、これによっている。 提 五き 出 をし 第 五. たと 士 条 0 六 + 0) 十六 若 しく

よ条簿るに書 調規類 査定の 量を妨げる者が たがく できまれては保存 前五を 項条せず、同七 同七 様に又 とおは する。準には、 用帳 す簿 る書 同類 法を 第作 三成 百し 八た 十と 十し 一き。 条

 \bigcirc 長 期 信 用 銀 行 法 (昭 和 + 七 年 法 律 第 百 八 + 七 号)

条定

 \mathcal{O}

法

律

に

お

1

て

長

期

信

用

銀

行

は、

第

兀

条

第

_

項

 \mathcal{O}

規

定によ

ŋ

内

閣

総

理

大臣

 \mathcal{O}

免許を受け

た者を

義

定つ方又用 の証債運 受しそ転次 入ての資にれい他金掲 (国若の) という (国本の) にいう (国本の) しを(る務を) 共株を形が 団式除ので 体又は質ない、質ない、質ない、質ない、質ないでは、は、質ないでは、質ない 付証株務 先、にある。 債つ出又ので資は 管は証手理、券形 の売のの 委出応引 託し募受会のそけ 社目の そ的他 のをの 他の取り 引すよ 先るる か取取 ら得得 のを(受除社 入く。 れ に 0 限 他 る。 \mathcal{O} 債 券 政 府 が 元 本

 \mathcal{O}

償

還

及

び

利

量取若び及行は社会の対象を表している。 球へはに期前そ 温昭手準運項の 暖和形で変と、他の対対のの対対である。 の年けの外げの 推法を合のる募集に第る金期務又 関二業額資のはす十務に金ほ管る五相のか理 相(か理)当資、の す金当受 る需該託 金要業 額の務 を期の 限間遂 度が行 と対すり るをげ 短超な 期えい 済る限金も度 一(資をお 金いい 一需うで、 の以次 期下に 間同掲 所が六月だる業 以に務 下関を のす行 もの不こ を動と い産が う。)になる。 にと 関す する貸 貸付 付け け、 ∇ 手は 形そ のの 割受 引け

法号) 上 (第二 -成十 十八 年条 法第 律六 第項 百(十通 七則 号)に3 第二条 第る 六投 項資 () () 定章 義業 務 規 定する算定 割当 量 そ 0 他 これ に類 伛 する Ĕ 0 を う

- 86 -

同 ľ, を 取得 Ļ 若 しく は 譲 渡 す ることを 内 容 とす る 契 約 \mathcal{O} 締 結 又 は その 媒 介 取 次ぎ若 L Š は 代 理 を 行う 業 務 で あ 0 て、 閣 府

ぎ証の律 行券規第 為関定百 に連に八 ンテむ三 イ業条 ブ務第 取の三 引ほ号 にか(該 、信 当当託 す該の る業方 も務法 のに を付に 除随掲 きずげる 書次方面に法 取掲に 次げよ ぎるつ 行業で 為務す にそる 限の信 る他託。のに)業係 又務る はを事 有営務 価むに 証券と対 関がる 連で業 リる。 バ テ イブ 取

引

(投資

 \mathcal{O}

目

的

を

掲

げ

の銭用媒の国他に項 保の銀介代銀の該各 他場用介法での機 金合銀(第定を関銭に行内十め除の におの閣条るく有 係け子府第証。価 券 舅 連 業 \mathcal{O} 禁 止 等) 掲 にを げ 規含 る 定む 有 でする! 価 証 外の 券 国取 又 は 銀得 行又 取 をは 引 い譲 に う渡 0 11 て、 以 下 同 ľ 該 各号に を 除 定 く。 8 る 行 \mathcal{O} 為 を 業 務 行 う 務

る会令二書を当社で項を 務該(定第もの代第め八つ 媒のに務さ 殊のに ない ない ない ない でいる での 他項 他項 のに 内規 閣定 府す 令る で子定会 め社 るをい のう。 限第 る。条 の三 お て同 あ る 発に 玉

長い商閣 価 期て品府 証 信算の令 券関 用出価で 銀さ格定行れ、め 連 デリ のる算る ババテ 経金定も 営銭割の のの当に イ 健授量限 ブ 全性を指える。) 取 引 に該 損すその なる取り、 当 す る J. B. そ又指取 れは標次がこのぎ \mathcal{O} を なれ数又いに値は 除 く。 と類と代認似し理 次 発に お 11 \mathcal{T} 同 i U o $\overline{}$ で あ つて 内 閣 府令 で 定め るも \mathcal{O} 闻 号に 掲げ る 業 に

お引の

めすて

らるあ

れ取ら

る引か

取でじ

引あめ

とつ当

して事

て内者

内閣間

閣府で

府令約

令で定

で定さ

定めれ

めるた

るも数

もの値

の(第四日と将来の

号お一

及い定

びての

第一時

九金期

号融に

に等け

げリる

るバ現

業テ実

務イの

にブ当

リる保該こしに 1こ険リれス掲第 当のもいのげ 可被している業務にある。)を表表にある。)を表表にある。)を表表にある。。 物の内使た該件満閣用す当 を了府さもす せおめ間づ及 るために対しているものでなるものでないて譲渡れているものでない。

使 用 及び 収 益 を Ĭ 的 とす

一法も第一法 は は の 三顧 第を号客 七い若の 十うし同意 はを 第得 四て 四号に掲げる第三者に る提 業供 務す のる 高業 度務 化そ 叉の は他 当当 該該 長長 期期 信信 用用 銀銀 行行 のの 利保 用有 者す のる 利情 便報 のを 前上に資産 す提 る供 もす のる業

る

権

利が

相

手

方に

移

転

す

る

旨

0

定

 \Diamond

が

な

11

必すあの物令

少要となるこれの特別で定めることであることでいることがいる。

てさも

使るを

用業除

期務く。

間

لح

1

う。

 \mathcal{O}

中

途

に

お

11

て

契

っせの

付場

随骨に

用見

と込

しま

てれ

内る閣そ

府の

令譲

で渡

定対

め価

るの

費額

用に

の相

合当

計す

年る。 号) 第六 十六 条 묽 利 \mathcal{O} 帰 属) 規定 す る 短 期 社

資

法

人

債

12

係

る

特

例

に

規

定

す

á

短

期

别投資法

人債

期期 債投

`十法律六に の株三律第年関 を式年(百法す除等法平五律る くの律成号第法。張第十二年 ○ 替九年第百 〔 に に 十法六三昭 表 関三律十十和 表第二年十八二 示す号第一八二 さる)百条号十 れ法第五の)六 る律六号十第年べの十一第五法 き規二第一十律 権定条二項四第 利にの条へ条百 のよ二第短の九 うり第八期四十 ち振一項社第八 げの農に特期三 る記林規例債十 要載債定)の九 件又のすに発条 のは発る規行の によ規期短定一 該り定社期す項 当定す債社る(すまる 債短短 るもも期 のの農 は林債 れ る 外 玉 法 人 0 発 行 する 債 券 新 株 予 約

- 87 -

7 6 5 第第(三項) 、ハロイ 利元各 第第 息本権 のの利 九七 号号 支償の 又の 払環金 は二 期に額 第の 限つが をいー +-て億口、円 号振 の替 「業 の権を 元利下 ́IJЪ 本の回 バは、 の総ら テ 償額な イ社 環のい ブ債、 期払こ限込と 取 引株 とみ 二式と等 同の じあ は、版 日つ とた 金替 す日 融に るか 商関 旨ら 品す \mathcal{O} 定年 取る 引法 め未 法律 が満 第第 あの る日と ことす 条条 第第 二四 十項 確 項(定 (定義) 期 限 義 の 0 定 にロ 8 規座 が 定管 あ す理 ŋ る機 デ関 カン リと つ、

バし

テて

ィ行

ブう

取振

引替

を業

いを

うい ういう

な

分割

払

0

定

8

が

な

一長 条期 信 略銀 行 債 0 発行 方

行 は、 売 出 \mathcal{O} 方法 に ょ ŋ 長 期 信 用 銀 行 債 を 発 行 L ようとするとき は、 次に 掲 げ る事 項を公告 L な け れ ば なら

五四三二 す額行 る又債 法はの 律そ払 のの込 規最をさ に価せ よ額る き は、 そ \mathcal{O} 払 込 \mathcal{O} 金 額 及 び 時

号の式銀け銀 か適等行て行ら用の債長債 第が振発期の四あ替行信総 号るにの用額 ま旨関価銀 n É の 権 利 \mathcal{O} 帰 属 が 振替 座 簿 \mathcal{O} 記 載 又 は 記 録 に より 定まるも 0 とさ れ る 長 期 信 用 銀 行 債 を 発 行 うとす

でに 掲げ る事 項

士 三長 銀社 行の は範、囲 次等 に 掲 げ る会 社 以 下こ \mathcal{O} 条に お 1 て 子 会社 対 象会 社 لح 1 う。 以 外 0 会 社 を子 会社 ح

金のの いうの条件である。 第律項 項平定 に成義 規二等定十 たする資: - 一年法: 金律す 移第る 動五銀 業十行 を九を という。) そのたり。) 第二条気 での他内閣での他内閣である。 閣府定 令義で 定に め規 る業 務る を資 ら移 営動 む業 も者 の(第七 十号 六に 条掲 のげ 四る 第会 一社 項に 第該 号す のる 三もにの おを い除 てく。 「資

保有銀六 介条二 (「れ金 移う二銀長条期 険価行 金金金業第 金金ハ金金証か融略動ち 行期の信 業証業(融融融務四金融融に融融券を商)専、資(信二用 (券(略ササナに項融商商掲商商仲営品 門資金銀用 銀 保関銀) | 1 | 付にサ品品げ品品介む町 全全地行列 国金 にににそ価供条十当条条とも第関関関の証に第八寸第第いの十 すすす他券関十条る十十うに二 るるるの等す一第も七一。限項 るに親 以定 下この記述する金 く定号。すに る掲 号融高 取げ 引る 所行 お品 金為 い仲 融 て介 同業 商 じ者。の 品 市 _ ^{1.}ე のち 又 は ほ か金、融 同 条 第 金商 八 融品 項 商仲 第 品介 仲業 号 介(司 口 に条 規 付第 定す 随十 すー る項 る 外 業に 務規 玉 金 そ定 融 のす 他る 商 の金 品 内融 市 場 閣商 に 府品 令仲 お で介 け る 定業 有 めを るい 価 業い 証 務 券 \mathcal{O} を次 売 専に 買 ら掲 営げ \mathcal{O} 委 むる 託 も行 0 の為 のの以い 媒 介

掲 げ る 行 為 0 委 託 \mathcal{O} 媒

兀 法法法内仲る項八の項項 律律律閣介法第項をに第 第第第府業律三第除規一 十十十令務(号三く定号 第第十十令務(号三 十十一でを平に号 条条条定い成掲又 一号号に掲げ第 日子号に掲載される 一号に掲載される ず十 れー か条 を第行 う項 業(務定 に義)係 係 るに も規 の定 にす 限る。 以サー こビ のス 号仲に介 お業 い者 ての 同う ち、 U) 有 の価 ほ証 か券 等 有仲 価介 証業 券務 等(

為為為 号 口 又 は ハ に 掲 げ る 行為に 該 当す るも

0

九八七五 険連行 法を第 第営二 む条 条外第 第国二 一の項項会に に社規 規(定 たける る る に 銀 保掲行 険げ業 業るを を会い いかう。対している。 該以 以当下 下す同 同じ。)) を を 除営 いて い。外 営 F. 外 国 \mathcal{O} 会 社 (第 七号に掲 げ る会社 該 当 「する ŧ 0

国

0

会

を

88

Ū

て

は

なら

な

法 条 第 項 12 規 定 とする信 託 業 を V 以 下 同 を 営 t p 外 玉 0 会 社 七 号に 掲げ る会社 に 該 当 す る ŧ 0 を

は会 当社 該が 会その の総 一株 若主 し又 くは は総 二出 以資 上者 のの 子議 会決 社権 がの そ百 の分 総の 株五 主十 又を は超 総え 出る 資議 者決 の権 議を 決所 権有 のす 百る 分他 のの 五会 十社 をを 超い ピえる ぎ 議こ 決の 権場 を所に 有お すい るて、 他 の会 会社 社及 は、そ

5 4 3 2 〈六五四三二一 座び分使 当の 十十 14 第管社にし前該一前一 八信保証(従一理債係、項会若項 〈信 託験券略属項機 ** る又の社しに十託 (略、専専専)業に関株議は場のく規四業 ・略門門門 務おの式決そ合子は定 (務おの式決そ合子は定 い超等権のに会二す(信 長て過ので行お社以る略託 期、記載、使いと上子 信次載替当にてみの会 用の又に該つ、な子社 は掲に法委該保 第げ係律託会有 一るる第者社す 項用義百若にる第語務四し指議 二のの十く図決号意不七はを権 写意ない。 を性には、金姓 には、金姓 には、金姓 には、金姓 を性には、金姓 には、金姓 号該合(しが銭 ま各に振てで又 までに掲げる会社の営むにおけるのに限るのに限るのとして行使し、又はその行はできるものに限る。)そのでは有価証券の信託に係 むよ定は使そ係 行る指府産 者義図令と に務をでし 対抗することができていることができる。ことができるまだめる議決権を含まれて所有する株式又は きおもまは なけのな持 いるへい分 株取内もに 式扱閣の係 議は定信権 決権を含む む人権あるは の第除株受

属する業務として 内閣府令で 定め るも

関関関 連連連 業業業 務務務 専専専 555 信保有 託険価 業業証に券 付付関 随随連 しし、、、に 又又行 はは随 関関し、 連連 すす又 るるは 業業関 務務連 として、 内内務 閣閣と 府府し 令令で内で内 定定閣 めめ府 るもで のの定 \Diamond めるもの \mathcal{O}

3 2 くれ日 三二一を律十(「げの前 し第六長 過引るに子あ第掲社 場の免許の取得の免許の取得の免許の認識を は行為によりに規模を は行為によりに対して は行為によりに は行為によりに は行為によりに は行為によりに は行為によりに 得決可定長 権をす期の受る信 取け持用 担保権の実行による性をいう。以下同じを子会社とする持典 に な ろ べ (私的; \mathcal{O} 取 得その うとする 他

該由 会に がり 長長 期期 信信 用用 銀銀 行行 を子会社 とするは 持持 株株 会会社社 にに なな つつ つた旨その他で の下 内一 閣特 府定 令持 で株 定会 め社 る事と 項い できる。 内() 総は、理 大当 で設に事 届由 けの 出生 なじ けた

八七六五四四三三二一一い第十(のののう三六長 のののう三六長 保有銀信二保二証証二銀。項条期 険価行託は、体質を表表でいた。四日 外し 銀 の書長行 会の期持 社認信株 を可用会子を銀社 会受行の 社け持子 とて株会しい会社

してはならない。いるものをいう。以会社(長期信用銀行社の範囲等) 以行 下同子 じ。)、会社と は、長期信用でする持株会社 用社 銀で 歌行及び次ににあって、第 掲十 げ六 いる会社へ条の二 ー の 以四 下第 の項 条の 及認 び可 次を 条受 第け 項設 に立 おさ いれ、 7 「又 子は 会同 社項 対若 象し と条

専 菛 会

の会社 第一 項 第 兀

号

め二に

掲げる会社

業証業専少会第仲専資 未証未等少 云 帛 仲 导員 を券 を 門 額 社 十 介 門 金 営 関 営 会 短 三 専 会 移 む 連 む 社 期 条 門 社 動 保 険 業

外業外 国を国の営の 会む会 社外社 第の 子会 八号に掲げ 飛げる会 い号に掲 社げ にる該会 当社 すに る該 も当 のを除っているも べく。をク

- 89 -

る禁止

社及び

公公長正

期取

信引

用の

銀確

行保

をに

子関

会す

社る

とする法律

~る(昭

株和

代会社の

設年

立法

 \mathcal{O}

内

閣

府

令

で

定

んめる事

由

よるも

0) を

除

十九 十信 三託 業 を 略営 ts 豖 玉 0 会 社 六 分号に 掲 げ る会 社 に 該 当す る Ł 0 を除く。

5 10 \

六長 の信 五用 銀 長行 期代 信理 用業 銀の 行許 代可

32第 +, 理 業 は、 内 閣 総 玾 大 臣 \mathcal{O} 許 可 を 受 け た 者 で け れ ば、 む が で き

理、は業資、長 略者金所期略条期 のの属信 再貸長用 委付期銀 託け信行 を若用代 受けるに対している。 場手長へ 合形期第 での信一 な割用項 け引銀の れ又行許 ばは代可、為理を 長替業受 期取者け 信引がて 用を行長 銀行う期 行う前信 代長項用 理期各銀 業信号行を用に代 営銀掲理 ん行げ業 でをる(はい行前 なう為項 ら。にに な以よ規 い下の定のでは、 に に 同る 。 項長 一各期 の号信委に用 託規銀 を受け、気になっている。 又約を はにい 所おう。 属い 長て以 期同下 信項同 用各じ 銀号 行 の) の預を 委金営 託若む を受けばい た定う 長期 期積以 信金下 用の同 銀受じ 行入

代れ

干, 前九認 項条可 条への 件略条

 \mathcal{O} は、 認 可 等 \mathcal{O} 趣 旨 に 照ら て、 又 は 認 可 等 12 係 る 事 項 \mathcal{O} 確 実 な 実 施 か 図 る た 8 必 要 最 小 限 \mathcal{O} Ь \mathcal{O} で な け れ ば 6

な

は条二(です第(、の十mの る一略効二条可 カの の カの カの を四長失 失第期効 たの銀だ認行 し可 、 を長 や受期 むけ信 をた用 得者銀 なを行 い含主 理む要 は一が、一次株主 , が るこ が るこ 第 場の十 合法六 に律条 おのの い規二 て定の、に二 あよ第 らる一 か認項 じ可の めを認 内受可 閣けの 総たう 理目ち 大か設 臣ら立 の六に 承月係 認以る を受けるものを た該受 と認け き可た とは、これを受ける。 のたむ 限事 りずつ でを又 な実は い行長。し期 な信 か用 つ銀 た行 と持 き株 は会、社 該第 認十

3 2 持項に 会規 社定 でなく、 なの つの たほ とか き は第、十 当六 該条 認の はの `厄 効第 力一 を項 失又 うは °第 項 ただ

 \mathcal{O} 認 に 11 は 該 係 信 用 銀 行 株 社 用 銀

1

書

可

0

7

認

る

長

期

が

長

期

信

行

を

会

科

す

第 五四一二 ・ (・ (十罰 六第三三則 条 0 略条略二 次 0 各号 \mathcal{O} 1 ず れ カン 該当 す る者 は、 年 以下 0 |懲役若 しく は三百 万 田 以 下 0 罰 金 に 処 Ļ 又 は れ な 併

+お 11 甪 す る 銀 行 法 下 行 九 条 \mathcal{O} 規 定 13 反 L 人に 期 信 用 銀 行 \mathcal{D} を営ま

第 料と計特合、な、期、に合うて二 にき参定に監つ代信管掲にべ第十 処は与持む査た表用理げおき四七 な、著典は処理者のである。 のく任事代に官主文人言 知は、該表お理要配で該監項の 締そ特長者け人株人な長査の各 役の定期、当支で業団信、閣の 、職持信管当支で業団信、閣の 教務株用理該配あ務体用支紹 教務株用理該配 き執社締人株定人行る長大当た社行で役)主主等主と期量該長員すな、、が要で要き信保長期 11 で位、 王王等王と期量該長 員すな、 で要き信保長期 、 るく執長法株あ株は用有期信 監社な行期人主る主、銀者信用 査員つ役信等(とくそ行(用銀 で特き長の議長銀行、 1.場合銀な京は期間で 間やサ味で休の駅 重駅つ信 監算け若会は主取行執保行た用 事人るし社、が締主行有議会銀 、又当くくそ長役要役者決社行 代は該は長の期、株、が権を銀 代は該は長の規模を発した。 表表明をの信徒が表表現をの す業つき社会主若主そ銀信 る者た社が計基し要の行用執一 社(会員長参準く株職法銀行号 員長社、期与値は主務第行役か 又期を監信若以そでを三議へら は信含査用し上のな行条決会第 清用む役銀くの職くうの権計三 算銀。一行は数務なべ二大を与 写算人)は、百万円以下の過去を持たなった場合における当該長いなった場合における当該長いなった場合における当該長いなった場合における当該長いなの議決権の保有者でなくなった場合における当該長行持株会社でなくなった当長が表を行うべき社員、監査役、大型人者してはその職務を行うべき社員、監査役、大型人者してはその職務を行うべき社員、監査役、大型人権の、監査役、大型人権の、対策を行うべき社員、監査を行うべき社員、監査を行うべき社員、監査を行うべき社員、監査を行うべき社員、によりに対しています。

三は第 _ った は第 をと第第一第第 を 略子き十五項六六 会又三十、条条 社は条三第のの °四のら第第法 第規第五十条五一項に現る 頃の規定に違反して頃までの規定に対して同項に担切までの規定に違いが、第五年の二の九、第五年の二の九、第五年の二十一第二条の二十一第二 て規反五十 同定して、条件である。 規子この四定 定会れ三項に す社ら十の違 る対の九規反 会の届五法務 会社以外の会社(銀行の会社、銀行法第八条第一項若しくは埋五十二条の四十七第一法第一本第一を第一項若しくは埋土が、 五四せ第四 に規定する国内の会社を除く。公告若しくは掲示をしたとき。公告若しくは掲示をしたとき。第三十二条の六十一第三項若しく第三十四条第一項、第三十六条

五 四四 四四 一六項項項を項項条にののとの 項若しくは第二項、第 発の二の二第三項若上の規定による命令に 規定による命令に は長期信用銀行 に規定によるの分に は長期信用銀行 の規定による内閣総理 とき又は長期信用銀行 一条の五条の五条の五条の五条の五条の方式をする をすれるの期間が でしている。 で くのを行限以な は四超の日上い 第第え主をので、五二て要超数 の第行以用保掲 規四の上銀有げ 定項主の行者るにの要数ので取 よ規株の主あ引 る定主議要る若提若基決株会し く銀上有値他為 は行の者以のに 届法数で上法よ 出第のあの人り 出をせず、又は虚偽の数の議決権の保有者であったとき又は銀行の数の議決権の保有者での数の議決権の保有者である。 偽項で法有者で が行者で が行者で ·°主 要 提第三項であった。 株 主 基 く若 。 条と 値 · は 届く のき 以 + 上

十十十十九八六 五三二一・出は の第た大規二と臣 規 定 項 き の 認 に た 。 認 可 を 受け 付書 しの た規 な 条定件に 11 、でこ に違 れ 違反 5 反し したと 0 規 とき 定 に 規 定 す る行為をしたとき

十二条の二の八の規定による条第一項、第六条第三項若しくは第三項若しくは第三項若しくは第三項若しくは第二項方法第三項若しくは第二項方法第二十二条の十九第の十二条の十十九第二項下第二項又は第二項下第三項又は第八 に下は部の単五頃元界 よ五第の十備項た第八 る条五停四金又だ一条 報第十止第又はし項第二 告三二人 報定と条規 告にきの定若違。十に ・十に 足により 三違、反 し反 くして 第し 資事料業 五て 十改 二善 のの 条計 提譲 出渡 の画 を又 +0 した譲 四提 ときける 第を 五せ 士ず、 き。 — 条又 のは 十銀 五行 第法 一第項二 - <u>,</u> 項<u>-</u> 十

+++++ 十十九三 銀銀 行行法法 第第 五五. ++ 条条 のの のの 十十にに おお 1111 てて 準準 用用 がする場がする場が 合合 をを 含含 むむ のの 規規 定定に よより 帳行 簿書 類き の財 作産 成の 若管 し理 くを は行 保わ 存な をい せず、 又 ĺ 虚 偽 の 帳

規 定に よる登記をし な か 0 たと

 \bigcirc 働 金 庫 法 (昭 和 八 年 法 律 第二 ||百二十 七 号)

条人 格 労働 金 庫 及 び 労 働 金 庫 連 合会 以 下 金 庫 لح 総 称 す Ź。 は、 法 人とする。

2第 ~ 5二条 条 (出資) 略労 働 金 庫 及 び 労 働 金 庫 **単**連合会 0 会員 以 下 「会員」 と は、 出 資 П 以 上 を 有 L な け れ ば なら

2第 +会三議 員条決 (個会 人員 会は、 を各除し く個。の 以議 下決 こ権 のを の条において有する。 、て同じ。 一第 は千 あ条 ら第か二 , じ項 ヨ該会員を代表しぬ定による会員 ひしてそう 議個 戦決権を行 個人会員」 とする者という。) ②は、 議

11 めの 当規 Ø_ 使と 下 代決 議権 資を有 لح L いなうい。 人を定め

第六

五条

(D) 名 を 金 庫 に 通 知 して お カン な け れ ば なら な 0 場 合に お て、 代 表 権 を 証 明 す る 書 面 を 提 出 L な け n ば な 6

5 4 3 臨 略時略氏 議 表 を 証 明 す る 書 面 を金 庫に 提 出 l な け れ ば な

はいればならない。 か可をとする。 ではいいでものでで、 がでいればならない。 はいればならない。 いが積 。政金設 令の立で総当 定額初 めにの る占役 割め員 合を下している第五人 回十立 日る労働4一八条第一 金二決 庫項議 を第に 除五よ ら、() ころうにもいる。 () ころうに、 () ころう のげ創 監る立 事業総 の務会 分に係るなる代議員の 人以上が はびか、定ら 前期選 項積任 の金す 規のる 定合 に計 か額

の重要な使用ー は一年まとのは一年の監事については、 職い 員て当 マは、労は、労 当当働 該該金 金労庫庫働の 単の子会は (2) 五社の取締役、 連合会の会員で (個人会員を除 反、会計参与を除く。)を# (金庫成 会計参与が法-犀の役員又は 際なる者 (代達 人職議 で員員 あ以を る外含 るときは、その職務外の者であること。1921年の一番であること。 会 務 を 員 行う 以 外 \mathcal{O} き 者 社 一で あること。

人 0 配 偶 者又 は二 |親等以 内 0 親族以 外 0 者 で あ ること。

のの別 定数の1 三働め 分金が の庫あ 一連る 一を超えると理合会の理事 も事い のにて があ 次 つ 代 は で 議 たときる機員又は、定職員又は、 は、三月以内に補充しなければと数の二分の一)を超えてはならに創立総会代議員以外の者のうち なないら · 。役 な 員を 選 任す ることを 妨 げ な \ \ \ ただ Ļ 0) 数

2 請三 5 第求前求十役 の (略)の (略)の (略)の (略)の (の根)の (の根) 解限任の承人 ので請認会 請な求の員 求いは決をは、議院 は、 理がく。 事あ。 解 任 のつ 全たは、 員と、 \mathcal{O} 員と、又き総 理 由 又は監事の全員にへきは、その請求に係総会員(個人会員を を 記 載 L た 書 面 について、同に係る役員は「を除く。) を金 庫に 同時にしなる。)の五分の 提出 L て L な けを一 れ英以 け ばう上 れ ば な $^{\circ}\mathcal{O}$ なら 5 連 な 署をもつて、 V) な ただし、 役員 法 令 の 解任 又 は 定 を || 款に違 請求 することが 反し たことを できるも 理 由とし 0 7 任

2第

次に 掲 げる 事 項 Ê \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 重 要 な業務 執 行 \mathcal{O} 決定 を 理 事に委任すること が で き な

6 五一 以務 下の 同執 じ行が 。) 法令な ら及 成び る定 集款 団に の適 業合務す の適正を 確確 保保 すす るため にの 必体 要制 なそ もの の他 と金 し庫 ての 内業 閣務 府並 令び · 12 厚当 生該 労働庫 省及 令び でそ 定の め子 る会 体社 制へ の第 整三 条 第五 項 に規 定 する子

5 明金四 金4細庫十計 書の一 を財条書 略作産 成及金等 しび庫の な損に、成れの内に ば状閣備 な況府置 らを令き なったといったといったといったといったといったといったといったというだけにいった。 め労覧 に働等 必省 要令 かつ定 で適当なものであるところに とに して内、 内智 府事 令業 • 年 厚生労 働る 省令 で書 定類 めるも の対 を照 い表 、 う。 損ゃ 以益 下計 同算 じ書、 シ 剰 及余の金 業処 務分 報案告又 並は び損 たた処 元理 家ので 附の 属他

庫 は 常 総会 0 招 集 0 通 知 に 際 して、 閣 府 令 厚生 労 働省令で定めるところによ ŋ, 会員に対 Ļ 前 項 \mathcal{O} 承 認を受け た計 算 書 類及 び 業務 報告 (監事

0)

監

(査 11₀ 報告 を含む を 提 L なけ れ ば なら な

前查十特 だを 条金 規置の庫 定か二の [る労働・ 金庫 を除 ₹, 及 (び労働 金庫 連 合会 は 会計

4 3 2 しにこれ Ġ \mathcal{O} 附 属 明 細 書に 0 て は、 理 事 会 \mathcal{O}

5 項 0 規 定に ょ ŋ 理 事 会

0

承

認を受け

計

書

類

承

9876 提供 L な け れ ば なら な

当該計算書類いて同じ。) 類 定が つ法 い令 て及 は、定 第款 七に 項従 のい 規特 定定 は金庫 適の 用財

131211 10 人 (会計監査 一人が 監査法 人で あ る場合

人 0 監 査 とする。

432第 凹。 第前十参 略一項五事 項の条の 解 規定会任 規定による解任の請求は会員(個人会員を除く 求はく。 あ解し つ任は、たの、 と理総 ときは、理学会員(個学会員(個学 生事会は、る場合は、る場合に そを受り、 参事で の提の 解出十 任し分のての 可し一 否な以をけ上 決れの しば連 なな署 けらを れなも ばいつ 。て、 玾 事 に 対 Ļ 参 事 \mathcal{O} 解 任 を 請 求することが できる。

の規 が な 5 な

-項四 を十総 る (略) おります (略) おります (を定め、会日の日時及び場所を会の目的である事態会の目的である事態会の目的である事態をとれ集の手続) の事所前の ま規 でにに 書よ 面り 会員 が総 会員を 見招集 個人会員を を合 除に くあっつ 以下このっては、当 の条におい言該会員。 11 て以 同じ。 〜条 にに 対お して の同 通じ。 知 を 発は、 な総 けれを ば招 な集 らす な場り °合 掲 ゖ゙

の項 ほ カコ 内 閣 府 令 厚 生労

働

省令

で定

8

る

事

項

3

第五 二 国、地方公共団体その他一 会員の預金又は定期積金一 会員の充めにする手形の三 会員のためにする手形の三 会員の対する資金の貸付一 会員の預金又は定期積金一 為替取引 受入れる業務及び 父びこれ 付 随 す ん業務

を行う

ŧ

0

のの付金げるという か引 次に掲 げ る業務及びこ れ に

付

随

する業務を

併

せ行うことがで

他 営利を目 的 とし な 1 法 人 (以下こ 0 章に お 1 7 「国等」 لح 11 う。 0 預 金 \mathcal{O} ジ受入れ

. あ

体 でを あ構 る成 もす のる をも 除の で。 下 又こ はの 個項 人に 会お 員い (とて 生っ を接 一構 に成 はする 配と 偶い 者う。 そ 他の の預 親金 族又 では次定 号期 に積 お金 いの て受 配れ 偶 者 等 لح 、 う。 \mathcal{O} 預 金 叉 は 定

府のブ定受者間 保た取すけ住接 に他を示る金等 おの除さものを 国令又銭他へ 債・は債の手の 等厚有権内形預 引めバ及働以の 出限引債めに である。) である。) である。) である。) であるものにおいて のくに同じ。限じ 的第る。 を十 <u>~</u>____ もつてする る及 もび の第 又士 は二 書号 面に 取お 次いぎて 行同 | 為に限 なの 。売

的

をも

つつて

てするも

 \mathcal{O}

を

除

又

は

当該

莂

受け

係

る

他社で国宅い又の債子名指です。 は目に記述す書でいる は目に記述される はりの外お融 譲か進録者証される 渡をず債及券特のもる権び定他 つ有を同に社の つてするものを除るに関するといってするものを除く。以下このに規定する指図証は債(特定短期社の内閣府令・厚生 除内の記証社生 るめ銭証持につ 特る債券人おて の下す権に特るもの 集の信び定社のの号託にす債を 第の債所よの 一み権持り取 項を法人得得 第取(払ら又)九得平証れは 号す成券、金銭・ にの年節を おに法第も い限律三つ 定下号の機能 債の第二に条名法 とお第証第

品金国い支 の銭銀て援 保収した。機構、機構、性 に除項本 係く、定策 でる事務の取扱 (定義等)に関 以策金融公庫、 扱の規 い代定独 理す立 文を行 は銀政 媒行法 介業人 閣む者 総者退 理(職 大同金 臣法共 及第済び四機 厚条構 生第そ 労五の 働項他 大 () | 大 | 大 | 大 | 関 | が業総 定の理 やのである。 のにび に規厚 に限る。) 焼定する銀行 生労働大品 行臣 等が を定 除め

引府で百 と令約十 し・定七 て厚さ号) 内生れ 型 開労た第 府働数二 令省値条 ・令と第厚で将六 生定来項 労めの〜 働る一定 省も定義 で(時規 め号に定 るにおす もおける のいる算 て現定 第一実割 十金の当

該

当

す

る

Ĕ

 \mathcal{O}

を

除

次

発に

お

11

て

同

ľ

で

あ

つて

内

閣

府

令

厚生

労

働

省

令

で

定

8

る

令のの

のである場合には、差金の 下は、 原生労働省令で定めるものを除く。) のうち労働金庫の経営の体 では、 のうち労働金庫の経営の係 のうち労働金庫の経営の係 のがででにあるものを除く。) の価格その のである場合には、差関連店 がでになるものを がでにあるものを のは、 がでにあるものを がでにあるもの。) の価格その。) のである場合には、差関連店 がでになるものは、 がでにあるものは、 がでにあるものは、 がでにあるものは、 がでによるものは、 がでになるものは、 がでによるものは、 がでによるものは、 がでによるものは、 がでによるものは、 がでによるものは、 がでによるものは、 がでによるものは、 がでによるものは、 がでは、 がいるものは、 がいるものは、 がいるものは、 がいる。) の店七一健るの化の 全取他対に 性引の策限 を又指のる。 損は標推 なこの進し ようおそれが、 しれに類似する は関する法律 の媒介、取り なるあ律次 い取ら(ぎと引か平又 認でじ成は めあめ十代 らつ当年理 れて事法 る内者律 取閣間第

授受に関う よバげ つテる てイ業決で務 済取に さ引該 れに当 る係す もあるも に価の 限証及 る券が内 次第閣 号十府 たった。おにおいた。 て規生 同定労 でして、 ン証令 で書で 八もめ 号つる だても 掲表の げ示を るさ除 業れく 務金の 該銭 当債 す権 るに も該

の(でをリーク) 一途におりている。 い号のる取 て及の契引 契びた約の 約次めで媒 **約**500、000の条にあ介、 解除をするもので、取次ぎる る二に掲又こ十限げは と号るる代 がに。要理 \mathcal{O} 全て を 満 たす t 0) に 基 づ き、 当 該 物 件 :を使 用 さ せせ る

業

務

会

員

又

んはこ

.準ず

る者と

] ス 物 件 \mathcal{O} 取 得 価 額 カン 6 当 該 ij] ス 物 件 \mathcal{O} でお きい 使 なて 用 期 V) -もリのし 間 \mathcal{O} 満 でス あ物 T る件 \mathcal{O} 時 لے کے 12 お 支い なう。 1 7 これ 譲 にを 渡するとし 準使 ず用 るさ もせ た場 ある と期 合 し間 て(内以 . 見 込ま 閣下 府こ 令の れ るそ • 号 厚及 \mathcal{O} 生び 譲 労同 渡 働項 対 省第 令二で十 価 \mathcal{O} 額 定号 めに 相 るお 当 \$V1 页て

- 94 -

一す険 - ス物件の ので他 使あ当 用及び収ること。 収 ス 物 益 を 件 目 を使 的 とす 用 ささ る せ こるため 権 利 が に必 相 手 方に 要となる 移 転す 付 んる旨 随 費用 0 だとし 定 \otimes が 7 な 閣 府 令 厚 生労 働 省令 で定

る金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料る金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対して、金額を対した額及び固定資産税に相当する額、保険料金額を対した額を対した額を対して、金額を対した額を対した額を対して、金額を対した額を対して、金額を対しを対して、金額を対して、金額を対して、金額を対して、金額を対して、金額を対しているを対しているのものを対して、るのもののものののもののののののののののののののののののののののののののの 積の員の の度同 合計で 額は得 は当て 該第 当該働 労金庫に 金の供 庫利す の用る 預金及び電業務そ が便の他 期向当 積上該 傾金の総額の五上に資するもの終第働金庫の知 百の保 分 有 \mathcal{O} す る + 情 12 報 相 を 当す の第三者 んる金 に 額 提 で超え 供 いする ては 務 な で あ

4 では、当該を をもつて表し、 もの貸付けた。 は、当該を もつて表し、 ものほか、た 該各号に定めるところによ第六号まで及び第八号から表示される金銭債権のうちけをすることができる。、政令で定めるところによりをする。 ょ る第有 り、 十価 第 号証 きで 項 第二号 (定当 及び 第三 一号に掲 るつ 行い げ 行同 る業 務 \mathcal{O} 遂 行 を 妨 げ な 11 限 度 に

にかうち

止義) に ヨするも

掲の

げに

為て、

う項

業第

務十

を を 含号

むの

も三に

と掲

すげ

える。業

務

を

5

債 法(律権 第利 百の 九帰 十人人 八号) 規 第百三十二次定する短い 九期 条社 の債 <u>+</u> 項 (短 期 没投資法 人債 係 る 特 例 規 定 でする 短 期 投

トヘホニハ ロイ での一種関係でいる。 のの利券利央流法庫 支償ののの金動へ送 払還金性帰庫とに対しているがある。 期のがある。 期のがある。 期のがある。 の償還期限と同じ日の総額ないこと。
「に表示されの「大学」のでは、一年法律第一年法律第百五号」のでは、一年の一年のに表示される。」に表示される。 権利のに (無別の) のうち、次に掲げる要件り振替口座簿の記載又は第一項(短期農林債の発入項(定義)に規定する期社債に係る特例)に規関がの発行。 件は発る規行 す録)定すに べにに短る規 てよ規期短定にり定社期す 該定す債社る 債短 債短 期

の記行特定 する短 るも期 もの農 のと休 n る外 玉 法 人 0 発 行 する債 (新 株 予

日つ とすりた日 るから Ø→ 定年 め未 が満 あの いること。 定 期 限 \mathcal{O} 定 \otimes が あ り、 か つ、 分 割 払 (D) 定 \Diamond が な

府 が 元 本 \mathcal{O} 償 還 及 Ű 利息 $\bar{\mathcal{O}}$ 支 人払に 0 1 7 保 証 し て 11 る 社 債そ σ 他 \mathcal{O} 債 券を

債、

株

式等

 \mathcal{O}

振

替に

関

す

る法

律 片第二条:

第

兀

項

(定

義)

 \mathcal{O}

П

座

管

理

機

関

とし

7

行う振

派替業を

V

項 か 6 第 四 |項まで \mathcal{O} 規 定 によ ŋ 行う業務 0 ほ か、 第 項 各 号に 掲 げ る業務 \mathcal{O} 遂 行を 妨げ な い 限 度に お 1 て、 次に 掲 げる業務を行うことが

四令し年務号・、法の 業省譲り 務に関しては、信託業法令で定めるものとすることを内容とするのが三条第三号(信託のする法律により行う同注 るの法 契方第 入約の締結 の締結 の編結 結掲一 又げ項 はる大人の一人である。 の法営媒にの 燥よの 介、取 で 取 次すに が ぎ 君信定 これにほどれている。 代る託 理事業 を務務 行に関 業す

務る

(業 第務

項

 \mathcal{O}

規

定

により

行う

業務を

業

働 金 庫 連 合会 は、 前 条第 項 0 業 務 0 ほ 業法 カコ 次に 平 掲 成 十六 げる業務及 年 法 律 びこ 第 百 れ 五. に + 付 匹 号) 随 す る業務 \mathcal{O} 適用 を併 に 0 せ 11 行うことが て は、 政 令で定め るところに

債会会国為八 務員員等替条 の以以の取の 保外外預引二 証のの金 又ももの はのの受 手が気気の気がある。 受強く。 金 \mathcal{O} 受入

引るを (の)会貨 員付の のけ預 ためにするも 0 その 他 \mathcal{O} 内 閣 府令 厚 生労働 省令で定め るも \mathcal{O}

易法関・ 一項(通 大関・ 一項(通

は掲法

管げ律

理るにの方よ

受法り

託に行

よう

の同法

す第

る一

信条

託第

係項

る(事兼

務営

にの

関認

す可

業に

務規

定

す

る

信

託

(各) (各) (4)

(金)

融に

機規

関定

のす

有る

価投

証資

券助

関言

連業

業務

 \mathcal{O}

禁

止

等)

掲

げ

る

有

価

証

券

又

は

取

引に

0

11

て、

当

該

各号

に定

 \Diamond

る行

為を

で行う業

務

以外のものである場合に以外のものである場合にいて算出される全銭のに掲げる業務に該当するに掲げる業務に該当するものを除く。)のうち労働金銭の授制の場所を開発を表別の表別のである場別では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次では、第一次である場所をは、第一次である。 の銭第又援 ののもするを 保の八は機護収十媒構、 預納九介 りそ条(株の内式 バ 他第二世紀 テ す生をのしれ 1 ブ る労除内又る のものを除く。) マ労働省令で定める証所く。) 又は当該引門閣府令・厚生労働人は有価証券関連デの金銭債権に該当する金銭債権に該当する金銭債権に該当する金銭 金関第除のすそる 取 に項大本 の連十く経るのも授店五。営取他の 引 係の臣政 る契及策 図頭号 (重取他のに 受頭では、 変頭に、 をは標る をは標る に 該 事約び金 当 務の厚融 ヨするも の締生公 つバげ 性この。 取結労庫 てテる を損なうおそれに類似するためにとしてあるの媒介、取れ 決済される業務に \mathcal{O} を 除 該が行 れるもれるものである。 契定政 約 約 め 法 受てるめブび に人動 れ取ら次 次 号に が引かぎ のるる に示債も引期 に小される 原等のに限るので はのので できれる ままので ができる。) がは がは がは がは がいました。 はいました。 はいまた。 なで以び、 いる第八いのに限りのに限りのに限りのに限りません。 に有も 限価の お る証及 とおいません。当代では代表の当代である。 1 十る職九。金 券び て 九人,共文

定第前関媒物領税の解のる取 及四条す介件すに取除の契引 び号第るのる相得をた約の 第に一情がこ当価すめで媒 件の所有権又は に取得価額から当該 には得価額から当該 であっためであって次に がであったがであって次に がであったがであって次に がであったがであって次に がであったがであって次に がであったがであったがであった。 はリース物件の使用 できないものである。) 「保険料その他当該 当該リース物件の他当該 ができないものでな ができないものでな 全て 用る該使あ を 満 たす 件満は を É 目 を了こ のに 使のれ 的 とす 用時に 基 さに準 せおず づ る き、 るいるたち 権 利 当 が め譲の に渡とし 該 相 物 手 必要となって内閣 方に 件 を 移 使 るたけ 用 転 Ë す せる る旨 随合・ 費に厚 業 $\bar{\mathcal{O}}$ 用見生 定 と込労 務 しまれている。 8 (会員 が · 内るで 閣そで な 又 1 はこ 府の定 令譲め 渡る厚対も れ に 準 生価の 一 労ので ず る 働額あ 働省令で定めること。 者 定す

- 掲項報 項げ各を のる岩に該 定務掲顧 を行るの り行う業務の同意を得て知る。 のと事第 ほき業三 か、高者に 同内度提 条閣化供 第一項を総理大口では当時に対している業績 各臣該務 谷号に掲げる#科との他当該労働金庫連合の他当該労働金庫連合 業務の業務の影響を 遂の利庫行認用連 であげない。一を妨げない。一を妨げない。一を受けた。一者の利便は一番の利便を いなの有 限け向す 度れになる情 おな資報 いらすを て、次のない。 の者 に 掲 提 げ る す Ź

め内者

ら閣間

れ府で

る令約

取・定 引厚さ

としていた数

内省值

閣令と

府で将

令定来

・めの

厚る一 生も定

労のの

働一時

省次期

令号にでにお

定おけ

めいる

るて現

も「実

の金の

△融当

同

ľ

で

あ

0

内

閣

府

令

生

労

働

省

令で

定

8

る

 \mathcal{O}

九

第

項

 \mathcal{O}

基

淮

 $\dot{\mathcal{O}}$

作

成

済

機

構そ

 \mathcal{O}

他

内

閣

総

理

大臣

及

び

厚生

一労働

大臣

が

定

る

(責を扱 等含扱

のむい

募集)

のの

取取

扱得

い又

は

譲

的く。

· も第

つ九

て号

すの

ることを

のび

又第

は十

書号

面に

取お

次い

ぎて

行為に

える。売

買

を

次が内

号第閣

て規厚

同定生

じっている。

)証省

第をで

六も定

号につめる

掲表も

げ示の るさを

業れ除 森るく。 に金

該銭

当債

す権

るに も該

の当

書令

契行 約う の担 締保 結付 又社 はほこ の関 媒す 介るた 信 取託 次業 ぎ務 若 しく は 代理 を 行う 務 項 0 規 定 によ ŋ 行う業務

がを除り

 \Diamond 公要な技術的読替えは、政令で定める。 「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同語の名ところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においているところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、対働金庫連合会は、前項第四号から第六号までに掲げる業務が働金庫連合会は、前項第四号から第六号までに掲げる業務が働金庫連合会は、前項第四号から第六号までに掲げる業務が制金庫連合会は、前項第四号から第六号までに掲げる業務が出て、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)によりによりには、 同条第六項中「第二項及び前項」準用する。この場合において、同ては、信託業法第十四条第二項た務に関しては、信託業法、担保付 項」とあるのは「前項及び次、同条第五項中「第二項第十項ただし書(商号)の規定は保付社債信託法その他の政会 び次条第一項」と読み第十一号」とあるのけ足は、適用しない。図句で定める法令の適 みは 適 用 育えるも「次条第 に 0 1 の一 7 とすり る九 吹令で定

一五 十労 ロイ第 (K) 一 第五十八条第一項各号に 庫等」という。) (宮む会社(イに掲げ 次に掲げる会社 の行うなに、国内の 業務を営 たむは、 に社る。 1その業務を営んでいる会社1にあつては、当該労働金庫7。以下この条において「子4 にぞそ 限の社 限る。) に社 類するないという **う。) して以 内外 閣の 府会 令社 ・を 厚子 子生労働い 省し 行では、 定な めら るな

5 各号に掲 げ る業 務を行う事 事業に付え 随 Ĺ 又 は関連する業務として内 閣府令 . 厚 生 一労働省令で定 んめるも

8

五,

(労働金庫等による議決権の取得等の制限)
(労働金庫等による議決権の取得等の制限)
(労働金庫又はその子会社が、担保権の第五十八条の四(略)
(本主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えて取得し、又は保有することとなった日から一年を超えて取得し、又は保有することとなった日から一年を超えて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が当該承認をするときは、労働金庫臣及び厚生労働大臣が当該承認をするときは、労働金庫臣及び厚生労働大臣が当該承認をするときは、労働金庫臣及び厚生労働大臣が当該承認をするときは、労働金庫である基準に従つて処分することを条件としなければなる事が取得し、又は保有するものとみなす。 の臣株 取超権 記分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならなど は承認をするときは、労働金庫又はその子会社が合算してその基準 いて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣がする同項の承認の対象に となつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。 ととなった日から一年を超えてこれを保有してはならない。 ととなった日から一年を超えてこれを保有してはならない。 はえて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。 はなりできない。 な基当象い準該に 。議百は 決分、権の労 数五働 を超えて取得し、又は保工十を超える部分の議決権 会庫又はその子会社が国 有するこれの会社の となの とい議 なも決 なつた議決に権を合算 権内し で関で ち理の そ大総

かたの

じだ他

めしの内、内

閣当閣

総該府

理労令

大働・ 臣金厚

及庫生

びアは働

生その合

働子で

大会定

臣社め

の承、事

認合由

覧を受けた! 日算してその により、国

場の国

合基内

を準の

除議会

き決社

そ数議

のを決

`権の

定て 惟を合算してそのればならない。その基準議決権権規定する認可をする。 数を超える部分の議決権するときは、当該各号に

その 基 準 議 決権 一数を超 定えて 保有 す ることとなっ た場 一合に には、 その 超 える部 分 $\hat{\sigma}$ 議 決 権 は、 該 労 働

を、と

同る日日

いら五に

年金庫

経又

過する

るの

首子

ま会

でにが

内合

閣算

総し

地理大臣 でそのな

及基

が準

厚議

生決

労権

働数

大を

臣超

がえ

合の会範 は、等)

を子り 会八働 (略) 芸術としてはない条の五 労働の五 労働 な働の ら金 金 本 車会 そ関 のす い連社 他る 内法 閣律 府(平 次に掲げ 成 厚二 生十 げる会社 労一 働省 骨帯で (国 定五 め十 内 る九 (T) * 業 (号) 会社に限る。 務 を第二 ら条 営第 第三項 む三 も項 の(定義) 反び 第六 に 項 規 定 並 する び に 次条第 資 金移 動 項 業者 に お \mathcal{O} ź いて 「子会社 資 金 移 対象会社」とい 動 業 同 条第一 . う。 項 以 定 す (D) んる資 会

0の(以下「証券仲介専門会社」という。)2を業として行うものに限る。以下この号に1商品取引法第二条第十二項に規定する金融1 お商 い品 て仲 同介 じ業者 $\smile_{\mathcal{O}}$ のう ほち はか、金w 金融 融商 商品 品仲 神介 介業 業に同 付条 随第 す十 る。 業項 条務それ の定 他の内に 閣融 府商 令品 • 仲 厚介 生業 労を 働い 省い 令 で定定 あ掲 るげ 業る 務行 を為 専の らい

市 場 又 は 同 条第八 項 第三号 口 規定 とする外! 国 金融 商 品 市 場に お ける 有 価 証 Ô 売買 0 委 託 0 媒 介

る 行 為 0 委 託 \mathcal{O} 媒

のれー か条 が第六で 'う項 (もの) に義 限 以定 下この金 号融にサ おし いじ て同仲 じの業) 者 のの ほう かち、 有有 価価 証証 券等等 仲仲 介介 務務

(前 号 口 又 は ハ に 掲 げ る 行 為に 該当 ヨするも \mathcal{O} に 限

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為 に、に、と、の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる行為 一 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為 同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為 同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為 同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為 同を主要務 第五十八条第一項第三号に掲げる行為 定めるもの 定めるもの に談券専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務とし 正があもの 三 証券専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務とし 本会、(略) 3~8 (略) 栗をいう。第五号において事業、有価証券関連業、保 第五号までに掲げる会社の ためるところによる。 て保の 同険営 じ業む業 。 (業) () () () () に険に 付業従属 は第一次にある 又条業 は第務 関一と 連項し でする規でて内 業定閣 務す府 務として の合・厚 内業生 閣を労 圏府令・厚いのの第二の側省令では 子 生 労 生 号 め 働にる 省おも 令いの でて

 \otimes るも

例として内閣府令・1例として内閣府令・1回として内閣府令・1回りまする業務として内閣 厚厚閣 学生生 労労 働働・ 省省厚 令令生 でで労 定定働 めめ省 るもです のの定

第

及五人 (略) (労働金庫連合 芸社の集! 団金庫る い連労 う。次項に対象のでは、 お社会い対グ いて同じ。)の怒対象会社を子会社がループの経営等 経営管理) 理て をい 行るわも なの なければならないに限る。)こ なは、 。当 該労 働 金 庫 連 合会 \mathcal{O} 属 す んる労 働 金庫 連 合会グ ル プ (労働 金 庫 連 合

九立二ばす以 なる上 ら金の な庫金 い(庫が)

下新

-設 新合

設併

合併二

設以

立上

金の 庫金庫

とが

いす

うる合併で

に承継させ、

させるもの

をよ

いり

う消。滅

以下同窓する金宝

じ。)をする場庫(以下「新設・

※合に併

は消

新金

設庫」

合併と

契約においいう。)の

いの

て権、利

次義

に務

掲の

げ全

る部

`滅

第 四三一事を六 〈 ・^項^ ・ 7 金 庫 が 特 定 金庫 であ る 場合の 会計 監 査 人 0 氏 名 又 ĺ 名

5 4 2 第 (金3十合 略庫 四併 (本) (本) (略) (略) (略) 0 11 て は、 政 令 で 定 め るも 0 を 除 き 閣 総 理 大臣 及 び 厚 生労働 大臣 0 認可 を受け なけ れ ば、 その 効力を生じ

2第六 前十設 事項九立 業の条の 登記金記 に庫 おの い設 て立 はの `登 次には、 掲 げそ

るの 事項を改立 登事 記務 し所 なのけ所 れたば地 なに らお ない いて 第二十六条の 規 定による出資の 払 込 み が あ いつた日 カコ 5 週 間 以 内に しなけ れば な

九八七六五四三二

期

間

又

は

事

イ法特

区を受けて(公告・ 0 11 --けることで 不 特定 がう とき 多 数の でち きる状況 は 者 が 態的 $\bar{\mathcal{O}}$ そ 定 \mathcal{O} に方 提 置法 供 l く 措会 を受け 置社 で法 るために あ第 つ二て条

同第

号三十

規四

定号

する (定

も義

方す

法る

を電

い磁

うの方

以法

下を

同い じう。

をに

公よ

告り

方不

0 のをとる。

必要な事項であ

つて会社

法第九百十一

条第三

項

八

号

 \mathcal{O} 定 8 が ある

口

十許 働 余 庫 代 理 業 は 内 閣 総 理 大臣 及び 厚 生労 働 大臣 \mathcal{O} 許可 を受けた者 で な ずけ、 れ ば、 行うことが でき な

`は金 労手庫労(十許 働形(働略九可) 金の労金 庫割働庫 代引金代理又庫理 業は代業を為理者 行替業 つ取者第 て引が一 な庫各受け である う掲げて 以る働 下行金 一同じ。) つり、 \mathcal{O} 委同前 託項項 を受け、 り、又は所属が 規定する労働金 で 労約庫 働に代 金お理 庫い業のてを 委同い た預同 (金巻) 側金庫代理業者の石しくは定期積~)を行う者をい の金い 再のう。 委受 託入以 た受けるのでである。 る金 場の る貸は、 で付、 なけ所 れし労ばく働

八一

32第

八

2第 八十九条の五 一為その他の「労働」により、に預金を利用者の口の一生労働を利用者の口の一生労働を利用者の口の一生労働を利用者の口の日本に対した情報を表示といる方式を表示といる。 すか定る為座保電金 るら期方替を護子庫 『報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(始設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託る。)を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。2、当該金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達では、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の表に、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の表に、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなけれる。 (委 他託 を 全電が であるに対 であるに対 心者を介する。 当該指図の内容のみの伝達に情報処理組織を使用する方法行為を除く。)のいずれかを対する定期的な支払を目的と、営むことができない。 っる 方受 法け にて、 り電 提子 供情 達にあつては、内法により、当該かを行う営業をいいとして行う同様 す報 んこと!

十届 心たといない きの各 号 \mathcal{O} V ず れ かに 該当するとき は、 そ \mathcal{O} 旨 を内

が子会社で

なくな

つたとき

(第六

十二条第

六項

 \mathcal{O}

規

定による認可を受け

て事

業

0

譲

酸度を

L

た場合を除

閣

総

理大臣及び

厚生

一労働

大臣

E

届

け

出

なけ

れ

ば

な

6

な

及織

びを

当使

該用

情報る

を方

加法

六五四三 府規 令定 · 12 厚よ 生る 労認 働可 省を 分受け 金た 融事 破項 綻を 処実 理行 は制度及び びき 金 融 危 機

3 労に労と労働届働き 働金け金 金庫出庫 重電な代 電子け理 子決れ業決済ば者 決済等代行業を開始したとき。済等代行業者は、次の各号のいずばならない。 ず たとき、 れ カン に その 該 当 す 他 るとき 内 閣 府令・ 管 は 理に ほ係るも その旨 厚生労働 を 0 省令 丙 に 閣 0 で 総 1 理 定 て 大 め は 臣 る場合に該当 及 び 内 閣 厚生 府 令 一労働 するとき 財 大臣 務省 に 令 届 は け 厚 その 出 生労働 な け 旨 れ を 省 內 ば 仓 なら 閣 で定 総 理 な 大臣 める場合に 及び 厚 生労 該 当 働 す る

内閣内では、一方に関する。

げ

る

行

令に

· 係

厚る

そ労金の働庫 他金と 内庫の 閣連間 府令会と 厚の十 生間九 労で条 働第の 省八六 令十第で九一 定条項 めのの る八契 場第約 合一をに項締 該の結 当契し す約た るを締き き結

掲公 載告 す方 る法 日と 刊し 新て、 誾 紙金 に庫 掲の 載事 す務 が新の方の 法店 頭 掲 示する方 法 加 え、 次 掲 げ る方法 0 ず れ ?を定 款 で 定 \Diamond な れ

。、事故その他やむを得庫が前項第二号に掲げ電子公告 時事に関する事項を開ける事項を開する事項を開 得げ な方 事法 由を に公 よっては 電と 子す 一公告によれ 。又 は 電 子 る公款で 公 告によ 告定 なすることがある場合には 公告 をする場合に がは、 で、 きなの い定 は 場款 合に のは 次 公、 \mathcal{O} 各号に掲げ 告電 方子 ガ法として、日子公告を公告さ 区 同方 分に応じ、 項法 第と 一す 号に そ れぞ 掲を げ定 るめ . 当 方れ 該各号に定 法ば を定り える。 んめる日 めの めること がお

ŋ

る

るぞ庫 期れの 間の事 内公務 に告所 異をの 議し店 をな頭 述けに べれ掲 るば示 ならながする方 でい法 くきるこ 旨 \mathcal{O} 公 告 当 該 期 間 iを経過 す

げ る公告以 外 \mathcal{O} 公 当 該 公 告 \mathcal{O} 開 始 後 月 を 経 過 す

6 54 32 第九十四条 第九十四条 第九十四条 1 6 字)、の場合を関ラを表する。 1 6 2 ののに限する。 1 6 2 ののに限する。 2 ののに限期ののに限期ののに限期のののでは、第四十四人のでは、第四十四人をでは、第四十四人をでは、第四十四人をでは、第四十四人をでは、第四十四人をでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年ののでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年のでは、第一年ののでは、第一年のでは、第一 属大監条 (段第の結構) 一天 (段第の結構) 一天 (段第の構成) 一天 (日本) 一本) 一本 (日本) 一本 (日本) 一本 (日本) 一本 (働金庫について、銀行代理業品への協議) 一項第一号及び第三号並びに 一項第一号及び第三号並びに 一項第一号及び第三号並びに 一項第一号及び第三号並びに 一項第一号及び第三号並びに 一の協議)並びに規定する事業 一の協議)並びに第五十七 本でに第五十七 本でに第五十七 本でに第五十七 本でに第五十七 本でに第十二条の二(第 の禁止)、第十二条の二(第 働資六認四部るるる条 金料条可条分。信信の 金料条可条分。信信の庫提(かいに)用用三の代出第一次に、のの一 代理業者について、その供与等、特定関係を、第三十六条を開発をで、第三十六条を表で、まで、の供与等、経営の健全性ののは、発表で、の供与等、経営の健全性のの二(第二項を除く。) 表示(5) 対策性者 そ行で等事財第性者 れににの業産二のと ぞ係係公のの十確のま れるる告譲状一保間で準も部等渡況条、の(

者除十 に外二 (2)条 いをの いて、所属銀行を除く。)(四三十六第一元 行銀項 行に係る。 も業二の質 に及び許 のつては、 所六第 が属労働金庫と ハ条(第十号を 第五十二条のE にか四 つら十 い第五 て十の 銀行代理第一(銀行代理第 産業に係る部に理業者に 係るものにあつて部分に限る。)の名についての金融 ての融 は規商 労定品 働金銀売 代行の 理代準 業理用) つ者並 いて、ないに第 そも五 れの十

事決びの手業者等等 協会についた 特代行業者に が十九(認力 は が一九(認力 行の号済録 にあら代い、 るつ第行第 つ金で会の て庫にの六 は電係認十 金庫についている部分に限る部分に限る部分に限る部分に限るの方に限る。 れにの条契 ぞつ規の約 れい定六結準用、一義 す認電の務 する。 総定電子決済等代行の二十(認定電子決済等)、第五4 5等代行事業2行業に係る 業る等六者も代十 協の行一 会に事のにあ業十 係るものでは、 の労の行に働業に あ金務よ つ庫ごる て電を基 は子除準 認決くの

者しく はは 電そ次 子のの 決職各 済務号 等をの 代行い ごうずれ 者きか が社に 法員、当 で労す の働金庫: き代に は理は 業 そ者その 取労行 締働為 役金をし 執電た 行子金 役決庫の 会等員、 参行 参与若も一参事若 しくはそ の電清 職子算 務決人 を済 行等第一で べ行十 き業一 社者条 員、監察の二第一 查金三 売車の で、代の 理理規 事、監定により 監事、はよる監 代金查 天重を 者、業な 務済計 を等監

執代查 行行人

庫 決済 等 代 行 事 業者 協 0 監事 若 L は 清算 人 百 万 以 下 0 過 料に . 処 す その行為に 0 7

二二略ののき員 ののは清 規規、算定定の にの 規基限又 定づりは にいで認 よてな定 る金い労 登庫。働 記が を行 ですることを行うことができ 怠き 心る た事 き以

してる準項れしお第含質 く準場用をたくい五む権 事第には 事第には 事第に 世事に でする場合を でする。 です。 でする。 です。 でする。 でする。 です。 でする。 でする。 でする。 です。 でする。 です。 ししは六条く、電十の

は又磁七二

く簿第五 虚貸十

準用する場合である。 場でにに合準必該 を用要当 含む。 は第四十二において、 条規とな の定きか四に。つ 。 つ 第違 四反 項し のた 規と

 \mathcal{O} 三に お 11 て 準 甪 す うる会社: 法 第三 百 九 + 八 条 項 \mathcal{O} 規 **然定によ** 1) 意見 を 会又 述 ベ るに 清算 当 人会に報: た り、 通 常 [せず、 総会に対

定き。

· 違

して、

理

事

は

告

又

ĺ

磁百十社 的九条法 記十第第一章 に条項百 記第の九 録二規十 さ項定条 れのに第 た規よ三 事定り項 項又報に記している。 内第す定 閣五るす 条た勤 ・厚生労働省令で定め、総会に対し、虚にり、総会に対し、虚助の監事を選定しなか めに虚か るお偽つ方いのた 法て申と に準述き よ用を りす行 表るい、 し合又 たをは も含事 のむ実 の °を 覚し隠 覧の蔽 又規し は定た 謄にと 写違き を反 拒し

ることを 怠 心つたとき

員る 数調

を査

欠を

入くこととなったと妨げたとき。

た場

合

に

お

V

て、

 \mathcal{O}

選

任

時

会計

監

査

人 \mathcal{O}

職

務

を行

う

ベ

き者

 \mathcal{O}

任

を

含

法第三十五条第三項におい五項、第六十二条の六第七は第七項、第六十二条の六若しくは第五項の規定に違反合を含む。)の規定に違反する場合を含む。)の規定に違反する場合を含む。)の規定 い七六違反定 を十第の含土 む条項額 °のかを) 七ら減 の第第少 規五五し、 定項項、ににま又 違おでは気い、第 及して事業の第六十二条第一 全第の三 部五七項 記若しくは 二十七条第二 第一項若し 第六十二 部項く条 の若はの 譲し第三、 渡く 若は項第 し第若六 く五し十

れの第第

ら三六六

の十十十規九七二

定第条条に一にの

よ項お六る、い第

届第て七

出五準項

通四社十

若七第条

し第四の

く一百七

は項九第

示第九項

を五条に

せず、条第一項、

又のの準

は四規用 虚十八次である。

届第銀合

出五行を

通六条

知十第第

若一一六

し第項十

は掲示を記事三十四点

しは条

た第第第

知十法-

期

積

金

 \mathcal{O}

受入

れ を

- 101 -

Ĺ 又 は 手 形 \mathcal{O} 割 引 を L たとき

五のの第 干三二四 八第第項 条一二の の項項規 五のの定 第規規に 一定定違項にに反 の違違し の規定に違反して違反したとき。して貸付けをし、 て規 同定 項す にる 規子 定会す る対 子象会 社社 対以 対象会社の外の会: 以社 外の第 会社 八 (第条 五の 十四 八第 条一の項 七に 第規 一定 項す 定る 規国 定内 でする国での会社で 内を の除 会く。社 を を除く。) を子し

十八八

条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 兀 第三 第 項 項 又 若 ĺ しく 第 · は 第 一 五. 項 項 ただだ ħ 5 \mathcal{O} L 規 書 定 (第 を 第 五. 五 + + 凣 条 八 条の \mathcal{O} 七 第三項 七 第三 項 に E お お 11 7 1 て 準 準 用 甪 する場合を含む。 する場合を含 又は \mathcal{O} 規定 第 五. に + ょ 八 ŋ 条 付 \mathcal{O} した条件に 七 第 項 \mathcal{O} <u>.</u> 規 反し 定に . 違 反

条条をはに遅第 おお延六 いいさ十 てても一 準準る条 用用目の 対する会は 社法法第二代建反した 第五百二条 一七条にお 一七条にお のーい 規項て 定の準 に規用 違反してなる会社 て反社 金庫の法第四 財務百 産の九 を弁十 分済九 配を条 しし第 たた一とと項 こさ。 き。。 り期 間 を不 に定 めたとき。

合を除るでは く銀の。行調 ン法査 に第を 違五求 一一一大人のよう た条か とのつき五た 第 五. 十二条 0 六十一 0 +

は六第第十第一 条名の の各四四第一項 の三において準用する同法第三百各号若しくは第二項各号に掲げる四十九又は第五十二条の六十一の四十三の規定により行うべき財産の第一項の規定による命令(業務の1項において準用する会社法第九百項において準用する会社法第九百 条同規をはせ条 条第三項の規定による調規定による帳簿書類の作を行わないとき。は一部の停止の命令を除せず、又は同項若しくはしている。 調規作 腕査を妨げ、 に成若しく、 りたときも、どれは保存をせど 前項とです、又 同五は 様に虚 とお偽 なする。準備の帳簿 用書 す類 るを 同作 法成 第し 百と 八き + 条

2 1 ت 28 \mathcal{O} 、法 略律 行 \mathcal{O} 期 自 は 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 起 算 して三月をこえな 11 期 間内に お 11 て、 政 令 で 定

\bigcirc 租 税 特 別 措 法 和 Ξ \pm 年 法 律 第 (号)

しわ該一の項 たら登項にが た資本金の額として政令で定らず、次の各号に掲げる事項登記に係る登録免許税の税率項若しくは第二十六条第一項に限る。)に係る同法第二十が、産業競争力強化法第二十 定項率項十十めのはの三四 る区 `認条条 るところにより計算区分に応じ、当該を一項若しくは知義省令で定めて表第一項若しくは知る。 のるよの第再 でである。 信るのか定同 で認ら又法 定令は第 を 超 の和同二 える 日四法条

よげ りる 消部 滅分 しの た区 会分 社に の応 当じ 該イ 合又 併は のロ 直に 前定 にめ おる け割 る合 資 本 金 \mathcal{O} 額 ٤ L て 財 務省令 で 定 8 る Ł 0)

本 0 額 0 増 加 \subseteq 増 れ 加 6 L た資 0 認 本金の 定 ょ n 額として 増 加 L 政 た 資 令 で定 本 金 0 めるところにより 額 どし て政令で定め 計算し るところに た金 額 のうち三千 ょ n 計 算 億円 た を超える部 金 額 Ò うち三 引分を除

資分千 資分千るは 本の分事出金二の項資 本の分 若十十の金し三六区の 若 分額 は は にの 応増 出 出 資 じ加 資 金 金 イ又 又は \mathcal{O} \mathcal{O} 額 は事 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 口業 増 増 にに 加 加 定必 \mathcal{O} \mathcal{O} め要 場合に 場合に るな 割資 合産 お お \mathcal{O} ける不 け 譲 受け る 不 動 動 0 場 産 産 合に 又 又 は は 船 船 お 舶 舶 け \mathcal{O} \mathcal{O} る 所 所 不 動 有 有 権 産 権 \mathcal{O} 又 \mathcal{O} 取 取 は 得 得 船 舶 イ イ 0 又 又 所 は は 有 U 口 権 に に 0 掲 掲 取 だげる事 げ 得 る (次号 事 項 項 及び \mathcal{O} 0 区 X 分に 一分に 第六 、号に 応じ 応じ イ . 掲 1 げ

る

t

口

U

所に免改規当五 五か登支す有掲許正定該を をか録援る 乗わ免等認 でいる。 可算した金額の額は、財務が同画に記載され、財務が開業支援等事業を 、掲省れ計 当げ令た画

該るで同に

金会定法係額社め第る

領が七万五千円に満 の区分に応じ、当 第二条第二十六項に の同法第百二十七条

満当同に条

にめ日定第

請と和援八

件す四等条

一数一件 一等事一件 一件

三十一日での認定を

まを受け

のけた

間で市に会町

件に

0

き

七

万

五.

千

一分の十六 当定律の強該 該め第記化金 該各号に定める割合とする。 めるところによりこれらの認定の日第二十六号)の施行の日から令和四記載があるものに限る。)に係る同化法第十八条第二項に規定する認定金額が三万円に満たない場合には、 日四同定 か年法経申ら三第営請 一月十万件 年三七向数 以十条上一 内一第計件 に日一画に 登ま項(つき)記を記を記ると 受間第第一日 もれた第二 限れ項項

りすら日項 増るのかが る。の認定の日から一年以外の認定の日から一年以から令和三年三月三十か、農業競争力強化す 加 L た 資 本 ·金 \mathcal{O} 額 かう 以十支 内一接に日法 ち三千 登ま第記で十 記を受ける; 一九条第二項 ·億円 を 超える部 ものに限に規定 分並 いらのる び に 登認認 最になる。 次号及び第三号に 税る再法も編 第の計 九で画 条あに 掲 のる係 だげるも 規と同 には、当時法第十 \mathcal{O} を除く。 . 一 お 該 子 ら 登 条 ず記第、に一

く立部応よ立は又分すり又 出は、る増は資産の部別では、 の額認分本額 増の定の金の増 が増した一の指 額加 \mathcal{O} うイ ち、は、 合併に に掲 よげ りる 消部 滅分 しの た区 会分 五社の応 当じ 該イ 合又 併は のロ 直に 前定 にめ おる け割 る合 資 本 金 \bar{O} 額と L て 財 務省令で定 んめる Ł 0 す

略分合 資資 本本 金金 若若 はは 出出 資資 金金 又加よ なは、事に増 のの 額額 のの 業れ加 増増 にらし 加加 必のた 要認資 のの な定本資に金 場場 合合に 産よの おお のり額 譲増の けけ 受けのこと るる 不不 動動 場資千 産産 合本億 に金円 のの 所所 有有 おのを 権権 け額超 のる不動産のではのうち三千年 のの 取取 得得 所億除 分分 有円く。 のの 四二 権を の超 取え得る千 (部分 次分の 号を三 みで 及く。 一・五 第 六 号 だ千 揭分 げの る五 to $\bar{\mathcal{O}}$ を除

表条課 の税 税登標 率録準 欄免及 に許び 掲税税 げの率

同九 る課 割税 合標 又準 は及 金び 額税 に率 よは、 る。 法 律 别 段 0 定 8 が ある場合を 除 くほ か 登 記 0 区 分に応じ、 別 表 第 0 課 税 標 準 欄 掲 げる金 額 又 は

住 民 基 本 台 帳 法 韶 和 兀 + 法 律 第 八 + 号)

等

第 項~三三 のの十十国 規う条条の 定ちのの機 に住七九関 よ民第 り票三機へ 個コ項構の 人一のは、人番ド規、人 号以定別確 を外に表認 利のよ第情 用もり一報 すの機のの るを構上提工と と供保に に掲げる国 はなるものである。 はずるものである。 は た報法 た報法 提しあ人供、つか す個てら る人同同 も番項表 の号ののとに規下 は、当ばる事 該期務 別間の 表が処 第経理 一過に のし関 上てし 欄い求 になめ 掲いが げもあ るのつ 国(たの以と 機下き 関点は、マ機、 又機 は構政 法保令 人存で が本定 番人め 号利用法のるところ 第一に 九とよ 条いり、 条_v 第う 。第

第大三(臣十本 の条人 認の確可二認 ー 十 を 受 け 等 て機の 定構提 めは供 る、に 額第関 の三す 数条手 料の数 を九料 徴又 収は 以することが がの で九 きる。第 項 に 規 流定する求: \otimes を 行う 別 表 第 \mathcal{O} 上 欄 掲げ る 玉 \mathcal{O} 機 関 若 しく は 法 人又 は 総 務 省

> カン , b,

て項切いし町条領 準のなうド村の者用規管。のの二等 す定理
一提執十に 者必算た都十確 した本人確認情報等の電子計を講じなければならない。を請じなければならない。という。)が野三十条の他の都道府県の執行機第三十条の十から第三十条のの安全確保) 者が機の はこ関十、れ若四 受領し、受い、 た本人確認によりは別表第一の 認提の三 情供上十 『報等の漏れを受けた・ Mえい、滅失みた本人確認情報な国の機関共 及報若定 及び毀損になりませた。 の民法本 防票人人 止コ又確 当下条提 該「の供 受受九を 領領の受しし二け たたのた 本本規市 人人定町 確確に村 認認より長 報報住の 等等民他

算 機 処 理 等 0 委 託 以 上 \mathcal{O} 段 階に わ たる 委 託 を含 ţ を 受 け た者 が 受託 た 業 務 を 行 場 合

。県他 $\mathcal{O}\mathcal{O}$ 職市 員町 又村 はの 職執 員で機 あ関 つ又 たは 者都 は道、府 そ県 の知 事事 茶その 関他 しの て都 知道

3 2 第 らのに_り府三/ で受な職関第得県十本あ領い員す三たの条人 。若る十本執の確 し事条人行三認 く務の確機十情 つ同十す受の計 た欄条るけ十算 者にの秘たか機 の国の本認十に事の規入情条従 務機定確報の事 に関に認の十す関のよ情電四る りし第子機はの 得く一計処第職 たはの算理三員 本職上機等十等人員欄処に条の 確でに理関の秘認あ掲等す十密 でに選挙する五保 報たる関事第持等者国するに、のるのでは、 関同機秘従の す欄関密事規 るに若をす定 秘掲し漏るに 密げくら市よ又るはし町り は法法て村市 本人人なはれている。本人人なはないでは、人人ななはれている。 認員総な道そ 情若務い府の 報等に のは提 電職供 子員を 計若受 算し 機 く た 処は本 理こ人 等れ確 にら認 関の情 す職報 るに等 秘あの 密つ電 をた子 漏者計 ら又算 しは機 て総処 は務理 な省等

つ者 たか 者ら は受い領 そじ のた 委本 託人 さ確 れ認 た情 業報 務等にの 関電 し子 て計 知算 り機 得処 た理 本等 人の 確委 認託 情(報二 等以 に上 関の す段 る階 秘に 密わ 又た はる 本委 人託 確を 認含 情む。 報 等) のを 電受 子け 計た 算者 機若 処し 理く 等は にそ 関の す役 る員 秘若 密し をく 漏は ら職 し員 て又 はは なこれ なら いの

\bigcirc 金 融 機 関 \mathcal{O} 合 併 及 び 転 換 12 . 関 はする法: 律 昭 和 兀 十三 年 法 律 第 八 八十六号)

。 4 2 第 ·二 〜こ3条定 のの 権法 利律略略 義に 務お のい 全て 部二 を吸 合収 併合後併 存続と がする金 融条 機第 関一 (以下) 項各号 ーに 吸掲 収げ 合る 併金 存融 続機 金関 融の 機合 関併 ーで とあ いつ うて、 一合 に併 承に 継
より せ消 る滅もす のる を金 い融 以 下 吸 収 合併 消 滅 金 融 機 関

1

可

2第 8条認 略の 法 ょ る 金 融 機 関 \mathcal{O} 合併 及 び 転 換 は 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 認 可 を受け な け れ ば、 \mathcal{O} 効 力 を生じ

務

年利六人 4なむ信以義条業 。項業のを吸の の務期合収継 認
同併合続 可金にに併の を融限よ存特 受機りの続例 たのこ継融 金信れし機 融託らた関機業の場又 関務契合は 一の約に新 務るを契融を法継約機 を 営律 に 昭和 で の の うち、 に は 、 そ 機十と期の関八が限事 大年法律 ができる。 で定めの。 でに関す ある る法 ものに によ つり い行 てうこ 期と 限が 派 できな で、業 期務 限に の属 定す める の契 な約 い又 もは の制 に限 つさ いれ てて はい 承る 継契 の約 日に か係 らる

い同託内務 う第。四 一円が三 7 合 併 に第 よー り条 消第 滅一 す項 る~ 場兼 合営 にの は認、可 前一 項に の規 規定 定す はる、信 当託 該業 信務 託を 業い 務う。 に つ以 い下 て同 はじ 適 用を

·六 十 協 し営

同げ金同融 組る融組機織も機織関 金の関金が 融のが融他 機ほ転機の 関か換関種の、をは類理転し、の 理転し 事換た他協 及後後の同 び協の種組 監同他類織事組のの金 の織種協融 氏金類同機 名融の組関 機協織と 関同金な の組融る 定織機転 款金関換 で融との定機な転 あす るる 場転 め関る換 る(転計 事以換画 合換 に後 あ協 項下を つ同 **一す** 「転場 て組 は織、金 後合協に 当融 筒は、 該機 会関の 組 織転 等出 金換 に資 融計 対の 機画 し口 関に て数 お とい 交又 こいう。) これで、次にに 付は するの 金算 の掲 銭定 種げ の方 類る 額法 又一 は転 名項 称、定 そ換

九八七六 三号に規定する理事の選任につい定ける協同組織金融機関の会員等にする協同組織金融機関の会員等にする協同組織金融機関の会員等にする協同組織金融機関の会員等にする協同組織金融機関の会員等にする場合には、同項第六号に掲定する場合には、同項第六号に掲げる事のの会員等に対している。 対対対の融転 対する前号の金銭の対する前号の金銭を交付する前号の出資のと関する事項の領に関する事項を対する事項を対して取得がある。 のすの割る割 削当てに関する専つときは、その質問当てに関する専 事額事 項又項 は その 算 定方

機 ては、パイプでなり、 次 てれ 項 に 準 ば に 定用なつめすらい めるところにする。 いない。 いての定めは、 転 換 をす á 協 同 組 織 金 融 機 関 \mathcal{O} 会員 等 0 有 する 茁 資 \mathcal{O} П 数に応じて 転 換 後 協

い項の掲

ょ いるも Ō と 同 号に 規 定 す る 理事及 び 監事 0 任 期 は、 転 換 後 最 初 \mathcal{O} 涌 常 総 会 \mathcal{O} 日 ま でと

三 二 一 代 員 転表転 転 も を換す換の後 を協者協ち協 員同の同か同 組う組ら組の織ち織選織 う金か金任金ち融ら融す融 か機選機る機 ら関任関も関 選任信も働いた。 る協の金る金 庫 で あ る場合 一合に に は は、 理 理 事 事 0 \mathcal{O} 定 定 数 数 0 0 少 少なくとも三分 なくとも三分 0 <u>の</u> 二 は は 当 当 該労 該 信 働 用 金庫 金 庫 \mathcal{O} \mathcal{O} 会員)会員になろうとする者 個 人会員 を除 **(**法 になろうとするも 人にあ うつて は、 そ $\bar{\mathcal{O}}$ Ō 役

も同と庫の組すで いとする。場合である場合 る場場 合 は 理 事 0 定数 の少なくとも三分 0 は、 該 信 崩 協 同 組 合 0 組 合員になろうとする者 0

 \bigcirc 預 金 保 険 法 昭 和 兀 +六 年 法 律 第 + 兀 号)

の後

算協

定同

方組

法織

を金

含融

む機。関

並会

び員

に等

転と

同

組

織

金

業め

務な

及け

びれ

地ば

区な

6

な

和年一 二法金 十律融 七第機 年五関 法十二 律九と 第号は、 百 八第次 十二に 七条掲 号第げる 第二条に現る に定の 規定する銀行 る行施 長(行期以地 信下外 用一に 銀銀本 行行店を を (一を 以と有 下「長いう。」 期 0 信 を 用 除 銀 く。 行」 を

(昭

和

+

兀

年

法

律第

首

八

+

号)

第九

条

 \mathcal{O}

九

第

項

第

一号

 \mathcal{O}

事

業を行う

協

同

組

合

連合会

议

下

信

用

協

同

組合

連合会」とい

金央

等金庫 は、 次に 掲げる る も を

第

兀

士

号)

第

六

条

 \mathcal{O}

規

定

ょ

ŋ

元

本

 $\dot{\mathcal{O}}$

補

て

W

 \mathcal{O}

契約

を

L

た金

銭

信

託

付

信

託

を含

む。

に

で附第項伴に

定則五(う関め第十同関す

る三四法係る

も十条第法法

の七の二律律に条二十の四整に

十りの第す年

十八条の二第一項及びり同法第三十三条の知の規定による全国連合第七号において準用すする法律(平成十七年年法律第八十六号)第

及び第七十三条の規定によりでは、まないの場合によりでによりでによりでには、まないには、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、

お商商規百五

い工工定九十

て債組に十五

ら者

しを

預い

· 金 等

 \mathcal{O}

払

戻

L

預

金等に係る債

務

 \mathcal{O}

弁済

を

11

う。

下

司 Ü

停

止

す

るお

そ

来第八項におい まとにより長期 とについて同さ とについて同さ が観行を子会れ 法社 第五十 十二持 条株 の会 十社 七(第銀 一行 項法 の第 認五 可十

三条けの

た十

会七

社第

項

E

規定する

る

銀

行

を子:

会

社

上とする

持

株

い期 · て信 同用 じ銀。行)を と予 な会 なることにつ 五社とする持 い株て会 同社 法第長 十期 六信 条用 の銀 二行 の法 四第 第十 一六 項条 のの 可の を四 受第け一 た項 会に 社規 定

て先式の等容先、株等優又を株式の先は有式 融等と出株す等 融等とは、優生ない、優生ない、優生ない、優生ない、優生ない、優生なるは、優先なるは、優先なるは、優先なるは、優先ない、優先ない、優先ない、優先ない。 行」式法組う先 持と以律合。株 株は外(中以代式)会、の平央下る 等先式五庫じの の株及年の。発 の受式十の特お 充け等四充約い 実又を号実付てにはい。に社議 に省まれている。には、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、 の付 先の金使 と金し銭 出とのす 資法」、 て消 政費 と令つが いでいで 令借で (う。) にきる事 定める。 に社的項 金金 規債内の 銭の の支 消払 費に 優すす式 貸つ 借になっ 先るるで 出も特あ 該劣 資の約つ ををがて、 当後 す的 いい付 ううさ剰。。。れ余 る内 も容 のを 以以た金下下社の を有 いす 同同債配 . う。特 じじで当。あ及 しておお 一約 を又て残いは、余 にが よ付 る貸れ う優銀財 。 先行産

が害式 な担等
さ保の れ一引 なと受 ないことにない。 を付と なけは、 た係優額る先 の債株 一務式 部の以 を全外 補部の 填又株 すは式 ることである。 を弁け い済又 うがは な優 さ先 れ株 な式 い等 この とととなり引受けば つ等 たを 場い **答う**に お V て、 あ ら かじ 8 締 結 す える契 介約に 基 づ き そ

- 106 -

13 12 11 のき分保で百継こをこ険(分ぎの受の金同の 、法け法の項法 五か律た律額の律十つに金にに規にを、お融お対定お 決継継う管金四保 権い銀[°]理等条預 権をだ行 保業 金にの金 融係二移 有務と 機る第転 すをは 関債二 る暫、会定事 一務項と とをには は含お、むい破 社的業 をにの い維譲 第もて綻 う持受。 七の準金 十(用融四事す機 継け、 以続 下す付 条業る関 第の場の 同る保 じこ預 一譲合預 項渡を金 若又含等) を移 と主転 しはむに く譲ら係る した てる合 第け及債 設目併 立的又 こ〜び務 されてきれてきれている。 項以第の 又下五他 たる社 は一十の も銀分 第事四金 の行割 百業条融 をで(以 十譲の機 条渡二関 うつて、事 第等第に 項と項る のいの引 預業 規定 () 規定 () () 金の 保譲 険受 に ´ (で よに以あ 機け り伴下つ 構等 の「 第も保 子と 会い 七の険当 社う 十を金該 四除計債 預 金に 保よ 項を「 険り Ξ. 機被 にいと + に規定す ・一四条第 構管 が理 そ金 の融 管 に項 総機 株関 理 よか を りら 主の の業 命 計第 議務 ず 算三 る し項 決を 権引 処 たま

十, 四設 条置

構 運 営 委 員 会 以 下 委 員 会 とい う。 を

十業 二規二規条規条節節節構 る た \otimes 規払 次 0 業 務 を行

のののの八の九四三 け同金 節の の支 定 に

ょ

る

務

理

 \mathcal{O}

定よ定よ項よの定定定第 にるにるのる規ににに一 よ株よ承規預定よよよ条 る総定金に等よるる名保 大る継定金よ資保保 制の融行よ債る金険険的 監引機のる権資料を はなる。 視受関経金の金助及の達 そけの営融買のそび収成 の等特管整取貸の仮納す 他そ定理理り付他払 同の回そ管 章他収の財 の同困他人

の定の定第定ののののは 規に規に二に三規規規、 規章難同又 定の債章は に規権の金 よ定の規融 るに買定整 業よ取に理務るりよ管 業そる財 務の業人 他務代 同 章 \mathcal{O} 定 よる

 \mathcal{O}

例

等

に

関

す

る

法

律

至

成

八

年

法

律

第

九

+

 $\overline{\pi}$

号)

第

兀

章

第

兀

節

第

五.

章

第

飾

及

び

第

六

章

第

節

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

預

金

者

表

0

提

出

そ

 \mathcal{O}

十 十十十九八七六五四三二 四号り四年三他二一 選号法 こ 第6年 1 前の4 四分別四十一四一 一選号法 こ 第第第第第第次次次四務 前の任)律破れ金(七七六六七四六章章条の 各規さの第産ら機略)章章章十章十第第第一 る選人り五十よ更業任、選号六る生 務さ管任)年業手 にれ財さの法務続 附る人れ規律 帯承代る定第 す認理管に七る管、財よ十 る業財保人、選号 6り選号 ででは、選号)。 保理財さの 承理全員選認人管、任 管代理管さ B財人代理若上 理若しくは監理者しくは監理者しては のれる破産管理 全又若管全 代倒監理 理産督若破 で 型 型 型 型 し で 関 で は 財 続金保人 の融全代 承機管理 認関理若 援等人し助の代く に更理は 関生、保す手会全 る続社管 法の更理 律特生人 十関成民 こす十事 一 年 る 四 再 法法年生 律律法法 第の律と 百規第平 二定百成 十に五十 九よ十一

一出三 る定 契三十当 を十報 契す第第約第五該第求七告 約る三三の三条金三め条又 の金十十相項の融十る は 相融四四手に二機四こ機資 手機条条方規第関条と構料 方関第第を定三を第がはの 、等十三含す項所一で、提 当を号号むるに属号き次出 該い、、。所規金、るのの 金い第第次属定融第 °各請 融、十七号労す機二機当一号に働る関号 関該号若お金所へ 等金若しい庫属銀第を融しくてを信行四 社属号掲 同同十号 等金にげ 融掲る 一にに 保機げ業 とよ規第 険関る務 する定八 業と業又 法す務は る金す号 (る文こ) 平金はれ 金融る若 融事所し 機業属く 成融こら 関に銀は 七機れの 代理業者 (特) 十二号 年関ら業 法代の務 律理業に 第業務係 百者にる 及律信に び第用掲 五及係同 号びる条 株六銀げ · 株同第 式条行る 会の法業 社三第務 第式条十 二会第四 商第十又 条社十号 第商四に 工三六は 二工号掲 十組にげ 組項条こ 合にのれ 四合掲る 中規五ら 中央では、一大の大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、 項中げ業 に央る務 規金業 定庫務金 法所にに 第属規係 す法 融 る第金機 二信定る 所二融関 条用す同 属条機又 第協る条 保第関は 四同所第 険四等銀 項組属十 会項(行 に合長四 社に第持 規及期号 等をはまる。 定び信に す労用掲 る働銀げ , うる六等 。 代条 代金行る 理庫、業 理庫 以理の 又法信務 下又 は第用 同は第 媒八金金 じ媒二 介十庫融 。介項 に九法機 しだに 係条第関 と係規 るの八へ

号求に等

揭

げ

る

業

務

を行

Ć

た

8

必

要

が

あ

ると

認

 \otimes

る

とき

は、

当

該

各

号に

定

8

る者

に

対

Ļ

そ

 $\tilde{\mathcal{O}}$

業

務

又

は

財

産

 \mathcal{O}

状

況

1.

報

告

又

は

資

料

 \mathcal{O}

提

二一のこの者 四 三 ___のこの有 関機募組 二 並 他と項で機前以四保す `構集合特条破び特」ののにあ構項下号険る る都は人中別第綻に別略物でおつはの同に募生 。道、又央監四金支監)件きいた、規じ規集命 府そは金視項融配視をたて者次定。定人保 県が特庫金に機人金 とも業綻(又次融下保 がの務金第は項商同険 でに及融三資に品じ業き限び機号料お取。法 を者視るた特以機規 求で金者金定下関定 め、又は破綻金融機関若しくあった者については、その者については、その者を所属金融商品取引業者等を所属金融商品取引業者等をがといる生命保険募集人をいう。 めあ融が融持同等す く者三は等の介等(は はが第、は二業金 特破二そ、十者金融 別綻項の選集 関は特用告定引へ損 等特別人又寸法昭害 及別監 °はる第和保 及別監ではる第和保び監視以資特二二院 5 監視が員行二二院 第視金下料定条十募 三金融この持第三集 号融機の提株十年人 若機関項出会二法

に従綻象な次金

のたをう。

帳期除。

簿間く)、内。及

書に以び

類知下対

そるこ象

掲事金者ら項融第第

て介条に

同業の規

で者二定でを第二で

う項損 。第害

行 役、 業 務 を 執 行 株 す 式 る 会社 社 員 商 日 T 本に 組 合 中 お 央 け 金 る 庫 代 表 (破 者 綻 金 融 計 機 参 関 与、 で あ る場 事、 監査 合 15 限 役 る。 及 びこ \mathcal{O} れ 株 ら 式 Ē 会 準 ず 社 る者並 商 工 組 合中 びに 央 . 会 金 計 庫 監 法 査 人

兀

で国機募組 県の特庫金に機人金 又業別法融規関、融 又業別法融規関、融 は務監第機定を参機 日を視二関す所事関本行金条等る属そ等 銀う融第を代金のの 行た機四所理融他理 はめ関項属若機の事 、必等に金し関使、 機要を規融くと用取 構が所定機はす人締 があ属す関媒る そる金ると介金のと融代すに融 業認商理る係機務め品若金る関 を る取し融契代 行と引く機約理 は関の で たは者媒代相者め、等介理手又 特官とに業方は が共融約く あ団商のは る体品相株とそ仲手式 認の介方会め他業、社 ての者特商 别工 監組 視合 金中 融央 機金 関庫 等~ を特 所別 属監 保視 険金 会融 社機 等関 と等で るあ 生る 命場 保合 険に 募限 集る 人 若 しのく株 は式 損会 害社 保商 険工

3 せること

き 要者 請に を照 し会 たし、 لح き又 は、協 機力 構を に求 対め しる 資と 料が をで 交き 付る Ļ 又 は n を 閱 覧

应, 前十保 係

5 4

が

用金金項九険 協融融の条関 合業金に 十は種額 五信保を 掲 げ るも \mathcal{O} を 保 険 事 故 とす

信 同機機保 組関関険 合のの関略連営預係 会免等おに許のい あの払て つ取戻は て消し はしの預解へ停金 散信止等 の用(に命金以係 五く一の 条用険保 第金事険 一号にいう。次 お労しに い働て2 同庫 だだし、 < ` `は 破労 産働 手金 続庫 開連 労労会に 定あ 又つて 解は 散事 の業 決免 議許 の以取 下消 L 第一 保信 険用 事協 故同 組 と合 い又 うは

険五。 金機3事十保 故三険 、に条金 等 い機の て構支 はは払 機保 構険 が事 第故 五が 十発六生 条し 第た **一** 上 項き のは、 規 定当 に該 よ保 り険 保事 険故 金に の係 支る 払預 を全者 る等 旨に の対 決し、 定 をそ すの る請 こ求 とに を基 要づ 件い とす、 る保。険 金 \mathcal{O} 支 払を す るも しのとす 5 る。 ただ 第 種 保

4 2 払 略の構 す険 ることと が発 で生 きし さる。とき は 該 保 険 事 故 に 係 る 預 金者 等 に 対 Ĺ \mathcal{O} 請 求 に 基 づ て、 政 令 で 定 8 る 金 額 \mathcal{O} 範 用 内 . で政 令 で 定めるところ ょ 仮

2第五(係 る 保 険 金 \mathcal{O} 額 等

5

一本二 五 に と以と支十一 係支す上い払四般 ふく, 工、 仏四 る払るあう対条 元対 。る。。象 金本 本象 と)一(等 きを般略に は、保険は、保険に 基き係 準はる額、保 に保険 対険金 応基の す準額 る額は 元及 本び前 は保項 `険の 次基元 の準本 各額の 号に額 に対(定応 めすの るる額 が同一ところに に係人 よるに り利つ 保息い 険等て 基の二 準額以 額を上 に合あ 達算る すしと ⁽るたき ま額は、 でと 当すそ 該る。合 各の合計 にの額 規場 定合が すに政 るお令 元いで 元 本 て 、 め 額元る を本金 合の額 計額(しが以 た同下 場一 合人保 な のに険 当つ基 11 該い準 ŧ 元て額

本象 を完か だ預金 る等。に 係 る 債 権 \mathcal{O} う É 担 保 権 \mathcal{O} 目 的 لح な 0 7 11 る ģ \mathcal{O} لح 担 保 権 \mathcal{O} 目 的 لح な 0 7 11 な V t \mathcal{O} が あ ると き は、 担 保 権 0 目 的 لح な つ 7 11

- 108 -

を保(ア 超険略支前で前支 え事)払号定号払 対のめの対 象場る場象 一合ものに般 預おをお預 **頂金等に係る債権** をいう。次号に係る債権 いて、支払対象 がある等に係る債権 権象お象権 で一い一で 担般て般担 保預同預保 権金じ金権の目に 的係の係的 とる低るとな債い債な つ権も権つ てでのでて い金に弁い る利係済な の同じないものが同じないものが同じないものが同じないものが同じない。 一人についたのかについたのが同一人についたのが同一人である。 人につ い以 て上 一以上あるときい るは、 きそ はの `弁 そ済 の期 金の 利早 (利も 率の そに の係 他これ にを 準先と るす もる \mathcal{O} で

五四 令 人につい 上てあ二 のるとき は、と 機き 構は、 指機 定構 すが る指 も定 のに係っているも るの 元に 本係 本を先とする。 係る元本を先と んとす

を保 避えると と き係 はる、預 そ金 の者 者等 はに、つ そい のて 超支 え払るわ 金れ 額た を前 機条 構第に四 払項 いの 戻仮 さ払 な金 けの れ額 ばが な ら第 なー い項 °反 75 第二 項 \mathcal{O} 規 定に よる 保 険 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} うち 政令で定 めるところによ ŋ

が

に (係 険 金 \mathcal{O} 額

2第か又 五(かは前十決 わ第条四済 ら六第条用 ず十三の預 `九項二金 こ条の れの規 れら一次 の第は、 規一、 険 定項そ ーのの と貸有 あ付す るける のに支 は、気は、気は、気は、気は、気は、対対象を 第払決 五対済 十象用 四決預 条済金 の用に二預関 第金し 一の保 項払険 の規定には原本故に係る かけるかて預 かわらず、当時のでは、当時のでは、当時のでは、 該つ保 規い険 定て事と と用に と読み替える。
用する。この見 るものといれる場合に発出 すお第 る。て、の 前仮 条払 第金 三項中が を 前受け 項て のい

規る

定場

に合

一託第一に号業一の係 る 系 号保る 掲をに険預 げ営規事金 ら関託し の第二号に掲げて金融機関の げに限の 領を控以て有等が確認 額産条年 に管第金 いる金額を担ている金額を担ている金額を担いる。)で を加えた金額とする。 である場合におけるその会若しくは同法第六十一条会におけるその第八十八号)第二条第七百 の条項 者第第 \bigcirc \rightarrow \rightarrow 保項号 険第ロ 金三に の額は、日常に規定するな 保す資 険る産 金事管 計務理 算の機 規受関 定託(に者同

ま 三一か(法五) で前も ・か信第十確 当項の保二わ託八四定 すに金いるよ計で 元り算現 本第規に の五定当 額十に該 を四よ資 合条り産 計二年 場のの関 合規額等 日の元を 記を 記を 記を 記述 とされ と用る金 がる。場合に対象を関し対し、 して お け る保険 有す っる支払: 基準 対 額 に 象 預 対 金等に 応 す Ź **元本** 係 る債 は、 権 のうち 次 0 各 号に 確定 定 拠 めるところ 出 年 金 \mathcal{O} 積 に 77 ょ 金 り、 \mathcal{O} 運 保 用 険 に 基 係 進 る 額 t に \mathcal{O} 以 達 す 外

4 に 係当へ は関等の 支 払 1対象 預 金等に係る債 権のう É 当 該 加 入者 等 \mathcal{O} 個 人別 管 理 資 産 額 相 当支払 1対象 預 金等債 権が二以 £ あるとき は、 機 構 が 指定 でする t \mathcal{O}

る場合に は、 当 該 各 号に 撂 げ る 日 から一 月 以内 委 員 会 \mathcal{O} 議 決を 知 が あ 経 0 て、 当 該 各号 \mathcal{O} 保 険 事 故 に いつ き 保 険 金の 支払を する

六合議の合にば次 条の決発の関なの 第ほ又生ほしら各 一項の第一次には、第一項の第一項の第一次には、第 議種得機種五 若保ら関保条 し険れを険第 く事な一事一は故か部故項 は 同意が 得られなか の 同項の規定による 通 で で に たことを 機構が知 で は で に よる 通 で に よる 通 で に よる 通 の 規定による 通 の 規定による 通 の 規定による 通 かかの 大きな とした ことを といた ことを と と と 機すた保そと 構ると預のき が合き金知 知併る転行を転行るの通り と業通株き譲知式 破滅があった で変換若い 知付たしつ保日く は 株 式 移 転 又 は 会社 分割に係る第六 + 六 条

2 (支払の決定) 第五十六条 機構は、次 (支払の決定) (支払の決定) (大人の決定) た預 日金移 転 式交換若 は 式移

一下い五 〜「う十資 七資 、九金)条援 金 金銭は、合併ない。 一という。) 機構が、合業を行う会 併金 を等融 行を機 う援関 こ助で とす破 をる綻、た金 機め融構、機 機関では 込げい さまことがおる措置 が第一 できる。「救済金融 揭融 げ機 る関 措一 置と にい あう っ゜ ~~ は又 `は 第合二併 条等 第を 五項う 第銀 五行 号持 に株 掲会 げ社 る等 会(社以 に下 対 _ し救 て済 行銀 う行 も持 の株 を会 除社

、等

以と

金融金す 計機融る次 算関機金に 規が関融掲 定そが機げ にの合関る よ事併がも り業し存の計をて続を 算他金すい 昇他並っ、 しの融るう。

5 43 〈一するに 六 五 四三 三二一 7 〈ると応第 (算に にる 総 のあ 前 六 °きじ一略規設破対も破理破二つ事破破項 円当項 定立綻応の綻大旋 て業綻綻の 一定立綻応の綻大綻 て業綻綻の にさ金す(金臣金付当譲金金 -よれ融る権融及融保該渡融融合 りる機預利機び機預債等機機併 計金関金義関財関金務で関関等算融を等務を務の移に破ととし機当にの当大株転保にの当 た関事係一事臣式 険金の併は た金機合 保融関併 険機を 金関設 のに立 額譲す に対応するためである。 る 取 得で すも るの 当 預へ 該 金事 破 等業 綻 にの 金 係一 融 る部 機 債を 関 務譲 \mathcal{O} を渡 業 含す 務 むる **t t** \mathcal{O} 健 のの がに 全 カン 伴あ 0 うつ もて 適 切 のは な

保保産業をはいるものである。 にる設むせ収の機 対も分もる分を関応の割のも割実又 金義新もつ吸た持 等務設のて収め株 にの分には分に会係一割限、割行社 融当 機該 関破 の綻 預金 金融 等機 に関 係が るそ 債の 務事 の業 承に 継関 でし あて つ有 てす 当る 該権

を継当 含さ該 むせ破 もる綻 のも金 がの融 伴に機 うあ関 もつが のてそ にはの 限、事 る破業 綻に 〜盗関 融し 機て 関有 のす 預る 金権 等利 に義 係務 るの 債全 務部 の又 承は 継一 で部 あを つ当 て該 当新 該設 債分 務割 にに 保よ 険り 金新

債利

務義

に務

保の

険全

金部

計又

算は

規一

定部

にを

よ他

n 0

計金

算融

し機 た関

保に

険承

金継

のさ

額せ

計た

渾

営

を

確

保

す

るた

 \Diamond

に

必

要

な

事

項

L

7

内

閣

限破

る綻

金

融

機

関

0

金

等

係

る

債

務

0 引受

け

は、当該のは、当該のでは、当該各号の 合に掲 等めげ にるる 係資資 る産産 救にの 済つ買 金い取 融てり 機行は、関う、 又も合 はの併 救と等 が済銀行:サ(第二 持一項 株項に 会の規 社規定 等定す サは、当社のようの合併によるは 該申等 破込を に に な に う 融係 機る以 関資下 関と連名で、数 質金援助のうた。) にな 機ち係 構にる が合破 当併綻 該等金 資に融 産係機 のる関 買破の 取綻資 り金産 を融又 行機は う関次 の資産 機のに 構買掲 に取げ 申りる しが合 込含併 むま等 もれの のて区 とい分

32第 に 五(つ前前十₂ い条項九金 て第の条援、六規の助 そ項定二の 準は申じの 用前込 特

すニみ る項は、。の、 規当 定該 足による申に 込係 みる を破 行綻 つ金 た融 救機 済関 金と 融連 機名 関で 及行 びがも 綻の 金と 融す 機る 関 に 0 11 . て、 同 条第 七 項 \mathcal{O} 規 定 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 によ る申 込 シみを 受け 機

該機 申構 込は み に第 係五 る十 資九 金条 援第 助一 を項 行若 うし かく んどう か四 を項 決 定第 し五 な十 け九 れ条 ばの な三 ら第 なー い項 $\overset{\circ}{\nabla}$ は 第 关 + 条 第 _ 項 \mathcal{O} 規 定 によ る申 込 4 が あ 0 た とき は、 遅 滞 ゚゚なく、 委 員 会 \mathcal{O} 議

講つ約す第場等第 を益資と規内も規約が金寸定閣の定 資臣場決 金及合定援びにを 助財はし 別を行うに たとき 旨並理は、 のび大 決に臣直 定経及ち を済びに、 し産財 たときときとき さは、当該資品とする。)に日本びに厚生がに厚生がに厚生が 冥 生事金に労項 援報働を 助告大内 のし臣閣 にば当臣 係な該及 るら決び 金な定財 融いが務 機。株大 関 式臣 会社 又 は 商該 銀 行 工決 持 組定 合が 株 会社 中労 央働 金金 庫庫 \mathcal{O} を又 間 当は で当 事労 者働 該 と金 す庫 資 金 る連 合合併会 援 助 に 等を 関 に当 係事 る者

等

لح

す

のときち すはに る当損 該害 利担 益保 のが 額含 のま 一れ 部て をい 機る 構と にき 納は、 付 し当、該 又契 は約 当に 該係 合る 併金 等融 に機 よ関 り又 当は 該銀 貸行持 債株 権会 を社有等 すは ること 当該 と契 な約 るに 者お をい して、 機当 構該 に損 納害 付担 さ保 せに る係 たる

決 \mathcal{O} 告

2第合法 六(会律前十株 又第項六主 は二の条総 労十一 働二株(等 金条主略の 庫第総` 若六会し項等 くだこ は規と 労定は、 働す 金る銀 庫場行 連合等 合に 会あ銀 公(以下は、 信株社 用主等 金総又 庫会は 等及株」び式 と同会 い項社 (の株主に) に総合 あ会り てを、庫 総信に 会用あ 文金では庫で 総若は 代し株会く主 をは総 い信会 う用又 金は 庫種 連類 合株 会主 信会 用(協金 同融 組機 合関者の し合 く併 は及 信び 用転 協換 同に 組関

合す

連る

構

略

の係六 にる十業 い利条の て義 は務適続 期を格の限当性特

略つ権七務 満該の例 了適認 ま格定

な用去。 い秩十財 °序八務 の条大 維 持内へ に閣の 重総協 大理議 な大影臣 響は で性等、のを を 与そ 期認受 えのる行 限定け の等た定に救 おお それと め係済 のる金 な合融 がす い併機も、関 ある る適 の事は、 と格 認性 に業 つのそ めの る認 い譲の と定 て受営 はけ業産 き等 はに `係 継付し ある の保く ら合 日預は か併 か金事 ら移業 じ等 めの 二転に `た 年又関 信め 以はす 用に 内会る 秩機 の社法 期分令 序構 間割に のに 維よ にによ 持る 限より め、これなり承継した を資 図金 る援た助 めが らたが の場で に行 契合き約にな 必わ 要れ

にはい業

すこ務

るれに

業ら属

務のす

を契る

継約契

続の約

すう又

うること期代は制限

が限さ

でのれ

き定て

るめい

°のる

あ契

る約

なた

措な

置ら にば、関

し機

財の

務財

大務

臣の

に状

協況

議が

し著

なし

けく

れ悪

ば化

なし

ら信

`構

関

特るあの当条をれて関 定特る二すの支を、そ為護 決定の第る規払支かの替 済決は一預定対払つ他取債済「項金並象対)の引 務債特中へび決象支金そろろと、一務定「外に済決払融の とに決決貨第用済対業他 す係済済預百預用象をの るる債用金二金預決営金 。債務預そ十の金済む融 第一年の大学に対するという方は、一年の大学に対するという方は、一年の大学に対するという。これでは、一年の大学に対するという。 とる政預一預払外る定 あの令金を金対のもめるはで」 あの令金を金対のもめるの「定と用払決のそ取 済同預係場ぞ係項定融 済債務」と、第五十二 関係等に取り、 はなび次条第一項において、このは ではるではいて、このは ではないで、第五十二 ではないで、第二十二 一対済決第一る定に貨項象用済一第債決おで 中決預債項五権済い支 「済金務中十者債で払 支用」に「八を務」が 払預と係次条預¹決行 対金いるにの金と済わ 対金いるにの記されると ないるにの記者と の保掲二者とう で保掲二とう。 をあいか。 との解ること。 があるにといる をあるにと の係と件章定にいる

五四三二一計がた六人 者第れ第 金 算あ保十決 第と一準六特民民融会更破破第しる険九済 一の項用十別事事機社生産産七たと金条債 項関のす四清再再関更手法手十保認のの務 生続第続四険め額三の 法開九開条金るに 第始十始第のと対機済 三の一の一額さた構り 十決条決項のはすはた条定第定又合、る、め

第を一をは計委支次の 一受項受第額員払に資 項けのけ二に会対掲金 又た規た項達の象げのは破定者のす議決る貸 に始命該済決弁 よのず申債済済 る決る込務債へ 処に金け四も二 分お融を条の第 決項一定の及 破機 綻関 金で を規たび 融あ す定め同 る及に条 機つ こび必第と同要二 関た 者 が条と項 に できる。できる。 限

おの準

い貸用

て付す

準ける

用の第

す申五

る込十

第み四

五を条

十受第

四け三

条た項

第場の

項に定

のおに

規いよ

定て、計

よ必算

り要し

三合規

 \mathcal{O} 更 生 手 続 0 特 例 等 に 関 す る法 律 第二 十二 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 による保全管 理 人による管 理 を命 がずる処 分を受 くけた

にいよの項の七六 掲てり場の命十十 げは次合規令九四 る、のに定を条条 者当各おは受第第 該号い前けーー 当各にて項た項項該号掲、の者のの 破にげ同規(規規 産定る条に該に 手め者第に該に 手続れている。
おおれている。
おいれている。
おいれている。
おいれている。
おいれている。
おいれている。
はいれている。
はいれているいでいる。
はい にた事た散人よ

さ貸者とをにる れ付ときする管たけすにるる理 はるではないでは、合いにないでは、合いにないでは、合いにおいていいないが、このとのは、いいないのでは、いいないのでは、いいないのでは、いいないのでは、いいないのでは、いいないのでは、いいないのでは、いいないのでは、いいないないのでは、いいないないないでは、いいないないないでは、いいないないないでは、いいないないないないでは、いいないないないないないないないない。 な金に同てず処す融係条金る分 。機る第融処を 関一四機分受 にと項関をけ 係あので受た るる規あけ破 破の定つた綻産はた破金 手`前者綻融 続「項に金機、にの限融関 更係規る機 生る定。関 生る定し -手^し に 続とよ

読り

再み貸

生替付

手えけ

続るを

又も行

はのう

特と旨

別すの

清る決

手 を

お け

る機

以

外

 \mathcal{O}

定

たときに

0

11

て、

そ

破

(別人) 第係規る条算生生法 に定。第開法法 号おにこ三始第

- 111 -

四三二 第第 一一第再第 項項一生一 第の項手項 二決第続第 号定八開四 又に号始号は基にのに 第づ掲決掲八くげ定げ 号資るをる に金者受破 掲の け綻 げ貸当た金 る付該破融 者け特綻機 はに別金関 要清融 同す算機当 項る開関する開関である。 貸見の当生 付込命該手 けま令再続 にれ 生開 係る 手始 いるこのは、 続の 開決 始定 \mathcal{O} 決定 律第 の六 適十

法

用四

に条

つ第

V . -

て項

はの

金用

融に

機つ

関い とて

みは、

。項

 \mathcal{O}

資

金

援

助

12

要

す ると見

込

ま

れ

る費用

لح

4

なす

`適

かわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、治療を負担する金融機関及び決済債務となる決済債務が当該金融機関に係る支払不能等がら当該決済債務のに介護してという。以下この項において同じ。)より後に生じたのでの規定において同じ。)より後に生じたのでの規定にかかわらず、その有する債務を負担する金融機関に対して見担するとができない状態にあるより後に生じた決済債務。当該支払不能等から当該決済債務とは、決済債務とは、といるのは定を金融機関に係る支払不能等がら当該決済債務。当該金融機関に係る支払不能等のにより、資務を負担する金融機関及び決済債権者(当該決済債務に係る当該金融機関及び決済債権者(当該決済債務に係る当該決済債務とは、決済債務に係る当該金融機関及び決済債権者(当該決済債務に係る当該金融機関及び決済債権者(当該決済債務に度法等の特例) 債権に係る当該金融機関 所責権者は、会社法第五 を払不能等(支払不能等 を対不能等(支払不能等 を対不能等(支払不能等 を対不能等 を対不能等 を対容とする。)、支 を内容とする。)、支 関関五該支(すけ)がす百金払当るたか 負る十融の該契者つ、 担法七機停金約を、 済用産百生く険のの債す法二手た事項決 務る第十続め故に済 当並七用開う締が他 該び十す始ち結、の 各に二る若弁し相金 号民条場し済て互融 に事、合く期いに機

より、前条第代という。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいう。)またいい。 一付約務じで係 たのる 当間破 該に産 金融機関に生続開始の に該の 対金決 し融定 で機で、負関更 担に生 す対手 るし続 決て開 済負始 債担の 済る決定、ア 済再 債生 務手 該始 支の 払決 不定若 等よく

項けに にをつ 規行い 定するでは、 るの、決決適 済定用 債がし 務あな の弁済があるときに

E ょ り、 を 行 済 債 務 \mathcal{O} 種 類 弁 済 \mathcal{O} 度 額 及 Ű 弁済 を す る期 間 を 定 \otimes るとき あ 5 か じ 8 機 構 \mathcal{O} 意 覚 を 聴 か な け れ ば な , vp.,

5 4

ーと金第第会七(き等九五社十業 そ大金融融該しお条合内財 に掲げる要件のいずれか を関いては内閣総理大臣、財政 がその財産をもつて債務 を開める場合若しくは金融 がら第四項まで、第七十 であること。 であること。 では金融 がずがずずが ががずが がら第四項を がりてあること。 では金融 がは金融 を完済すず がすずが ががずが ががずれかす がある。 ががずれがすずる処分に係る金融機関 を金等では、一般を表現のでは、一般を表示した。 る払が条業労 る処分(以下「管理を命ずる処払戻しを停止した場合であつてができないと認める場合又は金条第三項において準用する場合又は金のである場合とする。次項、第四項(労働金庫連合会である場合にあ) 要業第お理 を件務八い大 すの若十て臣 っいる るいし条準及 こずく、用び とれは第す厚 がか財八る生 でに産十場労 き該の四合働 る当状条を大 。 す況第含臣 るに一むと るに項うし、 認ら並 めしび及株 る預にび式

らが かすず業 かに該当れるおそれ すがれ部 でがあた。 認なる上めいこ又 る事とは解 と態 きが 散 は、ず が 行 当る わ 該お れ る場合 金そ 融れ 機が 関あ に は、 にる 対と 当 該 管理旨 金 融 をの 機 関 命申 ず出 が るが 業 処あ 務 分つ を を を す場 行 つて っること 11 る がい 地 でて、 域 きる。 文 は 分 事 野 態

こ再一再 と承条承 を継 継 銀再金 機行承融 構持継機 に株を関 申会行等 し社うに 込等金対 むことがいる資 がうで金援 ン 継助 機で 構な がい `者 再(承以 継をこ 援の 助条 すにるお たい んめて 資再 金承 援継 助金 (第機 五関 十二 九と 条い 第う。 項) 第又 三は 号再 、承 第継 六を 号行 又う は銀 第行 七持 号株 に会 掲社 げ等 る() の下にこ 限の る条

ンお

をい

行て

- 112 -

をは、

可会

す社

ることに法第五

が百

で条

き第

る。項

及

び

第

五.

百三

+

七

許

7 6 54 3 2 た除件機承ま 六五四三二一 六 五 四 三二一 めくに内関継で第第 第る る 及 渡 前 略にも該閣 金の五一前前前前前一場承場承び承す承承承項 限がはお会一て項担設収式業併併の買る買るの金 全関融次 る行、い社条準及保分分のの 買い新い吸を融 。わ当て等中用びは割割取譲当当取取設取収実機 のスチャーなと、 部が機に (合関掲 当併がげ 該し存る 承て続も 継金すの 銀融るを 行機合い の関併う 資を 産設 の立 が他機項行再つ第継立資れの金融再除り除り 部る での関の持承い一のさ産た資融機承く当く当 き債又申株継て項区れで銀産機関継 °該 °該 を合 機併 構 が 買 V 業(にいるが 業) 当該じ設を融そ では、分の機の では、分の機の 承 取 継 る 資行いみ金用項該資に 銀 渡合併当割事関事 一合に す及場替融すの各産よ 行 に併前該に業に業 \mathcal{O} よ前に各よに承に 業 あ りに承号り関継関 務 0 譲承継に新しさし \mathcal{O} り継銀定たてせて受銀行めに有る有 健 は、 全 け行のる設すもす そ か たの資資立るのる 0 0 も資産産さ権 買 適 承てつる承継、い貸継 の産でにれ利 利 切 V 機し行構、が であつる義 義 な 取 銀第て付銀行五、債行十同権の あつい金務 務 運 6 に書前 つたて融の 営 \mathcal{O} n たものに、後期に、 全 を よ面項 る と九条に資 、条第つ産 第二いで 資 るにに 部 確 資よお 産 保 (当 に限の承当 金りい す に 援、て るた 救三項てあ 該 係 る部 助再準 済項か行つ 承 金中らうた が承用 継 \otimes に 行継す 融「第もも 銀 分 わへる 機救四のの も行 行 必 を れ第同 関済項とに 要 除 \mathcal{O} のの Ŝ. ることがに条第三項 金融である。 資 資 な

事

項

7

閣

総

理

大 に

を

他

 \mathcal{O}

金

融

機

関

産

 \mathcal{O}

を

機

構

が

V

産

 \mathcal{O}

を

機

構

が

買

1/1

取

る内の金債 認 三 二一、用百(自容健融(内定内こ 費 当秩二金) 己を全機元閣を閣の破用破へ該序条融 資有性関利総行総章綻の綻略措の 危 本すのに金理お理に金額金) 置維内機 そる確取の大う大お融を融 のも保得支臣と臣い機超機 を持閣に 講に総対 他のにさ払はすはて関え関ので資れに、る、「にる又財あするつ第と労第該とは務りるもい一き働三当見そ ず極理応 るめ大す 必て臣る 要重はた の、社のて項は金号す込の状か債で劣各、庫措るま財 が大、め あな次の る支の措 況つとあ後号あ又置銀れ産が、しつ的にらは「行るを 旨障各置 のが号の 適当てて内掲か労と等額も 当該内、容げじ働いでのつ 認生に必 で認閣銀をるめ金うあ資であ定府行有金、庫。つ金債 るが令法す融経連で接務か行・そる機済合、助を 下そ金認これ融定 その以済 どわ財の特関産会 うれ務他約の業に のが機 かる省のがう大対 財下す 章あ関 のこ令法付ち臣し 基とで令さ内のて 産こる にるに をのこ おとつ も章と い認い 準を定のれ閣意認 てめて に条め規た府見定 つにが 照件る定も令ををらともにの・、行 「る当 認と該 ておで 債いき 配定」といいる。 務てな をしい 務、該きり省ぞと 内当当定、令れす 完第金 済二融す号機 い金定 容該すめかで聴る う融め の金るられ、めなき 健融もれ、めなけば、 全機のる当るに 9ること と 当 °危る 一機措 を対置 性関に自該もれ がと該 行応が のに限己認のばあ でい金 う会講 アニとが 以ばられた 確取る資定にならない。 保得。本が係らかじ、 それることであるに、 きる。機 関 資れ若のわ認いめ できる \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 保 るのれ °章ば 険 生労 事 百 故 カン とあ式のをう 働 十一 ら我 しつ、大学とすると 大臣 0 第が 条 き 八国 章又 カン 保 \mathcal{O} 意見 閣銀金適し場 5 険 まは 府行の当て合 令法配で、に 第 金 で当 を 百 \mathcal{O} に該 • そ当あ当お +支 お金 払 財の及る該い 九 株 い融 務他びか社て 式 条 て機 を 省の残ど債、 まで 会 行 一関 社 会が うときに で令財か係該 商 \mathcal{O} 議業 定の産のる認 規 務 工 とをい行っ め規の基債定 組 定 る定分準務にもに配にが係 要 合 に うって す 中 定 ると 央 の基に照消る \otimes \sim_{V} る にづつら滅金 金 該きいしし融 庫 見 のる 当定て財又機 に 置 込 議地 対 すめ優務は関 ま を域 るら先内当が 以 経の L れ

もれ的容該社

当号第

該に三

再掲号

承げに

継る掲

行併る

うを要

あ機及る関び

の一第

はと六

「あ項

再るか

承のら

継は第

金 「八

融再項

のそ貸し にの借 限他に又 るの係は。財る金 一務債銭 をの務の 締状が消 結況消費 しが滅貸 て適し借 い当又へ きる該金 はか金の 、ど融支 当う機払 該か関に 社債を進済では、 当に金劣 該照銭後 株らの的 式以財費貸い 当内借有 該容にす金の係る 銭健る特 の全債約 消性権が 費のが付 貸確取さ 借保得れ ににさた つ資れも いするの て、 るもの を のあ 当銭でり 該のあ 金消つか 融費てつ、機貸 関借銀当 のと行該 自し法認 己てそ定資内のが 本閣他行 に府のわ お令法れ ける財務にあること 扱省定を い令に条 をで基件 決定づと 定めきし

87 6 54 該 の する定 内内金内申内第るもめ、に閣閣融閣込閣三ものら当限 総総機総み総号のにれ該る 理理関理を理措と該る金大大を大行大置す当自銭 たんでんれた値り当日或を 臣臣子臣う臣にるす己のを はは会はこは係。る資消発 、、社、と、る も本費行 認第と認が第認定三寸定で一定 を項るをき号は 総定の内容を1 はならない。 該支 認障 定を に回 係避 るす 金融機 関が 又で はき 当な 該い 金と 融認 機め 関る場 子合で 社な とけれ るば、銀 行行 持株会社は 等で がき 第な 百い 五. 条 第 項 又 は 第

国そる定 会のとがに内と第 報容も一 告という な表官置けし報に れなに係 ればならない。により、これを公生により、これを公生 °告き しは な前け項 れの ば規 な定 なよ しいり 。定 \Diamond た 期 限 を当 該認 定に 保る金 融 機 関

当

項

 \mathcal{O} 決

分込 をみ すに んることが、 著号 株 世代世代 式 困を難行 が 交 分 でう さ あべ ると旨 ħ ること 認の め決 を ら定 11 れを · う。 る場合 合での 以

の類の 事の種 由株類 が式の · 生 じ たことに より 転 換 É れ た 他 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 株

約割の請に 付さで求取社れあに得 債又るよれには場りれ 新併合転、株合に換そ 予さあさの 了約権が付されるのでは、そののでは、その種がは、その種が使いの種類のは、その種類の種類の種類のは、の種類のは、の種類の引換えに他の れ Ċ るときにその 行 使に ょ ŋ 交付 さ れ 株 式及 び に

の次に掲げる方等行持株会社等がみた出資について公 策そ分の 実財さ 行産れ がをた 見も優 近のて債権 なこと。 なることが "でき な 11 銀 行 持 株 会社 一等でな

3 2 第 る員 と 係百(た会第み前る十年 めの六な項認条理 に議十すの定を必必に議一は必要の定義を必要ので、一般のである。 定行閣ずにわ総る 要を条 な行第 節う二 よれ理処 囲場項 るた大分管場臣及 を合に規 理合はび をに、資 命は第金ず、百援 い適 る第二助処七条の な用第 いしー とな項 分十第特 認いの が四一例 認めるといの規定に あ条項 つ第又 た一は き場よ 場項第 は合いに管 合及百 にび四 当お理 お第条 該いを け二第 資で命ず る項八この項 援委る の規(法定第 助員処 律に百 を会分 行はをう、受 のか五 適か条 旨当け 用わ第 の該た にら八 決資金 議金融 て直び を援機 は、当該に、当該の第百六条に す助関 ることが当該に が金金 処該第 で融融 分認五 を定項受にに き機機 る関関 のと け係お たるい 財し 務て 融融準 の行 状況合 機機用 関関す こにる に併 照等 破対場 続に、管理を含め らに し係 当る 該資金 機理む (関を) (関を) 金援 援助 除ずの くる規 。処定 助に ここで 係い 一分に はをする て同り 破る第 併条 等第 綻も二 が一 金の号 行項 融と措 わの 機す置 れ委 関るに

)著百(をし二金 行い十融 : う混六シ こ乱条ス とがのテ が生ニムでずの きる内安 るお閣定 そ総を れ理図 が 大る あ 臣 た るは、の 認次金 めの融 る各機 と号関語を は掲の げ資 会る産 議金及 の融び 議機負 を関債 経等の て に 秩 、 つ序 当いあ 該てる 措当処 置該理 を各に 講号関ずにす る定る 必め措 要る置が措の あ置必 るが要 旨講性 のぜの 認ら認 定れ定 んなけ 下このれば、 章我 及が び国 次の 章金 に融 お市 い場 てそ _ (T) 特他 定の 認金 定融 シ とス いテ うム。の

下この

章

に

お

1

なと

いす

る 一 に 。外項特内内係 一一関関る 国に定閣閣る 銀規第総総金 行定二理理融 支す号大大機 店る措臣臣関 特置はは等 外定に 国保係特第当 保険る定四該 険会特認項金 会社定定の融社と認を規機 等み定行定関 そなにつに等 のし係たよを 他てるとり金の、保き決融 令二又該とき子には特別の 務十国認は等 省章保定、と 令及険のそす 対条険報し及び機能を発生した機能を 第第第なれ構一二二はに 項項百れな通 のの六ばら知規規十ななす 定定条ない。 を の ここい と での(第ない) もに、 用れ項 にらに 関の規 し規定 必定する な係破 事る綻れ 項罰保 に則険 つを会い含社 れ を 公告 L なけ 内を法 閣適第 府用 れ 令す百 ば ・る七 財。十 なら 財 な 務 条 省 \mathcal{O} 令 六 0) で 六第 定

1312 11 1098 \Diamond る特第 事定六 由認項 が定及 生にび じ係第 たる十場者項 合はの に、規 お当定 い該の て者適 もの用で銀に こ行関 の法し 法第必 律四要 の条な 規第事 定一項 の項に 適のつ 用内い に閣て つ総は、 い理 て大政は臣令 `ので 金免定 融許め 機がる 関取 等り と消 みさ なれ たこと又 は 当 該 免 が 効 %力を 失 つたことそ \mathcal{O} 他 内 府 令 財 務 省令 で

分か条七働(この) 下場項においては、 定あ条い株定 る次におる工程で る表におる工程で る場とはおりません。 処げて合合を 分る準を中命 」要用含央ず をすることができることができることができることができることができると別になると別になると別になると別になると別になると別になる。 き認八三で労 いる。この担心のある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある。 場は一二に労合、項十あ働 に当並六つな お該び条では は ない。 て定第七内合 は認百第閣会 定二一総又 第に十項理は 七係六、大労 十る条第臣働四金の百、金 及機一百産る び構は二業場第に、十大合 五よ特六臣に 項る定条とあ

を介えている。 一人条第一項及び第二項(これらの 一人条第一項及び第二項(これらの 一人条第一項及び第二項(これらの 一人条第一項及び第二項(これらの 一人等所面に大力を会した。 一人等の二(同法第六十二条 一一条第一項及び第二項(これらの 一一条第一項及び第二項(これらの 一人表明一条において、特定管理を命ずる 一人等の五金融時定管理を命ずる 一人等の五金融時定管理を命ずる 一人等の五金融時定管理を命ずる 一人等の五金融時定管理を命ずる 一人等の五金融時にさせ である。 である。。 とする。。 るに法規に理の処項条合に条のずせ行るあ人定つを旨分に第をお、規るるわ るあ人定つを旨分に第をお、規るるわ のつ等すい命ををお四含い第定処おれ はてでるてず機受い項むて五を分そる「はあ特、る構けて及。準十信をれこ預内る定そ処にた準び)用七用受がと 金閣場管れ分通金用第並す条金けあな 金閣場官れ分理金用第亚す条金けあなく、 保総合理ぞが知融すりに場合にを 険理にをれあす機る十に場合法第融と 第臣、古のでは 第臣、古のは 第日、は 第日 は 第日 融 機 関 等 \mathcal{O} 五び大た合機にで規労一第第十、第経臣同に構よあ定働条六六二業 業 務 一済及法おにりる並金(十項条務項産び第いつ、場び庫信五にのの \mathcal{O} 全 頃産び界いう 場では に業厚百ていこ合に法用条お二執 規大生二、てれに保第金並びて同並 定臣労十会、をあ険二庫びて同並 すと働六社一公つ業十法に準法び るす大条件 \mathcal{O} 廃 止 又 特る臣の生社しは第条二険す五財定。と二法団な、八第十業る十産 は 定 () 解 散 が 行 わ れ る般融定第般な利第第及の。に処 処社機す一財いに二五び十)お分 分団関る項団。つ項十第五及いを が法等金中法・いると る場 合 あ人が融「人 つ及株機裁に てび条十第第準う は、 も第並八五六用権、九び条十十す利 たび式関判関 同十にの七七るは 場一会等所す の 様六保八条条場、と条険、第、合機 合般社がしる 廃 の財商労と法 止 預団工働あ律 すの業中六労を構 又

ず る 処 分 が あ 0 たとき は 当 該 金 融 機 関 等 係 る 特 別 監 視 は 当 該 特 定 管 理 を 命 ず る 処 分 が 終 了 す る まで \mathcal{O} 間 停 止 す

第第き百 百な二株 号七い十主 の十お六総二一そ条会 ま条れの等 で第が十の、一あ三特 第項り 別七、、株決 百第又式議 八百は会等 十九債社に 土・務で代 条九のあわ 第条支るる 一第払特許項二を別可 及項停監、止視 第第し金八二、融 百百若機 四四し関 条条く等 第第はが 一二債 可項務そ の、のの 規第支財 定二払産並百をを び五停も に条止つ 保第すて 業項お務 法、そを 第第れ完 百四が済 三百あす十四るる 六十場こ 条七合と の条にが 規第はでき た 項 当 ず 、 。 か第特若 わ四別し 裁六融の 判条機財 所 関産 の第等を 許四はも可百、つ 可百 を六会て 得十社債 て、条第を記 次第百完 に一十済 掲項一寸 げ第条る る一第二と 項か項が

をら

`で

金法組金る第

る十法小項働含に

てる。 \mathcal{O} 株こ 第行類 主の 場 二に株 百係式 合 五るの に 条同発 お 第条行 同い 二第の 項で、 項二た \mathcal{O} 株第 の項め 規にに 主一 総号 定規必 に定要 会に よすな の掲 るる定 日げ 同募款 i る と事 条集の 第事変 あ項 一項更 るを 項の の行 の決当 はう 契約の同談全部 金に 承法取 保お 認第得 険け 二条 法る(会 百項 昭社 四付 条種 和法 第類 四第 1株 十百 項式 六七 年十 のの 規全 法二 定部 律条 にの 第第 よ取 る得 同又 十項 四の ご法第百つ なこれ、 号規 定 第の 九と 百適 十と 二用 九も 十に 条第 六つ 条い 一る のて 項会 十は に社 規法 第同 定第 十項 足する募 項 _ の次 集九 公に 告掲 株条 式第 のげ ある 割項 つ株 た主 当に て規

の又のは式項 株は減同の付 式重少法発種 又要 はな 持一 分部 のの 全譲 部渡 又

部

 \mathcal{O}

譲

渡

いた労働金庫がある場合に

法 は で 第 、 き

第五十三章 当該特別 一番で、若

条別し

水及び第一次監視金 でくはそ

六融の

十機財二関産

条等を

項信て

の用債

規金務

定庫を

に法完

か第済

か四す

わらず、これのことが

裁三で

判及き

所びな

の第い

許五お

可十そ

を八れ

得条が

がは、 これで

では。 及債)

び務で

第のあ

百支る

三三十六名特別監

条止視

のし金規、融

定若機

にしく等

かはが

わ債

裁払産

判をを

所停も

の許可を行って債務が

得そを

てれ完 、が済

次に掲げるである場合にい

事はです、き

を当ず

う特若

行該

は

等には、同様などである特別監督を発行がある特別監督を発行がある特別監督を表して第二とどの表している。 第六十二条の発生に表示する。 第務条が合止視 不の二第で記していることが 条はが 及債 ` 一がる び務そ 項で相 第のの 五支財 第き互 一な会 十払産 七をを 号い社 かおそい 条停も の止つ 第二号の別 三すて 第る債 一お務 項ががまる。 のり、同 ま又じ。

乗馬に三信週取行に 所の移に 大三年間切締止し 大三年間切締止し 大三年間切締止し 大三年に 大三年 一一融項五る外債が のの 項項機の条との務そ 全譲 及及関規のき取のの 部渡 又 は \mathcal{O} 譲 渡

を適法主保合と定会あ役任に融も用第総険にすの)つのをお機つし二会法ある過スた。

中と二五に「つにこ」である。 次る四のる条もるは時選の号二株第の事、総任以下は、週末一と項定代を下 と「第間総項みに時会すこあ保百前会中なつ総)るの り険二」(「すい代のこ項 、契十と会資。で会終とに 及約六あ社本に株)結が は びの条る法金の主がのでい

前保許は第下険類に当常の項険可準三こ業株開該総特

一法の備項の法主催定代別

と第あ金 節第総さ時会監あ百つの資に十会れ株 視

る二た額本お六(る主又のの十日の金い条信取総は終

は六以減のて第用締会定了

金「超級級本 等のた員取保三間少少金第に終時総初険第以す)等百あ結社会に法一内る又」三つの員総に招集ではとしている。

条項同の十の第はる会け時 のの法全八額一総。をて株

十許第部条の項代 設い主

で

きず、

若

L

<

そ

0

財

産を

ŧ

0

債

務を完済

Ť

ること

が

で

きな

V

お

そ

れ

が

あ

又

所小り関働第人融の 得同定等三定の理つて組款を十に条事で、 特別監視金融機関等の役員等を選り続いて「役員等」という。)に引いて「役員等」という。)に引取締役(監査等委員会設置会社に正めた役員等の員数を欠くこととができる。 特法定任条りお取務

選法と 医任することが伝第三十二条になるときは、 八第務 が第 で三機

一百行査は

第四を監又

- 117 -

る に ら 所 お切債 。第つ非二代代前裁(第前けで務 八い訟週替替項判外一項るなの 十て事間許許の所国項の代い支 第即は一公定事びれが会く 六時、項告を務第たで社は 六条、第七条第二項、 特別監視金融機関 特別監視金融機関 による場合にある は、官報に掲載して をしたときは、その決 がある場合にある は、官報に掲載して をしたときば、その決 できる。 をしたときば、その決 できる。 --項る 及お びそ 特日こに 保れ 別本のお 険が 監に条け 視おにる 業あ 法る 金けお代 第場 融るい表 百合 機主て者 九に 関等に当時に対して、「代特別 十お : 1 条て、 送業許別 第 一特 達所可監 項別 の監 規視 とともに、こかので、この時に思いれての時に思いた。 定金 に融 か機 か関 そ所係退 わ等 の在る任 らの ず日 **、**本 決地事す 定を件る の管は、 裁に 要轄 判お 旨を言う 所け のる 公地特 許代 告方別 可表 し裁監な判視 を者 得に け所金 て、き れが融 ば管機 特続 な轄関 別き らす等 監職 視務 なるの 。本 金を 店 融行 又 機わ は 関せ 等る 主 たる のこ 日と 事 本が に適

16 15 14131211 109 項 第 号、 第一 号 砻 しく は 第 し機く関 五. 条、 号に 第 は等 掲 兀 組に げ 十 合対 る事 員、る 条、 相送 項 第五 又 互達 は 会が 第四 十六 社さ のれ 条 項 社た 若 第 員時 又か から、 項 は 並 外 びに 第 国効 会力を 五 第六 項 生ずる。 に 定め + る 条 は 第一 事 外 項 国 項 に 保 係 及 険 Ű る 会 代 第 社 替 等 項 許 は、 可 \mathcal{O} 第 が 規 あ 定 + 0 は た場場 項 代 0 %合に 公告 替 許 0 可 \mathcal{O} に あ 11 係 0 た る 事 日

件

カン

6 2 第 5百0 略の 決 定

げ る 要 件 \mathcal{O} 全 てに 該当 す る 場 合 限 第 項 権約優組定 又 の付先合株処社出中式 は 第 分債資央等を、法金(項 す株第庫株 \mathcal{O} る式二以式こ会条外等、と社第の 申 込 みに が及一も特 著び項の定 係 し同にの劣く項規自後 る特 困に定己特 難規す資約 で定る本付 定 第 あす協の社 るる同充債 措 と協組実行 置 に 係 め組金の利 ら織融他金 る れ金機のの 特 る融関財支 定 場機以務払 株 合関外内に 式 で以の容つ 等 な外ものい \mathcal{O} いのの改て 引 こものと いる との との 資 資 的 受け 等 出又す内 を 資はる容 行 又基もを Š は金の有 き 基にとす 金係しる 旨

実の優は劣若の可種株に等当つ置 場合にあつては、当該劣後特別の種類の様式については、次に掲げる株式会社のでる場合にあつては、その情報として転換されるもので名がその発行会社の構造したあつては、その情がであります。)、株式会社のでは、その情がであります。 債併合転へ 新さあさの の類の 事の種 由株類 が式の 生じ 株 式 たことに が 交 付 . さ より れること 転 換 É を れ 11 、 う。 た 他 以 \mathcal{O} 下こ 種 類 \mathcal{O} \mathcal{O} 株 章 に お 11

一当つ 項該て の金は、 申融 込機当 み関該 に等優係が先 るそ出 金の資 融財に 機産つ関をい 等マはて分割 第債さ 第三項の申記表表を優先品 甲込みに係る対象がすることができ 付 さ れて 象き 11 子な るときに 法い 人金 等融 そ の機 次に掲げる関等でな \mathcal{O} 行 使 に る方策のいこと。 ょ ŋ 交付 さ れ た 株 式 及 び

0

実行

が

見

込

ま

る

ののめ たたの めめ方 のの策 方方 策策

「百~ 号特二特 及定十定 び救六資 第済条金 四金の援 号融二助に機十の 掲関八申 げ等 込 特み もと定^ぐ のい合 い を 除 。 等 しを く 。 マ マ ナ う 一分う 又特金 は定融 指合機定併関 親等等 会をで 社行特 をう定 い特第 う。以下に対している。 下会置同社に じ等係 。 (る) 銀特 で行定 特持認 定株定 破会に 綻社係 金等る 融、金 機保融 関険機 等業関 で法等 な第一 い二以 者百下 . [四] 以十特 下一定 --条破 特第綻 定二金 救項融 済に機 持規関 株定等 会すっ 社ると 等保い 一険う。 と持 い株 、 う 会 社 な 一等い は、者、同、 機項以

構第下

にるて特

一が、 5 七特 定 (略) 等 を 援 す る た \emptyset 掲げ る 下 定 資 金 援 11 を 行うこと を 機 構 に 申 L 込 むこと が で き

全関融げ一関う資 部等機る項等金金 号下定 文二承 はの継 第条金 七に融 号お機 にい関 掲て等 げっで る特な も定い の再者 に承(限継以 る特下。定こ 一特で を株条 行会に うこと、 をと「 をと、 い特 機構に、発定再承 申は継し、金 込機融 む構機 が、等に が特」 で定と き再い る承う。 継 を 援又 助は す特 る定

継融る

金機合

融関併

機等

関を

等設

の立

資す

産るの合

一併

を

機

構

が

買

11

取

る場

合

あ

って

は、

そ

 \mathcal{O}

買

V

取

5

れ

る資

産

係

る部

分

を

め承

構を構を臣の譲がととと条定定に が当が当及株渡そ他合はの承再対 買事買事び式すのの併、二継承すい者い者財のる事金す次十金継る取と取と務他ので無数なに八融を特 るするす大ののの機金掲第機行定 に設けるないでは、ARCはありますでは、ARCはありますでは、ARCは そ新そ吸実定 の設の収施持 買分買分す株 い割い割る会 資該資該うる 産特産特も取 に定に定の得 係承係承 当 る継る継 部金部金 該 分融分融 特 を機を機 定 除関除関 承 (等がそのなる) 金 融 機 当事他事 関 該業の業 等 新に金に \mathcal{O} 設関融関 業 分し機し 割て関て 務 \mathcal{O} に有等有 健 よすにす 全 りる承る カン 新権継権 0 た利さ利 適 に義せ義 切 設務る務 立のもの な 運 さ全の全れ部 部 営 を る(金当 確 保 F 融該 該 んるた 機特 特 関定 定 め 等承 承 に継 継 に 必 承金 金 継融 融 要

す号る十技は定再承て項げに融取金立続に るにと六術「合承継準並るよ機得融さす掲 も掲認条的係併継金用び特り関を機れるげ のげめの読る等特融すに定設等さ関る金る でるる二替特」定機る第再立のれ等金融特あ合と十之定と持関同百承さ資たの融機定 に併前当 よ前に該 りに特各 譲特定号 り定承に 受承継定 け継金め た金融るも融機資

の機関産

関等に

等のつ

の資い

資産て

産で行

であう

あつも

つたの

たもと

ものする。

に限

限る。

あ合ける あ合ける あ合ける あ合ける を対して をがいて をがいで をがい をがいで をがいがし をがい をがい をがいがし をがいがしがしがし をがいがし をがいがし をがいがしがしがし をがいがし をがいが 二承条十て項各(り十継の八、の号当承 六(三第そ規に該継 条第十一項ぞはめ設と の百人項ぞはめ設と 三二第にれ第る分も十十一規準一資割の 四六項定用項産前第条にすすのでに

号第特承場る債金に二定継合申権機

規項再金に込に機

定に承融おみつ関

す規継機いにい等

金融機関等を 十六条の二十二 とする。 一十二条の二十二 とする。 一十二条の二十二 でする。 である。

限

を負特号にも綻二社」で第害新吸株事合合産

特該融れ 定特機な 資定関い 金再等場 援承及合 助継びに がが他お 行行のい わわ金て れることがれることが がが又承 当当は継 該該当金 特特該融 定定特機 再承定関 承継承等 継金継の を融金業 行機融務 う関機又 た等関は めが等債 に引及務 不きびが 可継特前 欠い定項 でだ持に あ特株お る別会い も監社て

五預百~ 十金二預四等十金 条に七等 のつ条の 二き払 第行第戻 一う六し 項も十の のの九た 規に条め 定限のの 及る三資びの金 同一規の 条の定貸 に必条 お要第 いと一 てす項 準る各 用資金に るの掲 第貸げ 五付る 十け者 四のか 条申ら 第込支 三み払 項を対 の受象 規け預 定た金 」場等 と合の あに払 るつ戻 のいし はて(、準保 ,用険 当す金 言該支払いのでは、 対の定 象場に 預合より 等お計 にい算 になった。 保同保 険項険 金中金計「の 算当額 規該に 定決対 済応 と債す 読務る みに支 替係払 える対

る第象

- 119 -

さ機

32第 く 、機機二 * * 構十 と構構委構構十産 のはは員はは九の間、、会、、条買で第前の協前、取 当三項議定項 産規定経銀定

5 4

るのに取視にも決、り金は

はるか協臣、事を定及

当項決特び

該を定定財

協内し承務

定閣な継大

承総け金臣

継理れ融が

銀大ば機あ行臣な関ら

特びなかじ

別財いらめ

危務 °第定

→ ¾

項て

の公

資表

産す

のる

買基

取準

りに

に従

係わ

るな

申け

込れ

みば

がな

あら

つな

たい

き

は、

遅

滞

機大

管臣

理に

銀報

行告し

特な

別け

監れ

視ば

金な

融ら

機な

関い

等

又

は

定

特

定

承

継

金

融

`及ら等か

の定そを融 とをの行機内

等機機 の定にて行に買によ、、よ 取よる当特る りる決該別資 に資定申危産 関産を込機のすのしみ管買 りる契約をでいた。 の買取りをは、 のこれに係る資本は、 をは、 のでは、 のでは をなな資、行続をなる。 結う直の別場 す旨ち買監合

商信び定

品用第が

取金七あ

引庫項つ

法法にた第第お場

五八い合

十十てに

条九同お

衆ルの の 条の 第一 第一 第一

の協れ定

規同たに

定組債係

は合権る

第よ譲定

一る渡事

項金に業

の融つ譲

決事い渡

定業で等がにはに

あ関、係

つす適る

たる用譲

場法し渡

合律な制

に第い限

お六°の

け条

る第

当.

意

思

表

、にの特

れ金機け関牧をあ綻け関破等係約は第関保で第前限び融第決及銀(民三事が融関にの済請る金にの綻のるの特一等険定四項の契機一定び行同法十業 は機債破第第さ権限定の項支及当関務綻五三れ者のに規の店び 契期特にし用規制条 約間定係なす定限の 上内事るいるをの五 のに業特。場長意第 定債の機条権をいうされば、大大国機等の情報等の情報を表示事業別の告別の情報を表示事業別の告別の情報を表示事業別の告別の情報を表示事業別の告別の情報を表示事業別の告別の情報を表示するというでは、大大国機関とは特別の情報を表示するというでは、大大田の情報を表示するというでは、大田の情報を表示するというでは、大田の情報を表示する。 地異譲定 合期思一 位議渡事 を信表項 にを等業 含用示の む銀を規 係述の譲 るべ内渡契る容等 約べのが 並第 のき要さ び十第前 相旨旨れ に七四項 手を並た 金条項の 融、及決

9 8 7 65 4 3 _ 払が破受機 _ けに契又 _ 機は款 _ _ 制及金 _ 該項

 \mathcal{O}

なは務済五

い相以金十

たのの機条

だ担特関第

し保定等二

当提済債第

該供金権三

特し融者号定、機へに

事若関第掲

業し等一げ譲くの項る

渡は債に事 等当務規業

が該に定譲

当債係す渡

該権るる等 救者債第又

済に権百は

金弁者二付 融済に十保

機を限六預

関受る条金のけるのは、

権せが十に

当をの項済

該目期第金

特的間三融

定とに異いる。

金信議げ引

融託をるき

機会述事受

関社べ業け

等若た譲た

のしと渡債

債くき等務

権は、は又以者信、は外

を託当特の

害業該定救

す務救債済

るを済務金

お営金引融

を救の項

°当外融九

救定係す渡 済するる等金る債第又 融特権百は 機定者二付 関事に十保 の議融定 又業限六預 項を機救 (は譲る。) ぶ条金移転 に述関済 おべ又金 いたは融 てと特機 救にが十に 済よ第八よ 一き定関 金り四第り 融弁項二救 債は救等 務、済が の当金引 機済の項済 関を期第金 引該融き 等受間三融 当がをるき 該で述事受 金きべ業け 型額なた譲た にい場渡債

相こ合等務当とに又以すとおは外

子方には、これでいたときは、これにときは、これにという。 を 転期及機要)社等 (間が関しに法及 以内救又なよ第び 各かに当 別つ対該にごして 下に済はいり九特こ異金特。す百定 こ預異綻 る三救 れ金議金 を者の融催等あ機 と十済 告そる関しの債及 、第機 な他権び け政者救れ令、済 ばで譲金な定渡融 らめ制機 なる限関 い債の又 。権意は 者思特 以表定 外示破 のが綻 知さ金 れれ融 てた機 い債関 又九報 る権等 債に及 権係び 者る特で 譲務救 渡者済

き九金 は条融 当二関 該項等 破若が 綻し同 金く項 融はの 機第規 関四定 及項によ 救銀る 済行公 金法告 融第を、 機四 関十官 は条の 特のほ 定二か 破第 、 綻一そ 金項の 融又定

受移機受 け転関け 等債等る 一権が債 と者譲務 い等りに うに受係。係ける) るる債は当契権 該約者 当特上 該定の救 債事地済

るない特の 金つて定破銭た、債綻 務業位金 の譲に融 の金当務金 引渡係機 支額該引融 受等る関

- 120 -

当不は十 該動第六 不産二条 動に項の 産関の九 にす規に関る定お す権にい る利よて 権へ る準 利第同用 の九条す 移十第る転三一場 の条項合 登第第を 記二号を含むのにつのに い規掲 て定げの はにる規、よ決定 財り定に 務当をよ 省該受る 令承げ登 で継て記 定銀行に ためるところに 歌行が保有する では、歌行なでは、歌 にる融登 よ資機録 り産関免 当との許該し事税 取て業を 得適の課 後当譲さ 一で受な年あけい 以る等 内こ(たと次 登の項 記確に を認お 受がいて るれ -もた決のも定 にのに 限に基

す十る 東と継銭のはなる。条と継銭のははないのはなりにはなった。 第確行免のけ行条六認が許取等が 十が決税得」第第 八さ定ををと九七 条れに課しい十十 及び第六・気が等に、 十のよ 八譲り 条渡取 の(得大利し 十税た 九特十 の別地 規措又 定置は の法土 適第地 用六の に十上っ二に い条存 ては、同法院の三第二項院子の産権利(統 第第第 六一九 ハ十二条に元十三条 不の三第二項の日本第二項の日本 項譲規 第渡定 一をに 一号に規いらう。 定一該 する、継続 土承銀 地継行 の銀が 譲行保 渡に有 等係す にるる は同資 該条産 当並と しびし なにて い同適 も法当 の第で と六あ

百

すた央機査 条第機る関略 第四関場の 一項代合取項に理に締 の規業あ役、 規定による批議者若しくは批談では、執行役若しくはは、その 報告をせばれている。報告をせばれている。 しくは虚偽の報告をし、又は同係る契約の相手方(これらの者合中央金庫(株式会社商工組合き社員)若しくは監事若しくは計参与(会計参与が法人である 同者合はる 項が中支場 の法央配合 規人金人に 定をある にあがしつ による検査を拒な か当該被管理金融 しくは参事そのM つては、その職務 、のあ人べ 若役る若き 避用る該監し人。被査 もこれ され 式融計 前ら社関査 項の商を人 る者工所(合 様あ合金計 とつ中融監

一百 兀 第十 略四七 十条 条次 第の 一各 項号 のの 規い 定ずにれ よか るに 報該 告をす せず場 、合若に しは、 はそ 虚の 偽違 の反 報行 告為 をを しし、た 又機 は構 同の 項役 の員 規又 定は に職 よ員 るは、 検 查五 を十 拒万 み、以 妨下げの `罰 若金 しくはことに処する 忌る。 L たとき。

項条 り 及第次のび一に委 附項掲託 則しげ等 第第るご 十六場 五十合 条九に の条は、 四第 加工第一次の工第一級定銀 步 七第行 項百に は対し、これが て七機 準項構用に す第代 る百わ 場合な を六資 含条産 むのの 。三買 シ 十 東 の一、を規、を 定第行 足によりにおうこと 資六を 産条委 のの託買三す 取十二 りここ を第四が 古む資金ができる。 援百 助二又十 は六 特条 定の 資三 金十 援八 助第 を七 行項、 旨附 の則 決第 定十 を五

九 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 協定 承 継 銀 行、 特 別 危 機 管 理 銀 行、 特 莂 監視 金 融 機関 等 又 は 協定 特 定 承 継 金 融 機 関 等 0 資 産 \mathcal{O} 買 取 ŋ を行り う 旨 \mathcal{O} 決 定 を す

な定件項条 ら銀をのの な行定規三 いとめ定第。の、に二 間こよ項 でれるの 第を委規 一協託定 項定のに の銀申よ 規定に対いています。 よしる 資 を 産 資提き譲 産示は受のす、人 買る委等取も員の りの会資 のを養養を養産の関連を表現である。 を取 関 経り で、同じた行う す る 契約 項旨 を のの 決決 定に係る たと るる き 資場 産合 \mathcal{O} 買 取 り \mathcal{O} 価 $\overline{\mathcal{O}}$ 格、 契 約 次 条に \mathcal{O} 内 規 容 を 定 す る 損 総 失 理 \mathcal{O} 補 及 填 そ てド 0 財 他 務 0 当 該 委

三を四定四に 十含項破第よ八む(綻二り 項の一機規銀、規条関定行 附定第等すが則に七、る資 第よ項特再産十り、定承保 五機第承継有 条構百継若金 不得日曜日 のが二金し融 四当十融く機 第該六機は関 七資条関第一 第機第承の関 十関百継三若 五と二協十し条の十定八く の間六銀第は 四で条行二特の締のの項定 二結三資若破 第し十産し綻 七た八をく金 項も第取は融 にの七得附機 おと項し則関いた第等 てな附者十又準し則に五は 中用する場合は合併等若し、 は合併等若し、 は合併等若し、 は合併等若し、 を五四の第く 含条第間二は む、七で項特。第項前に定)百及項規合 の一びの定併 規条附契す等 定第則約る若 を七第を特し 適項十締定く用、五結再は 三項該金若 十に契融し 一お約機く いは関は第て、、附

銀則 対五 一条、の 機二 構第 よ項 るの 当規 該定 資に 産よ のり 買み 取な りし たて 代適 わ用 つさ って、当って、当 該百 資二 産十 を九 承条 継第 勘二 定項 0 が規 則定 第に 十よ五り 条承 の継 二協 第定 四銀 項行 第の 四資 号産 にの 規買 定取 すり るを 承行 継う 勘旨 定の を決 い定 う。す 以る 下場

こ合

のに

報 補 が項 告機填機でに し構そ構きお なはのはるい け、他、。て れ承の前 ば継当項 な協該の ら定措規 な銀置定 い行にに 。か関よ らすり 第条項 七件の 項を措 の定置 規めを 規定による同で講ずること と講ずること 項継を の協求 措定め 置銀る の行と 求にき め対は に応ずる。 る示会旨すの のる議 通も決 知のを をと経 と受けた。同にて、同じ لح 項 き \mathcal{O} は、 決 定に 直ちに、 係 る 資 産 $\tilde{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 措 額 置 に 0 相 内 当 容 す を る 內 金 閣 額 総 次条に 理 大 臣 及び 規 定 財 チ 務 る

限の五 でる。)を行る。)を行る。)を行る。) 行て掲 う 「 げ る とを、はものに 機行あ 構持つ に株て 申会は し社、 込等承 むと協 とい定 がう銀で。行 できる。、付でない 機者 構に が限 , る。 - 。 再 承以 継下 をこ 援の 助条 すに るお ため、 資再 金承 援継 助金 △融 第機 五関

業 \mathcal{O} 全

部

(承

継

協

定

銀

行

 \mathcal{O}

資

産

 \mathcal{O}

を

機

構が

買

1

取

る場

合

に

あ

つて

は、

そ

 \mathcal{O}

買

V

取

6

n る資

産

に

係

る

務式機金の併機金次号行金る 大の関融金す関融に又う融資 臣他に機融るに機掲は銀機金がの譲関機金承関げ第行関援 定金渡の関融継のる七持へ助 め融す業が機さ業も号株次 る機る務合関せ務のに会項 も関も承併がる承を掲社第 る株 業関併 た会 のを め社 全設 に等 部立 (承 行に うよ 継合協併 もる の取 得 定 銀 行 該 \mathcal{O} 資 新 設 産 分割 \mathcal{O} _ 設 部 立. を 機 銀 行 構 \mathcal{O} が 業 買 務 11 取 \mathcal{O} る場 健 全 %合に カン 0 適 あ つて 切 な は、 運 営 そ を \mathcal{O} 確 保 買 す 11 え る た 取 5 め れ に る 必 資 要 産

譲該合関、渡合併の当 に併前資該 よ前に産各 りに承へ号 譲承継当に り継協該定 受協定吸め け定銀収る た銀行分資 も行の割産 のの資前に 資産につ 産で承い であ継て あつ協行 のたものたものたもの

不のとおるる承済一て項担管式業併併収の 可ときい。の継銀条準及保措のの 分買 条持「のつ第継定れの金融業再 第株再はい一の後た資融機を承 る銀条関場るる の行第一合申資は持二とに込産 「株項あおみで 新会中るいにあ 行条関定条第つ - 第二銀第二い と三と行三項で え合は「救四の る併「救済項と ものとと協機関である。 るる銀関の第一とあり、おは、とあ項 い、「とあるから、 要承「のは第 な継救は「八

欠しはて で、、準 あ当承用 る該継す も再協る の承定第 に継銀六 限が行十 る行及一。わび条 一れ他第 のるの二 あこ金項 つと融の せが機申 ん預関請 を金、が 行者承行 う 等 器 協 定 わ れ な が他銀い での行場 き債及合 る権びに 者銀お の行い 保持て 護株も 資社承 す等継 る又協 もは定 の承銀 で継行 あ協が り定前 `銀項 か行に つにお 、対い 機して構、準 に書用 よ面す るにる 資よ同 金援助の条第三 が承項 行継第 わ、三れ第号 る互現るこれ

と第げ

技一済「再項

 \bigcirc 銀 行 法 和 五. 年 法 律 第 Ŧī. +九

定

のにのと

に限資す

限る産る

。つ

あ

いつたも

 \mathcal{O}

な

事

に

係

る

°受行一 入業銀れ」行 資金などは、 の次、貸に第 付掲四 けげ条 又る第 は行一 手為項 形のの のい内 割ず閣 引れ総 とか理 をを大 併行臣 せうの 行営免 う業許こをを と。 と。 うけ 銀 行 業 を 者 を

を定お律 行期いに う積てお こ金」い との銀て

上おお有使お のいいすすい 子ててるるて 会「「もこと総社子株のと総 又会式とが株 は当該ないますのでは、これできない。 一社式式に 若が又につと しそはついは くの持いて、 は総分ての総二株をの議株 以主い議決主上等う決権をは 子議 を除総 含き、資 会決 社権 む、資金者 がの そ百 以社の 下法議 の分 同じ。)に、一同じ。)は、一同じ。) 総の 株五 主 を七式 の超 い年会 議え う法社。律に 決る 権議 の決 第あ 百権 八つ 十て 分を の保 方は、 , 号) 株士 五有 十す をる 第主 八総 超他 百会七に えの る会 議社 十お 九い 決を 条て 権い を保いる。 第決 三議 有こ 項を すの (特別) る場 他合 清と のに 会お 算が 社い 事で 件き はて、 のる 管事 当会 該社 轄項 会及 社び の全 規部 のそ

0

定に

子の

会一

成しで係 八 く き る 信 る 信 年受も託 法益の財 律者に産 第と限と)しのす 百又内株 四は閣式 十そ府等 七の令に 条行で係 第使定る 一にめ議 項つる決

のおい総お条こい受前 認いた資い第とも益項 可て額産で一がの者。 る会合府」より財又て、 も社が令とり内産は の上のでは発閣でそれでは発情では発情をと分定、行行をと分定、行行ののの子者では死のののでは、五方社が大力をはない。 行を法へ抗め等つ決 を超に国するにい権 子えよ内る議係ての会るるのこ決る当保 社会資会と権議該有と社産社がを決会者 すをのにで除権社が 霊)株及該はる をの式び会当議 い株に社社該決 う式係債又議権 。等る、は決に)の議株当権は か取決式該の ら得権等議保金 内価をの決有銭 閣額含振権者又 府(む替のには 令最もに保指有 で終の関有図価 でだいたでは、 ででは、 で 額に (お 内い 閣て 府別 令に で付 定し めた る価 ところ にると りき 算は

で あ 0 第 五 \mathcal{O} + 七 第 項 \mathcal{O} 認 可 を 受 け て 設 立 さ 又 は 同 項 若 L は 同 条

為

12

ょ

り

同

項

各

号に

規

定

す

Ź

契

約

お

11

て

同

項

各

号

 \mathcal{O}

預

金

若

は

定

期

積

れに、お 資い 金て \mathcal{O} 貸所 付属 け銀 若行 じくと はは、 手 形銀 の行 割代 引理 又業 は者 為が 替行 取う 引第 を十 行四 う項 銀各 行号 をに い掲 う。る行る行う

2 第 5 二一 三二一十(証 銀 条業 形のる の受業 割入務 引れを 営 む こと が できる。

取規のげ 引定引る にす受業 該るけ務 当証 \mathcal{O} す書 ほ るを もも か、 次 のつ をて に .揭 除表 く示さ げ る業 ~ň 又るは金 務 そ 有銭 \mathcal{O} 他 価債 証権 \mathcal{O} 券に 銀 関該 行 |業に 連当 デす リる 付 バも 随 テの す á イ及 ブび 業 取短 務 を営 引期 (社 投債 むことが 資等 のを 目除 的く。 できる。 を も第 元元 でするも のび 又第 は六 書号 面に 取お 次い ぎて 行同 為じ。

限)

るの

°売

四三 は 政 府 保 証 債 낈 下この 条に お 11 て 玉 債 等」 W \mathcal{O} 引受 ゖ 出 L \mathcal{O} 目 的 を ŧ 0 す Ź ŧ 0 を 除 又 は 半 該 別受 け 係 る

る十、治の債 も九同二二金等国有券有債行為資預 務 の年節十 銭の債価関価務け基金全組の の年節十 銭の債価関価務は替金金銀の に法第九特債募、証連証の、取の又行範 の第の九発金 号二記号行証 に条名)す書 お第証第るそ かけて同じ。 お一類に規 が一項に規 に規 が一個に規 が一個に関 が一面に関 が一面に が一。 が一。 が一。 が が に が に が に が に が に が に が に が に に に に に に の規そ節短で 他定の第期定 特す他一社め 定るの款債る 社電記へを証 債子名指除書 に記証図きを準録券証、も ーず債及券資で る権び る権び 有を同に流表 価除節規動示 証く第定化さ 券。四す計れ と以款る画る し下 指にもてこ無図おの 内の記証いを 閣号名券で含府に証、当む 令お券同該 るじ定款のである。 又無名行譲 (人無名1)議以は記式に渡 下金名所よ こ銭証持り の債券人得 号権に払ら にを係証れ お信る券るい託債金 てす権に銭 「る並規を 特定社のでである。 等益記名銭 一権録式債 との債所権 いみ権持く うを法人民の取り、払法 一得平証 (

のす成券明

出

しそ

たの

額価

又い議権

譲て 渡す る ŧ 0 を 除 Ċ ° 又 は 当 該 引 受 け 12 係 る 特 定 社 債 等 0 募 集 0 取 扱

はつ

属体る業号業そのの目そ、。務にをの取取的 の会一の掲行他扱得を 代げうのい又も 理る者債 文業(券は務外の 媒に国募

子の拠の

会をし受

社除て託

でく外あ。国

あ。国

外のお

国代い

銀理て

行又銀

のは行

業媒業

務介を

の(対対)の代内む

理閣者

又府~

は令第

媒で四

介定条

をめ第

当る五

該も項

銀のに

行に規

が限定

行るする

場

合

12

お

け

る当

該

代

理

又

は

媒

介そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

閣

府

る

銀

行

等

を

除

く。

以

下

外

玉

銀

行

لح

V . う。

を

他社 の等 物の 品金 の銭 保の 介該の集 (当法又 銀す令は 護収 預納 行るに管のも準理

りそ

 \mathcal{D}

他

氽

銭

に

係

る

事

務

 \mathcal{O}

扱

有 価 証 券 関 連 デ IJ バ テ イブ 取 引 に 該 当 す る も \mathcal{O} を 除 次 号 に お 11 て 同 ľ で あ って 閣 府 令 で 定 8 る Ē \mathcal{O} 五. 号に 掲 げ る業

税度である。 社店テる取該似価取ら、 債頭イも引指す格、 等デブの・ である。 (4) 以リ取をとのも商内 外バ引除い数の品閣 のテのくう値をの府もィ媒。。のい価令 のに う基次算めたづ条定る 銀い第割も 行て四当の の算号量に 経出に一限 営さお地るのれい球。 健るて温) 全金同暖の な受のの取うを価推次 お約格進ぎ そすそに又 れるの関は が取他す代 な引のる理 い又指法 らに値成 れ類と十 る似し年 取すて法 引るあ律 と取ら第 し引か百 てでじ十 内あめ七 閣つ当号) 府て事 令内者第 で閣間二 定府で条 め令約第 るで定六 も定さ項 の(第一人があるもの) 五の値 | |号 | とに | 及次将規

び号来定第にのす

十お一る二い定算

号ての定

に「時割

掲金期当

のブ介、 で取 あ引取 る() 次 場当ぎ 合該又 に有は は価代 差券へ 金関第 の連十授店三 受に見る より掲 つがげ てテる 決ィ業済ブ務 さ取に れ引該 るに当 も係す のるる に有も 限価の る証及。券び 次が内 号第閣 に五府 お号令いに て規定 同定め じるも 証の 書を 第を除れ こもく。 号つ 掲表 げ示 るさ 業れ 務る に金 該銭 当債 す権 るに

振号行し業了受たいこすの店 替の業た務し領額でとる物頭 に三の当のたす及、が物件デ 関及高該代後るびリで件をリンで件を見る第化後、こ間一き(使がいる第化客又リと定スな以用ティンとには一を資物が下された。 律六は関媒ス内産件もこせブ 第号当す介物容税ののる取六並該る 件とに取で号契引 十び銀情 のすれ得るに続い 所る当価るおで媒 有もす額こいあ介 権のるかとてつ 又で額ら又「て取はあ、当はリ次次 リる保該こしにぎ 1こ険リれス掲又 当のもいの iii 技使のう全 以上のという。)というという。)を記している。 物の内使た

件満閣用す

を了府さも

使の令せの用時でるに

さに定期基

せおめ間づ

でるために必ずるものであるものであるものである。

必要となる。 のること。 のおこと。

てさせ

使る

用業

期務

間

لح

11

· う。

 \mathcal{O}

中

途

に

お

11

て

契

るた場

随骨に

用見

と込

しま

てれ

内る

閣そ

府の

令譲

で渡

定対

め価

るの

費額

用に

の相

合当

計す

有

する

情

報

を

第三

者

提

供

いする業

然務で

あ

0

規

定

す

る

短

期

投

資

法

債

債

券

株

予

約

権

転

す

る

旨

0

定

8

が

な

六に行報 条第のを 第六利当 一項用該 号の者顧 一の客 権短利の 利期便同 の社の意 帰債向を 属等上得にて 使 に規定するものに第三者に関 用 及 び 収 るにの提 益 供 を Ĭ す る 的 業務そ لح \mathcal{O} す る 11 $\tilde{\mathcal{O}}$ 権 他当 利が 該 相 銀 手 方 行 \mathcal{O} 12 保 移

短掲 期げ 社る 債も を 期期 債投 資 法 人 債 に 係 る 特 例

が有が、関七和資 一す社平す年二法 億る債成る法十人 円も、十法律六に をの株三律第年関 下を式年(百法す 回除等法平五律る らくの律成号第法 な。振第十一二律 い一替九年第百 こに十法六三昭と表関三律十十和 表第二年 元十号第一八二 さる)百条号十 れ法第五の)六 る律六号十第年べの十一第五法 き規二第一十律 権定条二項四第 利にの条へ条百 のよ二第短の九 うり第八期四十 ち振一項社第八 、替項(債項)が、 に座短義係(第掲簿期)る短百 げの農に特期三 る記林規例債十 要載債定の九件又のすに発条 のは発る規行の す記行特定(に短る規) 十二年の でにに短る規 には規規知を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述されています。 るる短 もも期 のの農 とは大き れ る 外 玉 法 人 0 発 行 ける

も該

の当

利元息本 のの 支償 払環 期に 限つ 口 の権 元利 本の の総 償額 環の 期払 限込 とみ 同の じあ 日つ とた す目 るか 旨ら \mathcal{O} 定年 め未 が満 あの る日と ことすっ 確 定 期 限 0 定 8 が あ ŋ カン 分 割 払 0 定 8 が

6 5 4 (第8社第第(略二 債二二略) 等項項 頃(等頃頃 第略に第第 十)つ五四 い号号 てにの、掲っ 金げ政 融る府 商業保 品務証 取に債 引は「 法同と 第号に 一 条規政 第定府 八すが項る元 第証本 一書の 号を償 かも還 らつ及 第てび 六表利 号示息 まさの でれ支 及る払 び金に 第銭つ 八債い 号権て かの保 らうちい 第5 十有て 号価い ま証る で券社 に債定該そ 義当の他 にるの 掲も債の券 るにを 行つい 為いう。 を行って、一 う同 業項 務第 が五字 むの も三のに と掲 すげ

1097 ·期 号 0 0 振 替 業 لح は、 社 債、 株 式等 \mathcal{O} 振 一替に 関 す る法 律 第二条 第 应 項 義) \mathcal{O} П 座 管 理 機 関 とし 7 Š 振 替

そな関四す預報 扱い、その業務のるもののほかであるところに対すこの項にお **耒務を第三者に委託すはか、銀行は、内閣府のにより、預金等に係いおいて「預金等」と** 市府係と 合定的の おける当れの受入れ 三該業務の的確なのにより、その業の他預金者等にあれて第十三条の四 確な遂行そのは 業務に係るま の四に規定する 他重べる の要き特 健な情定 全事報預 か項の金 つの提等 適顧供の 切客を受 なへ行入 運のわれ 営説なを を明れる。 保そば すのな) る業らに た務な関 めにいし

一者に で委託す Ź 場 一合に お け る当 該 業 務 \mathcal{O} 的 確 な遂 行 を 確 保す っるたい \Diamond \mathcal{O} 措 置 関 す る 部 分に 限 る。 は 次に 掲 げ る 合

保 め \mathcal{O} 体 制 整 備

1

プに

属

す

る二以

上

 \mathcal{O}

会社

(銀

行

を含

艺

場合に限

る。

が

当

該

銀

行

持

株

会

社

グ

ル

]

プ

í

属

する

銀

行

持

株会社に当

該二

以

上

 \mathcal{O}

会社に

す

2第 定、十(す金前三顧 略る融項条客 保商ののの険品「三利 会取親の益 社引金二の を業融い者機 以融二 下商と同品は、 じ。)は、銀行は、銀行 その他を 政第主 令九の で項議 る義の 金 過 融に半 業規数 を定を で保有して保有し を融て い商い う品を 引そ 業の 者他 をの い当 う該。銀 以行と 同密 じ接。な) 俊 、係 保を 険有 会す 社る (保と 険し 業て 法政 第令 二で 条定 第二る 項者 (定 う 義ち に銀 規行

3

・銀ち十つ 3 行に六臨 がそ条時 臨の休 の理 業由内 務を閣の付府 全部又に は閣め 一総る 部理場 を大合体臣を 止に除 し届き、たけ、 に営業所におって災その他 おも他 いにのて、や てその業務の公むを得ない のかい 全つ理部、由 党内に は閣よ 一府り 部令そ をでき 開め業 mするときも、 必るところに_ト 来所において_昨 よ臨 同様とする場所にその場 る営業務 所の の全 店部 頭又 には 掲一 宗部 しを な休 け止 れす ばる なと らき

六銀 銀社 行の は範 `用 次等(に) 掲 げ る会社 以 下この 条 及び 次 条 第一 項 12 お 11 て 「子会社 対 象会 社 لح 11 、 う。 以 外 \mathcal{O} 会社を子会社とし て

は

な

6

てのの う二長銀条行ちが出行のの 動金決銀 専移済行 菛動に 会業関社(す 一同る と条法 い第律 う二(平 一に成 規定十 すー る年 資法 金律 移第 動五 業十 を九 いう。) その他(号) 第二条第三 内項 閣府定 令義で 定に め規 る定 業す 務る を資金 ら移 営動 む業 も者 の(第七日 五号 十二掲 条げ のる二会 一十社 三社 第該 項す 第る - 5 号の のを こにおいいにない。)

も行 (以下商) 下ず品 れ取 証か引 券を法 仲営第 介む二 専業条 門務第 会に発生 点という。) いるものに限る 一項(定義)に るに 規 以定 下する の金 号融 に商 お品 い仲 て介 同業 じ者。の _ `¸, のち、 ほ か金 `融 金商 融品 商仲 品介 仲業 介(常同 に条 付第 随十 る項 業に 務規 そ定 のす 他る の金 内融 閣商 府品 令仲 で介 定業 めを るい 業い 務 を次 ら掲

営げ

むる

取げ 引る 所行 金為 融 商 品 市 又 は 同 条第 八 項 第 号 口 規 定 す る 外 国 金 商 品 市 場 12 お け る 有 価 証 売 買 \mathcal{O} 委 託 0 媒

る 行 為 0 委 託 \mathcal{O} 媒

兀 供供供務有提二二該二二にににそ価供条十当条条 関関関の証に第八す第第 すすけ他券関十条る十十るるるの等す一第も七一 法法法内仲る項八の項項 律律律閣介法第項をに第 第第所業律三第除規号 十十十令務(号三く定号) 一一一でを平に号。する 条条に 条条条に 第第第めい十げは 四四四る、二る五 項項項業次年行五 揭揭揭営行一 げげげむ為号 るるるもの第 ず十 れ一 か条 を第 行六 う項 業人 務定 に義係 るに も規 の定 にす 限る。融 以サ 下ĺ こビ のス 号仲 に介まれ い者 ての 同う じち、)有 の価 ほ証 `等 有仲 価介 証業 券務

為為為 号 口 又 は ハ に 掲 げ る 行為に 該 当す つるも \mathcal{O}

に

限

る。

等(

いい社

うう。該

以下同い当する

じじもの

∪∪'è

を営った

tete

玉玉

のの

会会

社社

第第

七七

号号に

掲掲

げげ

るる会会

社社

にに

該該

当当

すす

るる

もも

のの

をを

除除

もの

0)

列外)

 $\frac{3}{5$ 六五四三二一 $\frac{2}{1}$ 十十九八七五五 未来を営った。 法法第二の会 務務務銀又の 行は各 専専専業前号らら、項に 条条外社 信保有有第掲 第第国 託険価価二げ $-- \mathcal{O}$ 業業証証号る 項項会 にに社 にに券券か用 規定する!は(前号に 付付関関ら語 随随連連第の しし業業十意、に、号義 又又付保まは、 信保掲 託険げ 業業るを会

すす又はげ各 るるは信る号 業業関託会に 務連業の営むしております。 てて業随むと 内内務し業品の関係して、 かかって でで 大に でで 大に でで 大に による。 めめ府する るる令る業ももで業務 のの定務と ためるものとして内閣で 閣府 府令で で定 定め める るも

前六銀 前銀銀銀項条行 三行行行ののに 号グググ「三よ

る

ル

プ

 \mathcal{O}

経

営

四三二一十二

にルルル経 掲ーー一営(銀 げプププ管略) るのにの理)グ も業属経し の務す営と ののるのは、は執会基、 か行社本次、が相方に 銀法互針掲 行令のそげ グに利のるル適益他も 一合がこのプす相れを ノの業務の独に準ずる大いう。 健確合方 全保に針 かすおと なに要閣 運必な府 営要調令 のな整で 確も定 保に 資し すて 方も閣 の府 と令 して定 内め 閣る 府体 令制 での 定整 め備

 \aleph

る

Ł

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

策定

及

びそ

 \mathcal{O}

適

正

な

実

施

 \mathcal{O} 取 得 等 \mathcal{O} 制

かきの てとえ 十 銀には五前ことて前六銀 行処、十項れな取項条行 1722 「現れな取場不行 又分銀をたをつ得ののとはす行超だ保充し、定 でしましてがでした。 でしたではでいる。 の子とその名場はは銀 会をの復場は 会をの得場は議保銀 社条子し合な決有行は件会、にら権す又 と社又おなにるは 次しがはいいつこそ 次しかは、 °いとの ては、よの子会社が 各け算有 当場が 該合 るな基と大場い準な臣 銀に担 行は保が、権 °議つが 合 決たす あ適の は、 権議る ら用実 数決同 かし行 第 を権項 じなに めいよ 内°る 超のの えう承 てち認 項 閣た株 \mathcal{O} 総だ式 取当の 規 理し、等の 定 得該対 し百象 、分に に 臣当取 か カン 又のは、 の該得 承銀そ わ は五 5 保十銀 認行の ず、 有を行 を又他 受はの す超又 えた るえる そ 当 けそ内 該 たの閣 各号 と部の 場子府 と分子なの会 合会令 に を社で 定 つ議社 除は定き、め 除き、合物 合物 8 た決が る 議権国 日 決は内 に 権含の のし由 取てに 保 のま会 得そよ 有 うれ社 し、基、 ちなの することとなる そい議 のも決 又進国 基の権 は議内 準とを 保決の 議し合決、算 有権会 す数社 玉 権内し るをの 内 数閣て こ超議 とえた権 0 を総そ 会社 超理の な取を え大総 る臣株 \mathcal{O} つ得そ たしの 議 部が主 分当等 日、基 決 権 か又準 の該の らは議 が 議承議 そ 決認決 一保決 \mathcal{O} 権を権 年有権 基 をす数 をすの 準 速る百 超るを

えこ超

議

やと分

る掲え 場げる 合る場に場合 は合であ 免国つ 許内でも、 次会 項社同 にの日 お議以 い決後 て権 同を当 で合うに、 一行決 をて権 しそをそ は総の な株基 ら主準 な等議 いの決 °議権 決数 権を の超 百え 分て の保 五有 十す を る 起こ ^起えて保有する ことができる。 することとなる。ただし、 る内 と閣 き総 は理 `大 当臣 該は、 各 号銀に行 規又 定は すそ るの 認子 可会(社 第が 兀

く得 と四 ハーー 9し銀し内内 にの惟 、行なの閣当当第(第(該各数 、又又け会総該該三略三略当号を ではけれ料理銀銀十一十 ではなった。 項 父は 金 融 機 関 0 合 併 及 Ű 転 換 に 関 す る 法 律 第 五. 条 第 項 可 \mathcal{O} 認 可 を 受 け て当 該 銀 行 が . 合 併 に ょ n 設立 さ れ たと き その 設 立 さ れ

略ははれ社理銀銀十 保そばの大行行条 有のな議臣がが第 ち各第第可 そ号三二を のに項項受 基規ののけ 準定認認て 議す可可共 戦決権数を超れる受けて事業のを受けて事業のを受けて事業のを受ける。 分は受に設の、けよ立 議当をりさ 決該し事れ 決権を、同日から五年を該各号に定める日に銀行したとき(内閣府令でである日に銀行をとき(内閣府令ででは、大会社が第四条第一項ののでは、 を行定内項 経又め閣の が基の た 定準譲そと め議受のき る決け吸 基権を収そ 準数し分の にをた割免 従超日を許 しを 日け

み国 な内 すの 。会社 \mathcal{O} 議 決 権 を合語 算し てそ $\bar{\mathcal{O}}$ 基準 議 決 権 数 を 超 えてて 保 有 す る こ とととな った 場 一合に は \mathcal{O} 超 え る 部 分 \mathcal{O} 議 決 権 当 該 銀 行 が

つえて

処保

分有

すす

るる

ることを

条な

件る

取

لح

ををの転、 事事力に行社 者者を関を分 とと生す全割すける部又 るるな法又は事会い律は事 業社。第一業 三部の 条の譲 当海若 併者し じとくのすは 規定には譲受け は、当該のの認可に 併合等 に併 該後 当存 す続 るもる の会 を社 除又 では、当 以該 下合併 のに 章よ にり お設 ひ立 てさ $\neg n$ 「合併」、 とが い銀 う行の で **)**あ はるいも 内の 閣に 総限 理る 大も 臣の のと 認し、 可 を金 受融 け機 な関 けの

の分割 部は、 又 は政 一令 部で の定 譲め 渡る 文も はの 譲を 受除 けき は、 、 内 政閣 令総 で理 定大 め臣 るの も認 の可 をを 除受 き、な 内け 閣れ 総ば、 理 大そ 臣の の効 認力 配可を受けた ない け れ ば、 Ō

4 3 2 `可 効 力 パを生じ

- 及若(十 三びし銀前一 利く行条条 用は及の 略者承び規内 の継長定閣 利す期に総 便る信よ理 に場用る大照合銀合臣 ら又行併は、 しはを て事い会前、業う社条 当一第割認 な部五 な部土事の の譲二業申 で渡条の。 あ若の全が るした部あったとは一はた - ゅ ゅに °譲を一と 受除部き る下又に場同は掲 場合にあつていい。) 又はに は譲受け(以下 りでは は信下適、用こ合 当金のす 言該一等に 一部で 一部で いるかど の業いう の事業が行われている地域いて「合併等」といるでいる地域がある。 る域うば 地へ。な る地域に限る。) に吸(会社分割により)が、当該合併はならない。 にり併 お事等 け業の るの当 資一事 金部者 のをで 円承あ 滑継る なさ銀 需せ行終、等

を当同三 れ会債債と第前述該法十事 和芸領領と東町地域ムー東 が社権権き一項べ銀第四条 な若者者は項のる行四条の とく第第同規則 とく第第同規則 とく第第同規則 とく第第同規間き、六銀渡きは一項定は旨当十行とは信項項のに、を該七をは、 これのの各か一官決条当譲 こ業期期別か月報議第事受 の務間間のわをに又一者け は他議議・歌は、の業事の いのををす行らい、日譲の ・金述述るが、なり等の 融べべると同の二の 機たなと同の金週 機たなと項の 関とかを項の にきたり にきたり にもけたし 政当議受 令該にけ で決よに 定義がでは、 債決事株 権定業主 者のの総以要全会 外旨部の の及の決 知び譲議 れて該受け会社 でいました。 る業行法 債のう第 権全場四 者部合百にのに六 は譲は十、渡、八 各又取条 別は締へ に譲役事 に受会業れけの譲 をに決渡 催異議等 告議又の しのは承 なあ執認 ける行を れ債役要 ば権のし な者決な らは定 な一 り場 い定が合 期れの 間た規 内とにきに 異はより

る 相はたとない。 財該は、 産銀 を行当 信託しては、弁に 済は、 れ ば又当なは該 ら相事 な当業 いのの °担全 た保部だをの し提譲 供渡 当し又該、は 事若譲 業の全は受けに 部当つ の該い 譲債て 渡権承 又者認 はにし 譲弁た 概受けをして 発を受ける とみた てさなもせす 当該 債と 権を 者目 を的 害と すし るて お信

。よる

公

告

官

報

 \mathcal{O}

ほ

か、

五.

+

七

条

 \mathcal{O}

規

定

による定

款

 \mathcal{O}

定

8

に

従

1,

同

条各号に

掲

げる公

告方

法

によ

n

す

又三 は十 定条 \mathcal{O} 日銀 か行 ら二当 调事 間者 以と 内す にる、事 当業 該の 決一 議部 又の は譲 決渡 定又 のは 要譲 旨受 及け びに 当つ 該い 事て 業株 の主 一総 部会の若 譲し渡く 又は は取 譲締 受役 け会 にの 異決 議議 の又 あは る執 債行 権役 者の は決 一定 定が のさ 期れ 間た 内と にき 異は、 議 を当 述該 べ銀 る行 べは、 き 旨当 を該 官決 報議

れ合

前前公 条項告 第のす 三期る項間こ かはと が ò 第一で 五月き 項をる ま下 でつた のてだ 規はし 定な はら預、な金 第い者 °等 項 \mathcal{O} 他 定に 政 令 · で 定 ょ ŋ Ź \Diamond る債 れ た公告 権 者 岌 以 び 外 催 \mathcal{O} 告 知 n 係 7 る V 債 る 債 権 者 権 者に \mathcal{O} 異 は、 議 に 各 0 别 にこ 準 用 れ を催 告 L な げ れ なら

五一 の株 二会 十社 $-\mathcal{O}$ 業 務

432第 第銀(十銀十一年) 条持 前銀銀銀一行略 三行行行項持号持持技株 に株株株び会 0 | | | -0 ーーププ経業 ほのにの営務 か業属経管を 、務す営理営 銀のるの」む 行執会基とに 持行社本は当株が相方、た 一合がこるそプす相れもの のる反にの子 業こす準を会 務とるずい社 のを場るうでは る 銀 行 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 健 全 カン 0 \otimes る 適 ŧ 切 \mathcal{O} な \mathcal{O} 運 営 策 定 \mathcal{O} 及び 確 保 その 努 8 適 な TF. け 実 れ 施 ば な

ò

11

ル適益他げ 健確合方全保に針 かすおとし 適たるて 切め必内 なに要閣 運必な府 営要調令 のな整で 定 な \mathcal{O} 確

確も 保の に
と
し すて る内 も閣 の府 と令しで て定 内め 閣る 府体 令制 での 定整 め備 る ŧ

う十九八七六五四四三三二一一な五_~ `°の株 二会 一十三の 子 銀会 行社 持の 株範 会囲 社等) 銀 行 及 び 次に 掲 げ る会 社 以 下 \mathcal{O} 条 及び)次条 第 項 12 お 11 て 子 会社 対象 会社 1 . う。 以 外 0) 会社を子会 社 لح

六專会移銀 保 険 業 者

条門社動行

専

菛

会

の会

二社

第

_

項

第

兀

号

 \mathcal{O}

掲

げる会は

略 業業証業専少会第仲専資信 をを券を門額社十介門金用 略営営関営会短 かか連む社期 外外業外 国国を国 のの営の 会会む会 社社外社 六六会 号号社 には掲載 げげ号 るるに会会掲 社社げ ににる 該該会 当当社 すすに るる該 もも当 ののす ををる 除除も くくの。。。を

10 \ 決 権

 \mathcal{D}

得

等

 \mathcal{O}

な行の一分を権しと、権一五人 規社権子分会取おえつは株 定が数会す社得いてた保会す、を社る又して、部有社る次超はこは、、れ分のる認のえ、とそ又と 可各る次をのは閣保議こそ 内日にらのたの 該適の の会後、第二次の会社、第二次。 銀用実 行し行 持なに の当一 株いよる 決の対 権対象に 議該項 社た株 決議の を当は 権決規 がだ式 あし、あら、の を権定 超該 合を発 え百銀て分行 か当取 じ該得 しのか 取の持 て基わそ準ら め銀そ 得五株 し十会、を社 内行の の議ず 閣持他 又超又 総決 総株の 株権当 はえは 理会内 保るそ 大社閣 主数該 有するの子会は 等を各の超号 臣又府 のは令 議えに 承そで こ議社 決て定 認の定 と決が を子会と 権保め と権国 の有る なは内 け社事 百す日 つ含のたま会 分るに たは由 場 `に のこ保 五と有 議れ社 合合よ 土がし、 決なの を算り をで 権い議 除し 超き又 で きて 国 、 そ内 のも決 えるはて。保 うの権 ちとを そのの 保たする その、 の基会 取準社 基内し ししる 得議の 準閣を議総そ し決議、権決 又内と

は閣と

保総な

有理る

ナ大国

る臣内

こはの

と銀社

`会

決理の

権大総

数臣株

をが主

超当等

え該の

る承議

部認決

又数権 はをを保超そ

有えの

すて基

る取準

こ得議

とし決

- 128 -

当当一特第第 該該略定五五 持十十 会条条 社のの が十十 第七七 五第第 ———— 一 二項項 条のの の認認 十可可 七をを ラララ 第受受 三けけ 項でと だ該社 し銀が 書行当 の持該 認株銀 可会行 を社持 受が株け設会 て立社 当さに 該れな 会そ 社のそ に設め な立銀 つさ行たれ持 とた株 き日会 社 に \mathcal{O} な 認 0 可 を 受 け た 日

六五四三二一 銀銀 行行 持持 株株 会会 社社 がが 第第 五五. ++ 条条 のの 一 十十 五五 第第 項項 のの 認認 可可 をを 受受 けけ てて 吸合 収併 分を 割し にた によりさ 事業当 を該 承銀 継行 し持 た株 と会社 ゙ゕ゙ 内存 閣続 府す 令る で場 定合 めに る限 場る。 <u>〜</u>合) 限 るそ。の 合 併 そを のし 吸た 収日 分 割 を L

七 日 持行分有閣当 得し、又は保有するなる、前項各号に規定なる国内の会社が、国内の会社が、国内の会社の議ない。 る国な議すの も内ら決る三ののな権認十 と会いの可五 み社。うをすこ なの。ちす三 っるときるときる。 準は、を議、を 決当受 権該け 数各て 級を超える部分の 谷号に定める日に いま のにを 議銀し 決行た 権持と 株会社の 日又閣 から五のおうで 年子会の 経社る 過が場 過する日 合算し 限 までに、 内基 閣準そ 総議の 理決事 大権業 臣数の がを譲 定超受 えめる基準をし 準有た たし、 従 つ又

°決 権 を合算 Ĺ てそ 0 基 準 議 決 権数 を 超 だえて保· 有

り銀 ては 9 行銀処保内 す議 することとな 0 た場合に は、 そ \mathcal{O} 超 える部 分 \hat{O} 議 決 権 は、 当 該

2 第 分 も五_年 株銀割銀の十銀会行後行に二行 略会行後行に 社持も持限条持 で株引株の三十七の大会会社になると、 のるものに限る。) は、政令で定める五社を当事者とする事業の全部又は一き続き銀行持株会社であるものに限る会社を当事者とする会社分割(当該会会社を当事者とする会社分割(当該会会がはに係る合併、会社分割又は事業の芸社に係る合併、会社分割又は事業の めるものを除き、内はいるものを除き、内になければ、そのが決しまります。)は、政令ででは、政令ででいる。)は、政令ででは、このが、の後渡者とする。 臣該のさな該可 の事をせい合

前 銀 行 持 株 会 社 で あ った \mathcal{O} 会社 が 当 該 合併 後 ŧ 銀 行 株 会社 とし 社 が て その 存 続 슾 す る

認業除た 可のき銀を譲、行 受渡内持 け又閣株なは総会 け譲理社 ければ、その効力を生じない。譲受けをした銀行持株会社が、そ理大臣の認可を受けなければ、そ社又は当該会社分割により事業を そそを 譲効継渡力し 又をた は生銀譲じ行 受け後、会計技術会 はも引き! 続 き 銀

2第 · 五_ 3十許 二可 略の 十六 銀 行 代 理 業 なは、 内 閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 許 可 を受 け た者でなけ れ ば、 営 むことが でき

一し五~ た十許 そ銀法項そ他所銀法商申二可の行人ののに属行人号請条の他代で申他業銀代で、書の申内理あ請内務行理あるを三請 臣第 に一 提項 出の し許 な可 が け え り ばけ なよう なといす °Ś 者 次 条第 項 及 び 第五 + 条 0 兀 十 第 兀 項 に お 11 7 申 清者 لح 1 う。 は、

次に

掲

げ

る

事

項

を

載

六五四三二 <u>業</u>そ 所の 又役 は員 事の 務氏 所名 \mathcal{O} 名 称 及 び 所

在

業 務 \mathcal{O} 種 類

前 め内定にめは る容款掲る 書及及げ事そ 類びびる項の 方登書 法記類 と事をし項添 て証付 内明し 閣書な 府令でなければ、 定らな めにら る準な もずい 。 の
る を記の

記載し.

たむ。書

ろ五~ 銀に十変 行よ 二更 7代理業者は一条の三十十分の届出) 有は、第五· 日から三· 最行 十十代 二日理 条以業 七そ第 第二項を 第内条 閣の 号総三十 掲大七 げ臣第 るに一 書届項 類け各 に出号 定なける。 た事項を持げる事項を 変なに 更い変 。更 L ようとするときは が あ 0 たとき は、 内 内 閣 閣 府 府 令 令で定め で 定 める場合を るところによ 除 き り 閣 あ 府 令で 6 カコ ľ 定 める

旨 を 内 閣 総 理 大臣 に 届 け 出 なけ れ ば なら な

· 五。 務 二務条の 銀 行 代 理 業 者 は、 銀 行 代 玾 業 及 び 銀 行 代 理 業に 付 随 す んる業 務 \mathcal{O} ほ か 内 閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 承認 能を受け た業 務 を営 む こと が で

該第3十業 許五 可十 (条の を二略の 受条 (四<u>囲</u>) けの たとと き六 に第 は一、項 当の 該許 業可 務の を申請 む書 ことに言いませ つ者 いが て銀 第行 一代 項理 の業 承及 認び を銀 受け代 た理 も業のに と付 み随 なす する業 務 以 外 \mathcal{O} 業務 を営 む 旨 \mathcal{O} 記 載 が あ

る

場

合に

お

当

該

申

請

者

が

第 一し五₍ は氏閣三、名総 理前 大条臣の に登 提録 出を し受 なけば れう ばと なす らる な者 い。彼 条 第 項 及 Ű 第 五. 士 条 \mathcal{O} 六 + \mathcal{O} 五. に お 11 て 登 録 申 請 者」 لح 1 う。 は 次に 掲 げ る 事 項 を 記 載

 \mathcal{O}

役 員 **外** 国法 一人にあ って は、 外 玉 \mathcal{O} 法 令 上こ れ لح 同 様に 取 ŋ 扱 わ れ て 1 る者 · 及び 日 本に お け る 代表 者 を含 む。 以下こ \mathcal{O} 章 に お て

で定を め営 るむ 事営 項業 所又 は事 務 所 0 名 称 及 び 所 在

ー げ十登 登前る二録 録条事条の 略年第項の実

一掲五人 日項電十 及び登場子決済に関する 録掲等 番げ代内 号る行閣 事業総 項者理 登大 録臣 簿は、 登第 録五 し十な二 け条 れの ば六 な十 ら一 なの いこの

登

録

0

申

請

が

あ

つたとき

は、

次条

第

項

 \mathcal{O}

規

%定によ

ŋ

登

録

を拒

否

する場合を

除

<

ほ か、

次に

3

内五 こ 内五(ろ電内閣十変 に子閣府二更 よ決総令条の り済理での届 、等大定六出 遅代臣め十 性滞なく、その には、前項の担係 によるところには になるところには になるところにと その旨を内閣総理士の規定により、その日からにより、その日からによる届出を に届け出なければならなの三第二項第三号に掲げ理したときは、届出があ十日以内に、その旨を内、第五十二条の六十一の なげあ内の いるつ閣三 類事理一 に項大項 た決け掲業済出げ 務等なる の代け事 内行れ項 容又はならればについ 方録なて 法簿い変にに、更 が あ 0 た لح き は、 内 閣 府 令 · で定 8 る場 合 を

3 2 にに つ登 い録てし 変な 更け がれ あば つな たら とな きい は、 内 閣 府 令 で 定 8 る

しは、 と次 きの °各 号 \mathcal{O} 1 ず れ かに 該 当す るとき は、 内 閣 府 令で定 めるところにより、 その 旨を 内 閣 総 理 大臣 に 届 け 出 な け れ ば な 6 な

八七六五四二一五人 要融の事るよ 株破百務認う 主綻分所可と で処理五を置けるであると き。

次に株 の係主 各るよ ののりいに取 ずつ得 れいさ かてれ 当内は す閣保 る府有 と合きれ oは、内閣府へ 財務省令) v っ で 定た 定めるき いるところに該当 に当 よす り、ると そき 0 旨 を 閣 総 理 大 臣 に 届

值権項 以のの 上百認 の分可 数のに の五係 議十る決を銀 権超行 のえ主保る要 有議株 者決主 で権に なのなく保つ な有た 4つたとき (第五9者となつたとき、又は当ま 五き該 号 \mathcal{O} 可 場 合 係 る銀 を 除 行 主 要 株 主 て設立

除

き

会る百る株の 社場分判式百 社であつた会社を含む場合に該当するとき。分の五十を超える議決判決が確定したときを武移転、合併(当該会社の五十を超える議決ができる。 決を合議 権含併決 がむに権 °よの の一り保 °銀有 行者 ので 主な要 株な 主っ 準と 値き 以一 上前 の号 数及 のび 議次 決号 権の の場 保合 有を 者除 るとなる会社である。)。 そ 0 他 \mathcal{O} 法 を設 <u>T</u> する場合に 限

株 主に ょ V) 取 得さ れ、 又 は 保 有 さ れ ることとなったとき

り、

その

旨

を

內

閣

総

理

大

臣

さな。 は、 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ かに 該 当 するとき は、 内 閣 府令で定めるところによ

株項 会の 社認 で可 なく なる つ銀 た行と持 き株 会 (会 第社 五に 号な かつ 場た 合と をき、 除 又 は 当 。該 認 可 に 係 る 銀 行 持 株会 社 لح L て設 立 さ れ たとき

株式 移 転 合併 (当 該 吟合併に ょ ŋ 銀 行 を

子会社 とす んる持 株 会 社 を 設 立 す る ŧ 0 に 限 る。 $\overline{}$ 又 は 新 設 分割 を 無効とする判 決 が 確 定

代理場合の百分のである。 栗を開始したとき、み場合に該当するとき。分の五を超える議決悔可(第一号に規定するとき。 権る が認 一可 のを 株除 主く。 にいいよ もり 取 受 得け さた れ事 `填 又を は実 保行 有し さた れと れることとなってき。 0

その 他 内 閣 府 令 で 定 8 る 場合に該当 す るとき は、 内 閣 府 項 令で定め 0 契 介約 を締 るところ 結 L たとき、 に ょ そ そ 0 0 他 旨 内 を 閣 閣 府 令 総 で 理 定 大 る に 届

いて準元に、電子は、電子で 用一定決 す項め済 ポナラ オテのと 及旨き、 第内銀 三閣行 項総と 第理の 八大間 八号臣 で に に 第 規届五 定け十 す出 るなる一けの のれ六 株ば十 主な一 がらの 取な十 得い第し。一 又 は 保有 することとな

五, 前十認 項四可 の条等 $\dot{\phi}$ (条 は略件

なを失い含銀効

理む行、

由が。銀

がが行るこ主

場の要

合法株

に律主

て、あられたによる紹生による紹生による

か認の

じ可九

めを第内受一

閣け項

総たの理日認

大か可臣らの

の六方を

認以設

認を受けたときに以内に当該認可な設立に係るものな

では、これを受け、

のたた 限事者

りでする

な実む。

なえい行う

な又

かは

つ銀 た行と持

き株

は会、社

当(第

認五

可士

は二、条

効の

力十

を七

失第

たの

し、を

条 件 認 可 等 Ò 趣 旨 に照 6 L て、 又 ĺ 認 可 等 に 係 る 事 項 0 確 実な 実 施 を 図 るた め 必 要 最 小 限 \mathcal{O} to 0 でなけ れ ば な 5 な

3 2 なつたと! き定 とは、当なするも 該の 認の 可ほ はか、 効第 力五 を十 失二 う条の 0 + Ł 第 項 又 は 第 項 ただ L 書

 \mathcal{O} 認可 に 0 1 7 は 当 該 認 可 に 係 る 銀 行 持 株 会 社 が 銀 行 を子 ·会社 とす る 株 会

一第五人 (財務大臣への通知) (財務大臣への通知) (財務大臣への通知) (財務大臣への通知) (財務大臣への通知) (財務大臣への通知) (財務大臣への通知) (財務大臣への通知) よ閣臣 る府は 七 免令 許・次 財に 務掲 二五 省げ 令る で処 定分 めを るし るものと にき 限は る。。) がか あに、 つたそ にとき旨 u も、財 同務 様大 と臣 すに る通常知 す る も 0 とす á。 第 五. 十三条 第 項 0 規 定に ~ 五. ょ る 届 出 同

求項、第(五四 五二項十 第条 五. 十第 条十 Ø__ 三条 一十三第 九項 一第 第の 項五 若十 一免 L し二く条 はの し取 く消 第六 項第 又五 は十二第一 第 五条 十の二九 条第 の四 三項 + 四第 第五 項 若条 しの くは第一、 第 四第 項五 の十 規 定条 にの よる人 命 令第 改士 善二 計条 画の の十 提五 出第 条

三項八項の条 なただして 規規定に れの規定 書よに のるよ 認第る 歌可の取消 五十二条 第四条第 しの一 項許 若の はし 第 項 ただだ L 書 \mathcal{O} 認 可 0 取 消 し又 は 第 五 十二 条 の三 7 冗 第 項 0 規 定に による 第

五.

+

を一

項

0

た

銀

行、

銀

行

主

要

株

主

又

は

三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七条の三の規定認定電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人はその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配工務の職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配工会社(特定有法とでされてなくなった場合における当該銀行主要株主でなくなった場合における当該銀行主要は場でであり、銀行議決権大量保有者が法人等(法人及び第三条が法人である当該銀行持株会社であった会社を含む。)の取締犯者が法人であるときは、監査役、対表者、管理人、支配工場では、特定方法を行うべき社員、監査役、大表者、管理人、支配工会社(特定方法、銀行議決権大量保有者(銀行議決権大量保有者(銀行議決権)と、第八条第二項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七条の三の規定といる。 る違項準理十のる五にい条く若益十又 期反に値大七三会十規での。し準二は間し規以臣第第社二定準六一く備条第 一十項定規項二、に定 し規 で定同す か条第違に らの三反違 をて定上の二一法条す用十若は金の五 項るに子 第三十し反 規会 五十四てし 項九条他て 定社 対象会社 ま第第の他 で一一業の の項項務会規、を社 規定に違反して、 第三十六条第 第三十六条第 社以 対外 象会社の会社 て、四 への第 、四一 以一 外第 L こ十項、れ七、 の十 会六 ら第第 社条 **の一**三 よただ (第四 規定によって、第一十八条、 付し 五第 十二 二項 し書 たの よ五 る二年 条規 条に 有あの立行せ若同ず は項十画譲の二の 件定 であった。 であったに、くは調されたのない。 であったとより。 であったとより。 であったとより。 であったとより。 であったとより。 出条十、の九 受規条提 違違 公四条 け定の出 四る 反反 つき決きりは第査虚 のき、権 。銀虚二を偽 をに十を 第国 告十 しし 若八第し、五 °監者会そ算要算要支人量務ず しよ五せ たた 一内 たる第ず、 査者社の人株人株配で保をれ 役しで職)主人な有行か 、てる務りがはない。 行偽項求のの、め報 と又の とと 項の け く第十 きき。 と命一 に会 きは保 な き令項又。に、は は五二 主提第な告 規社 °第有 1 理はつを銀法特法業団でべ該 五者 要出五か若 定を 理は事、監事、代表者、業はでなくなった場合においてなくなった場所を執行する社員、監査ときは、大学であるときは、を発行を対する社員、監査役、支持をは、ときは、、ときは、、を変して、ときは、、を変して、といいのでは、これのでは、 安株主基準値記 一本十二条の五、 一名しくは資料 4十二条のたった。 違第第 す除 るく。 を条一 ħ 反五二 一十六条 玉 せの項 ら 声〜 ず六若、十し \mathcal{O} の会社を除るを子会社とし 値届五、 十と きの第一 立き \mathcal{O} 定 以出 上を第 提 は第は 一 十項 三の 虚三第 規 のし五 出 数た十 偽項三 項 を 定 業へ取役株そ要そは条け配の 務銀締、会の株の清にる人内 のとう の、項 0 L 第規 す

十に

お

す

る

合 を含

規

定

ょ

う

財

産

 \mathcal{O}

管理

を

行

わ

な

したとき。

一定

項に

若よ

議きの

六

決

規定

をき

届第

出五第

`十五

を行役支社取主取算お当若閣 執代、配が締が締人い該し総

___ 十十を九 せず第 ``五. 又十は二 虚条 偽の の四 帳十 簿九 書類 を五 作成 し条 たとき iz お V て 準 甪 する場合を含む。 若 しくは 第 五. 十二条の 六十一 の 十二 の 規 定に による帳 簿 書 類 \mathcal{O} 作 成 若 L は

五. Ł 条の 0 規 定に ょ る登記をし な か つたとき

行 政 **以手続法** 成 五. 年 法 律第 八 + -八号)

一て、三条(不不) なの 各各な号 いの。区 分に 従 Λ, \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 定 \Diamond るところによ 当該 不 利 益処 分 \mathcal{O} 名あて 人となる べ き 者

0

命直 ず接 るに 不は 利く 益奪 処す 分、不 名利 あ益 て処 人分のを 業し 務よ 防に従事さ ずする者。 0 解 肝任を命 ず る不 利益 |処分又は名あ で人 の 会員 で

 \otimes るとき

機が 会相 の当 付と 与認

に五聴 なる事実をなる事実をならない。 及び た つて 根 拠 となる法 は、 聴 聞 を行 令 \mathcal{O} うべ 条 き 期 日 までに 相 当 「な期 間 を お 11 て、 不 利益 処 分の 名あて人となるべ き者に 対 Ļ 次に 掲 げ る 事 項

四三二-証教及 拠示び 書し所 類な在又け地 はれ 証ば 拠な 物ら (以ない。 下 証 拠 書

3 2 がる 二 一 で事行 類 前 き項政聴等聴項聴聴不予よ条聞 いては、掲示を始めたか同項を号に掲げる事項を対できること。
「次に掲げるできること。」
できること。
「次に掲げる本典である。」
できること。
「次に掲げる事項を数できる。」
「次に掲げる事項を数できる。」 た事き処 日項者分 かをのの , ら記所原 二載在因 週しがと 間た判な を書明る 経過したときに、当該通知がその者に到達したものと面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務しない場合においては、第一項の規定による通知を、事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 とみ所そ なのの す。掲者 示の 場氏 に名 掲 示同 す項 る第 ことに、 よび つ第 て回 行号に ことだと とば

類等」

という。

を

り提出

又

は

聴

聞

 \mathcal{O}

期

H

 \sim

 \mathcal{O}

出

頭

に

に代えて

陳

述

書

岌

び

証

書

険 業 法 宷 成 £ 年 法 律 第 百 Ŧī. 号)

と業」 約と しは、 保 険人 料の を生 収存 受又すは る死 保亡 険に そ関のし 他一 の定 保額 険の 、保険・ 第金 三を 条支 第払 祝りことを 又約 はし 第保 五険 項料 各号に見ると収受い 掲す げる る保 も険 \mathcal{O} \mathcal{O} 引定 受けの偶 を然 行の う事 事故 業に 木(次によって 掲生 げず るる

るも 0

国会社を含む。以氏を相手方として 以下この 号のに

お 1 、 て 同 ľ その 他 0 事 業 者 (政令で定める者を除 रै を いう。 又 はその役員若しくは 使用

を

法集組じた
(団合 。者 六の含のい て 同 ľ, が 構 成 す Ź 寸 体 が その 役員 若 L Š は 使 用 人又 ĺ 6 0 者 0 親 族 令 で定 める者 12 限

子会社の第一 一の又 条集は に団そ 規をの 定い親 止する学校ないう。) に見 税族を相手 を属方 いすと う。他にして ~ の行 又会う は社も そをの相

学手 生方 がと 構し 成する 団も 体の が そ 0) 学 生 又 は 生 徒 を相手方とし て

第二百·

六

+

条

 \mathcal{O}

第

項

に

規

定

す

á

地

縁

ŗ

る

寸

体で

あ

0

同

|条第|

項

各

会社」といるものに満たいるものに満たい。)にいるものに満たれる。)に とは、第三条第一項の内相手方とするもの(政会に準ずるものとして政会)がその構成員を相手方自治法(昭和二十二年注 内令で定法 理めめて六 許除 を受けている。) 業

保 険 を行う者を V

又は当該会社の一若しくは会社」とは、会社がその総工章並びに第三百三十三条とみなされる株式についてのにないできない株式についてのができない株式についてのができない株式についての状主等の議決権」とは、総 は総条ての総二株にの議株以主お議決主 上等い決権又ののて権をは の子会社がその総株工の議決権の百分の五工で同じ。)をいう。権を含む。以下このをを除き、会社法(平成を除き、会社法(平成を除き、会社法(平成を除き、会社法(平成の条件のでは総出資者の議決権 条、次に、次に、 主 の超 条年会、法社 議え 決る 第律に 権議 の決 百第あ 百権 条八つ 衆の二の二、第五八十六号)第八五八十六号)第八五 分を の保 五有 十をる 超他 百古七に える会 条十お、九い 議社 決を 第条て 権い 催を保有ない。これ 百第決 七三議 一条、第百二十-二項(特別清算高機をすることが) すの る場 他合 のに . 会お 社い 七事で · 条件き 、のる はて、 当会 第管事 該社 二轄項百 会及 社び 六の全 十規部 のそ 子の会一 条定に、につ

191817 可株持 を会株 受けてに会社」に い規と る定は、 のる保 を持険 い株会 う会社を を子 い会 . う 社 と 以下同時 所株会社 で (私 つ的 て、占 第の 二禁百止 七及 十び 一公 条正 の取 十引 八の 第確 一保 項に の関 認す 可る を法 受けて記録(昭和 設立され、 又法 は律 同第 項五 若十 し四

略律 短 期 保 険 業 者」 لح は、 第二百 七 十二条第一 項 0 登 録 がを受け て少 額 短 期 保 険 業を行う者を

一四(条免 を受ける ようとする者 は、 次に 掲 だげる事で 項 を 記 載し た 免 許 申 請 書 を内 閣 総 理 大臣 に 提 出 L な げ n ば な 6 な

七酬百 百七十二条の十第一いう。)を置く株式三百三十三条第一項設置会社(監査等系 一式項委 項会第員 に社十会 において同じ。)に七又は相互会社をいて同じ云を置く株式会社をいるを置く株式会社を にあってはいう。第二にあっては、 は八あ会 取条つ社締第てを 役一はい 及項取うび、締 執第役第 行八、八 役条指条 の名の の二委二氏第員第 名一会一項等項 第設第 一置二 十委四 六員十 条会九の 二監の 第查二 一委第 項員三 `会項 百報二

五四 前 る書類そ σ 他 丙 閣府令 で定 んめる書 類を添え 付 L

なけ

れ

ば

 $\overline{\mathcal{O}}$ 算 出 方

法

までに掲げ `る書 類 に は、 内 閣 府 令で定める事項を記 載 Ü け れ ば

資

本 金

等 \mathcal{O} 額 0 減 少 E

係

る書

類

0

備

置

|き及び

閲

く号

3 2 第 に 四三二一げ 二一はし 決十 つ会 る株法 、、の議六 い社(前前前請式第会定こ又会に条 て法略項項項求会四社時のは日係 は第)ののを社百法株限記のる株 、四 電響類を批上開終 磁類類る株十四総でし週主会 的ののに主六百会なた間総社 記謄閲は及条四にい書前会は 録本覧、び第十お。類か(に又の当保三八い 又ら会資 は資社本 電本法金 磁金第又 的等四は 記の百準 録額四備 をの十金各減七(営少条以 業の第下 所効三 に力項の 備を(節え生資に 置じ本お かた金い な目のて け後額「 れ六の資は月減本 なを少金 な過又 いする! た首仰う だま百 たで四 () 十の 準資八額 備本条の 金金第減 の等三少 額の項へ の額(減みの準少 を減備す 減少金る 少にの準 す関額備 るすの金場る減の 合議少額 で案になっている。 つの規部 て他定を 次内る本 の閣場金 い府合と ず令にする に定っ場 もめて合 該るはを 当事、除 す項取く。 るを締 と記役 き載会の

記は請該険項条で 録抄求株契(第会さ本 式約計一社 めののの四 た債監額十 費権査が八 払株承定項 わ式認時各な会が株号 け社あ主に れのつ総掲ば営た会げ はならない。 高業時間内は ボの日 (同社 ボのますを でのますがある。 でのますがある。 でのますがある。 でのますがある。 でのますがある。 でのますがある。 でのますがある。 でのますがある。 でのまればいる。 でいる事項を定する。 でいる事項を定する。 でいる事項を定する。 でいる事項を定する。 でいる事項を定する。 でいる事項を定する。 でいる事項を定する。 でいる事項を定する。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 。はけ法定 は、いつでないる欠損の変にあること。 も額十、と九 次し条 にて前 掲内段 げ閣(る府会 請令計 求で監 を定査 はすることがある方法に がに社 でよの きり特 る算則 たさに だれ規 しる定、額す 第をる二超場 号え合 又なに はいあ 第こつ 刃とっては、 同 掲

れの た交事付 項の を請 内求 閣 府 令 で 定 んめる方は 法に により 表 示 L た ŧ

同百 号五 中十 . 一九 定条 時第 株一 主項 1総会」、 と金 あの る配 の当 は、「定事等を取締る 時役 株会 主が 総決 会定 又す る旨 社の 法定第款 四の 百三十 六の 条規 第三に 項よ の取な 締款 役の 会と とがあ 9る。場合に お け る第 項 第 号 \mathcal{O} 規 定

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

閲

覧

0

請

第二十十五 三・十八名 基二 基二 基二 は込み 前^Ć 条 0 募 集に応じて 基 金 \mathcal{O} 拁 Ш 0 申 込 み を L ようとする者に 対 Ļ 次に 掲

れ として、ほぼる銀 内行 閣等 府(銀 で定めて る行法 の を 昭 でいう。 以下 昭和五十六年 に こ法 の律 編第 に五 お十 い九 いて同じ。) 光号)第二条 の第 払一 込項 み(の定 取義 扱等 のに 場規 所定 す る 銀 行を **\ · う。 以下 同 ľ 信 託会社 そ 0

げ

る事

項を

通

知

なけ

れ

ば

なら

な

 \mathcal{O}

適

用

2 第 5 0 () 6は十組、六織 (略) 総代会。 総代会。 制 国 (以会の 下社承 こは、記のでは、 款前 に条 おの い組て織 同変 同じ。)の決党を更(以下これ 議の に款 よに りおい そて \mathcal{O} 承組 認織 を変更 でけなと なければない) ならを なす いる は、 組 織 変 更 計 画 [を作 成 L て、 社 員 総 会 (総代 一会を設 け て 11

3 該社十組 株(会条変更略の社の更 譲法九株 譲渡人に対して 佐第二条第三品 株式交付) して当該株式の二号に規定する 「場定する」 のる相 対子互 価会会 世としていていい。 組織変加 更閣更 後府に 株令際 式会社にて、に のる組株も織 式の変をに更 を交付する。 9ることをいる次条第二項2次付(組織変更 いう。以下この頃において同じ変更をする相口 の款においている。)とする。 てる織 同た変しの更 °にを 一当す を該る ですることが株式会社でのと同時に がのに で株株 き式式 るを会 。譲社

九分 、十組 略六織 条変 の更 +の 認 組可 織) 変 更 は、 内 閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 認 可 を受け な け れ ば、

 \mathcal{O}

効力を生じ

一九 一義 信等国債務にの保 の債務にの保 の規保 集地保定険保 の方証す会険 取債 る社会 船(社主外は 相国 互保第 保険九 険業十 組者七 合を条を含の いう。)、いり、いり、別定により、規定により そ少り の額行 他短う 金期業 融保務 業険の を業ほ 行者か、 者船当 の主該 業相業 務の代別 理組随 又合す くは事務に 多次に の相掲 代互げ 行保る (険業 内組務 閣合そ 府法の 令ので 定和業 め二務る十を も五行 の年 う に 法こ 限律と る第がで 百で 一七き 十る Ė 号) 第 項

扱若 は 政 府 保 証 債 以 下この 号に お 11 て 玉 債 等」 1 う。 \mathcal{O} 引 受 け (売 出 L \mathcal{O} 目 的 を \$ 0 てする Ł 0 を 除 く。 又 は 当 該 引 受 け

係

る

大五四三二一期り社約十十十十九十十十九八七六五四四四第(社第第るとの保て四三ハロイニーるの。時そるののるて項)編の前第信投削社一略債一一。内締険、額る約 も有金に金期の金デもデ有三も同(に第二金項六用資除債項)等項項 閣結会当顧前使を金使の契機有の価融行融に他利リのリ価のじ定規一銭に十金信、第に第二条では保かに期間を期限的機価及証等う等おこ、バーバ証短を、義定章特債規一庫託 株四つ四三令のい際に規則を対象が展開しているに従れ、第二条 い号号 定条法及 式号 て、掲っ すの(びる十昭投 等の の三、 特第和資 金げ政 振 替第 融る府 定一二法 短項十人 に五 商業保 品務証 取に債 期に六に 関号 社規年関 す及 るび 引は「 債定法す 法同と す律る 法第 第号は、 る第法 律十 短二律期百(第号 条規政 六並 社員(昭和二) 十び 第定府 六に 八すが 条第 項る元 号六 第四 第証本 一項 一書の 第年 号の 号を償 はの「ヨはり飲め左牙(に云昇りば、「及れめの門の能証性の リる保該こ - にぎ金関第該社出に温、」びるに募閣号名券債る - 二険リれス掲又の連七当のさお暖の - 有金行集府に証、を証 業定と会客 五法 かも還 権短 十律 らっ及 務めき社の をてはの同 価銭うの令お券同除き、 記債も取でいに第一条権の扱定に第一条 四第 第てび 利期 条百 の社 六表利 号示息 お内第用を 帰債 の九 う閣二者得と総百のて 属等 関にをいめ同規二資っ 四十 まさの るものでで表示されて表示というである。 でれ支 連該除 第八 ヨシャ 該使のう全 リ用と。て 壁デリバテ,
略当するもの (一) 項 にと 及る払 す理七利第 以上のという。)としてを満たってを満た。 決ィ務く。 接受のに関する で取該 がな取該 がない。 ないでである。 はいればである。 はいればでなる。 はいればでな。 はいななる。 はいななる。 はいななる。 はいななる。 はいなる。 はいな。 はいなる。 はいなる。 はいな。 はいな。 はいな。 はいな。 はいな。 はいな。 はいな。 はいな。 はいな。 はい る大十便三と臣五の者 規は、 及び び金に 又無名化さ 第 (又無名化c) 以は記式計れ 定 第銭つ 短百 す次 八債い きの条向に 収 イの は認第上提、可三に供 期三 るに 号権て 下金名所画る 益 ブ及 債十 件満閣用す るにす おるの法 こ銭証持にも 短掲 かの保 を の債券人おの 号権に払いを にを係証で らうちし 第五 あを項資す も係る そ取他律 取び の九 期げ 目 を了府さも 使の令でである。 ら受のする 引短に期 発条 的 のるも れ引の。 社る かけ規る業 が又指平 کے に有の 行の 十有て 寿価い 限価及 お信る券当むい託債)該 す 0 じな定も務 なは標成 該社 当債 ま証る めけにのそ る証び 。券内 を る せおめ間づ いこの十 るために対るものでなるものでないて譲渡れているものでない。 `れよ とれ数年 規第 で券社 \mathcal{O} 権 す等 に債定該そ 他当 るを 定一 そばり 利 次が閣 認に値法 め類と律ら似し第 す項 も除 のな同 が 号第府 義当の 該 に四令 のく。 る(短短 旨ら項 相 ず他 手方に お号で いに定 を 及なに 保 必すあの物 れすて百 社の電るの又 必要となるにあること。の号において びれる。定 除) 債受子記発は 期期 にるの 険 るるあ十 掲も債 会社 だ で 私 等益記名行譲 量権録式に渡 債投 て規め 取取ら七 のたする 引として、 引であっかじめ当り からの第二 同じ。るもの 資 げの券 移 との債所よくいみ権持り資 次募 法 るにを \mathcal{O} 転 容し保 付場 てさ 行つい 保 す 号の 為いう を `険 る旨 に取 随合 有 ーせ を行って、 内当募 す 使る 内て事条 費に 書除 お扱 (資を¹)。 係る る情 閣該集 0 用見 用業 閣内者第 VIVI のす成券の用引る十一同様の一切の方式を をもっ。 う同 定 て 総保再 と込 期務 府閣間六 特 業項 理険委 報 \Diamond 令府で項 しま 間 同 で令約~ 例) 務第 大会託 を が てれ 運て ľ, 第三 を四 内る لح 定で定定 臣社者 な 用表 けの年節をめ め定さ義 に規 閣そ に法第もに 売限律三っ行 にのが 11 11 の示 · う。 一者に提 届子保 たさ むの で 府の るめれ は会験出社募 もるたにのも数規 も三のに 定 めれ あ 令譲 にる金 する短期 で渡 0 ることとの変 供 の値定 と掲 \mathcal{O} 7 定対 送銭債 目下号の債を すげ す 中 内 め価 閣 るる。業 る 産次将る るの 途 为投資法 をの第の(く を当託 費額 に の権 の号来算 府 も該に も号二記民で 務 務 用に お をに 運にの定 令 つ保係 で の相 除該 用お一割 で に 11

て

契

合当

計す

は

て険る

足会契

あ

く当。す

のい定当

たての量

定

てお第証第

すい一券三

9ハロイ社会機体の人間では、10年には、10年には、1 支償の性の金払還金質帰庫期に額を属法 別限を、ロの元本のでは、中国のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、日本のでは 元本の償還期限と同じ日利の総額の払込みのあっ下回らないこと。と表示される式等の振替に関する法律年法律第九十三号)第六 る律六 べの十き規二 権定条 利にの のよニ うり第 ち振一、替項 次に座短 掲簿期 げの農 る記林 要載債 件又の のは発 す記行べ録) てにに によ規 該り定 当定す のの農 は林貴 れ る外 国 法 0 発行 する債

予

目っ に と す 目 るか 旨ら \mathcal{O} 定年 め未 が満 あの ること。 確 定期 限 \mathcal{O} 定 8 が あ り、 か つ、 分割 払 0 定 8 が な

つ社 いは、 て、第九 託十 の七引条 受及 けび を前 行条 業規 ※務(以) 下り . 「行 保う 険業 金務 信の 託ほ 業務」、 と九 い十 . う七 。 条 $\smile_{\mathcal{O}}$ を業 行務 うことがの遂行 がを で妨げ るな。い 限 度に お い て、 信 託 業 法 0 規 定に カン カコ わ 6 ず、 そ Ō 支

は、

そ

Ō

方

法

を定め

て、

閣

総

理

大臣

 \mathcal{O}

認

可

を受け

なけ

れ

ば

な

6

な

方社 法が を保 変険 更金 し信 よ託う業 とするときも、 同る 様場 とすに るは、 該生命 保 体険会社

百一 条他 業 保の

()制限) は、 第九 + 七 条 及び 前 二条 \mathcal{O} 規定により 行 Š 業 務 及 び 他 \mathcal{O} 法 律に より 行 う 業 務 0 ほ か、 他 0 業 務を行うこ とが で きな

よ項音~ りの条業 第顧の務 三客二運者へ || | 者へ || 営 | にの保に に再委託されば、保険会社は、 る業そ 場務の合に業 を関務 る含む。)にお関して取得した。 おたの け顧法 る客律当に又 該関は 業す他の の情法 的報律 確のに な適別 遂正段 行なの そ取定 の扱め 他いがあ 健そる 全のも か業の つ務を 適切なる 運者か、営に を委内 確託閣 保する場所令で た合定 んめ、当るの当る 措置を選案が 講じなけ、 ロ七十五なれるの業 ら条務 な第に い三係 。項る の重 規要 定な に事

つ適切な運営に支障を及ぼすおそれの一当該特定関係者との間又は当該特定にの手に、次に掲げる取引又は行為をしての間で、次に掲げる取引又は行為をしての間で、次に掲げる取引又は行為をしての間で、次に掲げる取引又は行為をしての間で、次に掲げる取引又は行為をしての場で、次に掲げる取引を除く。)そのごの場所を関係者との間の取引等) 二一総のの百つ だし、近代というに対し、近の子会は 当令社 該で 取定当 引める保 は特険 行殊会為の社 を関の することにでいるる者がい険主要株式 つを主 きい、 内う当閣で該 府以保 令で定に 条においた。 を同す ない。 理一険 由又持 がは株 かある場合会社、 合に関語 お係保 い者険 ての持、顧株 内客会 閣と社

内のの 閣間取 府で引 令で定れる め引のる又条 取引又は行為に なけるというない。 前な 号に掲げる条件 げで 行う資 に産 準の ず売 る買 取そ 引の 又他 はの 行取 為引 で、 当 該 保 険 会社 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 健 全

第百 六保 会 少保保保社 額険険険の 短会会会子期社社社会 は、は、 次範 に囲 掲等)

る会社 以 下この , 条 に お 11 7 「子会 社 対 象 会社」 とい . う。 \smile 以外 \mathcal{O} 会社 を子会社として は な 6 な

害命

保険 業

四四三二二一百 うにの の 六保 。親二長銀二損生条険 定期行する る金用 資決銀 金済行 移に法 動関。 業す昭 をる和 いう。)な法律第二十七年 そ条法 の第律他三第 内項百 閣(八) 府定十 令で定義)に記 足める業が第二条 む業規を もの(第二百七-者(第九号に掲げてする長期信用組 十げ銀 十一条の二十二第一項第ける会社に該当するもの蹶行(以下「長期信用組 **垻第四号の二においてものを除く。)のうた用銀行」という。)** てち、 金金移移 動動 専業 門一 社条

金 融略 商 品 取 引法第 条 第十二 項 (定 義) に規定する金 融商 品仲介業者 のうち、 金 融 商 品 仲 介 業 同 条第十一 項 気に規定 する金 融 商 品 仲介業 を 11 1 次に 掲

げ

い項

下こ 0 号に お 同 0 ほ か、 金 融 商 介 業に 付 随 す 業 務 0 他 0 内 閣 府 令 で 定 る業 務 を 6 行うも

取げ 引る所行 金為 融 商 品 市 又 は 司 条 第 八 項 第 口 規 定 す る外 国 金 融 商 品 市 場 E お け る 有 価 証 \mathcal{O} 売 買 \mathcal{O} 委 託 \mathcal{O} 媒

 \mathcal{O} 委 託 \mathcal{D}

リッリスはの配間間間間 「リートか第サ品品が品品証れ ビビビを三ー取取る取取券か ススス行百ビ引引行引引仲を のののう九ス法法為法法介業提提提も条仲第第に第第専と 供供供の第介二二該二二門し ににに一業条十当条条会て 関関関限項者第八す第第社行 すすする第(十条る十十)うるるる。六金一第も七一とも 法法法以号融項八の項項いの 第第第おじ提げは 四四項項で (に行う)に行う 現第三号に掲げるに関する法律 (同じ。)のは (同じ。)のは (同じ。)のは (関する法律 (日は)のは (日は)の (日 為為為有等十 価仲二 証介年 券業法 口 等務律 神(第 介同百 業法一 祭第号に: 付一第随条十 す第一 る四条 業項第 務に六 そ規項 の定(他す定 でる義) 閣価に 限 府証規 令券定 で等す 定仲る め介金 る業融業務サ 務をし をいビ 専いス ら、仲 営次介むに業 も掲者 のげを るい 行う

号 又 は ハ に 掲 げ る 行為に 該 当 す る も \mathcal{O} に

営

む

玉

 \mathcal{O}

会社

(前号に掲げ

る会

社

に該

当す

 \mathcal{O}

を除く。

を

| 関関関業 て (関銀行) 連連連務保 、略信連行う 業業業 険次) 託業法外 務務務保会の 業を第国 険社各 法行二の 専専専業又号 信有銀銀前掲 第一項の会社 託価行行項げ 業証業業第るに券に、二用 気(定義)に規立(第八号に規定義等)に規立 付関付有号語 随連随価のの は随は連第 規掲定 関し関業十当連、連又一該す又すは号各 ペデオる銀 にする銀 るはる信ま号 信社行 業関業託でに 託に業 乗務として内閣庁 にに掲げる会社の でに掲げる会社の でに掲げる会社の 業該を を当い いする. うる[°]。 °も以 以の下 府し府又のに 令て今は行る で内で関うる 下を同 同除じ。 定閣定連業 _{ししを} め府めす務 を 営 む 外 るもの 国 て業内務 \mathcal{O} 会 閣府令 社 第 八号に で内定閣 め府 るやで 掲 げ る会社 の定 \Diamond るも に 該 当するも

会用よ社しる がな株 あい式ら、又 かじめ内におけるの 閣当取 総該得 理保そ 大険の 臣会他の社の 承又内 認は閣 をその令 け子で た会定 場社め 合はるを、事 除合由 ゆき、その 日算してそ 日により、 I 取の国 得基内 し準の、議会 又決社 は権の 保数議 有を決 す超権 るえをこてそ と取の と得基 なし、議

権

 \mathcal{O}

取

得

等

 \mathcal{O}

制 限

4 3 2第 四三二一可会準 権る百 た又決 百 (社議保をと分前日は権前七保 第当、当第が決険速きの項か保数項条険 変をてそ一更しその項 数の認 をうめが をての基の しは総準規 え当象 たな株議定 て該に とら主決にきな等権か 取百は、 得分 し、五除 決超ら 又十会 権えず はを社 のて 保超又 体有することとなれたる部分の議論とはその子会社が 百保当 分有該 のす各 五十をとることに 超がめ な決が えできりるてき つ権国 たは内 保る。保有。保 議含の は有することとなる。 ただし、内閣総に保有することとな 決ま会権れ社 のなの うい議 ちも決その権 のとを 基し合準、算 る総な と理る き大国 議内し は臣内 決閣て ゚゙はの 権総そ 当、会該保社 数理の を大総 超臣株 各険の 号会議に社決 えが主 る当等 規又権 部該の 定はが 分承議 すそそ の認決 るのの 議を権 認子基 決すの

項十 のニ 認条 可の を認 受けを て受 共け 同て 新事 設業 分の 割譲 (受 法け 人をがし 他た のと 法き 人(と内 共閣 同府 つってす るめ 新る設場 分合割に を限 いる。 ´う。) にそ よの り事 設業 立の さ譲 れ受 たけを 社し がた 第日 三条 第一 項 0 を受

閣

府

令

で

定

 \Diamond

る

場合に限

る。

その

組

織変

更

を

た

日

- 138 -

る場 合 限 る。 そ 0 吸 収 分割 を た

〜会 条な 9 社保件る内 七六五 が険と国閣当第当て取会し内総該百該当 略得社なの理保六保該し又け会大険十険保 はれ社臣会七会険 又そばのは社条社会はのな議、が第が社 保子ら決前第一第に有会な権項百項百な す社いの各六の七つ るが。う号十認十た も、ちに七可三 そ規条を条き の定第受の 基すーけ六そ 準る項で第の 議認の当一免 決可認該項許 分当をに吸 の議会ときなり、収分割になり、 を定くされる。 同る該た事日日保と業 かに険きを の五年を経過されて、その設立されて、その設立されて、 その設立されています。 過する日までに内閣総はその子会社が合算でる場合に限る。)された日 総し 売 理 て そ の 臣の合 が基併 定準を め議し る決た 基権日 準数 にを 従超 つえ てて 処保 分有 すす んること をと

の国 と内 みの なす。 議 決 権 を合算 L てその 基 準 議 決 権 数 か 超 えてて 保 有 す ることとな 0 た 場 一合に は そ 0 超 える 部分 \mathcal{O} 議 決 権 は 該 保

百二届 開保 始険 し会 た社 とは、 き °次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} V ず れ か 該 当 ヨすると き は、 閣 府 令 で 定 8 るところに ょ り そ \mathcal{O} 旨 を 内 閣 総 玾 大 臣 に 届 け 出 な け n ば な な

八七六五四二

ニそそ外他資三保十出 条のの国に本 険七事 第他総に特金へ業条項 十内株お段の略を 五閣主いの額項府の令議支めは 項処の従以を 第理五た外増 七制をるの額 る危権駐定る 一機が在款との管一員のき 株理の事変 主に株務更 が係主所を 取るにをし 待し、又は保たより取得又は保たとき。 保有することとなっては、内閣府令・財は保有されることととするとき。 つ財と た省合なった 除会社の登合とき。 議め 決る 権場 に合った い該 て当 準す 用る すと

生百人 じ四事 な十業い二の **二**の 。条譲 渡 保又 険は 会譲社受 をけ 全の 部認 又可 は 部 \mathcal{O} 当 事 者とす Ź 事 業 0 譲 渡 又 は 譲 受 け は、 内 閣 府 令 で 定 \otimes る ŧ \mathcal{O} を 除 き、 内 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 認 可 を 受け なけ ħ ば、 そ 0) 効 力

の十併 効七の (略)を保険を保険 じ険 な会 い社 °等 \mathcal{O} 合 併 (保 険 会社 等 が合 併 後存 続 す る場合又 は 保 険会社 等 すを合 併に ょ ŋ 設 立. す る場合に 限 る。 は、 内 閣 総 理 大 臣 \mathcal{O} 可 を受 け

十険 三株 六社 \mathcal{O} 険割 株の

· 百/ 3 七保 略条式 の会 保分 式認 会可社 0 分 割 は、 内 閣 総 理 大臣 0 認 可 を受 け な け n ば、 そ \mathcal{O} 効 力 を生 じ な

2第

第二百 二百 二百 条律 \mathcal{O} 特適 定用 法関 人係 が等 第一 百 +九 条 第

項

0

免

許

を

受

け

た

場

合

に

お

け

るこ

0

法

律

 \mathcal{O}

適

用

に

0

1

て

は、

次に

定

 \otimes

るところ

ょ

6 \mathcal{D} 規 定 に 係 る 則 を含 む 0 適 用 に 0 1 て は、 特 定 損 害保 険 業 免 許 を 受 け た 特

「九借は、一法 百こ外十対、第第人第(四の 国九照免二百0日8) 大法 保条表許百九日九険に一特六十本十 会おと定十五に九 社い、法五条お条 等で第人条、いに の準百をの第てお 日用九外二百保い 本す十国、九険で にる九保第十業準 お第条険二九を用 け首に会百条行す る十お社六にうる マートに引第 支一い等十お引第 店条でと五年を を第準み条で 社会で の一月なり の一月なり 準本十場百七害五 ずに条合六条保条るお第に十の険ま 場け一お五二会で所る項い条、社の 場所として内閣定へこれら、の規定(これら、の規定(これられて、第百十条第一日本に大第一日本に大第一大の規定(これらの規定(これら) 府るお十第一令のけ五二項 ではる条百及定一業中六び め免務「十第 る許」財五三場特と産条項 所定あ目の並 一法る録四び と人の、十にあ及は貸二第 と人の るび「借の百 の引免対規十 は受許照定一 総項け人代及る及 理び業びの第 店同務引適 の条一受用百 本第と社に六店四、員つ十 及項第のいこ び中百貸て条

な

け

れ

同 条 第 六 項 中 当 該 外 玉 保 会 社 等 \mathcal{O} 日 本に お け る 業 あ る \mathcal{O} は 該 免 許 特 定 法 人 及

。険生 業命 務保 紛険 争会 解社 決等 機と 関み な とす。 あ るこ のの は場

ー っと 指にの指にの引支 社子第用第総み第定お三定お二受店 員力二に百代な百特い、特い、社そ を損百つ九理す九定て第定て第員の外害十い十店。十損、百生、百の他国の八て九のこ二害第九命第九日こ 保賠条は条業の条保百十保百十本れ 険償の、に務場及険九九険九九にに 会に規免お 合び業十条業十条お準 社関定許いとに第務九に務九にけず 等すは特て、お百紛条お紛条おるる 又る、定準「い九争にい争にい業場 は法免法用当て十解おて解おて務所第律許人す該、六決い準決い準と 二、特及る外同条機て用機て用とし 百昭定び第国条の関準す関準すすて 許百つ険百る険定各三規各二規 の四い会十の会に号第定号第定 種十て社一は社係中一の中一の 類七は等条「等る「項適「項適に号、とに当の罰外各用外各用応」適みお該保則国号に国号に 南るる用と項損と項生 四。のにあ及害あ及領 はつるび保るび保 「いの第険の第険 引ては三業は三業 受は「項免「項免 社、特第許特第許 員日定二を定二を の本損号受生号受 保に害中け命中け 険お保った保った 契け険指特険指特 約る業定定業定定者代務外法務外法 一表一国人一国人 と者と損をと生を をす害外す命外 「外る保国る保国 外国 °険損 °険生 業害 務保 紛険 争会 解社 決等 機と 関み ーな とす あ るこ のの は場 一合

五. 几 兀 <u>+</u> 条 及 び 第 七 章 第二 飾 \mathcal{D} 規 定 $\widehat{\Xi}$ 外国 れ 5 国保 0 保険 規 険会 定に 会社 社等 係 等の る の日 罰 業本 務に 則 を ーお 含 とけ ある代 ţ の表 \mathcal{O} は者

引 受原 適 保令 険で 会定 社め 等る 若法 し令 くの は適 外用 国に 損つ 害い 保て 険は、 会社政 等とで み定 なめ いるところに により、 免

£ = 及告十総 びし五会 事て条業、の 計創七 画立 書総発 の会起 承を人 認開は、 そか のな定 他け款 機れ及 構ばび のな事 設ら業 立な計 にい画 。書 を 作 成 L 後、 会員に なろうと こす. る者 を 募 り、 会 議 開 催 目 \mathcal{O} 调 間 前 ま らでにこ 6 を会 議 日 時

必

要

な

事

項

 \mathcal{O}

決

定

は、

創

<u>T</u>

総会

 \mathcal{O}

議

決に

よら

なけ

れ

ば

なら

な

及

び

所

許

特

定

法

人

 \mathcal{O}

 $4 \ 3 \ 2$ 三二一わ 議の 決他 に機 よ構 るの こ成と立 がの で日 きを る含まっ JP. 事 業 年 度 0 業 務 0 運 営 必 要 な 事 項 は 第 百 六 + 五 条 0 五 及 び 第二 百 六 十五 条 の 三 + 兀 第 項 0 規 定 に カン カン

5 項 六条六百の規創げ 十第十六成程立る 五一五十立の総事 条号条五の作会項の、の条目成のその 二第二のを十三十三合 七号六十む の及第四事 四び二第業 及第項一年 び五の項度 第号規各の 二一定号予百とはに算 六あ、規及 十る前定び 五の項す資 条はのる金 の、規負計 三に担画 十第に金の 七二よ率決 の百りの定 五六同決 の十項定 規五に 定条規 はの定、七す 創第る 立四事 総項項 会第を の一創 議決に つ読の いみ議 を替える。 すもる りる。とする場合に るつ。 。 い 7 準 用 す る。 \mathcal{O} 場 合 お い て、 同 条

3 2 第 総百会 略会六員に十の 出五議 席条決 ポレない (本の二十) 会七 蒷の は回 書各 面会 で員、の 又議 は決 代権 理は、 人により っと てす 議る 決 をす ることが できる。

2第

保百保

険七険

持十持

株一株

会条会

社の社

は二の、十業

業二囲

務略等

0) 範

を

営

む

当

た

0

7

は、

その

子

会

社

で

あ

る

保

険

会

社

0

業

務

0

健

全

カン

0

適

切

な

運

営

 \mathcal{O}

確

保に

努

 \otimes

な

け

れ

ば

なら

な

の当保

- 務

整に険二 前備害持百顧 項そさ株七客 ののれ会十の 「他る社一利 親必この条益 金要と子の会二保 機措な社十護 関置いで一の 等をよあのた 講うる二めとじ、保の はな内険保体 `け閣会険制 保れ府社持整 険ば令又株備 持なでは会株ら定当社 会なめ該は、 社の総は、その総に、その ろ株子 に会会 よ社社 りので `子あ 当金る 該融保 業機険 務関会 に等社 関が又 す行は るう当 情業該 報務保 を一険 適保持 正険株 に業会 管そ社 理のの し他親、の金 か内融 つ閣機 `府関 当令等 該で若 業定し 務めく のるは 実業子 施務金状に融 況限機 をる関適 。等 適。等切が にに行 監係う 視る取 す顧引 る客に たの伴 め利い の益 体が当 制不該

株 主 0 議 決 権 \mathcal{O} 過 半 数を 保有 L 7 1 · る者 そ 0 他 \mathcal{O} 当 該 保 険 持 株 会社 لح 密 接 な 関係を 有 する者とし 7 政 令で 定

- 140 -

届 出 事 項

る一の 者項う ののち う ち子保 金険 保融会 険機社 会関 社等銀 「 会 音 と 、 該は金保、融 険保商 持険品 株持取 会株引 社会業 の社者 子がそ 会総の 社株他 で主政 あ等令 るので 保議定 険決め 会権る 社の金 を過融 除半業 く数を 。 を行 一 保う `有者 銀しを 行、いるのである。 金る 融者 商そ 品の 取他 引の 業当 者該 そ保 の険 他持 政株 令会 で社 定と め密 る接 金な 融関 業係 をを 行有 うす 者る を者 いと うしって 7 政 令

十子 二会 社 保の 険範 持囲 株等

害命十持 少保保一株 額険険条会 短会会の社期社社二の 保 険 業 者

会

社

は、

次に

掲

げ

る会

社

以

外

 \mathcal{O}

会

社

を子会社としようとす

ると

き

は、

あ

6

カン

r

 \Diamond

閣

総

理

大

臣

 \mathcal{O}

承

認

を受け

な

け

れ

ば

な

6

な

期行

のののの 百保 有銀保信二証証二長銀二損生七険 社 <u>'</u>会

項 第 六 号 の 掲 げ る会社

外を国国国行のの のう会会 会外社社 社国人 の前会の行 三社に 一号(掲)に 掲げる会社に対 社げ該 にる当 該会す 当社る すにも る該の も当を のす除 を含く。 除も \mathcal{O} を 除

3 2 一き 書 十十十九八七六六五四四三 、内を前二一 の の 当そ閣内項~ 有銀保信二証証二長銀 あ用及持(健該当当該の総閣の十信価行険託 券券 期る銀び株略全業該該業承理総承五託証業業専第仲専資信場行第会)性務業業務認大理認 業券をを門百介門金用 がの務務のを臣大を(を関営行会六専会移銀 損内のの内しは臣受略営連むう社条門社動行な容内内容な、にけ)む業外外 第会 専 。申な持 請ら株 がな会 あい社 。は、 0 た لح 当 き 該 は、 承 認 当 0 該 申 申 請 請 に に 係 る会 係る会社 社 0 が 業 行 務 V. 0 内 容、 又 は 行 資 おうとする業務 本 金 0 額 的 \mathcal{O} 構 内 成 容 が 0 他 次 0 0 内 各号 閣 府 \mathcal{O} 令 で 11 ず 定

ロイ の当 場該国公のなのなける中民のイら承ればいる。 はに活序はいのば険、係の又口。申な持 当会定主義 請のはのす を資国風る し本民俗こ た金経をと 保の済害か 険額のすら、持、健る、 株人全お当 会的なそ該社構発れ申 性の子会社であれば 無を妨げるおればあること。 であること。 あしお 険 るてそれ 持 株 険当が 会 会該あ社申る 社 \mathcal{O} の請こと 子会 営係 社 のる で あ 健会 全社 る 性の 保 が経 険 会社 損営 なの わ健 \mathcal{O} 社 れ全 る性 会 ることとなったとなった。 的 信用 を失 る危 /墜さ お険 そ性 れが せ が大 る 、あること、か おそ れ が あ う、 ること そ \mathcal{O}

• 会長こ 社期の保5営 で信項険 の 合持二社 に株百が は会七、 前を二行 各い条若 項うのし の。三く 規以十は 定下九長 をこ第期 適の六信 用項項用 せ及に銀 ず、銀行を子の銀行を子の 行百同会 芸社とする社とす 長条若る 期信日は日本のことによっことによっていることによっていることによっています。 銀九長よ 行第期り 法六信銀 の項用行 相に銀持 当お行株 規い持会 定て株社 の同会へ の定めるところによる。同じ。)になろうとする場会社(長期信用銀行法第十(銀行法第二条第十三項(場十 場合又は(定義等) 銀四 行第に 持一規 株会社芸術定する場 若会銀 し社行 くの持 は範株 長囲会 (関係) 期等社 信)を 用にい 銀規う。 行定 持す以 株る下

す二 分 (株保割保る百保 略会険後険も七険 社持も持の十持 で株引株に一株あ会き会限条会 る社続社るの社 をきを。 一十係 に事険事は一る限者持者、合 ると株と関係、 は事で会理株社、業ある分臣社割 令全も割のを又 を譲は割けの若除渡、にれ当し き又政よば事く、は令り、者は 内譲で事そと譲閣受定業のす受 圏文によりする 総理ではいる ではいる ではい ではいる ではい ではいる に 認業除たな該 可のき保い合を譲、険。併 。併 受渡内持 前 け又閣株 に なは総会 保 け譲理社 険 れ受大又 持 株 会社 で あ 力険受分 0 を持け割生株なに た こ会けよりな社れり \mathcal{O} 会 いがば事 社 が そそを 当 該 合併 譲効継 渡力し 又は譲りた保険 後 も保 受な特けい株 険 持 株 後 会社 も引 社 が き ع その 続 L T き 保 会 存

除

れ

カゝ

に

該

当す

Ź

場合

を

除

8

る

事

項

を

記

載

L

た

申

請

性工は芸的株新た代代でした を十な社閣主設とののと総主に 子一ら、保育議割、株要株条届十 会条な保令議割、株要株条届十 社のい険で決を設主株主のけ二 と十。持定権無立の主が出り 株めの効、議基議第な保 会る百と株決準決一け険 社場分す式権値権項れ主 で合のる移の以ののば要 あに五判転百上百認なは なお当をが合の数のにない。 た当をが合の数のにない。 会す超確併五の五係い保 °険 主 要 株 主で あ 0 者 を 含 む は、 次 0 各 뭉 0 V ず れ カ に 該当 す るとき は 内 閣 府 令 で 定 るところによ そ

に 係 る 保 険 主 要 株 主と て設立 され

云り起催げ上の記 社るえ定(十議十る をとるし当を決を保 含き議た該超権超険 機た酸危権 決と合えのえ主権 を併る保る要がをに議有議株 一含よ決者決主 一の株主により取得又は保有さまり保険会社の主要株主基準値決権の保有者でなくなったときのいたときのいたときの決権の保有者となったときの決権の保有者となったときの決権の保有者となったとき又は当該認可に 値きの 以(場上前合 の号を数及除 数人がくのびく。 議次 決号 権の。 の場 保合 有を 者除 有となる会が 社そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 を 設立 す る

保有さ れ ることとな 0

む。 は、 次 \mathcal{O} 各 号 0 V ず れ カン に 該 当 認 す 可 に るとき 係 る 保 は、 険 持 内 株会社とし 閣 府令で定 て設立 め るところに さ れ ょ り、 その 旨 を内 閣

総

理

大臣

合

す八 る第 持一 株項 会の 社認 でなくなに係る。 つ保 た険 と持 き株 (第社 五に | | | | | | | | 場合を除ったとき、 除 べく。はと ○当 。該

株 式 移 転 合併 (当 該 合併に ょ ŋ 保 除会社 を子会社とする持 株会社 を設 <u>\f\</u> する ŧ \mathcal{O} に 限 る。 又 は 新 設 分割 を無 効 でとす る判 決 が 確

°権 が \mathcal{O} 株 主

規で決更定定権し は、第一の百分と 一合のす 項に五る第該をと 六当超き ハ号及び前項目するとき。過える議決物 項 第 七 号 規 によ 定 す る V) 取 0) 得 又は 株 主 が 保 有さ 取 得 れ Ļ ることとなっ 又は 保 有 することとなっ た保 険 主 要 株 主 又 は 保 険 持

第二百年 (略) ・十年 ・十年 条契 の約 十者三に 係 少る 額保 短険 期金 保額 険等 業 者 は 0) 保 険 契 約 者に 0 11 て、 0 保 険 金 額 \mathcal{O} 合 計 額 が 政 令 で 定 8 る 金 額 を超えることとなる保 険 0 引受 け を 行 つ は

第を二つ (子百少 略会七額 社ととしる。 ての険 は十業 な四者 らの な少子 い額会 °短社 期の 保範 険囲 業等 者 は、 その 行 う 業 務 に 従 展 Ļ 又 は 付 随 Ļ 若 L < は 関 連 する業務 とし て内 閣 府令 で定め る業 務 を専 いら営 む 会社 以 外 0 会

一のな ∫をる少百 三除承額七 代式会社、特別の三十二 で項会七 あの社 で (略) 次を額に受短 掲けて保 る設険 機立業 関さ者 をれる マスタ もは社 の同と でなけれる特別でなけれ れ項株 はならればなられただしい。 な書あ いのつ 。承て、 認 を第 受二 行百 て七 いるも のの を三い十 . う五 。第 以一 下項 同各 じ号に) 掲 は、る 外取 国引 の若 法し合く には 準行 拠為 しに てつ 設い 立て さ保 もと

少百少 額七額 短十短期二期 保条保 険の険 持三持 株十株 会八会 社 社 | | は | の | 終 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 務 範 开 等

社 そ \mathcal{O} 業務 を営 む に当 た 0 て は、 そ \mathcal{O} 子 会社で あ る 办 額 短 期 保 険 業 者 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 健 全 カン 適 切 な 運 営 \mathcal{O} 確 保 努 8 な け ば な 6

は、

あ

6

カコ

 $\tilde{\mathbb{C}}$

め

内

閣

総

理

大臣

 \mathcal{O}

承

認

を受

行

なけ

れ

な二 ら百少 な七額 い十短。二期 条保 の険三持 <u>一,;;</u> 十株 九会 社 少の 額子 短会 期社 保の 険範 持用 株等 会社 は、 次に 掲 げ る 会社 以 外 0 会社 を子会 社 とし よう とするとき

株 会

社

 \mathcal{O}

議

決

権

定

当若 該し 承く 認は の関 申連 請す にる 係業 がる会と 社し のて 業内 務閣 の府 内令 容で定 資め 本金業 の務 額を , 单 人ら 的営 構む 成会 そ社 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 内 閣 府 令で 定 8 る 事 項 を

き 、内た前 ¹ 中項 , し がのの認臣内を保保 損内内しは閣受険業 おががけ第理よ者れ、、れー大うの た当公ば項臣と行 場該のなのにすう美のなる手段という。 はに又いのし額に、係は。申な短従 請け期属 がれ保し、 あば険 つな持又 たら株は とな会付 きい社随 は。はし、 当 該 申 請 に係る会社 が 行 11 又 は 行 おうとす うる業務 \mathcal{O} 内 容 が 次 0 各号 0 V) ず れ カ 該 当す 合 を

6 措子る第る営 内た前 置会事一この当当こ閣申項少少 で記事した。 を社由項と健該該れ総請の額額 略講とにの。全業業を理書承短短 じすよ規 性務務承大を認期期 当る善 該会良 申社の 請の風 を資俗 し本を た金害少のす 額額る短いお 期人そ 保的れ 険構が 持成あ 株等る会にこ 社照と のら 子し 会て、 で当 あ該 る申 少請 額に 短係 期保会 険社 業の 者経 の営 経の 営健 の全 健性 全を 性損 がな 損う な危 わ険 れ性 ることとなっていました。 な るか おつ、 れそ がの 要続定 あ経

・のきめ 6 世 ⁷ ばに少同 なつ額項 ならない。関短期保険は現場に関係を 総持げ 理株る 大会会臣社社 のの以 承子外認会の 配を受け、 たる、場場少 場合を除き、以場合には、適日が額短期保険は 当用持 | 該会社が当は | 対象を表すのでは | 対象を表する 言該事由になるの子 の当会 生該社 工じた日本の担保に か期権 ら保の 一険実 年持行を株に 経会社 すは株 が式又は、これで で子持に会分 子社の 会と取社な得 一でなった。 く当他 な該の る会内 よ社閣 う、引令 所きで

い直百登 。ち七録 に十の、八実 次条に掲げる げ閣 る総 事理 項大 を臣 内は、閣、 府第 令二 で定七 足める場合 所のに登 備録 えのる申 生請 命が 保あ 険つ 募た 集場 人合 登に 録お 簿いて 損は、 害 保次 理一 店項 登か 録ら 簿第 又三 は項 少ま 額で 短の 期規 保定 険に 募よ 集り 人登 登録 録を 簿拒 に否 . 登 録 る 跳しなけれる場合を れ除 なほ

閣登前総録条 理年第 大月一 臣日項 は、前項で各号に掲げ の番げ 規号る 事 項

定 による 登 録 をしたとき c は、 遅 滞 なく、 その 旨 を 登 録 申 請 者 及 び 所 属 保 険 会社 等 に 通 知 L な け れ ば な 6

書若

しく

は

そ

 \mathcal{O}

添

什

書

類

0

う

ちに

重

要な

事

項

Ê

0

11

て

偽

0

記

は

刑

 \mathcal{O}

執

行

を

受け

ること

が

なく

な

0

た

日

カン

. ら三

年

を

相受事には、 る復記登 外権載録 国をが申の得欠請 法なけ者 に者い次 は な な と と の 各 号 を国はの含めい にご録に 処れを該 せと拒当 ら同否す れ、そのはなけれ、そのとき、 のりれ 刑扱ば又 のわなは 執れら登 行てな録 をいい申 終る °請 わ者 り、

刑 れ に 相 当 す る外 玉 \mathcal{O} 法令 によ る を

たるからからない。たるからない。からないでは、からないでは、からいないでは、からいないでは、からいないでは、からいないでは、からいないでは、からいないでは、からいないでは、からいないでは、からいないでは、 人のは消規第終の 合においては、当該取消しの日前三十処分を含む。以下この号において「登が法人である場合においては、当該取同法第十二条(登録)の登録(保険媒定は刑の執行を受けることがなくなったのない。といるとは金融サービスの登録を取り消され、若しくは金いがない。 十登る取媒金たの 日録法消介融日法 以等律し業サからのにと相目のビ三規 当い当前種ス年定 のを国以るにして、 員り法にのすい罰 で消令当にる者金 あさの該限法の でのよ役を十 当取り員取八該消当でり条 取し該あ消第消の外っさ一 ァート う年て該取号 三を受取消 年経け消し第 を過てしの四 経しいの日号 過なる日か及しい同からび な者種ら三第い、類三年五

**を行う使している。 用著が 人又はなってきない。 金適い 融当者 サインなし ビ為て スを内 仲し閣 介た府 業者令 者 定 \Diamond る者

務に一のの保募 を次の媒役険集 適の行介員募に正い為を若集係 にず能行し又る 執れ力うくは業行かを使は保務 . がる未 で者成 きの年 なあ者 いるで 者もそ とのの 法 定 代 理 人 が · 前各号、 次号 保 又 **除媒介** は 第十 大業務を 号 口 行 \mathcal{O} う者に ず n 限 カン る。 該 当 第 す +号 口 に お て 同 0 役

L

7

内

閣

府令で定める者

- 143 -

らか

〉 4ロイー 個 個人でその保証 第一号からない。 「本語」 保険募集 集用第 を人六 行の号 行う使用であるいず 人第れ の七か う号に ち文該 には当 次次すの号る いロ者 ずに れ該 か当 にす 該当者 すん える 者る のも あの る

3 内閣総理大臣は、保険仲立人登録の関総理大臣は、前項の規定によって、直ちに、次に掲げる事項を内閣府、直ちに、次に掲げる事項を内閣府、直対に、次に掲げる事項を内閣府、資録の実施) 府第 令二 で百 定八 足める場合 物所に備るの登録 えの申 保請 険が 仲立人登録簿にあった場合にお 登録て しなければならな、、次条第一項 ゆない。第三 項までの 規定に

ょ

ŋ 登

一録を拒否する場合を除

ほ

カン

録よ 簿る を登録 衆を のし 縦た 覧に 供は、 i, な遅 け滞 ればなら、そ なの い旨 ゜を 登 録 申 請 者 E 通 知 L なけ れ ば なら

外権載録 国をが申の得欠請 の法令による刑を保ない者とは外にない者とは外にないるときは を国はの含め、い おきの登り でられ、そのでおいていまするとき、日本でしなければ 刑扱ば又 州の執行をはならない。 終る °請 書若 わ者 しく は その 添 什 書 類 0 Š ちに 重 要な事 項に 0 7 0

り、

は

刑

 \mathcal{O} 執

行を

受けること

が

なく

なっ

た

日

カン

ら 三

年

を

法令によ る を

十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過る法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けて取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消し界介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消しの金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四た日から三年を経過しない者 日録法消介融日法 年経け消し第を過てしの四 経しいの日号 過なる日からび しい同からび な者種ら三第い、類三年五

 \Diamond る

のうちに前各号又は次号仲介業者(保険媒介業務に関し薬務に関し、保険媒介業務に関し薬業務を適正に行うことが |次号ハのいずれかに該当する者のある||業務を行う者に限る。第九号ハにおい保険募集人である者を除く。) 若しくし著しく不適当な行為をした者||とができない者として内閣府令で定め のあるものにおいて同じ。)の処石しくは保険募集人 の役員若しくころ(損害保険な は代 保理 険店 契約を の締結に用人に 桁の媒介を行うな については、保 ぬ 使険 人集 を

一号から第七号まで又は第七号のいずれ執行することができする者のあるもの でれき のかな いにい ず該者 れかになるとして に該当する者の者 令で定

けるに

足

ŋ

る

能力

を

有

な

のあるも

百保 九険 条契 約 保の 険申 会込 等の 若撤 しくは、原回等) 外国 |保険会社等に 対 Ü 保 険契 約 0 申 込みをした者又は 保 険 契約 者 (以下この 条にお 1 . T 中 込 者 等 ح いう。 は、 次に掲 げ

る場

に業を険は よ若経契解 りし過約除 設くしの一 立はた申以
さ事と込下 れ業きみこ たとし のの 撤条 人て、締 回に 等お 法結 だい 人 でる 関て す な保 る申 い険 事込 社契 項み 団約 をの 若と 記撤 ļĪ 載回 くは申 し等た 書と 財込 団み 面い で代し をう。 交付 表た 者と さを 若き れ行 たう L 場合に < は 管 にが 理 おで 人 いき 0 て、 定 そ 8 Ō 0 交付 あ る Ł をさ 0 又 れ は た 日 玉 若 申

使規場にの場が契契共法が日が面 用定合記場所保約約団人、と、に にすに載合に険がの体若営の内よ 係るおいでおいな社は際保く業が関する る方いべおい社法険保く若ず府そ 電法できいて等令期険はしれ令の子(、事で保、に間契一くかで保計内当項、険外よが約般は遅定険 算閣該を保契国り一の財事いめ契 機府保電険約保申年申団業日る約 フ法外織国た定をきき法は八、回 アを国を保場保義。。律営日保又 イ除保使険合険務 ルく険用会そ募付 へ。会す社の集け のとない。 た項書の規申険の 時第面情定込仲で 時間間に 一を報に者立る 当号交通よ等人る 該の付信るのと

PROPERTY NEW PRO

到書み用にるビ

あ令と保

て定認険

内めめ媒

閣るら介

の当政限

に該令る

り込定)

提者めの

供等る営

すの場業

る承合所に諾

事

務

とが得

よ申で

とみない

す行

。 わ

れ

た

当

該

書

面

に

記

載

す

×

き

事

項

 \mathcal{O}

提

供

876 当みう速金銭 ら回撤償保に他定し保限と保 前等回そ険、のめな険りが険 項の等の募こ保るけ会でで会 ま当の他集れ険金れ社なき社 で時当のをを募額ば等いな等の、時金行返集になは。いは、規既、銭う還をつら、 た保 だ険 し、料製料 第の 特支の申会な保のし申約払支込社ら険限、込 一申 項込 での払み等な契り第み のみ 申事のの又い約で一の 規の 込由事撤は。にな項撤 定撤 者の由回外 ついの回 に回 の規等に定め 等生生として よ等 るが き 申 込 にあ 保あ 不利なものは、無対しているときは、当じた者に対し、請求しているときは、当時の会社等に保険契約のでは、 4 よっ 険つ るた 契た \mathcal{O} 撤 保場 約場 険合契に の合解に 口 等 が 約お 除は あ のい \mathcal{O} 効る当求約 解て、 場申 0 とと該すの た 合込と 除 すき申る申 場 の当 るは込こみがのことがのこと 一合に お等 場該 合保 けに る対 お に険 当し、 の撤で撤 限回き回 11 お契 て、 け約 該 り等な等 るに当関 解そ 当 ではいに 除の °伴 該連 該 ま申 な いそ V 保 保し で込 $^{\circ}\mathcal{O}$ 損 険 険て のみ 効力 害 契 契金 期の 賠 約 約銭 間撤 を 償 に にを に回 生じ そ 関 係受 相等 0 連 る領 当に す伴 な 他 保し L \mathcal{O} 険て ろう 1, て 金 金 料い 保損 ただ、 銭 銭 のる 険害 を支 を受 前と払き 料賠 Ļ と償し又 とは 払 領 申 0 ては て申 7 内違 込 に場合に 4 受込 い 閣約 府金 令そ 0 る 領者 撤 し等 き 口 お たに での 等 金対 定他 銭し、 めの

百財 第十務 第のへ 一三の 項、力知 第閣 百総 八理 十大 五臣 条は 第 一次 項に 若掲 しげ くるは処 第二百元分をし 十た 九と 条き 第は 項速 のや 規か 定に、 に よそ るの 免旨 許を 又財 は務 第大 二臣 百に 七通 十知二す 条る 第も $- \mathcal{O}$ 項と のす 規る 定 に ょ る

定る二 第 第らる二第 に第百第二第二の場条二第(よ二七二百百百規合の百百略) 三第若一の四四の七て二百 十一し項取条項四十準百三 五項くの消、又十一用五十 た書可一の条十る百第七項だのの条二、五場七二十、 平の二年では、10世頃では、第一の一日には、第一の一日には、第一の一には、第一の一には、第一の一には、第一の一には、第一の一には、第一の一には、第一の一には、第一のでは、第 十第三七三 六一十十 第項四一第 一十第一十 条六一項五 一若第条二 項し一の百 若く項十四 の第項の条 しはに四十く第お一 三一の登第 十項規録一 は四い第条第項で二第 第の定の項 一規に取若 項定よ消し のにるしく

`れす十

規よ第 は

申

 \mathcal{O}

る金

四三二一が 七六 あめ 十十条七は臣十十 二四(条、は七一 条条同第速、条条 の一条一や次第第二同第項かに二一 十条五(に掲項項 一第号同、げ又の 第四か項そるは規 一号ら第の規第定 項か第八旨定四に 項(第六号に係る部八角(第六号に係る部八号に係る部分に限る所列号に係る部分に限る部分に限るの規定による届出(第一日の項の規定による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による保険管理人による場合を表する。 部分に限る。) 用号及び第四号に関る。) から部分に限る。) からのとする。 からのとする。 がるが第四号に関る。) る。掲 産 \mathcal{O} る規定によ 管 理 な命ず

6る届

出

にあ

0

て

閣

府

令

財

務

省令で定める場合に係るも

0

(八大学の発生の (八大学の発生の (大学の発生の (大学の発生を (大学の大学の発生を (大学の発生を (大学の大学の (大学の発生を (大学のの発生を (大学のの、 (大学のの) (大学のの) (大学の) 書法法会法百 四十四条第一項(第二百七十二条の三十第二項において準用する場合を含む。)に規定する受託会社、保険管四十四条第一項(第二百七十二条第一項(第二百七十二条第一項(第二百七十二条第一項(第二百七十二条第一項(第二百七十二条第一項)とは代表者の職務教行停止の仮処分等の登記の嘱託)に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役、会計参を行うべき社員、監査役、取締役、執行役、会計参を持つくなった場合において準用する場合を含む。)の取締役、執行役、会計参与若しくは代表する当該保険主要株主がは一項第二号者しくは会社法第九百二十二条第一項第二号者しくは代表執行役の職務を行うべき社員、監査役、代表者、第三百二十一条第一項第二号社の人の人の人の人であった会社でなった社員では対している当該特定主要株主がは、第三百二十一条第二項第三号者しくは代表する「第二項第二号者とは大き、第三百二十一条第一項第二号社の人の人の人の一項第二号者しくはその職務を行うべき社員、に担定するにおいて推用する場合を含む。)の監督奏員、同法第五百二十二条(調查委員の選任等)(第百八十四条において準用する場合を含む。)の市第(株育者でなくなった場合における当該保険主要株主がは人であるときは、その取締役、執行役、会計参与者とりないのを結合しておける当該保険業者と第二百十一条において準用する第、後衛子でなくなった場合における当該保険主要株主では、10年2年2日、10年2日、10 類のの社の七 の規規法規十 謄定定の定二 本にに規に条 若違よ定よの 者しくは抄本の交付、雷違反して、正当な理由がよる開示をすることを怠定による公告若しくは通よる登記を怠ったとき。の十第一項の規定に違反 他 \mathcal{O} 会 社 \mathcal{O} 常 務

律律付の律律の律九 ににを閲にに法に十 おお拒覧おお律おこ いいん若いいにい条ててだしておており、準準とく準準い準五 法法 にの 規規 定定 すに るよ 事る項調 に査 つを い拒 てみ、 官妨 社又 員は 総忌 会避し 総た 代と会、 創 <u>7</u> 総 保険 契 約者 総 会 保険 契約者 総代会、

電が怠通 磁なつ知

磁的記録に、これをすること

とを怠っ

たとき、

又

んは不

正

 \mathcal{O}

公 告若

しくは

通

をしたと

記書

録類

さ若

れし

たく

事は

項雷

を磁

電的

磁記

的録

方に

法記

に録

よさ

りれ

提た

供事 す項 っることはなり

若府 し令

くで は定 そめ のる 事方 十六ての律録一六十会代に二条説ににせ項百四の会対条か明、おず、八条議、し、のらをとい、第二第二章 のりを払い 第二二 録立虚 十第し員て又百二一録立虚 ハ五か総準は六条項 総偽 第お用目用規規しと社 違用なる十六定は百六の百五い項 六反記用る規 反すか裁七条す準七十七七条でしるつ判条第る備十五第十の準こ て会た所第一契金条条二条二用れ 、社との二項約ののの項の十すら に十か会用虚十第の社会の お九つ、す偽五一附員、申 社法き命項の条額四二(四にるの °令に規件の第十第第お場規 又お定の減九四百九い合定 総三 はいに変少項第六項てをを す十偽百の常 第法百そ百社社をい査 会百 九第六の四外外選で等項四十請十監取任、委員に百五次三査締しそ員 第でよ更若に二十に準含第四準る又しお項五お用む五 る一の九発勤 又一 総定は項六計帳要は 場十 総会、保険契約者総会又は書が行ったとき。 でに違反して、帳簿又は書は記録をしたとき。 帳簿、貸借対照表、損益計 ・会員会、監査役会、 に違反してとき。 に違反してとき。 に違反してとき。 は条 同条記十行の 合一 法に載六の監 総若 を条 お三条に条役役をか選るい十第係第ををか選る 第規を条日査 代し 含第 会く 七定しの前役 む四 百すた規にを 。項 のは 準の項議項査査た(取用二(案又役等と一締 招第 の第 集三 用一(木へ) す第第をはの委き時役 る四五社第半員。会又 の百 規百 る四五社第半員 同項十員三数百以 法(三総百以あ 定十に二 のを 反をな 通二 し発か 計は 知条 七い 不知の百会計で にう。 で行った 違条 監そ にの は書 した 第第条会四上る 際規 査れ 反第 保類 し、定、 \bigvee 十十監書査一五査、等 遅たと 三五の若十に取 険若 人以 し て、項 てを 滞とき の外 契し なき。 準発 書第 第条報事委 職の 約く 条第のる組第のを第用む場 第一請契織二四含二す。合 一の告業員項二、報会 準第 者は 用行 務取 類四 すし 社 を締 若十 備百 の第決告、書一算、指 し八 金九 行役 代面 る 債 券を く条 会若にし 場又 う 若十 べ、 電面若しく、 類報五十四条 第五十四条 合は し九く条 はの を含さ 発 き会 書規 おく 行 のお用出規き任 者計 面定 はに いは を十 規いするなに に準同かよ て電、磁 の参 を又 積お は六債条等電十原の、 選与、 な な 交は 立い 〜条 カン カン 任 付第 金て 社的 磁五簿三保 的条、第険 記の財ニ契 せず十 を準 のの 0 違用法つる 0 · を監 員記 たと 反す第た請 しる四と求 たと 含査 規七 計用 に録 '`应 定第 む役、 上す なを て同百きがあ に八 又条 せる ろ備 録九產項約 ン執 がに記載し、芸術者総会、保険 を関する。 で記載し、第五次 で記述しています。 でいます。 でいまする。 でいまる。 ず、合 違項 はの うえ を置 反に 取第九 の行 電五 0 手役又 岩をし含 しお 締四条 すか 磁厂 保五十項十第条く 険条条(二一第は 契のの第条項二第 役会若 一 行 三 丁 耳 三 丁 項 三 丁 項 場 てい 的第 九五会 るな 一合に くむ。 者かっ 事て をは 方五 十にの 会計監査 務準 六お目 は 若百報百険 法十 積) し六告八契 く十又十約 は五は条者 を用 に四 し条に お 条い的 くのおは二い 第一準し . よ条 員と **,** \ デス マ 承す て、 継る りの 立は す会 を人 清第て 情十 項用な て第 記条第の総 ず音、十 算五準 代 録の六十代 る社 怠が 報第 のすか す十十七会 ベ三一に \mathcal{O} 又 社法 人項用 を六 規るつ 併第ら二い項項 「一条項三に準こ() 会項三に準こ() 債第 会にす たの 提項 定同た 又五 は 請 と法 き第条お社 管七 におる 求 供に に法と は条 保 違第き、反三。 報い場 理百 しお 険 事一のい債 。 又 項項五て権を、に準者 告て合 係 社ま項お用れ第の れ第 契 者十 ない

分でまいすら百七

ら百

約

し百

かて

若四

せ準を

る

⁻。条 \mathcal{O} 定 に 違 反 L て、 同 条 \mathcal{O} 調 査 を 求 \otimes な カ 0 た لح

活項きら項七日 を後。の本十は を後 変段 規文八第 定若条二な にし又百か 規くは十つ 定は第七た す第八条と 業十六三 務九条項 を条のに 行第規お つ四定い た項にて と前違準 き、アルカーの はく組会 第は織社 二第変法 百五更第 七項を九 一条れと十 のらき 十の 一規 第定 二を 項第 ただたし 書九 の条 規に 定お にい 違て 反準 し用 て承る 認場 を合 受ける なむ V) で 同の 項規 た定だに し違 書反 にし 規て

更(し第 た百 と九 き十。九 条 に お て 用 す る 場 合 [を含 む 下こ \mathcal{O} 号に お て 司 Ü \mathcal{O} 規 定 違 反 L 可 を受け な で 同 項 後 段 規

第規会百 一定社七 項にの十 の違無二 規反限条 定に違ったの十三年 反項員第しに又二 て規は項 同定業に項す務お にるをい 規子執て 定会行準 す社す用る対るす 内象社る 閣会員場 府社と合 令以なをで外っ含 定のたむ。 る社き。 業へ 務第 第 を百 専七 百 ら条 七 営第 + むー 会項 条 社に \mathcal{O} 以規 + 外定 九 のす \mathcal{O} 会る社国 第 兀 を内 子の 項 会会 又 社社 は とを 第 し除 百 たとき 七 き + 条 会社 \mathcal{O} 三十 七 \mathcal{O} き、 項

れ定し らに書 のよの 規り規 定付定 をしに 第た違 百条反 九件し 十にた 九違と 条反き

及し びた 第と 二言言 七 <u>+</u> 条 \mathcal{O} + 八 に お 11 進 用 す る 場 合 を 含 む \mathcal{O} 規 定に 違 反 L 責 任 備 金

条反項く及。 にし若はび 九び条条 十第及に九二がお おたし第第 いとく てきの第二十二一百七十二 条百第い 及七二て 七条条 十のの 二五十 七十条場 十八の合二に十を 条第八 の四に 条お八含 二項お 十のい のいにむ 十ており、 五規て 第定準一に用 に用ての おす準規におる。 項よす のるる て場すに 規命場 準合る違 定令合 に又を 用を場反 よは含 す含合し yる場合を含む。)の内間を含む。)の内間で含む。)の内間である。)の内間である。)の内間である。)の る第む 命令(業務百三十二名 む閣のに 務条百 。 府規掲 以令定げ の第九 全一十 宝子 部項条 又、第 下でにることを は第四 のめ反為 号におした! 一二項 部百 の四第 いに保と 停条二 て該険き 止第百 同当計 \mathcal{O} 命項十 じっている。 令 一者の で第条 除二第 ので選 く百四 規な任 も三項 定い手 の十 に者続 と条第 違をを 反保せ し第二 及して、 体険計理 一百 改項四 二十 善 同人し 計第二 画二条 項にく

七て場項七 条準合に条 及用をおにびす含いお こをのず用 可し当む。 ではは には には にない。 おは期 い第間に て二が規若 準百短定し す十さるは る五れ期第場条、間二 合第又(百百を一は第二 含項延百十 又府た条二 は令場二項の規定を 百めあ又定 七るっぱに十事で第二十事で第二十事で第二十事では、 二項は三る 条を、項届 の変当(出 十し短れせ 第た縮らず、 四と又の 項きは規又の。延宝は \mathcal{O} 延定は 長を第 規 定に 後第百 のニ よる 期百十 間七五 変 条条 更 内及第 又 にびー は 第第項 百二〇 届

す

る

場

合

[を含

む。

又は

第一

亘

十

Ŧī.

条第

項

 \mathcal{O}

規

定に

ょ

る

認

可

を

受

け

な

11

で、

れ

5

 \mathcal{O}

規

定に

規

定

す

る

書

定一第をの第 に項二し三百 に違反して保証を持ている。一十二十九条に対している。一十二十九条に対している。 項に 若お しい くて は準 第用二す 項る、場 第合を含 百含 上む。 条 ` の第 二首 十二 一十 第七 一条 項第 又一 は項 第二第 百二 七百 十九二条 条 の第 四二 十百二十 第八 一条 項第 若一 し項 は第 第二二百 の十 規四 定条

開一ず定始項、に のの若違 申規し反 立定くし 一てにはて、 を違記 す反録書 ることをなって、破って、破って、破って、破って、破って、できれている。 保七条 険十又 怠産しは つ手く書 契条は た続は面 約の第 と開虚若 の四二 き始偽し 移第百 っののく 転九七 申記は の項十 立載電 手に二 続お条 て若磁 をするにいいます。 をいの して進十 記を と用四 と録提 きす第。る一 をを出 怠しせ 場項 り、てず、 又こ又 含く はれは むは、第一 第ら当 百を該 `項 八提書 第二規 十出類 四し若 条たとく 百定 七に に お き は 。 書 十よ 条る の命 て 面 潍 若 四令 じく 用 第に 九違 す る会 は 項反 電 及し びた 社 磁 第二き 的 法 第 記 百 五 録 百 七 に 士 記 + 載 条 Ĺ 第 の 二 若 干 項 \mathcal{O} 九

を

のの三き該ののを一の同ののなの規二の人第第二第八二お規おお二 三保十 °期十二含項十項十十つ十定百三に一二項三第項い定いいに 取管事を り理務し 消人のた れな渡き たるし もとし かをな か拒い わ否と 七条 らしき らず、第一したとき。 +の Ŧī. _ 条第 \mathcal{O} 云 三項 十若 兀 ーし 第く 三は 項第 第 又二 は項 項 第二百: に 規 定 七百 す 十七 る被 二十 条一 管 の条 理 三の 会 十六 社

 \mathcal{D}

取

Ŧ

第第

た定総善。第定反に主大ず七第 場に理計)一すし規基臣、十一 合よ大画又項るて定準の又一項 にる臣のはに期保す値認は条、 あ届の提第お間険る以可虚の第 つ出承出二いを会猶上を偽十三 て若認を百て超社予の受の八項 縮をでを二合社基えの同はく四 又せ、含十をの準て保項届は項 七るたは百以決株その 内十会と第七上権主の若 に二社き三十のの基他し 第条以。項一数保準のく 条の有値法はこの議者以入行 れ十決で上を為 ら五権あの設定との、のつ数立よ 規第保たのしり 定二有と議た保 を百者き決と険 第七で又権き会 二十あはの。社 二十あばの 百一つ第保 \mathcal{O} 七条た二有十のと百者 主 要 二十き七で 株 条六 ・十あ 主 の第 ーっ 基 四一 条た 準 十項 のと 値 十き 第一 以 第 六 Ŀ 第 定は 項二 \mathcal{O}

す者認 るのを 猶主受 予要け 期株な 限主い 日基で 超值同 え以項 て上各 少の号 額数に 短の掲 期議げ 保決る 険権取 業の引 者保若 の有し 二の外百二の 主者く 要では 株あ行 七十会 主る為 基会に 十第社 一を 条項子 準社よ 値そり のに会 以の少 十規社 上他額 九定と 第すし のの短 数法期 一るた 項期と の人保 議を険 に間き 決設業 規一 定同 権立者 のしの す条 保た主 る第 有と要 書二 者き、主 類項 に又

第に一 二な項 項つの のた規 規定によった。 . 違又る 反は内 し少閣 て額総 同短理 。十違 項期大 六反 に保臣 規険の 第し 定業承 項少 の額 規短 定期 に保 違険 反業 し者 を準 ての 同主 項要 に株 規主 定基 す準 る値 内以 閣上 総の 理数 大の 臣議 が決 指権 定の す保 る有 期者 間で をあ 超っ えたと 少き、 額 短又 期は 保第 業百 基

十有一

一者第

て険十七七準四七 刑管条十十値第十を理第五二以一二 科人一条条上項条 す又項第ののにの べはの三三数お三 き外規項十のい十 と国定の九議て-き保に規第決準第 は険よ定一権用四 会りに項のす項 こ社付違の保るの の等し反規有第規 限のたし定者二定 り保条でにあった。 で険件、よあ七よな管に認るつ十る い理違可内た一命 °人反を閣と条令 はし受総きのに たけ理 会とな大 社きい臣 °での 保承 険認 募を 集受 のけ 再な 委い 託で を 行同 い項 `各 又号 はに 行掲 わげ せる た会 と社 き以 会 社 を 子 たとき

第 九 百 七 + 六 条 各 号 \mathcal{O} い ず れ カコ 該 当 す んる場 合 に は、 百 万 円 以 下 0 過 料 処 す Ź。

- 149 -

る二るい一 ずることのないよう、第五条保険の引受けを行う事業に依存しているの申請があった場合において閣総理大臣は、当分の間、第社の特定分野保険事業に係る の下比該 成下比該 規こ較免項 の的許の に条大にいた。 がいて同じて いて同じて に定条第四 な条件を付することでいう。) に係る経営をいう。以下このを突会社(保険会社又界四項第二号又は第 と営条又第で境お外項 きにい国第る急に保工 激同険号 な変化な変化な変化な変化がに掲げる をかってる たらし、はたの経営がは、一般の経営がは、 特険同け 定事条を 保業第行 除食会社の発売の事業が の項は場 健第第合全二五に 性号項限 の又第る 確は 保第号次 に五に項 欠項掲に

届係請 ず項を割り、 査なあ当 す変っ分 定保険会社の事業の健全、第百二十四条各号に定険事業に係る第百二十三 全性の確認 電保に欠ける 準及び第一項に規定は るおそれる が生ずる条に定めた することがのた事項に規定 が定に なするは、 か基同 を と と と と と と で で で で で で の 又 かほは にか同つ、条 い特第 て定二も保項 考険の 慮会規 し社定 てのに、特よ 当定る 該分変 申野更 請保の 又険認 は事可 当業の 該に申 け第げお

 \bigcirc 金 融 機 関等 \mathcal{O} 更 生 手 続 0 特 例 等 に 関 す る 法 律 伞 成 八 年 法 律 :第九 + 五. 号)

等 \mathcal{O} 許 可

2第 れ並 を前も十前略弁聴項の三項)済 聴かなければならない項の規定により、弁済のとする。)を定めな二条第二項及び第三項及び第三項項の許可と同時に、弁 い済な項弁。 行れおを 行う決済債政がでいる。 務い済債 等務 と種 い類 う又。 ○<u>払</u> の戻 限し 度を 額行う び預 弁金 済等 等の を種 す別 る 期弁 間済 〔又 当は 又 該払 期戻 間し の(末以 不日は、下この 債条 権 届第 出四 期百 間七 の末日 よ第二 前項 の及 日び で第三 け項

 \mathcal{O} 種 類又 は 払 戻 L を行 う 預 金等 $\dot{\mathcal{O}}$ 種 別 弁 済 等 \mathcal{O} 限 度 額 及び 弁済等 をす る期 訚 配を定め るとき は、 あ 6 か ľ 8

四一 弁 済 可

2第 届 機裁出裁百決構判期判七済 を前日前 聴項よ項 かのりの略等 な規前許け定の可 れに目と にはない、からない。 かない。 行う決済ないもの 消債務の種類又はないのとする。) を実 払定は 展しをはお戻した。 行れを うば行 預なう 等な金 のい等 種。の 種 別、 弁 済等 $\dot{\mathcal{O}}$ 限 度 額 及び 弁済 等を す える期 間 (当 該 期 間 \mathcal{O} 末 あ \exists は、 6 カコ 債 8 権

別 済 等の 限 度 額 及び 弁済等 をす る 期間 を定 \otimes るとき は、

三債 弁 \dot{O}

2第五(届 機裁出裁百決 構判期判十済 の所間所 意はのは条務見、末、の を前日前 聴項よ項略済かのりの一等 な規前許け定の可 のればならない。日ではいい。日でなければならない。 りない。
弁済を行う決さい、弁済を行うない。 済も決 債務の経済債務の 種るの類。種 づ類 はを又 払定は 戻しをは、お戻した。 行れを 行う預金等な行う預金等 のい等 $^{\circ}\mathcal{O}$ 種 別 弁 済等 \dot{O} 限 度 額 及び 弁済等をす る期 間 当 該 期 間 \mathcal{O} 末 日 は 債

又 種 別 済等の 限 度 額 及び 弁済等 をする 期 間 を定めるときは あ 6 ľ

 \bigcirc 農林 中 央 金 庫 及 び 特 定 農 水産 業 協 同 組 合等 による 信 用 事 業 0 再 編 及び 強 化 . 関 す る 法 律 伞 成 八 年 法 律 第 百 十八 (号) 抄

3 十 4 五 会 条併 \mathcal{O} 略農認 林可

2第 中 央 金 庫 لح 信 用 農 水 産 業 協 同 組 合連 合会との 合 併 は、 主務 大臣 0 認 可 を 受け な け れ ば、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 効 휬 んを生じ な

十合七件 条に 関 第す 十二規 一条定の 第準 十用

条、 第十 兀 条第 項 反び 第一 項、 第十五 条、 第 十八 入条並 芸びに 第十 九 条 0 規 定 は、 事 業 譲 渡に 0 1 7 準 用 する。 この 場合に ぉ 1 て、

第

ľ

権

合業条九に「水る産十 云員」と読み替えるものとするほか、必要な技術において準用する場合を含む。)」と、第十九条作用する場合を含む。)」と、第十九条作用する場合を含む。)」と、「信用農水産業協の二第三項」と、第十三条第二項において準用する同法第1条第二項又は第百条第二項において準用する同法第1条第二項又は第百条第二項において準用する同法第1条第三項と、第十三条第二項中「第九条の二第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十五条第一項及び第四項 術業条第組同協産一第 的協第二合法同業項二 読同一十連第組協一項 あ同は業「前と条に あるのは「当該譲りのるのは「当該譲回社会との二第一項」と、「明段中「信用農業協同組合連合会との一項」と、「明報の一項」という。「明報の一項」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可用」は、「明報の可 用の別は来られる。 事る九「第三台組項産業の十特二」と等と協 には二定項と等と協 係「条漁、あの同 る特第業第る組る組 当定二協九の合の合 該農項同十は員は連 特水、組六「又「合 協合第同は同、にの 同等二項第組 -っおは 組か項後百合当い-合ら又段条等該て特 等信は中第二信準定の用第二二と用用農組事百第項、農す水

 \bigcirc 資 産 \mathcal{O} 流 動 化 関 いする 法 律 伞 成 十 年 法 律 第百 五. 号) 抄

条定

432第

7 の略 11 て 特 定 目 的 会 社 しは、 次 編 第二 章 第一 節 \mathcal{O} 規 定に . 基 づき設立さ ñ た社 寸 を

8 債 0 う ち、 次 E 掲 げるす ベ 7 \mathcal{O} 要 侔 を 満 たす ŧ \mathcal{O} を

1 一 定 こ 2 担利め元各の (法(保息が本特法(法 略律略付のあの定律略)に 社支り賞社に お 債払、還債と お 信期かにのい 治号払募億短三のの集円期 十元定特を社 八本め定下債 年のが社回り 法償な債らと 広律第期限と同じ (では、特定社権 (では、) 特定社権 (で) 第百二十二 (で) 第百二十二 (で) 第一二十二 (下) 第二十二 (下) 第二十二 (下) 第二十二 (下) 第二十二 (下) 第二十 (下) 第 第 項 に規定 する募集特定社 債 を 11 0 総 額 0 払 込み Ó あ 0 た 日 カコ 5 年 未 満 0

• 四三 号じり 日 のと対 定る によの り定 担め 保が があ が付されるもの 0 で な

18こ10 の 11 て 資 産 対 応 証 券 ىل は、 優 先 圕 資、 特 定 社 債 及び 特定 約束手形を V)

12119

 \bigcirc 金 融 機 能 0 早 期 健 全化 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 緊急 措 置 関す る法 律 平 成 + 年 法 律 第 百 兀 十二 号)

第 理十 し五区 略な条分 け れ機理 ば構 なは、 6 な金 い融 機 能

期

健

全

化

業務に係る

経

理 に

0

1

て

は、

その

他

0

経

理

上

区

分

į

特

别

 \mathcal{O} 勘

定

以

下

「 金

融

機

能

早

期

健

全化

勘

定

とい

う。

を設け

2 早

八金 機 能 略早 期 健 全 化 勘 定 0 廃

止

32第 構略条融

機 は、 前 頃に 規 定す Ź 残 余 \mathcal{O} 額 カン 5 同 項 0 規 然定に ŋ 繰 ŋ 入 れ た額を控除 してな お 残余があるときは、 その 残 余 0 額 を 玉 庫 に 納 付 L なけ れ なら

 \bigcirc 金 融 + ピ ス 0 提 供 関 す る 法 律 伞 成 **治十二** 法 律 第 百 号)

登 録 の 拒否

日

Iとす

る

確 定

期 限

は十

マリチート スポープ ロイイ 重五 大が第同い取 一部では、 一部で あて消が業のは第(取れて日本に別して日本でに別して日本でに別して日本でに別して日本でに別して日本では第(取お五理第持す株のは第(の同さ同者許同九労りい十業五株る主許同八信だけ、日本の一部では、日本の一本の一には、日 の法て業を規替業該るお業可に者あ一行の類業すけ 行律同者取定え者同外い者若よでつ項法取の者るて登 政第じ、りにて、種国で、しりあた若第消登で者い録処式。協消よ準水類の読農く当っ者し二し録ある申分条。同さり用産の法み業は該たがく条の、つと請 をので組れ当す業許令替協許外者同は第日当た 含三あ合た該る協可の之同可国が法第十か該者 む第つに場外銀同を規て組をに同第二項ら登が 。一たよ合国行組取定準合取お法五項に五録第 同項者るにに法合りに用法りい第十た規年に三号のが金おお第法消よす第消て五二だ定を類十 ニ許同融いい五第さりる九さこ十条しす経す八 (5)可法事でて十百れ当銀十れれ二の書る過る条にを第業、同二六た該行二たら条三の銀し許第 条当すに十おのみ法そ若定三規第第条おのみ法 第該るお三い規替律のしに項定一一のい規替律 お取六にそ種条条場外法条場との十認行な可一 一同外い年で定え第取くよにに項項二で定え第 項種国で法、にて二消はり規よにのの、にて二 いり条関の類の第合国第の合同五四可主いそ項 て消のす取の五三にに五二に種十第を要ものの て何のす 取の五二にに五一に 性 | 州で 女 ひ い 付 の す 取 の 五二にに 五一に 性 | 州で 女 ひ い 他 規 じれ 第法し 可 六 に い い 二 三 い の 第 項 り 主 の で た 一 律 の (第 規 て て 条 項 て 認 一 の 消 を で に で は り で る に 昭 か 該 項 す そ 種 五 規 そ 若 の 定 れ う の 第 中 で か り 第 の類の読律そよ準百し許長定り規規二そよ準百 規の法み第のり用二の可期す長定定第のり用三 定許令替れ取当す十日(信る期すに五取当す十 にすのえ十消該る七か当用長信るよ項消該公口 よを規て三し外銀号ら該銀期用長りにし外銀号り取定準号の国行)五認行信銀期長規の国行) 同りに用して法第年可法用行信期定日に法第 を合に昭か該項すて種土成で石いたれる。 受又お和ら許のるの類十定のし規にた。 けはい二五可規特取の六す取く定よ場次 て同て十年に定定消許第る消はにり合号 大きないでは、1000円 では、1000円 で 分第 を十二 法消よす第かお第八を又第銀法用信すかお第八 第さりる九らい五十経は十行第銀用るらい五十 い法読四を類に信し可一特し許よ同 む条 ニれ当銀十五て十九過許六代十行銀長五て十五百た該行五年同二条し可条理六持行期年同二条 たにみ年経すよ用の、項定の可り法銀(2) \mathcal{O} 者相替法過るり事日当の信日(同第行にが当え律し登水業か該規用か当法五持お 次登 七場外法条を種条のなにの業条株法信を種条の 号録 当すて第な録産代ら許定事ら該第十株い該る準百いそ業理五可に業五認五二会て 十合国第の経類の三い類五者の会第用経類の二 ニを 大にに五二過の五第もす第を二社十銀過の五第 条おお十第し許十三のる一いのを六行し許十三 のいい二三な可六項 登項。四い条三な可六項 (1)取 同外用八もの協業年によ代年可十条社同 にり 登項う四い条主な可六項 録の。第うの要い(第年 最の。第一条 を許同一。二株も当一規 種国す十の他同者を類り理を又二の一じ お消 登てて条項い、第に 録、同のにも当一規 をそ種五規の該項定 の組を経す農業経は条十同行合い過る業者過許の七法 類のる三 いさ の法銀号 許令行 てれ 政法うし登協をし可三第第で処第。な録同いなに十一二あ 同た 取の類十定 許のす 可の法第 じ場 分百次いそ組うい類六項条っ を六号もの合。もす第若第た 分百次いて畑 を六号もの合。もす第右馬に含条二の他法次のる一し十者 一等(4) の第号 登項く三が 空のは項同 り取の六す 可規る を規第六 に定労類に働 ∇ 消消許第る 取定五条 りに十の をは さし可一農 処さい第お若次分れて三いし号 む第(4) 受けの れの一項林 すよ金 すよ金 消よ さり条第 た日当の中 るり庫 るり庫 場か該規央 登労代 をた同項てくニ れ当の三 同項お そ許第に法 登信代 政十(3) て法 の可三規第 録働理 合ら許定金 録用理 た該五項 号のい 処二に い律 た た 者相 若五可に庫 場外十に 二許て 分条お 他を項定五 そ金業 そ金業 合国六規 の取たするこれである。 し年によ代 の庫者 の庫者 (4)可同 をのい にをじ 含二て くを類り理 他法を が当 他法を にに第定 む第同 を同あのでたて 当す は経す農業 の第い の第い おおーす お取 政消し銀条 行八う。 行八う。 受法つ認あだ同 けにた可つしじ いり 処さ書行の 保過る林者 いい項る 一じ 該る てての信、同規用 同項 政十 て消で 分れの持十 険し登中を 政十 同外 て相者をた書。い当が取者の) 処九次 処五次 同さあ 号の をた認株五 仲な録央い 種国 立いそ金う。 じれっ 。 たた 二許で 含場可会第 分条号 分条号 そ種定協 類の む合を社一 たす同りが認で 人もの庫 をのニ をのニ の類に同 (3)可あ の法)場者 含二(6) での他法次 含三(8) 者る法消同可あ にをつ 又取を項 取のよ組 登令 一はりいの む第に を合が受又同 の第号 あ む第に が外第さ法をつ 消許り合 お取た 録の を同消う規受法さ。定 一お 当国十れ第取た 0 行九二 一お し可協代 いり者 を規 政十(9) つ項い 該の七た十り者)項い の(同理日当組業 て消が けは法 取定 同法条場七消が 者 処五に をのて をのて て同第 同さ同 けにれ同に りに 受許同 種令に合条さ同 受許同 分条お か該合者 て相た号よ 消よ が い法百 じれ法 をのい含二て け可じ け可じ。 。 た第 同 類のお若にれ法 ら許にを たに八 い当場ニり さり)場九 項 てを の規いしおた第 てを 五可よい 者相条 たす合(2)同 れ当

い閣締保ソのス

き口を容つ閣制

な条監役協第

の項は相のの又第こ談定規

がせられ、その者として内間 を関係に取り をある者 登よ 録り を第 て府役護に種仲同令、にお別介 又一は第同 取十 は項第二法 n 許の三項第 消条 のり閣 可許項た四 さの 刑扱府 に可ただ条類をだし第 れ登 のわ令 た録 執れで 場を 行て定 す取し書一 を終われる者 るり書の項 合取 登消の認の にり 録さ認可免 お消 それ可を許 いさ のたを取を てれ 他場取り取 又 の合り消り 行又消さ消 遵号役準いと行 守イ、ず者しす そ場 は の合 そ す及業るであった。 政はされさ 取豆 $\tilde{\mathcal{O}}$ 処同れたれ 刑 消は 分法た場た 0 をに場合、含まれる。 規を執のて府の則除行社、令整 のの 執 日法 行 をきす内認ではいる規定定が う以社則金め行 む当若銀 を受け 前律 。 すし 行銀) るく 持行 三に 十相 ででは、当かられて、 この理該一のでは、 この理該一のでは、 この理該一のでは、 このでは、 を外は株主 日当 ることが 受国銀会要けの行社株 以す 内る 作条事者ビ(第一代)にはない。 て法代で主い令理あで に外 なく こ国 たの業つあ れの 者規者たっ て十くそ介三者い八はの業条 な ら法 が定で法た当にあ人法 の令 0 法の た い第事員会一も一又(等項 該よつが人 人規 日

同りた同が

種当法法同

類該人第法

の定

役に

員よ

か

6

あ ると Ś に足 る 。)に処せられ、その刑の執行を 一九年法律第百九十五号)、 一九年法律第百九十五号)、商品投資に係る 一九年法律第百九十五号)、商品投資に係る 一九年法律第百九十五号)、割賦販 一九年法律第四十五号)、和二十七 一九年法律第四十五号)、割試販 一九年法律第四十五号)、割試販 一九年法律第四十五号)、割試販 一九年法律第四十五号)、割試販 一九年法律第四十五号)、割試販 一九年法律第四十五号)、割試販 一九年法律第四十五号)、割試販 一九年法律第四十五号)、割試下 一九年法律第四十五号)、割試下 一九年法律第四十五号)、割試下 一九年法律第四十五号)、割試下 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法 一九年法律第四十五号)、1年法 一九年法 一十年法 一 十を百第七律九、に営 相 当 0 理 由 が ある者とし て 閣 を暴契る務七る販七(法終力約法の項事売年昭律 府 わ行に律た及業法法和第 り為基若めび第規昭百五十 又処く社三制和百五七年号 は罰債は債十に三七年号 とに権となる。 定 \otimes の関のれ発条す六六律 刑す取ら行のる年号第農のる立に等十法法)二業 対金型に等 一伝伝 二素 執法で相に一律律、百協 行律に当関第(第長三同 を(当すす一平百期十組 受大たるる項成五信九合 はて同第、い法二

受け相 て当 いす たる る法付六成三六(信る託しり類限登 刑(け年十年十昭用金業な消する録 を明の法年法一和金融務いさる。の 含治契律法律年二庫事のもれ許)更 む四約五年法十法と 者外 が国 当の 該法 同令 場そ規を 種の 合に他におった。 類規 の定 登に い行りれ 録よ : 文 京 次 同 た 、 処 法 場 をり 取当 り該 消外 さ国 消む第く れに 一は たお の次項同 場い 一合にこ 日号の法 - 登第 (二登第 更位)録二 おれ 新にを十 いら / て、同 ぼ のお取四 拒いり条 古て消の の同さ六 そ種 の類 取の 消登 し録 あを合一つ受又項 の自当 てけは か該 ら登

五録

(11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) 年受が 理い五の 員他取あ れ登消銀行行の れら五金 はく読外に に法当業 以らい農 しの でけ同特委で十規農でのりつ労ら録さ行法法免長たと十庫信取はみ国お信お第該協特内れた業特な免略経て項定員同六定林あ行消た働のそれ代第第許期場同六法用消局替のい用い百同同定にた者協定い許 (大学) た場 消登第は種第林庫経当のてたのい令おり項主行日又十したのり十場七あ日ぜ漁消産の相場可業 さ録三取類九中法過該法読法日たのい長た要法以は五く法役当六合条つ以ら業さ業取当合を協 れを百消の十央第し同令み人か者規で期だ株第内許条は人員該第又若た内れ協れ協消す又取同 一合に れを自消の十央第し回令み入か有規に期に体界内計本は八貝成界人口に対して関して、人間に た取七し許五金八な種の替がらが定準信し主十に可の信がで外一はし法にた同た同しるはり組 場り条の可条庫十い類規之労五当に用用書で七こに二用信あ国項信く人こ場組場組又法農消合合消第日をの代六もの定て働年該よす銀のあ条れ類第金用っにの用はがれ合合合合は人業さ法にさ一か取二理条の免に準金を同りる行認っにらす一庫金たお規協第中ら若、若法令が協力等 にさ一か取二理条の免に準金を同りる行認っにらす一庫金たお規協第中ら若、若法命が協れ第おれ項らり第業の 許よ用庫経種当銀法可たおのる項代庫者い定同二小のし漁し第令当同た九 そ 計よ用庫経種当銀法可にねのる頃代庫有い定同二小のし無し第令当同に允若りす法過類該行第を法い法登の理法でてに組十企法く業く百の該組場十し当る第しの外法十取人て人録許業第そ同よ合八業人は協は八日外合合二く該銀九な免国第六りが準のそ可者八の種り代条等の外同同条か国若若条は外行十い許に五条消同用役のをで十命類協理の協役国組法第らのししの許国法五も、お十のさ法す員他取あ九令の同業規同員の合に一五法くく四可に第条の認い二二れ第るでのりっ条又許組で法連相項年の農園では第一 $\overline{\mathcal{O}}$ いたの五消一者規 て場規年さ項で定、合定をれのあに 取 そ又に経た許つよ L のはよ過場可たり 0 取同りし合を法解 日 消法同なに取人散 をお五の 前 しに法いおりがを + の相第もい消同命 日当二のてさ法ぜ前す百 れ第ら 日 されのよ 以 そた九れ 内にこ 三る七 れら五り 十外十 の場十た たと十同 日国六 命合五場 場同六法 令若条合 合種第第 以の条 れ 内法の に類一六 又しの若 ら はく四し に令登 この録 おの項条 \mathcal{O} 取は第く い免のの さ 、に項株銀は日け相第銀経同るに場くは人合にす らっ令準 法 て許規免、若定許 れ規を れたの用 消同一は 人 ら定取のにり し法項外 \mathcal{O} た法規す 石した そしくより 取はりり 役員で のにに国 場人定る 法よ消 合がに銀 日相おの 前当い法 人りさ に同よ行 の当れ 三すて令 消許労消 あ お法り法 十る読上 し可働さ い許銀可法条規過該法読条 取三に国よ五法加に十 い第当第 役該た 0 た者 で「行を人の定し同令み若し で「法取が十にな種の替し そ当第り同五よい類規えく の該十消法第りもの定ては り第関のる年令工おこ 員外場 日外みこ の一金れ 消一す法金をの業い条 日当庫た で国合 以国替れ こでその あに若 前該法場 さ項る令融経規協ての 内のえに の条に条 つおし に法て相 三免第合 れの法上事過定同同五 取のおの 消二い五 たいく 二令準当 十許八若 取免六さ第一長の免に準第 た許律こ業しに組種十 者でそれる 消許条れ十項期し、の記式場条規用 自又十し以は九く 許よ用二 れの用す 取 ら規する しのて十 又規同六 消 し当る八 の定る法 内許条は L に可の労 日可第合に定銀前又一若おに行 法に銀人 く該銀条 のら仲 は定種第 0 取と立 こに三働 い消五当法 をでをの 人よ行が は外行の 命に類一 日 三は項しいよ法十許のくてり第 てさ第す律、れ一る第 令よの項 消同人 のり法当 れ類第金 命あ受規 許国法規 カン ぜつけ定 可に第定 のり許の し種で 役当第該 らす一庫 6 の類あ 員該五外 のる項代 日可許は準長四 をお五に そた項法六 らたてに 日解可規 五. 取い十よりて二り の場に人条命合おが第 (外十国 法登の理 れ法いよ 目のつ 以に可長用期条 前散を定 か登た 経国二の 人録許業 内類を期す信第 た人たり を 三を受に にす取信る用一こるり用銀銀項 令若い当一 場が者水 ら録法 営に条法 のそ可者 消こ条信 十命けよ 経

されの用

又して該項

合同が産

日ぜてり

五を人

管おの令

役のをで

五. 一内 ロイ 立を第して者つイ年にのにら四れは第け第の過ぜ項にお れ項国銀関か規第か規の解二しよ にのし金 てか者該い該五第た第二た二規しらの相い てか者該い該五第た第二た二規しらの相い はらと当ず当年二役六項日項定なれ規当て 、へ同すれすを項員十、かのにいた定す準 他ま一るかる経ので六第ら規よ者役にる用 にでの者に者過程であるとなってにある。 たにに行すら定一ら定四任条なり 役おお法る五に項五に第をのい解 お規く業 い定は法 てに第第 、よ二六子の十条 若のに短い し定のの十年に解なに処六条をよ任 事の行 し再規期ず 該 又り国る の当四第 当 く委定保れ 業い為 は改の銀 取該条一 およ分十の経りを者りを三八過解命 をず能 す は託す険か 労任法行 消外の項 使をる業に る 庫銀ぜ五一いぜ替いぜ読員若 し国六の 行れ力 働を令法 解受第第し任ぜ任け二二なをら 用受保者該 うかを 金命の第 法行ら十項者らえ者らみでし のにの規 れ替そく 人け険又当 こに有 庫ぜ規二 に法れ六に れて 員 日お六定 で、そので 夢集人を はこれら で、そので たえのは役て処第 前い第に と該し 法ら定十 た準 又 三て一よ に当な 役用 は にれに七 相たよ条当役り、 よすい 員準分五 員す らら定法 れ五に第 る七での読外条そ規み 又用を十はす受二 りる未 れ員 又る \mathcal{O} 日種《同 保険会社、 預者成 す員当第 は銀 以類第法 法 内で登録に 金等 た年よ六役をり十 年者 律に 役経 る若該五 国若の定替 同行 同るけ条 法銀たの 員営 外し外十 法法に第 何でその 媒 員経解条 国く国 に行日五 相 、 下 外 こく 介業 相法か十当第ら六 れを係第ら受る一 又過任の は理 のはに条 相五 当 農委 当十二 はし若十 す 法同おの 同法には同法には一四第二 規用け任するに庫目命銀 国のは 務 法 す五五第 のけ部項 林昌 令法い三 る 法で分のを表のでは、 保節使 る条 を 定 中を の第て十 険に用 代 央含 規九解四 外の 適 国 会お人 社い 相 解項 定十任第 よ法かぜ行 正 理 金む 国五 0 役法るの員人。更 庫~ のの過規 か 人 当 職に に四を一 り第らら法 の十 法 法) 員人。更 等て す をお よ条命項 当八五れ第 法六 法五し定 令 0 (法定 文同じ。 る外 り第ぜ若当三らし 令十なに の六いよ に若 確実に行うことに 命い 該十年た二 令第 \mathcal{O} | |外九を役十 あ当のを ぜて 相し Ø__ 規 ら準 小 代 国 当く 該項れく 国条経員七 規項 規第者り つ該規拒 定 額 に第過又条お五しは若 定工に項 理 \mathcal{O} れ用 すは 外にたは 定の 解 た同定否 ょ たす 国お役第 に規 法 る同 者種にさ 短 人 任 い項な協してにい同く よりに で類よれ そのりた 期保 が 令 役る 外法 にい員五 よの を おでできた。 法 員場 国第 り規 当 保険 0 命 公人であ 険会 当定 解お者組は 当よ の登同場 規 又合 ぜ 該 の九 定に 業社 てみの条 該に 0 はを 法十 任い 該り 5 取録法合 合協 者 Ŋ 同含 改替処の をて 外解 外よ 国 消の第若し更三し れ 令五 に同 以任若しくは か五十六第二 て 支 の外 法む 国り る場合にあ ょ の条 命準 よ組 国任 た に た国め保 る合に ŋ に 規の ぜ用 にを に解 役 お の新条く 障 当 日を第は 相 定四 らす お命 お任 員 11 **点**、 を及 に険 該 に第 又 7 か拒一同 れる 融よ いぜ いを す第 てら た銀 て命 ら否項法 保会 外 よー はすた二 事る は ぼ り項 解る日項 五さの第 険社 玉 る六 役行 業金 解れ 解ぜ 同 0 任 外十国六 に融 任た 契等 す て に 当に 任銀かの 員法 任ら 法 を 年れ登 を最大を出た。 に 約若 お は、 該お を行ら規 で第 関事 若れ 命 お のし したく の条 命法五定 そ五 し員 外い す業 相 ぜ 1 その 締く の十 ぜ第年に く若 れ 7 法の 国て るに 当 6 過合取条 解 は改く す 結は が 令二 に読 ら五をよ 処二 法関 は員 し若りの れ る外 なし消六 いくさの 律する あるも 役 任 **の**+ れ十経り 改若 た の少 おみ 分条 役 代額 い替 員 規第 選は を 二過解 をの 選し へを含 てえ 理短 命 定二 役条し任 受五 を水 をく 国 員 相法 もはれ四

員のなを

で五い命

そ十者ぜ

の六

け十

た六

日第

か二

当律

す第

る六人

命産

ぜ業

ら協

れ同

命は

ぜ農

ら業

れ協

に項

り第

当六

ょ

解て

任準

を用

命す

ぜ

5

ħ

第

又期

は保

媒険

介業

へでそ

 \mathcal{O}

処

0

法

令

0

の当た第

該場一

同合項

種又

第

略

(2)(1)保し用険く人 媒はの 介ロう 業のち 務いに マザ次 はれの 保かい 険にず 募該れ 集当か すに (保る該は 険者当 業 す える者 法 第 0 あ 第二十六項に る

(3)業業者合合額(当のら結 務務 にに短保な日への ああ期険行前ま媒 つつ保会為三で介 金役の国者に若使 融員た保 サのめ険 仲イ、約古 に又締は 関は結少 しハの額成(2)代短 年若理期 者し又保とくは険 同は媒業 一(3)介者 ののをの 行い行委 総かれたできる。 をになる。又 なすしな は当まない。大人は当までは当までは、 年あ険託 十者でその おる者 大る者 でその た者 \mathcal{O} 再 委 託 を 受け て、 その 保 険会社、 国 保 険

規 定す

る保

険

夢集

を

、 う。

第十

七

条 第三

一項に

お

11

7

同

じ。

関

ホニ 金価か個法会 業ロのく

0 法 定 代 理 人が イ \Box 又 は (2)若 しく は (3)0 11

に

該

当

す

える者

0

あ

る者

ず

貸有れ をを 行行 うう 場場 **答**合に ああ つつ てて はは、 政銀 令行 でそ 定の め他 る政 使令 用で 人定 のめ うる 5者に 第一 号 イ カン 5 まで \mathcal{O} 11 ず れ カコ

七六

社 債 式 等 \mathcal{O} 振 関 す る 法 律 伞 成 十三 年 法 律 第 t + 五.

一当株百 4れ思 式べ株替ののる当第超 にき主株が有数該百品 でもの式あすを銘四十載 でがすっと当除の五人 のあるいき該し振条は のは柄主該振にのに係株、のに下替乗う規る 主当振限位株じち定義の該替る機式た第す務次下株。関の数一るア 次下株 関の級一つの 条位式 に数に号場を 第機ののい当する。 一関総次にはする。 項に数条で該るがおの 場に数条であるがある。 につ、第の振部第い場合 にで該項項機に号、に すの振にに関つの同お る同替規規のい総項け ロ項機定す位、に規模で で規のるる機発占定取 理定下口担関する。 機す位座過で者るる関る機管数あに割振 分超関理につ対合替 制過で機関で抗を機 限数あ関す前す同関 を該一控(規き規同控下項除当定な定条 除位のし該にいす第 し機規た下よ た関定数位り 数又に)機当 超項 機当 過の はよ 関該 数義 そり 後の 又銘 の当 は柄 下該 その 条全 の振 第部 位銘 機柄 下替 三を 関の 位株 項履 機式 が振 の行 開替 関に 義す 設株 がつ 務る のま 開い し式 一で たに 設て 部の 口つ しの た権 座い が間 にて 口利 履は 記の

一にが口百つ お第座四口 関つ理当載の当い二管十座 (分い機該又意該て号理八管 略制て関口は思株 (の機条理 限のの座記表主口総関 機 数同下管録示の座数又第関 の項位理がを有管にはその 合に機機さすす理占そ四超 計規関関れべる機めの十過 数定で又たき当関る下六記 をすあは振も該分割位条載 控るっそ替の銘制合機第又 除超ての株が柄限を関一は し過第下式あの数同が項記 た数百位にる振¹条開に録 数に四機つと替と第設規に 関十関いき株い一し定係 オ六がては式う項たする る条開の、の。に口る義当第設株当数)規座場務 機規座る機口る超又い行 関定に。関座部過はての 又に記)に管分数記、場 はよ載のつ理に、録同合 そり又口い機つ同が項に の当は座で関い項さにお 下該記管ののてのれ規け 位銘録理同下、義た定る 機柄が機項位発務振す取関のさ関に機行の替る扱 が振れ分規関者一株口い 開替た制定でに部式座 設株振限すあ対がに管 し式替数るつ抗履つ理 たに株を超てす行い機 ロつ式控過第るさて関 座いに除数百これのが同 にてつしに四とた株同 記のいた関十がと主項 載権て数す六できに及 又利の はのす 当第な、る同 当第な、る同該一い当。条 。該)第 株項 履は三項 主の 行に係る 一(
規定 該に る有務 下よ 位り 数すの 機当 をる全 控当部 関該 又銘 除該を し銘履 は柄 その た柄行 数のす の振 振る 下替 に替ま 位株 機式 乗株で 関に じ式の がつ たの間 数うない 開い 設て しの 以第株 下一主 た権 口利 座の のの当 に放 条数該

記放べ 録棄て がのの さ意株れ思主 た表の 振示有 替をす 株する 式べ当 にき該 つも銘 いの柄 てがの のあ振 なるとき のはの株、総 主当数 の該(口下当 座位該 管機口 理関座

記棄

4機に管

 \bigcirc 確 定 拠 出 年 金 法 伞 成 十三 年 法 律第 -八号)

載権

又利

はの

記放

録棄

がの

さ意

座の

に放

記棄

載の

文意は思

記表

録示

行

さ各

れ株

た主

とは、

は当

該

き

7 6 5 2 法 律略 お 11 7 合 会 は、 玉 民 年 金基 金 連 全合会で あ つ て、 個 人型年 金 を 実 施 す んる者 とし 7 厚 生労 働 大臣 が 全 国 を 通 じ て 個 限 V) 定 した ŧ 0 を

ハロイ以 こ(こ)を 管 下確の略の 「定法 り 事額年関年お 下がそ金連金い 同行の加業に ハ営 ま管 までに掲げる業な官理業」とは、対 務次 (連掲 合会が、 行務 う〜 個以 |人型年 金営 加管 入理者業 の答り 格と のい か、 確う。 の全部又 そは の一 他部 のを 厚行 生う 働省へ 令い で定っ め る業 務 を 除

へ取す金のりる運 通ま事用知と項指 めの図 及記者 び録並そ、び の保に 内容ので 資通年 産知金 管 加 垣 入 機関 者 及び (企業 個 人型 型 年 年 金 金 を実 運 用 施 指 する 図 者 事 以 業主 下 が 加加 第 八 入者等」 条 第 と総 項 0 規定に 称す る。 ょ ŋ \mathcal{O} 締 氏 結 名 た 契 住 約 所 \mathcal{O} 個 相 |人別 手

13 128 この法律に この法律に この法律に におい におい い付いてにて (「個人別管理浴に充てるべきもので)「個人別管理浴 資の資 資産額」とは、90%として、一の人質産」とは、企業 個人別 管年金 理金加 資又入 産は者 の個若 額としては て金企 政に業 令お型 でい年 定て金 め積加 るところにあるところに にれっ よてた りい者 計算してる資産 たを人額い型 をうって 加 入者若 しく は 個 人型年 金

加

者

で

0

の 第八条 事業主は、政 で業年金基金を相 企業年金基金を相 企業年金基金ので のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでは、 ので 政締 令結で 定 \otimes るところによ より、 給 行に たれてるべ き 積 77 金 以 下 積立 金 という。 に 0 11 て、 次 の 各号 0 1 ず れ か 掲げ `る契 約 を 締 結 L な

5 二 5 全企 相託 手法 (と) (平 る成 運十十六. の年 方法を特定工法律第百五 す十 7る信託 の契 約条 又は 第五 十三条第 項 \mathcal{O} 免許 を受けたも 0 限 る。 以 下 同 ľ 信 託業務を営 む 金 融 機 関 又

2

要

遺血(支統 に条給要 資死件 産亡 委 管一 理時 機金 関は が 企企 業型型 記年 録金 関加 連入運者 営又 [[]を 理企 機業関型 等年 の金 裁加 定入 に者で づあ いつ 、 て、者 支給する る企

型

年

金

個

人別管

理

資

産

が

あ

る者

E

限

る。

が

死

亡

したときに、

そ

 \mathcal{O}

者

 \mathcal{O}

第一六(十事 二一務 条の 略の略連託 会 は、 政 令 · で 定 8 るところに より、 次に 掲げ る 事 務 を他 \mathcal{O} 者 に 委 託 す ることができる。

四三 $\frac{1}{2}$ 金 理 関 す る 事 務

ホニ の項第項三 の二の規定に 東京工十二の規定第二十二条 東京工十二条 東京工十二 東京工十 東京工 に四及項第 関十びま四と 要「十び規 な資八第定技産条四は 術管の十積的理二八立 読機中条金 読替えは、政令で定める機関」とあるのは、「連中「事業主」とあり、並条の二(資料提供等業務金のうち個人型年金加入 る連並務入。合なにお ロ会」と読み#に係る部分に関 替条限管 え第る理る三。資 は項以産 か及下のでに運 同第の用 章四条に 第項につ び第五節並びに第四十九条第二項、第三同じ。)の規定は連同章第五節の規定は連 四三連は 四十三条第一正十三条第三正十三条第三正とのいっとのである。 一項から第三項まで及上項、第三十四条、第三十四条、第一十四条、第一十四条、第一十四条、第一十四条、第一項がより、第一項がより、第一項がより、第一項がより、第一項がより、第一項がより、第一項がより、第一項が **及**第場第 び三合四 十条い条

 \bigcirc 林 中 央 庫 法 伞 成 + 年 法 律 第 九 十三

(監事

け

員る のと 職務 のに 執よ 行り \mathcal{O} 監総 査会を 的お 確い 公選 正任 かす つる 効 率 的 に遂 行 すること が で きる 知 識 及 び 経 験 を 有 Ļ カン つ、 分な 信 を 有 す

な

ニー 管用央法掲 理人金人げ 委で庫のる 員なの役要 又か理員件 文は支配人その は支配人との は実、経営管理 を関すてに該対 理以当 委外す 員のる 若者者 しででな はるけ 職これ 職員又はならればならればならればなられる。 そ 子 社 \mathcal{O} 取 締 役、 計 参 与 (会計 参 与 が 法 人 で るとき は、 \mathcal{O} 職 務 う

ō 他 0 重 要 な 使 用 人 \mathcal{O} 配 偶 者 又 は 等内 \mathcal{O} 親 族 以 外 \mathcal{O} 者 で あ るこ

二十四条 監事は、理事及び経営管理委員、 三農林中央金庫の会員であるのは「経営管理委員」、執行役若しくは使用 を社員)、執行役若しくは使用 き社員)、執行役若しくは使用 を計項の場合において、農林中央金庫の理事、経営管理委員が表第三百四十三人は、次に掲 でなければならない。 三農林中央金庫の理事、経営管理会員である。 でなければならない。 三農林中央金庫の現上は、次に規 でなければならない。 三農林中央金庫の現上は、次に掲 でなければならない。 三農林中央金庫の理事、経営管理会員である。 では、第三百四十三人は使用、 を言いできるものは「経営で理委員であるのは「経営で理委員である。」 でなければならない。 「委 百図含委 理二及発務あは央委人び行省るそ金 量以第者令株の庫 上二にで式行又 とあ項対定又使は のて事で除議中有 読の用含振そに有 替はすむ替の指価 事会」と、同条第二項 で定める。 事会」と、同条第二項 とする。 ではいて、同 をする。 ではいて、同 をする。 ではいて、同 をする。 年受の産 法益にと 律者限し 第とでである。 七十五日で 号使のる) し他株 第、主 百又務又 四は省は 十そ令持七ので分 条行定に 第使め係 一にるる 項つ議議 又い決決 はて権権 第指をへ

項同 中「監 查項 役中 は「取 と締 あ役」 る のとはあ 一る 監の 事は 会 _ なは営 と管 、理

3 2 第 ~人 略の 資

る者 は、 会計 監 査 人となることが でき な

監中查央 法金 人庫 のの 業子 以社 外の業務に、は(第二十四名 上条り第 継四 続領に な規 報定酬す を受子 くけて社 いを る者マ 又 は以 そ下の同 配偶者 若 しくは そ 0 取 締 役、 会計 参 与 監査 役若 は 執 行 役 カコ 6 公 認 会計

す金林 るの中 資受央 金入金 のれ庫 貸 付 け 又 は 手 形 0 割

は、

そ

 \mathcal{O}

目

的

を 達

成

す

うるた

8

次に

撂

げ

る業務を営

む

t

五一

か 次に 掲 げ る 業 務 を営

産に金外外金引対預農囲 業規庫のの庫 を定は者者は、営す、にの、 むる前対預前 者者項す金項 第る又各 二資は号号金定に にの期掲 掲貸積げ さまる業務の を手れほ

営形 もの う割と引 す ると き は、 次 E 掲げ る者 を 相 手 方 とす る場合を 除 き、 主 務 大 臣 \mathcal{O} 認 可 を 受 it な け n ば 6

むことが

でき

で あ 0 て 主 務 省令 で定 \Diamond る \$ \mathcal{O}

カ四ニーー 三二一五(農該介金 農 農 十業 債林当業融金銀国農第林会会林為会会四務 務中す務サ融行 林八中員員中替員員条の の央る(一商そ 水条央以以央取にの 範 務中す務サ融行の央る(一商その 保金者同ビ品の 証庫を条ス取他 一に著三機 形三 の項 規一十関 引の 定金八 受規 す融条 るサ第 け定 に 有一八 価ビ項 証スに n 営 券の規 む 等提定 業 仲供す 終 介にる 0 業関有 ほ 務す価 をる証 か い法券 う。律関 。 (連 第平業 該 業 務 七成を 十十営 二二む 付 条年者 随 す 第法人 る 一律金 次に 項第融 第百商 紀三号の二にい 二号)第十 品仲介業者 掲 げ る 業務 そ お一へ $\tilde{\mathcal{O}}$ い条同 て第法 同六第 他 \mathcal{O} 業 務 を を定十 営 行する項 む こと 者金に が に融規 限サ定 できる る。ドマ ビる ンス金 の仲融 う介第品 主者を介 省い業令い者 で、を 定有い め価う る証

の等又

に仲は

士

若

する 保 る証 証 債 も書 のを をも 下この 除っ タく。表す で示さ 条に お はれ V 有る 7 価金 証銭 玉 券債 関権 債 等 連に デ該 と リ当 V バす テる イも ブの 0) 取及 引 引び 短期 受 又特す節該含は定る第特む。 け 資社 当社電三定 の債 三該債子款社 引に記録点 受業を表 目等 出 L 的を \mathcal{O} を除 けず債定発得 もく。 目 にる権す行又係有をるには 的 つ て第 を £ オカラ 0 も及 す のび 債し下記れ る 又第 ŧ 等てこ名る は七 の主の証金 0 書号 募務号券を 集省に及を の令おび を 面に 除 取お 次ぎて く。 取でい同っ 扱定で節で 行同 いめ同第金 又 為じ。 んは当 限) 該 るの (又規(以は定民 別受 °売 買 下金さる第 け 有 の債無三 係 号権記編 る にを名第

渡)得債図社の のす権証債他 引る法券(の受も)、特主 受も(、特主けの平同定務 で に 成節短省 売限十第期令 出る九二社でして新債定 の以法にをめ 目下律規除る的に第定き証 をもってからなってからなってからなってからなってからなってからなってからなっている。 すい第式動てるて二所化表 も同条持計示 のじ第人画さ を 。一払にれ 除)項証おる くそに規定 そに券いも 一他定同当を

物の及各では除の八の 関州和る主体集出五官 りそに者務中務が十理 の係(省央の定二の 他る第令金代め号)託 銭九十定の又者に に十五め子は、よ 係五条る会媒外り る条のも社介国営 事の五ので、一の記述の表面のにあまれる。 取六及る外大に付扱第び。国臣準社い一第一銀が拠債

行定して関

業る外す

務も国る

ののに信

代にお託

理限い業

又るて務 は。銀

行

:業を営

む

者

銀

行

法

第

兀

条

第

五.

項

に

規

する銀

行

等

を

除

(は媒(

介

及

び

外

国

に

お

11

て

行う外

玉

銀

行

(農

林 定

中

央

金

庫

0

子会

社

項九

の十

基五

準条

のの

作五

成の

六

に

お

11

て

員農

水

産

業

協

同

組

合等」

と

11 , う。

係

る

九

+

関 連 デ ij バ テ イブ 取 引 に 該 当 す え も \mathcal{O} を 除 次 発に お V て 同 ľ $\overline{}$ で あ って 主務省令 で定 8 いるも \mathcal{O} \mathcal{O} うち、 第 五. 号 に 掲 げ る

のテの除のに第の省の証 営銭じる。)の理解の関係を 全受の化媒性を価対介、 を約格策 損すその取なるの推次 う取他進ぎ お引のに又 そ又指関は れは標す代がこのる理 なれ数法 いに値律 と類として めすて成 らるあ十 れ取ら年 る引か法取でじ律 引あめ第 からして事代として主 主務間号 務省で 省令約第 令で定二 で定さ条 定めれ第 めるたが、六るも数項 もの値に 五にのる 号お一算 及い定定 びての割 第一時当 十金期量 四融にそ 号等おの にデけ他

湯言文 合該 に有は は価代 差券~ 金関第 の連十 授店五 受頭号 にデに より掲 つがげ て決済さいる業務に れ引該 るに当 も係す のるる に有も 限価の る証及 。券び 次が主 号第務 に五省 において規令で定定 同定め じるも ○証の で書を あを除 つもく。 てつて 第表 二示 号さ にれ 掲る げ金 る銭 業債 務権 にに 該該 当当

理リと定スな以用テ 又一を資物い下さィ はス内産件もこせブ 媒物容税のののる取 介件とに取で号契引 のす相得あに約の 所る当価るおで媒 有もす額こいあ介 権のるかとてつ で額ら又「大政大 で額ら当は」 で取入当は」 で取入ぎ はあ こ険リれス掲又 件 当のもいの コ該リース物の全てを満たいう。) をはない。) をはない。) をはない。 用 及 び 収 物の主使た 益 件満務用す を Ħ を了省さも 的 使の令せの 用時でるに لح す る せおめ間づ されて譲渡れて譲渡れて譲渡れて譲渡れているものでなった。当該地 権 利 が 相 必すあの物 手 要となるは、あること。 方に 移 転 付場 す てさ 随骨に ーせ る 旨 使る 0 用見 用業 定 と込 期務 しま 間 が てれ لح . う。 省の令譲 で渡 \mathcal{O} 定対 中 め価 るの 途 費額 に 用に お の相 1 合当 7 計す 契

該合の高麗 号六表化の に号示又同 定まさは意 ためるところ! は れる 金銭債な は 農林 中央 金 は 長 に号権庫者 よかののに るらう利提 。第ち用供 十有者す 号価のる ま証利業 で券便務にこのそ 掲げるに関いての他農民 行る資林 をのる中でも金 うつの庫 務て 保 を含同 有 す む項 る も第 情 の六 報 と号すの を 第 に げ 提 `る業 供 す Ź 業務 は で

第一十律規 二項四第定 条に条百す 第規の九る る債定三特 す十 る九 短条 期の 債十 第 項 規 定す んる短 期 投 資法

す社規百 特 定 短 期 社

れ律 るのべ規 き定 権に 利よ のり う振 ち、日 次座 に簿 掲の げ記 る載 要又 件は の記 全録 てによ 該り 当定 ヨするも のの لح 3 れ る外 玉 法 \mathcal{O} 発 行 する

債

券

株

子

カン つ、 割 払

それぞれた日から一 れ定年 金め未 融が満 商あの 同品取引法第1 あること。 の日とする確¹ 第二十 定 期 八 限 入条第八 0 定 8 項 が 第六号に あ ·規 定 す 分 る 有 価 \mathcal{O} 証 定 券 8 闄 が 連 な デ ij バ テ イブ

れ社 資債 産そ のの 流他 動の 化債 に券 関を すい るう 法 律 第

条

第三

項

第

兀

項、

第

七

項

又

は

第

八

項

規

定

上す

Ź

取

引

又

は

第一項各号は野の一項各号は野の一項を開発を開始します。 に掲を機す 掲げい関る 行券 うの 振私 替募 業を をい いう ر غ ف \mathcal{O} 取 扱 V を

六五四四

務を のい い、 遂う。 行 を 妨 げ な V 限 度 E お 11

て、

次に

掲

げ

Ż

務を行うこ

と掲八証言すげ年券業 る法又務契方律は 約法第取 約の締結又はその媒介法によってする信託に第四十三号)により行取引について、当該を取引について、当該を 介に行各 、係う号 取る前に 次ぎ若には定める 石しくはは一条行為を行る 代業項行理務にう 規業 定務 でする第(第 信四 託項 業の 務規

を行り う業 務 (第四

項

0

規

定に

ょ

ŋ

営

[む業

を

定

に

ょ

ŋ

営

む

業務

を除

ろ第 に四 よ号 りに `揭 会げる 又業 は務 銀に 行関 とし みて なは、 す °信 託 法 伞 成 十六 年 法 律 第百 五. + 应 号 担 保 付 社 信 託 \mathcal{O}

二林 略条中 央 農金 林庫 中の 央子 金会 庫社 は、範 次囲 以に掲げる等) る会社 以 下 子 会 社 対 象会社」 とい , う。 以 外 \mathcal{O} 会社 を子会社とし

て

は

なら

な

資の金二 五れ金〜 号か融略 動にを商 動業金 お業品 かとし引 (同済 に「証が 条に 第関 券も条件も条件 項る に法規律 介の第 専に十 定(す る成 資金十 移一 動年 業法 を律 い第 う五十 そ号の 他第 主二 _ 務 省 第 `金 令三 · で項 定に め規 る定 業す 務る を資 専金 ら移 営動 か業 も者 で 第 第 . 掲 げる会は 社に該当 ヨするも のを除 のう (為 次の 項い

門限二 会る。に 以規 という。という。 で完全を記される。 お商 い品 て仲 同介 じ業者 $\smile_{\mathcal{O}}$ のう ほち カン 金融 融商 商品 品仲 仲介 介業 に同 付条 随第 す十 る一 業項 務に そ規 の定 他す のる 主金 務融 省商 令品 で仲 定介め業 るを 業い 務い、 を 専次 らに 営掲 むげ もる の行

取げ 引る 所行 金為 融 商 品 市 又 は 同 条第 八 項 第 号 口 定 す る 外 国 金 商 品 市 場 12 お け る 有 価 証 売 買 0 委 託 0 媒

行 0 委 託 \mathcal{O} 媒

リリリの配向間指向間 ーー下サ品品が品品 ビビビこー取取る取取 スススのビ引引行引引 ののの号ス法法為法法 提提提にの第第に第第 供供供お提二二該二二 にににい供条十当条条 関関関でに第八す第第 すすす同関十条る十十 るるるじす一第も七一 法法法 。る項人の項項 第第第有条げは 四四四価第る第 項項項証六行五 げげげ務る るるるに金行行行付融 為為為随サ すし ,る業 務仲 そ介 の業 他者 のの 主う 務ち 省 令有 で価 定証 め券 る等件 務介 を業 専務 · ら 営 次 むに も掲 のげ る 行 為 \mathcal{O} ず れ

号 口 又 は ハ に 掲 げ る 行 為に 該 当 す Ź ŧ \mathcal{O} 限

業外 を国 営の む会 外社 玉 \mathcal{O} 会社 (前 号に 掲 げ る会 社 に 該 当 す る も \mathcal{O} を除

3 〈五四三二一 七六五四 15・ 前 〈 → 五四三二一 七六五四 三 15・ 前~ ハロイにのニハ ロイ 六信証金従項十有銀(限二 (託券融属に一価行略金金金 金金ハ金金 略(専専関業お 証業)融融融。金融融に融融 略門門理業 ア酸盟党 コート 下井 日のば り、関盟要 ア酸盟党 コート 下井 日のば

業業 林次 務務第中の 五央各 専専十金号 ら四庫に信有条又掲 託価第はげ 業証一前る に券項項用 付関各第語 随きにはいる。 業関価にに 務としております。 定務業務 ためるもの 場省令で定める 様に従属する が る又業 も関連に発とし すて る主 業務省 かとして て定 主め 務る 省も 令の 定

8

る

2第一七 庫 6る農 林 中 央 金 庫 4 グ ル ゔ \mathcal{O} 経 営管

ロー 前十農 前農農費項二林 三林林林の条中 に央央央経二金 掲金金金営 ※務す営に 農のるの掲 林執農基げ 中行林本る 央が中方も 金法央針の 庫令金そを グに庫のい ル適及他う ループの業務なび会社相互にないに準ずれ のをのる 健確利方 全保益針 全かつ適切な運営の確保するために必要なな益が相反する場合におする場合にお針として主務省令で定 確もお定 保のけめ 保に資するものといる必要な調整のとして主務省会ののではあるものの策定なのである。 及 び

 \mathcal{O}

適

正

な

実

施

 \mathcal{O}

確

保

と令で て定 主務 省体 令制 での 定整 め備 る ŧ

ょ る 議 決 権 \mathcal{O} 取 得等 \mathcal{O} 制

を議合 ・議議承 合決に 決決認 、合権の 林は実中、行 権権の 数の対 を超り 央適に 金用よ 庫しる え当は がな株 て該 あらかれて、大式又は 取百農 得し、 分の五・ がじめ主 にだし、 な持分の に 又十金 はを庫 保超又 務農取 大林得臣中そ 有えは するそ っることとこの子会社! の央の 承金他 認庫の を又主 な決が 受は務 っ権国 けそ省 たは内 たの令 場合を記る 議含の 決ま会権れ社 除き、は、合物のでは、 のなの ういきも その権 そ算に でとし、 の取得してその取得してその しの国、基内 議主し 戦決権数 ・ ・ 務大臣が 又準の 一は議会保決社 をが総 超当株 有権の す数議 え該主 るを決 る承等 こ超権 部認の したと 分を議 のす決 議る権 な取の 決との つ得基

組 合 等 算権は しを てそ第 に ょ その一 る の基項 信 総準の 用 株議規 事 業 主決定 等権に 0 再 の数か 編 議をか 決超わ 及 てド 権えら 他の方が、 強 百保 化 分有当 関 のす該 五十をと す る 法 超が定 律 超えて有する ができる。、 足める日に大 第 + Ŧ 条 りることと ただし、 に有するこ 第 項 حَ \mathcal{O} 主なると 認 可 とき臣る を受 はは国、大 け 7 合併 当農の 該林会 各中社 号央の たと に金議 規庫決 き 定又権 すはが そ るそそ 認のの

- 161 -

基るき及準認び 議可そ特 職決権数を切るときての事業を終わるとき 超き譲業 起える部は 職り受け 職り同組 の各日等 に ょ る 信 用 事 業 0 再 編 及 Ü 強 化 に 関 す る 法 律 第一 十七 条に お 11 て 淮 用 す る 同 法 +五. 条 第 項 0)

り央 しる 9金農な国主可 庫林け内務を農 マはい決項を はそ。権各 り はそのの ラリオ 有子 うに受中 会社 ち規け央 そ定た金のすと庫 もが、 と国 み内 なの す会社 \mathcal{O} 決 権 を合算 分該た合 j. 議院は てそ 権定 をある \mathcal{O} 基 準 同日 議 日に か農 決 権数 ら林 五中 を 年央 超 を金 えて有することとな 経庫 過又 すは るそ 日の ま子 ぐでに社 主が 0 務合 た場 大算し 一合に がて 定そ は、 めの る基 基準 \mathcal{O} 準議 超 に決 える 従権 つ数 部 てを 処超 分 分すて 議 有する 決 権 は をこ ゑと 件と 中

2第

与律 臣 等にへの 六る 項主 に務 お大 い臣 ては 信農 用林 の水 供産 5年第」と い内 う。) の大 額臣にと 関す する。) 第 た だ 、 十四 条第 第五 -+項六 及条び各 第二に 項掲 のげ 規る定基 に準 よ及 るび 検第 查五 に十 関八 す条 る第事一 項項 にに つ規 い定 てす は、同 内一 閣人 総に 理対 大す 臣る

2第 九一 前十認項六可 の条等 件(条 は略件

可 等 \mathcal{O} 趣 旨 に 照ら して、 又 は 認 可 等 に 係 る 事 項 \mathcal{O} 確 実 な 実 施 な 义 る た 8 必 要 最 小 限 \mathcal{O} \$ \mathcal{O} で な け n ば な 6 な

第一十十十十九 九八七六五 四三二一き算済 百報三三二 のの そ方載令 は人等農条告の 第二請第第第第の法せにここ総こ、)代林 を二第第第二 求二二十六三事にずよのの会のこ又行中次し 三二二十会に十十九条条項よ、り法法又法のは業央のた第十十十四計係四四条第第をり若事律は律限認者金号と三条九四条監る条条又一七記表し務のの総のり定ががよりませて事業を多のを整算は項項載点と正規制や担で農法とのを発見している。 代取電合 行締子に 事役決は、業、済、 者会等そ 理若者行 埋事、監事若しくは電子が強力とはころはその職務をしては電子が く務決中 は清算-央金庫の 人べ行の 百万円以下 百万円以下 (農林中-下の過料に大者しくは法 に役理清 処 業算 処する。ただし、 理事、監事、供 業者、農林中央会 でし、代金者、代金者、 の者電し行、子く 為業決は 深について 系務を執行する なる。 ないである。 では、 でいて、 では、 でいて、 では、 でいて、 では、 でいて、 でいて 刑す業を をる者行科社又う す員はべ ベ又電き きは子社 と清決員

蔽い し場 た合 とに きおい て、 そ \mathcal{O} 認 可 を 受け な カ 0

はし若第つはれ書くし四た事ば 類はく項と実な し、記用く又録銀 ははを行 抄正備法 本当え第のなて五 交理置十 付、電流のでは、 磁いそ五 的のの十記に書一 録書類第 に類若一 に 類石 項 及び ない れは電第 た電磁二 事磁的項 項的記を を記録除 にれ若このた り事く法 提項は律 供を記基で記述 すること若れ来ずべき事がないて発力 し定項す くめをる はる記命

を届 す出 ることをす とを怠り っを た怠 心とき 。 又 は 不 正 \mathcal{O} 届 出 を

四る 条該 第当二す 項る の者

規を

定監

に事

よる選

請任

求し

がな

あか

つつ

たた

場と

合き

に

お

11

て、

その

請

求に

に係る事で

項を

会の

目的

ع

せ

ず、

L

たと

す場を用てべ ははか 第事つ 三業た 項をと の営き 規ん 定だ にと 違き 反 L たと

第十 二四 _. 十条 四第 条五 の項 この 第規 四定 項に のよ 規る 定開 に示 違を 反す んて、と 経を 営怠 管っ 理た 委と 員き 会に 告 せ ず、 又 は

虚

偽

第文第 三は三 十第十 ——— 条十条 第三第 五条 項第項 に五~ お項第 いに九 てお土 準い五 用て条 す準に る用お 会すいて 法同準 第法用 九百場 十九合 資含用 八十を 一むすっる 条六含 第条む の一場 一第項三 金の合 額規を 又項の を減定に記述しませた。 はの規 第規定 二定、項に第 し反 のよる一人の見る。 たしの とて規 き正定 定調 に査条 当に なよ よを第 理り り妨五 由報 意げ項 見た若 が告 をとさく なす いる 。 は のに ベ るに に当 第 説た 九 明り 当 + た を 五. り、 条に し虚 な偽 虚 お かの つ陳 偽 い た述 \mathcal{O} て とを 陳 準 きし、 述 用 を す 又 る 会社 は 又は 事 法 実 を 第 事 実 隠 百 か 隠 八 蔽 + L 匹 条

・・・・・・ハルレルルルルた若九九八七六 と二二一 第のくののののとしの きのの 第一七は六五四三きく二第第第第 。三二(第六項 保 。は 五五四三 略六十の準存準準準準 第第十十十十 第第)十条組田共 田田田田 第第十十十十九五五二九八 十十条条条条五九の又のの 条条規は二二 の定第(第 五四に五第四 お十業のい条い五務規で第 て条を定準用である。 一次である。これであることである。 行若 法し 第く 五は 第九十二条 の五 六条 十の 一五 のの 六九 八若しくは、第二項、 は 第準 五用 十銀 三行 条法 第第 五五 項十 \mathcal{O} 規条 定の 定主 よ十 る九 届第 出一 を項 せ若 ず 又は は第 虚五 温倍の三十三 届条 出第 を四 し項

゚はは 虚虚 偽偽 のの 届報 出、若 公告に 若は し資 く料 はの 掲提 示出 をを しし たたとと きき

十条規用を用用用用 この定銀せ銀銀銀銀 条規に行ず行行行行第定よ法、法法法法 二にる第又第第第第項違命五は五五五五五 又反令十虚十十十十 はしに二偽二二二二 第て違条の条条条条 六農反の帳ののの 十林し五簿四四二二 のき公し 五財告く の産若は 十のし資 一理はの 項を掲提 に行示出 おわをを いなせせ ていず、 進と 用き又又 す る銀 行 法第五· + 条, \mathcal{O} 六 + \mathcal{O} + \mathcal{O} 規 定 による帳 簿 書 類 \mathcal{O} 作 成

若

 \mathcal{O} + 第 項 に お 11 進 用 7 る 銀 行 法 第 五. 十二条 0 六十 0 +六 若 しくは 第 五. 士 条 \dot{O} 六十一

違と 反き L たと き

きのの 六六 十十八五 条条 項 第の \mathcal{O} 規 項第 定 \mathcal{O} $\overline{}$ E 書項 違 面若 若し 反 しくは して 同 は第 項 雷五 磁項 規 的又 定す 記は 録第 る に六 記十 子 会 載五 し条 、の 社 対 次象会社 若しくご 以 は項 外 記の \mathcal{O} 録規 会 す定 べに きよ を 子会社としたと 事る 項通 を知 記を 載す せず、 若を し怠 くは、 記又 録は せ不 ずこの 又通 は知 虚を 偽し のた 記と 載き 若 L < は 記 録 を

なき九にた か事十違と つ項四反き たを条し と記第た き載項のとき。 ずの 、規 若定しに く違 は反 記し 録て、

ず会、計

又帳

は簿

偽財

の産

記目

載録

し貸

く借

は対

記照

録表

を又

しは

た決

き報

告を

作

成

せ

違

たとき。

若

虚

おお遅い一規一電条三一いい延て項定項磁の項項 ててさ準のにの的二又又 準用する会社法第五百二条の規定に違反して乗る会社法第五百条第一項、第九十三条第一項又は記録に記載し、若しくは記録に記録に記録し、若しくは記録は第五項の規定により付したときは第二項をだし書の規定に違反は第二項をだし書の規定に違反は第二項をだし書の規定に違反は第二項をだし書の規定に違反 準準せ用規違規記第はは 規項い第出き立すは条反 定のて一を。てべ第件し に規準項せ に違反して農林の規定に違反して場が、又は同原です。又は同原では、 林一貫では一貫では一貫を表して、一貫を表して、一貫を表して、一貫を表して、一貫を表して、一貫を表し、一生を表し、一生をまし、一生を表し、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまし、一生をまりまりまりまし、一生をまりまりまりまし、一生をまりまりまりまりまりまりま 金の百破く 庫弁九産は の済十手第 財を九続八 産し条開六十を大きの人と一の条 配き項申の L の立規 たとき。 期て定 間をに をすよ で不当にする主務 定を大 め怠臣 たっの たとき。

焼条二 に に 発 に 第 よ規四 る定項 調するが を者い 妨が、準 りた第用 と三す も、条社、 前第法 項五第 戸項九 同に百 様お四 とい十 すて-る準条。用の す規 る同に 法違 第三に 百て 八同 十条 **-**Ø 条調 第査 三を 項求 のめ 規な 定か 又っ スは第三-十三 条 第 Ŧī. 項 お 11 7 用

す

る

同

法

 \bigcirc 行 \mathcal{O} 保 有 0 制 限 等 関 す 法 律 伞 成 十三 法 律 第 百 抄

定

九 0 定 款 1Z は 次に 掲 げ る 事 項 を記載 L なけ れ ば なら な

る

事

項

関

す

る

事

項

る

事

項

十十十十九八七六五四三 一 財拠業総運役会事名目条 公定解務出務会営員員務称的 告款散及金及に委にに所 機 ののにびにび関員関関の 構

機 構略 方変関会関そす会すす所法更す計すのるにるる本事関事事地 寅 関事関事行項す項項 す項す項に る 事 項

 \mathcal{O} 定 款 \mathcal{O} 変 は 内 閣 総 理 大 臣 及 び 財 務 大 臣 \mathcal{O} 認 可 を受 け な け れ ば、 そ \mathcal{O} 効 分 を

生.

じ

な

3 2 第 (会員の意味) 買 菆 ŋ 等

出の議

席四決

し 権

な各い会

会員の

は議

書権

面は、 単で、平

又等

代す

理る

人によって

議

決

をすることが

できる

`決

3 なり 理機・ る特けを機十会 大構前三金場別れ除構八員 臣は三 融合株ばくは条か 及、号(商で式な。、、 大構則一一融合株はなった。 には三一融合株なった。 で式ら以第略で式ら以第略でが第に略がででででは、 が第にのででは、 が第にのでは、 があればない。 が表ればは、 やは、 のでは、 ののでは、 ののでは 別条 株第 式一 買項 取第 もり」という い規 ° ŋ う定す \mathcal{O}) る株 申 込 こみに 行式 おの 係 う買 とすり る 株 る(機 式 が き構 次 \mathcal{O} はが 各 買 号 あい \mathcal{O} ら取 11 かつ ず じた め株式 n カン 12 委を 掲げ 員直 会ち のに る株式で 議処 決分 をす 経て、 あ

_____ 第 二行当 条つ該 第て特 十は別 六な株 項ら式 にな買 規い取 定 す る金金 融 商 品 取 引 所に上 湯さ れ て 11 . る株 式 又 はこ れ に 準ずるも ることその 0 として 政 他 令で 内 閣 定 府 8 令 る 株 財 務 省 令 で 定 8 る 要 侔 を

兀 臣条株 に第式 報一に 告項準 し第ず な一る は号もれば ば規と な定し はらない。今だする株式のして内閣府会 会の令 員買・ の取財 保り務 有を省 月する株式の売せてしたときは、 連合で定める株式 付速式けや のか 媒に、 介 を内 し閣 でたときも、 関府令・財務が

同様とする

るめ

るところに

ょ

り

そ

0

買

取

n

係

る

事

項

を

内

閣

2 第 三 式 \mathcal{O} 買 取 9

3 けり 第なりいる。会社の公司をおり、 社一 第ば当 十、該 株項 式第 六行発 買三 見取り」、二号に規 項つ行 にて会 規は社 及にする株式 定する金に株式買取 一式 °ŋ をの \mathcal{O} 行買 申 込み お取 うり と(す機 係る る構が 株式 き買 が は、取 次 あっ 0 各号 らた か株 じ式 \mathcal{O} めを直 V ず 委員に れ カゝ 会処 掲 の分 げ 議す 決を経っること る株 式 なが予 で あること 買定 取さ 期れ そ 間て $\tilde{\mathcal{O}}$ をい 定る 他 めも、の 内 閣 府 内と 令 閣し 総て 財 理政 大令臣で 務省令 及定 びめ 定 財る め 務株 る要 大式 臣の に買 届取

四二一満 条株 第式 一に 条れ 項準 第三号に 規と 定すて る内閣 式府 融 の令 商 買· 品 取りをしたとき財務省令で定め 取 引 所 活上 一場さ は、株 れ て 速式や 11 る 株式 カン に、 又 人はこれ 内 閣 府 令 進ずず 財務省令で定め る ŧ 0 として るところによ 政 令で 定 める ŋ 株 0 取

そ

買

ŋ

係

る

事

項

を

閣

- 164 -

買が

取予

期定

間さ

をれ

定て

めいる

内も

閣の

総と

理し

大て

臣政

及で

財定

務め

大る

臣株

に式

届の

け買

出取

満

た

L

理 大臣 及 Ü 財 務 大臣 E 報 告 L なけ れ ば な 5 な

取 ŋ

2第

務 規 定 す える受 権 \mathcal{O} 買 取 n を 行 おう す るとき は、 あ 5 カコ じ め 員 会の 議 決 を 経 て、 買 取 期 間 を 定 め 閣 総 理 大臣 及 び 財

に 総機上第大機十会 理構場三臣構八員 大はさ十には条か臣、れ四届、のら に一で号な一報項あにら項 告しなけれる。 れ規の受 ば定他益 はならない。とする受益などの関係の関系を 。 権・り の財は 買務 取省当 り令該 をで受 し定益 ためをとるの き要買 は件取、をり 速満の やた申 かし込 にてみ 内る係 閣場る 府合受益 ・な権財けが 務れ金 省ば融合、商 で行品 定つ取めて引 るところにはならない。 にい第 ょ り、 項 その 規 買取 定 す Ź ŋ に 金 係 融 る 商 品 項 取 を 引

取

買

ŋ

2 第 三 \mathcal{O}

規 定 す る投 資 П \mathcal{O} 買 取 ŋ を 行 おうとす るとき は あ 5 カン じ め 委 員会の 議 決を経 て、 買 取 期 間 を 定 め 閣 総 理 大 臣 及

てド

財

内

務

総機上第大機十会 理構場三臣構八員 大はさ十には条か臣、れ四届、のら 及第て条けます。 大の第二年 大の第二年 大のの投資 大ののといるのでは、 大ののでは、 大のでは、 、 大のでは、 はのでは、 大条資第れ条 臣第口五ば第 に一で号な一報項あにら項 告しなけれる。これはおいることとそれによっている。これによる。これ れ規の投 ば定他資 い資令取。口・り の財は 買務 取省当該 をで投し定資 ため口 とる要 は件取、をり 速満の やた申かし込 に、いた、いに、 内る係 閣場る 府合投令で資 ・な口 財けが 務れ金 省ば融令、商 行っていた。 るところにはならなり にい第 ·+ ょ り、 項 その 規 定 買 取 す á ŋ 金 係 融 る 商 事 品 項 取 を 引 内

四一 機十特 構九別 は条勘 定 \mathcal{O} 項略廃 止

 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 特 別 勘 定 を 廃 止 L たとき は、 当 該 特 別 勘 定に 属 す る資産 及 び 負 債 を 般 勘 定 に 帰 属さ せ こるも 0 لح す

五。

2第 す条 る第前十課。三項八税 十の条の -規 号定(例)には、 規 定機 す構 るの 確特 定例申欠 告損 書金 を額 いが うと 以た 下事 業 の年 項度 にに おつ 1111 てて同当 じ該 °特 一例 を欠 提損 出金 し額、の か計 つ第 そ関 のす 後る に明 お細 い書 てを 連添 続付 しし てた 確青 定色 申申 告告 書書 をで 提あ 出る し確 て定 い申 る告 場書 合に法 限人 が税法 適第 用二

+ 事前年機(項各以構略) は項内に、にに対 政定開す 今で定めるもので定めるもので定めるものであるものである。 めの事税 るの業法 。ほ年~ か度昭 機と二構あ十 及る五 びの年 機は法 構の会に 員開百 に始二 係し十 るた六 法事号) 税年第 度五 十三 のす条 道る第十二 項 及 てド 第 百 + 条 $\dot{\mathcal{O}}$ 八 第 <u>+</u> 項 0 規 定 0 適 用 に 0 11 て は、 れ 6 \mathcal{O} 規 定

法 人と 県 民 税、 法 人 0 事 業 税 及 び 法 人 \mathcal{O} 市 町 村 民 税 に 関 す る 法 令 0 規 定 0 適 用 関 必 要

 \bigcirc 金 融 機 関 等 \mathcal{O} 組 織 再 編 成 \mathcal{O} 促 進 関 す る 特 別 猎 置 法 伞 成 + 兀 年 法 律 第 百 九

るは等画七人 事そが「条認項のあと」定 原 立金新表第計 の者たす三条の 限そにる。 。引る。 ・引る。 ・引金。一 者金 き言さる。 おっとき れ又営は、 なるでは、主務に 事子化省 項会計令 及社画で び等を定当が提め 言該金融機関のるところに 関った機よ 又い関り はる等 そ地(当該 子の該認 会信認定 社用定に 等秩経係 の序営る 業を基経 務損盤営 のな強基遂う化盤 行お計強 にそ画化 不れに計 当の従画 ヨな不利益を与えのある事項、当該促い新たに設立させ(以下「認定な え該さ経 る金れ営 お融る基 そ機金盤 れ関融強 の等機化 あ又関計

根 抵当 権 \mathcal{O} 譲 渡 係 る 特

32 二一をと等十 第前 公き 条 抵す抵一項当譲告は、い金 抵す抵一項の該渡し、い金 権 権の期根金、譲う融 権の期似立 設公間抵融又渡。機 ニーパー機は金)関 定告は当機は金)関 者又、権関こ融に等 のは二の等れ機対() 承催週譲かを関す以 諾告間渡ら催等る下 話が、同項第二号に掲げる間で後においても当該根係告することができる。で後においても当該根抵ができる。で後においてできる。できる。できる。できる。 譲金 次渡融 にに機 掲よ関 げり等 る譲り 事受と 項金い に融う。 つ機 い関 て等が 異にそ 議対の のし認 あ元定 る本経 根の営 抵確基 当定盤 権前強 設に化 定根計 者抵画は当に 譲権従 渡をい 金そ他 融のの 機担金 関保融 等す機 にべ関 対き等 し債へ 一権以 定の下 の全こ 期部の 間と条内とに にもお 異にい 議譲て を渡し 述し譲 べよ受 るう金 べと融 きす機 旨る関

抵根 当抵 権当 が権 当が 該譲 債渡 権さ をれ 担る 保こ すと ベ及 きび もそ のの と期 す自

ること。

み該 根な根第前 るが 事同 項項 に各 つ号 いに て掲 当げ 該る 根事 抵項 当に 権つ 設い 定者で と項 同の 項期 の間 公内告に 又異 は議 催を 告述 にべ 係な るか 譲っ 受た 金と 融き 機は、 関 等同 の項 合第 意一 心が が に そ掲 れげ ぞる れ事 あ項 つに たつ もい のて と当

設定者が 第 項 各号に掲げ る事 項 \mathcal{O} __ 部 に 0 11 て 異 議 を 述 ベ た とき は、 同 項 各 号に 掲 げ る事 項 \mathcal{O} 全 部 に 0 V 7 異 議 を 述 ベ た ŧ 0 とみ

2 第 に十 (に前異一根 規条議条抵 定第を す三述前権 る項べ条移 情のな第転 報場か三登 を合っ項記 提にたの等 供おこ場の しけと合申 たるをに請 と根証お手 き抵する情報は、権情にある特別では、 根の報抵例 抵担を当) 当保提権 権す供の者べし移 のきな転 み債けの で権れ登 申のば記 請範なの す囲ら申 ることがいました。 がに で係 きる債 \mathcal{O} 申 請 °権 を 情 追 報 بر 加 併 することを内 せ 7 公 告 又は 容 とする根 催 告 を したこと 抵 権 夃 \mathcal{O} 変 び 根 更 \mathcal{O} 抵 当 登 記 権 は、 設 定者 $\bar{\mathcal{O}}$ が 申 同 条 第 情 報 項 \mathcal{O} 期 せ 間 内

項

庫金の 総等庫持 会は又分の、はの 決信信消 議用用却 に金金 よ庫庫 つ法連 て第合 その会に 台第二 人第二信 び項用 合の金 併規庫 たによりによりによりと 消かい 滅わう。 した信い。)が 用第そ 金七の 庫条認 等の定 の規経 会定営 員に基 かよ盤 らり強 同当化 法該計 第認画 十定に六経従 条営い 第基他 一盤の 項強信 の化用 規計金 定画庫 にが等 よ公と り表合 譲さ併 りれを 受た行り たか場 持合に をのお 消実い 却施て、 す期 る間合 こが併 と終後 が了存

の盤定てる該は、 間強す当た各当 、化る該め号当 総計場合にに該会画合併総定信 のに以に会め用 決従外反のる金議いの対決会庫 に合場し議員等 場け他 合のの 請信 当求用 該を金 総受庫 会け等 にたが 先も 立の合っに併 て限の 当る効 該。力 合 が : 生 ず 併 E る日 反 対対 の二十 す る 旨 を当 日 前 該 \mathcal{O} 信用 日 カュ 5 金 合併 庫 等 文 \mathcal{O} 効力 は が 他 生 ず 0 る日 信 用 ま 金 庫 で 等 \mathcal{O} に 間 に、 対 次 诵 $\hat{\mathcal{O}}$ 知 各号 Ļ か じ 掲げ つ、 当 る 場 該

合併に よれ当 りた該 消信信 滅用用 し金金 た庫庫 信等は、気管等とは、気管・ 庫信当 等用該 が金他そ庫の の法信 会第用 員二金 が十庫 ら一等 同条の 法第す第二べ 十項て 六のの 条規会 第定員 <u>ー</u>に 項か のか 規わ 定によい。 り当 譲該 り認 受定と た営持基 分盤 を強 消化 却計 す画 るの と実施 が期 で間

0 当 該 合併 に 反 対 \mathcal{O} 意思 0) 通 知 を受 け、 カコ つ、 併 \mathcal{O} 効 力 が 生ず

五以会めら用法規経合よ 項外員に譲金第定営併り のの 総受庫十に基の消 総会の決議を要する場合にかかわらず、事業譲受けの効力にかかわらず、第七条の規定によりの対力が生ずる日までの別力が生ずる日までの別力が生ずる日までの問別減した信用金庫等がその問別減した信用金庫等がその問 に力り規の間の 当限が譲定全に会該る生りに部譲員総です受よの受か るけり譲けら 日た当受の合 の持該(対表) 日消経項受議 前却営にけを のす基おた行 日る盤いもうかこ強ての総 譲きが譲 受る公受 表け さし れと たい 日う 1からそ の行 実う 施場 期合 間に がお 終い 了て、 す る当 ま該 で信 の用 間金、庫 総等 会は、 決信 議用 に金

会に 先立って当 該 事 業 譲 受 ゖ に 反 対 け す \mathcal{O} , 効力 る旨 を が *生ず 当 該 る 信 Ĭ 用 まで 金 庫 等 \mathcal{O} 12 間 対 に、 次 通 知 \mathcal{O} 各号に カュ 掲 げ . る場 当 該 総 合 会に 12 お お け

決場 議合 総業 会員 (け 総を 代す 会に あ用 つ金 て庫 は等の 総す 代べて のの 半会 数員 以 上 が 出 席 Ļ その 議 決 権 の三 分 0 以 上 \mathcal{O} 多数 を ŧ 0 て 行 わ なけ れ ば な 5 な

は優第 四協三 十同項 四組及 条織び 第金第 三融五 項機項 の関の 規の規 定優定 に先に か出よ か資る わに持 ら関分 ずすの 、る消 第法却 一律に 項(つ ・ 平い 第成て 三五は 項年 又法信 は律用 第第金 五四庫 項十法 の四第 規定に出ていた。 よ規条 る定か 持すら 分る第 の優五 消先十 却出二 を資条 資をの 本い二 金う。で 額次の の条規減に定 少おを にい準 より同す 行うこ とを が発 で行 できる。 る 信 用 金

きが

当求働び項働 該を金合の金 総受庫併規庫 会け等ににかり、 立の合消かいっに併滅わう て限のしず、がいる。)が が働第そ 生金七のず庫条認 る等の定 日の規経 の会定営 二員に基十かよ盤 日らり強 前同当化 の法該計 日第認画 から合併の日に従い他の日に従い他の日に従い他の日に従い他の日に従い他の日に従い他の日に従い他の日に従い他の日に従い他の日に対している。 の効力が生産監査というの効力が生産を対します。 生り画庫 ず譲が等 るり公と 日受表合 でたれを の持た行 間に、次に日からそに、次に日からそに、 のすのお 各号にいるという。 掲が間合 げでが併 た る き 終 後 場 る。 了 存

の画業る先同条の が譲。立法第一 が、公受の第二へ て十項て 当六のの 該条規会 合の定員 併規に に定か 反にか 対よわ のりら 意譲ず、 の受当 通け該 知た認 を 持定 受分経 けを営べ、消基 か却盤 つ、合併のことが のがの 効で実 力き施 がる期生。間

合併

に反

対

す

る

旨 を当

該

労

働

金

庫

等

文

は

該

他

 \mathcal{O}

労

働

金

庫

等

に

対

L

诵

知

Ļ

か

つ、

当

該

のる五の五以会めら働法規経合よりに会めの 額労項多項外員に譲金第二次にのの会庫等に以反の会庫等による。 を関係の数のの場合をは、 会は、 会は、 ののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは 会に 先立 条の 第す -~ つ て当 項て にの 規会 該 定員 事 業 す らき化「に会か十庫 事る計事限にら一等 。画業の集団条の る 譲 個 受 業 人会員 け に 譲 反 受 表され を 対 け 除く。 す \mathcal{O} 効力 る旨 れと たい を当 日う が 生ず からそのなっ 総 該 代会に る 労 働 Ĭ まで 金 実う あ 施場 庫 期合 0 等 \mathcal{O} 7 間 間に に は、 対 に、 がお 終い 1. 総 了す 通 次 代 知 0 各号に る当 ま該 L 0 が労働 半 カコ 掲 数 間金、庫 げ 以 . る場 当 上 該 総等 が 会は、 総 合 出

出労 資働 に金 関庫 す法 る第 法五 律十 第六 四条 十か 四ら 条第 第五 三十 項七 の条 規の 定二 にま かで かの わ規 ら定 ず、準 第用 項る 第 項 又 は 第 五. 項 0 規

抵金れ業又計当 当庫を協は画権権に催同一にのが当告組部従譲 当該す合をい渡 きれ さものとすること及び るこそ との 。 期 日

事よ組

項り、等

つ元(

い本信

ての用

異確農

議定水

の前産

あに業

る根協

根抵同

抵当組

当権合

権を連

設そ合

定の会

者担を

は保除

当なべる。

特き)

定債か

農権ら

水の再

産全編

産業協同組合等に対 生部とともに譲り型 棚強化法第二条第三

対受三

しけ項

一よ第

定う一のと号

二一期す

な該

に号認と四

ラ受け

干

根に定に号前根す根第前 抵掲経よの各抵 当げ営り事項当 権の期根特異は及農編設公間抵定議、び林成 権る基元業の権 をも盤本の規設 その強のう定定者の化確には、対している。 保れ画前条農第 すらにに第業一 べの従根二協項 がにをの同き庫定そ中、係下後組旨及すの央 き事い抵十同各 債業漁当三組号 権に業権項合に 掲定い該中は水全強根げ者。根央こ産部化抵 と事か保げそ項 も業らするののにを水べも認一 るが 事同 項項 に各 一同のれ基い つ号 よ並組全ら盤てうび合部の強異 いに て掲 とに法と事化議 す同第と業計を 当げ 該る る法十もに画述場第一に附にべ 根事 抵項 合十条譲帯従た 当に 権つ 設い 定て 業三第よ業協 協項三うを同同 者同 と項 同か号と含組項 同の 組ら及すむ。からは自然を発表のである。 項期 の間 公内 合項四合並農掲げ 告に 会までの漁に協同した。 又異 は議 催を く事業協条組項 告述 は業並同第合の にべ 係な 水のび組六法全 産全に合項第部 るか 農っ 林た 中と 央き 協一五若七一て 同部号し項項異組をのくの第議 金は、 庫 合譲事は事二を の同 連り業水業号述 合項 意第 心が、それが一号に掲げ ぞげ 定よ八組部事な れる 経り十合を業す。 あ事 つ項

基本条合りび

盤の第会受に

強確三がけ同

化定項そる項

計前各のこ第

たに

もつ

のい

とて

み当

定

席

Ľ

そ

会に

お

12

お

け

る

 \mathcal{O}

決労

議働

に金

生ず

が

すの画 第ベ事に 十き業従 債にい 条権附水 のの帯産 規全す加 定部る工 二項(前項において準用すに譲り受けようとする場合さむ。)並びに同法第九十組合から同法第九十三条筆 合用第第 をす二 含るである らび 第第 兀 項号 まの で事 の業 事业 業び のに 全同 部項 又第は三 一号 部の を事 譲業 りの 受けり つること に八 よ十 り七 元条 本第 の三 確項 定各 前号にに 根掲 抵げ 当権を 性をその、こ 担れ 保ら

む。 0 場 一合に お け る 桹 抵 当 権 移 転 登 記 等 0 申 請 に 0 V て 準 用 す

 \bigcirc 金 融 機 能 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 特 莂 措 置 関 す る法 律 伞 成 +六 年 法 律 第 百 .八号)

条定 行和に 法五お (田六て 和年一 二法金 十律融 七第機 年五関 法十二、 白八十七号)は、次に掲げ ーげ 第項る二に者 一条に規定する 定る法す銀律 る行の 長(施期第行 信五地 用項外 銀にに 行お本 代店を有 項銀す に行る お」もいとの て「長期のを除く。 期 信 を 用 銀 行

合

組 合 法 昭 和 -+ 兀 年 法 1律第百 八 +号) 第九 条 0 九 第 項 第 묶 及び 第二 号 \mathcal{O} 事 業を行う協 同 組 合 連 合会 (第 t 項 に お 1 7 信 用 協 同 組 合

同連同い合庫合う協合組合組う法会の同会合会のことは 丽 和二 士 年 法 三 一年法 律第 律第二百 百三十1 号) 兀 十 第 号) 十 条 第八十 第 項 七 第 条 号 第 及 項 Ű 第三号 第三号及 \mathcal{O} Ű 事 第四 業 を 行う農 号 \mathcal{O} 事 業を行う漁 業 協 同 組 合連 ※業協 合会 同 組 (第十 合連 合会 八 条 第二 (第十 項 凣 に 条第三 お 11 て 項 農 12 お 業 協 11 て 同 組

合会法法 等 第と 法 第 条第一 条 項 第一 項 E 号 及び 規 5第二号 Ď 事業を行う 会社 又 水産 長 期 加 Τ. 業 用 協 同 法 組 第 合 + 連 合会 六 (第 兀 十八 第 条第 項 É 規 应 定す 項 Ê Ź お 長 1 期 て 信 水 用 産 行 加 持 工 一業協 株 会社 同 を 組 合連 V 、 う。 合会」 以 下 同

会社 銀 行 第十三 定する銀 行 持株 は 信 銀 行 条の 銀

6 期 期信こ 等の用の 第三章において「銀行」 お融等会 松組織といる社等」と で編うと 。 。 。 。 。 。 とは、 のとに銀 いずれる。これでは、 れ次かに が掲を十銀げい二 歌行るう条 持行。の 会社 等つ **もの** を事

五

+

五.

長

期

信

用

銀

行

法

第

+

Ė

条に

お

1

· て準

用する場

合を含

む。

 $\overline{}$

に規

定

す

^る子会

社

(銀

行

又

は

長

4

(略(七秒)略百転)七(条機第関 一等 項が 第共 一同 号し たて 規行 定う す株 る式 株移 式転 移で 転あ 設つ 立て 完全当 株為 親該 会株 って、 社式 を移 な いそ い転 うに の当 ょ 以り 下新 い者 ハっ。 。 第二 同た じ。)だに設立り 一号又 がさ 銀れ は 第四 行る 持株 株式 一号に 会移 社転 . 掲 げる行為に 等設 で立 一、完全 場親 合会 あ に社 0 限る。社(会社 は 当 法 該 伞 行 成 為を共 + Ė 年法 同 律 く行う 第 八 十

8

三二一み五 窓 に条株 方経経経係 式 策営営営る主等 が強強強株務の 当化化化式大引 該計計計等臣受 地画画画のはけ域にのに引、等 域にのに引、等に記実記受前のお載施載け条決 けさにさ等第定 るれよれを一 経たりた行項 済前前前うの 化のために適切なもので項第七号に掲げる方策の定する目標が達成されるでの決定をするものとすれるがに掲げる目標ががなり経営強化計画の提出 のであること。 「東れると見込まれると見込まれると見込まれる。 を関する。 でする。 でする。 にとき は、 次に 準 掲げ に 適 合するも る 要 件 0 全 0) てに であること。 該当する場 合 限 り、 条 文 は 第 0 申 込

り当該地域といって定める基準 E お け る中 小 規 模 \mathcal{O} 事 業 者に 対 する 金 融 \mathcal{O} 円 滑 化 が 見 込 ま れ ることそ

0

他

スの銀で融配事前一口 イしす 経引 照 場機準 き水の銀で融配事前一口 イしす 経引 照 場機準 き水引行制機当項項 (3)(2) (1) 、るこ営受銀ら経削合関を経な産経経で登持限関及にの経当 が 当又協の強け行し営除と等勘営い業営営け株の等びつ規営該当当可当該は定項化等持当強 しが案強金協強強を会な又残い定化業技術と構造に関する経過 で関する場際の計算を て協し化融同化化政同で計機組計計 令組主画関合画画 で織務を等貯をが 定金省提若金提円 め融令出し保出滑 る機でしく険しか場関定たは法たつ 合でめ金銀(金確にある融行昭融実 該る健機持和機に 当と全関株四関実 | |号画る |をこ 等あ関 のる等 第連と 存旨へ 二名 条で 続の銀 が区行 当分法 該に第 第提 五出 金該十融当四 項し にた 機す条 規銀 関るの等金二 定行す持 が融又 る株 主機は 経会 営社 と関第 し等五 困等 て又十 難を 業は二 農含 務銀条 水む を行の 産 行持二 つ株十 協が て会五 同預 い社そ 組金 る等の 合保 地を他 又険 域いこ は法 のうれ そ第 ° b 経 Ø__ 済以に 財条 に下類 産第 と同ず を四 こって不可なのとなっる他の法へ も項 つに て規 債定 欠な令でいの 務す をる あと規 完破 るさと又に 済綻 す金 認は規 る融 め当定 こ機 と関 ら該す が れ金る で農 る融基

では、当まであることであることであることであることであることであることである。 な該とみ い申。を ì も込 たと のみ でに あ係 き りる 、株 は、 か式 当 つの 、引 該 申 当受 込 該け み 株を に 係 式受 等け る のて 株 引当 式 受該 等 け銀 \mathcal{O} 引 等行 受け が持 当株 該会 等 が 対社 象等 当 子が 該 会そ 金 社の 融 の対 機 自象 関 己子 等 資会 0 自 本社 めに \Box 充対 資 実し 本 \mathcal{O} のて 状行 充 実 況う に株 0 照式 状 ら等 況

とめー しに項 てよ第 政り一

令取号 で得に 優さあのの 定す規める定 先れつ株引 出たて式換えば、 る株す 場式る 合等協 その 他 で

定 な次銀いに行 \mathcal{O} 事 種 類の こ掲を 由 とげら。 が 生じ 株式 4 の以 たことに が 交 を下 付 含同 むじ さ より れること 又が 転 は協 換 É を 貸定 付債第 れ 11 、 う。 た 他 権三 に十 \mathcal{D} 種 下 つ五 き条 類 同

を会な又残いた強体該該能該株債をの計の株該化 行社いは余てに化式株株と株式還い規画額会経計 っ等株同財制よ計等式式さ式等若う定のが社営画 たが式条産限る画が又がれががし。に実当等強を と第の第のの決を優は一る他株く以よ施該が化提 き三引二分な定提先出定もの式は下され き三引二分な定提先出 等もさの資該株て請がげとい険 若のれ引産優式転求そる認て法 象条十合でれた。 会に 子にい分れる 会お条おる割又る他された。 社いにいこさは 場でれた。 だいにくことれ併合種、 がて規てとれ併合種、 基同定は。た合に類そ 準適合 議論 音談 金の決株 融引権式 式 機関等に機関等に株式の引受した。 でよ式け なる(は、注 との務議 ときは、議決権を行体のとする。ただし、第務省令で定めるものに議決権制限等株式(業 使第に議 は 第三条第一 に 限る。) に 限る。) が項で使 でのあす

該お 決い 定に係る る一 経項 営の 強規 化定 計に 画にる 従決 い定 `を そ受 のけ 対て 象協 子定 会銀 社行 にが 対協 し定ての 株定 式め 等に のよ 引り 受当は 等銀 を行 行持 わ株 な会 け社 れ等 ばが な発 ら行 なす いる °株

3 式 い金のる

6 5 4

通主主 の銀て融配事前 ーロ知務務略引行制機当項項 大大大な臣臣 けはは、 れ ば第第 なーー ら項項 なのの い規規 。定定 にに よよるる 決決 定定 をして たると きき はは、 そ財 の務 旨大 を臣 第の 三同 一条第を 一得 項な のけ 申れ込ば みな をら しな たい 金 融 機 関 等 又 は 同 条 第二 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 申 込 とみをし た銀 行 株会社 等 Ü

+ 十(前条経 取 計 得 画 株 0 式 履 行 を 確 は、 保 す 次に るた め 掲 0 監 督 上 \mathcal{O} 0 11 措 置

げ

る ŧ

を

イじに は該第 略株金一 式融項 移機の 転関規 設等定 立又に 完はよ 全銀る 親行決 会持定 社株を と会せけ つ等て たの協 会株定 社式銀 か交行ら換が 協完協 定全定 銀親の 行株定 が式め 割会に 当てを受けた人士(会社法等の た第の 株七引 式百受 揭条行 げ第っ る一た も項金 の第融 そす銀 のる行 他株持 の式株 政交会 令換社 で完等定金が め親行 る株う 株式株 式会式 等社交 を換 い又 . う。 株

以式

下移

同転

- 169 -

き申っる

る込で、と

項を剰が

にし余で

つた金き

ľ

0

請

そー

の項

処に

分規

を定

しの

 \mathcal{O}

株

第 項 し又て第こ権合 くは準一とに併 は第用項又係等 こは第用項又係等 の次十すのはるの 条項ニる規当発後 て二用含お若が条へ主経規かおさにさ定なよ項要得承象 強は経協る にの条場定該行に 分 化第営定要 関十強銀件連二化行の お規第合に対者お い定一をよ象又いてに項含り金はて 業条計が全 よっむ提融債協 務第画保て 」 一 (有に と項第す該 に用の頃 り式決のるのにとに七目 一 をす規の以対等定株と他経見め号標号常いる定規下象のを主認の営込には達掲にに で場に定こ金引受又め監強ま適掲達掲化 でよにの融受けはる督化れ切げ成さるが 次をるよ条機等協会と上計ることの のき承別に対策を実と悪する。 権当機 号け 等たいよ第し人す してる九てがる の項項式合 かて に該関 ら合 全にの等に つ承等 き継を、が含 との準承条い当取 部お規又限 第併 いを用認第る該得 四等 をい定はり 承てに取 ういすを一経対株 そ円む 号を が 継する他の により提出した。 前項の規定に の滑 処か ま行 でっ 及た 分つの あにを変十計機は び場 を適経 る保含更一画関取 になり にあるなり と事。のに第で貸 第合 し切営へにの はない。 るむ後項(等得 事。のに第で貸 業)もお四あ付 との当該で定める要件の全 金合たにに融をも係よ 七に 号お にい 又行強 機関等(Note of the control of the con はわ化 掲て、 若のい条る債 償れが °るて 地 還る阻 中この第一承第よす第とそ同の又一と継三りる一すの る当 基に `当償社て協 域 若見害 (新たして) 当該還等協定 し込さくみれ を子会社 に 準該 事該 該経若に定銀 に当 お 項合 対営し係の行象強くる定が . 適す はがな け そ併 合す場 る中 設は項務の の等 返確い 返済を受ける (いこと。 立されるは次項の規定である。 子化は取め当 とする銀 他に 会計返得に該 社画済株よ経 小 る合 主係 務る 規 るとともに、 もに 等を を式り営 又当 受等株強 模 の限 省承 ることが 行持 一 令継 で金 も定項法のにに人 0 でり、 は該け又式化 事 あ 合対るは等計併象ま取の画 業者に で同こ項 をよおが含るい当 株 定融 め機 等子で得引にの貸受係 Ēの む承て該 る関 困 その四に計用た持れ規項お画す承株 。 認準対 以を用象 等 $^{\circ}$ 該 対 。規 事等 難 後社間付ける す 項が に 11 経 定 ででいる。 になると 、債等第 合権を五 あ て、 に等 営 る に をあ よる おと 強 金 記る ること 記載した奴のときは、 議 化 融 条も合関にのを等 計 承 認 決 \mathcal{O} 円 の承項す第第関対 権 画 認 \otimes 該提社に金項 下認にる――等象 を を 滑 を 経 5 おを含で す 営当 いかっ。 経出分つ融の 行 提 化 れ 使 営し割き機規 るも る場 出 強該 が 強た そ関定 すること 見 化承 し 場合でな 承しのと 込ま 化銀 の等に た 計継 継に規又 処又よ 計行 承 画金 字のす。三るで同句をる)項他のつのとい場、(のつの) 分はる 画持 継 れ を融 金係定は を銀決 が ることそ 主機 に株 金 11 融るに当 係会 し行を で 務関 機事よ該 融 る社 きる 機 大等 関業る対 臣は、 等(承象)以認金 事等 又株受 関

事

項

えをむ項項関金よ

等

 \mathcal{O}

他

提主

と下を融

業が

は会け

九条第一項	12 特株会社等に する第九条第 で表第九条第	項第 十 二 条 第 一	十条第一	第九条第二章 一年 第九条第一章 第二条第二章 第二条第二章 第二章 第二章 第二章 第二章	当が 当該他 1000 11000	計す銀機政に	9 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 8	第五項	第三項
り株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めによ	する。 ついて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこの別定による承認を受けた承継金融機関等であって協定銀行が現に保項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用すては主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、「一	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等ものもの又はこの項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けた	該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	第四条第一項の規定により提出した	☆☆☆☆☆↓↓♥ である はずな できない でき はい でき はい	画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のお経営強化計画をいう。)に代えて、主務省令で定めるところにより、お行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行に関等でない発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第八十分で定める要件	より当該発行金融機関等(前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。)であるにおいて協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の規定による認可を受けなければ発行者であるもの(以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第関等でない発行金融機関等(この項の規定による認可を受けた場合におけ関等でない発行金融機関等(この項の規定による認可を受けた場合におけ	承継金融機関等	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号承継金融機関等を含む
対象子会社等	中同表の中欄に掲げるる取得株式等である株十二条第一項の規定に九条第一項の規定に	に)朱弋等の目受け等を行ってを強蔑愚辱又よ限庁寺朱丕士と)朱弋等の目受け等を行ってを強としている決定を受けて認を受けた変更後のもののののでででは第十四条第十一項において準用する第十二条第一項の規定による匹条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の	より株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の認を受けた	第十四条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によしれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社について、それぞれ準用する。承認を受けた承継金融機関等又は承継子会社(当該経営強化計画を当該承継の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条の規定は当該承認下この項において同じ。)の規定により経営強化計画の提出を受けた場合に下この項において同じ。)の規定により経営強化計画の提出を受けた場合に	務省令で定めるもの	ほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければ当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営強化計画に記載された事項(当銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営強化計画(第項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、前項第一号に規れる場合でないこと。	による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。という。)を含む。次項において同じ。)は、合併等を行おうとするをするものとする。次項において同じ。)は、合併等を行おうとする第二項第一号に規定する会社であって、協定銀行が現に保有する取得株式等ける次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用すける次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用す	継子会社(当該	ら第四号まで及び第七号第二項第一号に規定する銀行持株会社等と連名で、第四条第一項第一号か第二項第一号に規定する銀行持株会社等と連名で、第四条第一項第一号か承継子会社を含む。

社 前 持第第等第項前第協協す五金株十五が五に三四定定る条保会七条発集場 社条第行第定の一行行定機機 等第一す一す業条にに、構構が一項る項る務第対対以は、 発項の株の「に二しし下、業行の規式規金附項、「預務 す規定等定融帯の第第協金の る定にのに機す規四三定保特 株によ引よ関る定十十二険例 式よる受る等業に条九と法 等る決け決の数据の条件 の決定を定自をづ規第う三引定に行に己行き定一。十 行うに 発機 関等 機実 関の 等た 一等 。 項に ~め 銀の の対 規す 行業 定る 持務 に劣 株 会と よ後 社は る特 承約 等 認付 を次 を金 除に く掲 。 げ 含銭 む消 以下で 費 次貸 号借 こ務 及に のを \tilde{v} よ 号い 次る貸条貸 及う び。 に付 次号に おけ いを て行 お 同じ。 V て 同 ľ に 従 又 11 組 は 織 金 再 融 編 機 成 関 等 金 を 融 機 子会社とす 関 等又 は 組 る 織 銀 再 行 編 持 成 株

四三二

関十預

さん付当務

れをけ該の

る行又協ほ

金うは定か、銭こ債を、

のと務実第の応力

の施

保す条

証るのをた目

行め的

うのを

こ次達

との成

。 業す

務る

をた

行め

うこと

が銀

できる

金

融

機

関

等

0

自

1己資

本

 \mathcal{O}

充実

0

た

め

0

業

務

0

委

る。

収

納

を

行うこと。

前 項第 項第 条第 条第 十九 条条 条 第第 兀 項 項 第 第 項項 項第定一第会規株をり第 当株をり第当株を 経経 株をり第 営 会受株五 該会受株五該会受 該 融 株社け式条金社け式等で等第融等で 機関 株社け式条 強強 1616 式等て等第 計計 等 等の協の一 等若協の一機の協 画画 文 の対定引項 をを は 引象銀受の 用できる名 すて受次しをを子行け規 る準け条く含受会が等定 提提 対 受 子行け規 象 会が等定 け 出出 UL 子 同用た第はむけ社協をに 等社協をに た 金 金 。 た、定行よ で承次のつる 会社 条す変十こ第る更一の を行 を対定行よ象 定行よ 定 行った金社で会社に のつる 0 三場後項項 継条定た決 定た決 融融 定 -**当** 子第め金定会七に融を た め金定 機機 項合のにの 8 のをもお規 関関 該 金 に融を に 等等 規含のい定 社項よ機受 経 融 よ機受 融 よ機受 ょ り関で こにり関け り関け株等で は 営 機 機 V) 強 同お株等で 関 関 株 式又協のは定 条い式又協 式又協 化 等 等 るの条す提 第てのは定 計 又 又 のは定 0 承規第る出 七準引同銀 は 引同銀 は 引同銀 引 画 認定一場しを若項合た 受項行けのが 受け を当 受項行けのが 銀 銀 行 行 受し、を含め、 持 を規協 持 を規協 該 を 行定定ったの 対象 株 株 定同行定定 行定定 行 す条っにの 会 たは項む 会 つにの 0 た銀行はないに たよ定銀るめ も次及 る第たよ定 子会社 社 社 た 〜汽 承三銀るめ 銀 の条び 等 筡 行決に 第次の条 継項行決に 行 七条規第 子の持定よ 持定よ 持定よ 経経ては第け第く第 対め当 対め当 対当 妆 象に該子よ経 営営準同十た四は十 象 象に該 象該 西強強 (一) という (日) 日 (日) **分**会社等 子 よ経 子 会り営 会り営 社 社株強 社株強 等式化 等式化 (等計 等計 社 提集条(の四)項(出出第同規条に若同 の画 経等 営 該引に 引に し一項定第おし条 た項にに十いく第 経受係営ける 受係 強 ける 化 対対のおよ項ては七 強等第 等第 計 象象規いりの準同項 化 を五 を五 匣 子定て提規用条に 会に準出定す第お 計行条 行条 を 車 画つ第 つ第 社社よ用さ若る十い たー たー を 名 デ 金項 金項 提 融の 融の 機規 機規 出 を十の同条同す 関定 関定 した 受三又条第項る 等に 等に け条は第一に場 又よ 銀 又よ た第第十項お合変四十二のいる。 はる はる 行 持 銀決 銀決 株 行定 行定 後を条に定準むの含第おに用。 会社 持を 持を 株受 株受 もむ十いよす の。一てるるの 等 会け 会け 社で 社て を) 項準承第規 等協 等協 含 に若用認十定 定 定 む おしすを三若 0 0 いくる受条し 定 定

約 付 金 銭 消 費 貸 借に ょ る貸 付け を行うこと

二同同等融 上央央りに

、七 六五五五四 次 お のの 前第条取い取三二第第 各五に得て得二二十号号お貸同株第第十七名 す買の条そ第第第規定 る取譲第の二一一定に 業り渡一他項項項によ 森にそ項のにののよる をよのに処規規規る決 行り他規分定定定決定 等従従受編、いい益成 第協協権金 十組組の機 条織織買関 第中中取等 二央大・、項金金を対 に融融行す 規機機うる定関関こ劣 大学等と ない。 特 取対発 得す行 株るす 式劣る 等後優 又特先 は約出 第付資 三金の 十銭引 四消受 条費け 不の三第三角貸借によりを行うこ 項ると に貸 規付 定け すを る行 取得優: 先出 資 を VI . う。

信託受益権等のでは、 等 0 譲 渡 そ \mathcal{O} 他 0 処 分をす ること。

第

-条第

項

に

. 規

定す

Ź

取

得貸

付

債

権

又

は

第

兀

条

0

=

第

項

に

規

定

す

Ź

取

得

貸

付

債

権

を

2第 四人

 \mathcal{O} の 第 め の 四 規第日一農る第認機十借 定一本項林金一可構四入 を項銀の中額項をは条金 適の行貨を超見をの規定での規定での規定による情報では、日本銀行で、日本銀行で、日本銀行で、日本銀行で、日本銀行で、日本銀行を出る。よる借い、ととは、1000円のでは、2000円のでは 行法す中な入行る 情法き五な、借入 に律る十い同人又 つ第。四。項れは のを機 規す構 焼定によ ること の発 りが行 発でを 行き行 こる。場へ 合 に お け る 的 な 資 金 繰 ŋ 0 た め に 必 要 が あ ると 認 め るとき は 内 閣 総 大臣 及 び 財 務 大

3 \Diamond す る 機 構 債 \mathcal{O} 元 本に .係 る 債 務 0 現 在 額 及 び 前 項 \mathcal{O} 規 定 に よる借入 金 \mathcal{O} 現 在 額 \mathcal{O} 合計 額 は 政 令

4 [条第三 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 規 定に カン カュ わ 5 ず、 機 構 に . 対 Ļ 同 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る農 林 水 産 大 臣 及 Ű 內 閣 総 理 大臣 \mathcal{O} 認可 を受 行 な で

適の行資央をの受 い八 て十 は、号) れ第 を四 預十 金三 保条 険第 法-第項 四の 十規 _定 条に 第か ーカュ 項わ のら 規ず 定 に機 よ構 りに 発対 行し さ れ第 る 機項 構の 債資 と金 みの な貸 し付 てけ を 同す 条第五と 項が かで . ら 第 る 九 項 ま

四一 能

機十金 構六融 は条機 金機強 融構化 機は勘能、定 強金の 化融廃 勘機止 定能 の強 廃化 止業 の務 際の 終 金了 融の 機日 能と 強し 化て 勘政 定令 にで 残定 余め がる あ目 るにとお きい はて、 当金 該融 残機 余能 の強 額化 を勘 国定 庫を に廃 納止 付す しる なも けの れと ばす なる 5 な い

型(四(委委十審 \mathcal{O}

員員九査 はは条会 非金、組 常融(織) 法律、 うる。会社 計 等 に 関 し 7 優 れ 識 見 を 有 す る 者 \mathcal{O} Š ち カン 5 内 閣 総 理 大 臣 が 任 命

す

る

32第 勤

2第 刑 五 を法十 科人九 すの条 る代 表 者略 代 理 人 使 用 人そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 従 業者 が、 そ \mathcal{O} 法 人 \mathcal{O} 業 務 関 し、 前 項 \mathcal{O} 違 反 行 為をし たとき は、 行為者を 罰 す る ほ か、 そ \mathcal{O} 法 人に 対 して 同 項

お 勘 定 間 0 繰 入

定一保定伴 をの険かい機十機 適範事ら金構一構用囲故、融は条に す内が当機 るに発該能附へける限生損強則略る りし失化第、たの勘十 金と額定七融き(に条 機に資損第 能お本失二強い整が項 化て理生の 勘保をじ規 定険行た定 に金う場に 入支定にる 八れをするこれ 文払を行うとな 大払を行うとな では、運営委員 では、運営委員 では、運営委員 では、運営である。

とき同員資

がに組会本

で要織の整

できる。これできる。これできる。これできると見れていません。 これできる と見れています としてに

の込等で信場まが、託

い用本令等

· てと整でに 、 し理定係

当てをめる

当該繰入れは、同法第三十四て主務省令で定めるところにを行おうとする場合においてめるところにより、内閣総理る優先出資につき消却又は清

四にて理清条よ、大算

第り預臣に

三計金及よ

号算保びる

にし険財残

掲た法務余

げ金第大財

る額四臣産

業に十のの務相九認分

と当条可配

て額にてれ

同に規、た法限定一こ

のるす般と 見る勘に

をのし定機た 五 い規特に関協前 権 同該伴 四三二一強織を信状二 化金い用況十震 法第損い機 の一失金構 規項の融は 定又額機 をはか能附 同係当特央の通次出条定の務化に施大同同 適前ら強則 用項前化第 すの項勘十 る規の定七 定規に条 に定損第 よに失二るよが項 繰り生の 入金じ規れ融た定 しお援し優融事借三金め与で令たた化、支 当いを、先機項入項をにのきでめもし協援 に機場に つ能合よ いては、金融合には、主務なる認定に係る 該で行か出関 申、つつ資等 込農た、又 み林震当はと に中災該取は 係央特協得 融繰省る 機入令資能れで本 る金例同貸協 を得る中の にのいの関織 にのにより、機場中央金融機中央金融機構なが原料の関係の実施を表別のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、 特庫協組付定 他優た央地 定が同織債銀 の先め金域 のを定整 の早期健全化の とした金額を を かるところに 登理として信ぎ 支農組中権行援林織央のが 勘出の融に 定資体機お の中金金全第要央融融部三 とを制関け をを例災四関 請金機機に十 通す協の条等 通じて、次には いの同とというでは、 のの見とというでは、 のの見とというでは、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 のには、 には、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには を庫関関つ四 の控に託 たより、ためのた、権 経項事関活 理に項係性 緊金内等 すおと協化 `農十第分一 るいし同に 掲、機自す組 急額閣に 旨 て 組資 同主織す 当水四四を項 げ当関己る織 措の総係 言族産条に見ている。 該産条に見ている。 大学の規定に対している。 大学の規定に対している。 大学の規定に対している。 大学の規定に対している。 大学の規定に対している。 大学の規定に対している。 大学の規定に対している。 大学のの規定に対している。 大学のの規定に対している。 大学のの規定に対している。 大学のの対象に対している。 大学のの対象に対している。 大学のの対象に対している。 大学のの対象に対している。 大学のの対象に対している。 大学のの対象に対している。 大学のの対象に対している。 大学ののでは、 る該等資協金事協」本同融 置範理る に囲大優 項同との組機 関内臣先 定支援法人が当該要請を協同組合等による信用事工場による信用事で規定する取得優先出資の又は償還若しくは返済を定による決定を受けて協 で組り充織能の大統領を表現の主義を関する。 すに及出 る法律に限り、なび財務に関いている。 ので関に 払定等関込めにす 金る対る又もし事 第金大き 十融臣消 はのて項 四機の却 行とうし 条能認又 取 の等援主う。 に強可は 得 を事でのを協受業に払受定 貸付 発は(と) 揮、第し 規化を清 経て 営主 定勘受算 作第三 係三十業あ けの掲込けの 債 指務 す定けに るにて、る金繰、る 権 導省 る十四務つ の令 同 方で も四条をて 融入金残 の条の行信 条 針定 機れ融余 第三 能を機財 8 早期健全になることに対している。 る 項 ŧ だ規 た項に地し 化が全が 定 協に規域て 上業で化行 務き勘わ た法林借同引 す 同規定にい

組定すおる織するけ者

金る特るの

融協定円財

機同支滑務

能組援なの

どる定れ

4

l

。 かた らこ

لح

当に

5

るす活同そ機同支る度金関勘る用組の能組援た悪融等 定取す織他強織をめ化機に を得る中の化金いにし関特にの先め金域針機。要この短 る条イ響等組 にのルにを織 構み特資で強 をを例本あ化 通す協のつ方 じる同充て針て場組実信の 合織を用特 次に金図を例

四三二一融融特行状二

Ŧī.

込金を見なるものである。 はのて項 取 得 貸付 債 権 (同 条 第三 項 に 規 定 す る 取 得貸 付

行うし

経て

営主

指務

導省

の令

方で

針定

8

る

ŧ

がに金融区を には融る は、機こ与 は、 関とし

る該等がて

事協」主い項同ととる

で組いし者

あって、

金金にをの

で関協前 権 機機定つ況十新 農お等同項収を取第前中能関支てが九型 株いに組第益い得三号小の等援い新条コ 中で対織二のう優十に規発は、る型 ロ央 し中号見。先四規模揮、第地コ協力 しみに関関他い三申策にの条のるル央感 特に係等係政で十込を対をの三円ス金染定係るに協令同四み実す記三第滑感融症支る申係同でじ条に施る載第三な染機特別る組定。の係す信し一項信症関例に定みなる。 し 新 当 は と 型 該 取 は 場コ協得 合口同貸協 にナ組付定 おウ織債銀 いイ中権行 てル央のが、ス金全第 農感融部三 林染機に十 中症関つ四 央特等き条 金例がその 庫協前の四 が同項処第 農組第分一 林織四を項 中金号しの央融に、規 金機規又定 庫関定はに 及等す償よ び る還る 特第取若決 定三得し定 農十優くを 水四先は受 産条出返け 業の資済で 協二のを協 同第払受定 組二込けの 合号金る定 等か又まめ にらはでに よ第取のよ る五得間り 信号貸に優 用ま付、先 事で債当出業に権該資 の掲の協の 再げ借同引 編る入組受 及者金織け びにに中等 強あ係央を 化つる金行にて勘融っ

者律中入組受

を第央金織け

含三金に中等

む十庫係央を 。三にる金行

○条対勘融っ

る

菆

得貸

付

を関 、行す 略つる た法 者律 を第三 も一 条 をの い規 う 定 。 に ょ n 同 条 0 指 定支援 法 人に 対 L 当 該 申 込 み に 係る 特定 支援 \mathcal{O} 要請 を Ļ か つ、 該 指 定支 援 法 人が当 該 要 請 いを受け . て 当 該 支援

保

険

法

等

 \mathcal{O}

を

改

正

す

る

法

律

伞

成

+

Ł

年

法

律 第三

可 略定 保 除 業者 対 す る 保 険 業 法 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 用

一四法「」十」第た項保が 項条附登と七と一」の険前 第第則録、年あ項と規業二 と定一さ百則そ準「に若て はより読み替えて適用する第二百七十二条 「若しくは第三百七条第一項」とあるのは 「若しくは第三百七条第一項」とあるのは「第三百七十二条の四第一項」と、同号ホ中「第二百七十二条の四第一項」とあるのは「第三百七条第一項」とあるのは、で準用する第百三十三条第一項」とあるのは、で進事若しくは第三百七条第一項」とあるのは、で進事者とは第三百七条第一項」とあるのは、で進事者とは第三百七十二条の四第一項、第二百七十二条の二十七の規定により附則第二条。

営子 又会 は社 保を 険保 契有 約し 者て、は 被な 保ら 険な 者い。 保た 険だ 金し、 額 を行 受政 け庁 取が る べ認 き可 者特 は二以に規定す の保 他険 の業 上る 関者 の総 係に 子株 者よ 会主 社等 のる 保子 叉の 護会に社 は議 法決 資の す保 人権 る有 のを -11 もに 若う のつ とい 認て、 え以 は下二こ 8 て、該 以の こ認 上項 のに れ可 子お会い を特 承定 社て 認保 が同 し険 その。 た業 と者 絵し きの は行う 株の 主百 こ特 等分 のの の定 限保 議五

はを第な一十 な他一す若一 な他一りも らの項。し項 な業及くに い務び い。ただし、粉に係る会試の第二項にな 計お 行といび区で 庁分読 のしみ 承て替 常認を受け、経理しない

たけす

場れる

合ば保

の限りに

百

七

 \pm

二条

 \mathcal{O}

+

項

限りでな

7

L

。る生に 。ず属 うるおるのおる 所そ資 在れ金 地がを そあ調 のる達 他行す 特定保険のこと。 険て 業主 に務 関省す令 えで 事定 項め にる行 る為

する法律は、当該法人の子会社との高議決権(保険業法第二条第十一条に関いて、当該部分の子会社との方がである。 とき該認力をである。 とき該認力をである。 とき該認力をである。 とき該認力をである。 とき該認力をである。 とき該認力をである。 ときないで、 といいで、 といいいいいいいいで、 といいいいいいいいで、 といいいいいいいいで、 と 金と経なの をが営ら変 いでのな更 行 を う 特定 紃 断 す 保 え た 険 業が \Diamond \mathcal{O} 当該定 基 準 とし 款 て \mathcal{O} 保 変更 険 介前に 金 定を 等 款行 の変こ 行 保 って 変更と。 険 金、 た 0 特 返 い 戻 定 保 \mathcal{O} 金 社 険 業 \mathcal{O} 員 他 \mathcal{O} 全

係 る 保 事 故 \mathcal{O} 発 生そ $\bar{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 理 に ょ V) 発生 得 る危 険 で あ 0 7 通 常 0 +予 九 測 項 を超えるもの に お て 同 12 対 穴応する! 準 備 額とし 金 そ $\bar{\mathcal{O}}$ て主務省令で定めるところ 他 \mathcal{O} 主 務 労省令で 定

二条の三十三第一項第二条の三十三第一項のは「第三百七十三年の記可を取り、「登録を取り、「登録を取り、「登録を取り、「登録を取り、「登録を取り、「登録を取り、」とあるの二十七のを取り、とあるの三十三第一項の認可を取り、という。

一「はのを事るり正項第り 号第「規取若の消法」二消 ハ二平定りしはさ」と百さ 一百成に消く「れと、七れ

か険第額 `業七 必者章 要に第 なつ-技い節 術で(的準第 読用百 替す三 一十る。七 んは、これを 政の第 令場一 で合項定にた めおだ るいし て書、及 次び の第 表五 の項 上並 欄び 掲第 げ百 る四 同十 法条 の第 規二 定項 中た 一同だ 表し の書 中を 欄除 にく。 · 掲 げ るの 字規 句定 はつ それ れら ぞの れ規 同定 表に の係 下る 欄罰 に則 掲を げ含 るむ。字

の第もるにみ十中七の。お替二 欄章でいえ条 に第あにてるの 掲三るお読も規 げ節といみの定 は、これ事用する 定 れらとのる 保 ぞのき譲保 険 れ規は受験 同定 制定 対 に 当 に 当 に 法 業 者に の係該係第 0 下る認る百 欄罰可特四 に則を定十 準 掲をし保二 げ含て険条 用 す る。 とはな当の \mathcal{O} `い該申 場 み認。事請 合に 業が のあ お 譲っ 受た て、 け場 前合 に(当当 条 中 該該 認認 内 可可 閣 特の 府 定申 令 保請 険に 定 業係 \Diamond 者る る の事 t 行業 \mathcal{O} を つの て譲 除 い受 き、 たけ 特を 内 閣 定行 保う 総 険者 業が 大 臣 の認 全可 部特 又定 あ は保 る 一険 \mathcal{O} 部業

読

替可

え特

る定

ほ保

か険

必者

要に

なつ

技い

術て

的準

読用

替す

える。

なは、こ

政の

令場

で合

定に

めお

るい

次

 \mathcal{O}

表

 \mathcal{O}

上

欄

に

掲

げ

行う

`業

での第一句の表での第一句の第一句の第一句の第一句の第一句の表でででででである。 での第一句の表でである。 での第一句のでは、では、では、ではおいました。 での第一句のでは、では、ではおいました。 での第一句のでは、ではおいました。 でのまた。 での第一句のでは、ではおいました。 での第一句のでは、ではおいました。 での第一句のでは、ではおいました。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でいまた。 の係条第で一第い項 下る第一き般二に 欄罰一項な社可読お に則項、い団にみい 掲を(第。法お替 に対する第百 人 のる字句が一五十三名 及ててみび読準替 一み用え っとは第条 読、三へ 般替すて 財える準 団で同用 読 み認号第 法準法す 人用第る 替可及二 え特び項 る定第第 にす百保 ほ保五一 関る四険 か険号号、業をを す同十業 る法五法 法第 第 第 第 百 一 の 回 必者除除 要にくく。 なつ 技いつつ 規七項十 が 術
て
、
、 定十の四に二認条 的準第第 読用百百 か条可第 替す七五 かのを一 える十十 える。四四 わ十受項 た。四四、こ条条、 ら一けの ず 第 た 規 、 二 と 定 政の一 会で定り、場合で定り、場合にでは、第二六・ 他項きに のたはよっだ、り だがる。 ではおいて、 大大五条の 般し当他 社書該の 団の他認 法承の可 人認認特 次項二 のを十 又を可定は受特保 表除主 のく。ら 一け定険 般た保業 欄一第 財も険者 に及百 団の業に 掲び六げ第十 法と者そ 人みはの とな、業 る百七 合す当務 同七条 法十(の五第 °該及 併 ل 管び 規条二 理財 定か項 の産 中ら第 可 委の 同第 特 託管 表百号 定 に理 の七及 保 係の 中十び 険 る委 欄九第 業 業託 者 に条三 務を を設 掲ま項 を行

おれたほうだめるあるとのと実際お言は るに既と東びる及に第第合合受全きを業い該第第方お業 読を当同びよ二二ににけ部(廃者て公百十法い者 みし該法一り項項はおたに設止が読告六四にては 替た規第般附にに、い日係立し次みの十項よ読、 れる経規い当すげ 当法日るぞに業に 公れ付法は す第 る百 告読記第 場六 をみし百当 合に五 一替た三該 般え異十各社で議七号 は条 団準を条に 附二 法用述第定 則十 第四 条第 一険と規ま 般業が定で財法でにの 第九一項 団第きる間、法百るる 項を の除 人四期公継 に十間告続 関条を 認く。 可 は、の す第経一て そ規 る一過般当 法項す社該律、る団各 の定 効は、 第第日 三百 三百 三百 一人に 力 を基 失金 百四 及規 へう。返 三十 び定 一す 十六 一条 般る 還 心に係 条第 財方 第一 団法 一項 る 法に 人よる 債 項若 権 第し 関公 \mathcal{O} 債 号は す告 権 又第 るを 法し 者 は百 律な 12 第五 四十 第け 0 1 号条 三れ 7 に第 百ば は、 掲一 三な げ項 十ら 適 る又 **一**な 用 方は 条い 第。 L 法第 な に百 11 項 よ五 り十 第

係 でる業 務 及 び 財 産 \mathcal{O} 管 理 に 係 る業務 を 除 く。 を 開 始 な カン 0 たとき P む を得

き

を含

要そ第第す項えこのめに移映 なれ三三るのでは一下である 技で百項法認準準を政定をが 術れ三、律可用用官庁保し確 的準十第第がすす報の険た定 読用八三三そるるで承業とし 替す条百百の保保告認(きたえる第三三効険険示を引。と 。二十十力業業す受き こ項八四を法法るけ受 政のの条条失第第もたけ 大男用ものときを除る。 一切では 大のでにはこのでない 大のでにはこのでない。 大のでにはこのでない。 大のでにはこのでない。 大のではこのでない。 大のではこのでは、 大のではこのでは、 大のではこのでは、 大のでは、 はのでは、 て項第除 又第 、 次に おいて れ 三百三十-は一 第二百年 の読九第 七第 上み条三 欄替の百 条十 にえ規三 掲て定十 の三 げ準は五 二条 る用認条 +の 七規 同す可 法る特第 の定 の同定三 規に 定よ 規法保百 にり 定第険三 中三業十 よ業 同百者六 り務 表三の条 附の の十保及 則全 中七険び 第部 欄条計第 二又 条は に第理三 揭一人百 第一 げ項に三 一部 るのつ十 項の 字利い七 の停 句益を、第一 認止 可を を命 そ与法項 取じ れし、三規で、三規 りたと しき。 れ又百定 たと 同は三並 表そ十び き のの七に 下申条こ

略にみ二ら一

げでを

\bigcirc 社. 法 成 +第八 +

作

報処 に理前十定の項六款 い用の条の てに定 は供款の成 さは、略 法れ 務省を電磁 令の的 でと記 定し録 める署れ、(電子) 名省的 マ令方 はで式 記定 名め磁 押る気印も的 にの方 代を式 わいそ う。 他 が う。 他 置以人 を下の をとらなければない知覚によっては なっは らて認 な作識 い成す がすることがで こができる。かできない方 方 こ式 ので 場作 合ら にれ おる い記 て録で 当あ 該っ 電て、 磁 的電 記子 に算 記機 録に さよ

情報

九会 条の 招 集 略の 通

32第

お (い取(百株 略て締略九主)、役 当2 該 取前 締項 役の は書面 同に 項よ のる 書通 面知 にの よ発 る出 通に 知代 がを発し た政 もつで と定 みめ かなす。 り、 株 主 \mathcal{O} 承諾 を得 て、 電 磁 的 方法により 通 知 を 発す ることができる。 \mathcal{O}

条よる 書議 面決 に権 よの る行 議使

第て三つ 決 権 \mathcal{O} 行 使 は、 決権 行 使 書 面 に 必 要な 事 項 を 記 載 Ļ 法 務 省 令 で定 め る時 までに当 該 記 載を L た議 決 権 行 使 書 面 を 株 式 に 提

5 \ 4 3 2 が 株当株株前行百書 あ請請請当式該主式項う十面 る求求該会請は会の。一に 一た妨い、ばで、議項議げて次なも第決の決、一のら、一権 規権又請いな第項の 定行は求ずい一の数 に使株者れ。項規は、 。項規は、 の定 規に出 定よ席 にりしよ提た り出株 提さ主 出れの さた議 れ議決 た決権 議権の 決行数 権使に 行書算 使面入 書面の のの 閱本 覧店 又に は備 謄え 写置 のか 請な 求け をれ すば ることがいることがいる できる。 この 場合に お て

査い 以 外 \mathcal{O} Ħ 的 で 請求

る求求求該会請は会のも者者者請社求、社規 き年規会主請ら営会面 よ書主かり面のとに 提の共い該 に出された。) ばいののでは、これにいる。) ばいののでは、これにいる。) ばいのでは、これにいる。) ばいのでは、これにいる。 たは益が場をそ合 書で的確こ 面知で保れのり請又を 閲得求は拒 覧たを行む 又事行使にと (謄写による) できないできない。 よを つ得 てて 知第り二 得者 たに 事通 実報をす 利 る た 、 を請り て求 第を 三行っ にた 報き

 \mathcal{O} 承諾 をすること を 拒 W で は な

定

 \otimes

る

ところによ

り、

株

式

会

社

 \mathcal{O}

承

諾

を

得

て、

法務省令で

定

め

Ś

時

まで

に

議

決

権

行

使

書

面

に

記

載

す

×

き

事

請

求

をす

項三

四三二

録業下あて間か方項株る行 を又請い由前項たあ行政 法は求ずを項の議るう令 務株者れ明の規決場 省主」から電定権合令のとにか磁にのに で共い該に的よ数は に害のをれさたたは、 よす権除ばれ事株 りる利きなた項主正表目の、ら事をの当 示的確こな項記議な しで保れいを録決理 た請又を。法し権由 務たのが省電数な 令磁にけ で的算れ 定記入ば、 め録す るをる前 方そ。項 法の に本 よ店 りに 表備 示え し置 たか もな のけ のれ 閲ば 覧な 又ら はな 謄い。 \mathcal{O}

◎調な 査い 以 外 Ò Ħ で 請 求

報以き的社(求お業の磁第当に権 °記の以がい時日的三該よの たことと に務こっは内ら法の式議使 記ののた、は三に承会決 録遂項と当、箇よ諾社権 がて、 る前 も項 のの で電 あ磁 る的記 き録 °に さ れ 事 項 を 務省令 で 定 も求は拒 \emptyset のを行む る方 の行使こ 閲っにと 覧又は窓できれている。 法に ょ 修謄写に n 表 示 よっ た ŧ 7 知 0) ŋ \mathcal{O} 得た 閲 覧 又 事 を は 実 を利益を得て 謄 0 写. ょ 0 7 第三 知 V) に 実

あ

- 177 -

を

行

いったと

告四 4 し百計 な四算け十書 略れ条類での な株公 ら式告 な会 い社 °iţ 法 務 省令で定めるところによ 定 時 株 主総会 0 終結 後 遅 滞 なく、 借 対 照 表 (大会社にあ 0 て は、 貸借 対 照表及び 損益計

八人 (前(百特) 路二路七月 十清 九算 条事 件 \mathcal{O} 略管

432第 項 \mathcal{O} 規 定 0 適 用 に 0 1 7 は 第三 百 八 条第 項 \hat{O} 法 務 省 令 で 定 8 る 株 主 は、 そ Ō 有 す える株 式 に 0 い て、 議 決 権 を 有 す え も \mathcal{O} とみ なす。

査

第 たっている する会は でる会は でる会は 法務大品 臣間法 の中律登、又 録当は を該他 受公のけ告法 たの律 者内の 石(以下この答別をである情報 節報公 にが告 おおり て定四 「多百調数四 査の十 機 者 が り 者 第 第 提一 と供項 いう。)に対し、調査を行いを受けることができる状態への規定による公告を除く。こ うに以 三置下 とかんの とれの 求て節 めいに なるお なければならないて同じ。) なつ ないかを で電子 法公 務告 省に 令よ でり 定し めよ るうと

 \bigcirc 郵 政 民 営 化 法 伞 成 + Ł 年 法 律 第 九 十七 号)

五一 散 及 び 新会社 \mathcal{O} 設 <u>V</u>

2第 のの、機略解 略能力 を引き 継 が せ るため、 次 0 各 号に 揭 げ る業務 を 営 む 株式会社 とし て当 該 各 号に 定 \Diamond る 株式 会社を 新たに設立 するも 0 とする。

五四一 公条公 略生銀三社 社 命行 保業 険 業郵 便 郵貯 便金 保銀 険行 会(社第 (九)第十 百应 三条 十に 一六条に 規る 定郵 す便 る貯 郵金 便銀 保行 険を 会社ない を い第 う八章 第を 九除 元章を を 除以 き下、同 以下に 同 ľ

2 第 銀十 行六 法条 条略

第 第 $\ddot{+}$ 項 0 規 定 は 前 項 \mathcal{O} 場 否に お 1 て 日 本 郵 政 株 式 会社 又は そ \mathcal{O} 子 会 社 が 取 得 Ļ 又 は 保 有 す る 議 決 権 に つ 11 7 用

九一 十定 四義 条 \mathcal{O} 章 E お 1 7 郵 便 貯 金 銀 行 ىل は、 銀 行 一業を営 ほせ しるため に 次 条 Ò 定 め るところに 従 11 日 本 郵 政 株 式 会社 が 設 立. す る 株式 を

略の 制

すらしは、 るな 郵い郵第 。便一 貯項 金(銀第 行と項 他に のお 金い 融て 機準 関用 等す とる の場 間合 のを 適含 正む な 競次 争項 関に 係お 及い びて 利同 用じ 者) \mathcal{O} 役第二 の項 適た切だ なし 提書 供又 をは 阻前 害項 すの る認 お可 その れ申 が請 なが いあ とつ 認た め場 ると

便

貯

金

銀

行

 \mathcal{O}

議

決

権が

その

総

株

主

0)

議

決

権に

占

8

る

割

合そ

 $\overline{\mathcal{O}}$

他

他

 \mathcal{O}

金

融

機

関 等と

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

競

争

関

係に

影響を

及

ぼ

す

のが行務営がれを務子、人大状保ば考大 会銀銀臣況有な慮臣 社行行は、 と法法 な第第第っ十十一 た六六項 銀条条 銀行が当該事場の二第三項に発の二第一項第二項にだし 由に第し の規一書 の生じた日かなたまで、第二号の生じた日かない。 ら府又の ら一年を経過する人は第七号に掲げの認可の申請があ る由げあ 日までいる会社が 社でなく ではない。 ではない。 ではない。 くなるよう、所要の措置をの子会社となる場合についにおいて同じ。)を子会社委員会の意見を聴かなけれ をい社れ を講じなければならなればならな 加用しない。 らいい。 な

略

十出 号条項を 0 各 昘 \mathcal{O} 11 ず れ カ に 該 当 す ると き は、 $\overline{\mathcal{O}}$ 旨 を 內 閣 総 理 大臣 及 び 総 務 大臣 12 届 け 出 な H れ ば なら

な

八七六五四二一 たときにお七十四名 に該当する やかに、は項に規定し す る管 理 を命ず っる処 分そ \mathcal{O} 他 丙 閣 府 令 務省令 で定

8

る処

分を受けたとき。

そ \mathcal{O} 旨 を 民 常化委員会に 通 知 L な

閣前銀外こ資三商 総各行国の本 号 大臣は、前項の規定による届出を受けのほか、内閣府令・総務省令で定める一項の規定による命令、預金保険法第一額を受けた事項を実行したとき。認可を受けた事項を実行したとき。、又は減少しようとするとき。

第百二十 -六条 \mathcal{O} 章に お 11 て 郵 便 保 除会社 لح は、 生 命 保 険 業を営ませるため に 次 条 \mathcal{O} 定 めるところに従 11 日 本 郵 政 株 け 式 れ 会 ば 社 な が 5 設立 す る 株式 会社 を

会大状保なし大社臣況有い、臣 。郵は、 便 保第 険一 受社と他項 (第三 の項 生に 命お 保い 険て 会準 社用 とする 適正なな 競含 争む 関 係次 及項 びに 利お 用い 者て へ同 の 役 変) 務 ő, 適第 切二 な項 提後 供段 を又 阻は 害前 す項 るの お認そ可 れの が申 な請 いが とあ 認っ めた る場 と合 きに はお `\\\

す る郵 便 保 険 会社 \mathcal{O} 議 決 権 がその 総株 主 \mathcal{O} 議 決 権に占め る 割 合そ 0) 他 他 \mathcal{O} 生 命 保 除会社 ٢ \bar{o} 間 0 競 争 関 係に影 響 を及 II す 事

険社 会が、 等は、 は、 、 、 保 (保第 そ険 険一 業項、 の業 子法 法 会社となる第百六条 第五二 六項 条後 の第た三 第段 一又 保項 項は 険に 第第 会社定 — 匹 号項 等す かの , が 当 内 ら認 第可 該閣 三分の 号申 事府 一請があっ 由令 ので 生定じめ たる 又た はと 日事 か由 第き 7八号に1 らに 一よ 年り 掲営げ化 を郵 経便 る会員 過保 する会 社会 日社 をの きいう。 まの 子で会 子社 次聴 会と 項か 社でなくなるよいなる場合につい にな おけ いれ てば 同な じらな ~... う、、は 会 要適 の用 社 措し 논 して 置な をい 講じ は な

七六五四二一省(

法おのの略変 更郵 し便 た保 とき °社 は、

次

 \mathcal{O}

各号

 \mathcal{O}

11

ず

ħ

かに

該

当

す

るとき

は、

そ

 \mathcal{O}

旨

を

内

閣

総

理

大臣

及び

総務大臣に届

け

出

なけ

れ

ば

ならな

所

法第百三十二条第一項おいて支店若しくは迷め規定による認可を受め額を増加し、又は減り 項だけがした。 定事事よ による命令、同法第一務所又は駐在員事務所頃を実行したとき。りとするとき。 二所 百を 四設 十置 一条第一 一項に規と 定き す る管 理 生を命ずる る処 分そ 0 他 閣 府 令 総 務 労省令で・ 定 \otimes いる処 分を受け

内 閣前 総理大! 臣掲 及げ びる 総も 務の 大の 臣ほ はか、 前内 項閣 の府 規令定・ に総 とよる届出た 務省令で を定 受め ける たときいたときい は該当 速す やかに、 その 旨 を 民 営 化委員会に

、岩 監九 查十 拉-六 次条 行次 役又はいの各号 支配と 人ず はれか 百万該 円当 口以下の過料によっている場合には には、 処 処する。. その違1 ただし、その気を反行為をした砂 行郵 行為について い銀 て行刑 を科が す便 ベ保 八きときは、
体険会社の取締 こ締ので、 限 似の会計が な参 ない。 は そ $\overline{\mathcal{O}}$ 職 務 を 行う ベ き 社 員

通

知

L

なけ

れ

ば

なら

な

当て

 \mathcal{O} __規第第 第略百百百百百百略定百百 よ条条 るの第届二一 出第項 を一の サ項規 ず後定 、段にった ょ は第る 虚百認 偽十可 の二を 届条受 出第け を一なし頃い た若で としていましています。 。は各 第号 項掲 `げ 第る 百業 二務 十を 条行 第つ 項と き 首三 + 八 条 0 第 項 後 段、 第百 兀 + 条 第 項 又 は 百 匝 + 九 条 項

十十九八七六五四三 第第第第第第 ++十十十十九一 八八八一条条 条条条条第第 第第第第一七 三二一一項項 項項項項又の ののの文は規 規規規は第定 定定定第百に ににに百四違 違違違五十反 認認認項項行 可可可のの。 をを規規同受受定にに なななよよ規 いいいりる定 ででで付命す 業同同し令る 務を行れて、業務を行れて、業務を行れて、業務を行れて、業務を行れています。 っ定定にのい たするほとさらき。 。 法険たはを 以のと一子 外種き部会 °の社 停と 止し のた 命と 令き を 除 <. · 違 反 L

の類 方以 法外 にの よ種 り類 資の 産保 の険 運の 用引 を受 行け つを た行 とつ きた。と

百 九 条 第 +: 項 0 規 定に 違 反 Ĺ て、 保 険 会 社 等 同 項 に 規 定 す る保 険 会社 等 を 11 . う。 を子会 社とし

附

兀

権お平七 をい成条第 有て十 す決四附章 る議年則の もを法第規 のす律二定 れる株式に できる事質 できる事質 に項「四 つの公章 いての議決な公社法」といるでは、 (権を含じ、) が 下同じ。 第六十六 第二の法律)が条規にで第規 つき一定 いな項の てい中適 は株「用 一式議に とに決つすつ権い るいにては、 のい 議て第 決は三権一十 惟と八 除あ条 きる第 、 の三 会は項 社一中 法議「 第決公 八権社 九会あ 条社る 第にの三あは 項つ「 のて目 規は本定、郵 定 に株政 よ主公 り総社 議会法 決にへ

\bigcirc 証 券 取 引 法 等 0 部 を 改 正 す る 法 律 伞 成 一八八 年 法 律 第 六 + 五 号)

新はく商四 かび前金 品十 取八 でに上収払払同り間気配当 取入 のにた令人人号起法の商該を引条 他事るでで、算第規品業行法 内業営定ああ名し六定取務つ第こ 閣を業めるる称で十の引(で六の 府行所るとと又三三適法施い十法 令つ又使きさは月条件 でては用はは氏以第を二日者条の定い事人、、名内五受十前(第施 に項け九に附一行 、にて条取則項の 次規特の得第第際 に定例規の百二現 掲す投定申五号に げる資に込十に新 る特運かみ九掲金 事例用かの条げ融 項業業わ勧第る商 にこ融特利第機第 届の商例に四関二 者引で条商二る」法きに品項権 〜条 例十適同 をに 除規 投九格条 く定っす 資条機第 運の関八 つ
á 用登投項 は金 業録資第 `融 内商 閣品 府取 令引 で業 しとを含 定者め等 がみい行 終する。に るを ところにいいう。以 すれ以係 るる下るま者同業 での間での間であり、新のでは、一般であり、一般ではなり、一体ではなり、一般ではなり、 *********** よ下 sy、病 同じ。 は、食い、 施

七六五四三二一日及 一なる一略そ他主政法法商ら同項融当 める務が役資 ると所あ員本 事きのるの金 項は名と氏の、称き名額 の地者 \mathcal{O} 種 総 \mathcal{O} 類 氏 名

れ用 第ば業第 項ら行項 規いも規 。の定 定 に にの 限適 る用。を 金)曼 融 商 をけ 受てけ特 品 取 て例 業 い投 者等 る資 者運 が を用 引き 除業 く。を 続 ()行 特 は う 金 例 投 内融 資 閣商 運用 府品 令取 業務を で引 定業 め者 行 る等 う場 ところ に融 お よ商 り品、取 1 は 施引 行法 日第 前 か二ら十 項 \mathcal{O} 規 起九 定 算条 しの て登 三録 月 (当 届 出 内該 に登、録 金 融 商 内を 品 閣受 取 総け 引法第六 理た 大金 臣融 に商 十三 そ品 の取 条 旨引 0 を業 届者 第 けが 出投 項 な資 \mathcal{O} け運

合に

7

12

ょ

る

を

ょ

ŋ

引

き

技務百条規 高 管第術 力の定 略を一的と十六に な定はは七規出は大規という。 -並み なける法領法の法に、、同条 のの十第 一規三 部定条項 を並のに 改び三お 正に第で るれ項準 法ら、用 律の第す (規二る平定号同 成にに法 十係係第八るる六 年同部十 法法分三 律第に条 第八限第 六章る五 。項、 十の 十五号) が規定を う、第六 附適六項 則用十及第十三び 四る条第十。の八 条の 第場第第 一合六六 項に十十 にお五三 規い条条 定てのの す 一第 るこ 特れ第三 例ら六項 投の十並 資規五び 運定条に 用中の第 業一四六 適、十 務適 と機百条 す関八の る投十四 ほ資八か か家条ら、等並第 必特び六 要例に十 な業第三

6 \mathcal{O} 届項読あ四まよ けの替る条でる 出規えののの届 けの、、質れ適政「二 ば用令証項びな なをで券及にし ら受定取び同て 例 投 資 運 用 業務 を 行 う 特 例 業 務 届 出 者 は 内 閣 府令 で 定 \otimes るところに ょ り、 施 行 日 カコ 5 起 算 L て三 月 以 内に、 内 閣 総 理 大 臣

 \bigcirc 犯 罪 E ょ る 収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 に 関 す る 法 律 伞 成 +九 年 法 律 第一 \pm 号 抄

を二 を二(こい条定 義 \mathcal{O} 法 律 お に 11 お 1 7 事業 犯 罪 E ょ る は、 収 益 は 組 織 的 犯 罪 処 罰 法 第 条 第 四 項 規 定 す る犯 罪 収 益等 又 は 麻 薬 特 例 法 第 条 第 五. 項 規 定 す っる 薬物 犯 罪 収 益

漁農農信信労労信信銀のう 日商金業業組合合合合合合 本工庫協協合 連 連 会 合会

て

特

定

者

لح

次

掲

げ

る者

を

政組 策合 投中 資央 銀金 行庫 規百 定五 す号) 少第 額 短条 期第 保七 険項 業に 者規 定 す る 外 玉

保

険

会社

商

品

取

引

同同連

組組合

合合会

連

合

会

合

引引引同条成 法法法組第七 第二十二条 条三十 第十三 五項年 項に法 に規律 規定第 定す二 する十 る証五 特券号) 業融第務会二 届社条 第 Ħ. 項 規 定 す んる金 融

出 者

を 共保保保株株農水水漁業業業用用働働用用行法 含昭不信信金金金済険険険式式林産産業協協協協金金金金 律 む和動託託融融融水業業会会会中加加協同同同同同庫庫庫庫 十產業会商商商產法法社社社央工工同組組組組組連) 八特法社品品品業第(、年定(取取取協二平) 条律同成 七四業六 る一年五 規第律四 事た条第 者融五項

無 尽 会社 、年定(同法共平 第第事十 項十法年 (に規定 (に規定 (二年) (二年) (二年) (三年) す第六百 小条法十 模一第号 不項七 動の十第 産認七五 一特可号十 定をご条 共受第の同け二二 業金第一 機項の 同関に登条で規録 第あ定を 九つす受 項でるけ、不 規不動者 定動産 す産特 る特定 特定共 例共同 事同事 業事業 者業者 又法。 は第信 同二託 条条会 第第社 十四又 一項は 項に金 に規融 規定機 定す関 するの る不信 適動託 格産業 特特務 例定の 投共兼 資同営

家事等 限業に

定を関

事営す

業むる

る法律(平成十年年代) (平成十年年代) (平成十年年代) (平成十二年) (平成十二年) (平成十二年) (平成十二年) (平成十二号) 号第業第る定 んる貸 金 定す Ź 資 金 移

条項

第二規

項定

にす

規る

定商

す品

る先

振物

替取

機引

関業

(者同

法

第

兀

八

条

0

定に

より

振

又含宅取事る対対を利記のに切 はむ地引業業価価購用号役限手こ。建業者務のに入者そ務るの れ) 物者 を合相したの提。売 ら 取 (行計当、る他供)質の 引信 う額マス 関の事をを

う者 が表示では、 では特定の役務に では特定の役務を直接に では特定の役務の提供事業者 では特定の役務の提供の事業 をする業務を行う者 ではないう。)を行

あは者しト業

に付供用 () ドリング () ドラス (

行う

業託

お金

い融て機

単関

にの

「信

宅託

地業

建務

物の

取兼

引営

業等」に

と関

いす うる。法

属

等

と

1

. う。

 \mathcal{O}

売

買

を

業

لح

会別社

製 品 以 表又 下 には

人動同い以事 るけ宛を信 役ででできる。 をの郵取送 提内便る達 供容物場に すを受ける当該けしる 務顧取て法 なってこれでは、平道なってこれでは、平道は、平道なってこれでは、平道ないでは、100円 貴金

若該己年

し顧の法

く客電律

はに話第

当引番九

該き号九

て又顧第

のは客二

若当が条

士顧装己便地 法客置の物を人がに居に当 八(外国法事務金形による通信を含する貨物をおります。 新番では、 一番では、 一部では、 一では、 一で

士法法護話係るび所

年法 律 第 百三号) 第 十六 条 の二第五 項に 規定す る外 国 公認会計

士

を含い

to

又

は

査

法

人

一第定上四(二取欄条取 当取法本項引に 引 該引人人第一掲特時顧をに特四とげ定確 客行あ定十いる事認 等うつ事五い特業等が目て項号、定者 からしていた。 自的は、か同事(然 名自ら項業第 称然第前者二 及人四段の条びに十に区第

ためるものにあって場の確認を行わなけ物省令で定める方法という。) のうち同いの しゅうちゅうしゅい

っては、主務なければならればならればならい。 を除く。 以下

省な当に下

令い該定同

で

定

 \otimes

る

事

項

及

び

生年

힑

日

を

1

。顧めじ

客る。)

に引は、

つ() () 顧

て、第等

の号の

各に間

号おで、

~ V)

(第二条 別表 の

次二

事

業

0

内

で あ る 本あ八規分二 本店又は主たる事務所のでは近れている。 本店又は主名、住居八号までに掲げる時中間に応じるれぞれ同事ではおける時中間のでは、 一項第四十四号に掲げる時間を 一項第四十四号に掲げ 場合に あ つ は 所へ定するの本事るの 所邦業も中特 在内者の欄定地ににをに事 該 顧 客 を住あ除定業 をいう。以下同じ。) 住居を有しない外国人で政あっては、第一号)に掲げ除く。)を行うに際しては 定める業務(以下「特定業業者(第十二条において」 等 が 法 人で ある場合に 政令で定は、主務のとは、主務のとは、主務のというででででである。 あ 0 7 は

- 182 -

ō 4 ろと第 て認 対定 格 しを顧 て前客 0 `項等 な 当の及 該規び 社 取定代 4 引に表時よ者 は 確り等 財 認読ん 寸 はに下に特定引にむ六特のう罪 一掲こ特定す(つ。条定ほ。に 第げの定事る以い)の事か)よ にみ前 わるよのるのにるびの れ疑る取取状掲特に間 る場 係替二 第第第 第第第 第 第第 るえ項 一る項取項場下てで規業、にる たい確引引況げ定当で 事てに 合 項規に引の合一第あ定者犯居収 項適規 項号項 項 号項 号項項 際が認にとのる事該 12 を用定を前 にあ、関し確事業取特 お は当 本次 まを前 当る口連て認項者引定該場にす政はのにが業関合おるや、確あそ務 V で伴項にう各 ではならない。ではならない。では、 て、 特 定 号揭場号 連にい他で第認っのの げ合に 事 取おての定人はて価うののう引け「取め条、は額ち 引け「取め条、は額ち時る関引る第第、が次 0 項 るに掲 事 特あげ 欄とてれ当いのるのに移る関 業 定っる 条幅といれます。 第二日に を にいいば該うの にいいば該の にの成に にのない にいいで 確当連のも一一前政の 経 事て事 認該取際の項号項令各 営 業は項 に取引に のイ第で号 を `並 は任資び あ 者 る)然な等をよつび項のと度 係引時行 規又一定の 実 に資び る場 四当屋に 定は号めいに口にるず 字で人いの行るい保又たのの 質 る 確わ あ産に 四 的 事 認れ 一十五号かるときいか顧客等しか顧客等し 四角たび当たび当たび 一合に つ及当 に支 こた よに掲額れ 項 てび該 と前 る規げをか を の規定によるの規定によるの状況の状況の状況の状況の状況の状況の状況の状況の あ は収取 偽 届定る超に 配 い項 かればいる `入引 0 う若。 出す事え該をる項る当 0 す 7 前のが では、なれ、な 7 ること は 項状そ 第 加也場とるない際のに えの合な場ら客の行 、当にい合の管そわ 当該お。に、規理のれ 行関ご財す 公然に 11 職 第況の 四 には 同第る た う連の産る 業 +表一場 が 確人 べ取確の取 疑 係こ 会第額 に二が 額 るの き引認移引 認を の項合 該特い お定を他て 可 い 뭉 か いら。 特定で、 第又で けを行特い が 顧項 場時を転を 能 揭条政 該 政 ま 四はあ 定事 る第う定な 客()等 合確行を行 あ لح げ第一で 令 顧 も五必国い 欄第つ 下 取業会 る に認わ伴う な 客 一以 掲掲項 引者社 の項要等と 顧 又れ 該をなうに る 等 事項定 定 等との にの性に認 当行け場際 関 取下 客 はら X が 項第め げ 係に 引同 げの当 のの代 限規が居め 等 代の すっれ合し 法 る 一四る る るたばにて る規該 時じ 任間表 る定特住ら 表規 (そ 額 人 十額 字定顧 °ににしれ 確 にで者 者定 あ で 五を を 定 一よ高又る 当現が 認 は 句の客 \mathcal{O} 等を るも 超 あ 号超 事) (第五 と適等 たに当 をりいは国 代 Ż る かえ 業 かった。、著のた。、省 す用が つ特該 行読と所又 表 \mathcal{O} る 場 らる 者 のた。、省判当こ資令 て定会い取社 い特 つみ認在は 者 とし るに国 六項 一合に に 財 第財 、 う 。 事 て替めす地 等 項の 0 四産 産 あ いえらる域るてれ者と 断該の産で い地 る引の が に規 て あ 0 十の 2)業 て方 自等た 当 に事場及定 主 規定 移 八移 7 0 は公、共 必項合びめ を者 然のめ 顧適るにし 該 定に 務 7 号転 は 省令 人任に 客用取対て 事 すよ 要のに収る 行が う第る前 にに当 等す引す政 な確お入と限認いのこ 次団 項 るり 前の取当 事の取当第 第 の体 とるとる令の場し財で で定 場一 つ当該 代読 を 業本引該 項本引該 度のて状ろに方、況に いた特 表 偽 表み の人等特号 第人等特 に若 てっ定 取合て産定 者替 \emptyset の人 0 内特の定か 特の定 もて事 る者 第格 引を政のめ て 等え おし 号定任事に業 容定任事 いく $- \mathcal{O}$ をて 事に業第 カ ては号二、行異イ条当 て、第一 欄な 主る者 た い適 が 揭項当者 項当者 う用。す にい 疑 務自と あ たと 뭉 たと 第 げ 当二 掲社 省然の うな又第該 ると V つの つの ま る ロるに場 該項 令人間 もるは二顧 げ団 が 号 て間 事 て間 で き ず規もも下 の方口項客 特人 る又 でがで あ ま 項 いで いで 定こ 顧は 定当第 る定ののこ と法に第等 に る お合 . る 見 に でに る現 事れ 客財 め該 もに \mathcal{O} 顧 いを すに掲四に あ 自に 客等 るよげ十つ。りる五い る顧項 号 て含 業ら 等団 のよ 0 掲 然特 然特 と客又に等は 同む 者の のそ とる に て

区の

等は

し確

を

行取号で

人定

人定

に規

3 2 ら務七ん 定定録 め事等 る業の 方者作 法一成 に次義 よ項務 が り、 規 、 規 顧定 客等る の特 確定 認事

業者 は、 前二 項 E 規 定 す る 記 録 以 記業 下 録者 をを 取 検除 索す。 引 記 á 録 たは、 \Diamond と の特 事定 項業 当に を、 該係 取る 引取 該 の引 期を 取 引 日行 又 及っ びた は 内場 特 定受任何 容合に のは 他 行 為 の少 \mathcal{O} 主額 代 務の 理 省取 等 令引 でそ \mathcal{O} 定の 行 め他 わ れ るの た 事政 日 項令 にで か 関定 七 すめ 年 るる 間 記取 保 録引 存 をを 作除 なけ 成き し な直 れ ば けち れに、 ば な主

 \mathcal{O} 届

5 4 3 2第 きに 疑 勘 八 (は行通行わ特案前条疑 、政知政し定し項 わ 速庁士庁い事 、 疑をの わ確他 し認の いす事 取る情 引方及 の法び 届そ第

に道の道の(ここで) に前の道の(ここで) に、所と府届そ主よ 当県す県出の務る 該知る知に役省判 疑事。事係員令断 又る及では は顧び定 都客使る項の 府又人項の県はを目取 会関は当取に係、該引 限者第取時 はし規わ結、て定し、疑はにい、 **一かそ** という。)を伝の主務省令で伝統三項に規定し 行定す おうとなる犯罪に す法収 ることとなること 又行危 はわ険 行な度 つけ調 たれ査 こば書 となの をら内 当な容 該いを

出 Tを受 けたとき は、 速や カン は、 に、 当該 疑 わ L 疑 11 わ 取 L 引 11 取 \mathcal{O} 届 引 0 出 届 又 は 出 に係る事 同 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 通 項 知 を 主 務 大臣

わ及 しび い都 取道 引府 の県 届公 出安 又委 は員 通会 知を に除 係る。 る。 項又 をは 国前 家項 公の 安主 委務 員会に(通国 知家 す公 る安 もの員 と会 すを る除。く。

二 一と邦九(た該外にをの条外 約所な関置に所るる業替 ていないこと。 東所その他の施設・前三条省 東所その他の施設・前三条省 東所その他の施設・前三条名 東所その他の施設・前三条名 でにいる状態(次号 でにいる状態(次男 を受けている状態(次 を受けている状態(次 を受けている状態(次 を受けている状態(次 を明 の契約締結の際の確認) 引適号実引及令所号を合に施時びで在ま を行う者であって監督を受けているで定める方法により、当該外国所在において単に「監督を受けている状态において単に「監督を受けている状态において単に「監督を受けている状态において単に「監督を受けている状态を行う者を開きをで及び第三十号に掲げる特定事業まで及び第三十号に掲げる特定事業 。 る状態」という。)にある 等理する者を当該外国所在 する措置(以下同じ。)と がは、以下同じ。)と がは、以下同じ。)と がは、以下同じ。)と がなが、という。)にある のす者時る替は 取るの確事取 当該は一わ又取措所当となは引 行は国的なう(

る 状 態 に な 11 ŧ \mathcal{O} の 間 で 替 取 引 を 継 続的 は 反復し て行うこと を

士 びの(等日規略に よる本 特 定 事 項 \mathcal{O} 確認等に 相 当す る措 置

政第二年 (弁) 及条 本定し 弁は、護 士前 連項 合の 会規 は、に、 犯よ 罪り に定 よめ るら 収れ益た の日 移本 転弁 防護 止士 に連 関し、の 相会 互則 にの 協規 力定 すに ź. もり の弁 と護 す士 うる。がなる。 〜行う本-人 特 定 事 項 \mathcal{O} 確 認に 相 当す る 措置 に 2 11 7 準 甪

第二十二 \mathcal{O} 項項項 法 第第第 律 iż 十八四 号号号 お か及及 け らびび第第第 る 行 7十三号に 号に 政 庁 は、 ま掲掲 でげげ 次 \hat{O} 及るる 各号に び特特 第定定 二事事十業業 掲 号者者 げ る特 に . 掲農内 げ業閣 定 事業者 る協総 特同理 定事業是 \mathcal{O} 区 者(び昭厚 分に応じ、 水和生産二労 全 業 出 場 二 十 大 当 同年臣 該 組法 特 合律 定 法第 事業者に係る事 (昭三· 11和二十三十三十三十二十二号) 年第 項に 法九 関 律十 して、 第八 二条 百第 それぞれ 四一 一 十項 二に 号規 当該各号に定める者とす 定 第す 百る 二行 十 七庁 条 第 項 に 規 定

七六五四三二 項項項 第第第 +++六五四 号号号 ににに 掲掲掲 げげげ るるる 特特特 定定定 事事事 業業業 者者者 株株農 式式林 会会水 社社産 日商大 本工臣 政組及 策合び 投中内 資央閣 銀金総 行庫理 法法大 東東 成成 ++ 九九 年年 法法 律律 第第 八七 十十五四 号号 第第 二五十十 九六 条条 第第 項項 にに 規規 定定 すす るる 主主 務務 大大 臣臣

す号で行 する。 第一項の規定は、前項に が可の規定にか が可の規定にか がでした。 がの規定にか がある がある。 登ににか録か定か 金かめるら 融機関業務をごる行政庁及びはいます、第九条に い事財に お取 (第二条: い引 なに同じ。) 第)を行う場合 項 第十 五. 号に 湯規定 掲 は、る げ · る特· 当登 該録 定 登を 事 録受金け 業者 を除 融た 機者 S. 関が 業登 務録 が金融 係る る機 事関 項業 九 気に関する 条 及び んる行う 法第1 第 +改庁は、 条に定める事 内の閣三 総第 項 大項 関 する 臣第

7為に係るもれた、前項の5人臣は、 この7 の規法 を証券取る 引委権 等監視でいる。 委た融 員権庁 会に委託の所掌 任八に 仕する。・ た七に に限り、 報告マルは は条に関いて、 提出を命が ずるとなる。) 権へ。を 水は、、金融に、金融に 融お長庁い官 長てに 官「委が金任 が自ら行る。 ?うことを妨げない〈官権限」という。 Š

機 関業務に 係 る 行

規政に場 定令規合 すで定にる定すお るもののほか、第八条及び第十五定めるところにより、都道府県知する行政庁の権限に属する事務(おいて、証券取引等監視委員会がおいて、証券取引等監視委員会が 五年の子が行った。 から第十九条までの規定にか行うこととすることがでの法律の規定により都道庇の報告又は資料の提出の命 足による行いできる。 追府県知事 になる。 文い はて 都の 道審 府査 県請 公求 安な、 関 員証 会がの L 7 権引限等 必 要な に監 事 属視 することで委員会に 項 Ŕ 政 と対し 令で定 れて ての いみ る行 事務をい

政 庁 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} 行 |使に

-ら 十主 ホ次三務 十号から第十三号まで及八号及び第九号に掲げる特定事業者以外の臣又は委員会に掲げる特定事業者の区に掲げる主務大臣は、次のおける主務大臣は、次の 及るのが特特 区の 区分に応じ、いとおりとす 第定定 二事事 一 十業業 号者者に 当る 掲農前 該 げ業条る協第 特 定 特同一 事 定組項 事合に 業者にど 業法定 .係る事 者第め 九る 水十行 産八政 項 業条庁 次 協第で同二あ 号 組項る合に大 から 法規臣 第 公第百二十七名 焼まする主務 芸工は委員会 兀 | 号までに 条大第臣 掲げ .る事 項 を除 < < 関 l て、 それぞ れ 当

までに 定 め る大 臣 及 び 財 務 項

命 四三二令 ニハロイらとの前前前・ホール る主務省令は、内閣総規定する特定事業者に規定する特定事業者に規定する特定事業者に規定する特定事業者に 総ににに理係係係 務規規規 が大定する 大定する でである 法事事事 務項項項 大臣、財政制度 務安理か 厚 生労 働 大臣、 農林 水 産 大臣、 経 済産 業 大臣 及び 国

2第 4 3 取 第業引相十一とと手八 一項又は第二項の罪にとして前二項の罪に当として行われるもので手方に前項前段の目的以外。 (Mana (Mana) に当で的 に当たる行為をするよう、人を当たる行為をした者は、三年以であることその他の正当な理由的があることの情を知って、そ を以由そ を勧誘し、又は広告を以下の懲役若しくは五田がないのに、有償でての者に預貯金通帳等 そ五で等の百、を 他万預譲り れ以金渡 で下通し、類の帳 似罰等交 す金を付 るに譲し、方処り、 万法により人を誘引した処し、又はこれを併科すり渡し、交付し、又は埋となるはないといいます。 たす提同 者る供項 。しと た同 第 者様 もとす 項 同る。 لح 同 様 を通す常 様 る。商 取 引 文 金

2第 て 第業行相十 一とわ手九 項しれ方条 又てるには前も前 の罪るの の罪に当たる行為をよることその他の正当の目的があることの 為をするよう、人なとした者は、三年2年当な理由がないのである。 とした者は、三年2年2日がないので、2年2年2日である。 誇し、又は広告その懲役若しくは五 有償で、為替取 有に為替取引カー れ以ド譲 で下等り 類のを渡 似罰譲し 似する方法により人を誘引した者罰金に処し、又はこれを併科する譲り渡し、交付し、又は提供したし、交付し、又は提供した者も、 さるたる。者同 も現と 第 同同 項 様様 とすす 同 źś. 様とする 通 常 0 商 取 引

لح

で

あ

相十 手方に(前略 項 前段 0 目 的 が あ ること $\bar{\mathcal{O}}$ 情を 知っ て、 その 者に 暗号資産交換用情 報を 提 供 た者も、 同 項と 同 様とする。 通 常 0 商 取 引として行 わ れるも 0

該

イ

- 185 -

Ê

規

定す

〜る主務-

大臣

土

交

通

大臣

が 共

同

で発

す

 \bigcirc 株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)

(抄)

は関 その他の政令で定める取引とは 特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結	双 久	第二条第二項第四十八号に掲げる者
ら、 その他の政令で定める取引に定 特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結	為の代理等に係るものはこれらに付随し、若しくは関連する業務の法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一	第二条第二項第四十七号に掲げる者
その他の政令で定める取引をの他の政令で定める取引をとかるとする契約の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の	務のうち、特定受任行為の代理等に係条の六に定める業務又はこれらに付随二十六年法律第四号)第一条の二、第	第二条第二項第四十六号に掲げる者
	するものを除く。)	
続を係られています。	に相当するものとして政令で定める行為又は手伝人、組合又は信託であって政令で定めるもの仕の組織、運営又は管理に関する行為又は手続	
すで	会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政宅地又は建物の売買に関する行為又は手続	
の <u>.</u>	において「特定受任行為の代理等」という。)に係るで定めるものを除く。)についての代理又は代行(以言系の・デー雇名の方としてるそれによって	
(女) その他の政令で定める取引 との他の政令で定める取引 とを内容とする契約の締結 対定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結	努かうら、顧客のとめこする欠こ曷げる亍為又十九条に定める業務又はこれらに付随し、若し書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三	第二条第二項第四十五号に掲げる者
	号に規定する業務	二条第二項第四十三号に掲げる者
貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引	属等の売買の業務	二項第四十二号に掲げる者
	はその代理若しくは媒介に係るもの物(建物の一部を含む。以下この表において同じ。)	
宅地又は建物の売買契約の締結その	規定する宅地をいう。以下この表にお地建物取引業のうち、宅地(宅地建物	第二条第二項第四十一号に掲げる者
	(同条第七項に規定するカジノ行為を除く。) 上記を複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカ	二条第二項第四十号に掲げる者
のる取引 (の交付又は付与	同号に規定する業務	二条第二項第三
める取引同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定	同号に規定する業務	第二条第二項第三十八号に掲げる者
で定める取引内容とする契約	金融に関する業務その他の政令で定める業務	までに掲げる者第二条第二項第一号から第三十七号
		第四条関係)

4 3

第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、9 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ことその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。

第一

項と同様とする。

五府団次十、体の 六政又各 年府は号 法機個に 律関人掲 第又をけ 五はいる 十地う用 語 \mathcal{O} 意 義 は そ れぞ れ 当 各号 定 8 るところに

+九方 号公共 一四う成 に団 条等等等 規体 定を すい 一第 項二 律 るう の条 第 銀 行、 認第 百 可二 五. を項 号) 長 受け規 期 第一 信 た定 崩 一条 金融る 銀 不第三 行 機信 法 項 関託 昭 E を会 和二 い社 規 う。同々 定 とする特. + 条 七 年 第 定 法 五. 項 目 律 的 第 会社 規 百 定 八 チ 及 + る外 75 Ł 同 号) 玉 条 に 第 信 規 託 項 業 定 者 す 規 る長 又 は 定 期 金 す る 信 融 用 機 関 産 銀 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 流 信 そ 動 0 託 化 他 務 令 \mathcal{O} 兼 で

が政資業百並資ず和法て産。和政の 国業令除あ数は 佐人等 (我が上たる事業に) 「 う 政人ス 令でなる 定売主め業た がと以 国す下 の法人は るをる業主事 *種に を なると 等の並 とうび 属事す で原材料では、常時: す業る ると事 事す業 *業(以下者につ の小使 供企用 給業する 下者い 役定従 「にて中つは 員事業 の業員 小い五 企て千 派をの 業は万 遣営数 乗特定事業」 - は五十人、卸売業な そむが のもそ 他のの 業 \mathcal{O} 継 種ごとに政 と売を 続的 い業主 う又た。 な 経

〜け事

を一業

営ビと

むスす

も業を事

(主業

口た者

のるに

政事つ

令業い

でとて

定すは

令

で定

め

る数

以

下

 \mathcal{O}

会

及

済関係を有する外

国

 \mathcal{O}

信財 託務 の大 受臣 益が 権定 をめ いる外国 \mathcal{O} 法 人 を

産

さ

れたも

 \mathcal{O}

並

び

に

我

が

玉

で生

産

さ

れ

たその

他

 \mathcal{O}

製

品

でそ

場の分入舶い債国 我若製品市及ず若の がし品及場びれし銀 国くでびの車かく行 のはそ附開両にはそ (国(当際保 外海の属拓を該この 該協証事力期 由銀間 が行が 発(一 生以年 関場のの著同を債関 生した場合においいて「会社」といっている。 国若場又与並 民しのはすび 経く開出るに 済は拓資とそ いいに いて、相に限り、 の確又外認の 健保は国め部 全又確法ら分 全なは保人れる 発外に等るもの 展国著にもの 手及債 方び務 が相を貸手負 のとしいの附たのくりを属 付方担 め経寄海輸品 債がす のに不可欠な物質 情外で生産された で表すると認められた で表するとなれた の促進に がある。 権ある 公か為 社じで 債めあ 等定って 資にらた のた債 他者務 ののの 金信保銭用証 たるとをに さるとをに む認海我 債状に 。め外が うらで国 権態準 をにず 移係る 又れ販の はる売法技技す人 転るも す事の る由をこが含 術術る等ををこ又 輸提とは と発む を生。 と約すると し、 資 、 え 又こ 玉 はと も合に 法 受け 人等 のに相 をお手 含い方 入 むている会金 れ ること り)社銭 海 又がを

をいます。 では、 では、 では、 では、 では、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 では、 では、 でいるでは、 でい 同もげ年 じ。)たる方法に資金に資金がある方法に)を行うことをいう。金の貸付け(貸付けと同法による信託又はこれら第百八号)第三条第一号 同様の場合に掲 経ずげ 性済的性質 質をに をいよ 有う。信 る 託 ŧ, 信 \mathcal{O} として 託 会社 等と 財 務省令 の 間 で で 定 同 号に \Diamond るも 規 定 \mathcal{O} を含 す る む。 信 託 第三 契 約 十二 を 締 条 結 記する方: 並 び に 法に ょ

が当要そ等備 \mathcal{O} 国該物のがの会範 の資資他当輸社囲 法金のの該出は 人の輸方資等、等調入法金のそ 、達等ににたの 外のがよ係め目 国た確りるに的 政め実取債必を 府にか得務要達 等発つすのな成 又行適る保資すはさ時こ証金る

資る行 外公わ

国社れ

法債る

人等た

等をめ

が応に

海募必 外そ要

にのな

お他資

いの金

で行うながの方法に

事よけ

業りを

に取行

直得い、接す

安又は間接い当該資金に

る貸

付

債

権

を

譲

n

受

け

当

該

資

金に

係

る

務

 \mathcal{O}

保

証

を

を国

充てら

れる資

金

 \mathcal{O}

貸付け

を

行

V.)

当

該

資

金

に係る貸付

権

を

出れにと等のた 資る行。を貸め、 外公わ 行付、 つけ次 たをに 場行掲 合いげる お当業 い該務 て資を その債が 務るの 保付す 証債る。 等権 にを 係譲 るり 債受 務の、 保当 証該 等資 を行い、これを行い、これを行い、これを行い、これを行い、これを行い、これを行い、これを行いていません。 又債 は務 当の 該保 資証 金等 のを 調行 達い Ø ' た外 め国 に金 発融 行機 さ関 れ等 る若 公し 社く

- 187 -

合債 に務 おの い保 て証そ等 のを 債行 務い \mathcal{O} 保我 証が 等国 にの 係法 る人 債等、 務 の出 保資 証外 等国 を法 行人 い等、 又外 は国 当金 該融 資機 金関 の等 調若 達し のく たは め外 に国 発政 行府 さ等 れが る外 公国 社の 債法 等人 を等 応に 募対 そし のて 他当 の該 方資 法金 にに よ係 りる 取債

付需融 債要機 権の関 を期等 譲間若 りがし 受一くけ年は 、を国 若超際 る しくは も り る も 当の金 該をそ 資いの 金う他のの で (系) (国 (系) る若際 債し機務く関 のはに保当対 証該し 等外で、 を国 行のそ い国の `際海 又収外 は支で 当の行 該均う 資衡事 金若業 のし若 調達の過程してはは た貨当めの該 に安外 発定国 行をの さ図物 れる る た の 公め輸 社に入債必若 等をなく を な な は 夢金技 その術 の貸の 他付受 のけ入 方をれ 法行に

明の時間の居住者に関いて、国際語の民住者に対して、国際語の関係を支援が が短下基際国期「金収 で金資国由当需金際に 三該事業を行う者に受機関又は当該外国により輸入その他の 者に対し出資する 外国以下のものをい 外国以外のこ以上の をい が国対外取引をい するものを含むないう。以下はよどの間、当まな上の国の政策を行うことがある。 対の政機難 対して当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。政府、政府機関又は銀行に対機関若しくは銀行をいう。以難であり、かつ、緊急の必要 金を出 対以要 し下が て同あっ じると

す

¹号に掲げる業務を除く。)に対して、その業務に関連する して必要な調査を行うこと。 にる 附情 帯報 すの る提 業族を を行 で行うこと。

2第三十八名 (監める) る大条と臣 こきは、会社の公会社は、財政会社は、財政 に運務 対営大 し又臣、はが そ管こ の理の 業に法 務つ律にいの 関で定し、対 し監督上必要なるところに従い 命定い 明令をすることが 足款に違反し、 F に監督する。

十金 三融 条商 会取 社引 が、の 第適 十用 一除 条外 の等 が又 では きる。 一当な事 ず項が あ ると認めるときその他この 法 律 を施 行 するため 必 が

432第四 (会(略社略) ゚ゕ゙゙ + 条 \dot{O} 規定 によ ŋ 金 融 商 品 取 引 法 第六 十三 条 第 項各号に掲げ る行 為を行う り 場合に は は、 条 項 \mathcal{O} 規 定 適 用 んは、

規定に

ょ

り、

金

融

商

品

取

引

法

第二条第

八

項

各号に掲げ

る行為を

行う場合に

同

法

第

二十

九

条の

規定

適

闸

な

 \bigcirc 玉 際 抄連 合安 全 保 障 理 事 会 決 議 第 千 百 六 ÷ Ł 号 等を 踏 はええ 我 が 玉 が 実 施 す る 国 際 テ 口 IJ ス \mathbb{F} 0 財 産 \mathcal{O} 凍 結等に関 す んる特 別 措 置 法 伞 成二十六 年 法 律 第 百 四

四三二一リ九~ ス条公 \vdash 告 第三条総 称第口 ナーリ る項ス でが、対して、から、から、から、から、からに、からいた。 は、次に対する行 掲公為 げ告の るお制行れ限 為をもした者又 くは指定 しするとなれて できは、都道定を含む。 道 **府第** 県七 安条 委第 員六 会項 「(以下「公安委員会」「及び第二十四条におい V ーという。いて同じ。 のを 許受 可け をて 受い ける者 がれい ば下 なら公 な告 い国 。際 テ

_ 四三二 る も預規規 譲のの貯制制略 譲り渡すこと。 の条 (前二号に係るの条 (前二号に係る債務その制対象財産 (金銭をの条のを除る。)。 のをけ 他の政会を受ける 以令で定される。 で定される。 め条 る第 金銭債が 務お (第 て 十同 五じ 一条 条 第 逆の | 号売 お い貸て付 ーけ 預そ 貯の 金他 等の 債処 務分 - O と対 い価 うの 。 支 ン払 の履受 行け を受こ けと ること 前 一号に掲げ る行為 に該 す

る部 分に限 る。 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 債務 0 履行 を受けることにつ 7 許 可を受け いなけ れ ば なら な 金 銭 債権 议 下 特定金銭 **(債権)**

 \bigcirc 金 融 商 品 取 引 法 \mathcal{O} 部 を 改正 す る法 律 伞 成 + Ł 年 法 律 第 于 | 号 抄

削

のる年法十六条を 投(者業も条二(七新法第四まの新第(資こ等務の第条経 のる年法十六条を 中法律六条で三法一略運の(届を二 第第十のの第第項 適六三三七規二六の 格十十条第定項十規機三二第二十規 機三二第二並に三定 関条号六項びお条に 投第)項及にいのよ 資十附中び新て三り 家二則「第法準第旧 等項第適三第用一法 特及二格項六寸項届例び条機の十るの出業第第関規三新規金 務十一投定条法定融」三項資並の第に商 二項に関する で項に家び三六よる の第定特に三三届引 の六寸例れ項条出業 は十る業ら、第を者 は一つまり(第五し年 一三旧務の第五し等 旧条法」規二項たが 法の適と定号、金引 適二格あにに第融き 格第機る係係六商続 家六等法八限項者格 資四運投を第項第家 運第用資適六及三等 用三業家用十び十特業項務等す三第四例 務並を特る条十条投 びい例。の三に資 とにう投こ七項規運す第。資の、、定用 る六以運場第第す業 は十下用合六六る務 か三同業に十十金を 、条じ務お五三融行 的、新取第六項者い 読第法引六十並等て 替三第法十五びをは え項六の三条にい、 で項三正二百条み届定並第す項八のな出 たが二るに十四し金 るに項法お八かて、 るにではないない。 新に律い条ら 商 法おって並第新品 第い平準び六法取

六て成用に十第引十準二十第三六業

三用十る百条十者 条す七新九の三等

用法旧出除項こ措 業律法者くにの置 務の第を。規法 務の第を 施三い以定律 と行十う下すのいの四。こる施 う日条次の適行 (に項項格の 一以規及に機際 が下定びお関現 終「す次い投に 了施る条て資こ す行金第「家の る日融一旧等法 ま」商項法特律でと品に第例に 商項法特律 のい取おこ 新前等じ機の前 法にを。関法の第取い)投律金 二得う及資に融 十の。び家よ商 九申)旧等る品 条込を法特改取 のみい届例正引 規のう出業後法定勧。金務の心 に誘第融」金以かを三商と融下 か開項品い商こ た。 お始及取う品の らしび引。 取項 引利第等行へい きに一つつ以て 続係項旧て下 きるに法い「旧 旧もお第る新法 法のい六旧法 適にて十法^{_} と 格限同三特とい 機るじ条例いう 関いい 投以 三務 後 資下は第届)第 家こ、一出第六 等の当項者六十 特条該の(十三 例に旧規旧三条 投お法定法条第 資い第に第第一 運て二よ六一項 元 用 ¬号る十項第 業旧適届三第 務法格出条二 を適機を第号に 行格関し三に掲 行機投た項掲げ う機投た項掲げる と投家融規る行 が資等商定行為 で家特品す為に き等例取るに係 る特業引特係る ゜例務業例る同